

容量市場の実需給期間に向けたシステム設計開発に関する
プロジェクト計画の策定等について
(案)

容量市場の実需給期間に向けたシステム設計開発について、情報システム管理規程第15条及び第17条の規定に基づき、プロジェクト計画書（別紙1）を作成する。

また、同規程第17条第2項の規定に基づき重要システムに指定し、以下のとおり、委託先選定のための入札を実施することとする。

1. 調達方法

一般競争入札（総合評価落札方式）

2. 入札スケジュール

2021年5月12日（水）	公告（本理事会後速やかに実施）
2021年5月21日（金） 13時開始	入札説明会
2021年5月27日（木） 17時迄	入札に関する問い合わせ締切
2021年6月 1日（火）迄	問い合わせに対する回答を公表
2021年7月12日（月） 15時必着	提案書等提出締切
2021年7月27日（火）～28日（水）	技術審査プレゼンテーション実施
2021年8月 4日（水）	落札者決定
2021年8月 6日（金）迄	落札結果通知

3. 入札説明書（仕様書含む）

入札説明書は、入札説明書一式（別紙2）のとおり。なお、公告時にウェブサイト上で開示する。

4. 落札者の決定

総合評価結果に基づく落札者の決定及び落札者との契約の締結については、別途理事会で議決する。

以上

【添付資料】

別紙1 プロジェクト計画書

別紙2 入札資料一式

(内訳：入札説明書、入札書、仕様書、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書)

※別紙1は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき、外部秘（セキュリティ仕様等）に該当するため非公表とする。

容量市場の実需給期間に向けたシステム 設計開発及び運用保守業務委託

入 札 説 明 書

電力広域的運営推進機関

内 訳

入 札 説 明 書
入 札 書
仕 様 書
応 札 資 料 作 成 要 領
評 価 項 目 一 覧
評 価 手 順 書

入札説明書

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関の「容量市場の実需給期間に向けたシステム設計開発及び運用保守業務委託」に係る入札公告（2021年5月12日付け公示）に基づく入札については、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札を実施する事項

- (1) 件名 容量市場の実需給期間に向けたシステム設計開発及び運用保守業務委託
- (2) 委託内容 別紙仕様書のとおり。
- (3) 調達方式 一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 履行期限 別紙仕様書のとおり。
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり。
- (6) 入札方法 入札金額は、「容量市場の実需給期間に向けたシステム設計開発及び運用保守業務委託」に関する総価で行う。
なお、本件については入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、等級「C」以上の格付けをされている者であること。
 - (2) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
 - (3) 入札説明会に参加した者であること。
 - (4) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
 - (7) 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。
 - (8) 破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。
 - (9) 本受託者は、以下の資格等を有していること。
 - ・個人情報保護等の情報漏洩防止対策について、ISMS認証等を取得している者であること。または、同等であることを証明すること。
 - ・品質管理について、ISO9001を取得していること。または、同等であることを証明すること。
 - (10) 電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入及び運用実績があること。
- (注1) 取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。
(注2) 暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力

団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

3. 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会を実施する。入札を希望する者は、参加すること。

日 時：2021年5月21日（金）13時～（30分程度）

場 所：東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関

参加資格：「2. 競争参加資格」を満たす者

その他：・入札を希望する事業者は必ず参加すること（不参加の場合は入札できないものとする）

・新型コロナウイルスによる影響を鑑み、Webで実施する。参加を希望する事業者5月19日（水）12時までに「電力広域的運営推進機関 契約担当」まで事業者名及び連絡先を記載のうえ、メールにて申入れること。

なお、入札説明会までに通信状態の事前確認を実施する（別途連絡）。

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

4. 入札者の義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、電力広域的運営推進機関が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の提出期限内に提出しなければならない。

また、落札者決定までの間において電力広域的運営推進機関の職員から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札者の作成した提案書は電力広域的運営推進機関において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

5. 入札書・提案書・入札資格確認書類の提出期限、提出書類及び提出先

提出期限：2021年7月12日（月）15時必着で必要書類を郵送または持参すること。

提出書類：・入札書・・・別途封入すること

※設計開発費用の詳細については指定の様式にて提出すること

- ・提案書・・・紙媒体7部 電子媒体1部
- ・業務プロセスと機能のマッピング表に必要な事項を記入したもの
- ・適合証明書
- ・全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）
- ・評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要な事項を記入したもの
- ・契約書（案）

提出先：〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ

容量市場の実需給期間に向けたシステム設計開発及び運用保守業務委託 入札係

6. 技術審査のプレゼンテーションの日時、場所及び説明者

2021年7月27日（火）～2021年7月28日（水）

時間、場所については、対象の入札者に別途連絡の上調整

当該説明者は原則としてプロジェクト・マネージャーに該当する者が実施すること。

7. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

8. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

①「2. 競争参加資格」に示した競争参加資格のない者による入札

- ②記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。）を欠く入札
- ③金額を訂正した入札
- ④誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑤明らかに連合によると認められる入札
- ⑥提案書が電力広域的運営推進機関の審査の結果採用されなかった入札
- ⑦入札書提出期限までに到着しない入札
- ⑧その他入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法

電力広域的運営推進機関が設定する予定価格の制限の範囲内で、電力広域的運営推進機関が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、電力広域的運営推進機関が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とする可能性がある。

なお、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、各人に連絡の上、後日、再度入札を行う。

また、落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、各人に連絡の上、当該入札をしたものにくじを引かせて落札者を決定する。

1 0. 入札保証金及び契約保証金 免除

1 1. 契約書作成の要否 要

1 2. 契約書の記載内容

契約書は仕様書に定める全体管理業務、設計開発業務及び稼働後における運用保守業務の内容全てを含むこととする。なお、契約書の構成は独立行政法人情報処理推進機構が公開している、情報システム・モデル取引・契約書（受託開発（一部企画を含む）、保守運用）を基に作成し、設計開発業務及び運用保守業務はそれぞれ別の契約書とする。

1 3. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、請求書の受領日から30日以内に支払うものとする。

1 4. 入札書等に使用する言語及び通貨

入札書、提案書、技術審査のプレゼンテーションに使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

1 5. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札ではないことが判明した時は、電力広域的運営推進機関は落札決定を取消することができる。

16. その他

- (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 本入札結果については、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日および契約金額等の契約概要を公表する。
- (3) この入札に関して不明な点は、2021年5月27日（木）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、2021年6月1日（火）までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

【ウェブサイト】

トップ>調達情報

(様式)

年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入 札 書

入札金額 ¥

内訳 別添支出計画書のとおり。

入札事項 容量市場の実需給期間に向けたシステム設計開発及び運用保守業務委託

貴機関「入札説明書」の内容を承知の上入札いたします。

支出計画書

【参考例】

区分	内訳	金額 (円)	積算内訳
1. 設計開発業務に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・設計開発費用 ・クラウド設計費 ・クラウド利用料 ・受入テスト支援費用等 	000,000,000	<ul style="list-style-type: none"> ・設計開発費用・・・z, zzz, zzz (詳細は、設計開発費用 (詳細) を参照) ・クラウド設計費用・・・z, zzz, zzz ・クラウド利用料・・・z, zzz, zzz ・その他・・・z, zzz, zzz 受入テスト支援費用等具体的に内訳を記載
2. 運用保守業務に係る費用 (年額)	<ul style="list-style-type: none"> ・運用保守費用 ・プロジェクト管理費 ・クラウド利用料 ・予備費 	000,000,000	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト管理費・・・z, zzz, zzz ・システム運用費用・・・z, zzz, zzz ・業務運用支援費用・・・z, zzz, zzz ・AP 保守費用・・・z, zzz, zzz ・HW、SW 等の保守費用・・・z, zzz, zzz ・クラウド利用料・・・z, zzz, zzz ・その他・・・z, zzz, zzz 運用保守に関する予備費等具体的に内訳を記載
3. 運用保守業務に係る費用計 (5年分)		000,000,000	2. 運用保守業務に係る費用 (年額) × 5 年 ※年度毎に金額の差がある場合には、年度毎の費用が分かるように記載
4. 合計			1. 設計開発業務に係る費用 + 3. 運用保守業務に係る費用計 (5年分) (注 2 : 入札金額と一致)

※別紙、設計開発費用については、別紙「設計開発費用 (詳細)」の様式に従って必ず記載すること。設計開発費用 (詳細) 内で記載することが難しい内容については、本支出計画書に記載すること。

設計開発費用（詳細）

No.	業務	機能分類※1	開発内容						工数・金額																	
			開発規模 (FP or キロステップ)※2	バッチ/オンライン	新規/改修	画面数	帳票数	難易度	工数 (人月)						PM/SE-A		SE-B		PG		合計					
									要件確認	基本設計	詳細設計	開発 (単体テスト含む)	結合テスト	総合テスト	工数 (人月)	金額 (円)										
1	プロジェクト管理		-																							
2	リク ワ イ ア ・ メ ン ト ・ ベ ナ ル テ ィ ・ ア セ ス メ	リクワイアメント ・ アセスメント	アセスメント管理(容量停止計画(安定・変動単独))																							
3			アセスメント管理(容量停止計画(変動アグリ))																							
4			アセスメント管理(市場応札)																							
5			アセスメント管理(供給指示)																							
6			アセスメント管理(発動指令)																							
7			アセスメント管理(共通)																							
8			需給ひっ迫のおそれ管理																							
9			ペナルティ	経済的ペナルティ管理																						
10		請 求 ・ 交 付	容量拠出金対 応	容量拠出金管理																						
11	還元額管理																									
12	未回収分追加請求管理																									
13	容量確保契約 金額対応		交付額管理																							
14			容量拠出金対 応・ 容量確保契約 金額対応 共通	支払通知・請求管理																						
15				入出金管理																						
16				残高管理																						
17				財務会計連携																						
18	連絡・通知	連絡・通知	お知らせ管理																							
19	そ の 他	-	ユーザ情報管理																							
20			ユーザ権限管理																							
21			認証																							
22			マスタ管理																							
23			データ連携																							
24			フォーマットダウンロード																							
25			その他																							
26																										
27																										
28																										

※1 別紙3「主な機能一覧」から転記しているもの。提案が異なる場合は、提案内容に従い機能分類を変更・追加すること。

※2 FPで記載の場合、キロステップ換算できるように換算係数を記載すること。

容量市場の実需給期間に向けたシステム
設計開発及び運用保守業務委託
仕様書

電力広域的運営推進機関

目次

1. 調達案件の概要に関する事項	3
(1) 調達件名	3
(2) 調達の背景	3
(3) 目的及び期待する効果	3
(4) 用語の定義	3
(5) 業務・情報システムの概要	5
(6) 契約期間・契約形態	7
(7) 作業スケジュール	8
2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項	8
(1) 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位	8
(2) 調達案件間の入札制限	9
3. 満たすべき要件に関する事項	9
4. 作業の実施内容に関する事項	10
(1) 作業の内容	10
(2) 成果物の範囲、納品期日等	11
5. 作業の実施体制・方法に関する事項	16
(1) 作業実施体制	16
(2) 管理体制	16
(3) 作業要員に求める資格等の要件	16
(4) 作業場所	17
(5) 作業の管理に関する要領	18
(6) 作業実施体制に関する留意事項	18
6. 作業の実施に関する事項	18
(1) サプライチェーンリスク対策	18
(2) 機密保持、資料の取扱い	18
(3) 遵守する法令等	18
7. 成果物の取扱いに関する事項	19
(1) 知的財産権の帰属	19
(2) 契約不適合責任	19
(3) 検収	20
8. 入札参加資格に関する事項	20
(1) 入札参加要件	20
9. 再委託に関する事項	21
(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	21
(2) 承認手続	21
10. その他特記事項	21
(1) 前提条件及び制約条件	21
11. 附属文書	22

1. 調達案件の概要に関する事項

(1) 調達件名

容量市場の実需給期間に向けたシステムの設計開発及び運用保守業務委託

(2) 調達の背景

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、容量市場の市場管理者として一定の役割を果たすことと整理されており、容量オークションを開催して供給力（kW 価値）を確保した後、実需給期間に発電事業者等が供給力を提供していることをアセスメントしつつ、小売電気事業者や一般送配電事業者、発電事業者等との請求・交付等の運用業務を行う。

容量市場の運用業務にあたり、本機関は、業務規程第 7 条の規定に基づき、業務を効率的かつ効果的に進めるため、システムやツールの導入を行うこととしている。（すでに、事業者や電源の登録、応札、契約等の実需給期間前に必要な機能について、順次運用を開始しているところ。）

今後、実需給期間に向けた業務では、アセスメントや請求・交付を行う取引主体として、アセスメント結果や各種金額の算定（容量確保契約金額の交付額及び容量抛出金額の請求額）において正確性や信頼性の確保が求められることとなる。

(3) 目的及び期待する効果

本機関は、実需給期間に向けた業務において、アセスメントや請求・交付を行う取引主体として、アセスメント結果や各種金額の算定において正確性や信頼性を確保するとともに、効率的な業務遂行及び会員その他の電気供給事業者の利便性向上を図るため実需給期間に向けたシステム（以下「本システム」という。）を導入するもの。

(4) 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義を以下に示す。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
EVM	Earned Value Management の略称。プロジェクトの進捗を定量的に計測し、管理するためのプロジェクト管理手法。コスト、スケジュール、品質等について、計画と実績の差異を測定し、今後の推移を予測することで、プロジェクト完了時のコストやスケジュールが推定できる。
クラウドサービス	事業者により定義されたインタフェースにより、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的リソースにネットワーク経由でアクセスでき、利用者により自由なリソース設定・管理が可能なサービスで、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地がある。
クラウドサービス事業者	クラウドサービスを提供する事業者又はクラウドサービスを用いて本機関の情報システムを開発・運用する事業者。

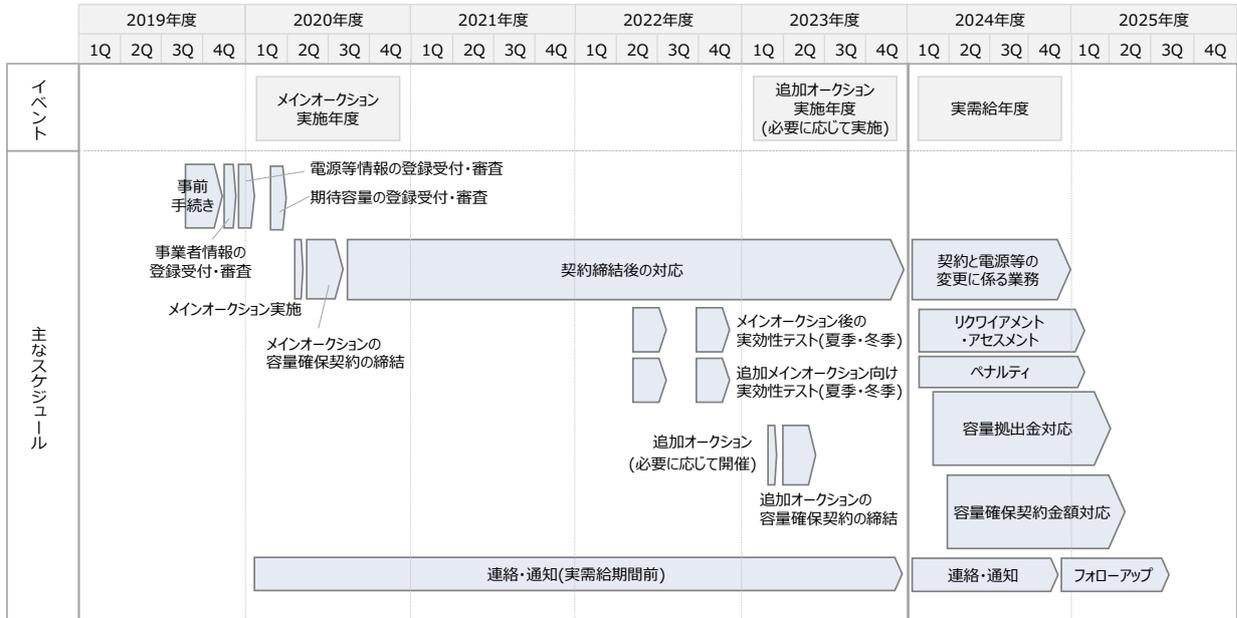
用語	定義
クラウドサービスプロバイダ	クラウドサービス事業者のうち、クラウドサービスを提供する事業者。
クラウドサービスプロカー	クラウドサービス事業者のうち、クラウドサービスを用いて本機関の情報システムを開発・運用する事業者 ※本調達においては受託者に該当する。
クラウド	クラウドサービスに基づきクラウドサービスプロバイダから提供される物理的又は仮想的な全てのリソース。
プロジェクト計画書	本機関が定める容量市場の実需給期間に向けたシステム開発プロジェクト計画書（本システムの導入目的・背景、機能及び適用範囲、導入スケジュール及び開発人員体制、導入費用等を記載）
プロジェクト管理計画書	プロジェクト計画書について、スケジュールや体制、及びプロジェクトを管理するための基準を具体化した計画書（コミュニケーション計画、進捗管理、品質管理、リスク管理、課題管理、変更管理の手法や手順、遵守事項等を定義）

(5) 業務・情報システムの概要

① 容量市場業務の全体像

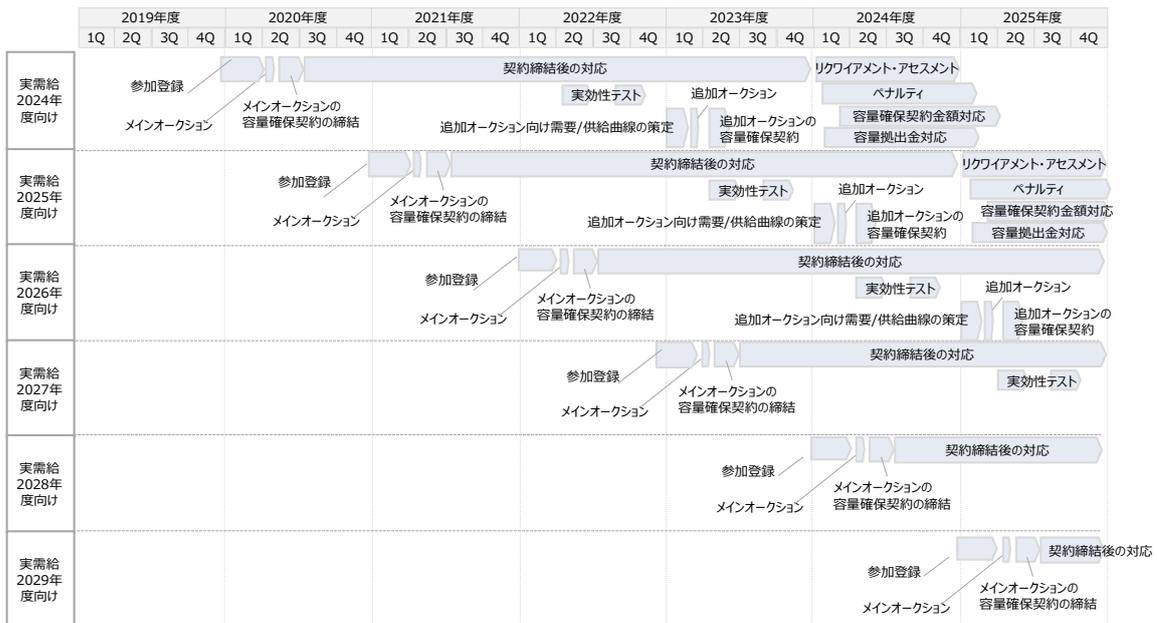
2024 年度を実需給年度とする容量市場の業務は以下のとおり。実需給期間中に実施する業務としては、契約と電源等の変更に係る業務、リクワイアメント・アセスメント、ペナルティ、容量拠出金対応、容量確保契約金額対応、連絡・通知等がある。

図 1-1 容量市場の全体像（2024 年度実需給）



2021 年度以降は以下のとおり複数年度の業務が並行して行われる。2024 年度以降は、毎年度メインオークション、追加オークション（開催される場合）、実需給年度のリクワイアメント・アセスメント、ペナルティなどの業務が重なることになる。

図 1-2 容量市場の全体像（2021 年度以降の容量市場業務）



※参加登録とは事前手続き、事業者情報の登録受付・審査電源等情報の登録受付・審査、期待容量の登録受付・審査を指します。連絡・通知は省略しています。

② 容量市場の実需給期間業務

本調達においては、以下の業務（赤字で記載）に対応するシステムを対象とする。

図 1-3 容量市場の実需給期間業務

実需給期間				
契約締結後の対応 (実需給年度からの業務)	リクワイアメント ・アセスメント	ペナルティ	容量拠出金 対応	容量確保契約 金額対応
<ul style="list-style-type: none"> ・アグリゲートソースの変更 ・電源等差替対応 ・電源等差替時の余力活用契約の確認 ・実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(電源の休止・廃止による自主退出) ・FIT法適用の電源の市場退出(強制退出) ・実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出) ・容量確保契約の変更 ・容量確保契約の解約 	<ul style="list-style-type: none"> ・リクワイアメントに対する評価(容量停止計画) ・リクワイアメントに対する評価(市場応札) ・リクワイアメントに対する評価(一般送配電事業者からの供給指示) ・リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応) ・需給ひっ迫の確認および事前通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペナルティの確定 	<ul style="list-style-type: none"> ・算定・通知 ・請求書/支払通知書作成・送付 ・入金 ・出金 ・残高管理 ・財務会計への情報連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・算定・通知 ・支払通知書/請求書作成・送付 ・出金 ・入金 ・残高管理 ・財務会計への情報連携
連絡・通知		フォローアップ		
<ul style="list-style-type: none"> ・連絡事項のお知らせ ・請求に基づく情報の開示 		<ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ 		

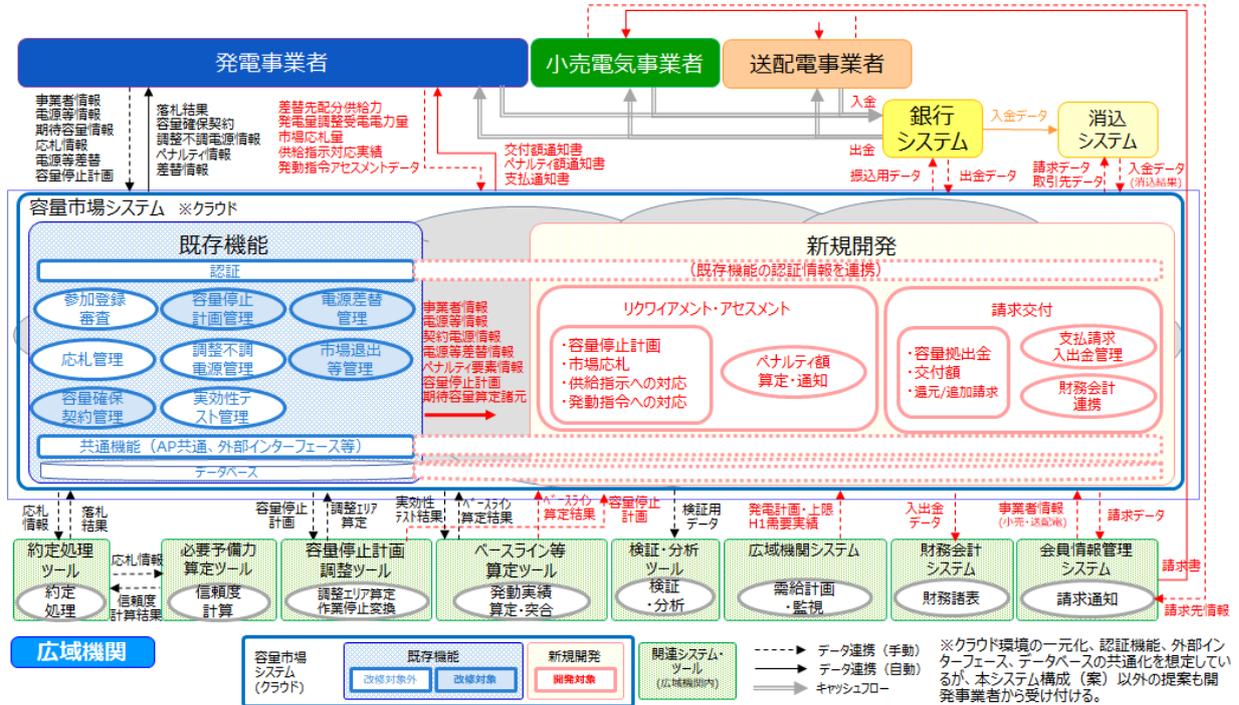
青字：既存機能を改修
 赤字：新規開発
 黒字：システム化対象外

対象業務

③ 容量市場の実需給期間に向けたシステムの概要

本システムは実需給期間中の業務に係る機能等で構成される。

図 1-4 全体システム概要図（案）



(6) 契約期間・契約形態

① 設計開発業務

ア. 履行期間：契約締結日から 2024 年 3 月末まで

イ. 契約形態：準委任契約（要件確認・受入テスト支援・参加者テスト支援・移行・教育）
請負契約（基本設計・詳細設計・開発・結合テスト・総合テスト）

② 運用保守業務

ア. 履行期間：2024 年 4 月から 2029 年 3 月末まで（但し、契約は 1 年毎の更新）

イ. 契約形態：準委任契約

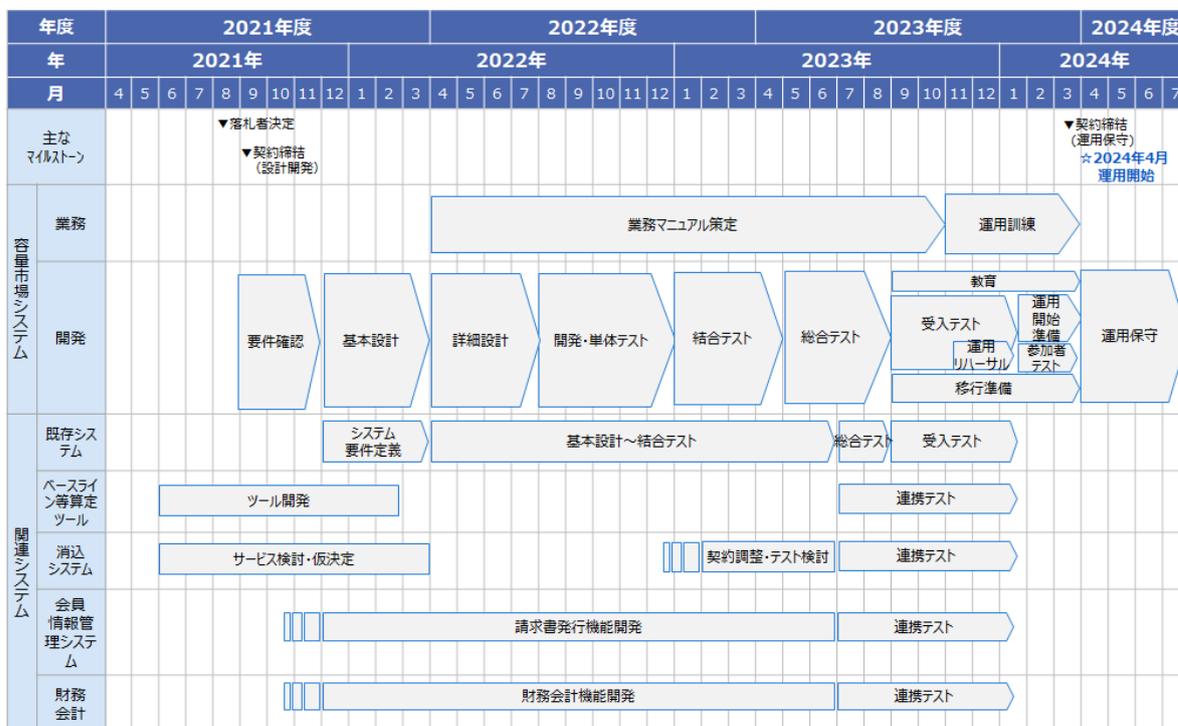
本システムでは、本調達における契約期間終了後も、クラウドサービスの契約期間終了前に契約の延長又は他のクラウドサービスプロカーへの引継ぎ等を実施することにより、本システムの運用等を行うクラウドをそのまま継続利用することを想定している。但し、本システムの運用等に支障を来さず、且つ次期運用保守事業者等の調達に支障を来さないスケジュールで実施する限り、契約期間中、本機関の承認を得て、クラウドサービスプロカーの負担において他のクラウドサービスへ移行することを妨げない。

(7) 作業スケジュール

本システムの導入については、以下の想定スケジュールで実装する。

なお、具体的な作業スケジュールについては、柔軟に変更し最適な WBS を作成すること。

図 1-5 想定スケジュール



2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

(1) 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位

関連する調達案件は以下のとおり

表 2-1 関連調達案件

項番	調達案件名	調達の方式	実施時期
1	容量市場に係る約定処理ツール開発の業務委託	一般競争入札 (総合評価方式)	2018年12月(済)
2	容量市場システム(一次開発)の設計開発及び運用保守業務委託	一般競争入札 (総合評価方式)	2019年2月(済)
3	容量市場に係る実需給後業務の業務設計支援および実需給前業務のマニュアル策定支援業務委託	一般競争入札 (総合評価方式)	2020年4月(済)
4	容量市場に係るベースライン等算定ツール開発の業務委託	一般競争入札	2021年3月(済)

(2) 調達案件間の入札制限

相互牽制の観点から上記 2. (1) の項番 3 の受託者は入札制限の対象とする。

3. 満たすべき要件に関する事項

本調達の実施に当たっては、別紙「容量市場の実需給期間に向けたシステム設計開発及び運用保守業務委託の要件定義書」の各要件を満たすこと。

なお、提案書の作成に当たり、業務要件を実現するために要件定義書で示す仕様によることなく、経済的又は技術的に優れた代替方法による提案を行うことを妨げない。

4. 作業の実施内容に関する事項

(1) 作業の内容

業務及び作業の実施内容は以下を想定している。

なお、詳細は別紙「容量市場の実需給期間に向けたシステム設計開発及び運用保守業務委託の要件定義書」を参照のこと。

表 3-1 役務における本調達の概要

項番	作業の内容	概要
1	全体管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託者は、本業務の全工程に渡り、受託者の調達範囲に係る作業を管理すること。 ・ 受託者は、プロジェクト計画書及びプロジェクト管理計画書と整合を取りつつ、設計開発計画書を作成し、本機関の承認を得ること。 ・ 受託者は、要件定義書に定めた内容に修正が必要となった場合、本機関職員等の関係各位との調整を主体的に行うとともに、内容変更の妥当性を確認すること。 ・ 受託者は、EVM(Earned Value Management)を導入し、(特に、工程毎のEV値の具体的な定義を実施し)、開発進捗を定量的に把握できるようにすること。 ・ 受託者は、運用保守設計を行い、定常時における月次の作業内容、工数、作業時間等の作業実績状況その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用保守計画書を作成し、本機関の承認を得ること。 ・ 受託者は、運用保守設計を行うにあたり、リソースの使用状況に応じてサーバのスペック等を柔軟に変更できる機能により、リソースの効率的な使用を通じてコスト削減を継続的に図っていく取組(オートスケールを利用する場合の変更条件・上下限值等を含む)を含める。 ・ 受託者は、受託者が実施する稼働後の運用保守業務の作業を管理すること
2	設計開発業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託者は、本システムの要件確認、基本設計、開発、情報システム稼働環境の構築、テスト、運用設計等を実施すること。 ・ 受託者は、要件確認工程において、要件定義書を基に、本機関の意図や具体的な要件の内容について確認を行い、当該内容を要件確認書として取りまとめたうえで、本機関の承認を得ること。 ・ 受託者は、要件定義書の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計を行い、成果物について本機関の承認を得ること。 なお、基本設計は受託者にてレビューを行ったうえで、成果物を本機関が確認する。 ・ 受託者は、本機関の承認を得た基本設計を基に詳細設計を行うこと。

項番	作業の内容	概要
		<p>なお、詳細設計は、受託者が行うレビュー会議に本機関職員が必要に応じて参加し、レビュー状況を確認するとともに、受託者が行ったレビュー結果を本機関が確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準、その他必要な事項を記載した工程毎のテスト計画書を作成し、本機関の承認を得ること。 ・受託者は、テスト計画書に基づくテストの実施に当たっては、具体的なテスト内容（テスト項目・使用するデータ等を含む。）について規定したテスト仕様書を作成し、これに基づきテストを実施すること。その際、総合テスト及び必要に応じて結合テストに関しては、テスト実施前にテスト仕様書について本機関の確認を受けること。また、各テストの実施状況及び結果については、随時本機関に報告を行うこと。 ・受託者は、本機関が受入テスト計画書を作成するに当たり、情報提供等の支援、環境整備、及び運用等の支援を行うこと。 ・受託者は、利用者へのシステム操作に係る教育を実施すること。
3	稼働後の運用保守業務	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者は、運用保守計画に基づき、運用保守業務を実施すること。 ・受託者は、本契約の終了後に他の運用保守事業者が本情報システムの運用保守を受託した場合には、次期運用保守事業者に対し、本システムの運用保守等を行うクラウドを原則としてそのまま引継ぐ。そのため、引継ぎに際しては、必要に応じて次期運用保守事業者及びクラウドサービスプロバイダとの間で書面による契約等を行い、しかるべく管理者権限の引き渡し等クラウドの引継ぎを行う。また、次期運用保守事業者へのクラウド引継ぎに遺漏が無いよう、クラウドサービスプロバイダとの契約内容や引継ぎ手順等を整備しておくこと。

(2) 成果物の範囲、納品期日等

① 成果物

本調達において想定している成果物は以下のとおりである。受託者は作業の詳細スケジュールと併せて、納品予定日を設計開発計画書等に記載すること。

また、追加の成果物があれば提案書に記載すること。

表 3-2 作業の内容と成果物

項番	作業の内容	成果物	成果物概要
1	全体管理業務	設計開発計画書	・ 作業概要、作業体制、スケジュール、成果物、開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール、サービス、製品選定基準、各種設計指針、規約等、コミュニケーション管理手法、体制管理手法、工程管理手法、品質管理基準・手法、リスク管理手法、課題管理手法、システム構成管理手法、変更管理手法、情報セキュリティ対策、その他必要な事項を明確にした計画書
2		運用保守計画書	・ 本システムの運用に係る作業概要、作業体制、スケジュール、成果物に関する事項（報告書）、運用保守形態（オンサイト、リモート等）、運用保守環境、コミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク・課題管理、システム構成管理、変更管理、サービスレベル、情報セキュリティ対策、その他必要な事項、作業管理、リスク・課題管理、品質管理基準等を明確にした計画書
3		進捗管理表	・ 作業の予定及び実績について記載した管理表
4		品質報告書	・ 設計書およびプログラムの品質について定量的・定性的に評価した報告書 ・ 単体テスト品質評価ではメトリクス測定（静的解析）ツールの実行結果 ・ 総合テスト品質評価では、最終納品ソースプログラム全体に対してのメトリクス測定ツール実行結果
5		課題管理表	・ プロジェクトの進捗を阻害する課題及び課題への対応策を示した管理表
6		リスク管理表	・ 抽出したリスク及びリスクの対応策等を示した管理表
7		会議議事録	・ 会議の開催・運営に当たり作成した、資料及び会議の議事録

8	設計開発業務	要件確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・要件に係る本機関との認識齟齬がないよう要件確認にて確認した内容を取りまとめた書面 ・具体的には、別紙「容量市場の実需給期間に向けたシステム設計開発及び運用保守業務委託要件定義書の要件定義書」を追加・更新した要件定義書（案）、受託者が基本設計を実施するうえで要件確認工程にて作成する必要があると認めた書面（概念 E-R 図（データモデル設計書）、機能に関する階層図、機能間データフロー図は含むこと）、及び要件確認のために用いた問合せ履歴等の書面一式。
9		基本設計書	<ul style="list-style-type: none"> ・設計開発計画書で定めた基本設計における成果物を取りまとめた書面
10		詳細設計書	<ul style="list-style-type: none"> ・設計開発計画書で定めた詳細設計における成果物を取りまとめた書面
11		テスト計画書、テスト仕様書及びテスト結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・テストの環境及び手順に関して定めた計画書 ・テスト計画書に基づき実施したテスト結果の報告書等の各種成果物
12		システム利用マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・システム利用に関するマニュアル
13		開発したプログラムのソースコード(DDL 文を含む) 及び実行形式プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・本システムの実現にあたり新たに開発したプログラムのソースコード及び実行形式プログラム、データベース、ミドルウェア、クラウドサービス設計等に関する定義体
14	稼働後の運用保守業務	月次報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・運用保守状況を報告する文書及び資料
15		障害報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生の状況・原因・対策・再発防止策等を報告する文書及び資料

② 納品方法

項番	分類	要件
1	言語	<ul style="list-style-type: none"> 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
2	準拠すべき規格	<ul style="list-style-type: none"> 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣令第 16 号内閣官房長官依命通知）」に準拠すること。 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本工業規格（JIS）の規定に準拠すること。
3	納品形態	<ul style="list-style-type: none"> 成果物は電磁的記録媒体（CD-R 等）により作成し、本機関から特別に示す場合を除き、原則電磁的記録媒体は 1 部を納品すること。なお、稼働後の運用保守業務における成果物は、電子メールでの納品も可能とする。 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本工業規格 A 列 3 番を使用すること。また、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバイнда方式とすること。 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Word 2019、同 Excel 2019 又は同 PowerPoint 2019 で読み込み可能な形式、及び PDF 形式で作成し、納品すること。なお、これらは原則として文字列検索機能を活用して文字列が検索可能な状態のものを納品すること。ただし、本機関が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受託者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。
4	セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。
5	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 納品後、本機関において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。 成果物の作成にあたって、特別なツールを使用する場合は、本機関の承認を得ること。

③ 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、本機関が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15

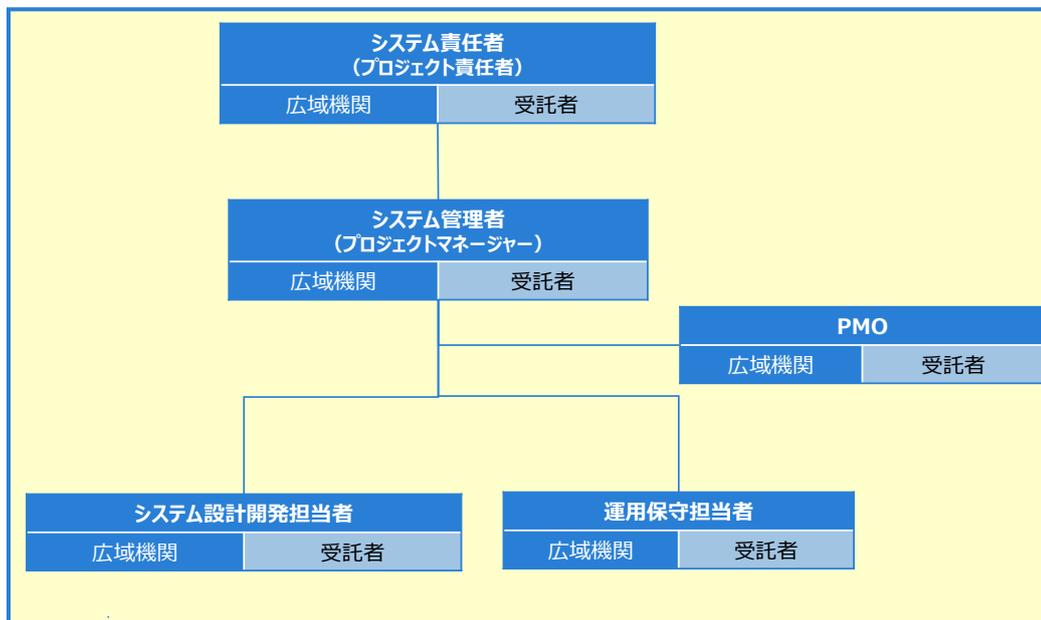
電力広域的運営推進機関 総務部

5. 作業の実施体制・方法に関する事項

(1) 作業実施体制

本プロジェクト実施に当たり、以下の体制図及びその従事する人数について記載すること。

図 5-1 体制図



(2) 管理体制

- ・ 委託事業の実施に当たり、本機関の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。
- ・ 本システムに本機関の意図しない変更が行われる等の不正が見つかった時（不正が行われていると疑わしい時も含む）に、追跡調査や立入検査等、部課と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。
- ・ 当該管理体制を確認する際の参照情報として、資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- ・ 再委託先に求める要件については、「9. 再委託に関する事項」に記載する。

(3) 作業要員に求める資格等の要件

① プロジェクト責任者

本調達全体の管理を行う責任者は、以下の要件を満たし、原則として、設計開発業務の契約期間完了まで継続して続けられる者であること。ただし、本機関が認めた場合にはこの限りではない。

- ・ 電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入等の責任者としての経験を有すること。

② プロジェクトマネージャー

本調達の設計開発業務の管理を行う管理者は、以下の要件を満たし、原則として、設計開発業務の契約期間完了まで継続して続けられる者であること。ただし、本機関が認めた場合にはこの限り

ではない。

- ・電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入等の管理実績を有すること。
- ・EVMによる進捗管理に精通し、経験を有すること。

また、以下のいずれかの要件を満たすこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャー試験の合格者であること。
- ・プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格を保持していること。

③ 設計開発に関わる担当者

設計開発に関わる担当者には、以下のいずれかの要件を満たす者を1名以上含むこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・情報処理技術者試験のシステムアーキテクト試験（旧アプリケーションエンジニア試験を含む。）の合格者であること。又は経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：アプリケーションスペシャリスト、専門分野：業務システムのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。
- ・情報処理技術者試験のデータベーススペシャリスト試験（旧テクニカルエンジニア（データベース）試験を含む。）の合格者であること。又は、経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT スペシャリスト、専門分野：データベースのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。
- ・情報処理安全確保支援士の登録を受けている者。又は、経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT スペシャリスト、専門分野：セキュリティのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。

④ 運用保守に関わる担当者

運用保守に関わる担当者には、以下のいずれかの要件を満たす者を1名以上含むこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT サービスマネジメント、専門分野：運用管理、システム管理、オペレーション若しくはサービスデスクのいずれかのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。

(4) 作業場所

本調達に係る作業は、受託者の事業所内での実施とするが、事前に作業内容と作業場所について本機関の承認を得ること。

なお、本調達に関する打合せ、レビュー、報告会議等については、原則、Web 会議で実施すること。

(5) 作業の管理に関する要領

- ・受託者は、本機関が承認した設計開発計画書に基づき、設計開発業務に係る体制管理、進捗管理、リスク管理、課題管理、変更管理、情報セキュリティ対策等を実施すること。
- ・受託者は、本機関が承認した運用保守計画書に基づき、運用保守業務に係る体制管理、リスク管理、課題管理、変更管理、情報セキュリティ対策等を実施すること。

(6) 作業実施体制に関する留意事項

作業遅延等の理由により適切な業務の遂行が期待できないと本機関が判断し、要員の変更を含む体制等に係る改善要求があった場合には、これに従うこと。

受託者は、止むを得ず要員を交替させる場合、事前に広域機関報告の上、当該要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引き継ぎを必ず行うこと。

6. 作業の実施に関する事項

(1) サプライチェーンリスク対策

本業務の契約に先立ち、事前に、受託者の資本関係・役員その他社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を本機関に書面にて報告すること。ただし、委託業務従事者に関する情報は、個人単位（名指し）である必要はない。

利用する製品・サービス等に対し、受託者が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が当該利用する製品・サービスに適用されていること。また、それらを証明する資料を提出すること。

(2) 機密保持、資料の取扱い

受託者は、本業務の実施の過程で本機関が開示した秘密情報及び秘密情報を記録した資料等を本契約期間中の如何を問わず、第三者に開示、漏えい又は他の目的に使用しないこととし、そのために必要な措置を講ずること。

受託者は、本業務の実施にあたり、本機関より入手した資料等については、管理台帳により適切に管理し、資料の持ち出しは行わないこと。

ただし、資料の持ち出しや第三者に開示の必要性がある場合は、持ち出し若しくは開示の方針や漏えいの防止策を明示し本機関の承認を得ること。

受託者は、本業務完了後、当該資料を確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。

(3) 遵守する法令等

- ① 本仕様書に示す業務の実施に当たっては、次の文書に記載された事項を参考にすること。
 - ア デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
 - イ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準

ウ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度

- ② 受託者は、現行情報システムの設計書等を参照する必要がある場合は、作業方法等について本機関の指示に従い、秘密保持契約を締結する等した上で、作業すること。
- ③ 受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

7. 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

- ① 本調達における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由により権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て本機関に帰属するものとする。
- ② 本機関は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により本機関がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ③ 本件プログラムに関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、本機関から受託者に対価が完済されたとき受託者から本機関に移転するものとする。
- ④ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に本機関の承認を得ることとし、本機関は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ⑤ 受託者は本機関に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

(2) 契約不適合責任

本調達における契約不適合に関する責任を以下に示す。

- ① 受託者は、本機関に納入した成果物について、本業務の検収日から起算して 1 年間、契約不適合に関する責を負わなければならない。
- ② 受託者は、成果物の契約不適合が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、上記①の定めにかかわらず、本業務の検収日から起算して 1 年を経過した後も契約不適合に関する責を負わなければならない。
- ③ 本機関は、上記①②の期間において、契約不適合のある本調達の成果物について、受託者に相当の期限を定めて修補を請求又は修補に代え若しくは修補とともに当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する賠償の請求をすることができる。

- ④ 本調達契約の期間及び上記①②の期間におけるサービスの障害対応に当たり、他の関係者との協議が必要な場合には速やかに実行できる体制を確保し、他の関係者と協力して対応すること。

(3) 検収

- ① 本仕様書に則って成果物を提出すること。
- ② 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映された全ての成果物を納入すること。
- ③ 本仕様書以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態に保っておくこと。

8. 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加要件

- ① 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされている者であること。
- ② 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- ③ 入札説明会に参加した者であること。
- ④ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑤ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
- ⑦ 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。
- ⑧ 破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体及びその構成員でない者であること。
- ⑨ 本受託者は、以下の資格等を有していること。
 - ・個人情報保護等の情報漏洩防止対策について、ISMS 認証等を取得している者であること。または同等であることを証明すること。
 - ・品質管理について、ISO9001 を取得していること。または、同等であることを証明すること。
- ⑩ 電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入及び運用実績があること。

(注1) 取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している

(注2) 暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

9. 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ① 受託者は、本仕様書に示す業務の全部、又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、第三者に再委託することは不可とする。また、本業務の契約金額に占める再委託契約金額は、原則 2 分の 1 未満とする。
- ② 本仕様書「2.(2)調達案件間の入札制限」に該当する事業者は本項における再委託先となることはできない。
- ③ 受託者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本仕様書が定める受託者の債務を、再委託先事業者も負うような必要な処置を実施すること。
- ④ 再委託者、再委託者が業務を委託する第三者（以下「再々委託者」という。）及び再々委託者が業務を第三者へ委託する場合の責任は受託者が負うこと。
- ⑤ 以下に示すものについても本仕様書「6 作業の実施に当たっての遵守事項」に示した事項を遵守させること。
 - ア 再委託者
 - イ 再々委託者
 - ウ 再々委託者が業務を委託する第三者

(2) 承認手続

- ① 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約予定金額について本機関に提出し、承認を受けること。
- ② 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲について本機関に提出すること。

10. その他特記事項

(1) 前提条件及び制約条件

- ・本仕様書は、受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に記載していない事項であっても、本調達に必要と認められる事項は、本機関と追加負担を含め協議の上、これを行うこと。
- ・本件受託後に本仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって、本機関に申し入れを行うこと。
- ・受託者は、業務の遂行に当たり、本機関の作業負荷等を十分考慮すること。
- ・受託者のプロジェクトマネージャーは、業務の円滑な運営を図るため、本機関との連絡を密にして業務を遂行すること。
- ・本機関から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合直ちに本機関に報告し、本機関の指示に従って措置を講ずること。

- ・受託者は、常に作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、労働基準法、労働安全衛生法等を遵守して安全の徹底を図り、作業を行うこと。
- ・受託者が行う提案や報告及び相談等は全て書面を持って実施し、内容については、本機関の承認を得ること。
- ・本仕様書に記載したスケジュールは現時点での想定である。スケジュール変更があった場合の対応については、本機関と協議の上、決定すること。

11. 附属文書

別紙「容量市場の実需給期間に向けたシステム設計開発及び運用保守業務委託要件定義書」

以上

容量市場の
実需給期間に向けたシステム設計開発
及び運用保守業務委託

要件定義書

1.0版

2021年5月12日

電力広域的運営推進機関

目次

1. 調達件名	1
2. 業務要件の定義	1
3. 機能要件の定義	1
3.1. 機能に関する事項	1
3.1.1. 機能に関する基本事項	1
3.2. 画面に関する事項	3
3.2.1. 画面設計に関する基本事項	3
3.2.2. 画面出力イメージ	4
3.2.3. 画面設計要件	5
3.3. 帳票に関する事項	6
3.3.1. 帳票設計に関する基本事項	6
3.3.2. 帳票設計要件	7
3.4. 情報・データに関する事項	7
3.5. 外部インタフェースに関する事項	7
3.5.1. 連携システム	7
4. 非機能要件の定義	7
4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	8
4.1.1. ユーザビリティ要件	8
4.1.2. アクセシビリティ要件	8
4.2. システム方式に関する事項	8
4.2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針	8
4.2.2. 情報システムの全体構成	8
4.2.3. 開発方式及び開発手法	9
4.2.4. その他	9
4.3. 規模に関する事項	9
4.4. 性能に関する事項	9
4.4.1. 応答時間	9
4.5. 信頼性に関する事項	9
4.5.1. 可用性要件	9
4.5.2. 完全性要件	10
4.6. 拡張性に関する事項	10
4.7. 上位互換性（ハードウェアとソフトウェアのバージョンアップ）に関する事項	10
4.8. 中立性に関する事項	10
4.9. 継続性に関する事項	10
4.9.1. 継続性に関する目標値	10
4.9.2. 継続性に係る対策	11

4.10. 情報セキュリティに関する事項	11
4.10.1. 基本事項	11
4.10.2. 権限要件	11
4.10.3. 情報セキュリティ対策要件	11
4.11. 情報システム稼働環境に関する事項	14
4.11.1. 基本要件	14
4.11.2. 構築すべき環境	15
4.11.3. 保守端末・監視端末要件	15
4.11.4. 保守拠点の要件	15
4.11.5. クライアント環境要件	16
4.12. テストに関する事項	16
4.12.1. テスト工程共通要件	16
4.12.2. テストデータ要件	16
4.12.3. 単体テスト要件	16
4.12.4. 結合テスト要件	16
4.12.5. 総合テスト要件	16
4.12.6. 受入テスト支援要件	17
4.12.7. 参加者テスト支援要件	17
4.13. 移行に関する事項	17
4.14. 教育に関する事項	18
4.15. 運用に関する事項	18
4.15.1. 基本事項	18
4.15.2. 情報システムの操作・監視等要件	19
4.15.3. 運用サポート業務に係る要件	20
4.15.4. ログ管理要件	20
4.15.5. 業務運用支援	21
4.15.6. 運用実績の評価と改善	22
4.16. 保守に関する事項	22
4.16.1. APプログラムの保守要件	22
4.16.2. 作業環境	22
4.16.3. 保守時間	22
4.16.4. 保守実績の評価と改善	22
5. 附属文書	23

1. 調達件名

容量市場の実需給期間に向けたシステム設計開発及び運用保守業務委託

2. 業務要件の定義

業務要件については以下を参照のこと。

なお、業務の実施場所については、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の事務所（東京都江東区）、第二事務所（東京都23区内）及び業務バックアップ事務所（大阪府大阪市北区）とする。

表 2-1：業務要件と参照すべき資料

No	業務要件	参照すべき資料
1	業務の実施手順及びそれらを記載した業務フロー図及び業務プロセス毎の Input 情報や Output 情報を記載した記述書	別紙 1.「業務詳細設計書」 別紙 7.「業務プロセスと機能のマッピング表」
2	情報システムの利用者数及び期間当たりの処理件数等、業務の規模	別紙 2.「主要業務量一覧」
3	業務の実施・提供期間	別紙 1.「業務詳細設計書」 別紙 7.「業務プロセスと機能のマッピング表」
4	情報システムを用いて実施する業務の範囲及び情報システムを用いずに実施する業務の範囲	別紙 1.「業務詳細設計書」 別紙 7.「業務プロセスと機能のマッピング表」

また、各業務については、経済産業省の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会、及び本機関主催の「容量市場の在り方等に関する検討会」の議事内容を確認し、十分に理解すること。

3. 機能要件の定義

3.1. 機能に関する事項

3.1.1. 機能に関する基本事項

容量市場の実需給期間に向けたシステム（以下、「本システム」という。）の機能については、「別紙3. 主な機能一覧」、「別紙7. 業務プロセスと機能のマッピング表」を参照のこと。

なお、本システムの機能は各機能間で類似点が多いことから、「別紙3. 主な機能一覧」の処理、及び「別紙7. 業務プロセスと機能のマッピング表」の機能に記載がない場合であっても、共通要件として原則、以下を実現すること。

表 3-1：共通要件

No	機能	内容
1	照会（検索）系機能	・ 検索条件に基づき各データを照会できること。

No	機能	内容
		<ul style="list-style-type: none"> 抽出結果は一覧で表示可能とするとともに、CSV形式等の汎用的なデータ形式で一括ダウンロードを可能とすること。 事業者が利用するユーザ（以下「事業者ユーザ」）は自事業者分のみ、本機関が利用するユーザ（以下「広域機関ユーザ」）は全事業者分を対象にデータを照会（検索）できること。
2	登録（入力）系機能	<ul style="list-style-type: none"> 事業者ユーザ及び広域機関ユーザは、各入力情報に基づき登録ができること。 登録にあたっては、入力情報の妥当性（必須記載事項の記載有無、各項目の記載形式（文字・数字などの型式）等が正しいか）、重複チェック等を実施した上で、問題がある場合にはダイアログを表示し、登録申込できないようにすること。 事業者ユーザは自事業者分のみ、広域機関ユーザは全事業者分を対象にデータを入力できること。 登録履歴を管理すること。
3	変更（更新）系機能	<ul style="list-style-type: none"> 事業者ユーザ及び広域機関ユーザは、各入力情報に基づき変更できること。 変更にあたっては、入力情報の妥当性（必須記載事項の記載有無、各項目の記載形式（文字・数字などの型式）等が正しいか）重複チェック等を実施した上で、問題がある場合にはダイアログを表示し、変更申込できないようにすること。 事業者ユーザは自事業者分のみ、広域機関ユーザは全事業者分を対象にデータを入力できること。 変更履歴を管理すること。
4	取消（削除）系機能	<ul style="list-style-type: none"> 物理削除ではなく論理削除（有効期間による削除、削除フラグによる削除等）とすること。 削除履歴を管理すること。
5	審査系機能	<ul style="list-style-type: none"> 各審査業務について、本システム内で保持している情報との突合により審査可能なものは、システム的に審査を行うこと。 各審査の状況が一覧で分かるようにすること。
6	ファイルアップロード機能	<ul style="list-style-type: none"> 各種ファイルをアップロードできること。なお、ファイルサイズは最大 20MB まで対応可能とすること。

受託者は、想定機能を踏まえ、具体的な機能及びその実装方法（機能の単位、画面構成・遷移等含む）等について、提案するシステム方式等に応じて適宜適切なものを選択すること。その際、他の方法で実質的に想定機能の一部又は全部を代替可能な場合（外部サービスの利用、ノンプログラミングツール等を採用する場合など、既存の機能、サービスで置き換えることが可能な場合を含む。）には、対象となる想定機能が、受託者が提案する方法で実質的に代替可能であることを客観的かつ具体的に確認できる提案となっていればよいものとする。

3.2. 画面に関する事項

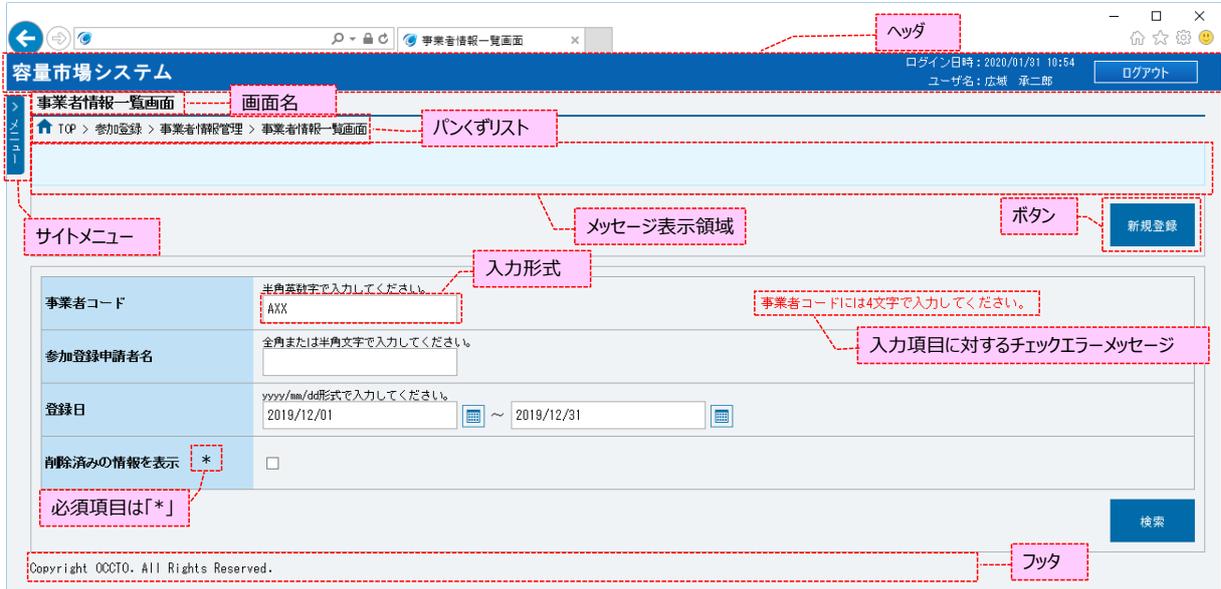
3.2.1. 画面設計に関する基本事項

- ・本システムの画面は、「別紙4. 主な画面一覧」、「別紙7. 業務プロセスと機能のマッピング表」を参照のこと。
- ・「別紙3. 主な機能一覧」、「別紙4. 主な画面一覧」及び「別紙7. 業務プロセスと機能のマッピング表」を基に画面設計を実施すること。
- ・既存機能の画面構成を参考に画面設計すること。

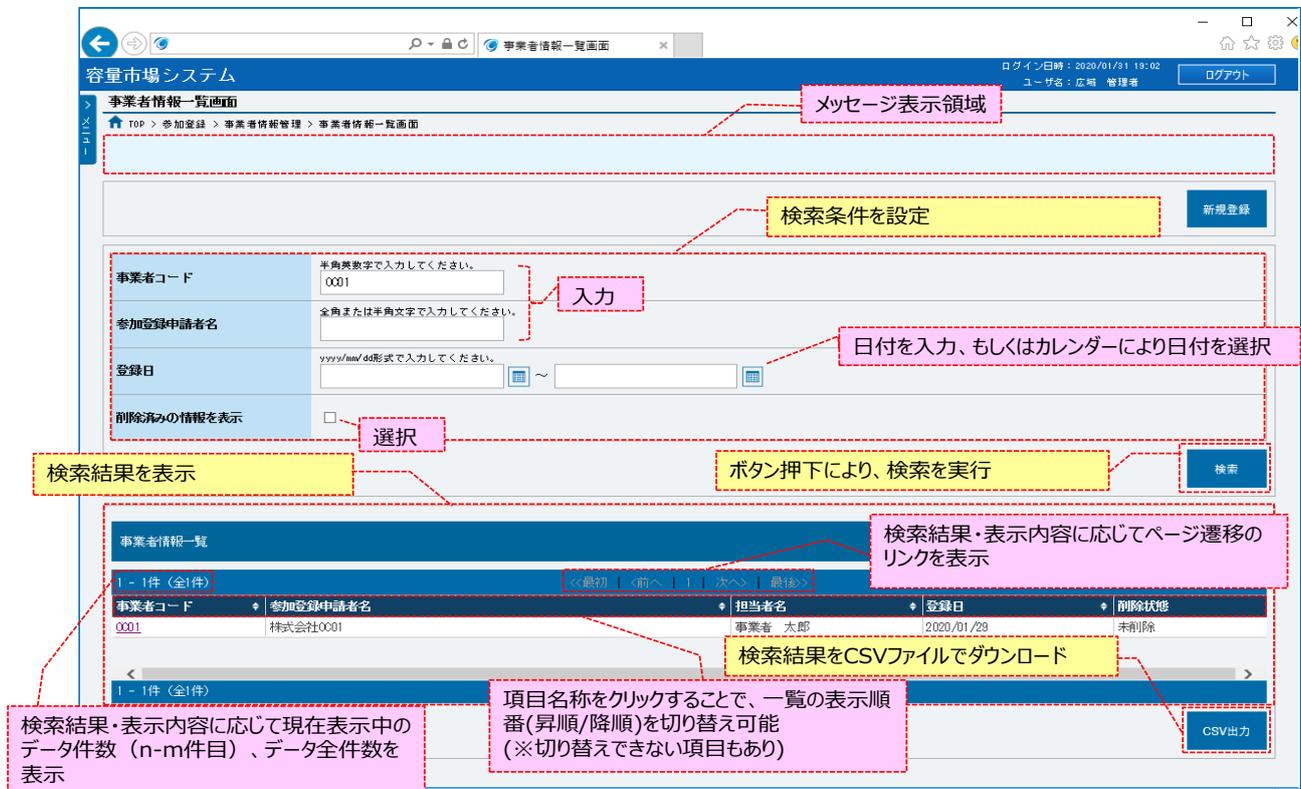
3.2.2. 画面出カイメージ

既存機能の画面イメージを以下に記載する。

(操作画面)



(照会画面)



3.2.3. 画面設計要件

3.2.3.1. 画面サイズ

- ・画面の大きさに関わらず、画面の表示項目の閲覧に支障のないようにすること。
- ・ユーザが画面サイズを変更した場合でも、情報の参照及び操作に支障がないようにすること。

3.2.3.2. 画面機能

- ・Webブラウザの印刷機能等を用いて、ユーザが随時画面情報を紙媒体に出力できること。
- ・照会結果の一覧系表示画面全般について、任意の表示項目を指定し、当該項目の入力内容をキーとした表示情報の並び替えが可能であること。

3.2.3.3. 色、字体、サイズ、数値表現

- ・文字色と背景色のコントラストを十分に取り、文字を読みやすくすること。
- ・字体・文字サイズの種類を多用することは避け、システムで統一を図ること。
- ・数値はアラビア数字を基本とし、表示はカンマ形式とすること。

3.2.3.4. ダイアログ表示

- ・ダイアログは、システムからユーザへの注意喚起や対処を要求したりするためのメッセージの表示及び入力支援機能とし、ダイアログは表示元の画面の中央に表示することを基本とすること。
- ・ダイアログの表示中は表示元の画面の操作ができないようにすること。
- ・エラー、警告、情報等によってダイアログを区別し、ユーザが通知内容を直観的に理解できるように表示すること。
- ・重要度が高い操作を行う等、誤操作の防止を要する際には、確認メッセージを表示し、ユーザの確認を促すこと。

3.2.3.5. 表

- ・スクロールする場合、入力及び出力のキーとなる項目を画面上に固定し、表示できるようにすること。
- ・表中の項目の間に空行を作らないこと。また、削除処理を行った際に、削除した行を空行として残さないこと。

3.2.3.6. ボタン

- ・同じ機能、意味合いのボタンは名称を統一すること。
- ・ボタン名称は、ユーザがボタン押下時の処理内容を推測できるようにすること。
- ・ボタン位置は、ユーザの利便性を考慮した配置とすること。

3.2.3.7. 画面要素

- ・メニュー部、ガイド部、一覧表示部等表示する内容と画面位置を統一化すること。

- ・テキストボックス、チェックボックス、リストボックス、プルダウンメニュー等については業務の利便性を考慮し選択すること。
- ・ユーザの利便性を高めるため、定型的な入力項目についてはリストボックスでの選択を可能にする等の機能を準備すること。
- ・情報の全削除や他画面への複写処理等、ユーザの利便性向上に資する機能を容易に実行できるよう、必要に応じて、当該機能を実行するためのボタンを配置すること。

3.2.3.8. 遷移方法

- ・画面遷移を体系化し、画面の階層が深くなりすぎないように配慮すること。
- ・基点となるメニュー画面、関連する検索・一覧画面等に遷移するためのボタンを各画面に配置する等、ユーザの利便性を考慮した体系とすること。
- ・「戻る」ボタン押下後及び登録・変更処理後の画面遷移は、一度入力した情報を引継ぐようにする等、ユーザにとって業務の効率性を考慮した方式とすること。
- ・遷移する際には、遷移元の情報を可能な限り遷移先に引継ぎ、ユーザによる再入力の負荷を低減すること。

3.2.3.9. 入力時チェック

- ・入力画面においては、エラーチェックを行い、ユーザに正しい入力を促すようにすること。

3.2.3.10. データ更新の一貫性

- ・業務上、重要な情報を登録、更新、削除を行う際は、データ更新前に確認メッセージを提供し、誤った情報の更新を未然に防ぐこと。
- ・画面遷移を行う際、前画面において表示した情報を再度表示させる場合は同じ場所に表示することを基本とすること。

3.2.3.11. エラー扱いの方針

- ・入力のエラーがある場合には、入力した情報を破棄せずに登録画面を再表示し、ユーザの登録作業の負荷を軽減すること。
- ・入力のエラーがある項目を全て明示する仕組みを設けるなど、入力操作の繰り返しが最低限となるようすること。
- ・入力のエラー発生時にユーザがエラー状況を理解できるような表示を行うこと。
- ・業務アプリケーションプログラムを実行する際にエラーが発生した場合には、エラーの内容をユーザに分かりやすく表示するとともに、定義されたエラーの種類を示す番号、発生日時、実行中の画面の番号等を可能な限り表示すること。

3.3. 帳票に関する事項

3.3.1. 帳票設計に関する基本事項

- ・本システムの帳票は、「別紙5. 主な帳票・ファイル一覧」を参照のこと。

- ・「別紙3. 主な機能一覧」及び「別紙5. 主な帳票・ファイル一覧」を基に帳票設計を実施すること。

3.3.2. 帳票設計要件

3.3.2.1. 帳票形式パターン

- ・業務アプリケーションプログラム全般にわたる帳票の標準化を行うこと。
- ・帳票名やヘッダ、フッタ情報等の帳票構成及び概観の統一を図ること。
- ・帳票上の表記は、ユーザが日常使用している用語とすること。
- ・提供する情報が同一もしくは類似の場合、可能な限り同一の帳票を使用すること。

3.3.2.2. 用紙サイズ

- ・帳票についての用紙サイズは、A4サイズを基本とすること。

3.3.2.3. 出力形式

- ・「別紙5. 主な帳票・ファイル一覧」を参照のこと。

3.3.2.4. 色、字体、サイズ、数値表現

- ・帳票はモノクロ帳票を標準として統一すること。
- ・字体・文字サイズの種類を多用することは避け、統一を図ること。
- ・数値はアラビア数字を基本とし、表示はカンマ形式とすること。
- ・類似の帳票については、帳票間で行間、行数にばらつきが出ないように、統一を図ること。

3.3.2.5. 出力タイミング

- ・ユーザの指示により、随時出力できること。

3.4. 情報・データに関する事項

データベースや各画面、帳票等の入出力処理等の設計にあたっては、「別紙 6. 主な情報・データ一覧」を参照のうえ、精緻化を行い、情報・データ項目の詳細を定義すること。また、外部的な要因で変更が生じる可能性のある情報については、マスタ管理を行うこと。

3.5. 外部インタフェースに関する事項

3.5.1. 連携システム

本システムの外部インタフェースは、「別紙5. 主な帳票・ファイル一覧」を参照のこと。

なお、外部インタフェース設計時には、外部インタフェースの構成要素の詳細を決定し、可能な限りデータ項目の標準化を行ったうえで仕様を確定すること。

4. 非機能要件の定義

非機能要件については、本項に記載の内容の他、「(参考) .非機能要求グレード 2018 活用シート」も参照すること。

4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

4.1.1. ユーザビリティ要件

ユーザの操作性を考慮した設計・開発を行うこと。詳細は、「3.2.2.画面設計要件」及び「3.3.2.帳票設計要件」を参照すること。

4.1.2. アクセシビリティ要件

ユーザにとって操作しやすく、誤操作が生じないシステムを構築すること。

4.2. システム方式に関する事項

4.2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針

本システムの構成に関する全体方針を以下に示す。

表 4-1：全体方針

No	全体方針の分類	全体方針
1	システムアーキテクチャー	・ Web アプリケーションアーキテクチャとすること。
2	アプリケーションプログラムの設計方針	・ 本システムを構成する各サービス及びコンポーネント（ソフトウェアの機能を特定単位で分割したまとまり）間の疎結合化、再利用性、高拡張性の確保を基本とすること。
3	データベースの設計方針	・ 正規化の徹底、共通及び個別のデータベース分離、データ項目名／値の標準化等によりアプリケーション、データベース間の疎結合の確保を基本とすること。
4	システム基盤の方針	・ 柔軟で拡張性の高さを考慮しクラウドサービスの利用を基本とすること又は同等な価格で同等な機能を導入できること。 ・ 受託者以外の者であっても同様のサービスを一般的な手段で調達することが可能であること。
5	ソフトウェア製品の活用方針	・ 受託者以外の者であっても市場等一般的な手段で調達することが可能であり、費用対効果の高い製品であること。 ・ 利用するソフトウェアは、サポート期間を考慮して選定し、当該ソフトウェアを提供する事業者（以下、「ソフトウェアベンダー」という。）によるサポート又は他の事業者によるサポートサービスの提供を必須とする。

4.2.2. 情報システムの全体構成

本システムの全体構成について「別紙8. 全体システム概要図」を参照のこと。

なお、システム内に蓄積されたデータを本機関導入済みのBIツールにて活用できるようシステム

構築すること。

4.2.3. 開発方式及び開発手法

- ・本システムの開発方式は、スクラッチ開発を前提とせず、ノンプログラミングツール等を活用することにより、システムライフサイクルコストの削減等が見込める場合には、積極的に採用を検討すること。
- ・本システムの開発手法は、ウォーターフォール型を基本とすること。

4.2.4. その他

開発にあたり、保守性を考慮し、関数等は可能な限り一箇所に集約し、変更等の際に改修規模・費用を最小限に抑えられるものとする。

4.3. 規模に関する事項

規模については、「別紙 2. 主要業務量一覧」を参照すること。

4.4. 性能に関する事項

性能に関する要件を以下に示す。

4.4.1. 応答時間

表 4-2：応答時間

No	項目	内容
1	オンラインレスポンスタイム	・検索、参照、登録、更新及び削除に係る処理については、業務の繁忙期においても平均処理応答時間3秒以内を実現可能とすること。なお、過剰な IT にならないよう配慮すること。 ・但し、縮退運転時はこの限りではない。
2	バッチレスポンスタイム	・オンライン終了後、翌日開始までに処理を完了させること。 ・オンライン業務への影響がでないよう処理を完了すること。

4.5. 信頼性に関する事項

本システムは容量市場におけるリクワイアメントに対する評価や容量拠出金の請求・容量確保契約金額の支払い管理を行うことから、滞りのない安定運用が求められる。これを踏まえ、システムの構築・運用・保守において、十分な信頼性の確保に努めること。

4.5.1. 可用性要件

可用性に係る指標は、「稼働率」として目標値を99%以上とする。ただし、本機関と事前に合意した時間帯で実施するパッチ適用等の計画的な作業に伴う停止時間は、稼働率の算出対象には含め

ないこととする。これを踏まえ、システムの構築・運用・保守において、十分な信頼性の確保に努めること。

4.5.2. 完全性要件

- ・機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ・異常な入力や処理を検出し、これらによるデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ・処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。
- ・データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータ及び毀損していないデータを特定するための措置を行うこと。

4.6. 拡張性に関する事項

以下の事項を考慮し、大幅な改修をしなくとも対応可能な、柔軟性・拡張性を有すること。

- ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度対象電源の期間満了に伴う電源情報の増加
- ・本システムのユーザの増加
- ・本システムで取り扱う業務量・データ量の増加
- ・管理する情報項目の追加・削除及び形式変更

4.7. 上位互換性（ハードウェアとソフトウェアのバージョンアップ）に関する事項

以下の事項を考慮すること。

- ・応札時点において、OS、ソフトウェア等のバージョンアップ情報が公開されている場合、原則、バージョンアップに対応できるように構築すること。
- ・契約期間中のバージョンアップは、影響範囲を調査し、その対応方針を本機関に報告すること。また、バージョンアップについて、技術的な問題等がある場合は、本機関と協議すること。

4.8. 中立性に関する事項

特定の事業者、製品、技術等に依存することなく、システム拡張時、あるいは次期更改時等において、他の事業者等に必要な情報を、支障なく引継ぐことが可能なシステム構成とすること。

また、システム更改の際に、移行の妨げや特定の装置や情報システムに依存することを防止するため、原則として本システム内のデータ形式はXML、CSV等の標準的な形式で取り出すことができるものとする。

4.9. 継続性に関する事項

4.9.1. 継続性に関する基本要件

単一障害発生時には業務停止を許容せず、処理を継続させるよう、各機器は全て二重化すること。なお、直接的な業務影響のない端末等は二重化の対象外とするが、コスト対効果の最も良い方式を検討すること。

4.9.2. 継続性に関する目標値

大規模災害（地震、火災及び風水害等又は第三者による本システムへの攻撃時による直接的な設備及びシステムの損壊、あるいは、ライフライン（電力、通信及び交通等）の機能不全による本システムの長時間停止）が発生した場合を除いて、本システムを用いた業務処理が維持できること。継続性に関する指標及び目標値は以下のとおりとする。

表 4-3：継続性に関する目標値

No	指標名	目標値
1	目標復旧地点（RPO）	・ 1 日前時点
2	目標復旧時間（RTO）	・ 12 時間以内

4.9.3. 継続性に係る対策

災害・事故発生時においても、本システムを用いた事業継続に支障をきたすことのないよう、業務上重要なデータ、並びにシステム稼働に必要なデータの障害に備え、主に以下のデータをバックアップ対象とする。詳細は設計工程にて確定するものとする。

なお、バックアップの取得については、媒体保管の他、クラウドサービスプロバイダから提供されるバックアップサービスを利用して差し支えない。ただし、バックアップ場所としては、メインサイト、及び同時被災しないことを前提としたバックアップサイトの場所の他、クラウドサービスの全体的な災害や障害に備え、当該クラウドサービスとは別に外部での保管もすること。

また、業務関連データ等の重要情報のバックアップはデータを暗号化した上で実施すること。

表 4-4：バックアップ対象と設定内容

No	バックアップ対象	バックアップの設定
1	システム環境設定情報	2 世代（システム環境変更時）
2	各種ログ情報	日次データを半年分
3	業務関連情報	日次/週次（日次は差分バックアップ、週次はフルバックアップ）2 世代分

※当該クラウドサービスとは別に外部保管する対象は、RPOの目標値を満たす最小範囲とする。

4.10. 情報セキュリティに関する事項

4.10.1. 基本事項

受託者においては、以下に示す情報セキュリティ要件を満たすことができるよう、本システムに用いるアプリケーションプログラムの設計・開発を行うこと。

4.10.2. 権限要件

本システムで用いるデータへのアクセスコントロールの要件は別紙「補足資料 権限管理機能」を参照すること。詳細は設計工程で確定する。なお、今後、新たな区分が必要となった場合に機能毎に利用可否を設定できるようにすること。

4.10.3. 情報セキュリティ対策要件

4.10.3.1. セキュリティ機能

4.10.3.1.1. 主体認証機能

- ・本機関が指定する電子証明書（本機関の他の情報システムで利用中の電子証明書）を用いて、事業者を識別するための主体認証機能を導入すること。なお、認証機能は連携する別サイトとして外部に切り出して構築することも可能とする。
- ・事業者の中においてユーザを識別するため、ユーザ毎にID、パスワードを付与すること。
- ・ユーザのID、パスワード認証等による認証の機能を設けること。
- ・ログイン時のパスワードはマスク表示すること。
- ・ユーザのパスワード等の情報を暗号化して保存する機能を設けること。
- ・ユーザが自らのパスワードを変更できる機能を設けること。
- ・パスワードについては、文字数及び使用する文字の種類を制限する設定ができること。
- ・管理者権限をもつユーザ（以下、「システム管理者」という。）が最終パスワード変更日を確認できる機能を設けること。
- ・パスワード等を他者に使用された場合又はその危険が発生した場合に、直ちにパスワード等による主体認証を停止する機能を設けること。
- ・不正ログイン行為を検知又は防止する機能として、パスワードの誤入力に複数回検知された場合に、当該IDによる本システムへのログインを無効にする機能を設けること。その際、検知の回数によるログインの無効化を可能とすること。また、無効になったIDの無効状態を解除することができる機能を設けること。
- ・パスワード等が他者に使用された場合又はその危険が発生した場合に、そのユーザが使用していたパスワードの変更等をシステム管理者が行うことができる機能を設けること。

4.10.3.1.2. 通信の暗号化機能

- ・ネットワーク上の通信の暗号化を実施することにより、盗聴・漏えい等の技術的な脅威に対し、システムの機密性を確保すること。

4.10.3.1.3. データの暗号化機能

- ・重要情報の秘匿を保持し、重要情報等への不正アクセス及び改ざんができないよう、データベースを暗号化すること。
- ・暗号化に使用するアルゴリズムは、原則として「電子政府推奨暗号リスト」に記載されているものの中から選択すること。

4.10.3.1.4. データ・マスキング（匿名化）機能

- ・重要情報等については、画面を盗聴されても知ることができないよう項目単位でマスキングできること。

4.10.3.1.5. ウィルス対策機能

- ・ウイルス対策として、ウイルスチェックパターンファイル（以下「パターンファイル」という。）は常に最新にすること。
- ・パターンファイルの更新については、ソフトウェアベンダー等において、パターンファイルが公開された時点で、迅速に本システムに適用できる仕組みを構築すること。また、ユーザ及び本機関職員の作業負担のない方法を実現すること。
- ・ウイルス検出時は、本機関職員に電子メール等で日本語（ウイルス名等を除き）により通知すること。
- ・ウイルススキャンの実施頻度は、1日に1回以上とすること。

4.10.3.1.6. ログ管理機能

- ・本システムへの不正操作を監視し、各種証跡ログから情報漏えい時に迅速に対応できるよう、原則として、次のログ情報を取得可能とすること。なお、ログ管理機能に求める要件は、「4.15.4.ログ管理要件」を参照すること。

表 4-6：ログ取得情報

No	ログ情報
1	ログイン・ログアウト等の事象を発生させる主体となるユーザ又は機器の識別コード
2	事象の種類（ログイン・ログアウト、ファイルへのアクセス、アプリケーションプログラムへのアクセス、起動等）
3	事象の対象（アクセスしたファイル、アクセスしたアプリケーションプログラム、機器等操作指令の対象等）
4	日付及び時刻
5	事象の結果（成功、失敗、エラー等）

4.10.3.2. 脆弱性対策の実施

4.10.3.2.1. 脆弱性情報の提供

- ・本システムに導入されるOSもしくはソフトウェア（ファームウェア、ウイルス対策ソフトウェア等）の脆弱性情報がソフトウェアベンダー等から公表された場合、クラウド事業者の対応有無、その対応時期等を含め影響分析を行い、本システムにおける緊急度を判断し、影響分析結果として本機関職員に報告すること。
- ・提供する脆弱性情報は、原則、日本語による情報であること。

4.10.3.2.2. 脆弱性の影響度の判断

- ・セキュリティパッチが対応している脆弱性に対する影響度の判断は、深刻度、脆弱性の影響、影響を受ける対象等の脆弱性情報に基づき行うこと。

4.10.3.2.3. 脆弱性検査

- ・第三者による脆弱性検査（Web診断含む）を実施し、その結果を本機関に書面にて報告すること。

- ・なお、本機関主導での脆弱性検査を定期的実施することから、受託者は協力すること。

4.10.3.2.4. セキュリティパッチ適用

- ・セキュリティパッチ適用により、本システムの正常稼働に影響がないことを確認するため、スケジュール、環境、要員、手順等を定めた検証作業計画を策定すること。
- ・検証の結果、回避できない影響がある場合は、ソフトウェアベンダー等の提供する代替策を検証すること。また、OSもしくはソフトウェアの設定ファイルの変更等による対応可能な方法があれば、設定ファイル及び手順を作成し、検証すること。
- ・本システムの運用に影響を与えないために、スケジュール、要員及び手順等を定めたセキュリティパッチ適用計画を策定すること。
- ・必要に応じて、再起動を要すること等を事前にユーザ等の関係者に周知すること。

4.10.3.3. 情報セキュリティが侵害された場合の対策

本調達に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、速やかに本機関に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

- ・受託者に提供し、又は受託者によるアクセスを認める本機関の情報の外部への漏えい及び目的外利用
- ・受託者による本機関のその他の情報へのアクセス

4.10.3.4. 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

本業務の遂行におけるセキュリティ対策の履行状況について、定期的に報告するとともに、本機関から報告を求めた場合には速やかに提出すること。

4.10.3.5. 情報セキュリティ監査への対応

本機関が第三者機関等による情報セキュリティ監査を受ける場合には、受託者はその監査の実施について本機関の求めに応じ支援すること。情報セキュリティ監査の結果、対策が必要な場合は、本機関と協議を行い、合意した対策を実施すること。

4.10.3.6. 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本業務の遂行において、受託者における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、受託者は、本機関の求めに応じ、本機関と協議の上、合意したセキュリティ対策を実施すること。

4.11. 情報システム稼働環境に関する事項

4.11.1. 基本要件

- ・情報資産（有形、無形を問わず本システムに含まれる情報とし、帳票、記憶媒体、電気通信等で伝達される情報等を含むものとする。）を管理するデータセンタの物理的所在地が日本国内にあること。また、継続性の観点から、日本国内で地理的に分散管理することが望ましい。

- ・本機関の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ・情報資産の所有権は本機関であること。
- ・クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- ・情報資産が何らかの形で残留して外部に漏えいすることがないように、必要な措置を講じること。
- ・クラウドサービスの提供に関して、ISMAP クラウドサービスリストに掲載されているサービスから選択すること。なお、セキュリティに関する認証（ISO/IEC 27017:2015、CS マーク（ゴールド）【クラウドセキュリティ推進協議会（日本セキュリティ監査協会の下部組織）が提供するクラウド情報セキュリティ監査制度】等）を取得していることが望ましい。

4.11.2. 構築すべき環境

- ・ユーザが業務で用いる本番環境、ユーザがテストを行うための検証環境（運用保守においても常に利用できる環境を含む）、及び事業者及び本機関が教育で利用する期間限定（2023年11月～2024年3月の5ヶ月を想定）の研修環境を用意すること。なお、受託者が開発を行う開発環境は受託者にて用意すること。
- ・検証環境及び研修環境については、本番環境と機能構成は同一とするが、スペックについては機能試験が可能な最低限のものとする。また、IPアドレスによる接続制限を可能とすること。
- ・各環境については、接続している環境が URL 以外でも判別できるようにすること。

4.11.3. 保守端末・監視端末要件

- ・本システムに関するシステム障害（以下、「障害」という。）の解析、対応作業及び運用監視業務等を円滑に進めるため、保守拠点に、障害発生時の証跡取得等に用いる保守端末及び稼働状況の監視等に用いる監視端末を導入すること。
- ・本システムで作成された帳票等の確認、及び前述の障害解析・運用作業に係る証跡等の作成を行うため、Microsoft Word（バージョン2013以降）及びMicrosoft Excel（バージョン2013以降）形式のファイルを参照・編集が可能な仕組みを構築すること。
- ・PDF形式（バージョン1.5以上）で作成されたファイルが表示可能な仕組みを構築すること。
- ・作業時の可搬性や電源特性を考慮し、バッテリー稼働可能なノート型PCとすること。また端末をケーブル等で固定するためのセキュリティロック用ケーブルスロットを有すること。
- ・不正な持ち出し防止のため、保守端末及び監視端末はセキュリティロック用ケーブルで固定すること。
- ・セキュリティ対策について本機関と協議し合意を得ること。

4.11.4. 保守拠点の要件

- ・保守端末、監視端末等の機器は本番環境に接続すること。なお、接続に用いる回線は、受託者の責任と負担において用意することとし、IPアドレスによるアクセス制限等の適切なセキュリティ対策を施すこと。
- ・保守拠点は、受託者の責任と負担において用意すること。

- ・保守拠点のセキュリティ対策について本機関と協議し合意を得ること。

4.11.5. クライアント環境要件

クライアントの環境要件として、少なくとも以下のブラウザに対応すること。なお、スマートフォン、タブレット端末等のモバイル端末については個別の対応は不要とする。

- ・Microsoft Edge (Windows10のリリース時同梱バージョン)
- ・Internet Explorer 11 (Windows8.1, Windows10のリリース時同梱バージョン)
- ・Google Chromeの最新安定バージョン

4.12. テストに関する事項

4.12.1. テスト工程共通要件

- ・受託者は、本業務で行うテストの環境及び手順に関して計画書(以下、「テスト計画書」という。)を定め、テスト仕様書を作成し、テストを実施し、その実施結果及び成果物の品質に責任を負うこと。・テスト計画書の策定に当たっては、本機関職員の作業負荷の軽減に配慮すること。
- ・テストに使用する環境、ツール等については、受託者において用意すること。
- ・テスト実施後は、計画時に策定した指標とテスト結果を用いて、品質が確保されていることの確認を行うこと。
- ・各工程のテスト結果を次の工程に着手する前に報告すること

4.12.2. テストデータ要件

- ・単体テスト、結合テスト及び総合テストに用いるデータは、原則として、受託者にて用意すること。
- ・テストに用いるデータは、受託者にて管理を実施しセキュリティを担保すること。

4.12.3. 単体テスト要件

- ・単体テストは、「4.12.1. テスト工程共通要件」に示す要件に従って実施すること。

4.12.4. 結合テスト要件

- ・結合テストは、「4.12.1. テスト工程共通要件」に示す要件に従って実施すること。
- ・機能間結合テスト、サブシステム間結合テスト等のテスト区分を設け、段階的にプログラムを結合することにより、品質を確保すること。

4.12.5. 総合テスト要件

- ・総合テストは、「4.12.1. テスト工程共通要件」に示す要件に従って実施すること。
- ・本システム全体が設計どおりに機能し、本番環境でユーザが行う業務運用(以下、「本番運用」という。)において、業務要件を満たすことを確認すること。
- ・総合テストでは、一連の業務の流れ及び季節性サイクルに即したテストシナリオに基づき業務運用における機能性を確認するテスト(以下、「機能性テスト」という。)の他に、非機能性の確

認として以下のテストを実施すること。

表 4-7：総合テスト実施項目

No	項目	内容
1	性能・負荷テスト	・性能に係る要件（応答時間等）に適合しているか確認する。 ・想定される負荷をかけ正常に機能するかを確認する。
2	信頼性テスト	・信頼性に関する事項に適合しているか確認する。 ・可用性の確認として、業務停止となる障害の全ての範囲を確認すること。 ・ソフトウェア、ハードウェア、回線等について、障害発生時の処理を確認する。
3	セキュリティテスト	・セキュリティ要件（主体認証、ウイルス対策、暗号化、ログ管理等）に適合しているか確認する。
4	運用テスト	・機能性テストの実施を通じて、動作等の非機能要件で問題ないか総合的に確認する。

4.12.6. 受入テスト支援要件

- ・受入テストは本機関が主体となって行うが、本機関の求めに応じて受入テストをサポートするための体制を確保すること。
- ・受入テストで必要となるテスト環境・データについては、受託者が本機関からの依頼内容を基に用意すること。
- ・受入テストの実施にあたり、本機関職員の作業負荷の軽減に配慮すること。・受託者は、受入テストで確認された障害について、解析を行い、原因及び対応方針案を提示すること。
- ・受託者は、上記の提示に基づき本機関が決定した障害についての対応方針に従い、プログラム及びドキュメントを修正すること。

4.12.7. 参加者テスト支援要件

- ・参加者テストは本機関が主体となり、本システムを利用する事業者の協力をもって行うが、本機関の求めに応じて参加者テストをサポートするための体制を確保すること。
- ・受託者は、参加者テストで確認された障害について、解析を行い、原因及び対応方針案を提示すること。
- ・受託者は、上記の提示に基づき本機関が決定した障害についての対応方針に従い、プログラム及びドキュメントを修正すること。

4.13. 移行に関する事項

本システムは、実需給期間に向けた新たなシステムであるが、既存システムからの移行データ（既存システムが保持しているマスターデータ等）が発生する場合があるものとする。

具体的な移行データや移行タイミング等の計画については、基本設計の中で実施する外部インターフェース設計を踏まえ方針を決定し、2024年3月頃実施するものとする。

移行にあたっては、既存システムが停止している時間（平日夜間（19時以降）及び土日祝日）を利用することとする。

なお、本番稼働を迎えるにあたり、システム稼働に必要な初期データの設定や本番環境で実施したテストデータの削除等の作業は発生する。

4.14. 教育に関する事項

本システムを利用する事業者及び本機関職員（以下、「研修対象者」に対し、以下の要件に基づき教育を実施すること

- ・集合研修は、本機関が指定する場所にて実施すること。
- ・受託者は、教育に必要となる機器及びソフトウェアを用意すること。
- ・研修環境で使用する環境、ツール等は、原則、総合テストで検証が完了したものとする。
- ・研修環境で使用するデータは、受託者が集合研修向けに作成したテストデータを準備し利用するものとし、本番環境で用いるデータを使用しないこと。
- ・研修対象者への教育に関しては、主として本機関にて実施するが、集合研修に必要となる説明資料やマニュアル等の研修資料類の作成にあたり、受託者は本機関と協議し支援を行うこと。

表 4-8：教育に関する事項

No	教育対象者の範囲	教育内容	教育の実施時期	教育方法	対象者数
1	本機関職員	・システムの概要、操作方法	・本システム稼働開始前	・研修資料類を用いた集合研修 ・複数回に分けて研修を実施することも可とする。	・約 20 名
2	本システムを利用する事業者	・システムの概要、操作方法	・本システム稼働開始前	・研修資料類を用いた集合研修 ・説明主体は本機関にて実施	・約 5,000 名

4.15. 運用に関する事項

4.15.1. 基本事項

受託者は、本機関が本要件定義書で示す要件を踏まえ、運用に関わる詳細を定める「運用保守計画書」を作成し、運用保守期間を通じて必要に応じて計画の変更・修正等を実施するなど、適切に管理すること。

運用にあたり、本機関の情報セキュリティ関連規程に従い運用手順を定めること。

表 4-9：運用に関する事項

No	項目	内容
----	----	----

1	システム運用時間 (通常)	・土曜日、日曜日を除く 9 時～20 時とする。(月曜日～金曜日は祝日であっても稼働する。) 但し、本機関からの依頼に基づき、20 時以降も利用可能とすること。(月 1 回程度の時間延長を想定すること。)
2	システム運用時間 (特定)	・通常と異なる運用時間となる特定日は存在しない。
3	計画停止	・計画停止は可能であるが、事前に通知を行ったうえで、本機関と調整のうえ実施すること。
4	緊急対応時間	・本機関が「緊急」と判断する障害発生時に、担当者間で連絡・対応が可能な時間は 24 時間 365 日とする。
5	運用負荷削減	・業務機能の起動・停止等、定期的に行う処理は自動化するが、ログの削除等、非定期に実行する処理は運用保守管理者が手動で実施することを想定している。

4.15.2. 情報システムの操作・監視等要件

監視対象は、サーバ、ストレージ、ネットワーク、データベース、ソフトウェアパッケージ、ネットワーク機器、アプリケーションプログラム、ログ等として、システムが正常に動作するために必要な以下の監視を行うものとする。

表 4-10：監視項目

No	監視項目	内容
1	死活監視	・監視対象サーバの状態を定期的に監視すること。
2	プロセス監視	・監視対象サーバ上のアプリケーションプログラム等のシステムの稼働に必須となる常駐プロセスが正常に動作していること（無応答でないこと）を監視すること。
3	ジョブ監視	・ジョブ管理用のソフトウェアと連携し、障害の検知を目的とした監視をすること。
4	ネットワーク監視	・本番環境のネットワーク監視をすること。
5	ログ監視	・不正アクセス発生の有無の確認のため、アプリケーションプログラムのログの確認を、月に 1 回、実施すること。
6	リソース使用状況 監視	・監視対象の各サーバの CPU、メモリの使用状況を監視すること。 ・監視対象の各サーバ、ストレージのディスク使用状況を監視すること。 ・リソースの使用状況について、あらかじめ定めた閾値を超えた場合に、自動的に検知できる仕組みを用意すること。
7	性能監視	・応答時間等の状況を監視すること。
8	情報セキュリティ 監視	・不正侵入、不正アクセス、データ改ざんの有無等を監視すること。

4. 15. 3. 運用サポート業務に係る要件

表 4-11：主要な運用サポート業務

No	運用項目	内容
1	バッチジョブ運用	<ul style="list-style-type: none"> ・バッチジョブの定期的な動作（スケジュール）を管理すること。 ・バッチジョブによるインシデントを検知した場合、速やかにインシデント、問題管理の作業フローに従い対応すること。
2	時刻同期	<ul style="list-style-type: none"> ・外部システムやユーザからの問合せ等に対する時刻整合性を保つため、NTP サーバを利用して、時刻同期を実現すること。
3	セキュリティパッチ・ウィルスパターン適用	<ul style="list-style-type: none"> ・開発元、販売元、サービス提供元からサポートを確実に受けられる体制を確保すること。 ・セキュリティパッチ、ウィルスパターン適用に関する影響の調査、検証を実施し、本機関が適用を判断する上で必要な情報（技術的な問題等の有無を当該事業者が判断するための情報等）を提供すること。 ・OS、ファームウェア、ウィルス対策ソフトウェア等のセキュリティパッチ及びウィルスパターン適用を実施／確認すること。 ・変更のリリースに際しては、リリースが与える影響等を考慮し、利用者及び利用者との接点となるヘルプデスクに必要な情報を周知すること。
4	サーバ証明書の更新作業	<ul style="list-style-type: none"> ・システムに登録しているサーバ証明書の期限切れに伴う更新作業を実施すること。
5	システム設定データ更新作業	<ul style="list-style-type: none"> ・システム設定データの更新作業を実施すること。
6	マスタ更新作業	<ul style="list-style-type: none"> ・マスタデータの更新作業を実施すること。
7	月次報告	<ul style="list-style-type: none"> ・運用保守状況を報告する資料を作成し、月次で報告すること。

4. 15. 4. ログ管理要件

本システム運用におけるセキュリティインシデント、不正操作、ハードウェア・ソフトウェアに障害が発生した際の原因究明（調査・分析）、システムの性能監視等に必要となるログを管理する仕組みを構築すること。なお、サーバのOSが出力するログの開示ができない等のクラウドサービス側の制約がある場合においては、少なくとも、原因究明等の結果の報告が可能であることをもって代替可能とする。

4. 15. 4. 1. ログ出力・蓄積・監視要件

- ・サーバ、アプリケーション等の各種ログを出力できること。
- ・出力したログは、一定期間、蓄積が可能であること。また、長期保存が必要なログについては、外部の電磁的記録媒体に保存が可能であること。

- ・ログの保管期間について、詳細は設計工程において確定するが、少なくとも不正監視に対するログ、及び重要情報に対するアクセスログは5年間保持するものとする。
- ・バックアップしたログを期間が経過した後も参照できるように、特定のソフトウェアに依存しない形式（テキスト形式等）でログの保存が可能であること。
- ・出力されるログを監視できること。
- ・ログ監視に必要なレポートが生成されること。
- ・情報システムセキュリティに関する利用者及び本機関職員が不当に消去、改ざん又はアクセスすることのないように、ログ情報を保存したファイルに適切なアクセス制御ができること。

4.15.4.2. ログ収集要件

- ・監視対象の各サーバに散在するセキュリティログ及び監視ログをソフトウェアの機能やOSの機能等を利用して自動的に一括収集することが可能であること。
- ・収集対象のログについては、以下の収集対象ログ一覧を参照のこと。詳細は設計工程において確定することとする。

表 4-12：収集ログ一覧

No	ログ種別	内容
1	各種サーバログ	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバへのアクセスユーザ（ログイン、ログアウトしたユーザ）の情報等が特定できるログ（セキュリティ、イベントログ等） ・サーバのOSが出力するシステムログ、アプリケーションプログラムのログ
2	Webサーバアクセスログ	<ul style="list-style-type: none"> ・Webサーバにアクセスがあった時刻、クライアントIPアドレス、ホストIPアドレス、ポート番号、要求コマンド、ステータス等の情報が特定できるログ
3	データベースアクセスログ	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースへアクセスしたユーザを特定することが可能なログ
4	アプリケーションプログラムのログ	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリケーションプログラムを実行したユーザ及びその操作内容を特定することが可能なログ

- ・保守拠点の保守端末及び監視端末からログ収集の設定・ログ収集の操作ができること。
- ・収集したログを分析し、相互に関連付け、保管できること。ログ分析結果については、月次報告書に含めること。
- ・収集したログの閲覧が可能であること。

4.15.5. 業務運用支援

4.15.5.1. ヘルプデスク

- ・本機関職員からの問合せに対応すること。
- ・メール及び電話で受付けること。（本システムを利用する事業者からの問合せについては、本

機関が一次窓口となり、原則直接のやりとりは発生しない。)

- ・問合せ受付に必要な機器、回線については、受託者において用意すること。
- ・操作方法等の頻度の高い問合せについては、FAQとして分類・蓄積をし、問合せ対応の迅速化を図ること。
- ・本機関職員からの依頼に応じて、アプリケーションを通して受付けた提出書類等の添付ファイルを一括で出力し、安全な方法で本機関に送付すること。
- ・障害に係る問合せに対して、問題切り分け、原因究明を実施すること。
- ・ヘルプデスクの開設時間帯は平日（9時～18時00分）を前提とすること。

4.15.6. 運用実績の評価と改善

運用実績（ヘルプデスクの対応状況、サービスレベルの達成状況、情報システムの構成と運転状況（リソース使用量等含む。））の値の取得、評価及び管理、運用実績が目標に満たない場合の要因分析、改善措置の検討等を、本機関に報告すること。

4.16. 保守に関する事項

4.16.1. APプログラムの保守要件

障害発生時には、本機関に報告のうえ、問題切り分け、原因究明の結果について、受託者にて調査を実施した上で、本機関職員と協議し、修正等の必要な対応（障害報告書による報告を含む）を実施すること。

また、小規模な改修（画面・帳票レイアウトの変更、検索条件の修正等）について、本機関職員と協議し、年間12人月程度の対応を実施すること。

4.16.2. 作業環境

アプリケーションプログラムの修正やテストは、開発環境及び検証環境で実施すること。

4.16.3. 保守時間

障害等緊急の理由により、システムの稼働時間が延長された場合、延長時間に応じて保守対応時間を延長する場合がある。

4.16.4. 導入サポート

システム本稼働時に発生した問題の早期解決を図るため、導入から一連の業務サイクルが完了する期間のうち4ヶ月程度を当別対応期間とすること。

4.16.5. 保守実績の評価と改善

保守実績（サービスレベルの達成状況等）の値の取得、評価及び管理、保守実績が目標に満たない場合の要因分析、改善措置の検討等を行い、本機関に報告すること。

以上

5. 附属文書

- 別紙1. 「業務詳細設計書」
- 別紙2. 「主要業務量一覧」
- 別紙3. 「主な機能一覧」
- 別紙4. 「主な画面一覧」
- 別紙5. 「主な帳票・ファイル一覧」
- 別紙6. 「主な情報・データ一覧」
- 別紙7. 「業務プロセスと機能のマッピング表」
- 別紙8. 「全体システム概要図（案）」

参考資料1 「リクワイアメント未達成コマ・量_算定例」

参考資料2 「請求消込_残高確認_運用例」

参考資料3 「容量拠出金_算定例」

参考資料4 「メニュー+画面遷移」

参考資料5 「エリア別容量拠出金負担総額のイメージ」

参考資料6 「IPA非機能要求グレード表」



容量市場の実需給後業務に係る 業務詳細設計書

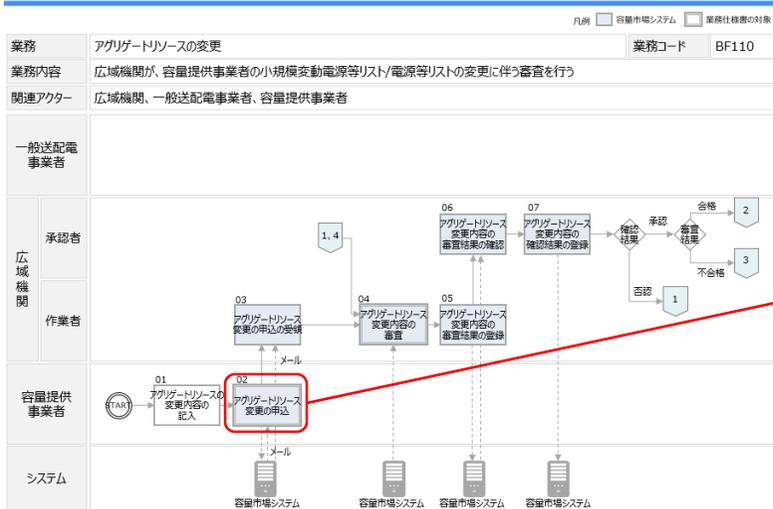
2021年5月12日

電力広域的運営推進機関

- 業務詳細設計は、「業務フロー」(「業務詳細フロー」・「業務詳細記述書」)および「業務仕様書」から構成されています。
- 各業務に対して、業務詳細フローを作成し、実需給後業務の流れを可視化・構造化するとともに、フローだけでは表しきれない内容について、業務仕様書で補説しております。

【構成例】

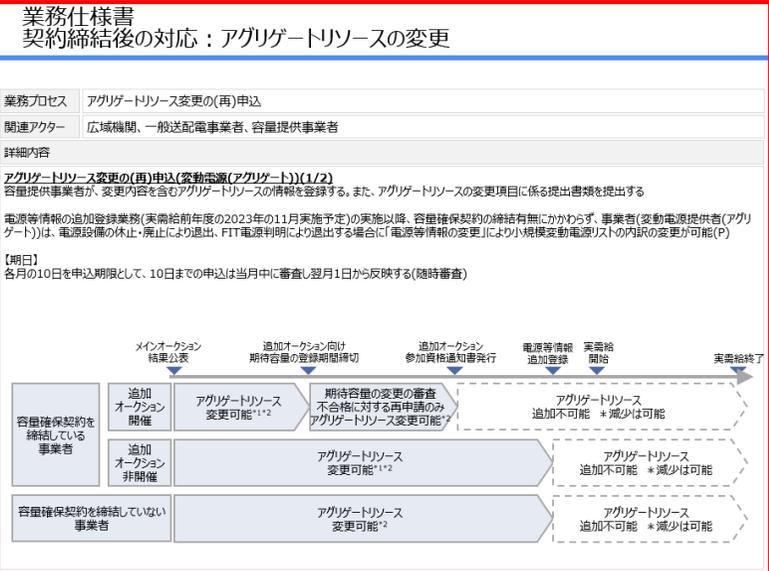
業務詳細フロー
契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更



別紙 業務詳細記述書

業務詳細記述書
契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

業務コード	業務	業務内容	業務プロセス	業務プロセス概要	
BF110	アグリゲートリソースの変更	広域機関が、容量提供事業者の小規模変動電源等リスト/電源等リストの変更に伴う審査を行う	01	アグリゲートリソースの変更内容の記入	容量提供事業者が、アグリゲートリソースの変更内容をファイルに記入する
			02	アグリゲートリソース変更の申込	容量提供事業者が、変更内容を含むアグリゲートリソースの情報を登録する。また、アグリゲートリソースの変更項目に係る提出書類を提出する
			03	アグリゲートリソース変更の申込の受領	広域機関(作業者)が、容量提供事業者よりアグリゲートリソースの情報、アグリゲートリソースの変更項目に係る提出書類を受領する
			04	アグリゲートリソースの変更内容の審査	広域機関(作業者)が、容量市場システムに登録されたアグリゲートリソース情報、容量提供事業者が提出した書類を参照し、アグリゲートリソース情報の変更内容を審査する



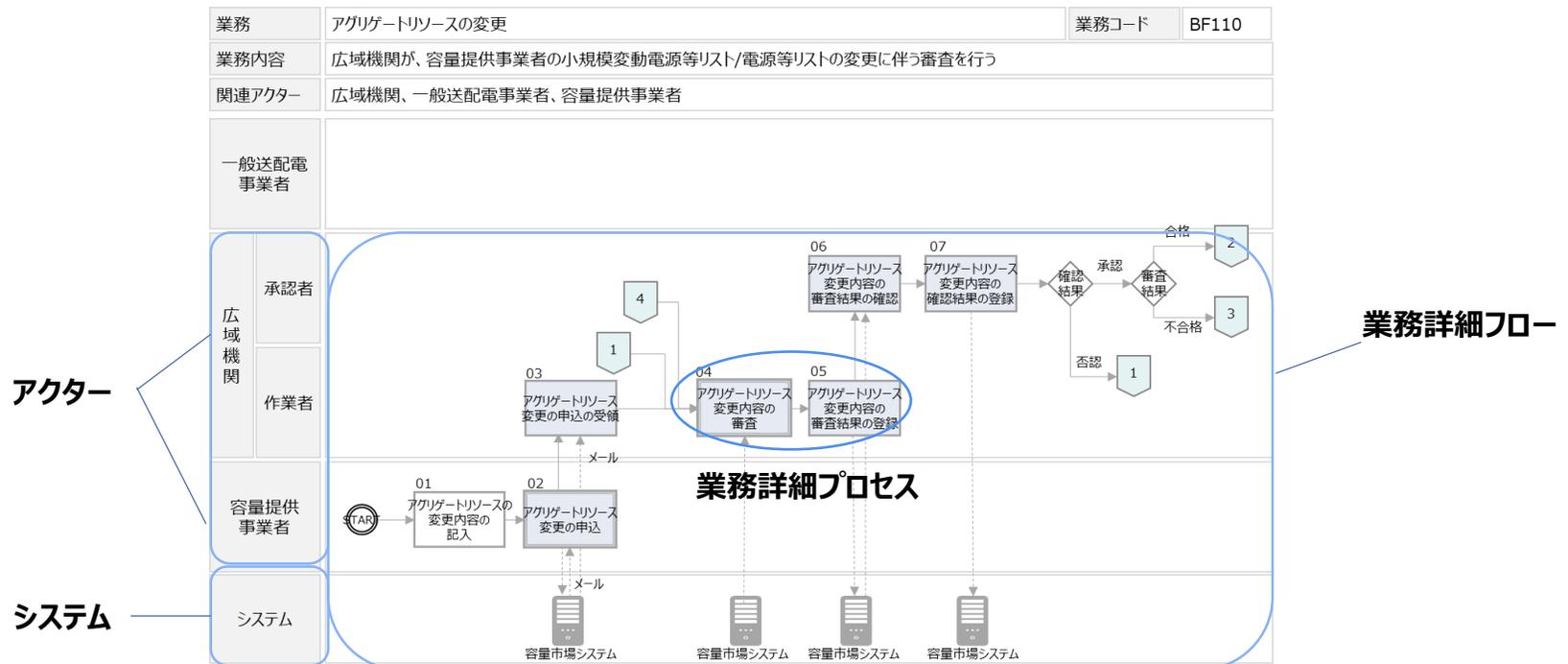
- 「業務フロー」(「業務詳細フロー」・「業務詳細記述書」)および「業務仕様書」の記載概要を以下に整理しています。

業務詳細設計書	記載概要
業務フロー	<p>(業務詳細フロー)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 業務名および広域機関が実施する業務内容 • 容量市場の業務を実施する上でのアクター(関係者) • 容量市場の業務を定義したプロセス (システム化対象範囲の業務詳細プロセスまで明確化) • プロセスの流れを可視化した業務フロー
	<p>(業務詳細記述書)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 業務で利用するインプット情報 • 業務の結果生み出されるアウトプット情報
業務仕様書	<ul style="list-style-type: none"> • 業務詳細フローでは表現できない補足情報 • 業務詳細フローで記載すると煩雑になるプロセス情報 Ex.複数の条件が絡んだ分岐が発生するプロセス、等

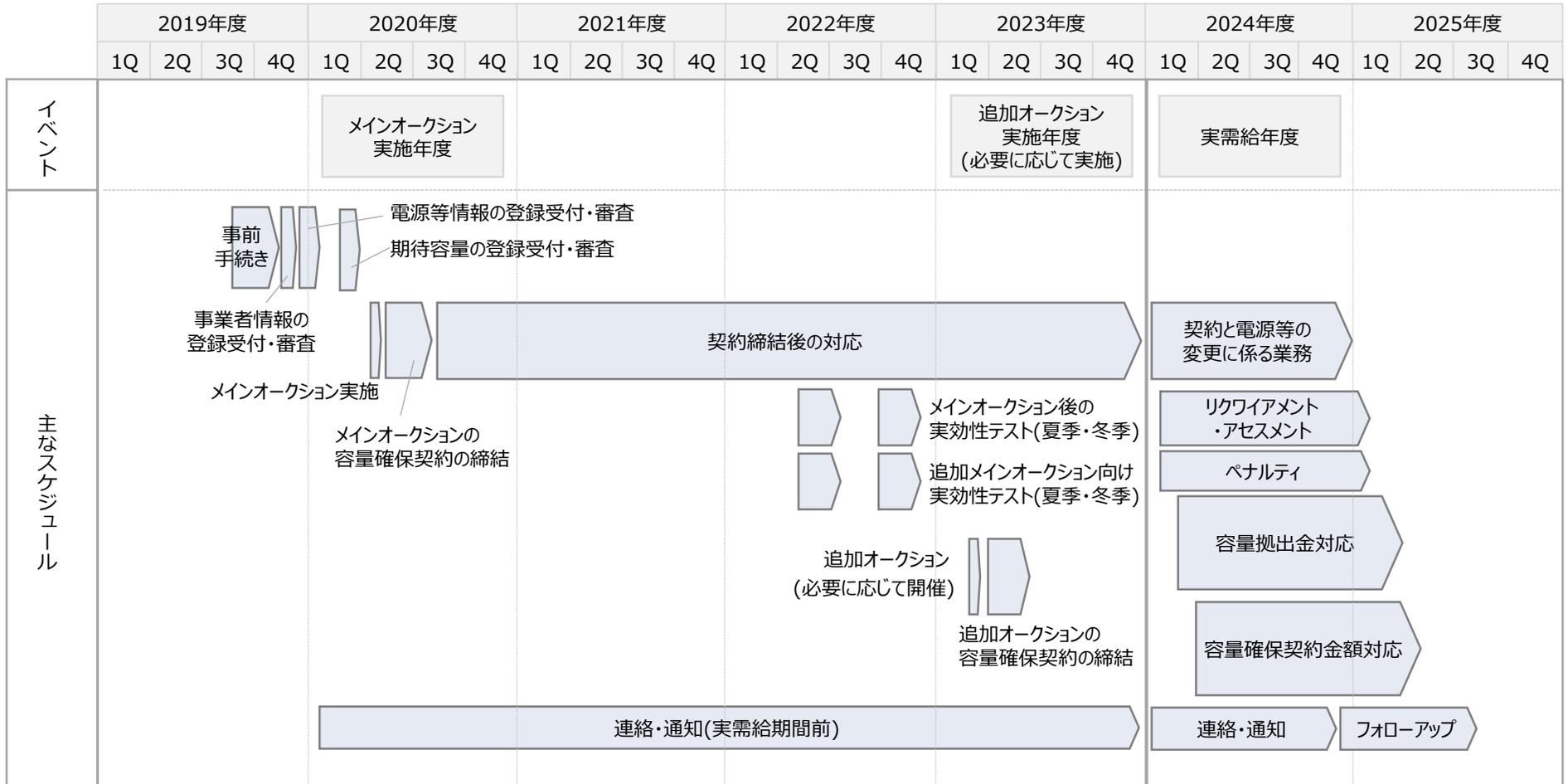
- 容量市場における実需給期間業務のうち、どの部分を容量市場システムの対象とするか、どの部分を既存の広域機関システムと連携するかなどを可視化するために、業務詳細フローを作成しました。
- 業務詳細フローは、「業務」・「業務内容」・「アクター」・「業務フロー」・「システム」から構成されています。
 - 「業務」は、『アグリゲートリソースの変更』などの業務全体像の業務名を記載しています。
 - 「業務内容」は、広域機関が実施する業務の概要を記載しています。
 - 「アクター」は、容量市場の業務を実施する上での関係者(広域機関・容量提供事業者など)を記載しています。
 - 「業務詳細フロー」は、容量市場の業務をプロセスとして定義し、プロセスの流れを可視化しています。
 - 「システム」は、容量市場の業務に対して現時点で想定されるシステムやツールの導入対象を示しています。

【業務詳細フロー 例】

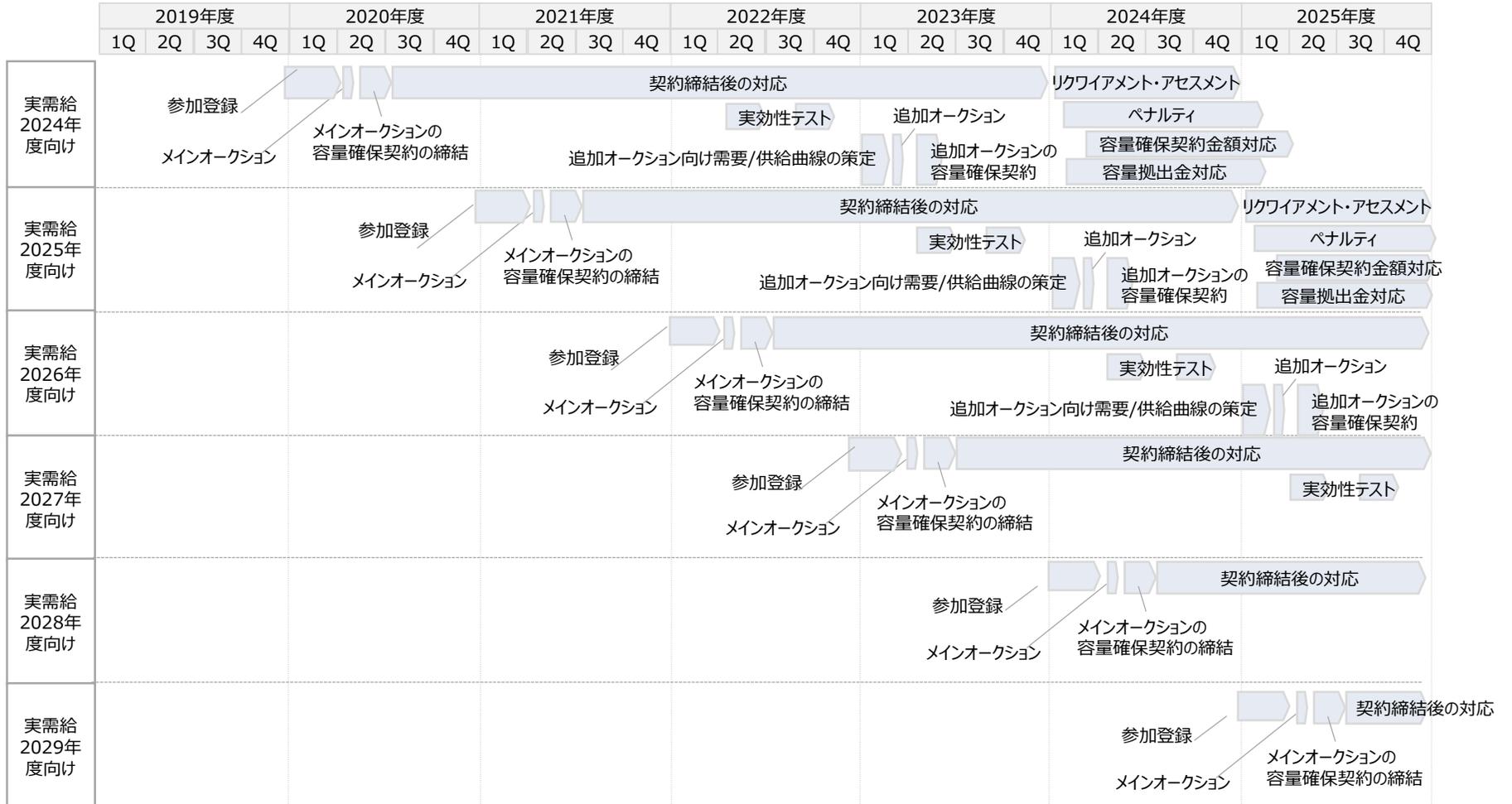
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



- 2024年度を実需給年度とする容量市場の業務は以下のようなものがあります。
- 実需給期間中に実施する業務としては、契約と電源等の変更に係る業務、リクワイアメント・アセスメント、ペナルティ、容量拠出金対応、容量確保契約金額対応、連絡・通知等があります。



- 2021年度以降は以下のように複数年度の業務が並行して行われます。
- 2024年度以降は、毎年度メインオークション、追加オークション(開催される場合)、実需給年度のリクワイアメント・アセスメント、ペナルティなどの業務が重なります。



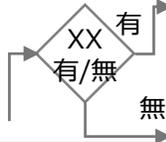
※参加登録とは事前手続き、事業者情報の登録受付・審査電源等情報の登録受付・審査、期待容量の登録受付・審査を指します。連絡・通知、フォローアップは省略しています。

■ 容量市場システム(実需給期間に向けたシステム)の対象となる、容量市場の実需給期間業務は業務の内容に鑑み、以下のとおり分類されます。

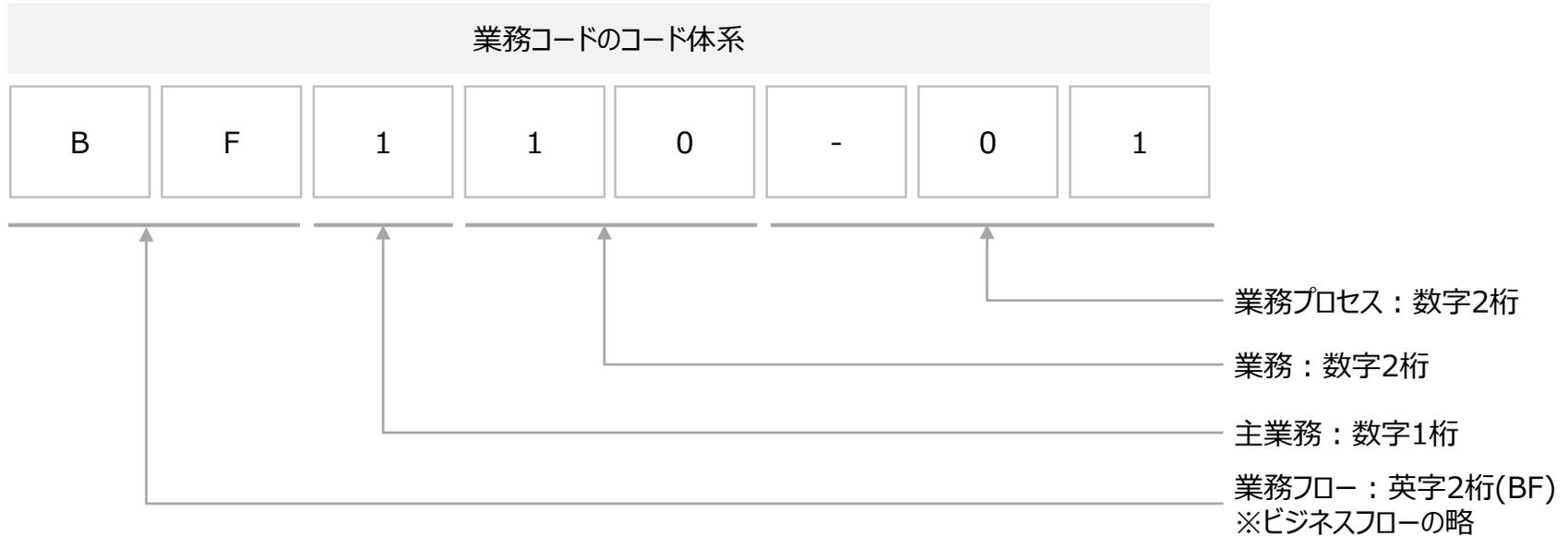
実需給期間				
契約締結後の対応 (実需給年度からの業務)	リクワイアメント ・アセスメント	ペナルティ	容量拠出金 対応	容量確保契約 金額対応
<ul style="list-style-type: none"> ・アグリゲートリソースの変更 ・電源等差替対応 ・電源等差替時の余力活用契約の確認 ・実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(電源の休止・廃止による自主退出) ・FIT法適用の電源の市場退出(強制退出) ・実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出) ・容量確保契約の変更 ・容量確保契約の解約 	<ul style="list-style-type: none"> ・リクワイアメントに対する評価(容量停止計画) ・リクワイアメントに対する評価(市場応札) ・リクワイアメントに対する評価(一般送配電事業者からの供給指示) ・リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応) ・需給ひっ迫の確認および事前通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペナルティの確定 	<ul style="list-style-type: none"> ・算定・通知 ・請求書/支払通知書作成・送付 ・入金 ・出金 ・残高管理 ・財務会計への情報連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・算定・通知 ・支払通知書/請求書作成・送付 ・出金 ・入金 ・残高管理 ・財務会計への情報連携
連絡・通知			フォローアップ	
<ul style="list-style-type: none"> ・連絡事項のお知らせ ・請求に基づく情報の開示 			<ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ 	

■ 業務詳細フローは、以下の凡例を用いて作成されています。

【業務詳細フロー 凡例】

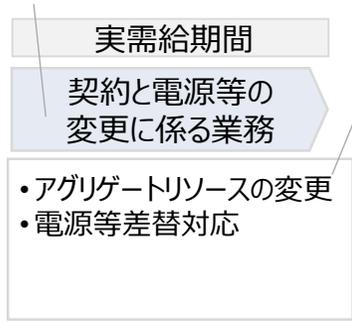
オブジェクト	オブジェクト名	説明	オブジェクト	オブジェクト名	説明
	START記号	業務フローの開始を示す記号として使用しています。		プロセス接続 (実線)	業務プロセス間の接続に使用しています。
	END記号	業務フローの終了を示す記号として使用しています。		判定/分岐	業務プロセス間で分岐/判断が発生する場合に使用しています。
	業務プロセス	業務フローにおいて実施する業務を表現しています。		接続プロセス	接続元、接続先プロセスがある場合に使用しています。(位置が離れている他プロセス、他業務フローとの接続に使用しています。)
 郵送	郵送	業務プロセスにおける書類の郵送を表現しています。		システムサーバ	システムのサーバ(容量市場システム等)やツール(約定処理ツール等)を表現しています。
	システム接続 (点線)	システムサーバと業務プロセスの接続に使用しています。 ↓ : システムへのデータ登録等 ↑ : システムからのデータ送付等		業務仕様書の対象範囲	業務仕様書の対象となる業務プロセスに使用しています。
				容量市場システム	容量市場システムを利用する業務プロセスに使用しています。

■ 以下の凡例を用いて業務詳細フローに、業務コードを付与しています。

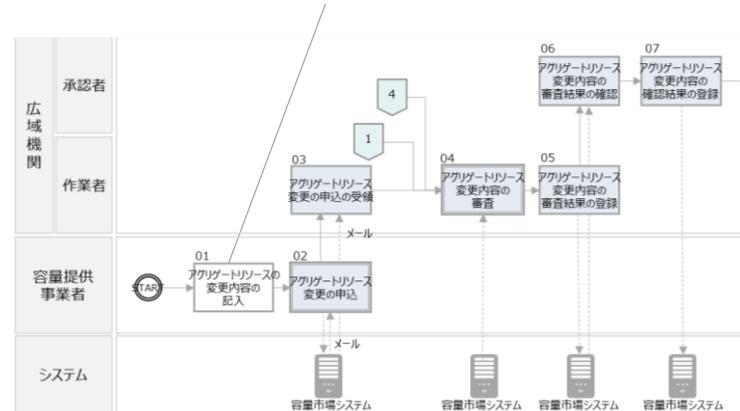


主業務：
(例. 契約と電源等の変更に係る業務)

業務：
(例. アグリゲートリソースの変更)



業務プロセス：
(例. アグリゲートリソースの変更内容の記入)



■ 実需給期間における主業務および業務に対して以下のように業務コードを付与しています。

主業務	業務コード (業務フロー+主業務)	業務	業務コード (業務)
契約締結後の対応 (実需給年度からの業務)	BF1	アグリゲートリソースの変更	10
		電源等差替対応	20
		電源等差替時の余力活用契約の確認	30
		実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(電源の休止・廃止による自主退出)	40
		FIT法適用の電源の市場退出(強制退出)	41
		実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出)	42
		容量確保契約の変更	50
		容量確保契約の解約	51
リクワイアメント・アセスメント	BF2	リクワイアメントに対する評価(容量停止計画) - 安定電源、変動電源(単独)	10
		リクワイアメントに対する評価(容量停止計画) - 変動電源(アグリゲート)	11
		リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 平常時	20
		リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 需給ひっ迫のおそれがある時	21
		リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 需給ひっ迫のおそれがある時(バランス停止からの起動)	22
		リクワイアメントに対する評価(一般送配電事業者からの供給指示)	30
		リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)	40
		需給ひっ迫の確認および事前通知	50

■ 実需給期間における主業務に対して以下のように業務コードを付与しています。

主業務	業務コード (業務フロー+主業務)	業務	業務コード (業務)
ペナルティ	BF3	ペナルティの確定	10
容量拋出金対応 (1/2)	BF4	算定・通知-実需給期間前-容量拋出金(メインオークションのみ)	10
		算定・通知-実需給期間前-容量拋出金(調達オークション実施)	11
		算定・通知-実需給期間前-容量拋出金(リリースオークション実施)	12
		算定・通知-実需給期間中-容量拋出金(メインオークションのみ)	13
		算定・通知-実需給期間中-容量拋出金(調達オークション実施)	14
		算定・通知-実需給期間中-容量拋出金(リリースオークション実施)	15
		算定・通知-還元額	16
		算定・通知-容量拋出金の未回収分の追加請求	17
		請求書/支払通知書作成・送付-請求/支払明細作成	20
		請求書/支払通知書作成・送付-請求書作成・送付	21
請求書/支払通知書作成・送付-支払通知書作成・送付	22		

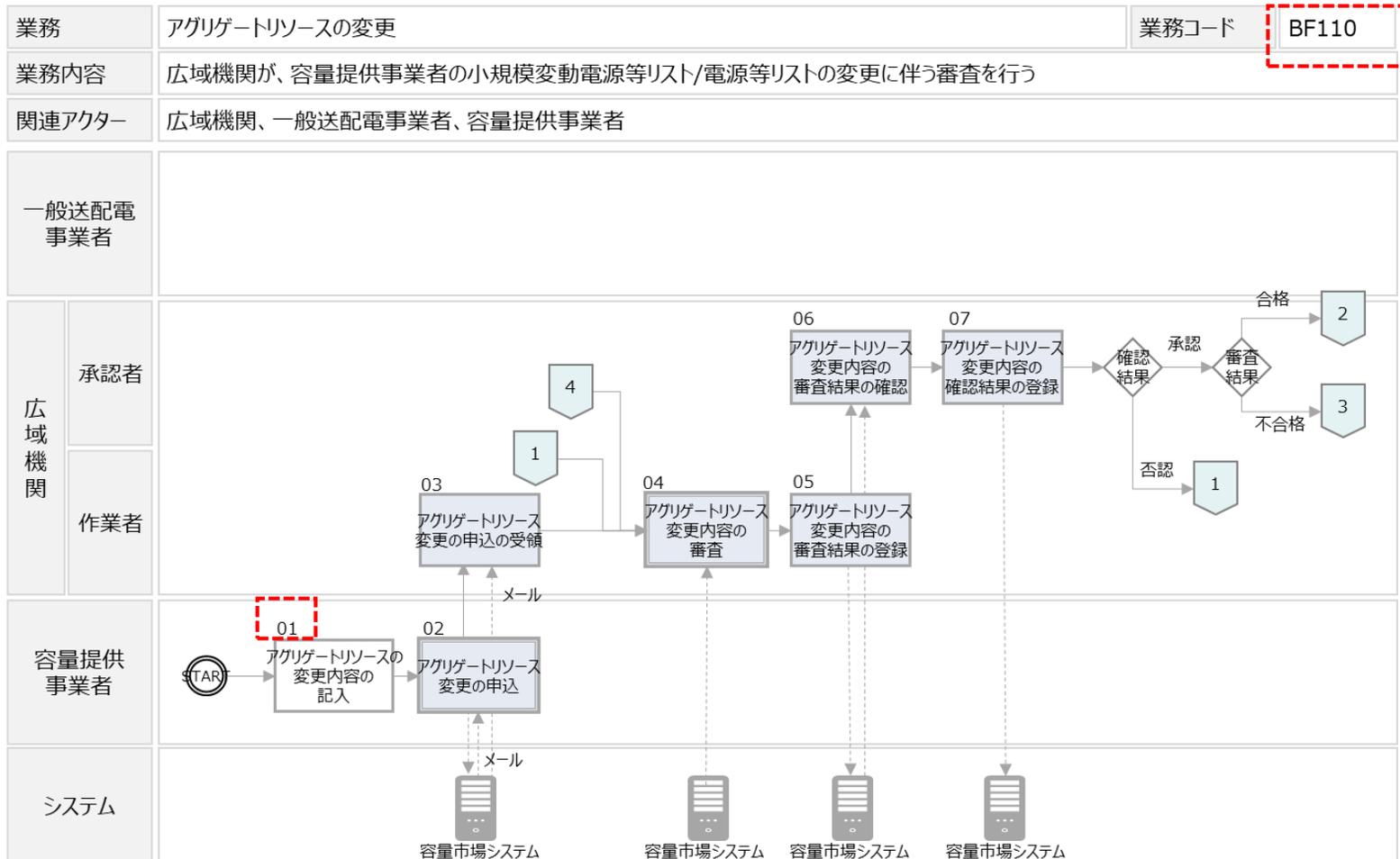
■ 実需給期間における主業務に対して以下のように業務コードを付与しています。

主業務	業務コード (業務フロー+主業務)	業務	業務コード (業務)
容量拠出金対応 (2/2)	BF4	入金-入金確認/消込	30
		入金-支払期日到来未回収残高の確認	31
		入金-督促・未払事業者への対応	32
		出金	40
		残高管理-期日到来未回収状況の確認	50
		残高管理-期日到来未払状況の確認	51
		残高管理-預り金残高管理	52
		財務会計への連携	60

■ 実需給期間における主業務に対して以下のように業務コードを付与しています。

主業務	業務コード (業務フロー+主業務)	業務	業務コード (業務)
容量確保契約金額対応	BF5	算定・通知-実需給期間前-容量確保契約金額	10
		算定・通知-実需給期間中-容量確保契約金額	11
		支払通知書/請求書作成・送付-支払/請求明細作成	20
		支払通知書/請求書作成・送付-支払通知書作成・送付	21
		支払通知書/請求書作成・送付-請求書作成・送付	22
		出金	30
		入金-入金確認/消込	40
		入金-支払期日到来未回収残高の確認	41
		入金-督促・未払事業者への対応	42
		残高管理-期日到来未払状況の確認	50
		残高管理-期日到来未回収状況の確認	51
		残高管理-預り金残高管理	52
		財務会計への連携	60
連絡・通知	BF6	連絡事項のお知らせ	10
		請求に基づく情報の開示	11
フォローアップ	BF7	フォローアップ	10

- 以下のように、業務詳細フローへ業務コードを付与しています。
- 業務詳細フローの頁では、右上に主業務および業務に対する番号を記載し、業務詳細フロー内では、業務プロセス毎に各業務コードの下二桁のみ付与しています。

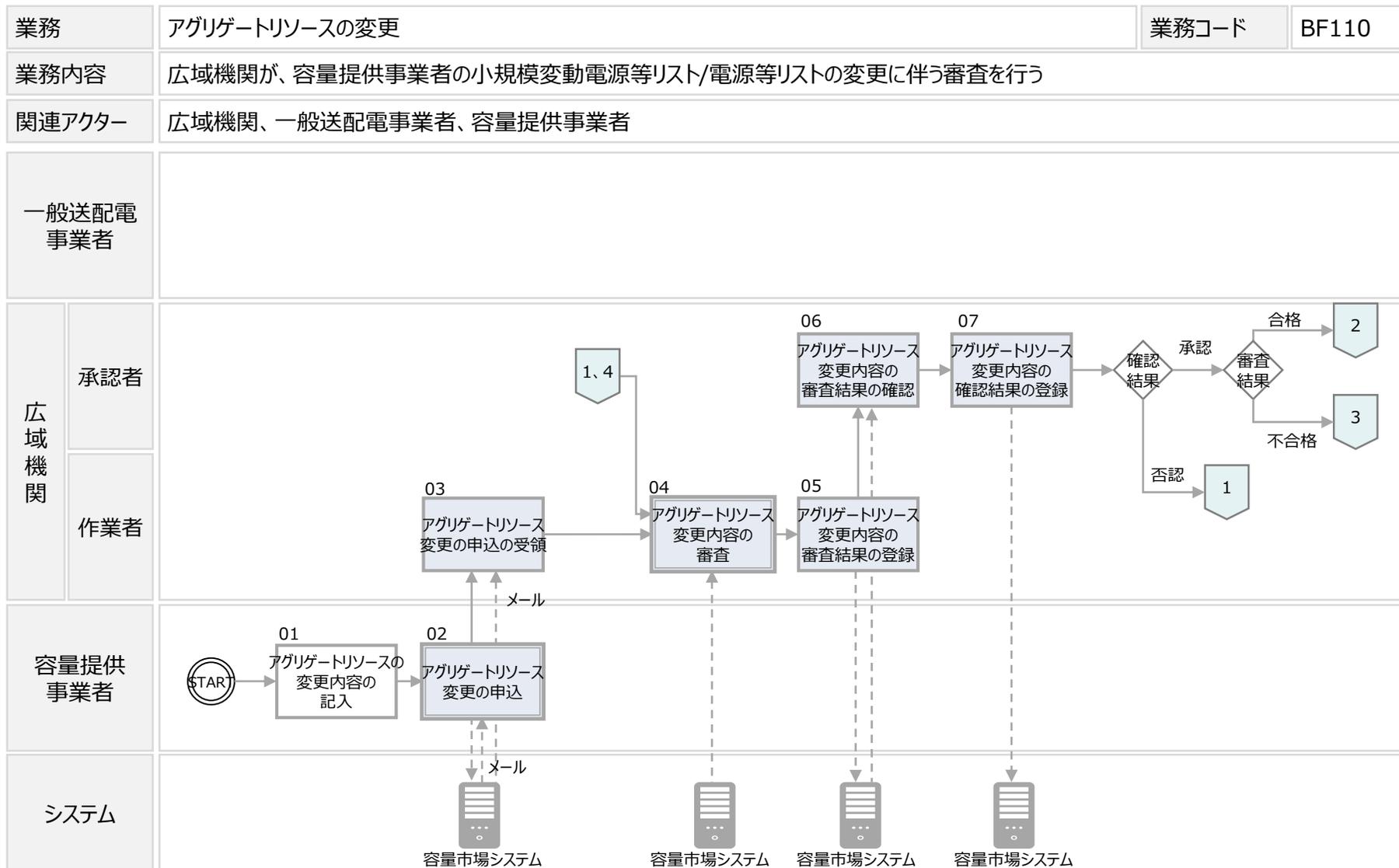


- 契約締結後の対応(実需給年度からの業務)：アグリゲートリソースの変更^{*1}

^{*1}: 電源等リストの変更は実需給前年度の2023年の10月以降可能となるため、2023年10月～実需給終了までの期間の業務が対象となる

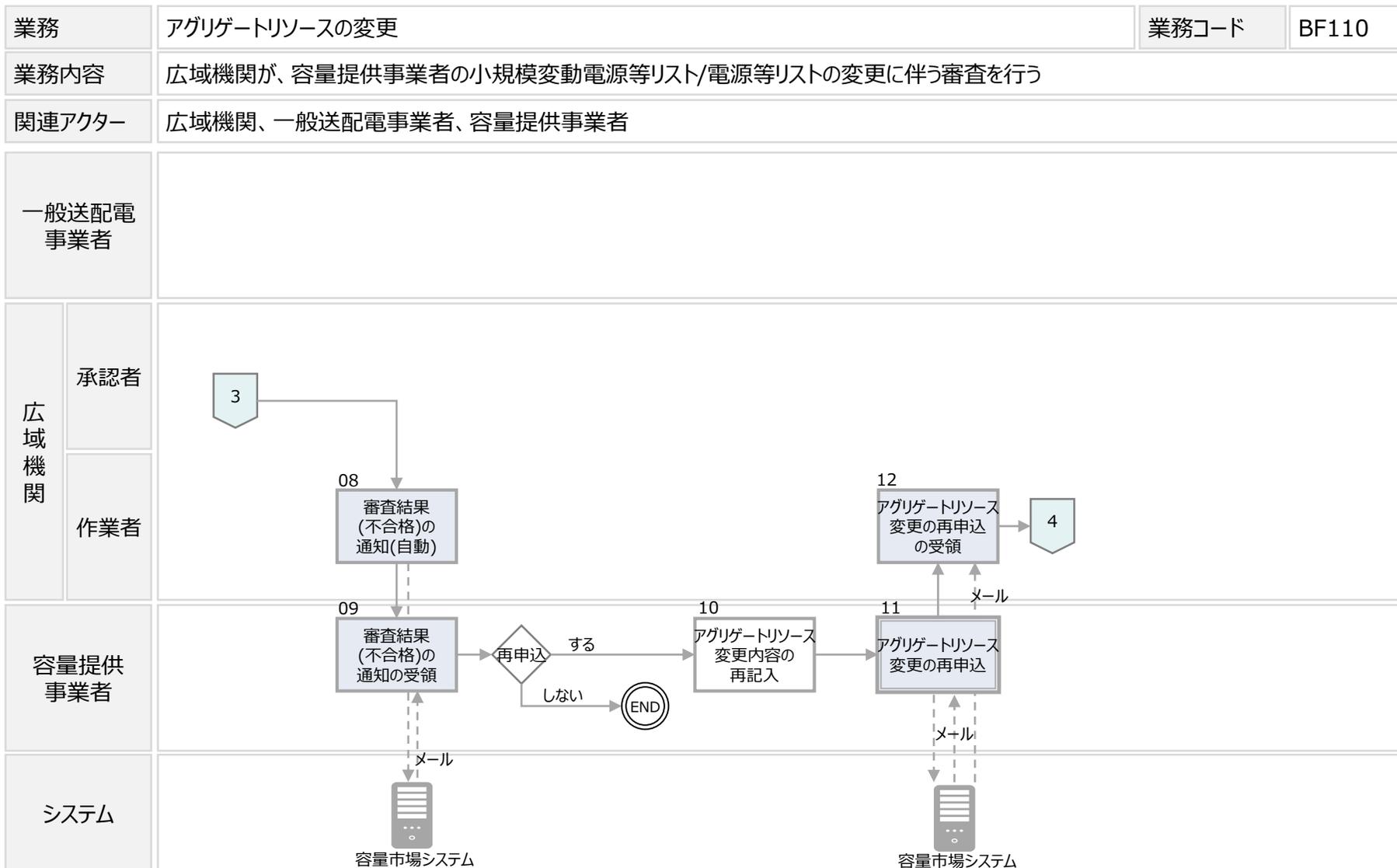
業務詳細フロー 契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



業務詳細フロー 契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

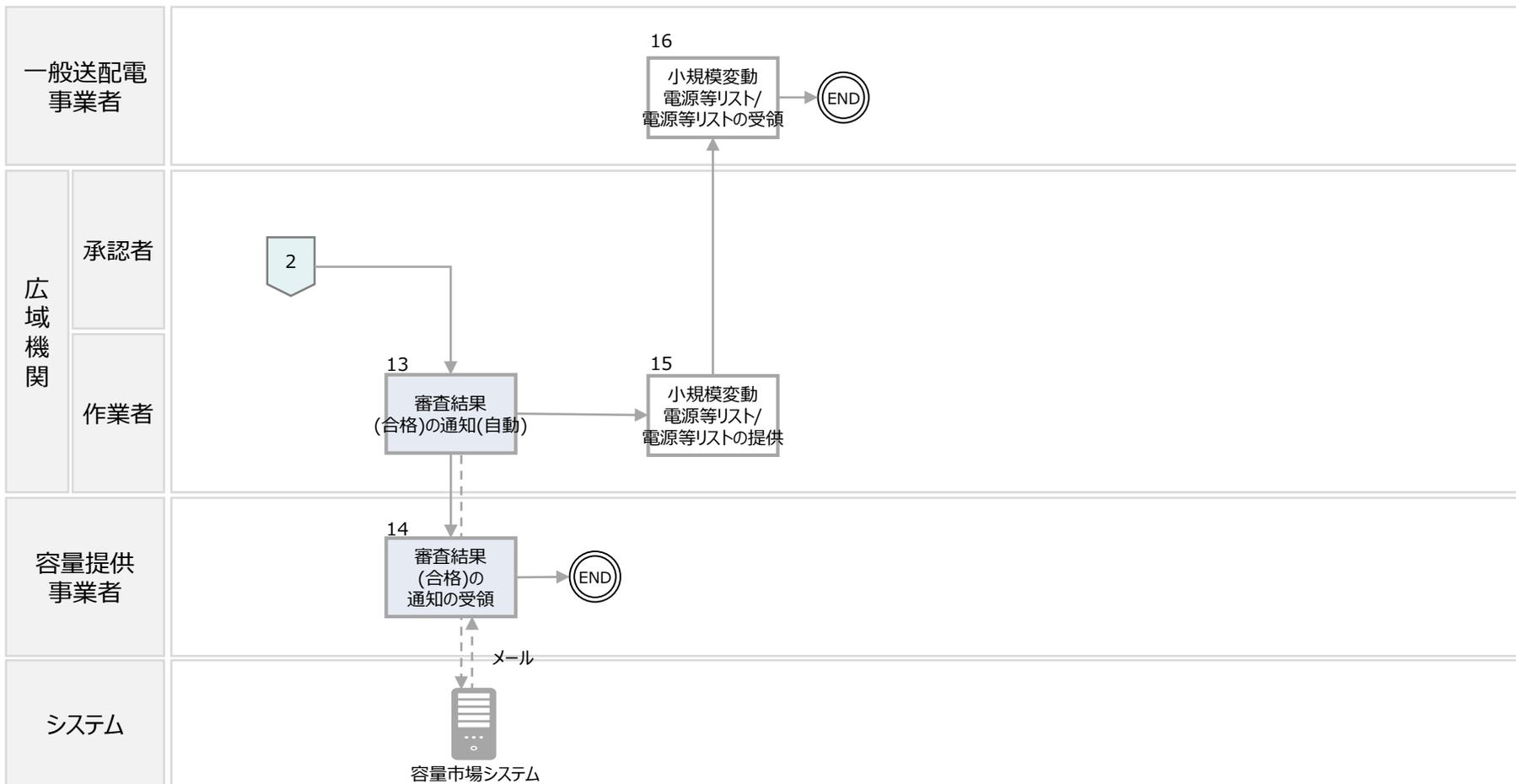
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



業務詳細フロー 契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	アグリゲートリソースの変更	業務コード	BF110
業務内容	広域機関が、容量提供事業者の小規模変動電源等リスト/電源等リストの変更に伴う審査を行う		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		



業務仕様書

契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

業務プロセス	アグリゲートリソース変更の(再)申込
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
<p>アグリゲートリソース変更の(再)申込(変動電源(アグリゲート))(1/2) 容量提供事業者が、変更内容を含むアグリゲートリソースの情報を登録する。また、アグリゲートリソースの変更項目に係る提出書類を提出する</p> <p>電源等情報の追加登録業務(実需給前年度の2023年の11月実施予定)の実施以降、容量確保契約の締結有無にかかわらず、事業者(変動電源提供者(アグリゲート))は、電源設備の休止・廃止により退出、FIT電源判明により退出する場合に「電源等情報の変更」により小規模変動電源リストの内訳の変更が可能(P)</p> <p>【期日】 各月の10日を申込期限として、10日までの申込は当月中に審査し翌月1日から反映する(随時審査)</p>	
<p>The diagram illustrates the timeline for aggregated resource changes. Key milestones include: Main Auction Results Published, Additional Auction Registration Period, Additional Auction Participation Notice Issued, Power Information Added, Actual Supply Starts, and Actual Supply Ends. Three scenarios are detailed:</p> <ul style="list-style-type: none"> Capacity assurance contract concluded, additional auction held: Change possible until registration period ends. After that, only re-application for change is possible. Capacity assurance contract concluded, additional auction not held: Change possible until actual supply starts. Capacity assurance contract not concluded: Change possible until actual supply starts. 	

*1: 実需給前では、当該新設電源の追加は期待容量の変更可能期間(追加オークション向け期待容量の登録期間、追加オークションが開催されない場合は実需給直前まで)のみアグリゲートリソースの追加を認める
 *2: アグリゲートリソースの減少も含む

業務仕様書

契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

業務プロセス	アグリゲートリソース変更の(再)申込
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
<p>アグリゲートリソース変更の(再)申込(変動電源(アグリゲート))(2/2) 容量提供事業者が、変更内容を含むアグリゲートリソースの情報を登録する。また、アグリゲートリソースの変更項目に係る提出書類を提出する</p> <p>アグリゲートリソースを削除する場合は、事業者(変動電源提供者(アグリゲート))は、以下の情報を入力し、関連書類を容量市場システムにアップロードする</p> <p>【削除する対象ケース】</p> <ul style="list-style-type: none">・休止・廃止に伴いリストから電源を削除する場合・FIT電源判明に伴いリストから電源を削除する場合 <p>【登録する項目】</p> <p>また電源等情報の変更理由にて、退出を希望する旨を記載する</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none">・小規模変動電源リスト <p>既に提出しているリストから退出の電源の情報を削除する</p> <ul style="list-style-type: none">・期待容量等算定諸元一覧 <p>退出分の電源を除いて、設備容量、送電可能電力などを更新する</p> <p>(休止・廃止に伴う退出の場合のみ)</p> <ul style="list-style-type: none">・発電所廃止報告書 <p>電源設備の休止・廃止の証明書として提出する</p>	

業務仕様書

契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

業務プロセス	アグリゲートリソース変更の(再)申込
--------	--------------------

関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
--------	-----------------------

詳細内容

アグリゲートリソース変更の(再)申込(発動指令電源)(1/6)
 容量提供事業者が、変更内容を含むアグリゲートリソースの情報を登録する。また、アグリゲートリソースの変更項目に係る提出書類を提出する

【対象】
 事業者(発動指令電源提供者)は実効性テストにより電源等リストの期待容量が確定した後～実需給5か月前は電源等リストの変更申込ができない
 ただし、実需給5か月前からは、アグリゲートリソースの変更が可能 * なお、特定項目の未登録、特定項目に係る書類の未提出がある場合には、広域機関は審査を不合格とする

【期日】
 各月の10日を申込期限として、10日までの申込は当月中に審査し翌月1日から反映する(随時審査)



業務プロセス	アグリゲートリソース変更の(再)申込
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
<p>アグリゲートリソース変更の(再)申込(発動指令電源) (2/6) 容量提供事業者が、変更内容を含むアグリゲートリソースの情報を登録する。また、アグリゲートリソースの変更項目に係る提出書類を提出する</p> <p>アグリゲートリソースを削除する場合は、事業者(発動指令電源提供者)は、以下の情報を入力し、関連書類を容量市場システムにアップロードする</p> <p>【削除する対象ケース】 ・理由は問わない</p> <p>【登録する項目】 また電源等情報の変更理由にて、退出を希望する旨を記載する</p> <p>【提出書類】 ・CSVファイル 既に提出しているリストから退出の電源の情報を削除する</p>	

業務仕様書

契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

業務プロセス	アグリゲートリソース変更の(再)申込		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		
詳細内容			
<p>アグリゲートリソース変更の(再)申込(発動指令電源)(3/6) 容量提供事業者が、変更内容を含むアグリゲートリソースの情報を登録する。また、アグリゲートリソースの変更項目に係る提出書類を提出する</p> <p>アグリゲートリソースを追加する場合は、事業者(発動指令電源提供者)は、追加分の電源を含むアグリゲートする電源に関する下表の情報をCSVファイルに入力し、容量市場システムにアップロードする。</p> <p>1電源等情報内に複数の号機がある場合は、電源等情報(詳細情報)を複数登録する。その場合、電源等情報(基本情報)で選択した「容量を提供する電源等の区分」と同一の区分となる号機のみを登録し、同一とならない号機は登録できない</p>			
	情報	登録項目	登録時期
電源	電源等情報 (基本情報)	<ul style="list-style-type: none"> 容量を提供する電源等の区分 電源等の名称 受電地点特定番号 系統コード エリア名 所在地 期待容量 	実効性テストによる期待容量 確定後随時
	電源等情報 (詳細情報)	<ul style="list-style-type: none"> 号機単位の名称 系統コード 電源種別の区分 発電方式の区分 設備容量 運開年月 FIT認定ID 特定契約の終了年月 ※FIT認定ID入力有の電源のみ 	

業務仕様書

契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

業務プロセス	アグリゲートリソース変更の(再)申込
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

アグリゲートリソース変更の(再)申込(発動指令電源)(4/6)

容量提供事業者が、変更内容を含むアグリゲートリソースの情報を登録する。また、アグリゲートリソースの変更項目に係る提出書類を提出する

アグリゲートリソースを追加する場合は、事業者(発動指令電源提供者)は、電源等リストに追加する電源に関する以下の書類を提出する

※なお、書類の提出はDVDにデータを格納して提出する等システム以外の手段を用いて行う

【凡例】  いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必要書類		選択可能書類			
	エリア	FIT認定ID、 特定契約の終了年月	電源等の名称	受電地点特定番号	同時最大受電電力	電源種別の区分、 設備容量、発電方式の区分
発電事業届出書			<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
電気工作物変更届出書			<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
自家用電気工作物使用開始届出書			<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
特定自家用電気工作物接続届出書			<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
低圧配電線への系統連系協議依頼書			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
工事計画届出書および別添の工事工程表					<input type="checkbox"/>	
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表				<input type="checkbox"/>		
売電検針票「購入電力量のお知らせ」				<input type="checkbox"/>		
常時系統エリアを確認できる書類 (複数エリアに系統接続している場合)	<input type="checkbox"/>					
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知) (FIT電源の場合)		<input type="checkbox"/>				

業務仕様書

契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

業務プロセス	アグリゲートリソース変更の(再)申込
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

アグリゲートリソース変更の(再)申込(発動指令電源)(5/6)

容量提供事業者が、変更内容を含むアグリゲートリソースの情報を登録する。また、アグリゲートリソースの変更項目に係る提出書類を提出する

アグリゲートリソースを追加する場合は、事業者(発動指令電源提供者)は、追加分を含むアグリゲートする需要抑制に関する下表の情報をCSVファイルに入力し、容量市場システムにアップロードする。

情報		登録項目	登録時期
需要抑制	電源等情報 (基本情報)	<ul style="list-style-type: none">容量を提供する電源等の区分エリア名所在地期待容量需要抑制名供給地点特定番号	実効性テストによる期待容量 確定後随時

業務仕様書

契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

業務プロセス	アグリゲートリソース変更の(再)申込
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

アグリゲートリソース変更の(再)申込(発動指令電源)(6/6)

容量提供事業者が、変更内容を含むアグリゲートリソースの情報を登録する。また、アグリゲートリソースの変更項目に係る提出書類を提出する

アグリゲートリソースを追加する場合は、事業者(発動指令電源提供者)は、電源等リストに追加する需要抑制に関する以下の情報を提出する
※なお、書類の提出はDVDにデータを格納して提出する等システム以外の手段を用いて行う

書類の名称 (全て写しで可)	必要書類			
	エリア	供給地点特定 番号	需要抑制名	所在地
需要抑制名、所在地、供給地点特定番号が記載されている書類(電気 料金請求書、検針票等)	○	○	○	○
需要抑制との合意書			○	

業務仕様書

契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

業務プロセス	アグリゲートリソースの変更内容の審査
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
<p>アグリゲートリソースの変更内容の審査(変動電源(アグリゲート))</p> <p>広域機関(作業者)が、容量市場システムに登録されたアグリゲートリソース情報、容量提供事業者が提出した書類を参照し、アグリゲートリソース情報の変更内容を審査する</p> <p>アグリゲートリソースを削除する場合は、以下を確認する</p> <ul style="list-style-type: none">事業者(変動電源提供者(アグリゲート))が削除する電源等情報(変動電源(小規模))が削除事由の妥当性を確認する<ul style="list-style-type: none">休止・廃止に伴う退出の場合：発電所廃止報告書を用いて休止・廃止している電源か確認するFIT電源判明による退出の場合：FIT判定時に登録したFIT関連情報を参照しFIT電源か確認する期待容量等算定諸元一覧に記載している設備容量が、小規模変動電源リスト(リストから削除対象の電源除く)の設備容量合計と一致するか確認する	

業務仕様書

契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

業務プロセス	アグリゲートリソースの変更内容の審査
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
<p>アグリゲートリソースの変更内容の審査(発動指令電源)(1/5)</p> <p>広域機関(作業者)が、容量市場システムに登録されたアグリゲートリソース情報、容量提供事業者が提出した書類を参照し、アグリゲートリソース情報の変更内容を審査する</p> <p>アグリゲートリソースを削除する場合は、以下を確認する</p> <ul style="list-style-type: none">事業者(変動電源提供者(アグリゲート))が削除する電源等情報(変動電源(小規模))が削除事由を確認する<ul style="list-style-type: none">特定の書類を用いて、削除事由の妥当性の検証は実施しない	

業務仕様書

契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

業務プロセス	アグリゲートリソースの変更内容の審査		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		
詳細内容			
<p>アグリゲートリソースの変更内容の審査(発動指令電源)(2/5)</p> <p>広域機関(作業者)が、容量市場システムに登録されたアグリゲートリソース情報、容量提供事業者が提出した書類を参照し、アグリゲートリソース情報の変更内容を審査する</p> <p>アグリゲートリソースを追加する場合は、事業者(発動指令電源提供者)が保持する電源の電源等情報の妥当性を以下の方法にて審査する</p> <p>* なお、特定項目の未登録、特定項目に係る書類の未提出がある場合には、広域機関は審査を不合格とする</p>			
情報	情報項目	審査方法	
電源	基本 情報	容量を提供する電源等の区分	<ul style="list-style-type: none"> 「発動指令電源(電源)」が選択されていることを確認する
		電源等の名称	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業届出書・電気工作物変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内・低圧配電線への系統連系協議依頼表・接続検討回答書・工事計画届出書などをもとに該当発電所名および号機に誤りがないことを確認する
		受電地点特定番号	<ul style="list-style-type: none"> 発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内・売電検針票「購入電力量のお知らせ」をもとに該当電源の受電地点特定番号に誤りがないことを確認する 上2桁が電源等リストのエリア名を表すエリアコードとなっていることを確認する
		系統コード	<ul style="list-style-type: none"> 審査不要
		エリア名	<ul style="list-style-type: none"> 発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内・売電検針票「購入電力量のお知らせ」をもとに、該当エリア名に誤りがないことを確認する 電源等リストのエリア名と一致していることを確認する
		所在地	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業届出書・電気工作物変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内・低圧配電線への系統連系協議依頼表・接続検討回答書・工事計画届出書、発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内・売電検針票「購入電力量のお知らせ」をもとに、所在地に誤りがないことを確認する
		期待容量	<ul style="list-style-type: none"> 参考値として利用するため審査不要

業務仕様書

契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

業務プロセス	アグリゲートリソースの変更内容の審査		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		
詳細内容			
<p>アグリゲートリソースの変更内容の審査(発動指令電源)(3/5)</p> <p>広域機関(作業)が、容量市場システムに登録されたアグリゲートリソース情報、容量提供事業者が提出した書類を参照し、アグリゲートリソース情報の変更内容を審査する</p> <p>アグリゲートリソースを追加する場合は、事業者(発動指令電源提供者)が保持する電源の電源等情報の妥当性を以下の方法にて審査する</p> <p>* なお、特定項目の未登録、特定項目に係る書類の未提出がある場合には、広域機関は審査を不合格とする</p>			
情報	情報項目	審査方法	
電源	詳細情報	号機単位の名称	<ul style="list-style-type: none"> 審査不要
		系統コード	<ul style="list-style-type: none"> 審査不要
		電源種別の区分 発電方式の区分	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業届出書・発電事業変更届出書・発電量調整供給兼基本契約申込書・電気工作物変更届出書、自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内・低圧配電線への系統連系協議依頼表などをもとに、該当電源種別の区分・発電方式の区分に誤りがないことを確認する 変動電源に分類される発電方式(一般時流式・太陽光・風力)のみの電源で構成されていないことを確認する
		設備容量	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業届出書・発電事業変更届出書・発電量調整供給兼基本契約申込書・電気工作物変更届出書、自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内・低圧配電線への系統連系協議依頼表などをもとに、設備容量(認可出力)に誤りがないことを確認する
		運開年月	<ul style="list-style-type: none"> 発動指令電源は経過措置対象としないため審査不要
		FIT認定ID	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)に記載されているIDと相違がないことを確認する
		特定契約の終了年月	<ul style="list-style-type: none"> 終了年月が対象実需給年度までになっていることを確認する

業務仕様書

契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

業務プロセス	アグリゲートリソースの変更内容の審査		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		
詳細内容			
<p>アグリゲートリソースの変更内容の審査(発動指令電源)(4/5)</p> <p>広域機関(作業者)が、容量市場システムに登録されたアグリゲートリソース情報、容量提供事業者が提出した書類を参照し、アグリゲートリソース情報の変更内容を審査する</p> <p>アグリゲートリソースを追加する場合は、事業者(発動指令電源提供者)が保持する需要抑制の電源等情報の妥当性を以下の方法にて審査する</p> <p>* なお、特定項目の未登録、特定項目に係る書類の未提出がある場合には、広域機関は審査を不合格とする</p>			
情報	情報項目	審査方法	
需要抑制	基本情報	容量を提供する電源等の区分	<ul style="list-style-type: none"> 「発動指令電源(需要抑制)」であることを確認する
		エリア名	<ul style="list-style-type: none"> 供給地点特定番号が記載されている書類(電気料金請求書、検針票等)をもとに、該当エリア名に誤りがないことを確認する 電源等リストのエリア名と一致していることを確認する
		所在地	<ul style="list-style-type: none"> 所在地が記載されている書類(電気料金請求書、検針票等)をもとに、該当エリア名に誤りがないことを確認する
		期待容量	<ul style="list-style-type: none"> 参考値として利用するため審査不要
		需要抑制名	<ul style="list-style-type: none"> 需要家との合意書が提出されていることを確認する 需要抑制名が記載されている書類(電気料金請求書、検針票、需要家との合意書等)をもとに、需要抑制名に誤りがないことを確認する*1
		供給地点特定番号	<ul style="list-style-type: none"> 供給地点特定番号が記載されている書類(電気料金請求書、検針票等)をもとに供給地点特定番号に誤りがないことを確認する 上2桁が電源等リストのエリア名を表すエリアコードとなっていることを確認する

*1: 名称の表記が異なっていたり(斎藤と斉藤など)、親族が需要抑制名が記載されている等の場合は、需要抑制名と契約者の表記に齟齬があっても合格とする

業務仕様書

契約締結後の対応：アグリゲートリソースの変更

業務プロセス	アグリゲートリソースの変更内容の審査
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
アグリゲートリソースの変更内容の審査(発動指令電源)(5/5) 広域機関(作業)が、容量市場システムに登録されたアグリゲートリソース情報、容量提供事業者が提出した書類を参照し、アグリゲートリソース情報の変更内容を審査する 登録された発動指令電源提供者の電源等が、同一の電源等リストに含まれる電源等並びに他の電源等リストおよび既に期待容量が登録されている安定電源、変動電源(単独)、変動電源(小規模)と重複していないことを確認する	
【審査方法】	
1. 重複を確認するための情報を一意にする	
<ul style="list-style-type: none">受電地点特定番号がある場合 受電地点特定番号で一意とする供給地点特定番号がある場合 供給地点特定番号で一意とする	
2. 既に登録されている同じ実需給年度の電源等と重複していないことを確認する	
※既に電源等リストに登録済みの発動指令電源提供者を優先するものとし、電源(需要家)が発動指令電源提供者と契約変更している事実を確認できるまで、電源等リストの変更手続きが完了しない。	
※重複した場合発動指令電源提供者に重複した電源名および需要抑制名を伝え、不合格とする。ただし、重複した電源または需要抑制を登録した他の発動指令電源提供者名は伝えない	
<p>需要抑制aが重複している旨システムから通知 なお、発動指令電源提供者2の名前は非通知</p> <p>広域機関</p> <p>需要抑制aが重複している旨システムから通知 なお、発動指令電源提供者1の名前は非通知</p> <p>発動指令電源提供者 1</p> <p>電源等リスト X</p> <ul style="list-style-type: none">需要抑制 abc <p>発動指令電源提供者 2</p> <p>電源等リスト Y</p> <ul style="list-style-type: none">需要抑制 ade	

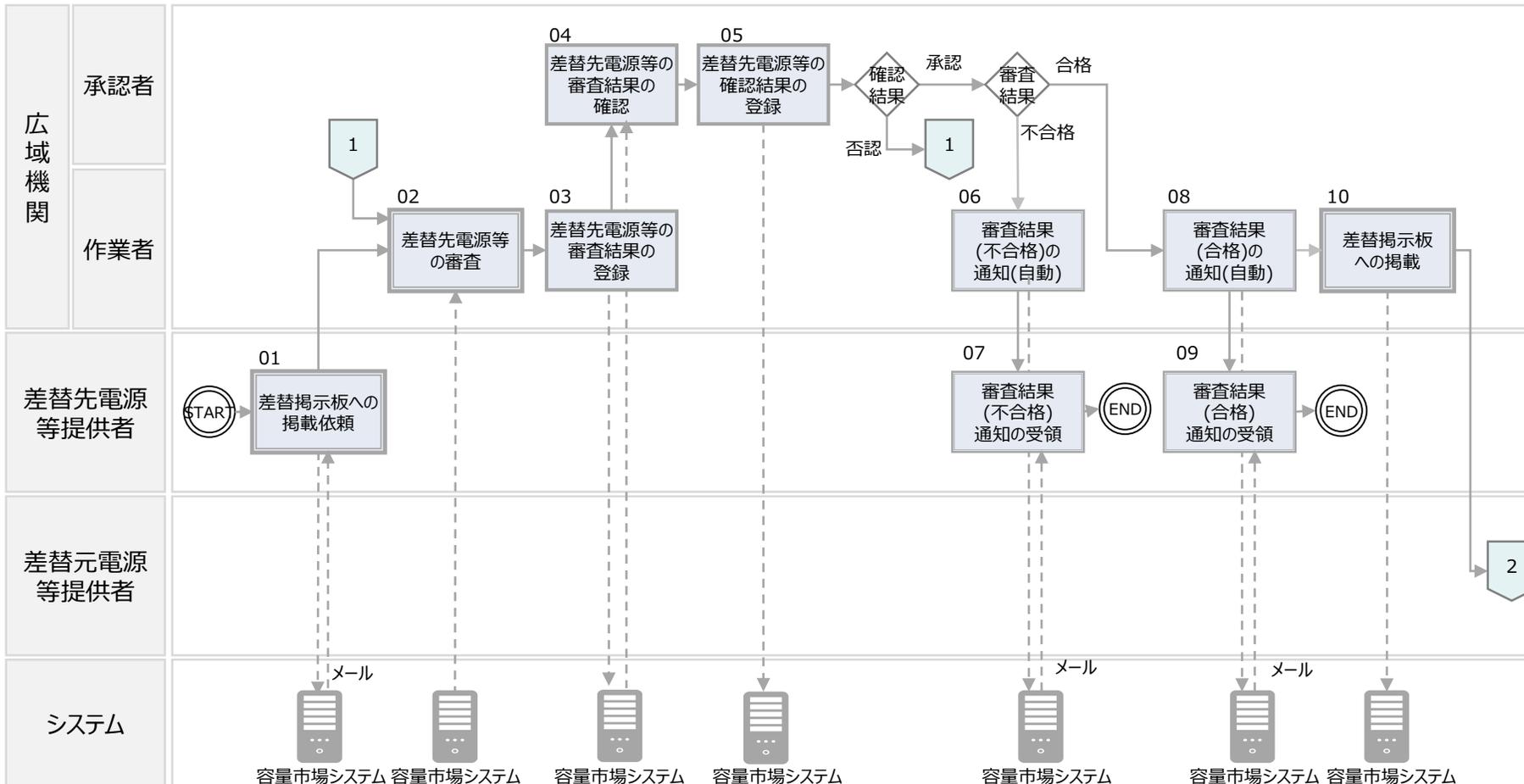
- 契約締結後の対応(実需給年度からの業務) : 電源等差替対応*1

*1: 実需給前年度の9月・10月時の電源等情報の追加登録業務の実施後である、実需給前年度の11月～実需給終了時までの期間の申請分が本業務の対象となる

業務詳細フロー 契約締結後の対応：電源等差替対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

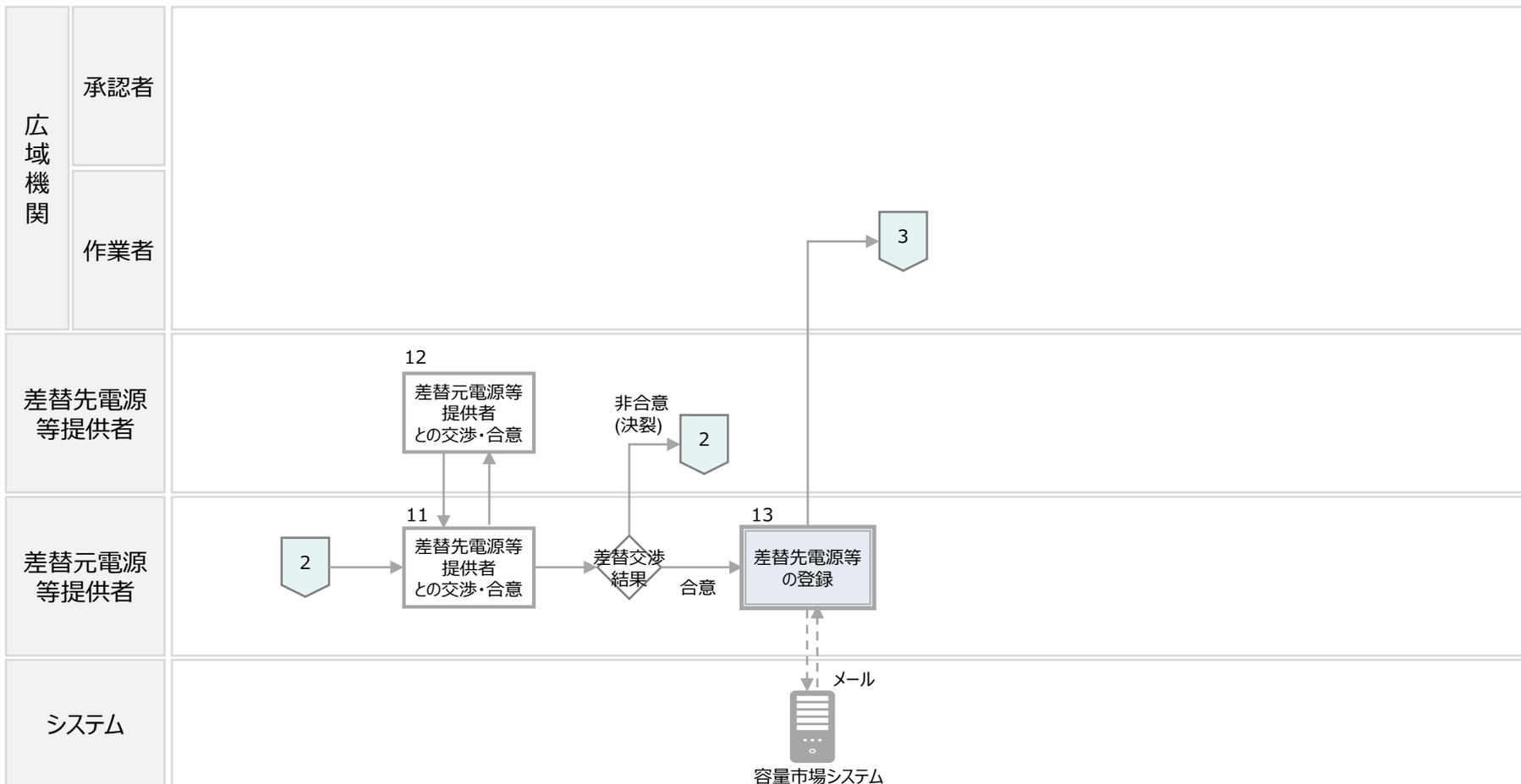
業務	電源等差替対応	業務コード	BF120
業務内容	差替元電源等提供者が電源等差替する場合、広域機関がその妥当性を審査し、容量確保契約の変更を行う		
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者		



業務詳細フロー 契約締結後の対応：電源等差替対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

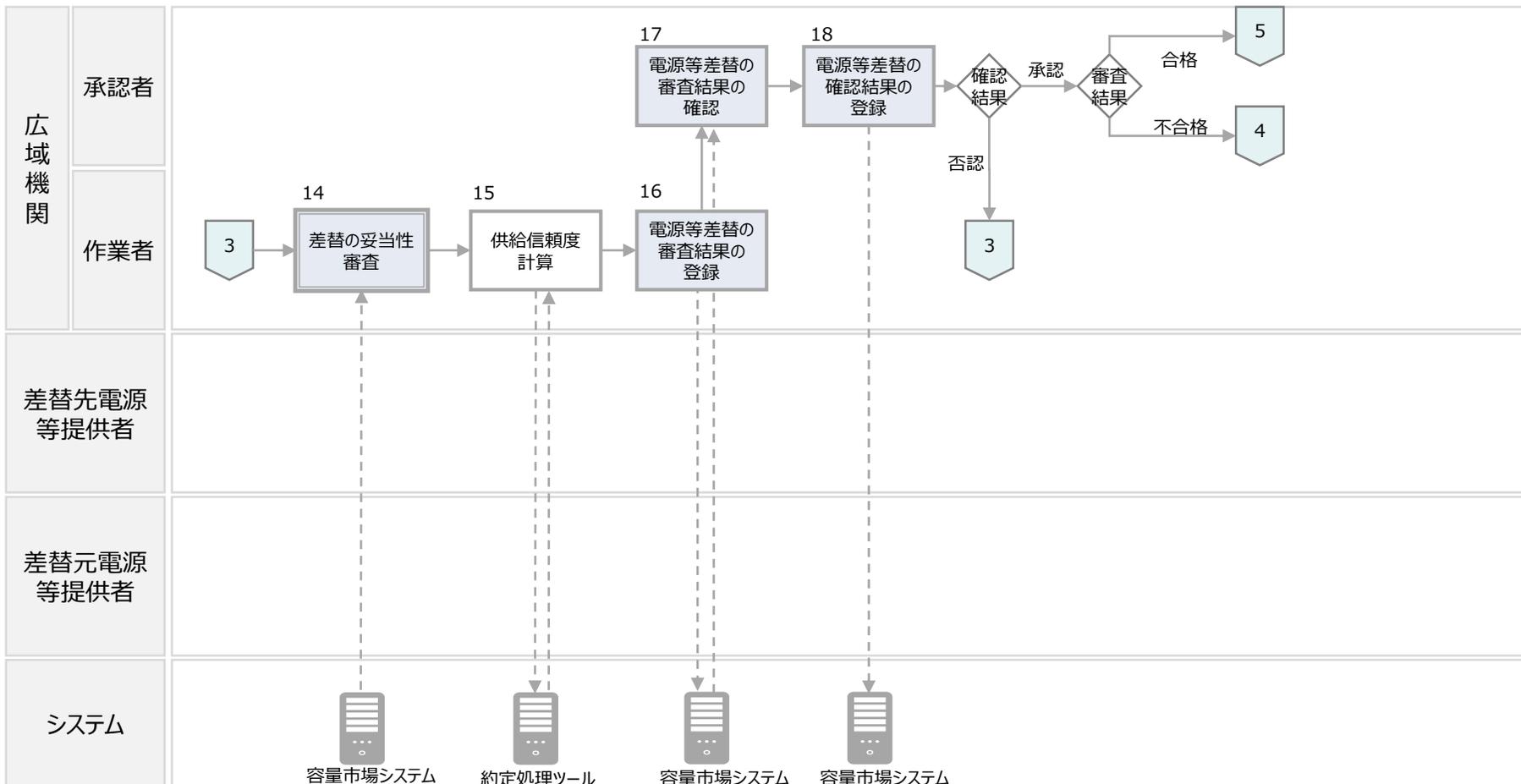
業務	電源等差替対応	業務コード	BF120
業務内容	差替元電源等提供者が電源等差替する場合、広域機関がその妥当性を審査し、容量確保契約の変更を行う		
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者		



業務詳細フロー 契約締結後の対応：電源等差替対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

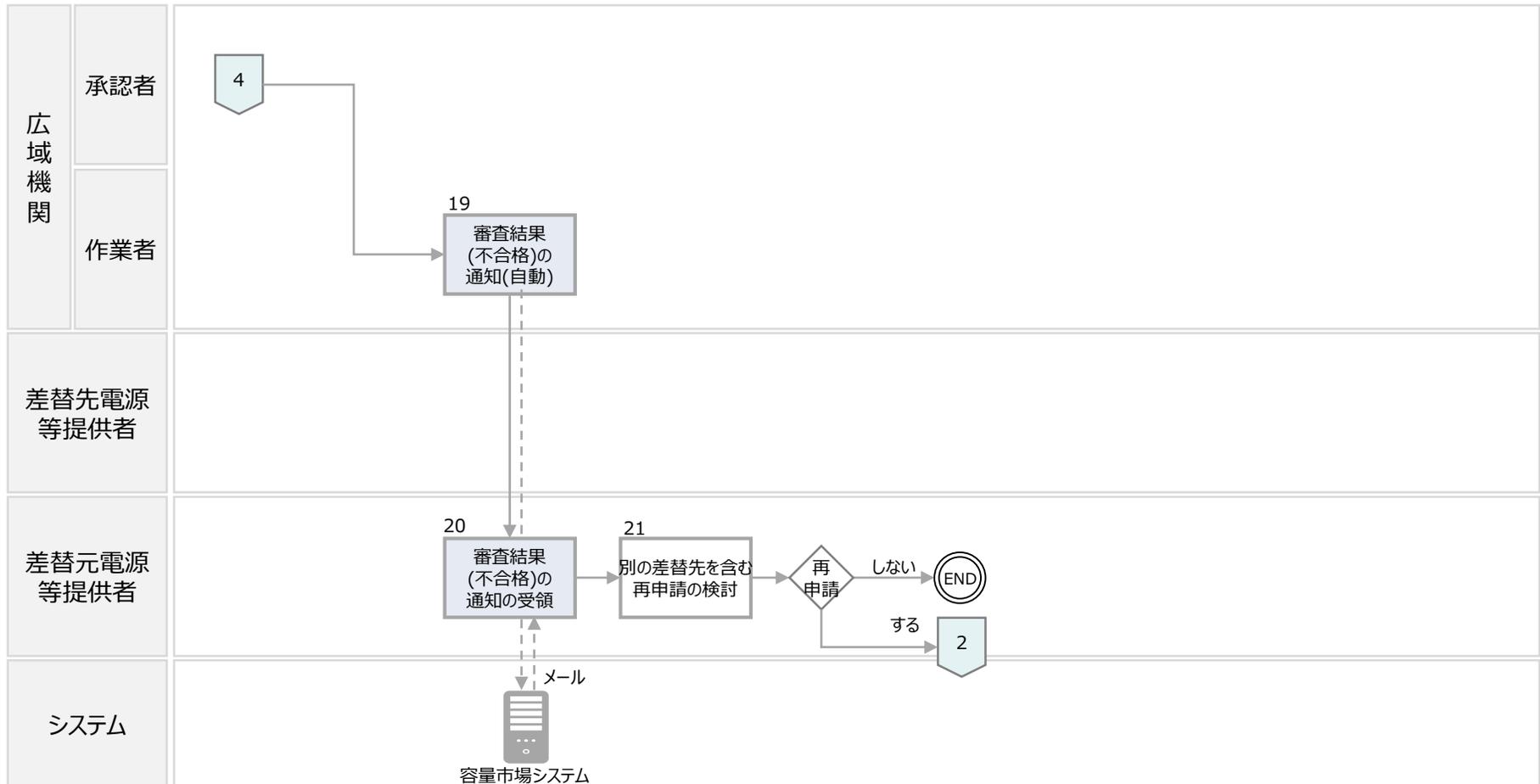
業務	電源等差替対応	業務コード	BF120
業務内容	差替元電源等提供者が電源等差替する場合、広域機関がその妥当性を審査し、容量確保契約の変更を行う		
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者		



業務詳細フロー 契約締結後の対応：電源等差替対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

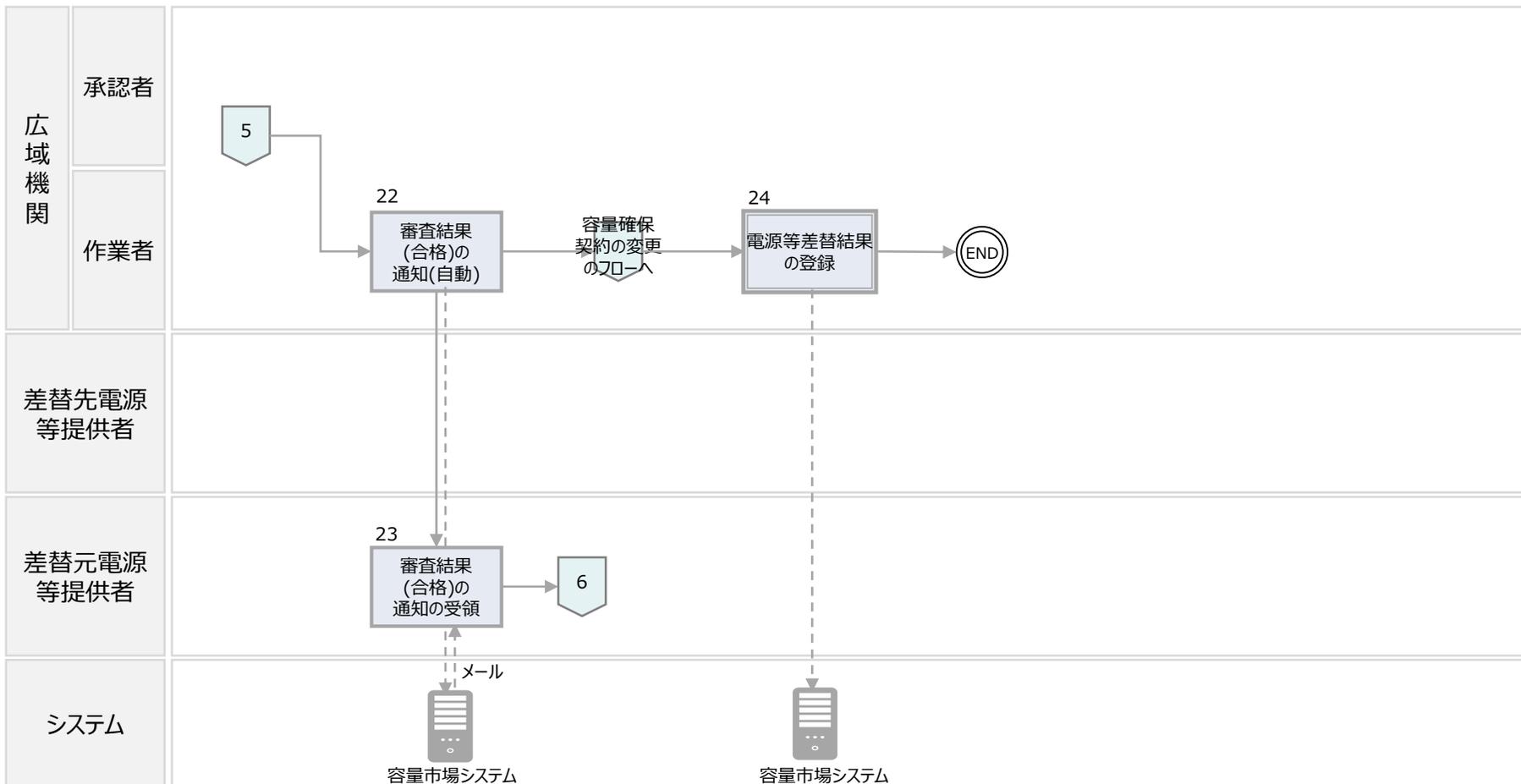
業務	電源等差替対応	業務コード	BF120
業務内容	差替元電源等提供者が電源等差替する場合、広域機関がその妥当性を審査し、容量確保契約の変更を行う		
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者		



業務詳細フロー 契約締結後の対応：電源等差替対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

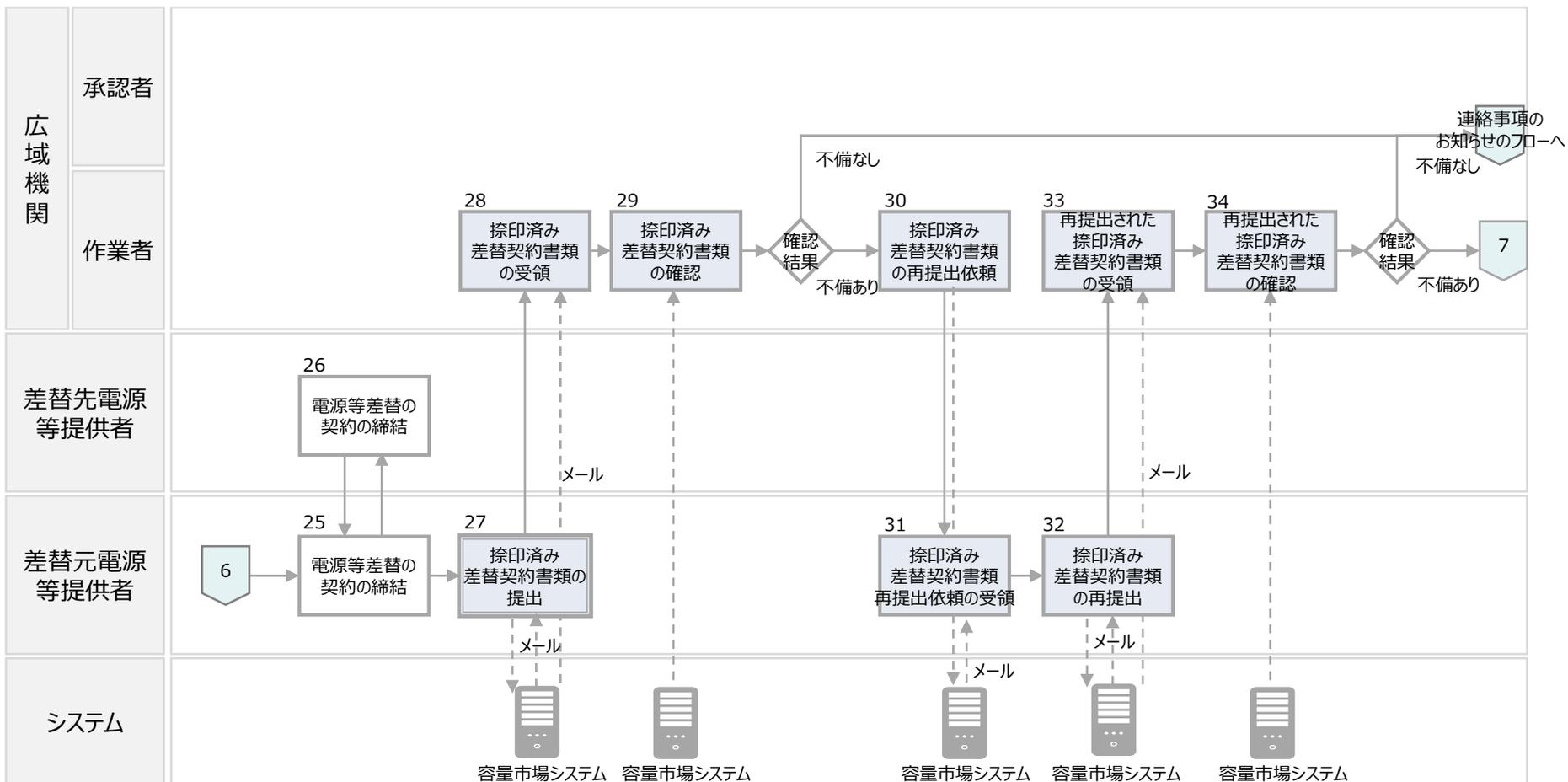
業務	電源等差替対応	業務コード	BF120
業務内容	差替元電源等提供者が電源等差替する場合、広域機関がその妥当性を審査し、容量確保契約の変更を行う		
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者		



業務詳細フロー 契約締結後の対応：電源等差替対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

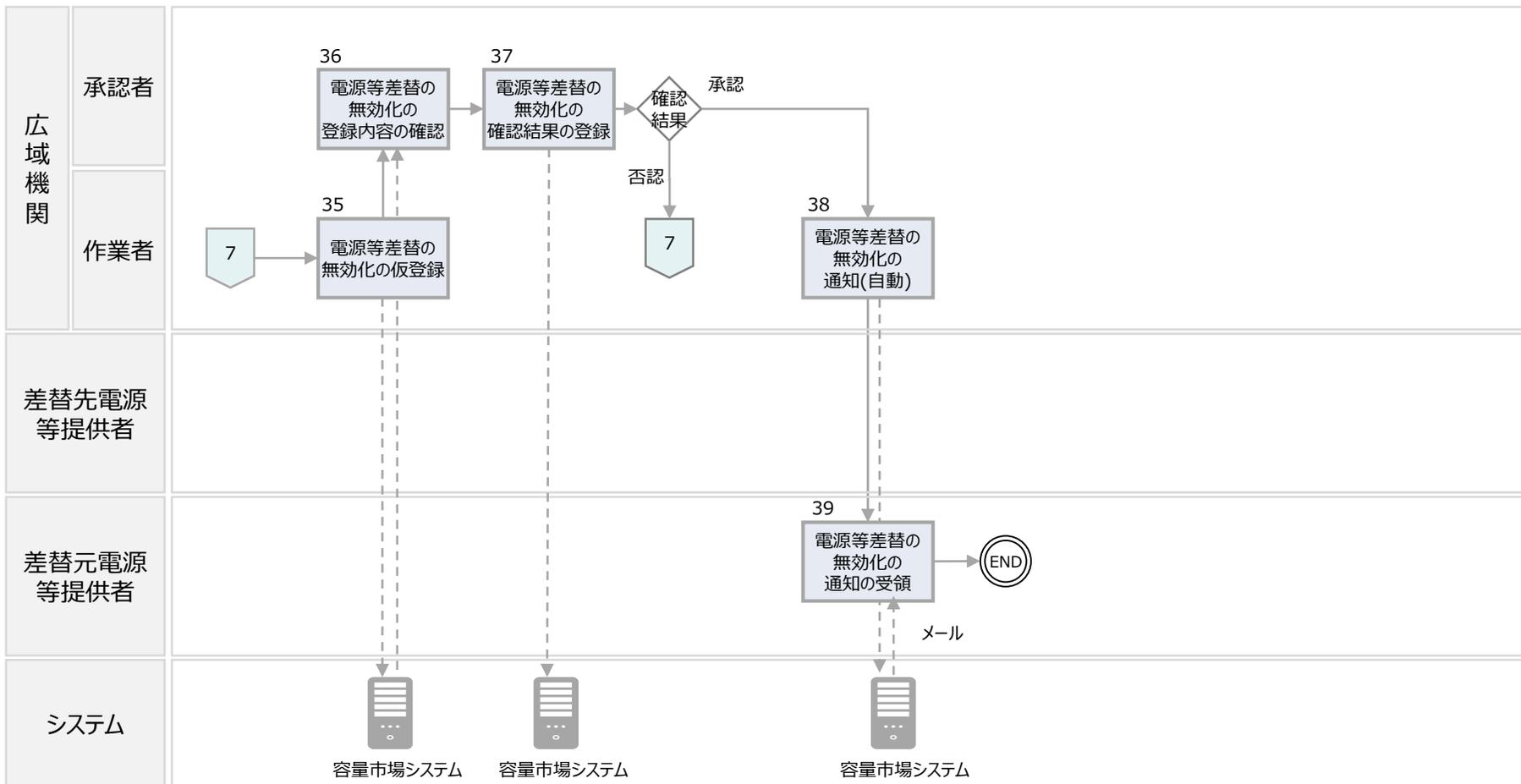
業務	電源等差替対応	業務コード	BF120
業務内容	差替元電源等提供者が電源等差替する場合、広域機関がその妥当性を審査し、容量確保契約の変更を行う		
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者		



業務詳細フロー 契約締結後の対応：電源等差替対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	電源等差替対応	業務コード	BF120
業務内容	差替元電源等提供者が電源等差替する場合、広域機関がその妥当性を審査し、容量確保契約の変更を行う		
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者		



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	差替掲示板への掲載依頼
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
<p>差替掲示板への掲載依頼 (1/4) 差替先電源等提供者が、差替先電源等として差替掲示板に掲載されるために広域機関に審査依頼を行う</p> <p>【電源等差替が可能な電源】</p> <ul style="list-style-type: none">・安定電源・変動電源(単独)・変動電源(アグリゲート) ※アグリゲート単位・発動指令電源 ※アグリゲート単位 <p>【電源等差替の開始条件】 実需給年の前々年度の4月 ※差替掲示板の開始時期をスケジュール機能で制御できるようにする</p>	

業務プロセス	差替掲示板への掲載依頼
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
差替掲示板への掲載依頼 (2/4) 差替先電源等提供者が、差替先電源等として差替掲示板に掲載されるために広域機関に審査依頼を行う	
以下の項目を容量市場システムの差替掲示板情報登録申込画面にて入力する	
【差替先電源等が登録する情報】	
<ul style="list-style-type: none">• 事業者コード• 参加登録申請者• 容量を提供する電源等の区分• 実需給年度• 電源等識別番号• 電源等の名称• エリア• エリアの掲載可否• 電源種別の区分• 電源種別の区分の掲載可否• 発電方式の区分• 発電方式の区分の掲載可否• 掲載期限(実需給年度の最終日(例：2025年3月31日)以前の任意の日付)• 担当者名• 電話番号• メールアドレス• 住所• 所属部署• 補足事項	

業務プロセス	差替掲示板への掲載依頼
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
<p>差替掲示板への掲載依頼 (3/4) 差替先電源等提供者が、差替先電源等として差替掲示板に掲載されるために広域機関に審査依頼を行う</p> <p>以下の書類を、容量市場システムの差替掲示板情報登録申込画面から任意で提出する</p> <p>【差替先差替可能容量を記載したファイル】 ※差替容量等算定諸元一覧を使って自動算出された差替先差替可能容量を別途ファイルに抜粋し、そのファイルを差替掲示板情報登録申込画面に添付する なお、差替容量等算定諸元一覧を差替掲示板に公開しても差し支えない事業者は、差替容量等算定諸元一覧を提出することも可能である</p> <p>以下の書類を、容量市場システムの電源等情報の登録画面から提出する</p> <p>【差替容量等算定諸元一覧(差替先作成)】</p> <ul style="list-style-type: none">• 提出目的• 申請区分• 申請要件• 参加登録申請者名• 事業者コード• 電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名• 電源等識別番号• 対象実需給年度• 容量を提供する電源等の区分• 発電方式の区分• エリア名	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	差替掲示板への掲載依頼
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
差替掲示板への掲載依頼 (4/4) 差替先電源等提供者が、差替先電源等として差替掲示板に掲載されるために広域機関に審査依頼を行う	
以下の書類を、容量市場システムの電源等情報の登録画面から提出する	
【差替容量等算定諸元一覧(差替先作成)】	
<ul style="list-style-type: none">登録されている期待容量期待容量の増加分容量確保契約容量メインオークションメインオークション応札容量退出容量調達オークション調達オークション応札容量リリースオークションリリースオークション応札容量提供する各月の供給力各月の管理容量実務上のアセスメント対象容量(月間)(自動計算)差替元差替済容量(月間) (自動計算)差替元差替済容量(年間) (自動計算)差替元差替可能容量(月間) (自動計算)差替元差替可能容量(年間) (自動計算)差替先差替済容量(月間) (自動計算)差替先差替済容量(年間) (自動計算)差替先差替可能容量(月間) (自動計算)差替先差替可能容量(年間) (自動計算)	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	差替先電源等の審査												
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者												
詳細内容													
<p>差替先電源等の審査 広域機関(作業者)が、差替先電源等の審査を実施する</p> <p>全項目が合格の場合には、差替掲示板に差替先電源等を掲載する。なお、実需給前年度の11月以降の差替先電源等の審査にて、差替先の電源等情報に特定項目の未登録、特定項目に係る書類の未提出がある場合には、広域機関は審査を不合格とする</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>審査の対象者</th> <th>審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差替掲示板情報の審査</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 電源種別の区分、発電方式の区分が電源等情報と一致するか確認する 掲載期限が登録申込日を行った月の翌月末以降となっていることを確認する </td> </tr> <tr> <td>差替容量等算定諸元一覧の確認</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 差替容量等算定諸元一覧に記載した項目(事業者コード、電源等識別番号、エリア名、対象実需給年度など)を確認する </td> </tr> <tr> <td>非落札電源または元差替元電源であることの確認</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 差替容量等算定諸元一覧の申請要件にて確認する </td> </tr> <tr> <td>当該年度の容量オークションに参加していないことに対するやむを得ない理由の有無の判定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度の容量オークションに参加していないことに対するやむを得ない理由があるか確認する(やむを得ない理由により広域機関が差替を認める電源は、当該年度の容量オークションに参加していない場合においても電源等差替を可能とする) </td> </tr> <tr> <td>実効性テストの実施状況の確認 * 発動指令電源のみ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 差替容量等算定諸元一覧に登録されている期待容量(kW)を確認する </td> </tr> </tbody> </table>	審査の対象者	審査内容	差替掲示板情報の審査	<ul style="list-style-type: none"> 電源種別の区分、発電方式の区分が電源等情報と一致するか確認する 掲載期限が登録申込日を行った月の翌月末以降となっていることを確認する 	差替容量等算定諸元一覧の確認	<ul style="list-style-type: none"> 差替容量等算定諸元一覧に記載した項目(事業者コード、電源等識別番号、エリア名、対象実需給年度など)を確認する 	非落札電源または元差替元電源であることの確認	<ul style="list-style-type: none"> 差替容量等算定諸元一覧の申請要件にて確認する 	当該年度の容量オークションに参加していないことに対するやむを得ない理由の有無の判定	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度の容量オークションに参加していないことに対するやむを得ない理由があるか確認する(やむを得ない理由により広域機関が差替を認める電源は、当該年度の容量オークションに参加していない場合においても電源等差替を可能とする) 	実効性テストの実施状況の確認 * 発動指令電源のみ	<ul style="list-style-type: none"> 差替容量等算定諸元一覧に登録されている期待容量(kW)を確認する
審査の対象者	審査内容												
差替掲示板情報の審査	<ul style="list-style-type: none"> 電源種別の区分、発電方式の区分が電源等情報と一致するか確認する 掲載期限が登録申込日を行った月の翌月末以降となっていることを確認する 												
差替容量等算定諸元一覧の確認	<ul style="list-style-type: none"> 差替容量等算定諸元一覧に記載した項目(事業者コード、電源等識別番号、エリア名、対象実需給年度など)を確認する 												
非落札電源または元差替元電源であることの確認	<ul style="list-style-type: none"> 差替容量等算定諸元一覧の申請要件にて確認する 												
当該年度の容量オークションに参加していないことに対するやむを得ない理由の有無の判定	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度の容量オークションに参加していないことに対するやむを得ない理由があるか確認する(やむを得ない理由により広域機関が差替を認める電源は、当該年度の容量オークションに参加していない場合においても電源等差替を可能とする) 												
実効性テストの実施状況の確認 * 発動指令電源のみ	<ul style="list-style-type: none"> 差替容量等算定諸元一覧に登録されている期待容量(kW)を確認する 												

業務プロセス	差替掲示板への掲載
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
差替掲示板への掲載 広域機関(作業者)が、差替先電源等の掲載合否を決定後、合格者に係る情報を差替掲示板に掲載する	
【公開される差替先電源等の情報】	
<ul style="list-style-type: none">• 容量を提供する電源等の区分• 参加登録申請者名• 実需給年度• 電源種別の区分(任意)• 発電方式の区分(任意)• エリア(任意)• 差替先差替可能容量(任意)• 掲示期限(掲示期間以外の電源等差替の申し込みは認めない)• 担当者の連絡先(電話番号、メールアドレス、住所、所属部署)	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	差替先電源等の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
<p>差替先電源等の登録(1/7) 差替元電源等提供者が、差替元/先の電源等情報、および電源等差替に関する情報を登録する</p> <p>以下の差替元電源等の情報を電源等差替情報登録申込画面にて登録する</p> <ul style="list-style-type: none">事業者コード電源等識別番号 <p>登録し「差替元追加」をクリック後、差替元電源等情報が表示されるので、内容を確認する 内容を確認した後、以下の差替に関する情報を電源等差替情報登録申込画面にて登録する</p> <ul style="list-style-type: none">電源等差替理由差替実施期間 (yyyy/mm/dd ~ yyyy/mm/dd)補足事項	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	差替先電源等の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
差替先電源等の登録(2/7) 差替元電源等提供者が、差替元/先の電源等情報、および電源等差替に関する情報を登録する	
以下の書類を、容量市場システムの電源等差替情報登録申込画面から提出する	
【差替容量等算定諸元一覧(差替元作成分)】 差替容量算定諸元一覧には以下の項目を記載する	
<ul style="list-style-type: none">提出目的申請区分申請要件差替要件参加登録申請者名事業者コード電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名電源等識別番号対象実需給年度容量を提供する電源等の区分発電方式の区分エリア名(今回の差替に係る差替相手の情報)電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名(今回の差替に係る差替相手の情報)差替相手の電源等識別番号今回の差替に係る差替実施期間今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量差替元として差替契約した差替容量差替先として差替契約した差替容量	
※差替元電源提供者が登録できる差替先電源提供者の最大件数は10件までとする なお、差替元電源が一部差替の場合、登録できる差替先電源は9件までとする(1電源等でアセスメントする上限は10件までとなるようにする)	

業務プロセス	差替先電源等の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
差替先電源等の登録(3/7) 差替元電源等提供者が、差替元/先の電源等情報、および電源等差替に関する情報を登録する	
以下の書類を、容量市場システムの電源等差替情報登録申込画面から提出する	
【差替容量等算定諸元一覧(差替元作成分)】 差替容量算定諸元一覧には以下の項目を記載する	
<ul style="list-style-type: none">登録されている期待容量期待容量の増加分容量確保契約容量メインオークションメインオークション応札容量退出容量調達オークション調達オークション応札容量リリースオークションリリースオークション応札容量提供する各月の供給力(実務上のアセスメント対象容量)各月の管理容量実務上のアセスメント対象容量(月間)(自動計算)差替元差替済容量(月間) (自動計算)差替元差替済容量(年間) (自動計算)差替元差替可能容量(月間) (自動計算)差替元差替可能容量(年間) (自動計算)差替先差替済容量(月間) (自動計算)差替先差替済容量(年間) (自動計算)差替先差替可能容量(月間) (自動計算)差替先差替可能容量(年間) (自動計算)	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	差替先電源等の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
差替先電源等の登録(4/7) 差替元電源等提供者が、差替元/先の電源等情報、および電源等差替に関する情報を登録する	
以下の書類を、容量市場システムの電源等差替情報登録申込画面から提出する	
【差替容量等算定諸元一覧(差替先作成分)】 差替容量算定諸元一覧には以下の項目を記載する	
<ul style="list-style-type: none">提出目的申請区分(今回の差替に係る差替相手の情報)電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名(今回の差替に係る差替相手の情報)差替相手の電源等識別番号今回の差替に係る差替実施期間今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量差替元として差替契約した差替容量差替先として差替契約した差替容量	
※差替先電源提供者が電源等差替を実施できる差替元電源提供者数は10件までとする なお、差替先電源に容量確保契約がある場合で、差替元差替可能容量が0であるときを除き、登録できる差替元電源は9件までとする(1電源等でアセスメントする上限は10件までとなるようにする)	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	差替先電源等の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
差替先電源等の登録(5/7) 差替元電源等提供者が、差替元/先の電源等情報、および電源等差替に関する情報を登録する	
以下の書類を、容量市場システムの電源等差替情報登録申込画面から提出する	
【差替容量等算定諸元一覧(差替先作成分)】 差替容量算定諸元一覧には以下の項目を記載する	
<ul style="list-style-type: none">登録されている期待容量期待容量の増加分容量確保契約容量メインオークションメインオークション応札容量退出容量調達オークション調達オークション応札容量リリースオークションリリースオークション応札容量提供する各月の供給力(実務上のアセスメント対象容量)各月の管理容量実務上のアセスメント対象容量(月間)(自動計算)差替元差替済容量(月間) (自動計算)差替元差替済容量(年間) (自動計算)差替元差替可能容量(月間) (自動計算)差替元差替可能容量(年間) (自動計算)差替先差替済容量(月間) (自動計算)差替先差替済容量(年間) (自動計算)差替先差替可能容量(月間) (自動計算)差替先差替可能容量(年間) (自動計算)	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	差替先電源等の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
差替先電源等の登録(6/7) 差替元電源等提供者が、差替元/先の電源等情報、および電源等差替に関する情報を登録する	
以下の書類を、容量市場システムの電源等差替情報登録申込画面から提出する	
【差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類】 以下の項目を最低限記載する	
<ul style="list-style-type: none">差替元および差替先電源等提供者の事業者名差替元および差替先電源等提供者の電源等名の名称、小規模変動電源リスト名もしくは電源等リスト名差替実施期間今回の差替契約に係る差替容量	
【ペナルティ配分に合意したことを示す書類】 差替元電源等提供者は、差替先電源等に対して差替元電源等が複数になる場合、差替に係るすべての差替元電源等提供者・差替先電源等提供者が電源等差替に伴うペナルティ配分方法に同意したことを示す署名済の書類を提出する	
以下の項目を最低限記載する	
<ul style="list-style-type: none">以下のリクワイアメント種別のペナルティ配分方法 * 電源等区分により対象となるリクワイアメント種別が異なる<ul style="list-style-type: none">容量停止計画(日数カウント)市場応札一般送配電事業者からの供給指示への対応一般送配電事業者からの発動指令への対応	
<ul style="list-style-type: none">関係する全ての差替元電源等提供者および差替先電源等提供者の事業者名関係するすべての差替元電源等提供者および差替先電源等の電源名の名称、小規模変動電源リスト名もしくは電源等リスト名	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	差替先電源等の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
差替先電源等の登録(7/7) 差替元電源等提供者が、差替元/先の電源等情報、および電源等差替に関する情報を登録する	
以下の書類を、容量市場システムの電源等差替情報登録申込画面から提出する	
【電気事故速報の写し】 電源等差替を実施する理由が発電機トラブルの場合、提出する 発電機トラブルとは、差替元電源が稼働不可能になり、当該電源等で供給力を提供することが困難な場合を指す * なお電気事故速報の写しが提出できない場合には、発電機トラブルを証明する代替資料を提出することが可能	
【差替による発電コストの経済性を証明する書類】 電源等差替を実施する理由が経済的な電源等差替の場合、提出する 経済的な電源等差替とは、差替元電源等が稼働可能だが、電源等差替により経済的に供給力が提供できる場合を指す	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	差替の妥当性審査
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
差替の妥当性審査 広域機関は、電源等差替の妥当性の審査を行う。 なお、実需給前年度の11月以降の差替の妥当性審査にて、必要書類を未提出の場合には、広域機関は審査を不合格とする	
【審査内容】	
<ul style="list-style-type: none">差替先電源等が掲示板掲載の電源等であることを確認する差替元電源等の電源等差替の理由がやむを得ない理由であることを確認する やむを得ない理由としては以下と定義し、それ以外のものは電源等差替を認めない<ul style="list-style-type: none">差替元電源等が稼働不可能となり、当該電源等で供給力を提供することが困難な場合差替元電源等が稼働可能だが、差し替えにより、経済的に供給力を提供できる場合差替元電源等と差替先電源等とで実需給年度が一致していることを確認する差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類を確認する差替先電源等に対して差替元電源等が複数になる場合、差替元電源等に提出された、差替に係るすべての差替元電源等提供者・差替先電源等提供者が電源等差替に伴うペナルティ配分方法に同意したことを示す書類を確認する差替元電源等が登録できる差替先電源等の件数、差替先電源等が登録できる差替元電源の件数が上限以下であることを確認する供給信頼度計算上、問題ないことを確認する差替先電源等が、新設の前倒し等容量オークション時には期待容量が確定しておらず、容量オークションに応札していない電源等の場合、期待容量の確認に加えて市場操作や売り惜しみを行った事実がないことを確認する	
※他社電源でも電源等差替可能とする	
※差替容量の最小単位(刻み、容量)は1kWとする	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
電源等差替結果の登録(1/44) 広域機関(作業者)が、電源等差替の変更契約の締結後、電源等差替に関連する情報の登録を行う	
【登録・変更する内容】	
差替元電源等	
<ul style="list-style-type: none">差替先電源等の情報(電源等を識別できる情報)の登録差替容量の登録アセスメント対象容量の変更差替元差替可能容量の登録ペナルティ配分方法の登録・変更差替実施期間(月単位)※月途中での電源等差替は認めない	
差替先電源等	
<ul style="list-style-type: none">差替元電源等の情報(電源等を識別できる情報)の登録差替容量の登録アセスメント対象容量の登録差替先差替可能容量の登録実需給中におけるアセスメント情報差替実施期間(月単位) ※月途中での電源等差替は認めない	
【差替元差替可能容量、差替先差替可能容量、アセスメント対象容量の算出方法】 次頁以降で整理	

(凡例)

差替元差替可能容量
差替元電源として差し替えることが可能な容量

差替先差替可能容量
差替先電源として差し替えることが可能な容量

差替容量
差替元電源として差し替えした容量

差替元差替済容量
差替元電源として差し替えした容量の積算 ←上記の差替容量の積算

差替先差替済容量
差替先電源として差し替えした容量の積算

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

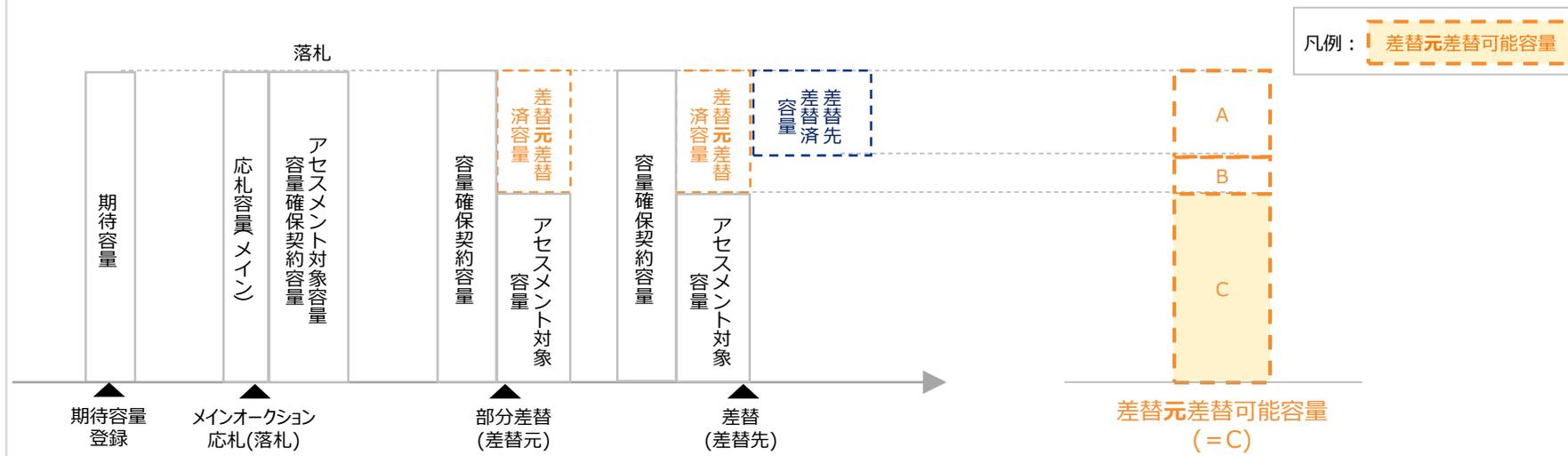
電源等差替結果の登録(2/44)

広域機関(作業者)が、電源等差替の変更契約の締結後、電源等差替に関する情報の登録を行う

【差替元差替可能容量の算出方法】

以下の計算式に従い、算出される

対象事業者	差替元差替可能容量の算出式
安定電源提供者 変動電源提供者(単独) 変動電源提供者(アグリゲート) 発動指令電源提供者	<ul style="list-style-type: none"> 差替元差替可能容量 $= \text{容量確保契約容量} - \text{差替元差替済容量}$



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

電源等差替結果の登録(3/44)

広域機関(作業者)が、電源等差替の変更契約の締結後、電源等差替に関する情報の登録を行う

【差替先差替可能容量の算出方法】

算出方法は、メインオークション・追加オークションの参加有無・落札結果のパターンによって異なる
以下のパターンごとに差替先差替可能容量を整理する(次頁以降参照)

各オークションにおける応札・落札パターン

No.	メインオークション	追加オークション	
		調達	リリース
1	○	×	×
2	○	○	×
3	○	×	○
4	○	△	×
5	○	×	△
6	△	○	×
7	×	○	×
8	△	×	×
9	△	△	×
10	×	△	×
11	×	×	×

凡例
○：落札
△：応札はしたが非落札
×：不参加・非開催

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

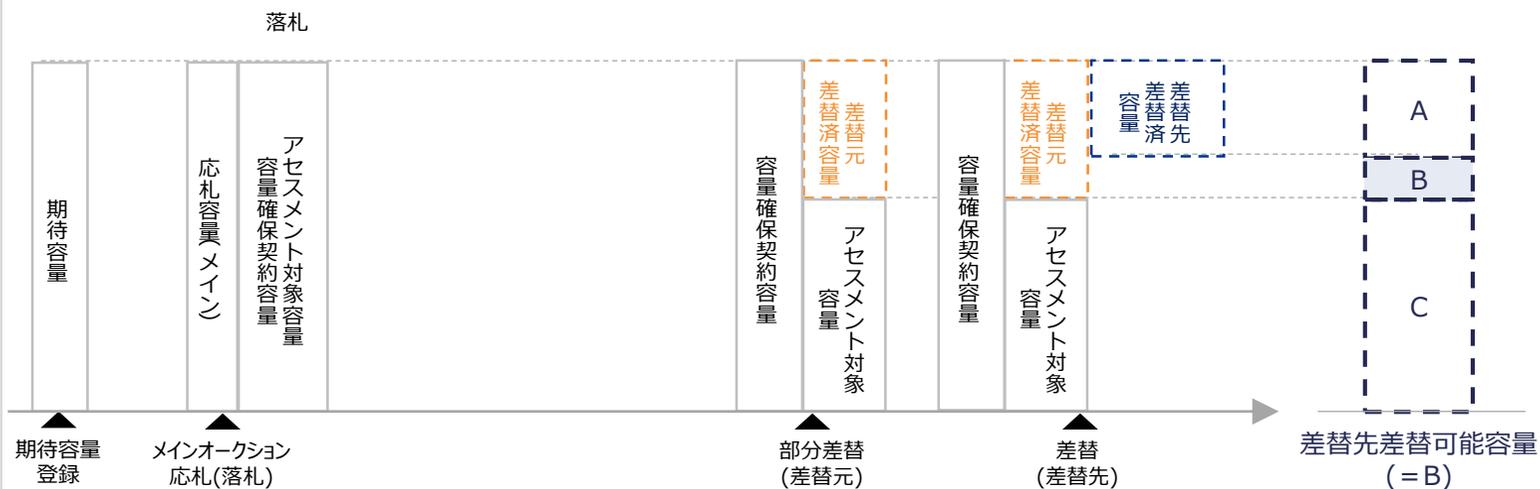
電源等差替結果の登録(4/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No1.メインオークション落札

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

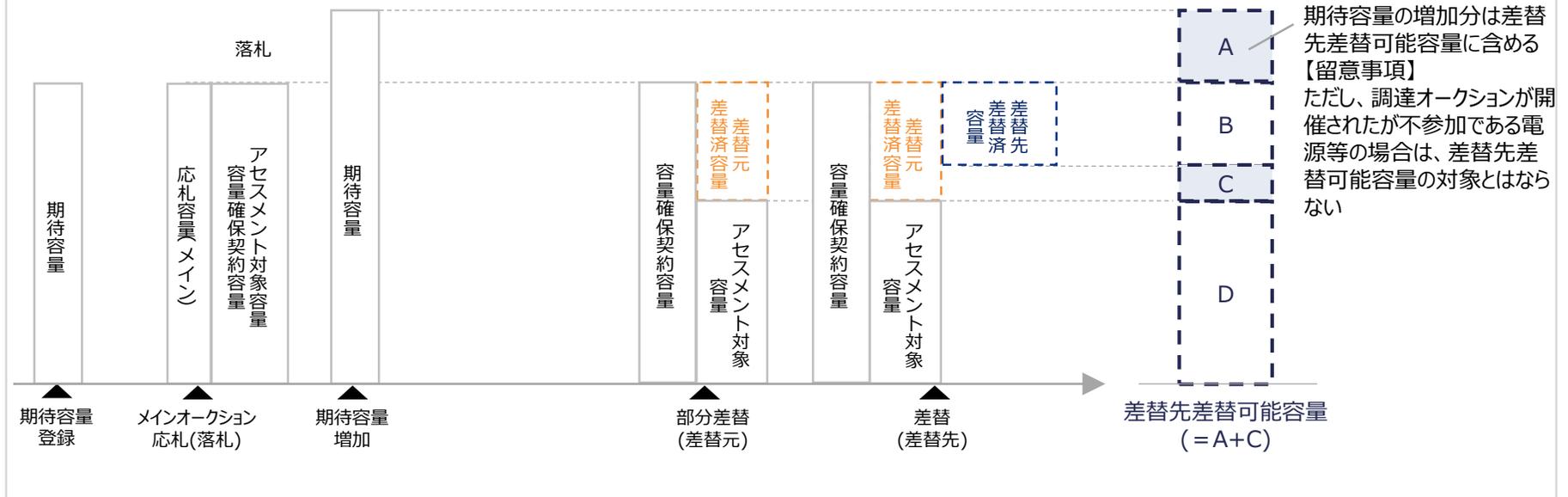
電源等差替結果の登録(5/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No1.メインオークション落札(期待容量の増加がある場合の期待容量増加分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

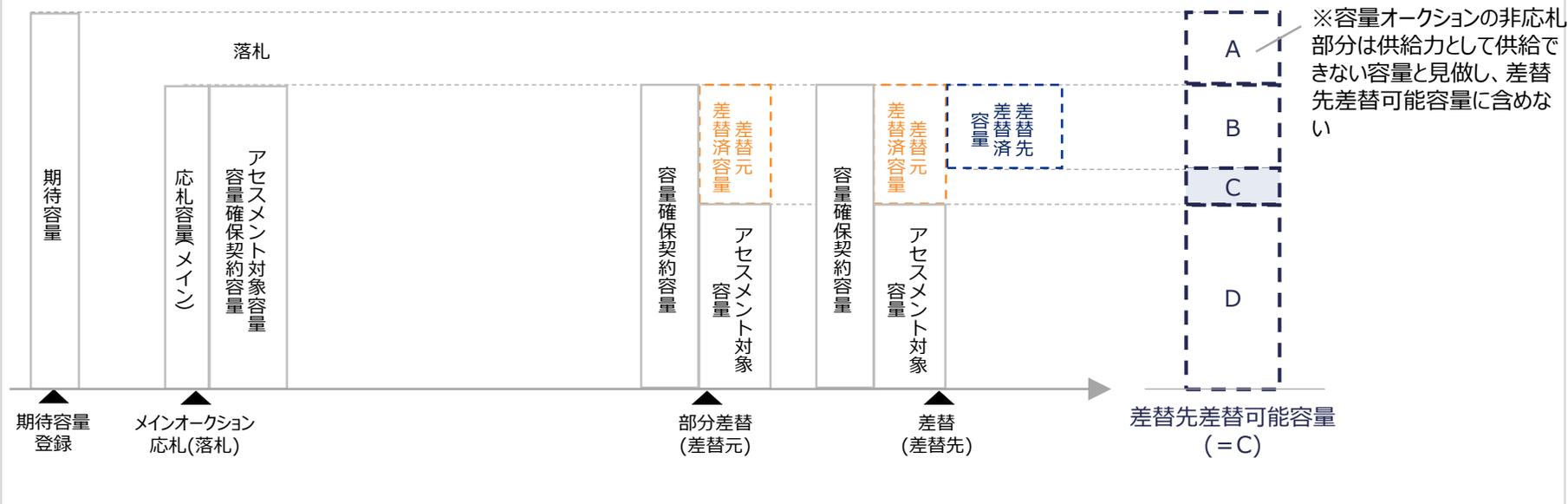
電源等差替結果の登録(6/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No1.メインオークション落札(期待容量≠応札容量となる場合の非応札容量分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

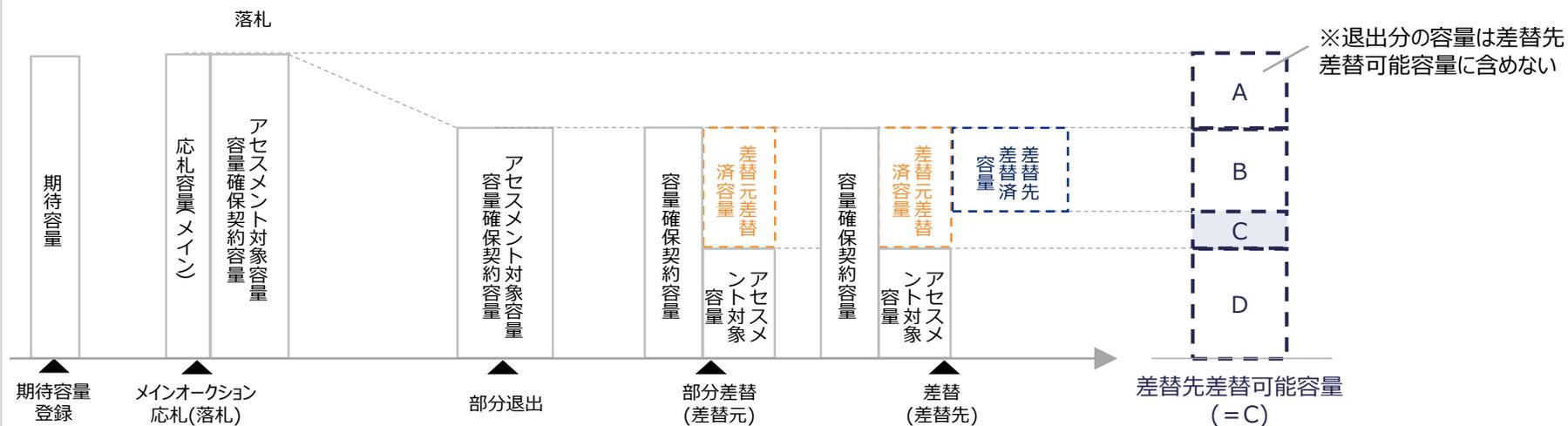
電源等差替結果の登録(7/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No1.メインオークション落札(市場退出がある場合の退出容量分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス 電源等差替結果の登録

関連アクター 広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

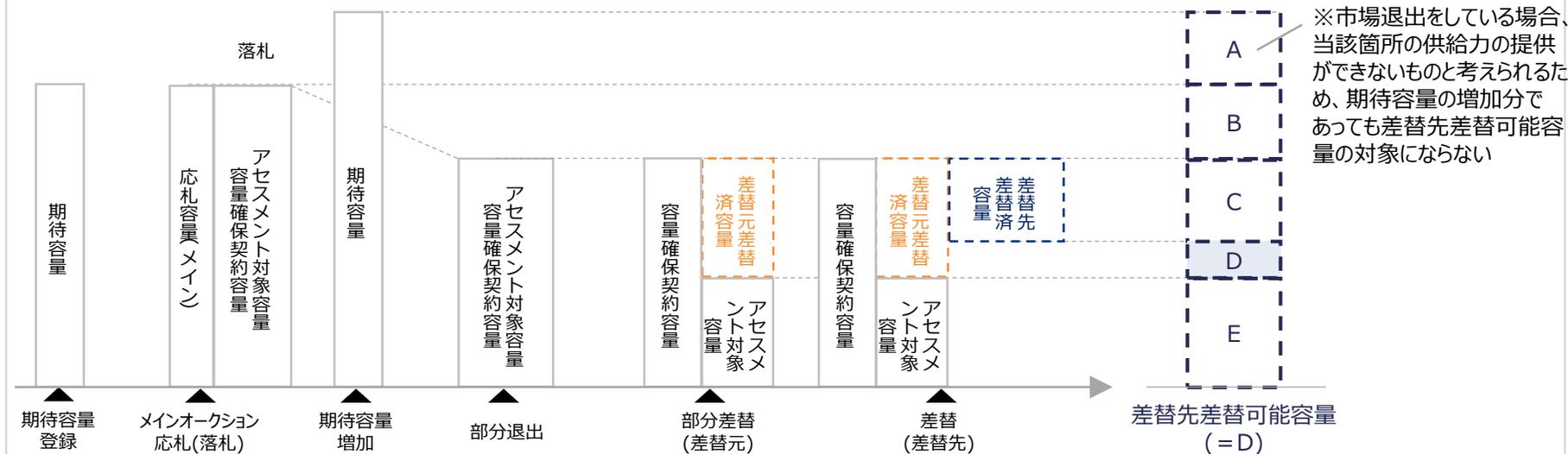
電源等差替結果の登録(8/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No1.メインオークション落札(期待容量の増加があり、市場退出がある場合の期待容量増加分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス 電源等差替結果の登録

関連アクター 広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

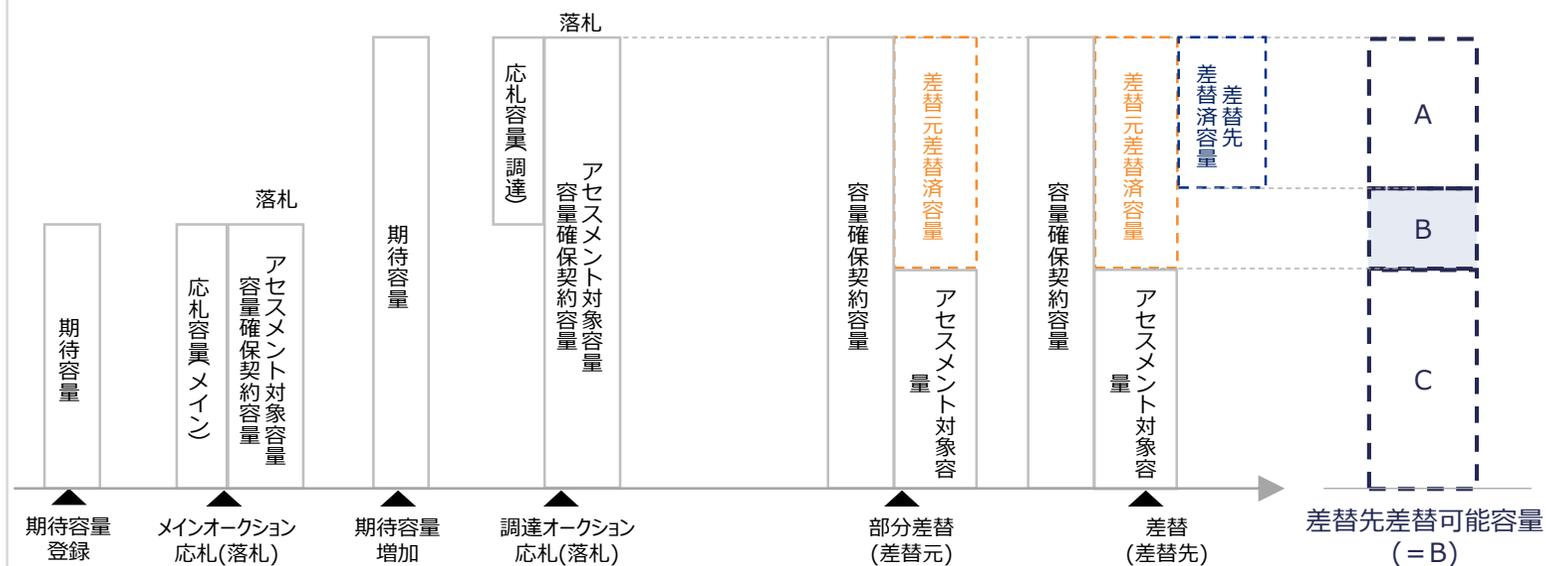
電源等差替結果の登録(9/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No2.メインオークション落札・調達オークション落札

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

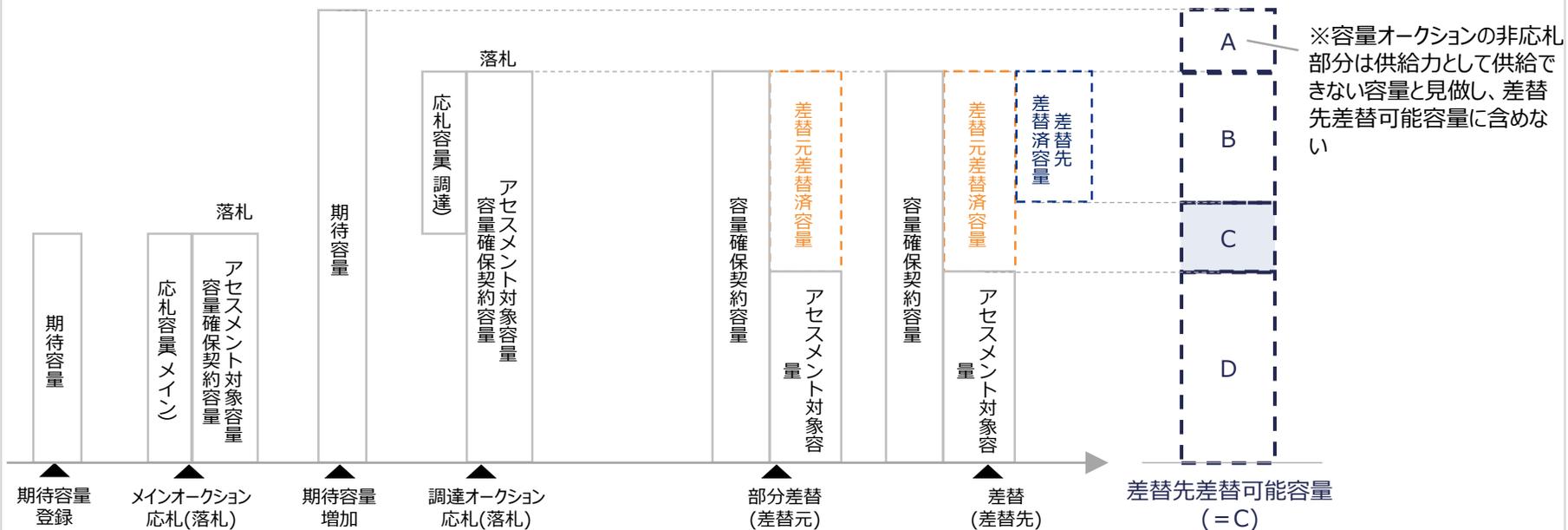
電源等差替結果の登録(10/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No2.メインオークション落札・調達オークション落札(期待容量≠応札容量となる場合の非応札容量分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス 電源等差替結果の登録

関連アクター 広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

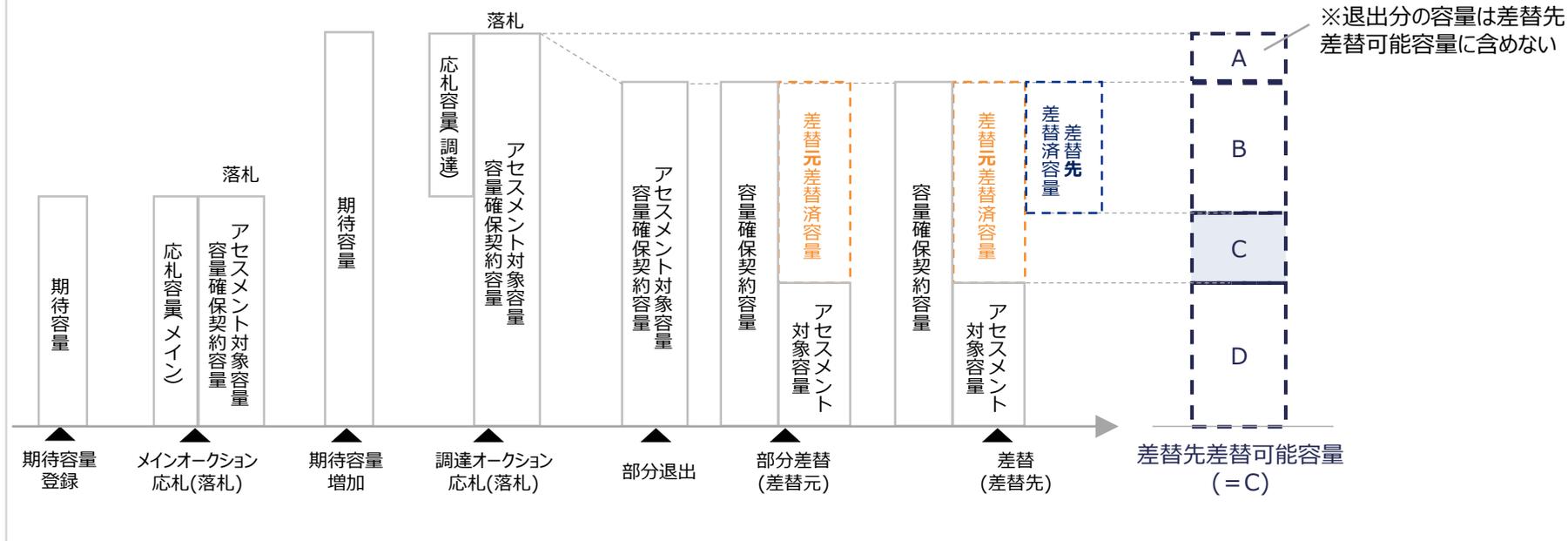
電源等差替結果の登録(11/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No2.メインオークション落札・調達オークション落札(市場退出がある場合の退出容量分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス 電源等差替結果の登録

関連アクター 広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

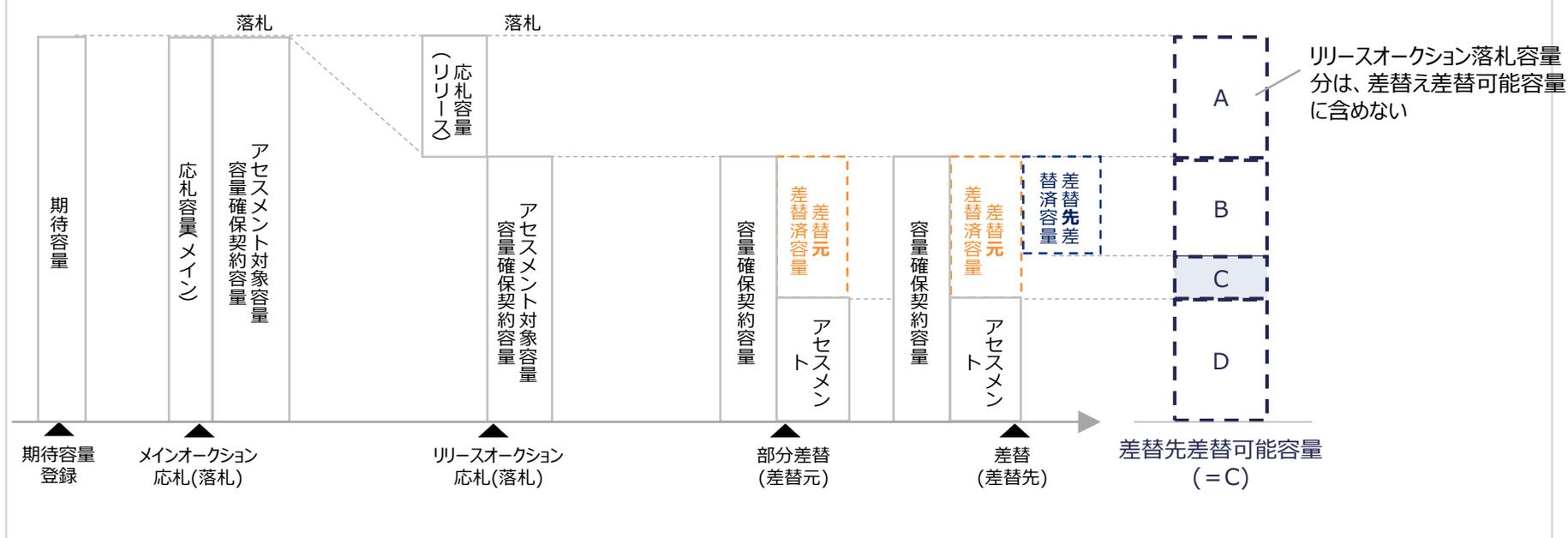
電源等差替結果の登録(12/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No3.メインオークション落札・リリースオークション落札

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

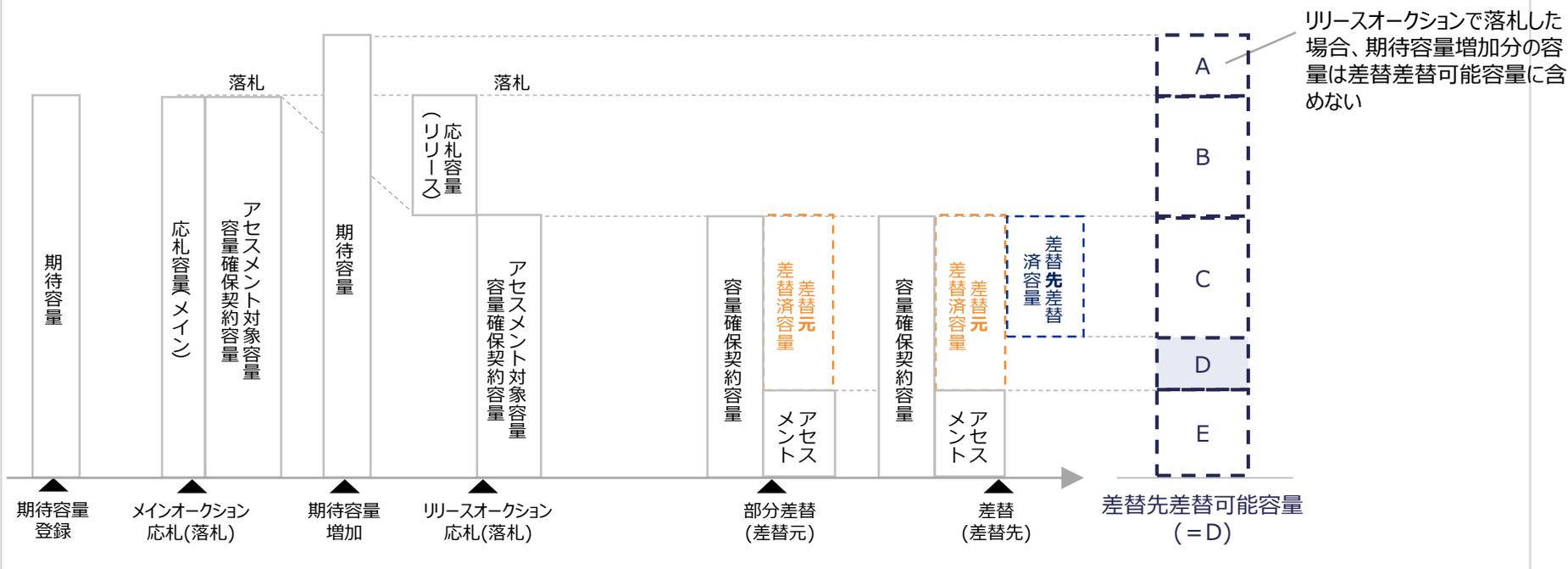
電源等差替結果の登録(13/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No3.メインオークション落札・リリースオークション落札(期待容量の増加がある場合の期待容量増加分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

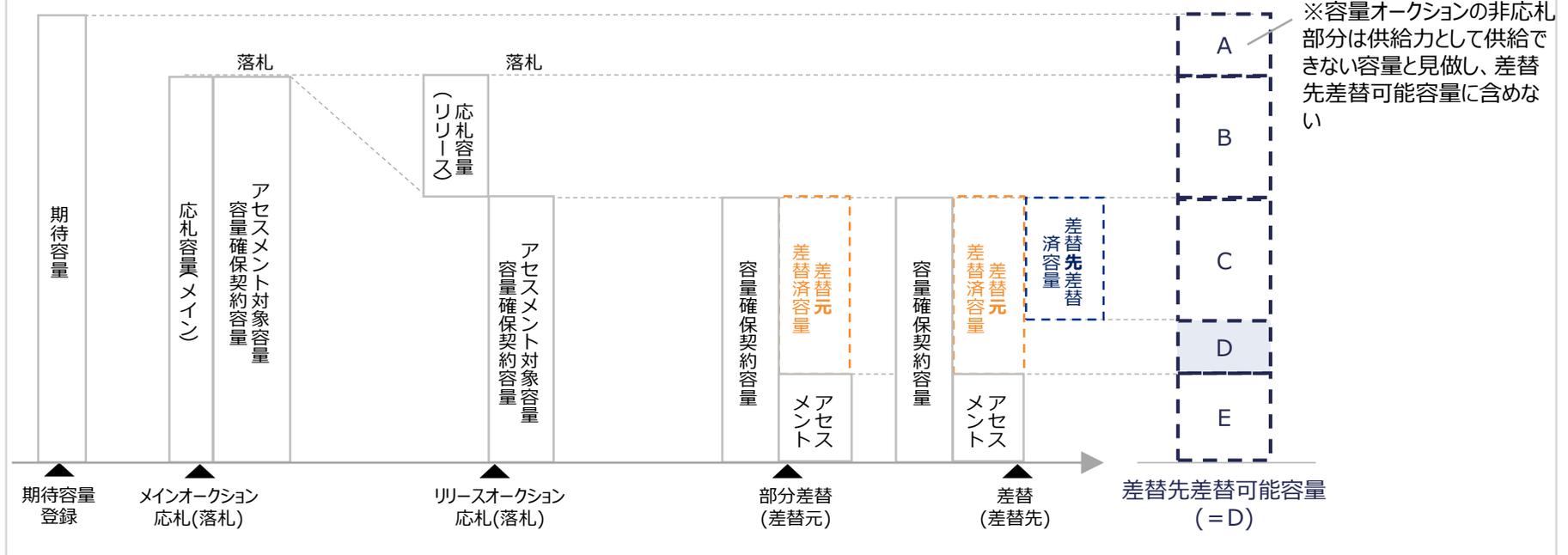
電源等差替結果の登録(14/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No3.メインオークション落札・リリースオークション落札(期待容量≠応札容量となる場合の非応札容量分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス 電源等差替結果の登録

関連アクター 広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

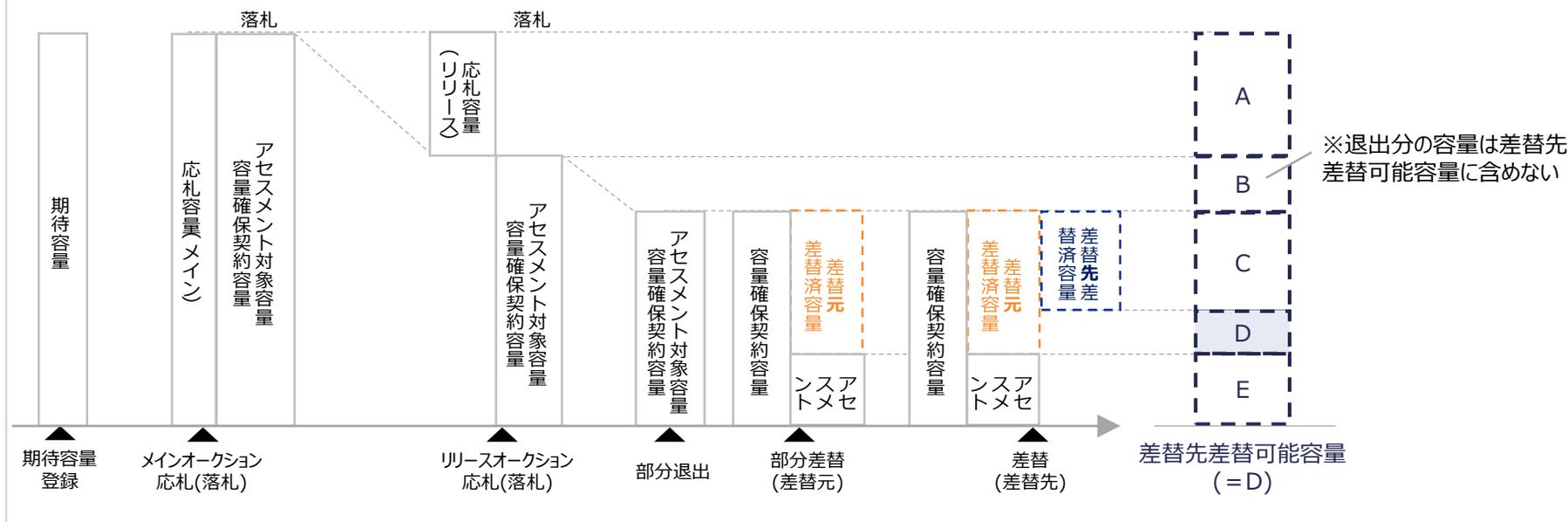
電源等差替結果の登録(15/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No3.メインオークション落札・リリースオークション落札(市場退出がある場合の退出容量分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス 電源等差替結果の登録

関連アクター 広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

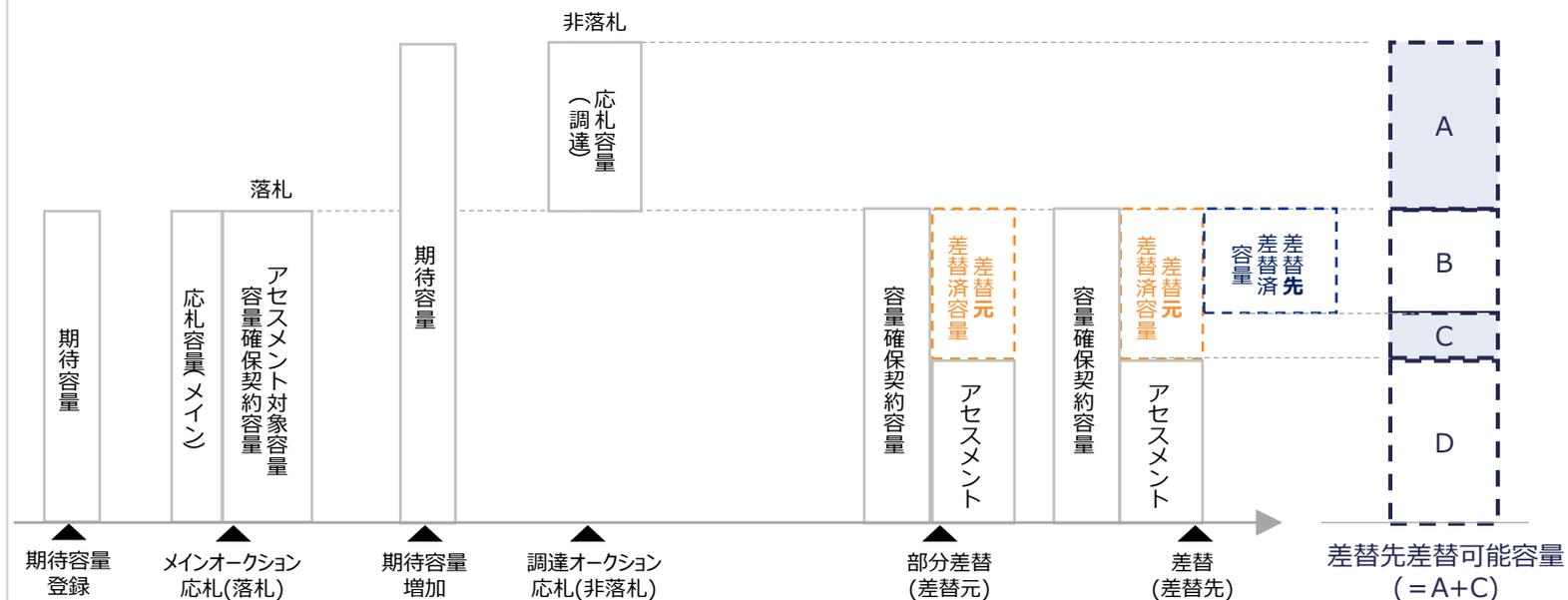
電源等差替結果の登録(16/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No4.メインオークション落札・調達オークション非落札

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

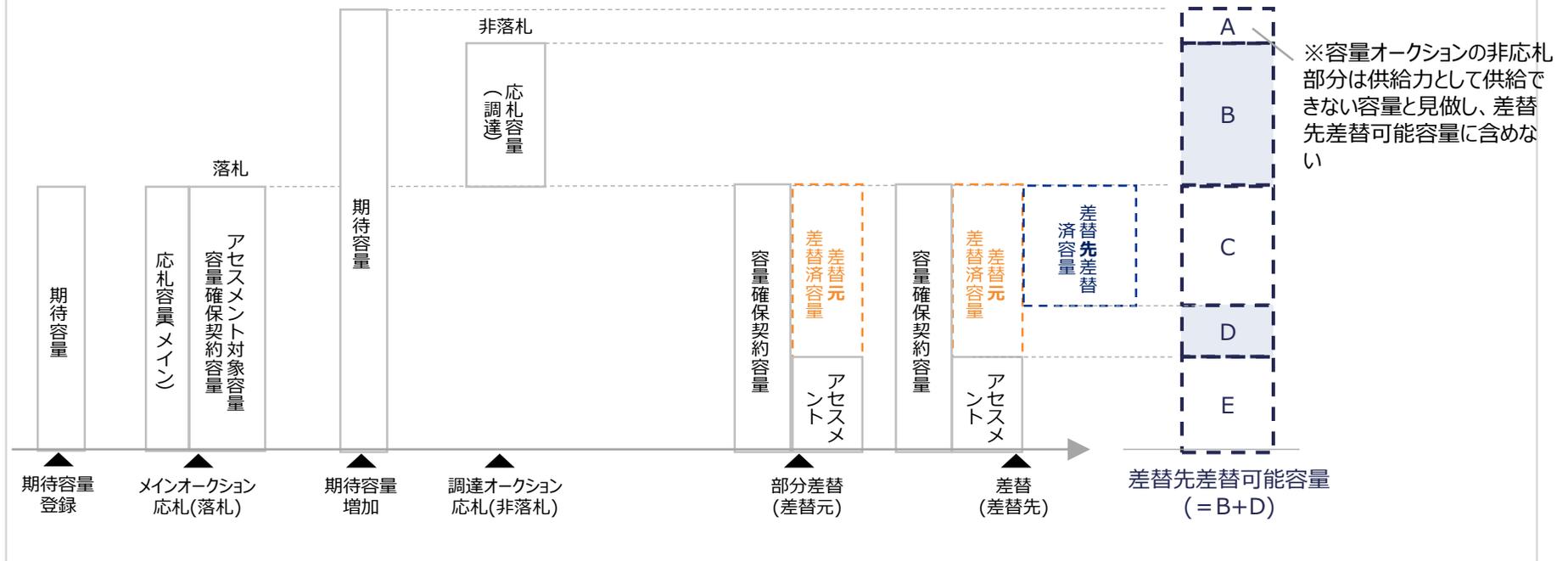
電源等差替結果の登録(17/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No4.メインオークション落札・調達オークション非落札(期待容量≠応札容量の場合の非応札容量分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

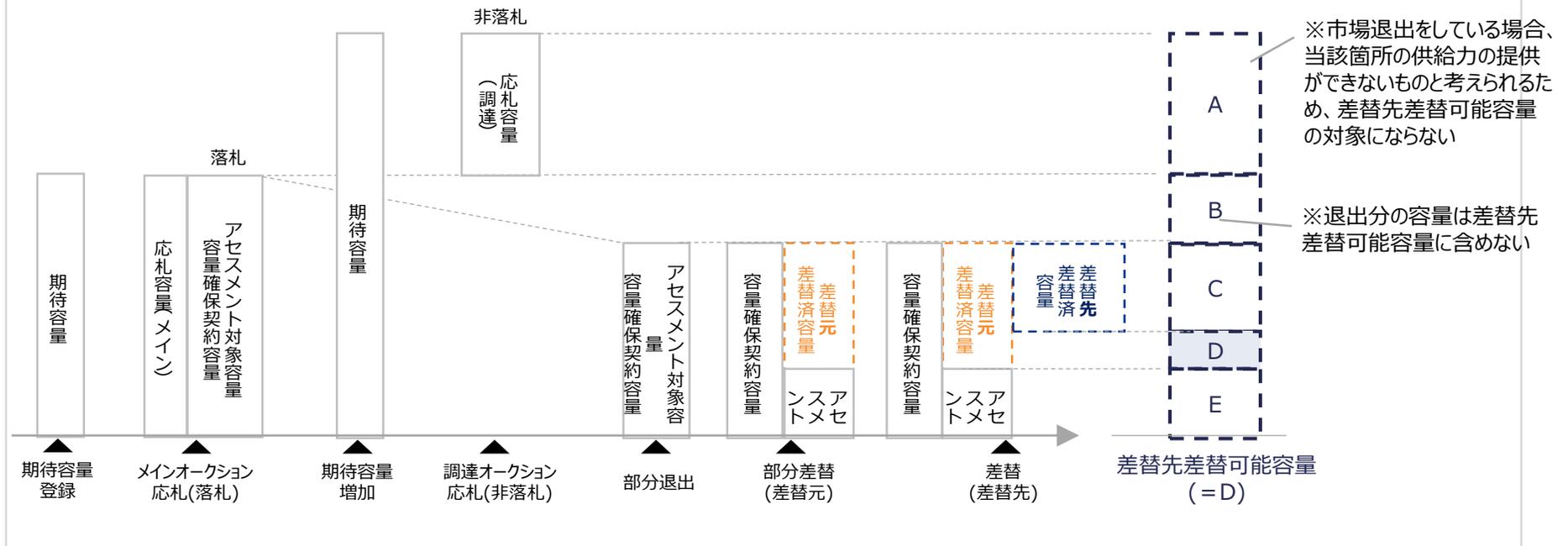
電源等差替結果の登録(18/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No4.メインオークション落札・調達オークション非落札(市場退出がある場合の退出容量分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

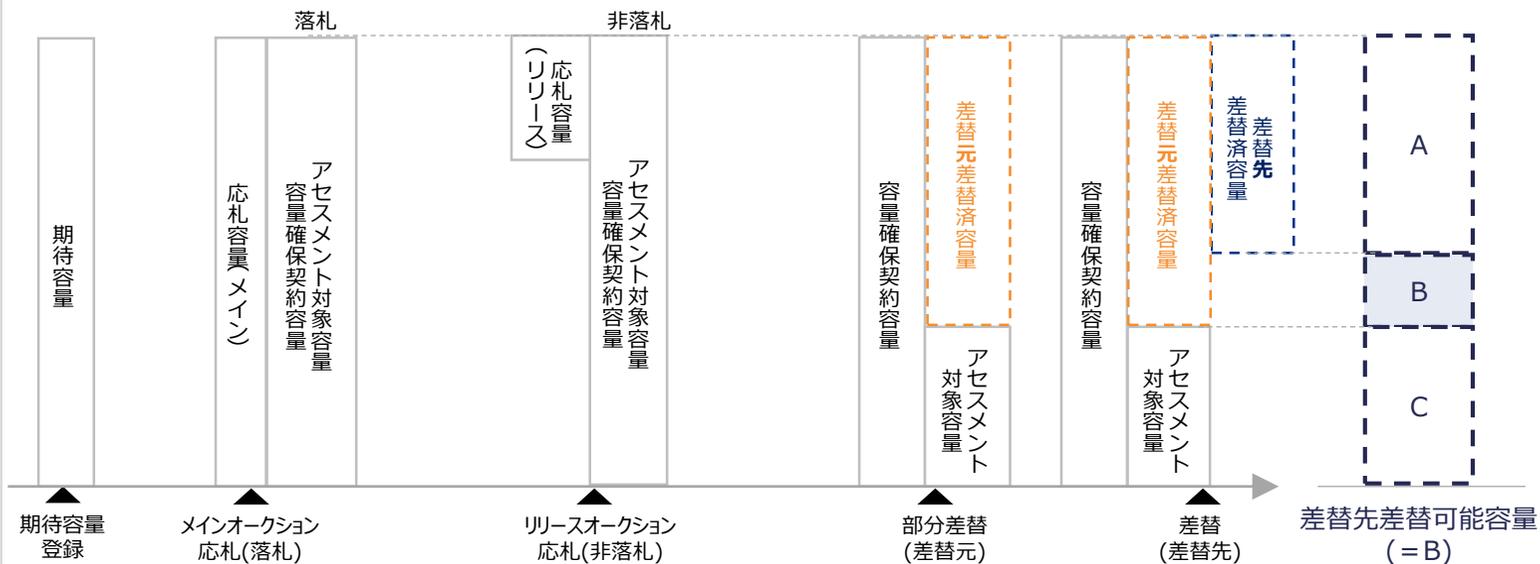
詳細内容

電源等差替結果の登録(19/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No5.メインオークション落札・リリースオークション非落札

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

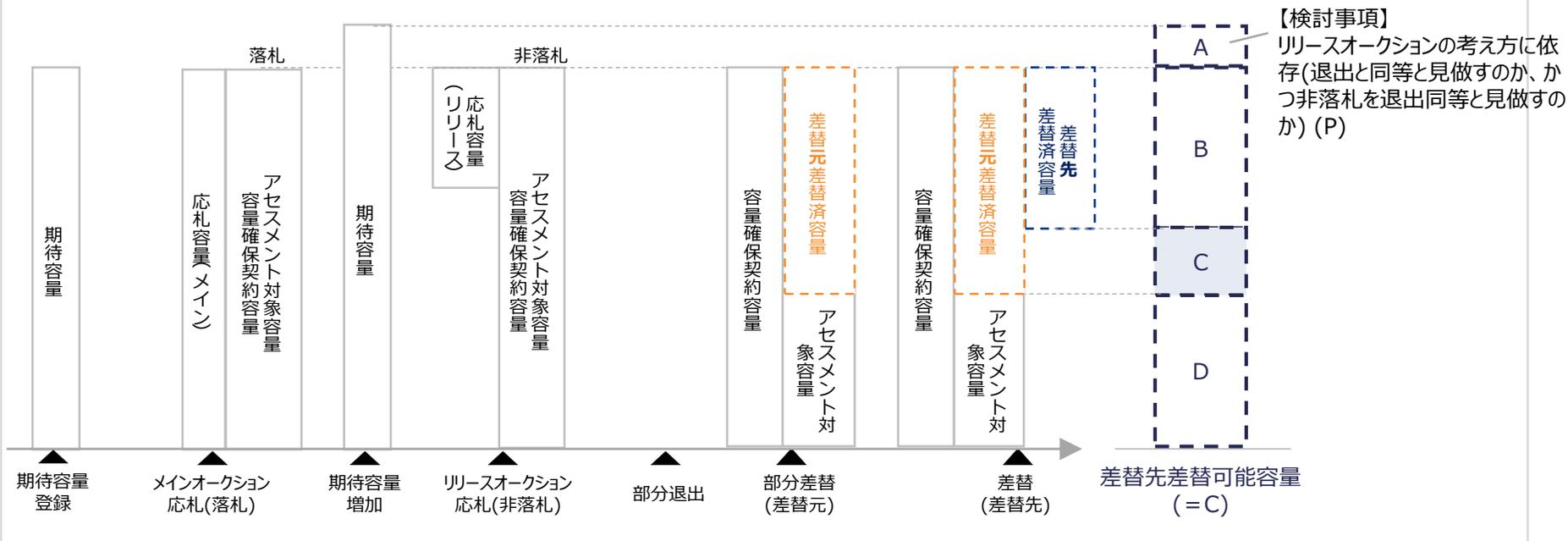
電源等差替結果の登録(20/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No5.メインオークション落札・リリースオークション非落札(期待容量の増加がある場合の期待容量増加分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

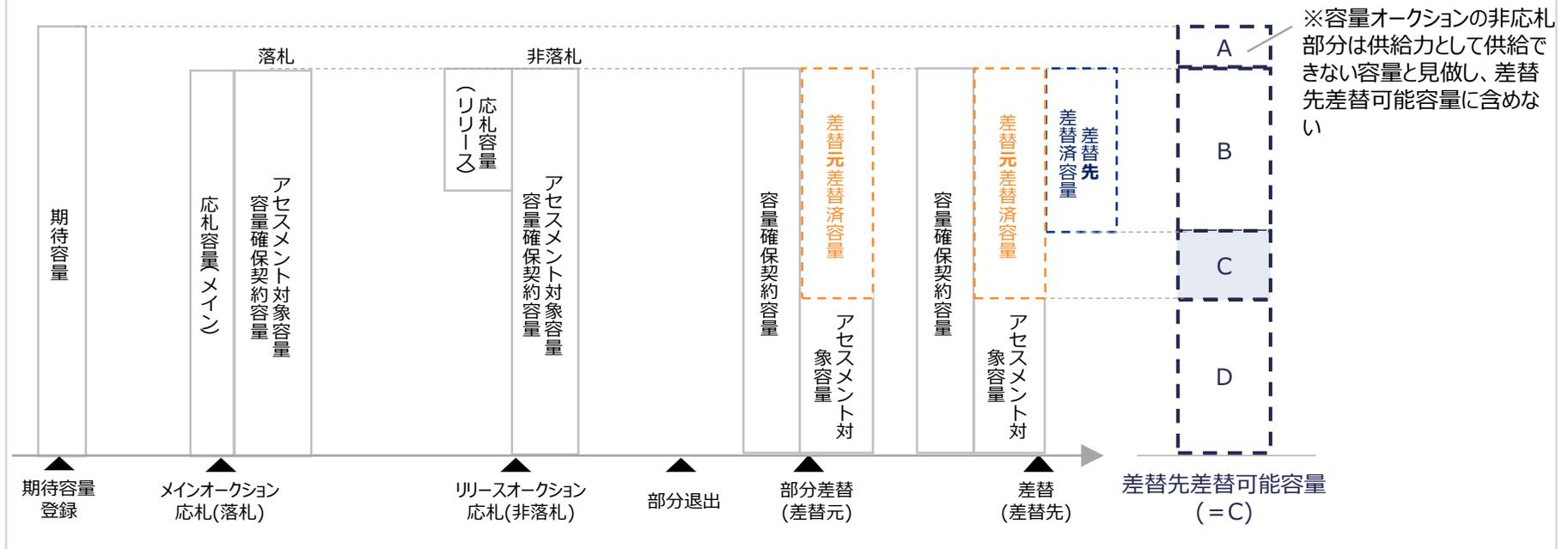
電源等差替結果の登録(21/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No5.メインオークション落札・リリースオークション非落札(期待容量≠応札容量の場合の非応札容量分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

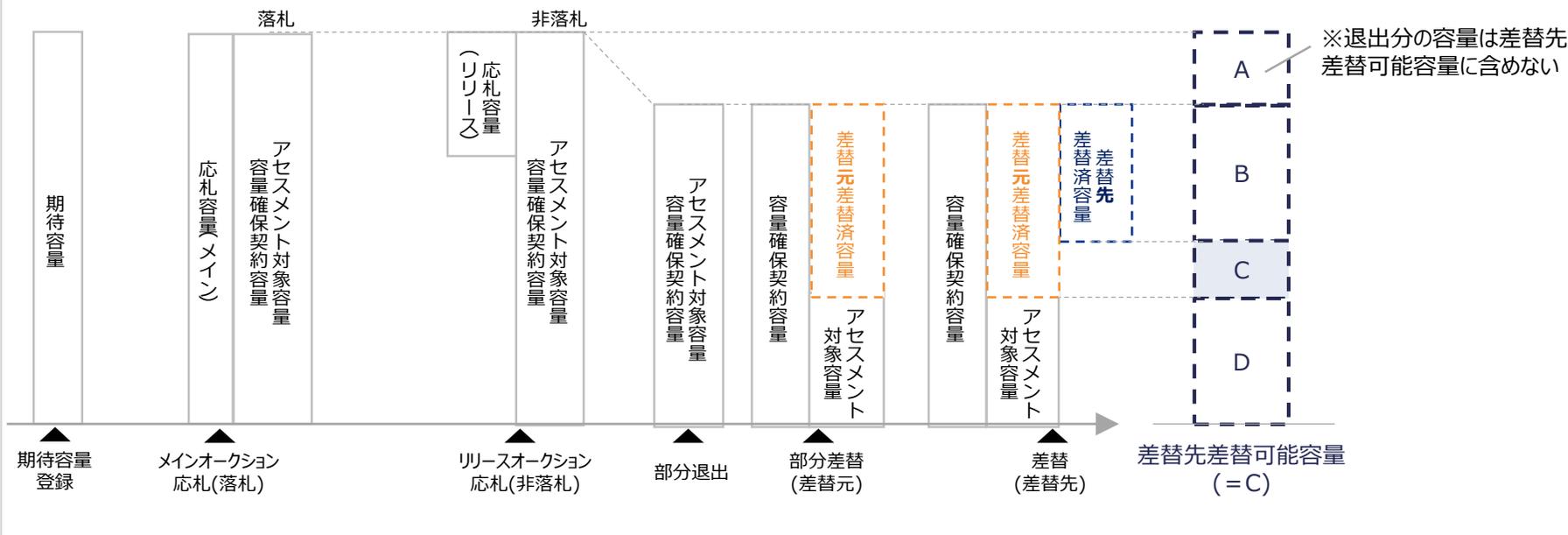
電源等差替結果の登録(22/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No5.メインオークション落札・リリースオークション非落札(市場退出がある場合の退出容量分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

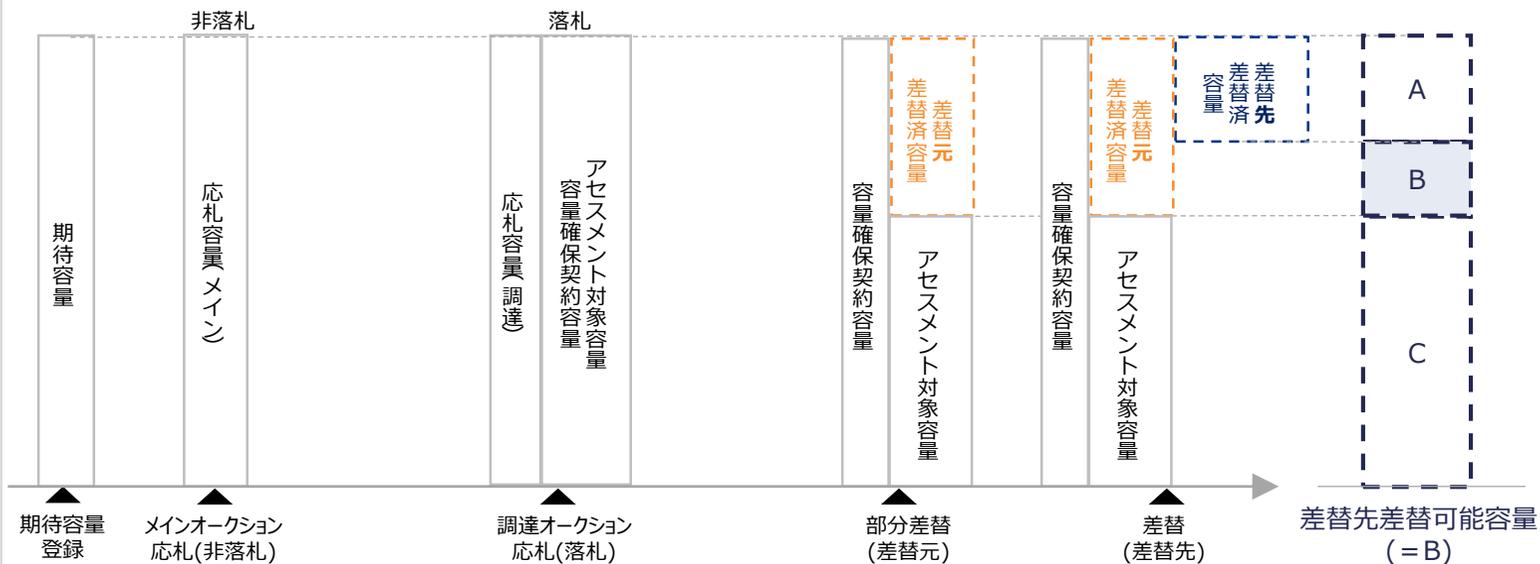
電源等差替結果の登録(23/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No6.メインオークション非落札・調達オークション落札

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス 電源等差替結果の登録

関連アクター 広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

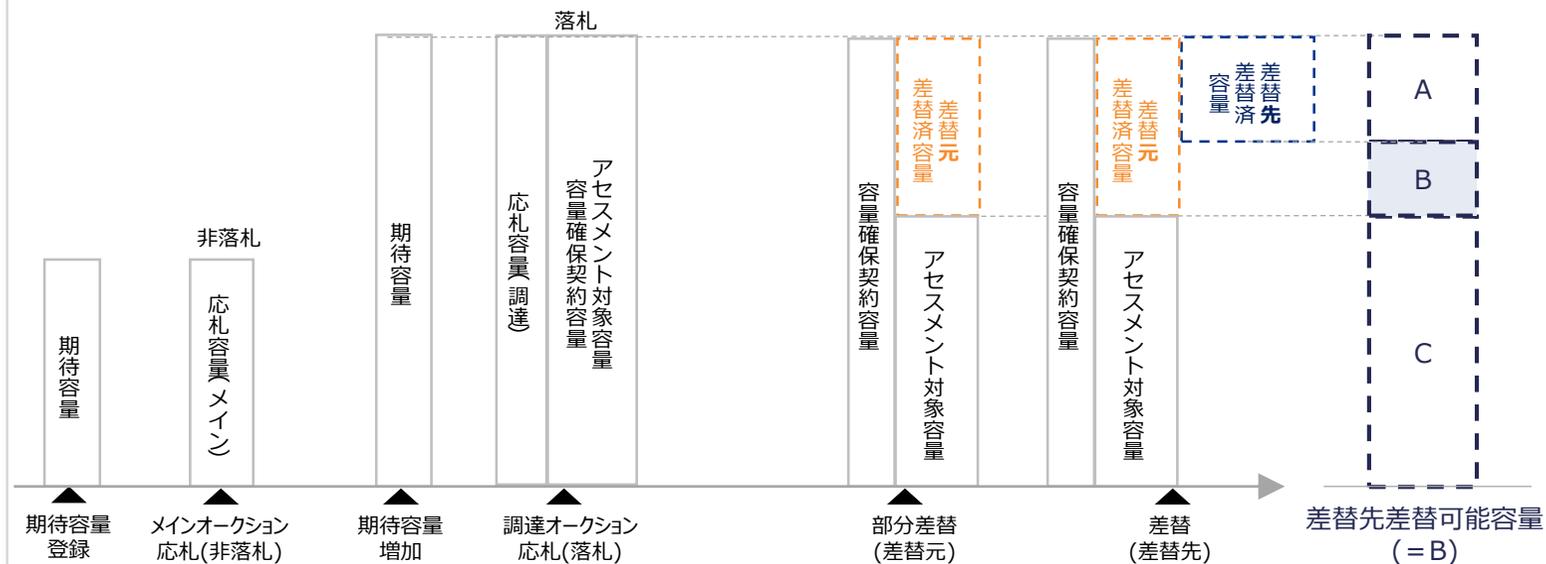
電源等差替結果の登録(24/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No6.メインオークション非落札・調達オークション落札(期待容量の増加がある場合の期待容量増加分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

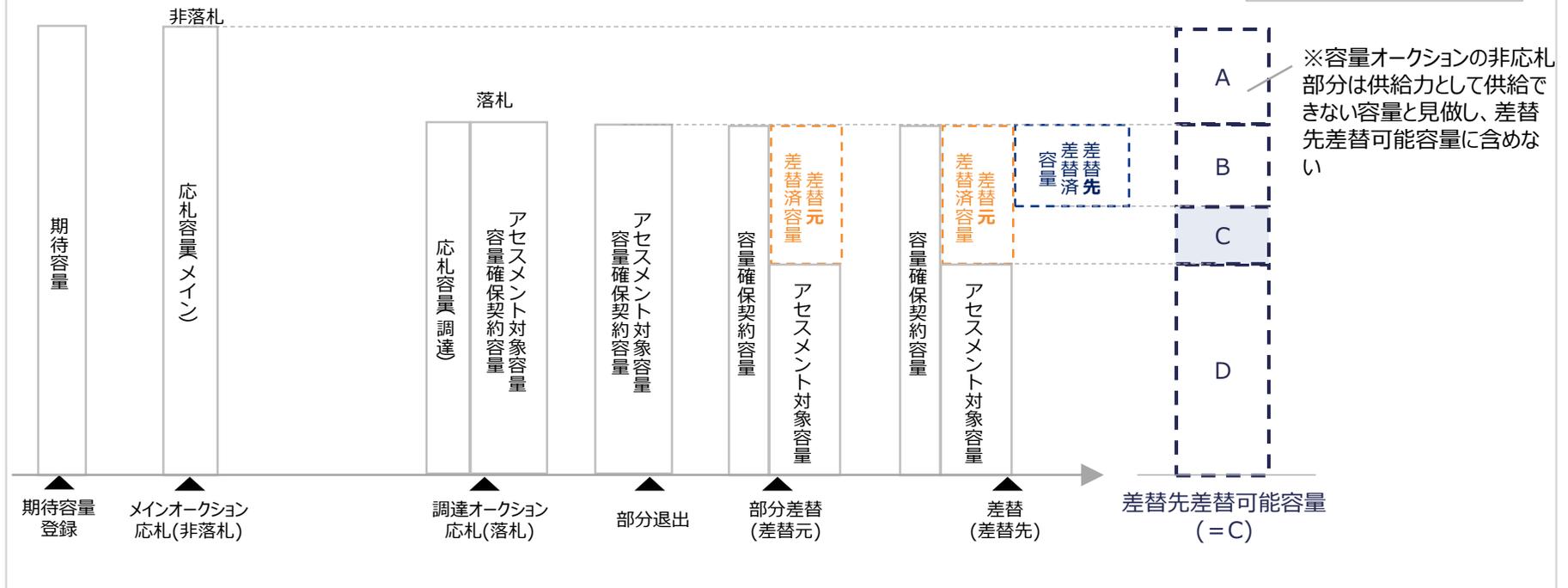
電源等差替結果の登録(25/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No6.メインオークション非落札・調達オークション落札(期待容量≠応札容量となる場合の非応札容量分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス 電源等差替結果の登録

関連アクター 広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

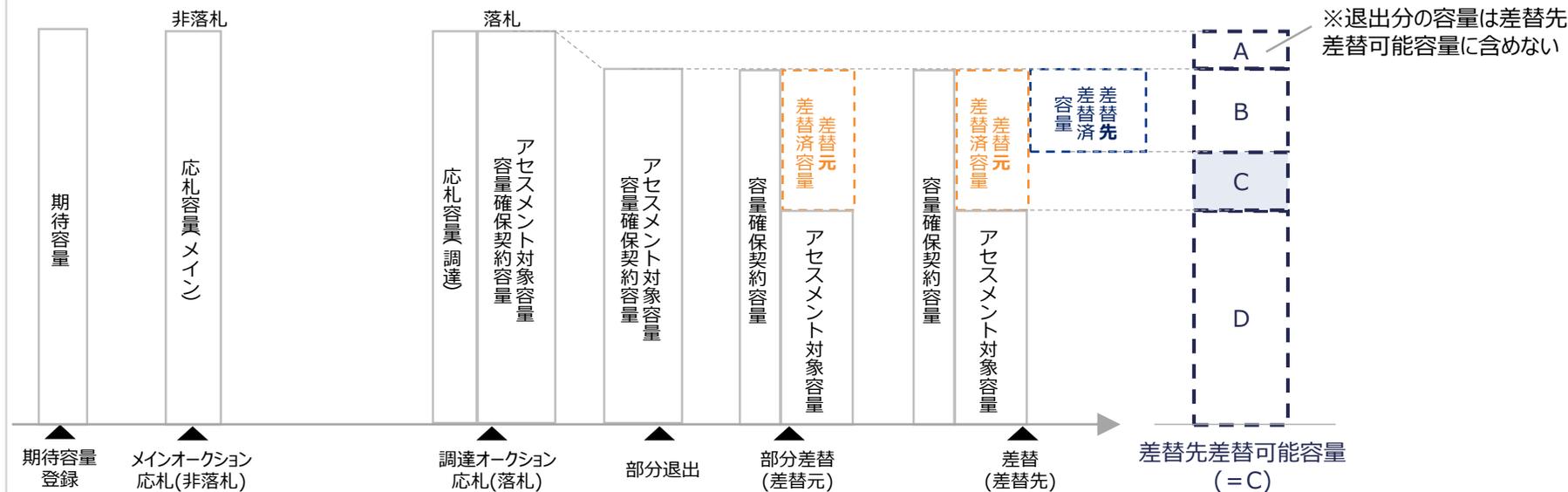
詳細内容

電源等差替結果の登録(26/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No6.メインオークション非落札・調達オークション落札(市場退出がある場合の退出容量分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

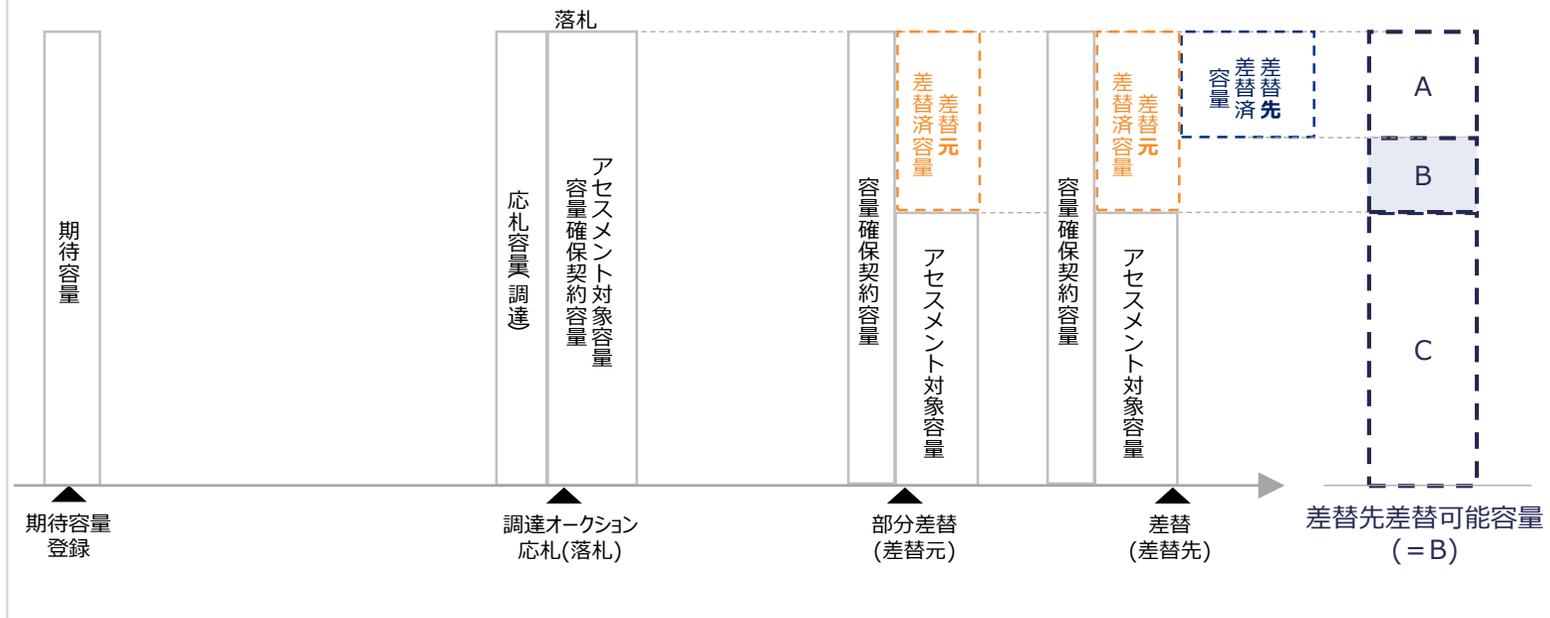
電源等差替結果の登録(27/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No7.調達オークション落札

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス 電源等差替結果の登録

関連アクター 広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

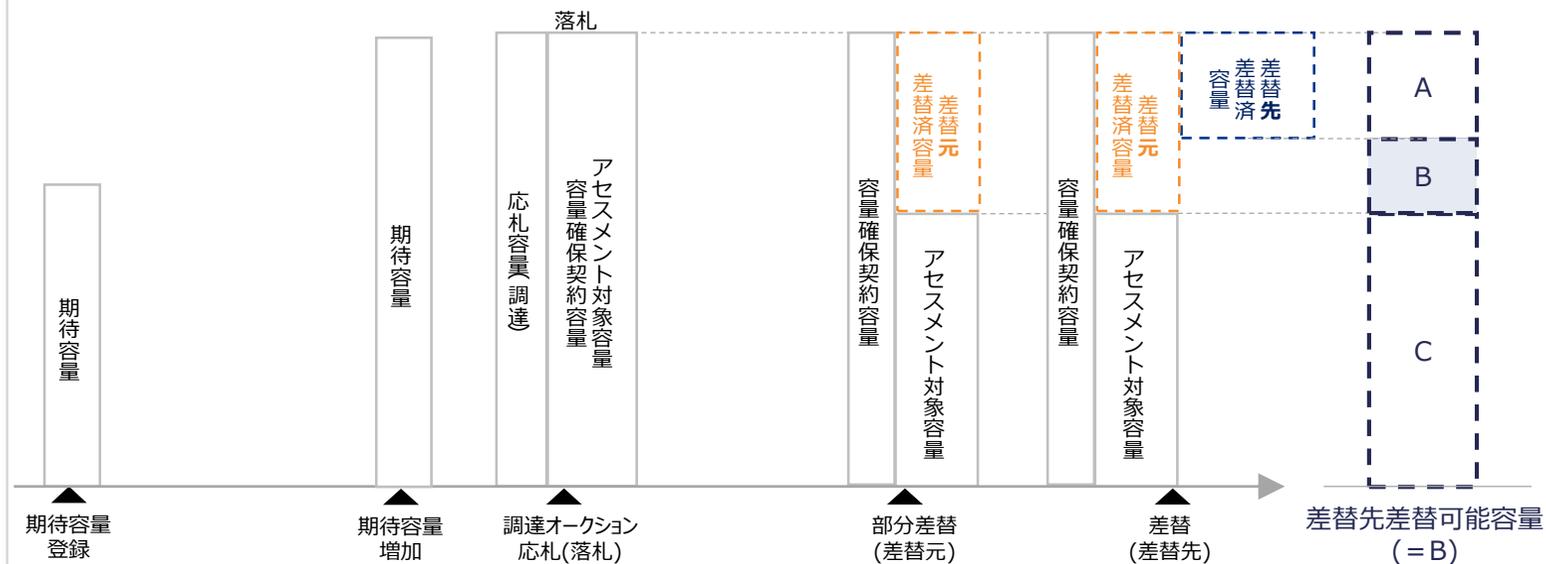
電源等差替結果の登録(28/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No7.調達オークション落札(期待容量の増加がある場合の期待容量増加分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
--------	------------

関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
--------	--------------------------

詳細内容

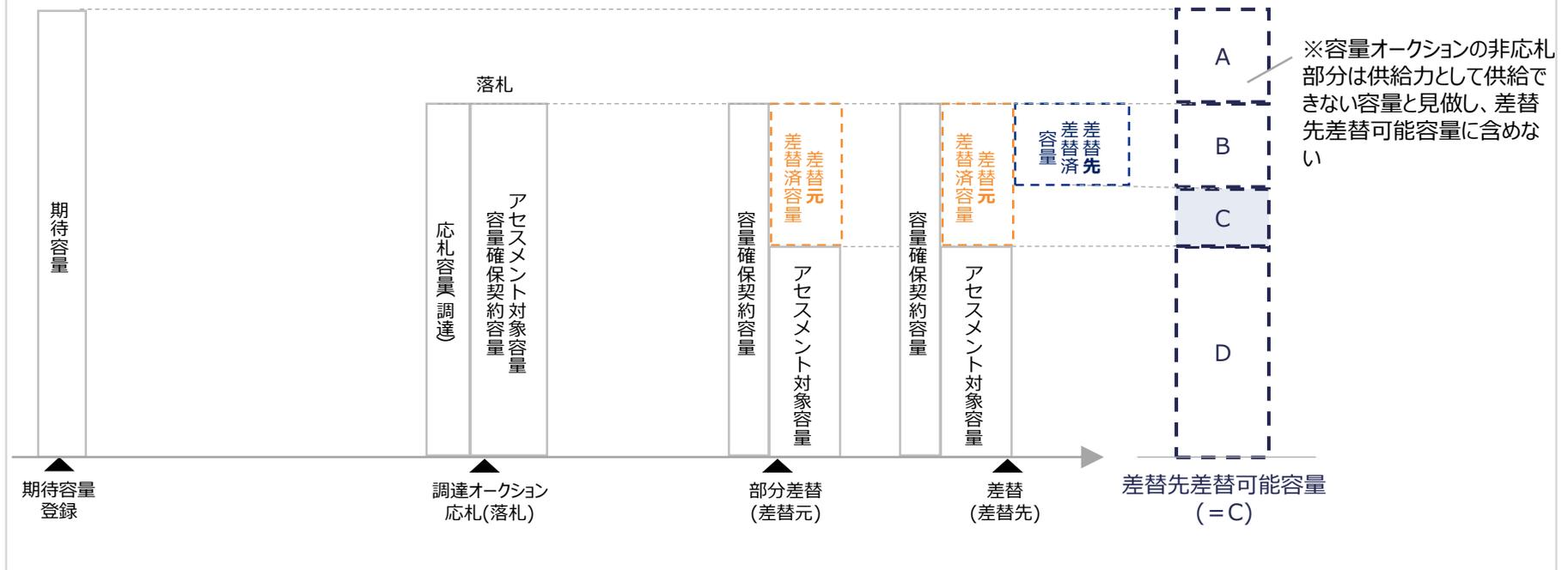
電源等差替結果の登録(29/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No7.調達オークション落札(期待容量≠応札容量となる場合の非応札容量の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

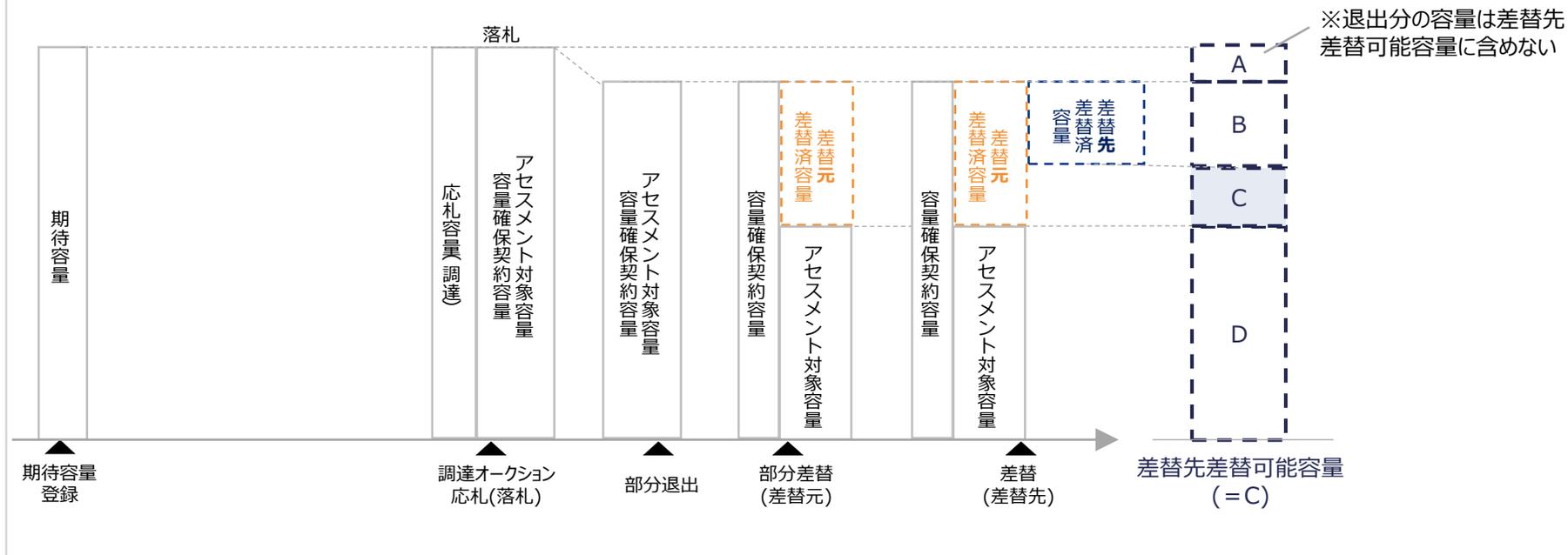
電源等差替結果の登録(30/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No7.調達オークション落札(市場退出した場合の退出容量分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

電源等差替結果の登録(31/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No8.メインオークション非落札

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
電源等差替結果の登録(32/44)	
【差替先差替可能容量の算出方法】	
No8.メインオークション非落札(期待容量の増加がある場合の期待容量増加分の扱いについて)	
当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。	
凡例： 差替先差替可能容量	
【留意事項】 ただし、調達オークションが開催されたが不参加である電源等の場合は、差替先差替可能容量の対象とはならない	
【留意事項】 ただし、調達オークションが開催されたが不参加である電源等の場合は、差替先差替可能容量の対象とはならない	

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
<p>電源等差替結果の登録(33/44)</p> <p>【差替先差替可能容量の算出方法】</p> <p><u>No8.メインオークション非落札</u>(期待容量≠応札容量となる場合の非応札容量の扱いについて)</p> <p>当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。</p> <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 凡例： 差替先差替可能容量 </div> <p>※容量オークションの非応札部分は供給力として供給できない容量と見做し、差替先差替可能容量に含めない</p> <p>【留意事項】 ただし、調達オークションが開催されたが不参加である電源等の場合は、差替先差替可能容量の対象とはならない</p> <p>期待容量登録 メインオークション 応札(非落札) 差替先 (差替先) 差替先差替可能容量 (=B)</p>	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
電源等差替結果の登録(34/44)	
【差替先差替可能容量の算出方法】	
No9.メインオークション非落札・調達オークション非落札	
当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。	
凡例： 差替先差替可能容量	
<p>The diagram illustrates the calculation of replacement capacity. It shows a timeline with several key events: '期待容量登録' (Expected Capacity Registration), 'メインオークション応札(非落札)' (Main Auction Bid (Non-winning)), '調達オークション応札(非落札)' (Procurement Auction Bid (Non-winning)), and '差替(差替先)' (Replacement (Replacement Priority)). A dashed box labeled '差替先差替可能容量' (Replacement Capacity) is shown below the '調達オークション' bar. An arrow points to a final box labeled '差替先差替可能容量 (=A)' (Replacement Capacity (=A)), which is divided into sections A and B.</p>	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス | 電源等差替結果の登録

関連アクター | 広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

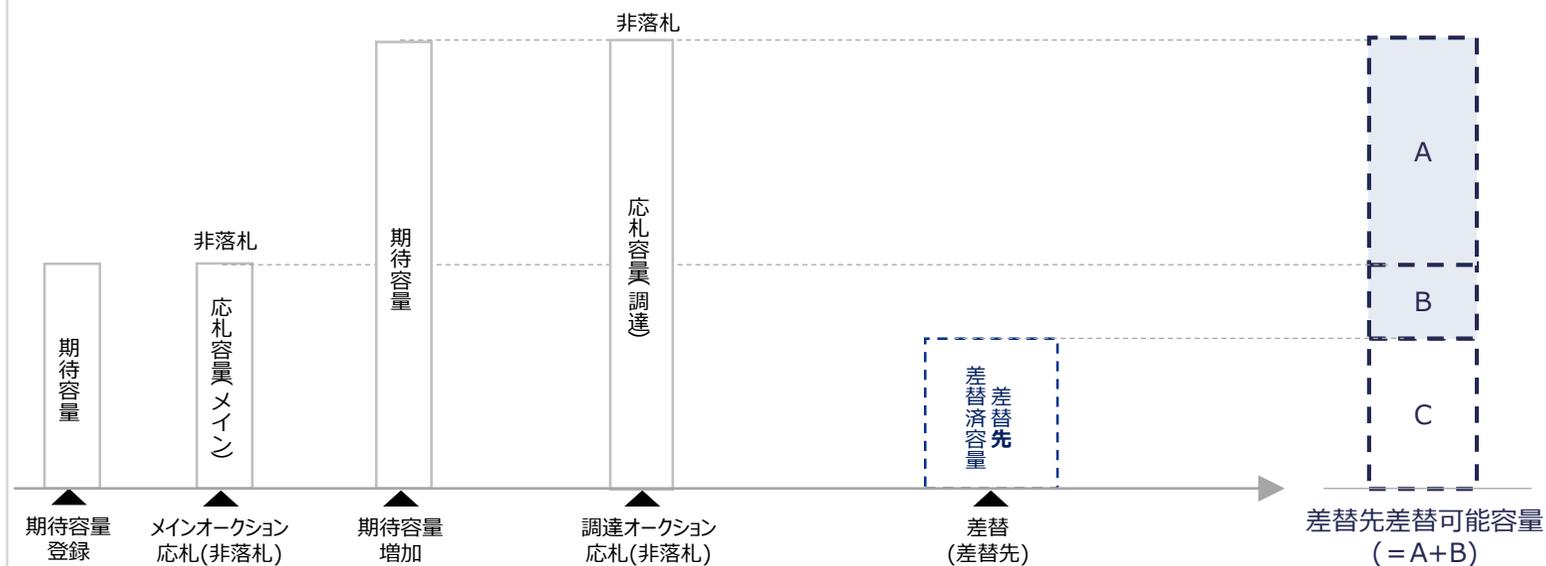
電源等差替結果の登録(35/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No9.メインオークション非落札・調達オークション非落札(期待容量の増加がある場合の期待容量増加分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

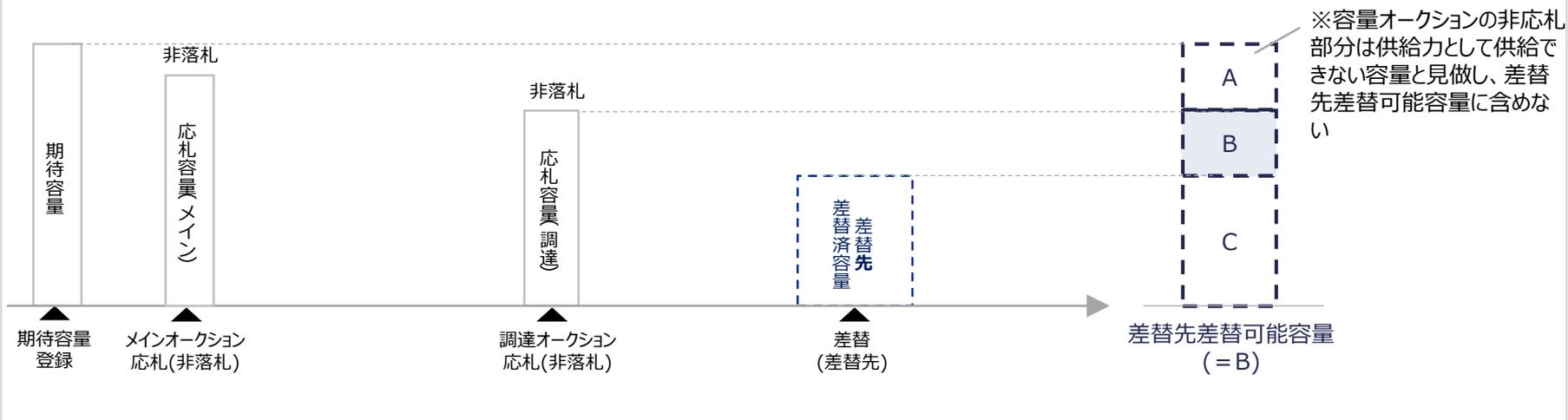
電源等差替結果の登録(36/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No9.メインオークション非落札・調達オークション非落札(期待容量≠応札容量となる場合の非応札容量の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書 契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

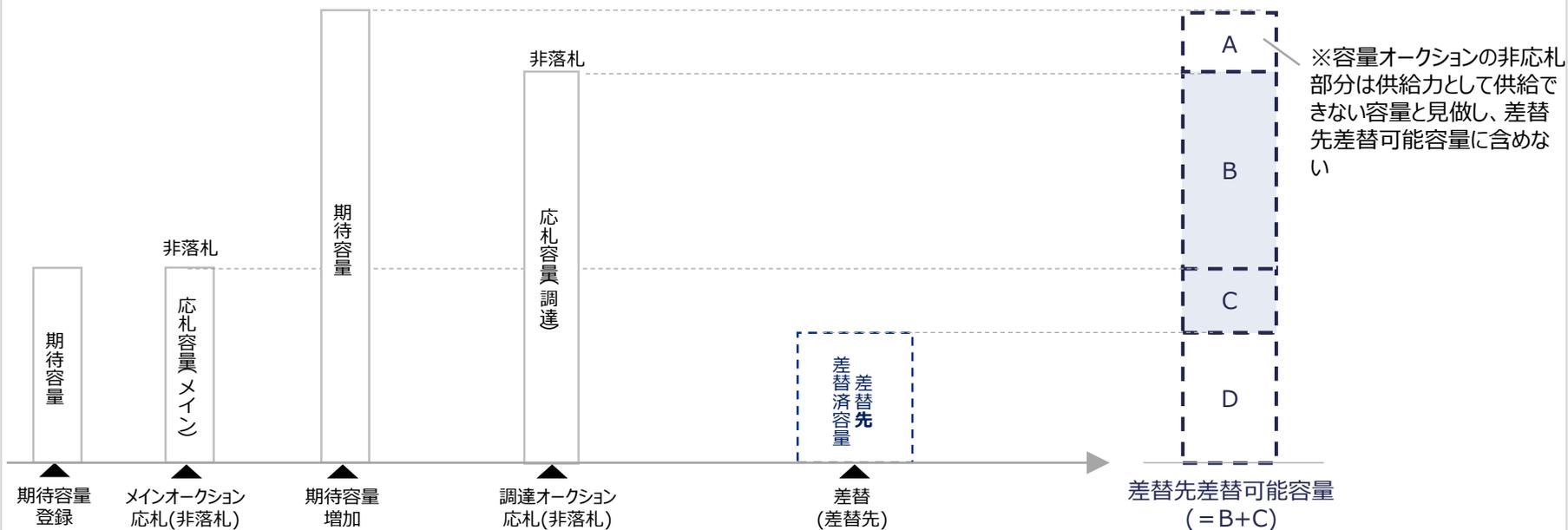
電源等差替結果の登録(37/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No9.メインオークション非落札・調達オークション非落札(期待容量の増加があり、期待容量≠応札容量となる場合の期待容量増加分の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務プロセス	電源等差替結果の登録
--------	------------

関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
--------	--------------------------

詳細内容

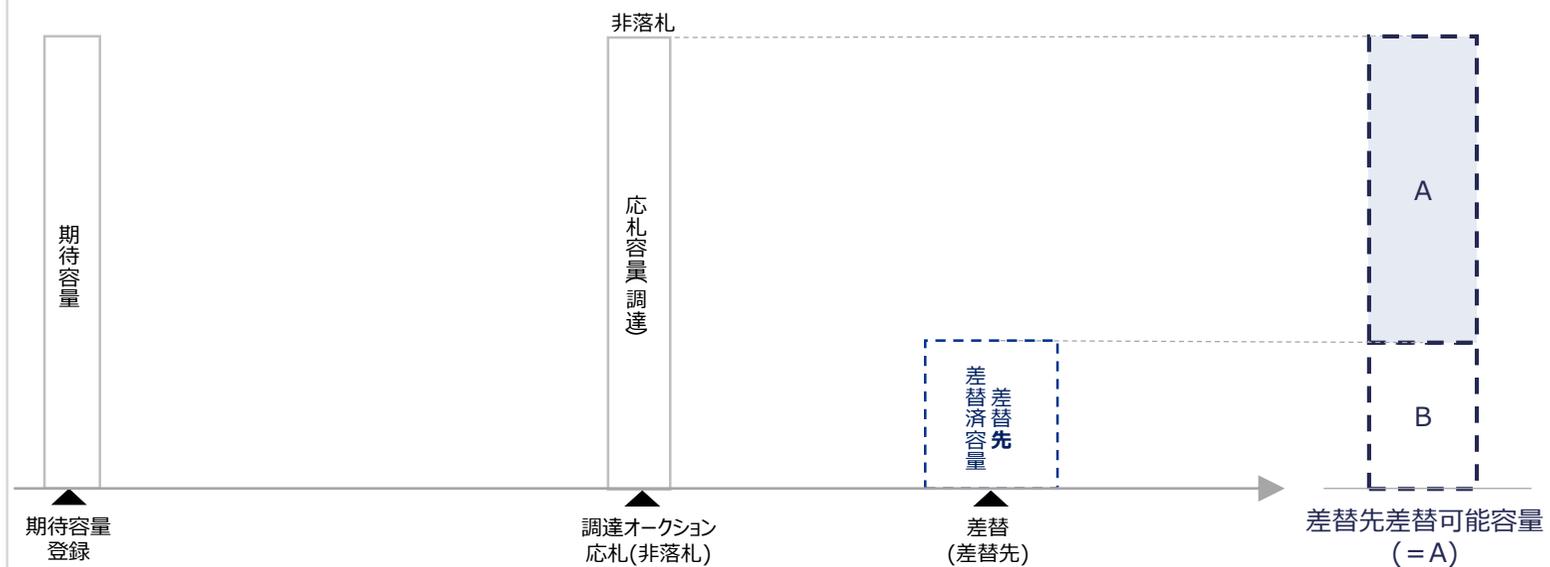
電源等差替結果の登録(38/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No10.調達オークション非落札

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
電源等差替結果の登録(39/44)	
【差替先差替可能容量の算出方法】	
No10.調達オークション非落札(期待容量の増加がある場合)	
当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。	
凡例： 差替先差替可能容量	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
--------	------------

関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
--------	--------------------------

詳細内容

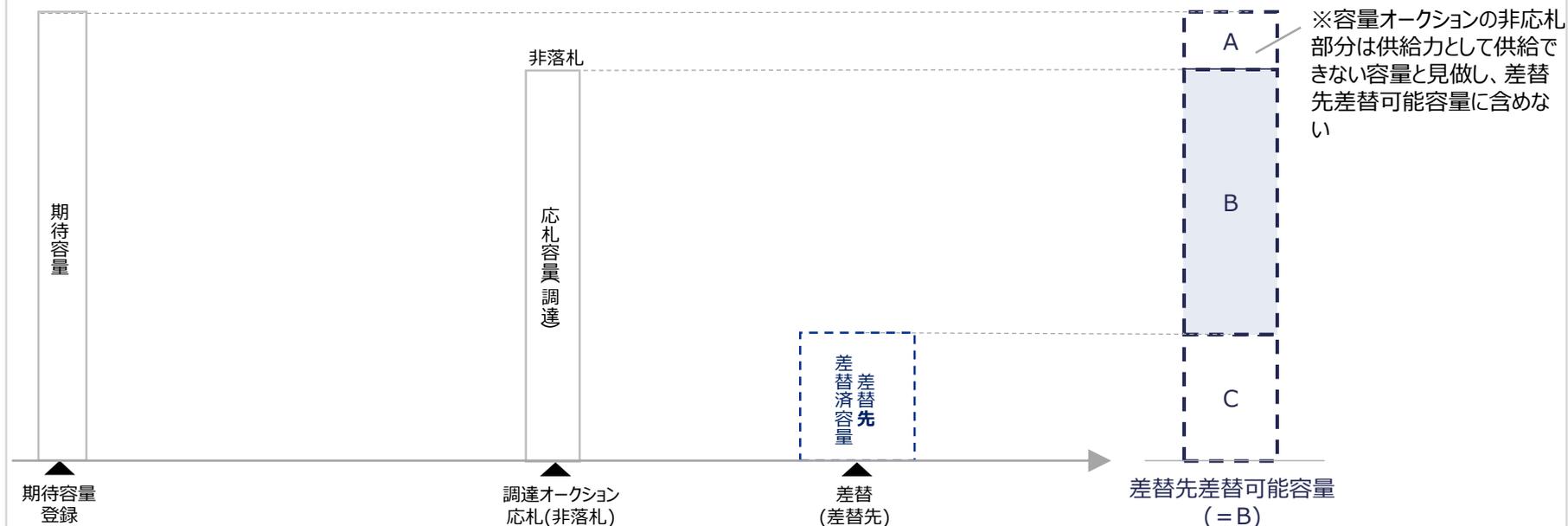
電源等差替結果の登録(40/44)

【差替先差替可能容量の算出方法】

No10.調達オークション非落札(期待容量≠応札容量となる場合の非応札容量の扱いについて)

当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。

凡例： 差替先差替可能容量



※容量オークションの非応札部分は供給力として供給できない容量と見做し、差替先差替可能容量に含めない

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
<p>電源等差替結果の登録(41/44)</p> <p>【差替先差替可能容量の算出方法】</p> <p><u>No11.応札無し</u></p> <p>当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。</p> <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 凡例： 差替先差替可能容量 </div> <p>期待容量</p> <p>期待容量登録</p> <p>差替済容量</p> <p>差替 (差替先)</p> <p>差替先差替可能容量 (=A)</p> <p>【留意事項】 ただし、調達オークションが開催されたが不参加である電源等の場合は、差替先差替可能容量の対象とはならない</p>	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス	電源等差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
電源等差替結果の登録(42/44)	
【差替先差替可能容量の算出方法】	
No11.応札無し(期待容量の増加がある場合)	
当パターンにおいては、下図に示される箇所が差替先差替可能容量の対象となる。	

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

業務プロセス 電源等差替結果の登録

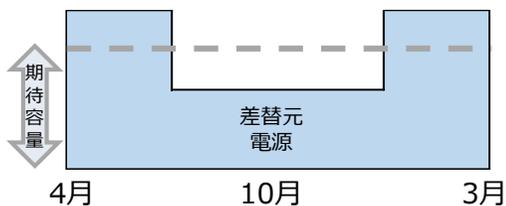
関連アクター 広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

詳細内容

電源等差替結果の登録(43/44)

電源差替実施後以降のアセスメント対象容量は、差替元電源のアセスメント対象容量を適用するものとする
イメージは以下のとおり(10月1日に電源等差替を実施した場合)

■ 差替前



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
差替元	100	100	100	60	60	60	60	60	60	100	100	100

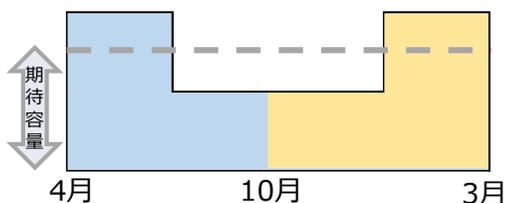
➡ 差替元の期待容量：80



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
差替先	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

➡ 差替先の期待容量：100

■ 差替後



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
差替元	100	100	100	60	60	60	60	60	60	100	100	100
差替先	100	100	100	100	100	100	60	60	60	100	100	100

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

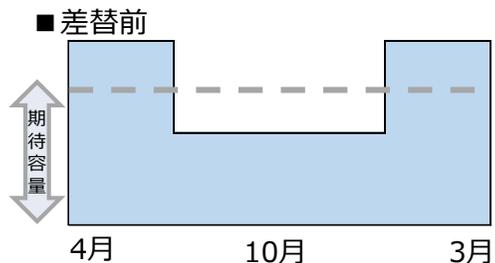
業務プロセス	電源等差替結果の登録
--------	------------

関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
--------	--------------------------

詳細内容

電源等差替結果の登録(44/44)

複数電源が差替先として差替した場合である場合、アセスメント対象容量は、差替容量比で按分する運用とする
イメージは以下のとおり(年間を通して2電源を差替先とする場合)

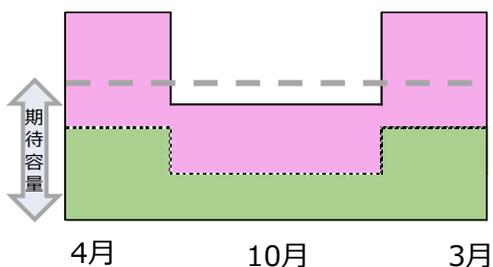


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
差替元	100	100	100	60	60	60	60	60	60	100	100	100

➡ 差替元の期待容量：80



■ 差替後 (差替先①の期待容量：60、差替先②の期待容量：20)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
差替元	100	100	100	60	60	60	60	60	60	100	100	100
差先①	75	75	75	45	45	45	45	45	45	75	75	75
差先②	25	25	25	15	15	15	15	15	15	25	25	25

➡ 差替元のアセスメント対象容量を期待容量比(3:1)の割合で配分

業務仕様書

契約締結後の対応：電源等差替対応

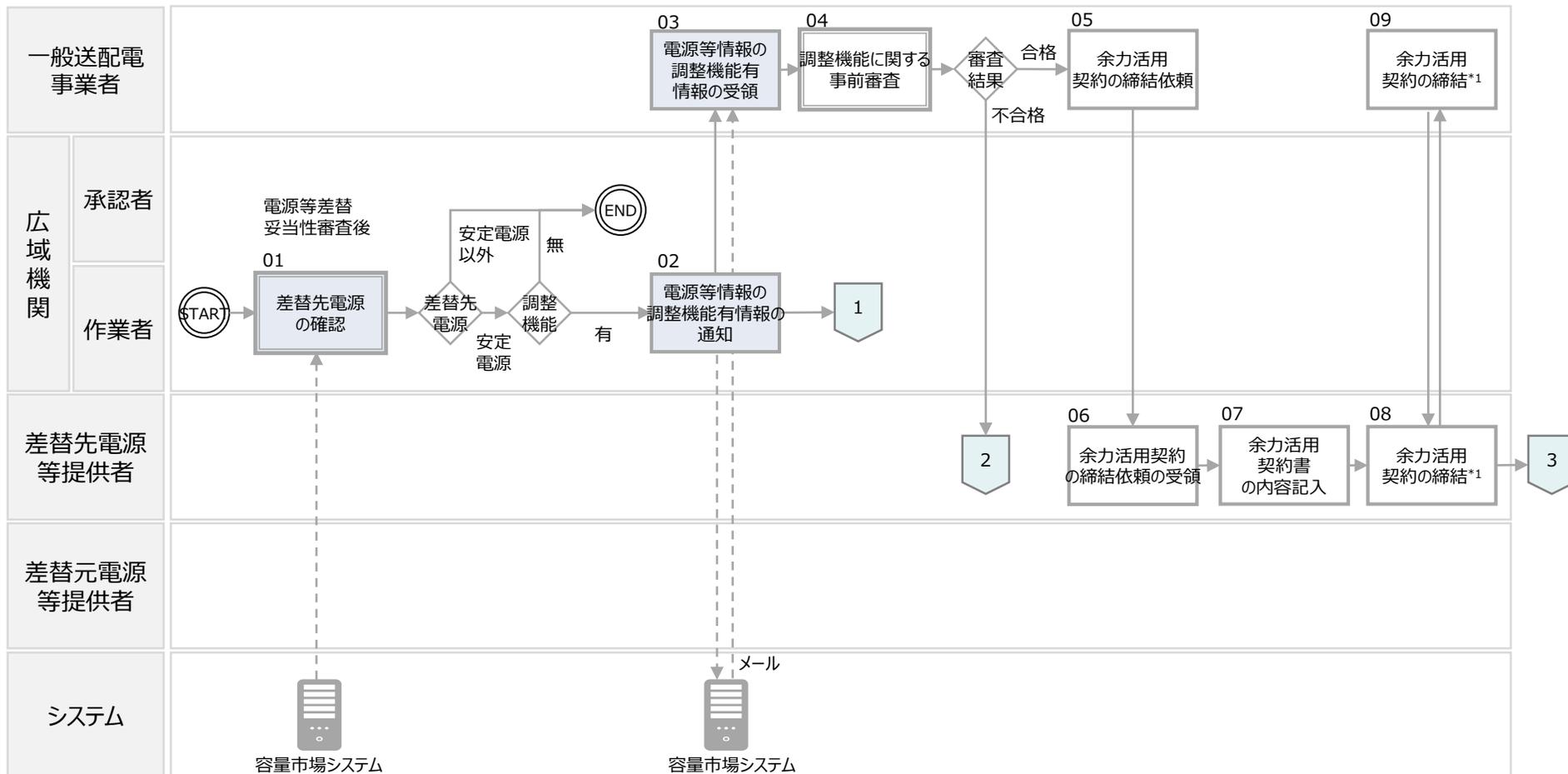
業務プロセス	捺印済み差替契約書類の提出
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
<p>捺印済み差替契約書類の提出 差替元電源等提供者が、広域機関に対して捺印済み差替契約書を含む差替契約書類を提出する</p> <p>以下の差替契約書類を、容量市場システムの電源等情報登録画面から提出する</p> <ul style="list-style-type: none">・差替契約書 <p>差替の妥当性審査前に提出した「差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類」に署名・捺印し、「差替契約書」(ペナルティ配分方法の記載を含む)を作成する。</p>	

- 契約締結後の対応(実需給年度からの業務) : 電源等差替時の余力活用契約の確認*¹

*1: 実需給前年度2023年度12月～実需給終了時の期間に差替申請される分が本業務の対象となる。また、実需給前の余力活用契約の締結期限(2023年12月末)直前にて差替の審査・反映がなされた電源に対しても、例外的に本業務の対象とする

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

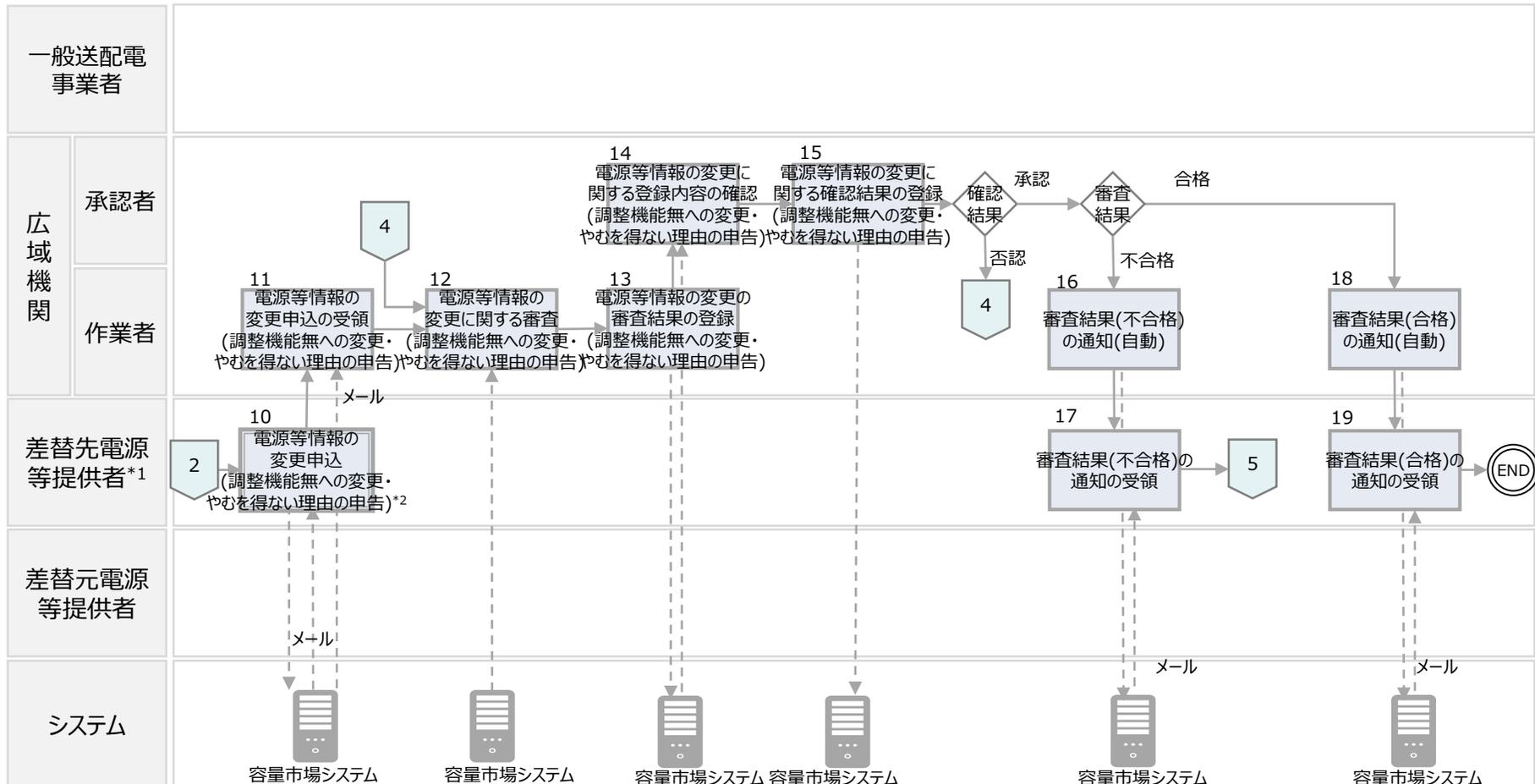
業務	電源等差替時の余力活用契約の確認	業務コード	BF130
業務内容	差替を実施した差替先電源提供者が余力活用契約を締結済であることを確認する		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者		



*1: 一般送配電事業者と余力活用契約を締結した後、差替先電源等提供者は差替元電源等提供者にその旨を共有することを想定

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	電源等差替時の余力活用契約の確認	業務コード	BF130
業務内容	差替を実施した差替先電源提供者が余力活用契約を締結済であることを確認する		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者		



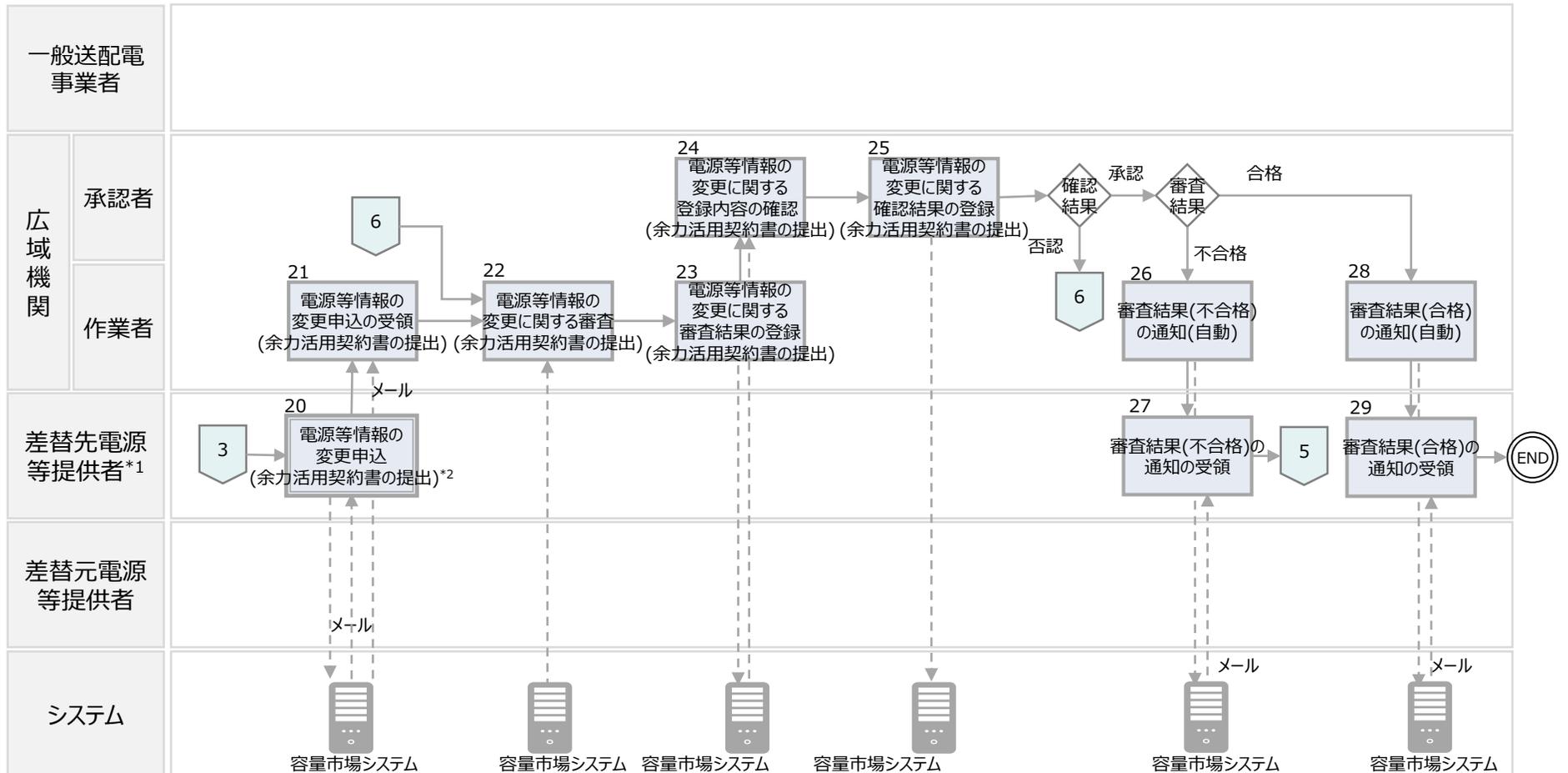
*1: 差替先電源等提供者は、差替元電源等提供者に余力活用契約に関する登録状況を適宜共有することを想定

*2: 一般送配電事業者の調整機能の事前審査にて調整機能が無いと判断され不合格となった場合、差替先電源等提供者が自主的に電源等情報の変更申込(調整機能無への変更・やむを得ない理由の申告)を実施することを想定

契約締結後の対応：電源等差替時の余力活用契約の確認

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	電源等差替時の余力活用契約の確認	業務コード	BF130
業務内容	差替を実施した差替先電源提供者が余力活用契約を締結済であることを確認する		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者		

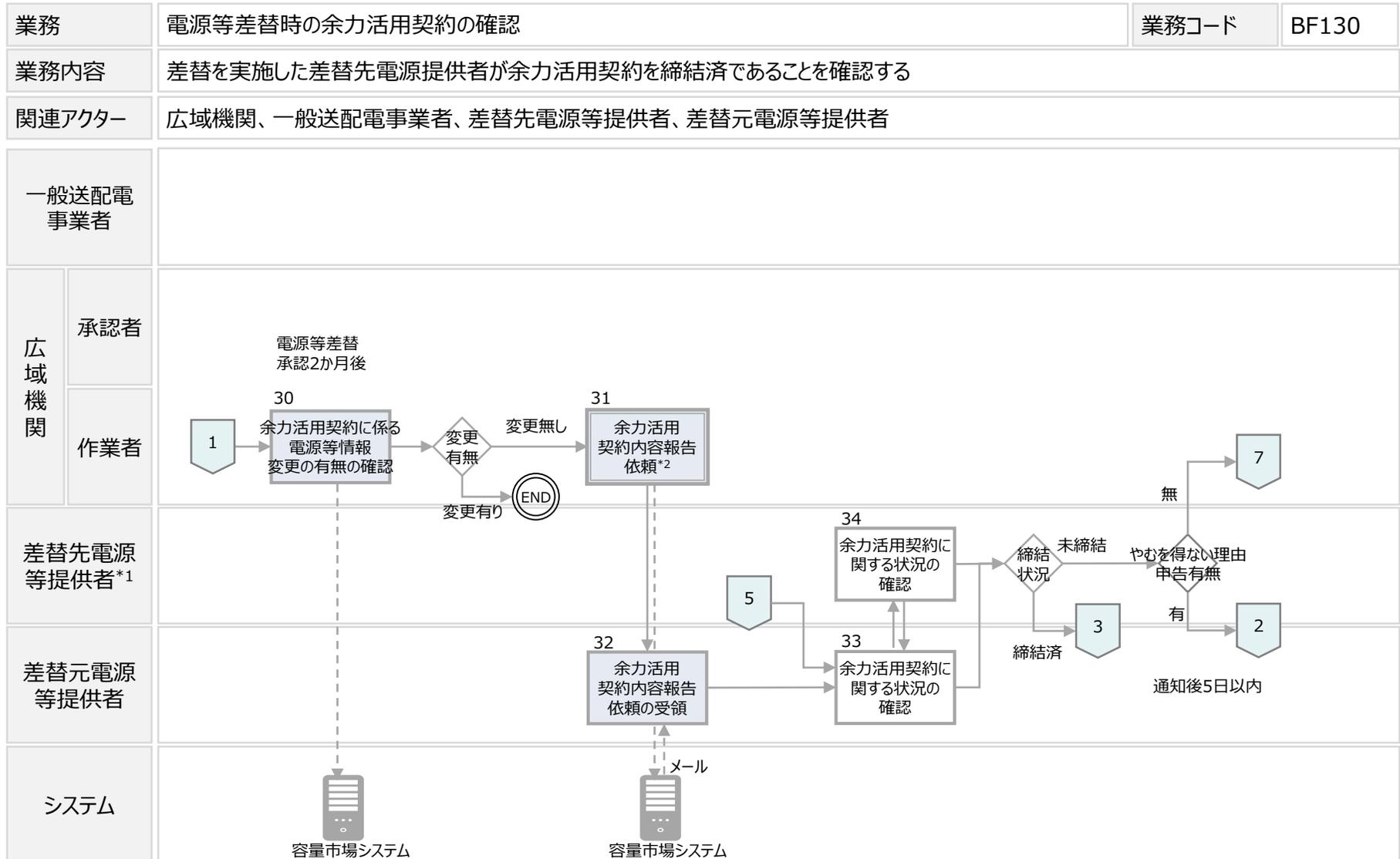


*1: 差替先電源等提供者は、差替元電源等提供者に余力活用契約に関する登録状況を適宜共有することを想定

*2: 猶予期間以内で、差替先電源等提供者が余力活用契約を締結し自主的に電源等情報の変更申込(余力活用契約書の写しの提出)を実施することを想定

契約締結後の対応：電源等差替時の余力活用契約の確認

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

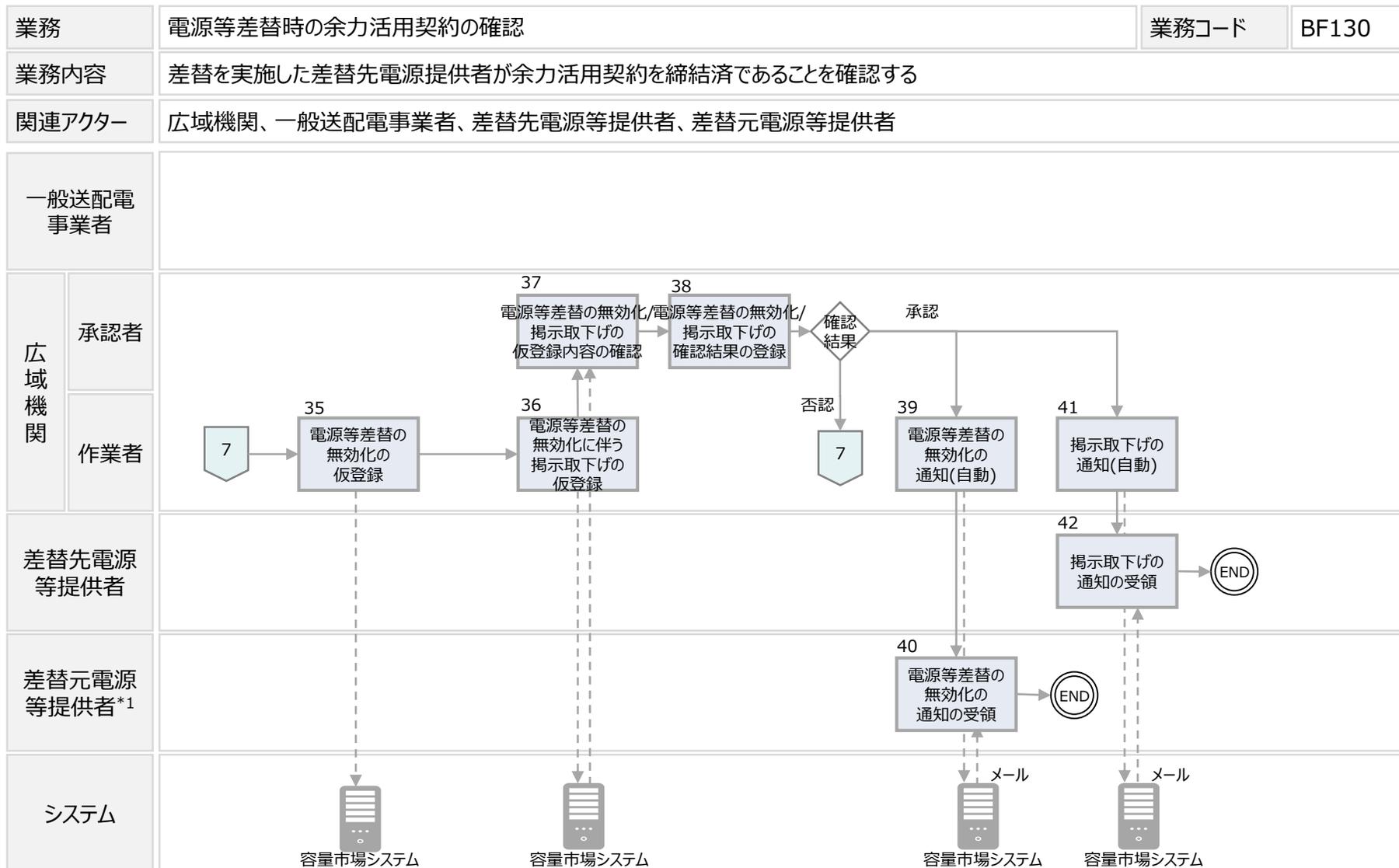


*1: 差替先電源等提供者は、差替元電源等提供者に余力活用契約に関する登録状況を適宜共有することを想定

*2: 猶予期間以内で、差替先電源等提供者が余力活用契約を締結し自主的に電源等情報の変更申込を実施しない場合、本業務が発生する

契約締結後の対応：電源等差替時の余力活用契約の確認

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



*1: 差替元電源等提供者は、差替先電源等提供者に差替が無効化された旨を共有することを想定

業務プロセス	差替先電源の確認
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者

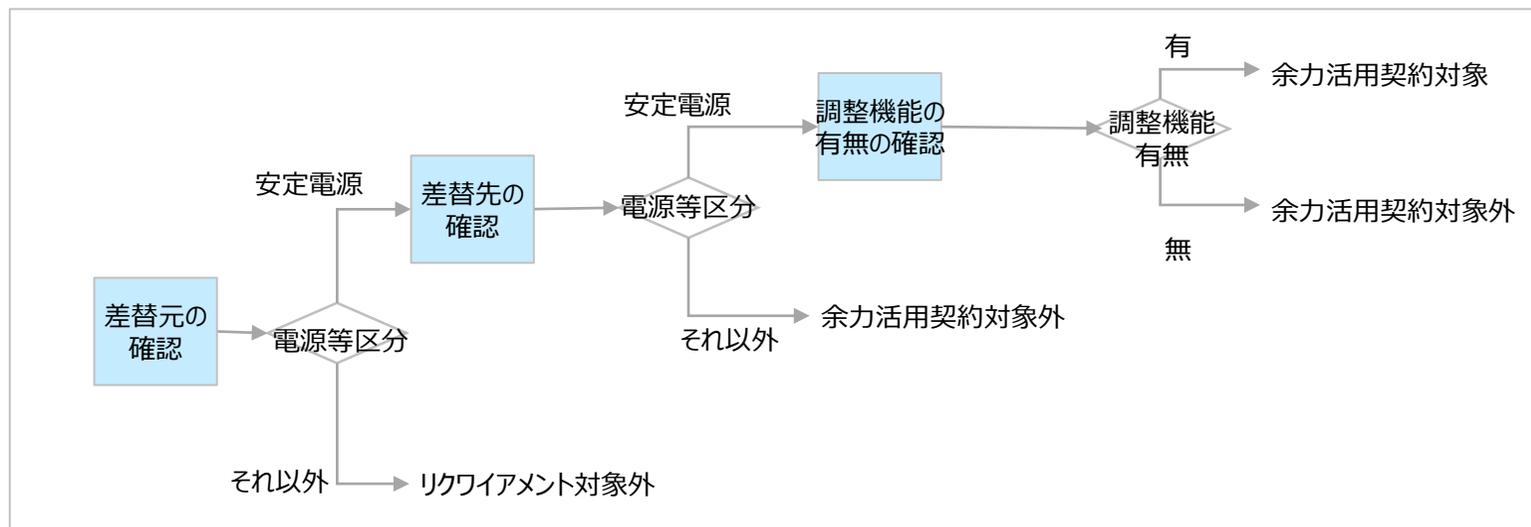
詳細内容

差替先電源の確認

広域機関(作業)が、差替の妥当性審査に合格した差替先電源に対して、電源等区分や調整機能の有無を確認する

調整機能を有する安定電源である場合、余力活用契約を締結する対象となるため、一般送配電事業者に差替先の情報(調整機能などを)を連絡する
 なお、変動電源(単独)は、ガバナ・フリー等のように調整能力を有する場合であっても余力活用契約締結の対象外である

余力活用契約締結対象の確認フロー



業務プロセス	調整機能に関する事前審査
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
調整機能に関する事前審査 一般送配電事業者が、差替先の調整機能の妥当性に関して審査を行う	
【審査対象】 容量市場システムの電源等情報にて調整機能有と登録している安定電源	
【妥当性審査が合格である場合】 以下の場合には、調整機能の妥当性審査が合格となる	
• 調整機能有と登録されている差替先電源等がオンラインシステムを有していると確認できた場合(P)	
調整機能の妥当性審査に合格であった場合、差替先電源等提供者と一般送配電事業者で余力活用契約を締結する。	
【妥当性審査が不合格である場合】 以下の場合には、調整機能の妥当性審査が不合格となる	
• 差替先電源等が電源等情報にて調整機能有と登録していたが、一般送配電事業者が調整機能を確認できなかった場合	
• 差替先電源等が調整機能を有していることは確認できたが、余力活用契約の締結対象外となる調整機能(簡易指令システムなど)であった場合(P)	

業務プロセス	電源等情報の変更申込(調整機能無への変更・やむを得ない理由の申告)
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	<p>電源等情報の変更申込(調整機能無への変更・やむを得ない理由の申告) 差替先電源等提供者が、電源等情報の変更の一環として調整機能無への変更・やむを得ない理由の申告を行う</p> <p>【対象】 一般送配電事業者による調整機能の事前審査にて審査不合格となった差替先電源等</p> <p>【手順】 容量市場システムの電源等情報にて調整機能を「無」に変更、および変更理由にて余力活用契約の締結の対象外となる旨(やむを得ない理由の申告)を記載する</p> <p>以下に該当する場合、余力活用に関する契約を締結しない合理的な理由(やむを得ない理由)が認められ、審査が合格となる</p> <ul style="list-style-type: none">調整機能が簡易指令システムに該当する場合(P)調整機能が故障し、必要な対応を行った上で、実需給年度内の復旧見通しが無い場合事前審査において、一般送配電事業者が求める要件を満たさない場合調整機能を使用することにより、設備上の損傷が懸念される場合電源種別が水力の場合において、調整機能を使用することにより、河川法等に定める公共の安全が保持されない場合 <p>この場合においては、余力活用契約の締結に関するリクワイアメントの対象外となり、差替の無効化や差替先の差替掲示板の取下げは実施されない</p>

業務プロセス	電源等情報の変更申込(余力活用契約書の提出)
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
<p>電源等情報の変更申込(余力活用契約書の提出) 差替先電源等提供者が、電源等情報の変更の一環として余力活用契約書の写しの提出を行う</p> <p>【対象】 一般送配電事業者と余力活用契約を締結した差替先電源等</p> <p>【手順】 容量市場システムの電源等情報にて余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類(余力活用契約書の写し等)を提出する。</p> <p>以下の場合、審査が合格となる</p> <ul style="list-style-type: none">余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類(余力活用契約書の写し等)が提出されている <p>また、需給調整市場において余力活用契約が解約された事が判明した場合、容量市場においても余力活用契約を解約し、差替の無効化や差替先の差替掲示板の取下げが実施される</p>	

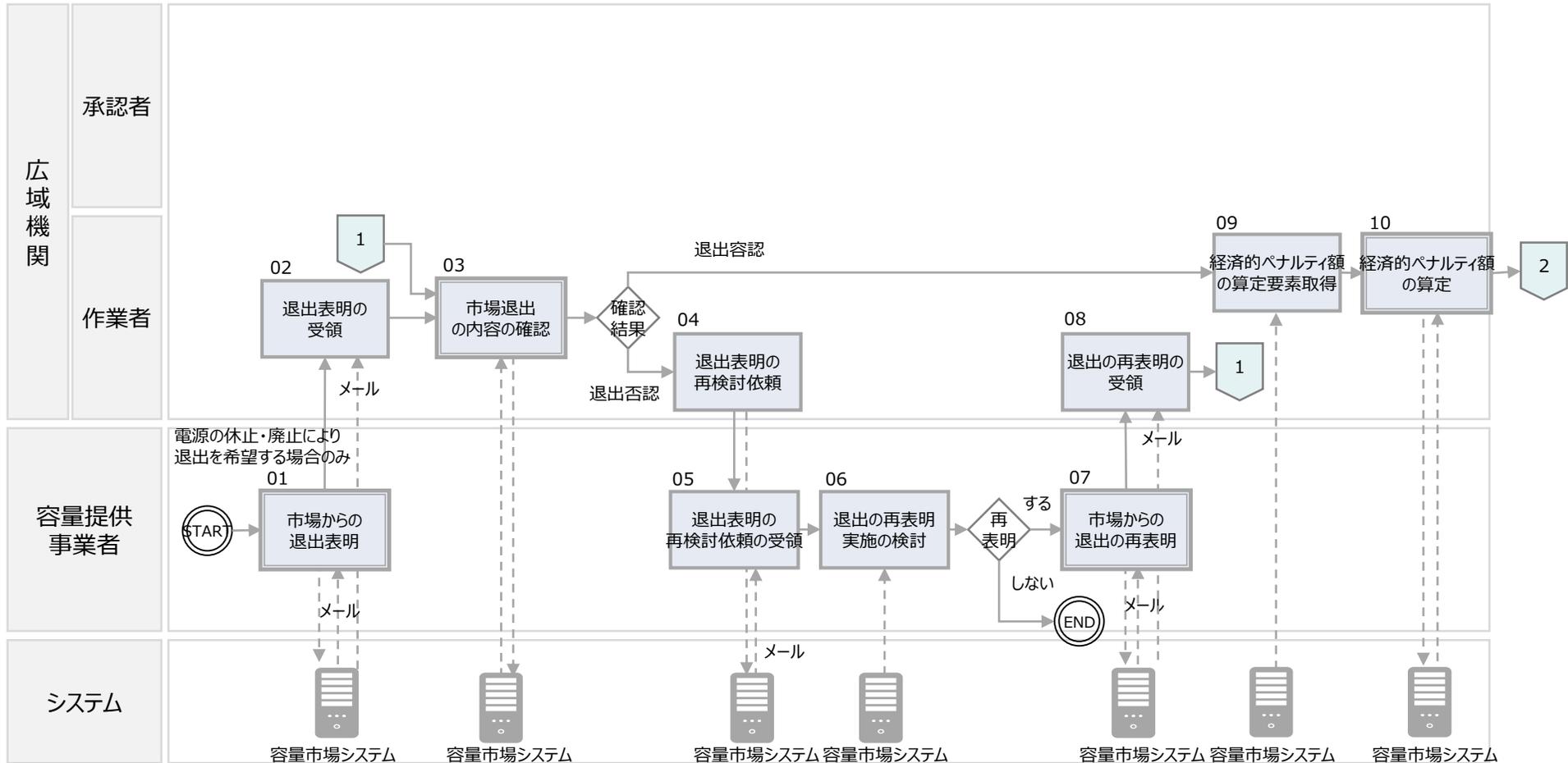
業務プロセス	余力活用契約内容報告依頼
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
余力活用契約内容報告依頼 広域機関(作業員)が、差替元電源等提供者に対して余力活用契約内容の報告依頼を出す	
調整機能を有する電源を提供する容量提供事業者から、余力活用契約を締結済である旨もしくは締結の対象外となる理由がある旨の連絡が、連絡期限(差替承認から2か月後)までに無い場合、広域機関は差替元電源等提供者に対して速やかに一般送配電事業者と締結した当該契約の状況を連絡するよう促す	
【余力活用契約が締結済みの場合】 差替元電源等提供者から差替先電源等提供者に共有後、差替先電源等提供者が容量市場システムの電源等情報にて余力活用契約の写しを提出する。	
【余力活用契約が未締結の場合】 余力活用契約が締結済みでなくやむを得ない理由が存在する場合、差替先電源等提供者が容量市場システムの電源等情報にて調整機能を無に変更、および変更理由にて余力活用契約の締結の対象外となる旨(やむを得ない理由の申告)を記載する	
余力活用契約が未締結であり、かつやむを得ない理由も存在しない場合、差替の無効化、差替先の掲示板の取下げが実施される	

- 契約締結後の対応(実需給年度からの業務) : 実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(電源の休止・廃止に伴う退出)

契約締結後の対応：実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応 (電源の休止・廃止による自主退出)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

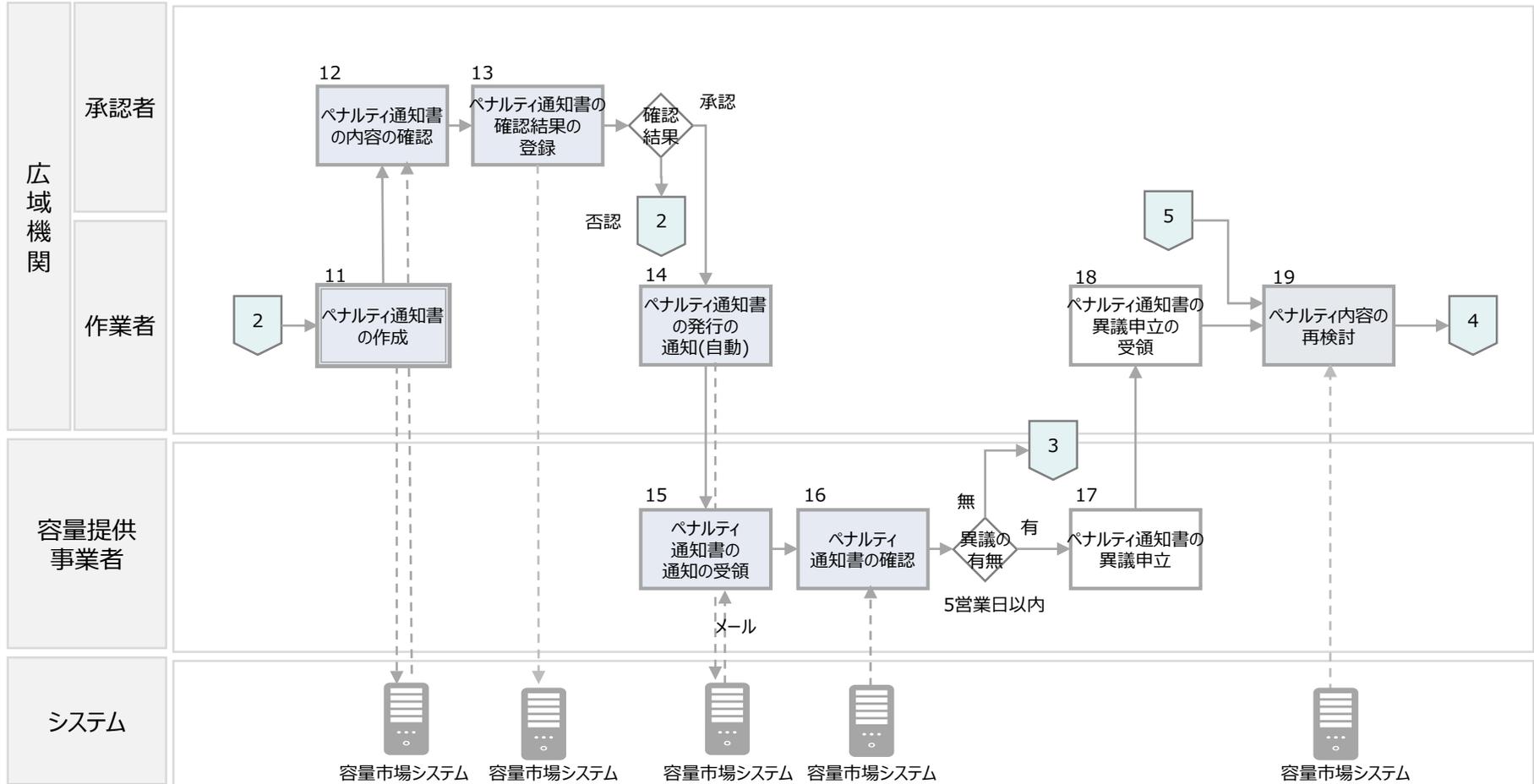
業務	実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(電源の休止・廃止による自主退出)	業務コード	BF140
業務内容	広域機関が、実需給期間中に市場退出(電源の休止・廃止による自主退出)する容量提供事業者に対してペナルティを科す		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



契約締結後の対応：実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応 (電源の休止・廃止による自主退出)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

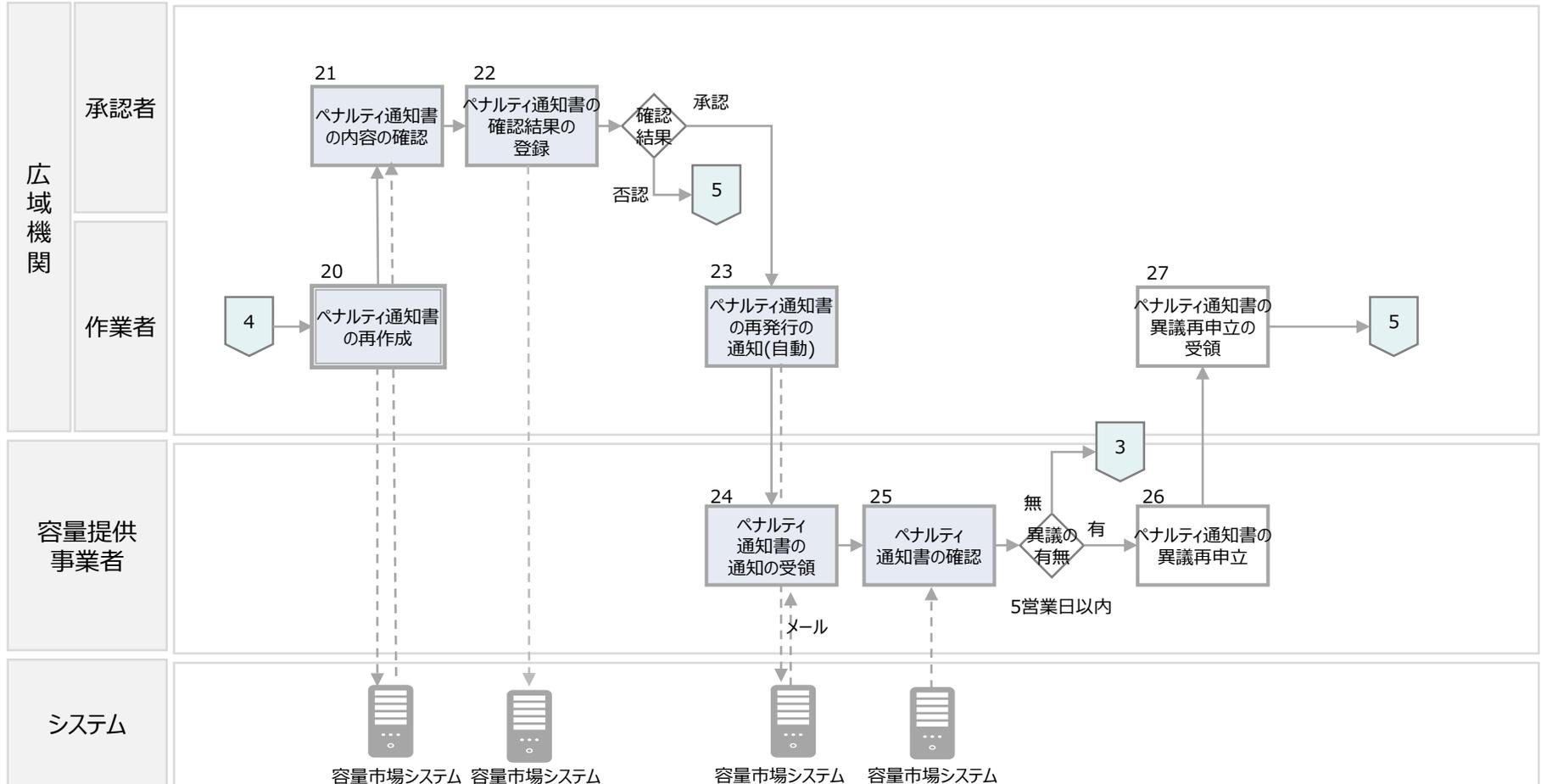
業務	実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(電源の休止・廃止による自主退出)	業務コード	BF140
業務内容	広域機関が、実需給期間中に市場退出(電源の休止・廃止による自主退出)する容量提供事業者に対してペナルティを科す		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



契約締結後の対応：実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応 (電源の休止・廃止による自主退出)

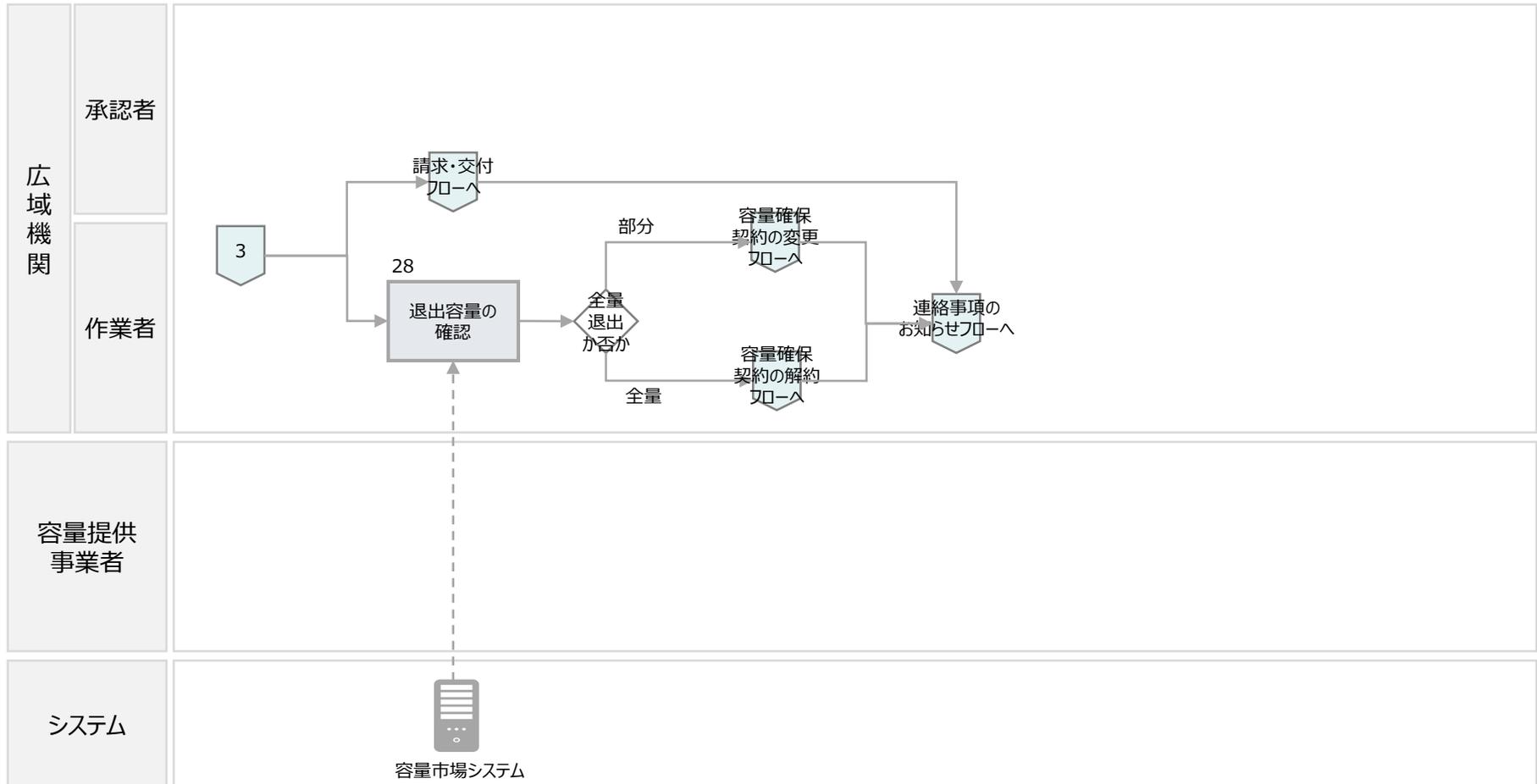
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(電源の休止・廃止による自主退出)	業務コード	BF140
業務内容	広域機関が、実需給期間中に市場退出(電源の休止・廃止による自主退出)する容量提供事業者に対してペナルティを科す		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(電源の休止・廃止による自主退出)	業務コード	BF140
業務内容	広域機関が、実需給期間中に市場退出(電源の休止・廃止による自主退出)する容量提供事業者に対してペナルティを科す		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



業務プロセス	市場退出の表明
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
市場退出の表明 容量提供事業者が、市場退出内容を登録する	
容量提供事業者が市場退出する場合に、以下の情報を入力・関連書類を提出する	
・退出容量(変更前の容量確保契約容量－変更後の容量確保契約容量) 部分退出の場合には、広域機関が退出容量の算定方法を確認するために期待容量等算定諸元一覧を提出する(既に直前業務にて提出済みなら不要)	
・退出理由(電源の休止・廃止に伴う退出である旨が記載される想定) ・発電所廃止報告書など電源設備の休止・廃止を証明する書類を提出する(既に直前業務にて提出済みなら不要)	
・退出時期	

業務プロセス	市場退出の内容の(再)確認
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

市場退出の内容の(再)確認(1/3)

広域機関(作業者)が、容量提供事業者の市場退出の内容を確認する

以下のケースにて市場退出(電源の休止・廃止による自主退出)が発生する

電源設備の休止・廃止を証明する書類や差替状況を確認し、退出が妥当と判断すれば経済的ペナルティの算定の業務を開始する
退出が妥当でないと判断すれば、容量提供事業者に対して市場退出の再表明の依頼を出す

市場退出(電源の休止・廃止による自主退出)となる主なケース	退出区分	経済ペナルティ	参入ペナルティ
契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、電源等差替を行わずに市場退出を希望する場合	全量退出	対象(退出容量 = 全契約容量)	対象外
契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、電源等差替をおこなった容量が契約容量に満たない場合	部分退出	一部対象(リクワイアメント種別により異なる)	対象外

業務プロセス	市場退出の内容の(再)確認
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

市場退出の内容の(再)確認(2/3)
 広域機関(作業者)が、容量提供事業者の市場退出の内容を確認する

電源の休止・廃止による市場退出の場合、電源等区分ごとに経済的ペナルティの対象の有無、退出容量の算出方法が異なる

電源等区分	退出区分	経済的ペナルティ	退出容量の算出方法*2
安定電源	全量退出*1	対象	退出容量*1 = 契約容量
変動電源(単独)	全量退出*1	対象	退出容量*1 = 契約容量
変動電源(アグリゲート)	部分退出	対象	退出容量 = 契約容量 × (1 - 期待容量の減少率) * 市場退出の対象電源(FIT電源、休止・廃止電源など)の設備容量の減少により期待容量算定諸元一覧に記載の期待容量が減少する
発動指令電源	-(対象外)	-(対象外)	-(市場退出の対象電源(FIT電源、休止・廃止電源など)の設備容量の減少により期待容量が変動せず、契約容量が契約容量を下回ることは無いため、退出容量は発生しない)

*1:一計量器に複数ユニットが紐づき一つが市場退出の対象電源(休止・廃止電源)であった場合、契約容量を各ユニットの設備容量で按分し、退出容量を算出(部分退出)

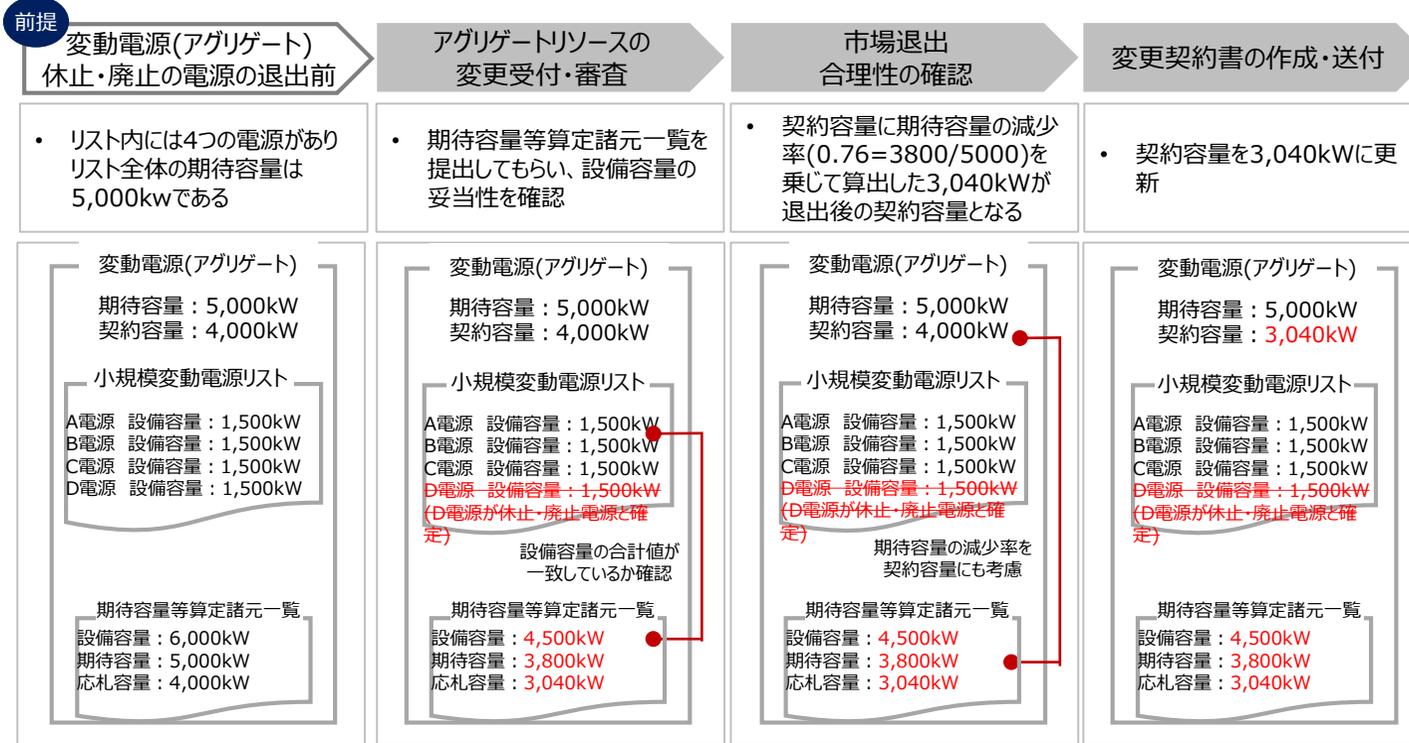
業務プロセス	市場退出の内容の(再)確認
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

市場退出の内容の(再)確認(3/3)

広域機関(作業者)が、容量提供事業者の市場退出の内容を確認する

小規模変動電源リストの一部が休止・廃止の電源として退出する場合、期待容量の減少率を加味し退出容量を算出する

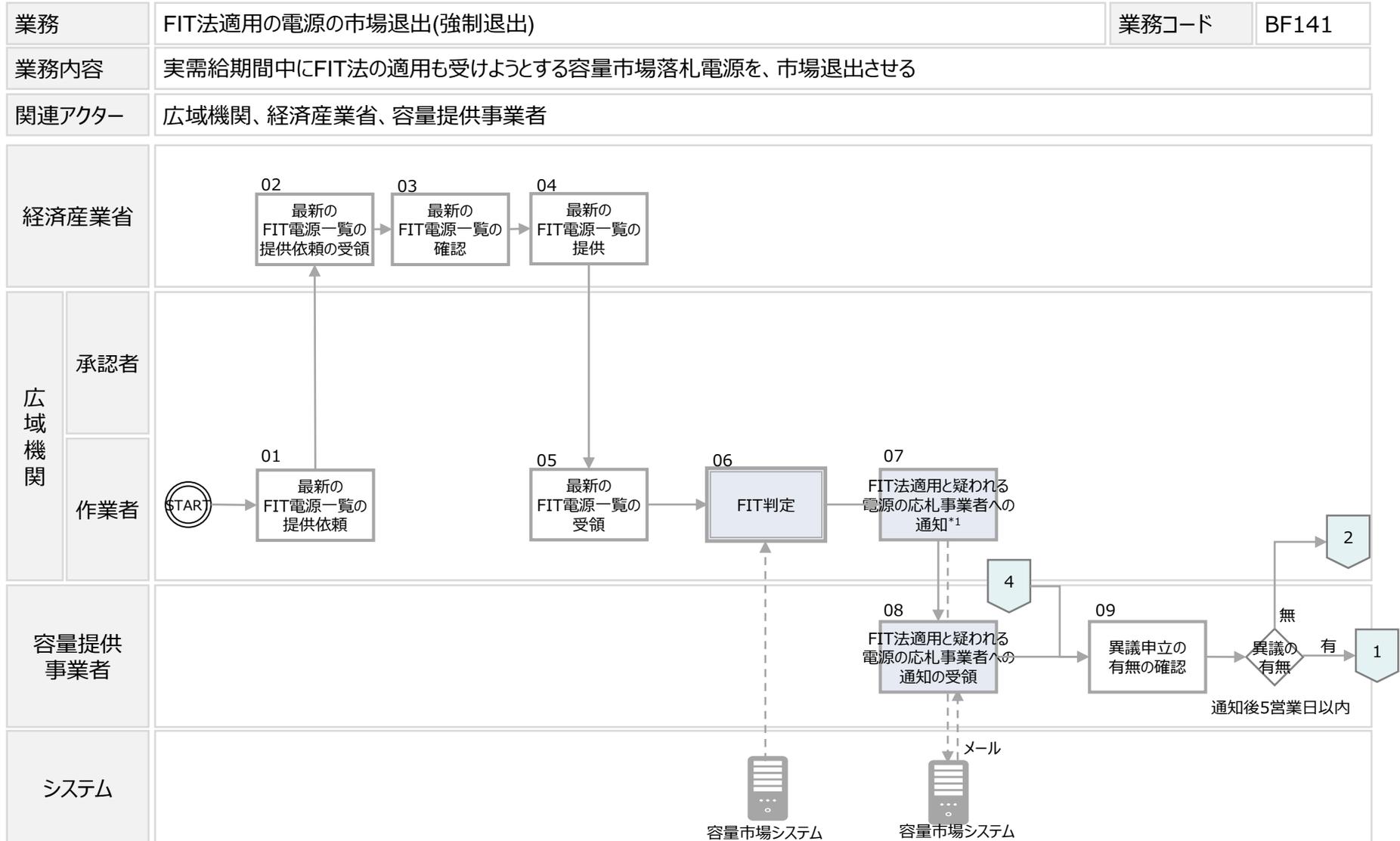


業務プロセス	経済的ペナルティ額の算定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
経済的ペナルティ額の算定 広域機関(事業者)が、市場退出内容の登録が完了した後、経済的ペナルティを算定する 容量市場システムから取得した経済的ペナルティの算定要素を基に、経済的ペナルティを算出する 市場退出の場合のペナルティ額の算出方法 経済的ペナルティ額 = 容量確保契約金額[円] × 10% × 退出容量[kW] ÷ 容量確保契約容量[kW] ※ 経済的ペナルティ額は円単位(小数点以下切り捨て)	

業務プロセス	ペナルティ通知書の(再)作成
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
ペナルティ通知書の(再)作成 広域機関(作業者)が、経済的ペナルティの算定結果を踏まえ、電源単位でペナルティ通知書を作成する	
ペナルティ通知書には以下を記載する	
【契約情報詳細】	
<ul style="list-style-type: none">・ 契約番号・ 実需給年度・ 事業者コード・ 参加登録申請者名・ 容量を提供する電源等の区分・ 電源等識別番号・ 電源等の名称・ 契約単価(円/kW)・ 容量確保契約容量(kW)	
【ペナルティ情報詳細】	
<ul style="list-style-type: none">・ 経済的ペナルティの有無 (本業務では有と入力)・ 経済的ペナルティ要素に基づく算定の根拠(退出容量、調整係数など)・ 電源単位の経済的ペナルティ額(円)・ 参入ペナルティの有無 (本業務では無と入力)・ 参入ペナルティ内容 (本業務では空欄)	

- 契約締結後の対応(実需給年度からの業務) : FIT法適用の電源の市場退出(強制退出)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



*1: 容量確保契約を締結していない差替先電源がFIT電源であるという疑いがあった場合、差替元に差替先電源のFIT法適用の疑いがある旨を通知する

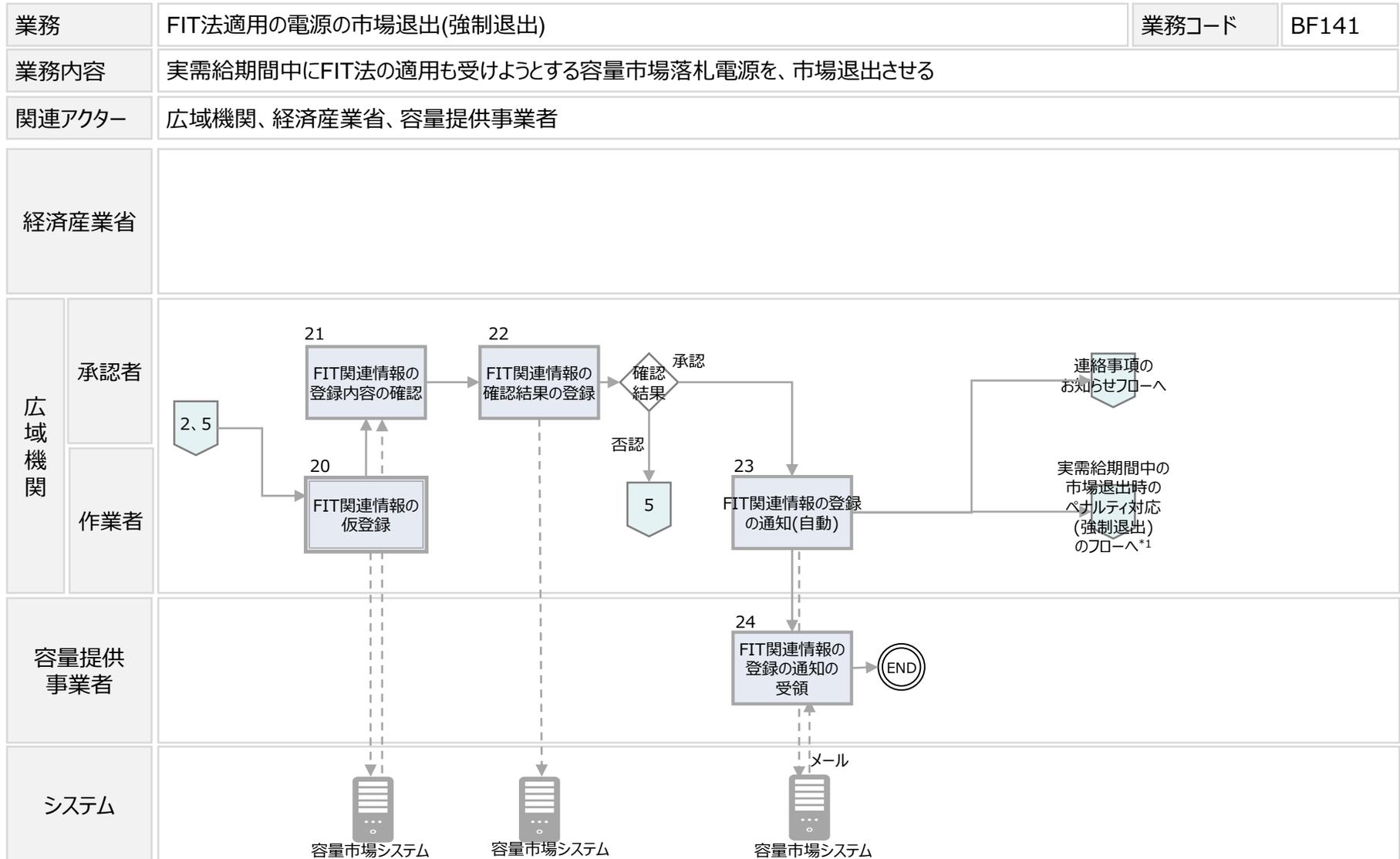
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	FIT法適用の電源の市場退出(強制退出)	業務コード	BF141
業務内容	実需給期間中にFIT法の適用も受けようとする容量市場落札電源を、市場退出させる		
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者		
経済産業省			
広域機関	承認者		
	作業員		
容量提供事業者			
システム			

*1: 容量確保契約を締結していない差替先電源がFIT電源であるという疑いがあった場合、差替元は、差替先に電源のFIT法適用状況を確認し、必要に応じて異議申立を実施する

契約締結後の対応：FIT法適用の電源の市場退出(強制退出)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



*1: 差替先電源がFIT電源と判明した場合、電源等リストの一部の電源がFIT電源と判明した場合には、本業務は対象外

業務プロセス	FIT判定		
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者		
詳細内容			
<p>FIT判定 広域機関(作業)が、経済産業省から最新のFIT情報一覧を参照しFIT判定を行う</p> <p>実需給年度の4月・7月・10月・1月において、FIT電源情報(FIT認定ID、買取期間、バイオマス比率など)を受領後、広域機関は事業者が電源等情報に登録した情報(FIT認定ID、特定契約の終了年月、バイオマス比率など)と突合しFIT法を適用したと疑われる電源を抽出する</p> <p>なお、混焼バイオマスでFIT買い取り対象以外の部分(非FIT相当分)がある場合、石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源が認定上のバイオマス比率をゼロに変更する場合等は、非FIT相当分のみ容量オークションへの参加登録が可能であるため、本業務にて抽出するFIT電源の対象外とする</p> <p>以下のケースにおいて、FIT電源(FIT制度による買取期間が実需給年度と重なる電源)と判明することを想定</p>			
	FIT判明となるケース	対象の電源等区分	退出区分
	実需給年度に新規にFIT契約を締結した場合	安定電源 変動電源(単独)	全量退出
	実需給年度に小規模変動電源リストに追加された電源等がFIT電源であった場合	変動電源(アグリゲート)	部分退出(FIT分のみが市場退出)
	実需給年度に電源等リストに追加された電源等がFIT電源であった場合	発動指令電源	市場退出なし(リストからの削除は必須)
	実需給年度に差替先となった電源等がFIT電源であった場合	全ての電源等区分	市場退出なし
	1計量器に複数の電源が紐づいており実需給年度に一部の電源がFIT電源であった場合	安定電源 変動電源(単独)	部分退出(FIT分のみが市場退出)
	市場退出(全量退出)後、実需給年度中にFIT法を適用した電源が判明した場合	全ての電源等区分	-(退出済みなので、FIT電源判明による退出は発生しない)

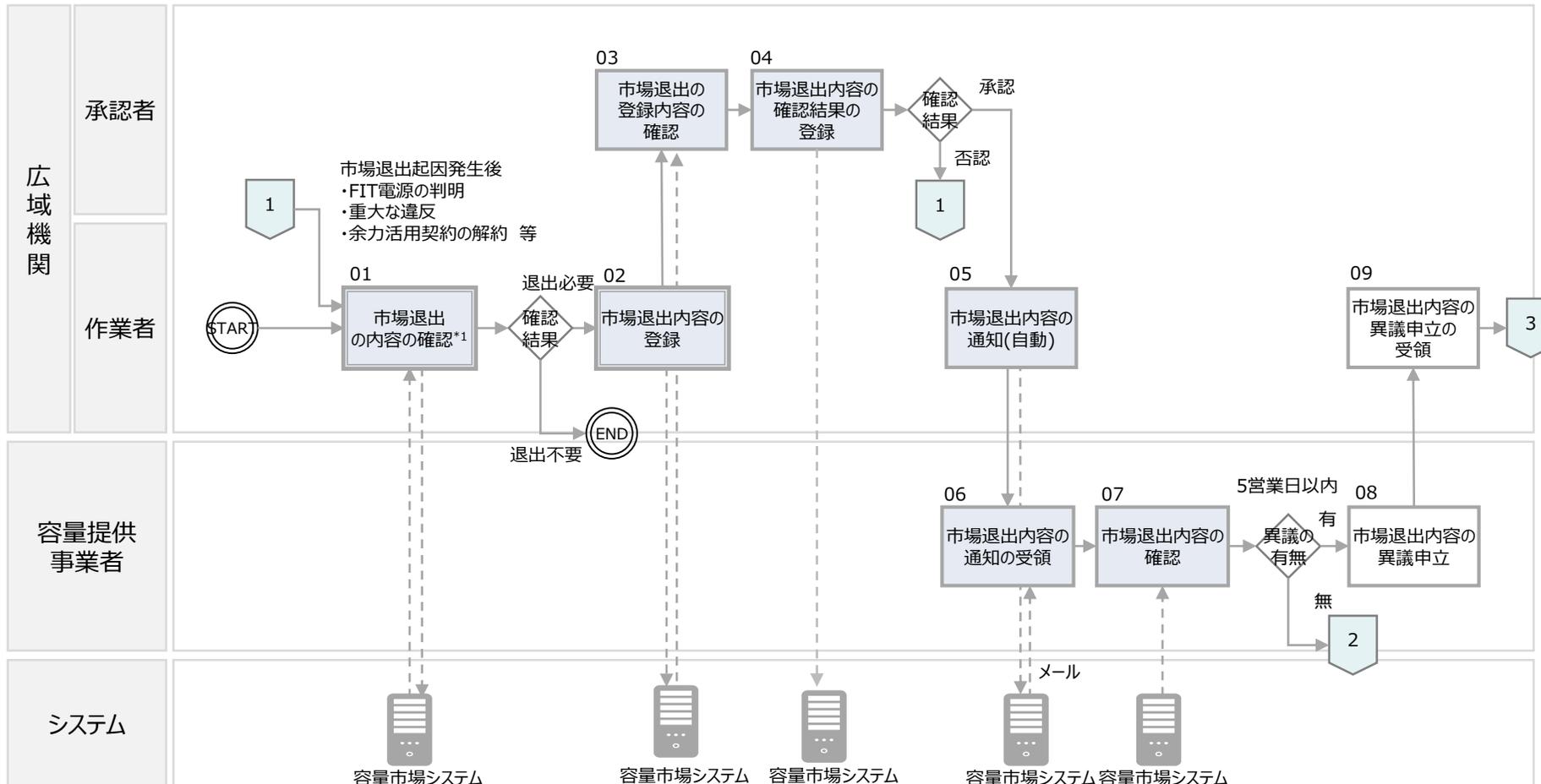
業務プロセス	FIT関連情報の仮登録
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者
詳細内容	
<p>FIT関連情報の仮登録 容量提供事業者が、FIT認定ID、特定契約の終了年月などのFIT関連情報を仮登録する</p> <p>電源等区分により、以下のように情報の登録方法が異なる</p>	
電源等区分	登録方法*1
安定電源	<ul style="list-style-type: none"> 電源等情報(詳細情報)にて、FIT関連情報(FIT認定ID、特定契約の終了年月など)を入力する
変動電源(単独)	<ul style="list-style-type: none"> 電源等情報(詳細情報)にて、FIT関連情報(FIT認定ID、特定契約の終了年月など)を入力する
変動電源(アグリゲート)	<ul style="list-style-type: none"> 電源等情報の広域用コメントにて、FIT関連情報(FIT認定ID、特定契約の終了年月など)を記載する 対象の電源が複数の場合には、ファイルにFIT関連情報を記載し、電源等情報の広域用コメントの添付ファイル欄に添付する
発動指令電源	<ul style="list-style-type: none"> 電源等情報の広域用コメントにて、FIT関連情報(FIT認定ID、特定契約の終了年月など)を記載する 対象の電源が複数の場合には、ファイルにFIT関連情報を記載し、電源等情報の広域用コメントの添付ファイル欄に添付する

*1: FIT電源を記録するにあたり、FIT適用フラグを活用するか否かに関して、企画部が検討中

- 契約締結後の対応(実需給年度からの業務) : 実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出)

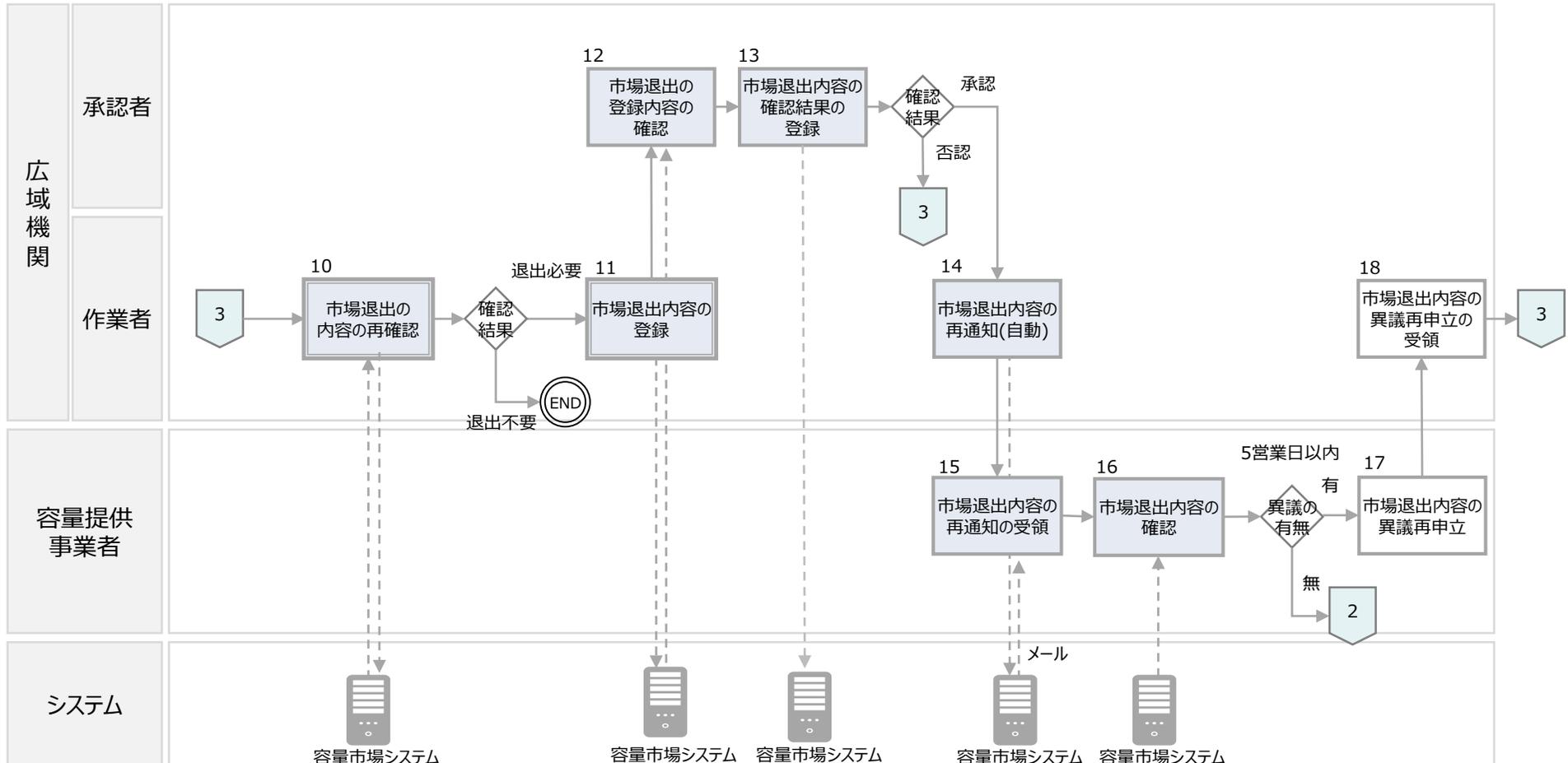
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出)	業務コード	BF142
業務内容	広域機関が、実需給期間中に市場退出(強制退出)する容量提供事業者に対してペナルティを科す		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

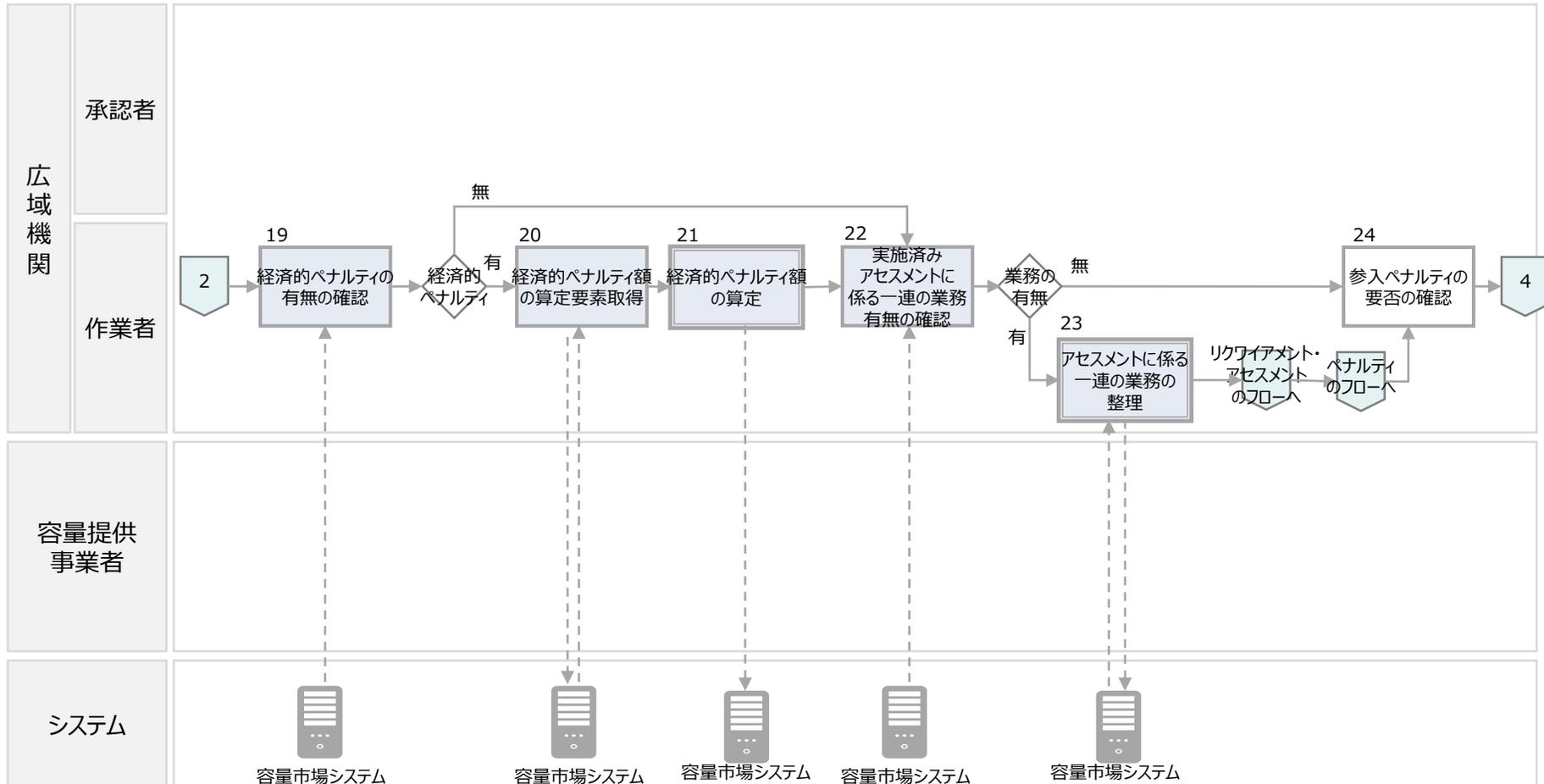
業務	実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出)	業務コード	BF142
業務内容	広域機関が、実需給期間中に市場退出(強制退出)する容量提供事業者に対してペナルティを科す		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



契約締結後の対応：実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

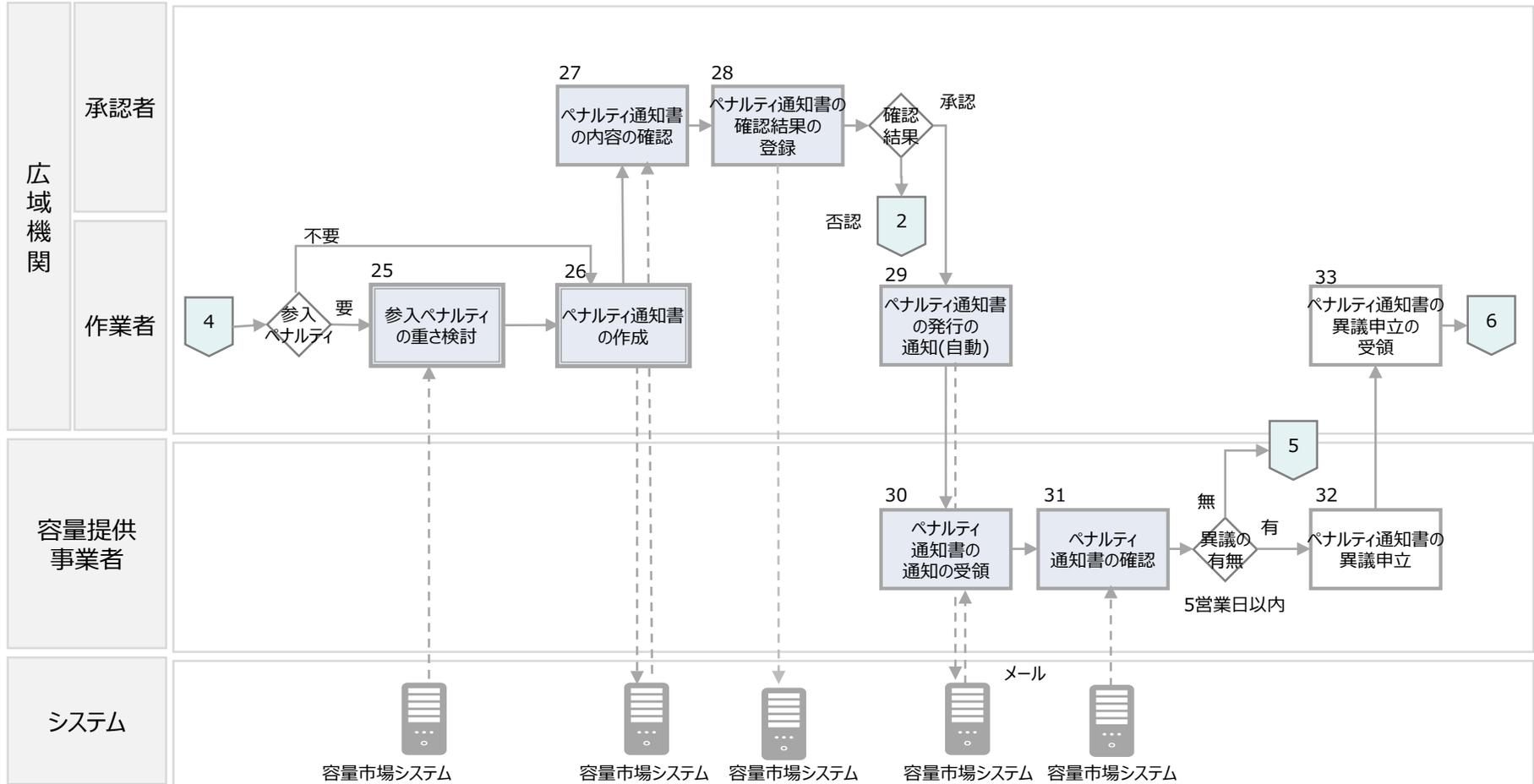
業務	実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出)	業務コード	BF142
業務内容	広域機関が、実需給期間中に市場退出(強制退出)する容量提供事業者に対してペナルティを科す		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



契約締結後の対応：実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出)

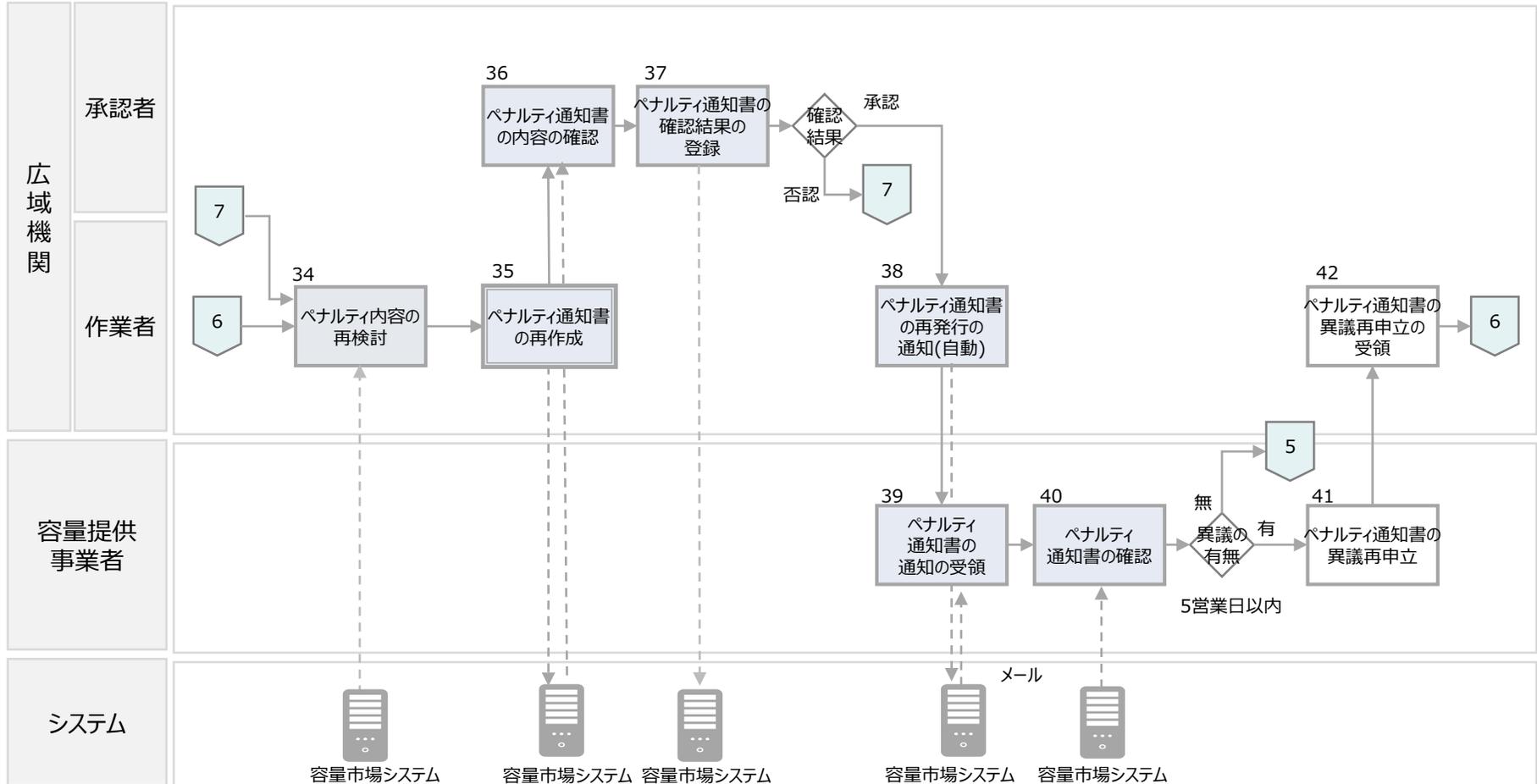
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出)	業務コード	BF142
業務内容	広域機関が、実需給期間中に市場退出(強制退出)する容量提供事業者に対してペナルティを科す		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

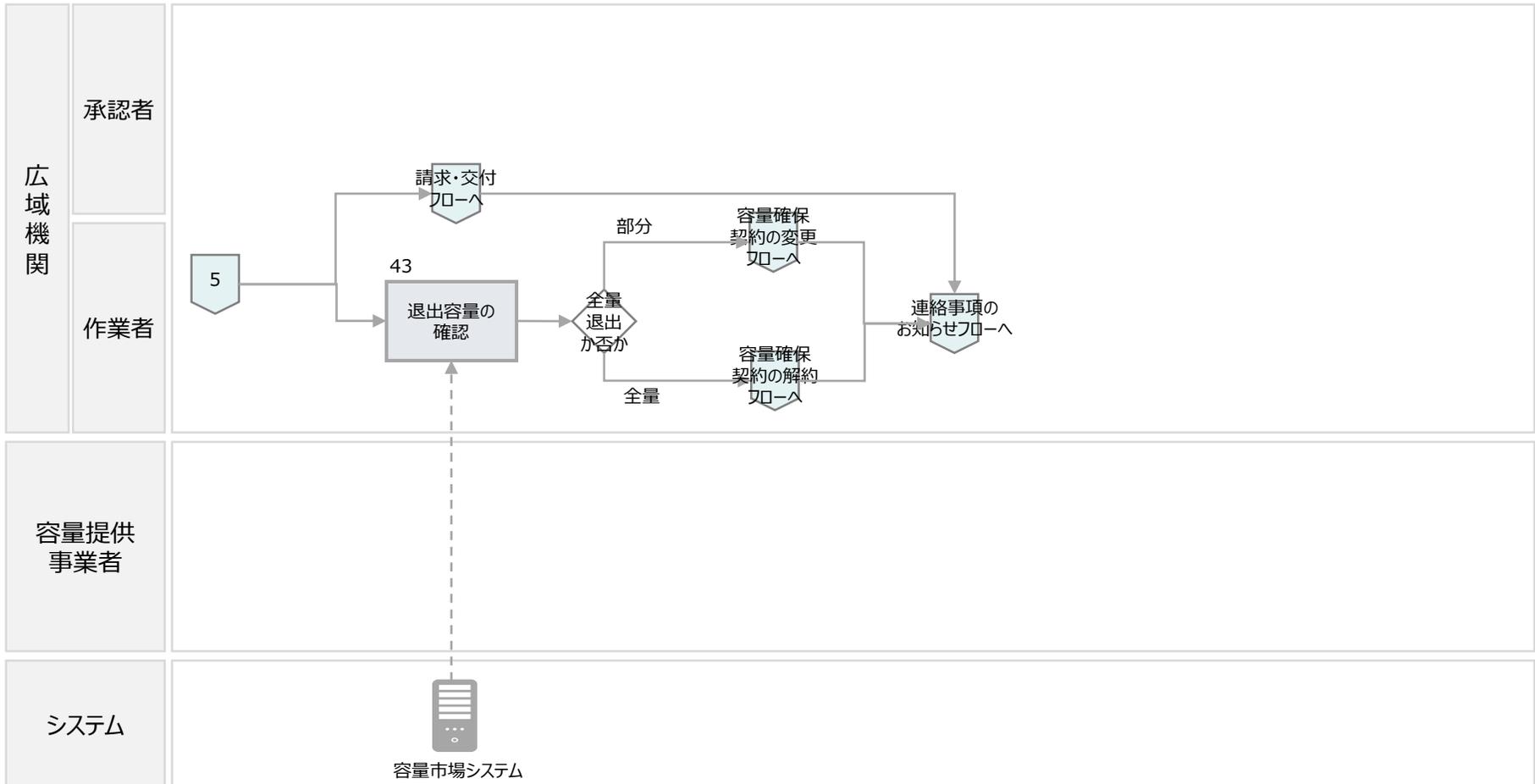
業務	実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出)	業務コード	BF142
業務内容	広域機関が、実需給期間中に市場退出(強制退出)する容量提供事業者に対してペナルティを科す		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



契約締結後の対応：実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出)	業務コード	BF142
業務内容	広域機関が、実需給期間中に市場退出(強制退出)する容量提供事業者に対してペナルティを科す		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



業務プロセス	市場退出の内容の(再)確認
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

市場退出の内容の(再)確認(1/3)

広域機関(作業者)が、容量提供事業者の市場退出の内容を確認する

以下のケースにて市場退出(強制退出)が発生する

なお、容量提供事業者から市場退出内容に対する異議申立が提出された後の市場退出内容の再確認業務では、異議申立の妥当性も含めたうえで判断する

市場退出(強制退出)となる主なケース	退出区分	経済ペナルティ	参入ペナルティ
契約電源がFIT電源であることが明らかになった場合	全量退出/ 部分退出	一部対象(リクワイアメント種別により異なる)	対象*1
容量市場への参加にあたり、市場運営に支障をきたす行為を行った場合	全量退出	対象(退出容量 = 全契約容量)	対象
電源等区分が安定電源の場合で、本機関又は属地一般送配電事業者が指定した期限までに給電申合書を締結しない場合*2	全量退出	対象(退出容量 = 全契約容量)	対象 * 都度判断
電源等の区分が安定電源のうち調整機能ありの場合で、本機関または属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または余力活用に関する契約を解約した場合	全量退出	対象(退出容量 = 全契約容量)	対象外 * 都度判断
契約電源の容量の一部が退出した結果、契約容量が1,000kW未満となる場合	全量退出	対象(退出容量 = 全契約容量)	対象外

*1:計量値が算出できない等の理由で市場退出し、別の変動電源提供者(アグリゲート)の小規模変動電源リストに含まれFIT電源と判明した場合、以前の契約者は参入ペナルティの対象外となる(P)

*2:一般送配電事業者が事業者に給電申合書の締結を求めない場合には、市場退出とならない

業務プロセス	市場退出の内容の(再)確認		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		
詳細内容			
<p>市場退出の内容の(再)確認(2/3) 広域機関(作業者)が、容量提供事業者の市場退出の内容を確認する</p> <p>FIT電源による市場退出の場合、電源等区分ごとに経済的ペナルティの対象の有無、退出容量の算出方法が異なる 部分退出の場合には、退出容量の算定のために容量提供事業者に期待容量等算定諸元一覧の提出を依頼する(既に直前業務にて提出済みなら不要)</p>			
電源等区分	退出区分	経済的ペナルティ	退出容量の算出方法*2
安定電源	全量退出*1	対象	退出容量*1 = 契約容量
変動電源(単独)	全量退出*1	対象	退出容量*1 = 契約容量
変動電源(アグリゲート)	部分退出	対象	退出容量 = 契約容量 × (1 - 期待容量の減少率) * 市場退出の対象電源(FIT電源、休止・廃止電源など)の設備容量の減少により期待容量算定諸元一覧に記載の期待容量が減少する
発動指令電源	-(対象外)	-(対象外)	-(市場退出の対象電源(FIT電源、休止・廃止電源など)の設備容量の減少により期待容量が変動せず、契約容量が契約容量を下回ることは無いため、退出容量は発生しない)

*1:一計量器に複数ユニットが紐づき一つが市場退出の対象電源(FIT電源)であった場合、契約容量を各ユニットの設備容量で按分し、退出容量を算出(部分退出)

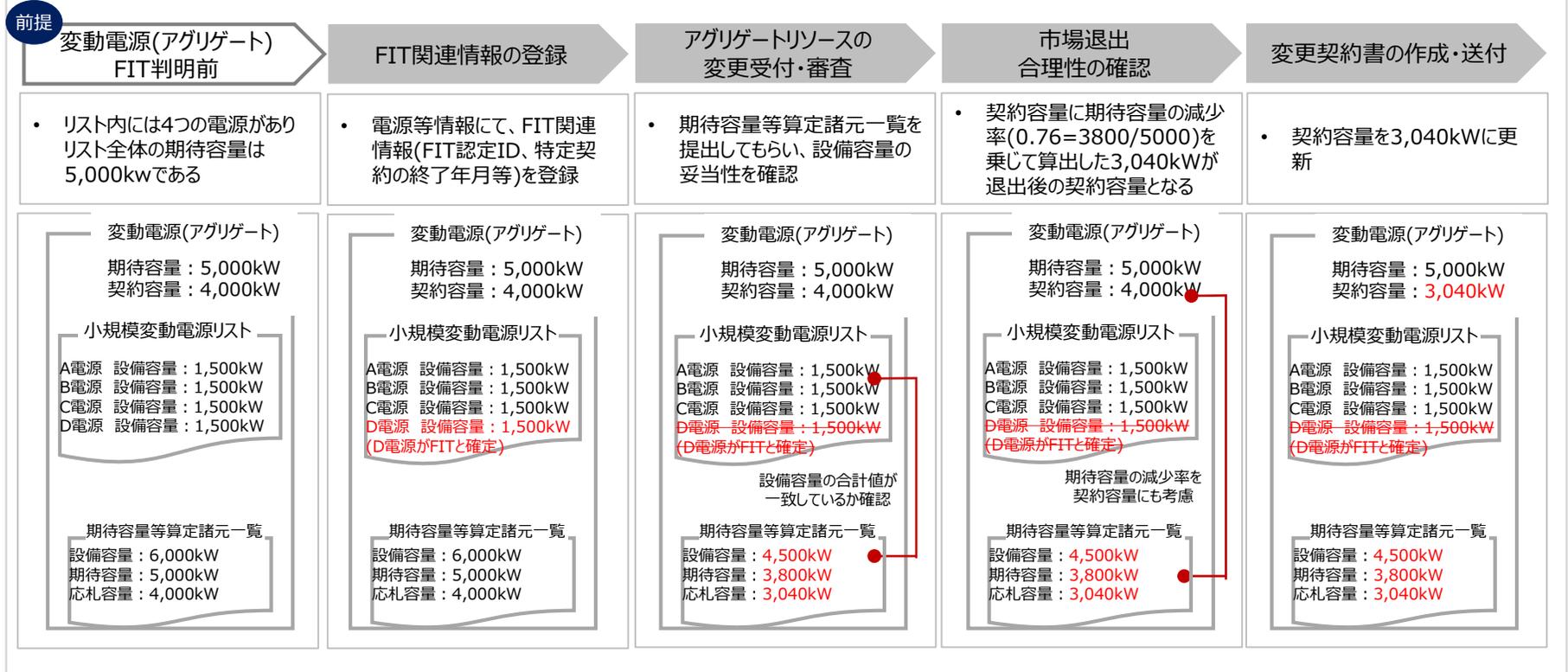
業務プロセス	市場退出の内容の(再)確認
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

市場退出の内容の(再)確認(3/3)

広域機関(作業者)が、容量提供事業者の市場退出の内容を確認する

小規模変動電源リストの一部がFIT電源であった場合、期待容量の減少率を加味し退出容量を算出する



業務プロセス	市場退出内容の登録
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
市場退出内容の登録 広域機関(作業)が、市場退出内容を登録する 電源が市場退出する場合に以下の情報を入力する。承認後に登録され、容量提供事業者へ通知される ・退出容量(変更前の容量確保契約容量－変更後の容量確保契約容量) ・退出理由 * 異議申立があり妥当性がないと判断された場合、その理由も書かれる ・退出時期	

業務プロセス	経済的ペナルティ額の算定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
<p>経済的ペナルティ額の算定</p> <p>広域機関(事業者)が、市場退出内容の登録が完了した後、経済的ペナルティを算定する</p> <p>容量市場システムから取得した経済的ペナルティの算定要素を基に、経済的ペナルティを算出する</p> <p>市場退出の場合のペナルティ額の算出方法 経済的ペナルティ額 = 容量確保契約金額[円] × 10% × 退出容量[kW] ÷ 容量確保契約容量[kW]</p> <p>※ 経済的ペナルティ額は円単位(小数点以下切り捨て)</p>	

業務プロセス	アセスメントに係る一連の業務の整理
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者

詳細内容

アセスメントに係る一連の業務の整理(1/13)

広域機関(作業者)が、FIT電源判明起因の市場退出の場合に、リクワイアメントに係る一連の業務(アセスメントなど)の取り扱いを整理する

FIT電源は市場参加した時点から存在しないという考え方に基づき、交付済み容量確保契約金額相当の金額の請求、交付予定の容量確保契約金額の取消/減額を実施する。ただし、アセスメントやペナルティ計算は業務負荷の観点から再実施しない

FIT判明となるケース	電源等区分	アセスメント	リクアセのペナルティ計算	容量確保契約金額の交付	容量拠出金の請求
実需給年度に新規にFIT契約を締結した場合	安定電源 変動電源(単独)	再実施ない (業務負荷が非常に大きい ため等)	再算出しない (遡及計算は課税/不課税 の方針に影響するため等)	<ul style="list-style-type: none"> 交付済み容量確保契約金額相当の金額の請求 交付予定の容量確保契約金額の取消 	影響なし
実需給年度に小規模変動電源リストに追加された電源等がFIT電源であった場合	変動電源 (アグリゲート)			<ul style="list-style-type: none"> 交付済み容量確保契約金額相当の一部金額の請求 交付予定の容量確保契約金額の減額 	
実需給年度に電源等リストに追加された電源等がFIT電源であった場合*1	発動指令電源			影響なし	
実需給年度に差替先となった電源等がFIT電源であった場合*2	全ての電源等区分			影響なし	
1計量器に複数の電源が紐づいており実需給年度に一部の電源がFIT電源であった場合	安定電源 変動電源(単独)			<ul style="list-style-type: none"> 交付済み容量確保契約金額相当の一部金額の請求 交付予定の容量確保契約金額の減額 	
市場退出(全量退出)後、実需給年度中にFIT法を適用した電源が判明した場合	全ての電源等区分			<ul style="list-style-type: none"> 交付済み容量確保契約金額相当の金額の請求 	

*1: 市場退出は発生しないが電源等リストからは削除される *2: 差替元の市場退出は発生しないが差替の無効化は実施される

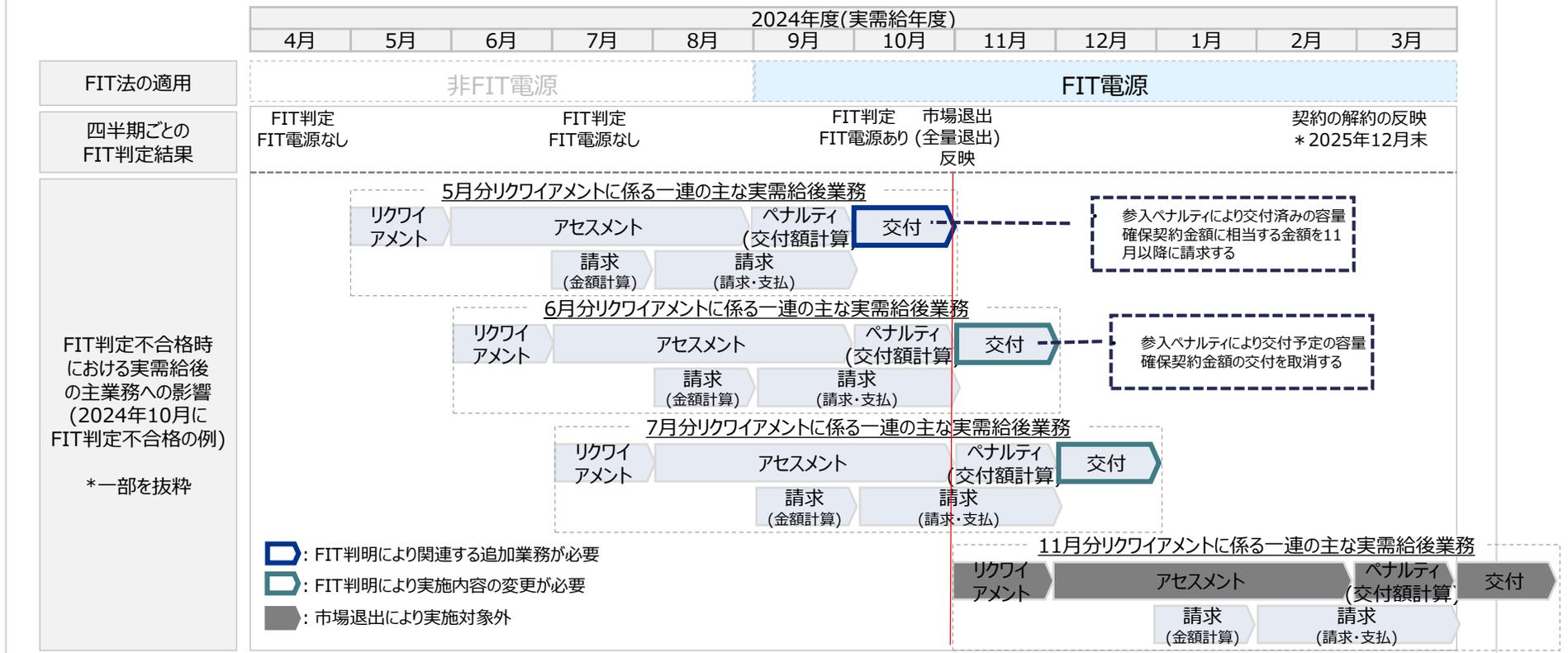
業務プロセス	アセスメントに係る一連の業務の整理
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者

詳細内容

アセスメントに係る一連の業務の整理(2/13)

広域機関(作業者)が、FIT電源判明起因の市場退出の場合に、リクワイアメントに係る一連の業務(アセスメントなど)の取り扱いを整理する

実需給年度に新規にFIT契約を締結した場合、以下のようにFIT電源起因の市場退出(全量退出)前後のリクワイアメントに係る一連の業務を整理する



業務プロセス	アセスメントに係る一連の業務の整理
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者
詳細内容	
アセスメントに係る一連の業務の整理(3/13) 広域機関(事業者)が、FIT電源判明起因の市場退出の場合に、リクワイアメントに係る一連の業務(アセスメントなど)の取り扱いを整理する 実需給年度に新規にFIT契約を締結した場合、以下のようにFIT電源起因の市場退出(全量退出)前後のリクワイアメントに係る一連の業務を整理する ■ リクワイアメントに対する評価(アセスメント) 再実施しない ■ ペナルティの確定(ペナルティ) 再実施しない ■ 容量確保契約金額の交付 状況に応じ参入ペナルティを適用し、4月以降からFIT電源判明時まで支払い済み容量確保契約金額に相当する金額(全額)の請求、交付予定の容量確保契約金額の交付の取消が実施される 還元のタイミング(2025年10月)にて、過剰にプールされた金額を小売事業者に還元する ■ 容量拋出金の算定・請求 再実施しない	

契約締結後の対応：実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出)

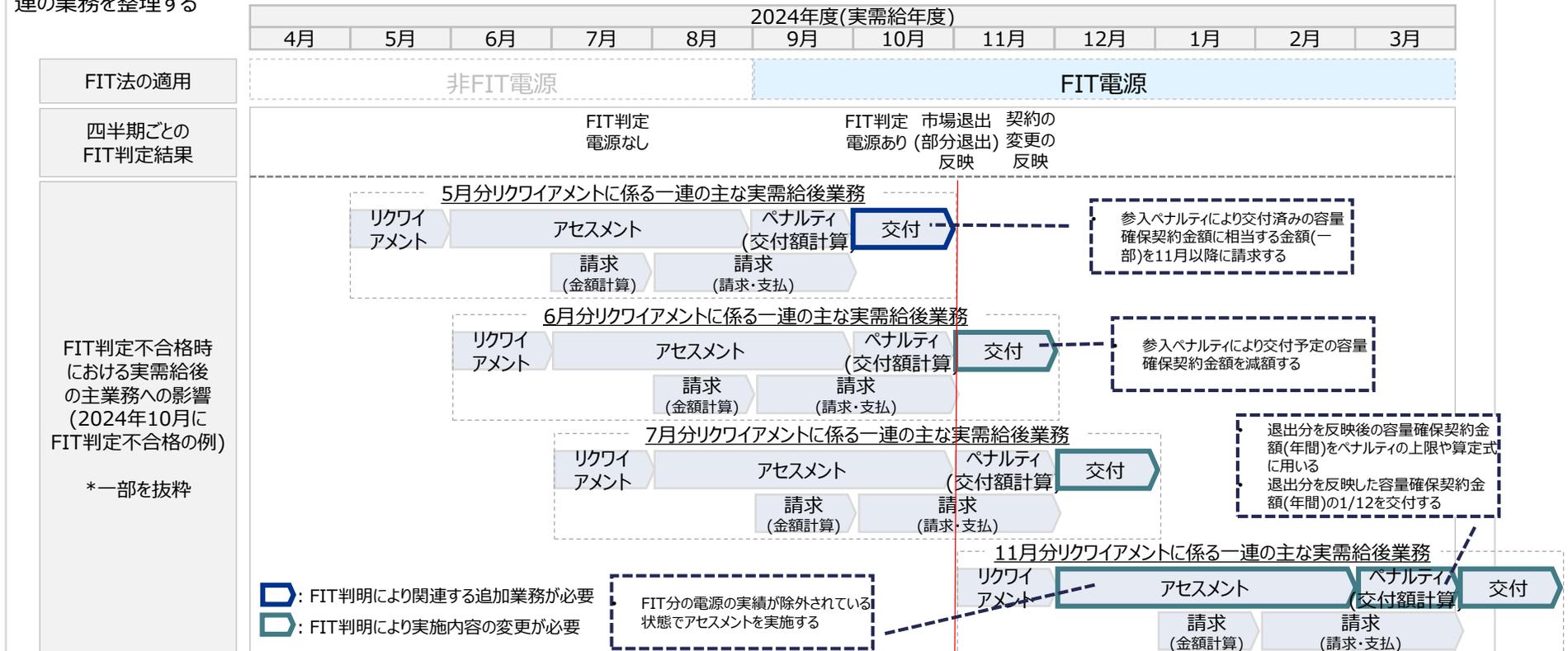
業務プロセス	アセスメントに係る一連の業務の整理
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者

詳細内容

アセスメントに係る一連の業務の整理(4/13)

広域機関(作業者)が、FIT電源判明起因の市場退出の場合に、リクワイアメントに係る一連の業務(アセスメントなど)の取り扱いを整理する

実需給年度に小規模変動電源リストに追加された電源等がFIT電源であった場合、以下のようにFIT電源起因の市場退出(部分退出)前後のリクワイアメントに係る一連の業務を整理する



業務プロセス	アセスメントに係る一連の業務の整理
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者
詳細内容	
アセスメントに係る一連の業務の整理(5/13)	
広域機関(作業員)が、FIT電源判明起因の市場退出の場合に、リクワイアメントに係る一連の業務(アセスメントなど)の取り扱いを整理する	
実需給年度に電源等リストに追加された電源等がFIT電源であった場合、以下のようにFIT電源起因の市場退出(部分退出)前後のリクワイアメントに係る一連の業務を整理する	
■リクワイアメントに対する評価(アセスメント) 再実施しない	
■ペナルティの確定(ペナルティ) 再実施しない	
■容量確保契約金額の交付 状況に応じ参入ペナルティを適用し、4月以降からFIT電源判明時までに支払い済み容量確保契約金額に相当する金額の一部(FIT電源の市場退出に伴う退出容量×契約単価×支払い済み月数)の請求、交付予定の容量確保契約金額の交付の取消が実施される 還元のタイミング(2025年10月)にて、過剰にプールされた金額を小売事業者に戻元する	
■容量拠出金の算定・請求 再実施しない	

契約締結後の対応：実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出)

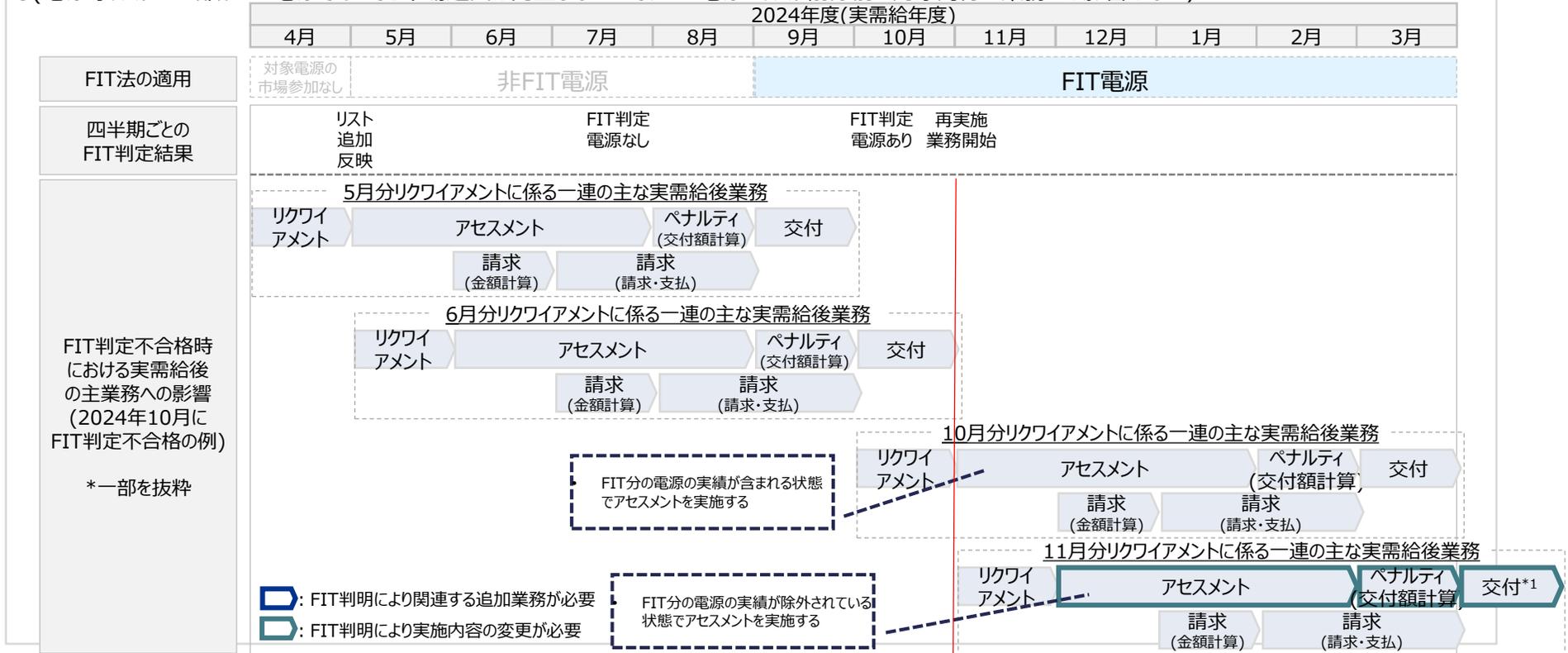
業務プロセス	アセスメントに係る一連の業務の整理
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者

詳細内容

アセスメントに係る一連の業務の整理(6/13)

広域機関(作業者)が、FIT電源判明起因の市場退出の場合に、リクワイアメントに係る一連の業務(アセスメントなど)の取り扱いを整理する

実需給年度に電源等リストに追加された電源等がFIT電源であった場合、以下のようにFIT電源をリストから削除した前後のリクワイアメントに係る一連の業務を整理する(電源等リストの一部がFIT電源であっても市場退出は発生しないので、FIT電源のリスト削除前の対象月分の業務には影響はない)



*1: 電源等リストの一部のFIT電源である場合、契約容量が減らないため、容量確保契約金額の月次の交付額は変更しない

業務プロセス	アセスメントに係る一連の業務の整理
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者
詳細内容	
アセスメントに係る一連の業務の整理(7/13) 広域機関(作業員)が、FIT電源判明起因の市場退出の場合に、リクワイアメントに係る一連の業務(アセスメントなど)の取り扱いを整理する 実需給年度に電源等リストに追加された電源等がFIT電源であった場合、以下のようにFIT電源をリストから削除した前後のリクワイアメントに係る一連の業務を整理する(電源等リストの一部がFIT電源であっても市場退出は発生しないので、FIT電源のリスト削除前の対象月分の業務には影響はない) ■リクワイアメントに対する評価(アセスメント) 再実施しない ■ペナルティの確定(ペナルティ) 再実施しない ■容量確保契約金額の交付 交付済み容量確保契約金額相当金額の請求、交付予定容量確保契約金額の減額は実施しない ■容量拠出金の算定・請求 再実施しない	

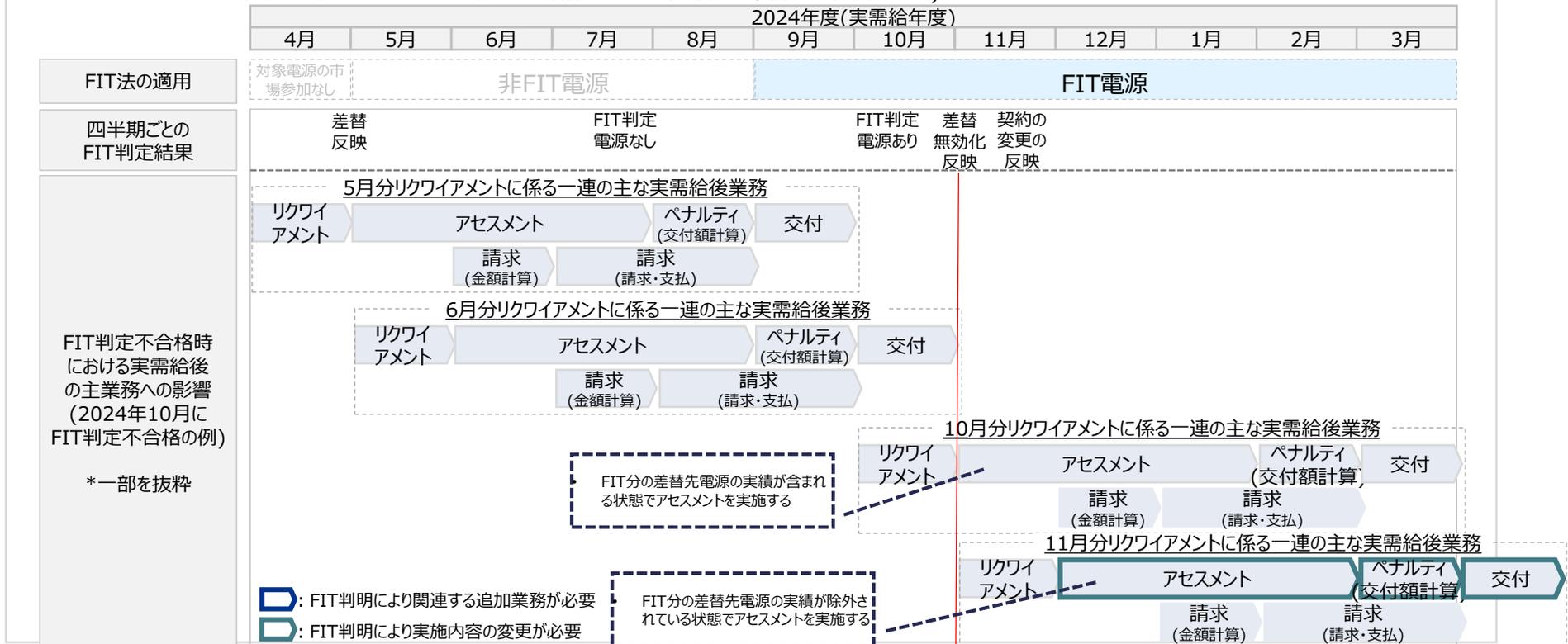
業務プロセス	アセスメントに係る一連の業務の整理
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者

詳細内容

アセスメントに係る一連の業務の整理(8/13)

広域機関(作業者)が、FIT電源判明起因の市場退出の場合に、リクワイアメントに係る一連の業務(アセスメントなど)の取り扱いを整理する

実需給年度に差替先となった電源等がFIT電源であった場合、以下のように差替無効化の前後のリクワイアメントに係る一連の業務を整理する(差替先電源がFIT電源であっても差替元の市場退出は発生しないので、差替の無効化前の対象月分の業務には影響はない)



業務プロセス	アセスメントに係る一連の業務の整理
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者
詳細内容	
アセスメントに係る一連の業務の整理(9/13) 広域機関(事業者)が、FIT電源判明起因の市場退出の場合に、リクワイアメントに係る一連の業務(アセスメントなど)の取り扱いを整理する 実需給年度に差替先となった電源等がFIT電源であった場合、以下のように差替無効化の前後のリクワイアメントに係る一連の業務を整理する(差替先電源がFIT電源であっても差替元の市場退出は発生しないので、差替の無効化前の対象月分の業務には影響はない) ■ リクワイアメントに対する評価(アセスメント) 再実施しない ■ ペナルティの確定(ペナルティ) 再実施しない ■ 容量確保契約金額の交付 差替元に対して、交付済み容量確保契約金額相当金額の請求、交付予定容量確保契約金額の減額もしくは交付の取消は実施しない なお、差替先が容量確保契約を締結していた場合、状況に応じ参入ペナルティを適用し差替先の交付済み容量確保契約金額に相当する金額の請求、交付予定の容量確保契約金額の減額もしくは交付の取消は実施される ■ 容量抛出金の算定・請求 再実施しない	

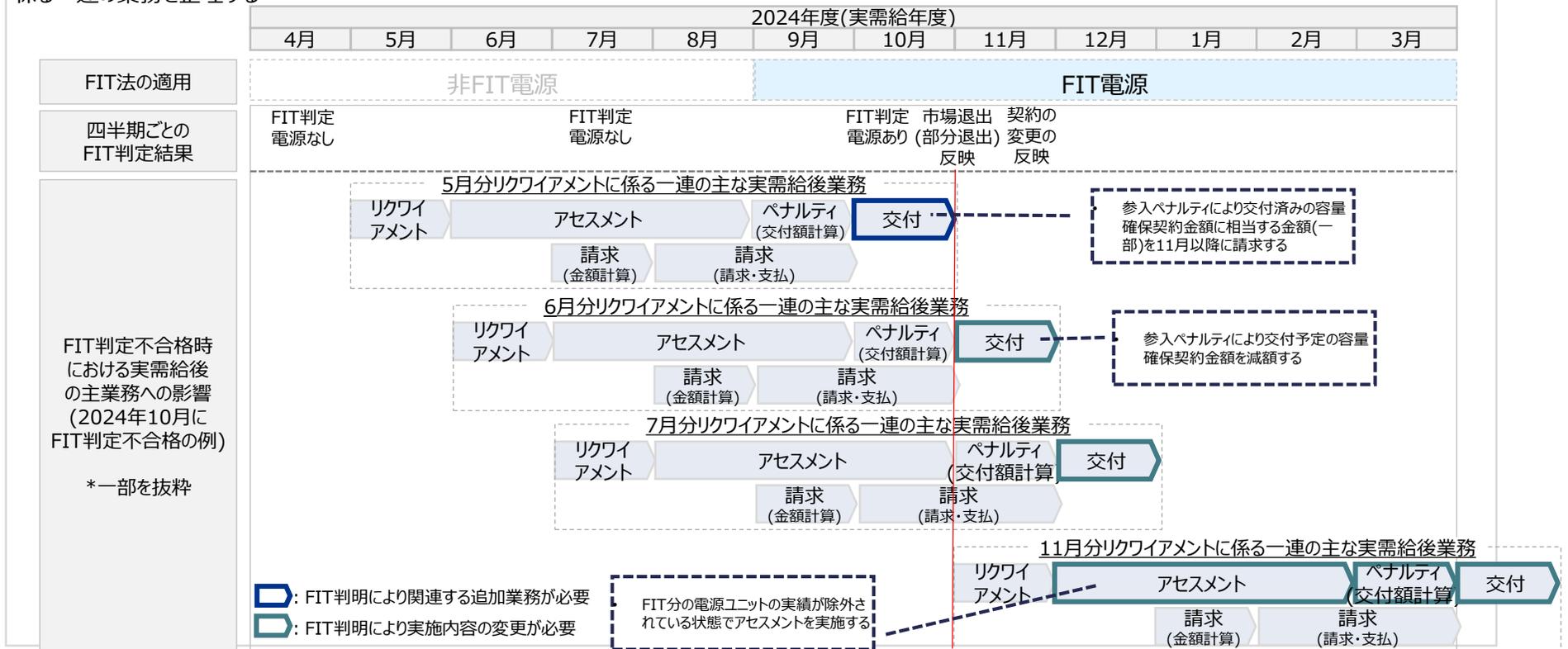
業務プロセス	アセスメントに係る一連の業務の整理
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者

詳細内容

アセスメントに係る一連の業務の整理(10/13)

広域機関(作業者)が、FIT電源判明起因の市場退出の場合に、リクワイアメントに係る一連の業務(アセスメントなど)の取り扱いを整理する

1計量器に複数の電源が紐づいており実需給年度に一部の電源がFIT電源であった場合、以下のようにFIT電源起因の市場退出(部分退出)前後のリクワイアメントに係る一連の業務を整理する



業務プロセス	アセスメントに係る一連の業務の整理
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者
詳細内容	
アセスメントに係る一連の業務の整理(11/13) 広域機関(事業者)が、FIT電源判明起因の市場退出の場合に、リクワイアメントに係る一連の業務(アセスメントなど)の取り扱いを整理する	
1計量器に複数の電源が紐づいており実需給年度に一部の電源がFIT電源であった場合、以下のようにFIT電源起因の市場退出(部分退出)前後のリクワイアメントに係る一連の業務を整理する	
■リクワイアメントに対する評価(アセスメント) 再実施しない	
■ペナルティの確定(ペナルティ) 再実施しない	
■容量確保契約金額の交付 状況に応じ参入ペナルティを適用し、4月以降からFIT電源判明時まで支払い済み容量確保契約金額に相当する金額の一部(FIT電源の市場退出に伴う退出容量×契約単価×支払い済み月数)の請求、交付予定の容量確保契約金額の交付の取消が実施される なお、FIT電源の退出容量は、契約容量を設備容量で按分することにより算出する 還元のタイミング(2025年10月)にて、過剰にプールされた金額を小売事業者に戻元する	
■容量拠出金の請求 再実施しない	

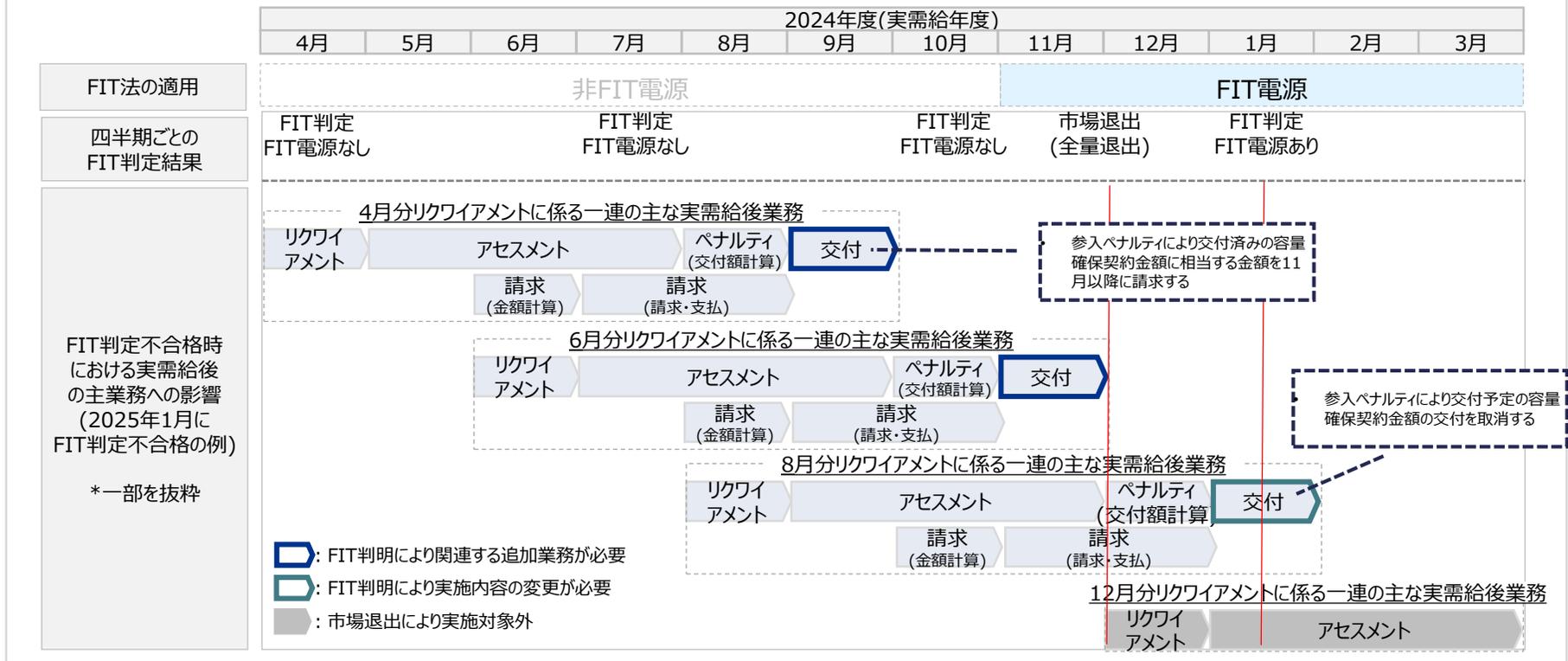
業務プロセス	アセスメントに係る一連の業務の整理
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者

詳細内容

アセスメントに係る一連の業務の整理(12/13)

広域機関(作業者)が、FIT電源判明起因の市場退出の場合に、リクワイアメントに係る一連の業務(アセスメントなど)の取り扱いを整理する

市場退出(全量退出)後、実需給年度中にFIT法を適用した電源が判明した場合、以下のようにFIT電源確定の前後のリクワイアメントに係る一連の業務を整理する



業務プロセス	アセスメントに係る一連の業務の整理
関連アクター	広域機関、経済産業省、容量提供事業者
詳細内容	
アセスメントに係る一連の業務の整理(13/13) 広域機関(事業者)が、FIT電源判明起因の市場退出の場合に、リクワイアメントに係る一連の業務(アセスメントなど)の取り扱いを整理する 市場退出(全量退出)後、実需給年度中にFIT法を適用した電源が判明した場合、以下のようにFIT電源確定の前後のリクワイアメントに係る一連の業務を整理する	
■ リクワイアメントに対する評価(アセスメント) 再実施しない	
■ ペナルティの確定(ペナルティ) 再実施しない	
■ 容量確保契約金額の交付 状況に応じ参入ペナルティを適用し、4月以降からFIT電源判明時までで支払い済み容量確保契約金額に相当する金額の全額(FIT電源分の退出容量×契約単価×支払い済み月数)の請求、交付予定の容量確保契約金額の減額もしくは交付の取消が実施される 還元のタイミング(2025年10月)にて、過剰にプールされた金額を小売事業者に戻元する	
■ 容量拋出金の請求 再実施しない	

業務プロセス	参入ペナルティの重さ検討
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
<p>参入ペナルティの重さ検討(1/3) 広域機関(事業者)が、参入ペナルティの重さを検討する</p> <p>以下の場合、参入ペナルティの対象となり得る</p> <ul style="list-style-type: none"> • 容量市場への参加にあたり、市場運営に支障をきたす行為を行った場合(虚偽の申告や対応依頼の拒否など) <ul style="list-style-type: none"> - リクワイアメント・アセスメント関連 <ul style="list-style-type: none"> • アセスメント対象データに虚偽の記載があり修正依頼に応じない • 電源等区分が安定電源の場合で、本機関又は属地一般送配電事業者が指定した期限までに給電申合書を締結しない(都度判断) • 電源等の区分が安定電源のうち調整機能ありの場合で、本機関または属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または余力活用に関する契約を解約した(都度判断) - 請求・交付関連 <ul style="list-style-type: none"> • 経済的ペナルティなど支払対象の金額の入金処理の督促に応じない • FIT法適用電源が判明した場合 <ul style="list-style-type: none"> - 電源等差替やアグリゲートリソースの変更によりFIT法適用の電源が判明した - 新規でFIT契約を締結したことが判明した <p>参入ペナルティの重さとして以下が実施される(P) 適用期間は、参入ペナルティの対象となるケースと重さにより個別に決定する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 支払い済み容量確保契約金額に相当する金額の請求 • 支払予定の容量確保契約金額の減額もしくは交付の取消 • 翌年度以降の容量市場オークションへの参加制限 • 期待容量の引き下げ 	

業務プロセス	参入ペナルティの重さ検討
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
<p>参入ペナルティの重さ検討(2/3) 広域機関(事業者)が、参入ペナルティの重さを検討する</p> <p>容量市場への参加にあたり、市場運営に支障をきたす行為(入金督促に応じない、アセスメント対象データの修正依頼に応じない等)を行った場合、以下の対応を行う</p> <ul style="list-style-type: none">・支払い済み容量確保契約金額に相当する金額の請求 実需給開始～参入ペナルティ確定の期間に支払い済みの容量確保契約金額に相当する金額(全額)が、請求額となる・支払予定の容量確保契約金額の減額もしくは交付の取消 参入ペナルティ確定の期間以降に交付予定の容量確保契約金額の交付を取消する	

業務プロセス	参入ペナルティの重さ検討	
関連アクター	広域機関、容量提供事業者	
詳細内容		
<p>参入ペナルティの重さ検討(3/3) 広域機関(作業者)が、参入ペナルティの重さを検討する</p> <p>FIT法適用電源が判明した場合、以下の対応を行う(電源等区分やFIT判明時の状況により異なる)</p>		
FIT法適用の電源が判明するケース	対象の電源等区分	容量確保契約金額の請求交付対応
実需給年度に新規にFIT契約を締結した場合	安定電源 変動電源(単独)	<ul style="list-style-type: none"> 実需給開始(4月)～参入ペナルティ確定までに支払済みの容量確保契約金額に相当する金額(全額)の請求 参入ペナルティ確定以降に交付予定の交付予定の容量確保契約金額の交付の取消
実需給年度に小規模変動電源リストに追加された電源等がFIT電源であった場合	変動電源(アグリゲート)	<ul style="list-style-type: none"> 実需給開始(4月)～参入ペナルティ確定までの期間における、支払い済みの容量確保契約金額の一部(FIT電源分の容量確保契約金額(月)×支払い済み月数)の請求 参入ペナルティ確定以降に交付予定の交付予定の容量確保契約金額の減額
実需給年度に電源等リストに追加された電源等がFIT電源であった場合	発動指令電源	<ul style="list-style-type: none"> 影響なし(支払い済み金額の請求や、交付予定の金額の取消・減額は発生しない)
実需給年度に差替先となった電源等がFIT電源であった場合	全ての電源等区分	<ul style="list-style-type: none"> 影響なし(支払い済み金額の請求や、交付予定の金額の取消・減額は発生しない)
1計量器に複数の電源が紐づいており実需給年度に一部の電源がFIT電源であった場合	安定電源 変動電源(単独)	<ul style="list-style-type: none"> 実需給開始(4月)～参入ペナルティ確定までの期間における、支払い済みの容量確保契約金額の一部(FIT電源分の容量確保契約金額(月)×支払い済み月数)の請求 参入ペナルティ確定以降に交付予定の交付予定の容量確保契約金額の減額
市場退出(全量退出)後、実需給年度中にFIT法を適用した電源が判明した場合	全ての電源等区分	<ul style="list-style-type: none"> 実需給開始(4月)～市場退出(全量退出)した期間における、支払い済みの容量確保契約金額の一部(FIT電源分の容量確保契約金額(月)×支払い済み月数)の請求 参入ペナルティ確定以降に交付予定の交付予定の容量確保契約金額の減額もしくは交付の取消

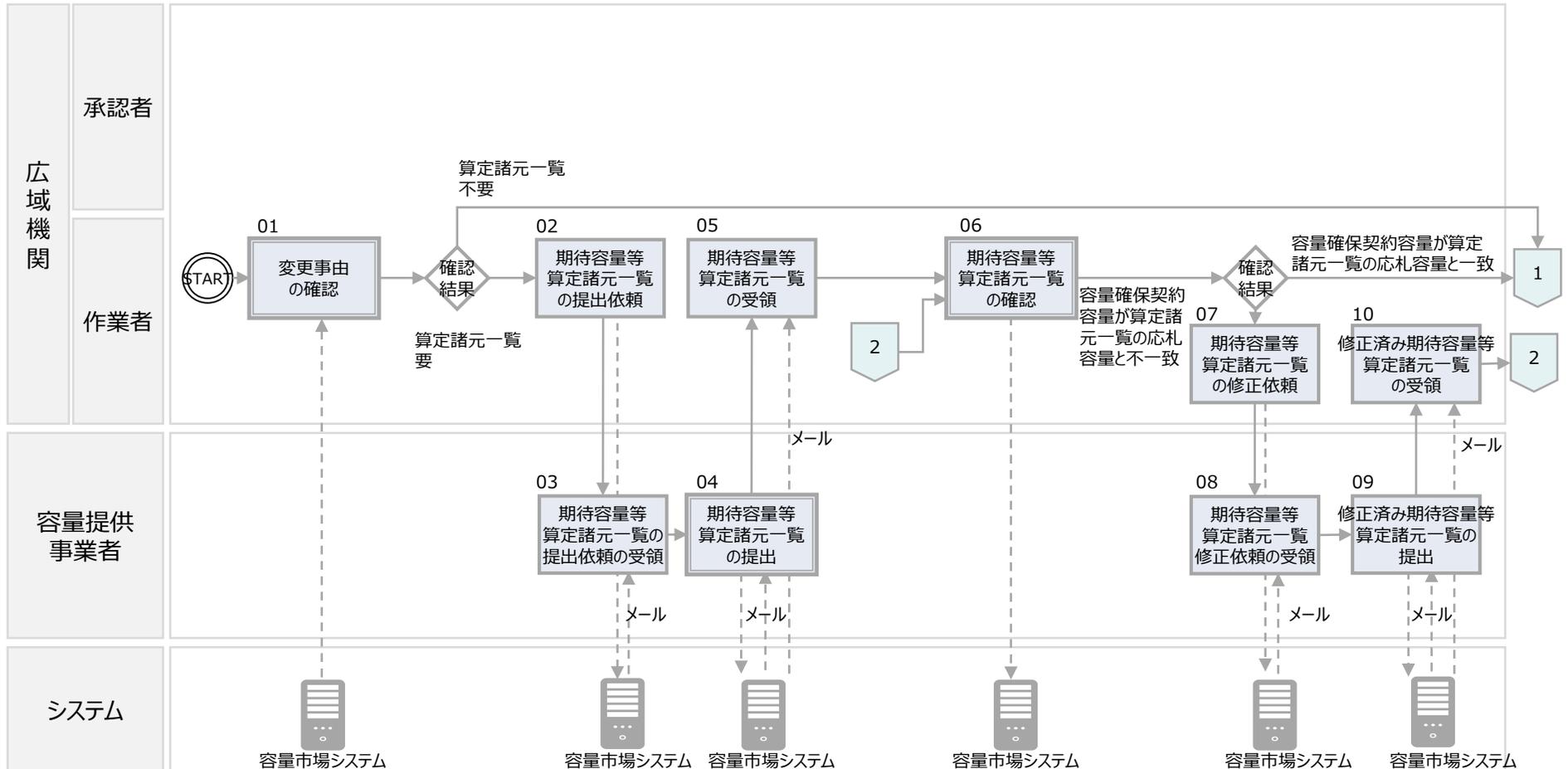
業務プロセス	ペナルティ通知書の(再)作成
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
ペナルティ通知書の(再)作成 広域機関(作業者)が、経済的ペナルティの算定結果を踏まえ、電源単位でペナルティ通知書を作成する	
ペナルティ通知書には以下を記載する	
【契約情報詳細】	
<ul style="list-style-type: none">・ 契約番号・ 実需給年度・ 事業者コード・ 参加登録申請者名・ 容量を提供する電源等の区分・ 電源等識別番号・ 電源等の名称・ 契約単価(円/kW)・ 容量確保契約容量(kW)	
【ペナルティ情報詳細】	
<ul style="list-style-type: none">・ 経済的ペナルティの有無・ 経済的ペナルティ要素に基づく算定の根拠(退出容量、調整係数など)・ 電源単位の経済的ペナルティ額(円)・ 参入ペナルティの有無・ 参入ペナルティ内容	

- 契約締結後の対応(実需給年度からの業務) : 容量確保契約の変更

業務詳細フロー 契約締結後の対応：容量確保契約の変更

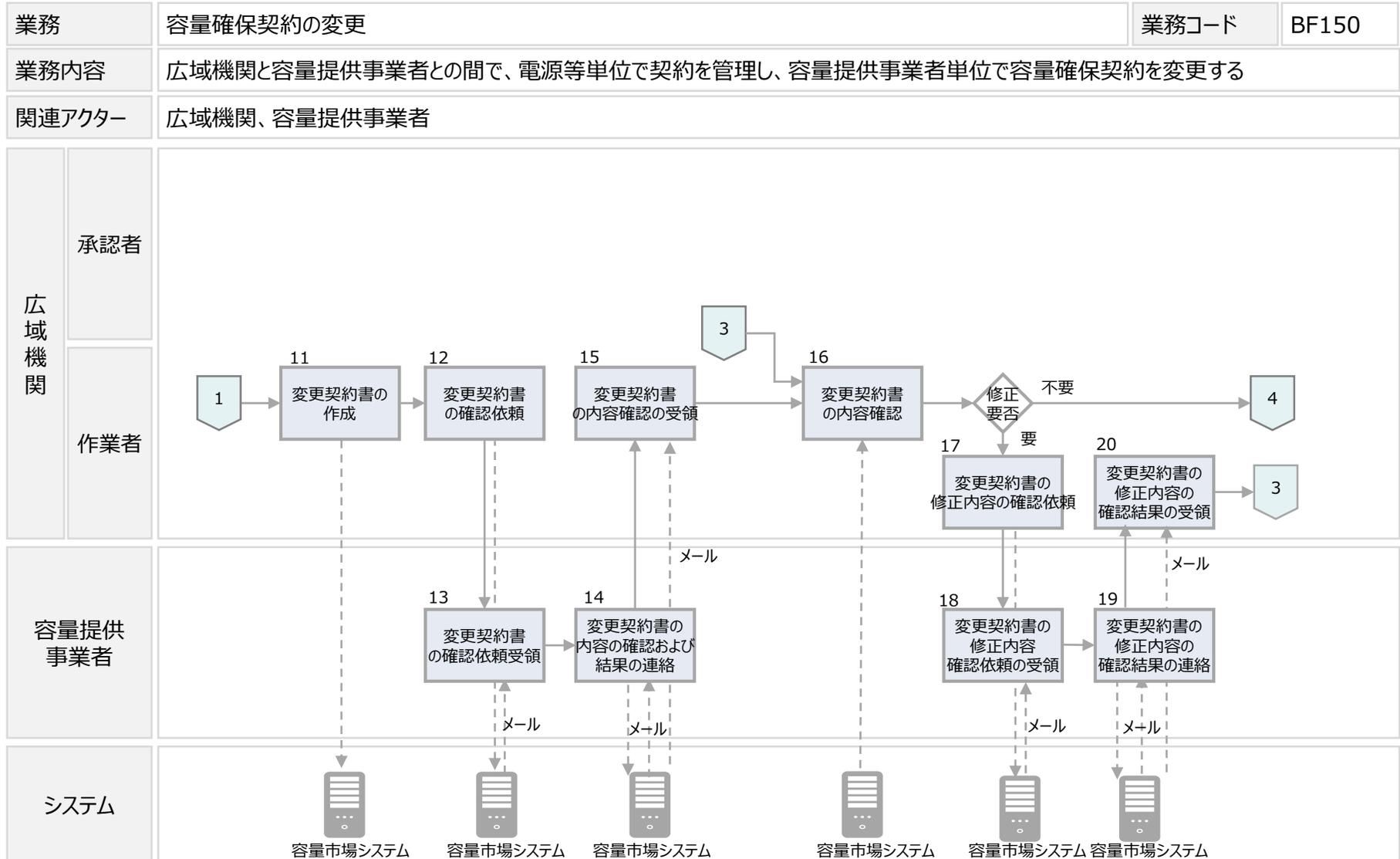
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	容量確保契約の変更	業務コード	BF150
業務内容	広域機関と容量提供事業者との間で、電源等单位で契約を管理し、容量提供事業者単位で容量確保契約を変更する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



業務詳細フロー 契約締結後の対応：容量確保契約の変更

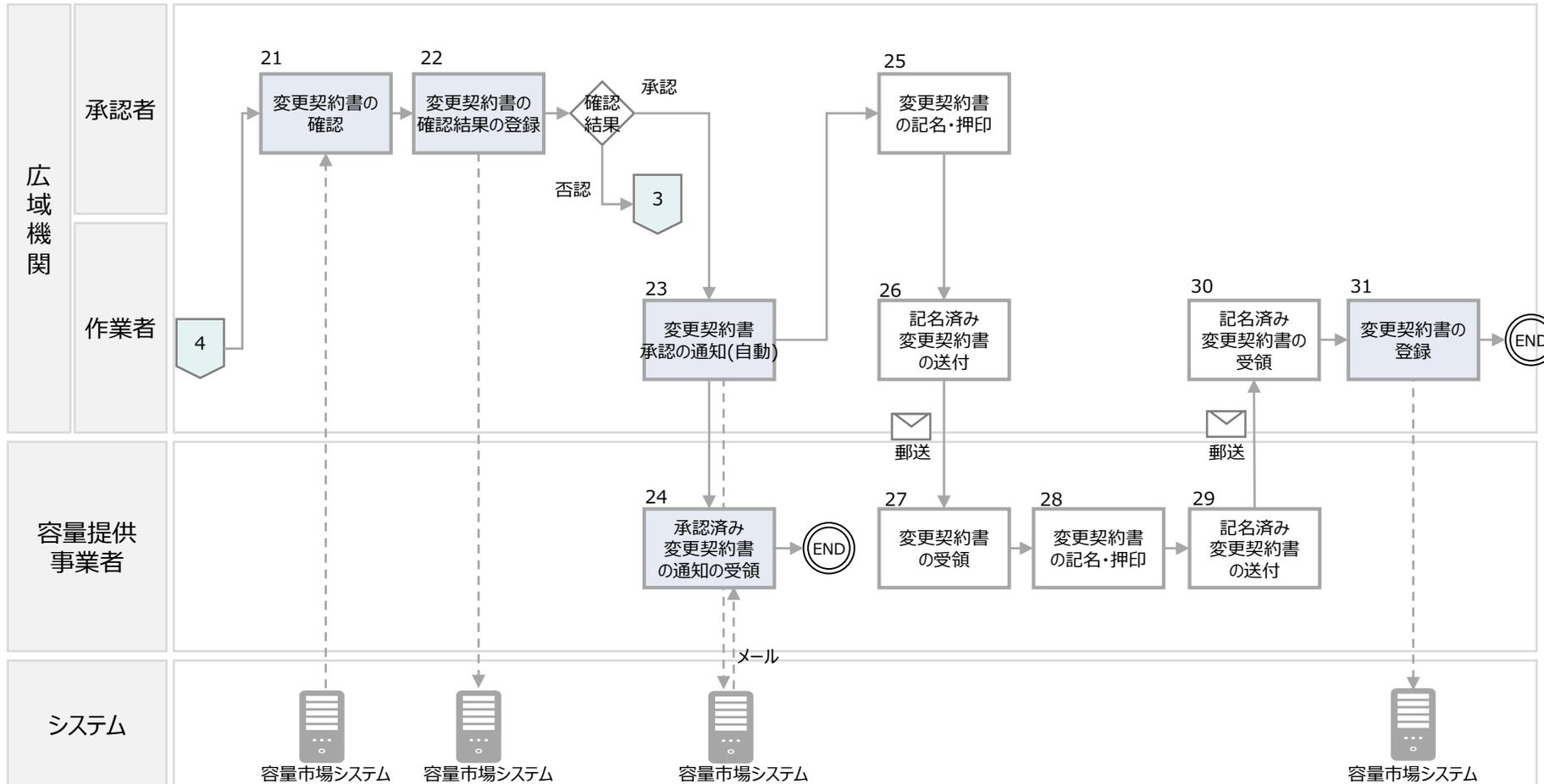
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



業務詳細フロー 契約締結後の対応：容量確保契約の変更

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	容量確保契約の変更	業務コード	BF150
業務内容	広域機関と容量提供事業者との間で、電源等単位で契約を管理し、容量提供事業者単位で容量確保契約を変更する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



業務仕様書

契約締結後の対応：容量確保契約の変更

業務プロセス	変更事由の確認	
関連アクター	広域機関、容量提供事業者	
詳細内容		
<p>変更事由の確認 広域機関(作業者)が、容量確保契約の変更事由を確認する</p> <p>下表に該当する場合にメインオークションの容量確保契約の変更を実施するため、「変更契約書作成」ボタンを押下する。 容量確保契約書の作成時に決定した経過措置係数は、契約変更が発生する場合においても、同一実需給年度においては変更されないものとする</p>		
	容量確保契約が変更となる主なケース*2	変更変更を確認する提出書類
	容量確保契約約款の第26条に基づく権利及び契約上の地位の譲渡がなされた場合*1	—
	容量提供事業者の事業者名が変更となる場合*1	—
容量確保契約を締結している電源等の一部の市場退出	<p>変動電源(アグリゲート)の一部のリソースもしくは1計量器に複数ユニットがある安定電源、変動電源(単独)の1つのユニットにおいてFIT電源であると判明した場合 * 参入ペナルティが適用外の場合</p> <p>契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、電源等差替をおこなった容量が契約容量に満たない場合</p>	・期待容量等算定諸元一覧(既にFIT法適用の電源の市場退出業務やアグリゲートリソースの変更業務にて提出である場合には不要)
小規模変動電源リストの変更時 * 上記の部分退出と同ケース		
電源等差替が発生した場合		
電源等差替の無効化	<p>差替先電源等が余力活用契約を締結せず、やむを得ない理由がない場合</p> <p>差替先電源等がFITを適用している場合</p> <p>差替元電源等が提出する記名・押印済みの差替契約書の不備が解消されない場合</p>	—

*1:容量確保契約書の本紙の内容を変更する。それ以外の変更事由の場合には、容量確保契約書の別紙の内容を変更する

*2: 電源等リストの変更時は容量確保契約書の別紙の内容は変更しない方向で検討中(P)

業務仕様書

契約締結後の対応：容量確保契約の変更

業務プロセス	期待容量等算定諸元一覧の提出	
関連アクター	広域機関、容量提供事業者	
詳細内容		
<p>期待容量等算定諸元一覧の提出(1/2) 容量提供事業者が、広域機関に期待容量等算定諸元一覧を提出する</p> <p>期待容量等算定諸元一覧には以下の項目を入力する</p>		
対象事業者	発電方式	確認項目
安定電源提供者	水力：一般(貯水式)、揚水(混合揚水) 火力：石炭、石油、LPG、その他ガス、瀝青炭混合物、LNG(CCGT)、LNG(CCGT以外)、その他 原子力：原子力(定格熱出力)、原子力(電気出力一定) 再生可能エネルギー：地熱、バイオマス、廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 提供する各月の供給力 応札容量 <p>※発電方式ごとに値を算出し、応札単位で合算する ※提供する各月の供給力がアセスメント対象容量となる。</p>
	水力：揚水(純揚水)	<ul style="list-style-type: none"> 管理容量 運転継続時間(応札容量算出用) 上池容量(応札容量算出用) 調整係数(応札容量算出用) 応札容量 <p>※管理容量がアセスメント対象容量となる。</p>

業務仕様書

契約締結後の対応：容量確保契約の変更

業務プロセス	期待容量等算定諸元一覧の提出	
関連アクター	広域機関、容量提供事業者	
詳細内容		
期待容量等算定諸元一覧の提出(2/2) 容量提供事業者が、広域機関に期待容量等算定諸元一覧を提出する		
期待容量等算定諸元一覧には以下の項目を入力する		
対象事業者	発電方式	確認項目
変動電源提供者(単独) 変動電源提供者(アグリゲート)	水力：一般(自流式) 再生可能エネルギー：風力、太陽光(全量)、太陽光(余剰)	<ul style="list-style-type: none">提供する各月の供給力応札容量 ※発電方式ごとに値を算出し、応札単位で合算する ※提供する各月の供給力がアセスメント対象容量となる

業務仕様書

契約締結後の対応：容量確保契約の変更

業務プロセス	期待容量等算定諸元一覧の(再)確認		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		
詳細内容			
<p>期待容量等算定諸元一覧の(再)確認(1/3) 広域機関(作業)が、期待容量等算定諸元一覧を確認する</p> <p>期待容量等算定諸元一覧を提出していない事業者には、メール・電話又はその他の手段を用いて提出を促す</p> <p>広域機関は、期待容量等算定諸元一覧の内容について以下の通り確認を行う</p>			
対象事業者	発電方式	確認項目	確認内容
安定電源提供者	水力：一般(貯水式)、揚水(混合揚水)	提供する各月の供給力	<ul style="list-style-type: none"> 提供する各月の供給力の値が各月の供給力の最大値以下であることを確認する
	火力：石炭、石油、LPG、その他ガス、瀝青炭混合物、LNG(CCGT)、LNG(CCGT以外)、その他 原子力：原子力(定格熱出力)、原子力(電気出力一定) 再生可能エネルギー：地熱、バイオマス、廃棄物	応札容量	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムに登録された応札容量と値が一致していることを確認する 応札容量が期待容量以下であることを確認する 応札容量が1,000kW以上であることを確認する

業務仕様書

契約締結後の対応：容量確保契約の変更

業務プロセス	期待容量等算定諸元一覧の(再)確認		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		
詳細内容			
<p>期待容量等算定諸元一覧の(再)確認(2/3) 広域機関(作業)が、期待容量等算定諸元一覧を確認する</p> <p>期待容量等算定諸元一覧を提出していない事業者には、メール・電話又はその他の手段を用いて提出を促す</p> <p>広域機関は、期待容量等算定諸元一覧の内容について以下の通り確認を行う</p>			
対象事業者	発電方式	確認項目	確認内容
安定電源提供者	水力：揚水(純揚水)	管理容量	<ul style="list-style-type: none"> 管理容量が送電可能電力以下であることを確認する
		運転継続時間(応札容量算出用)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が任意の値を入力するため確認は行わない
		上池容量(応札容量算出用)	<ul style="list-style-type: none"> 上池容量(応札容量算出用)が管理容量に運転継続時間(応札容量算出用)を乗じた値となっていることを確認する
		調整係数(応札容量算出用)	<ul style="list-style-type: none"> エリア・運転継続時間(応札容量算出用)によって自動で決定されるため、確認は行わない
		応札容量	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムに登録された応札容量と値が一致していることを確認する 応札容量が期待容量以下であることを確認する 応札容量が1,000kW以上であることを確認する

業務仕様書

契約締結後の対応：容量確保契約の変更

業務プロセス	期待容量等算定諸元一覧の(再)確認
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

期待容量等算定諸元一覧の(再)確認(3/3)
 広域機関(作業)が、期待容量等算定諸元一覧を確認する

期待容量等算定諸元一覧を提出していない事業者には、メール・電話又はその他の手段を用いて提出を促す

広域機関は、期待容量等算定諸元一覧の内容について以下の通り確認を行う

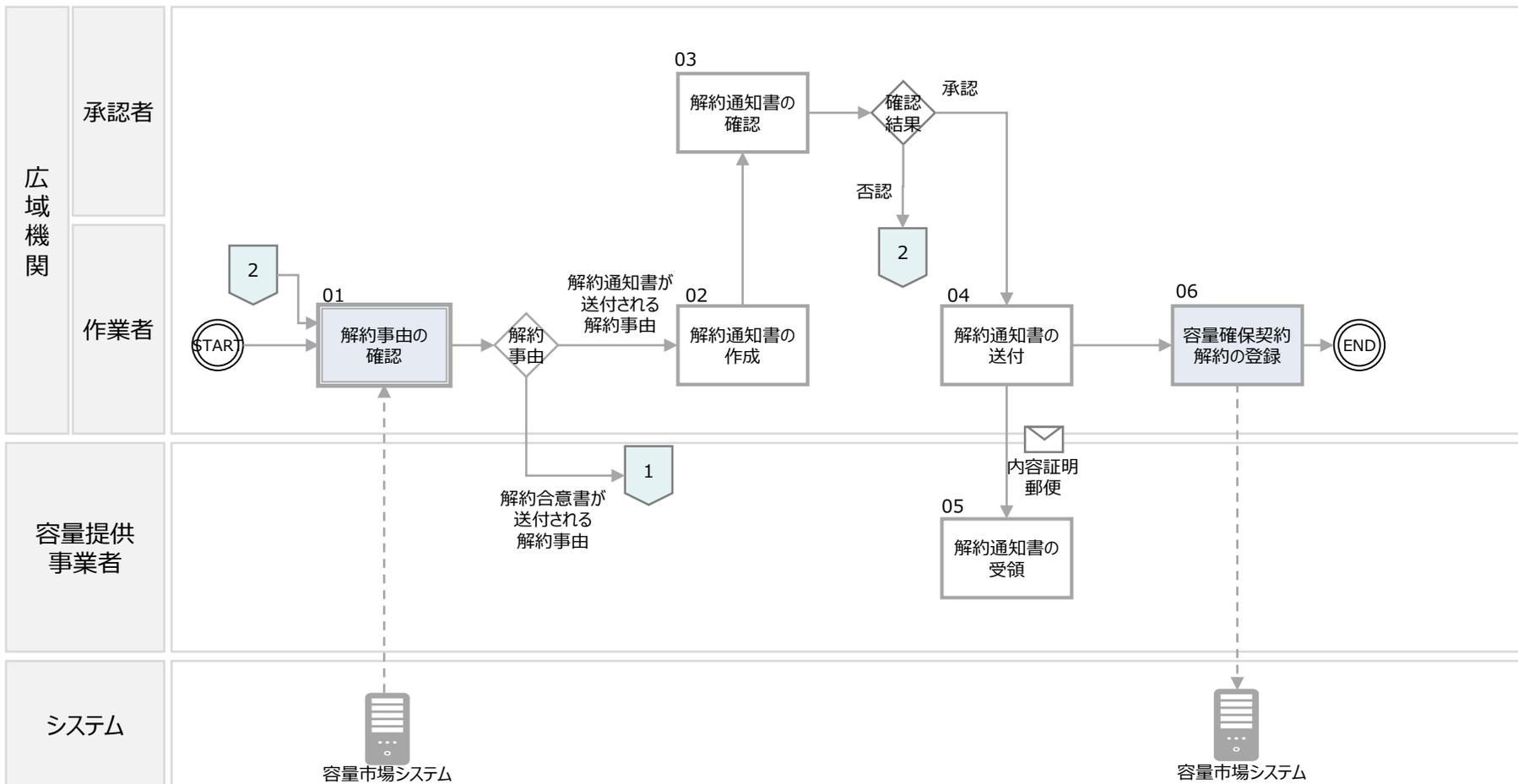
対象事業者	発電方式	確認項目	確認内容
変動電源提供者 (単独)	水力：一般(自流式)	提供する各月の供給力	<ul style="list-style-type: none"> 提供する各月の供給力の値が各月の供給力の最大値以下であることを確認する
変動電源提供者 (アグリゲート)	再生可能エネルギー： 風力、太陽光(全量)、太陽光(余剰)	応札容量	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムに登録された応札容量と値が一致していることを確認する 応札容量が期待容量以下であることを確認する 応札容量が1,000kW以上であることを確認する

- 契約締結後の対応(実需給年度からの業務)：容量確保契約の解約

業務詳細フロー 契約締結後の対応：容量確保契約の解約

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

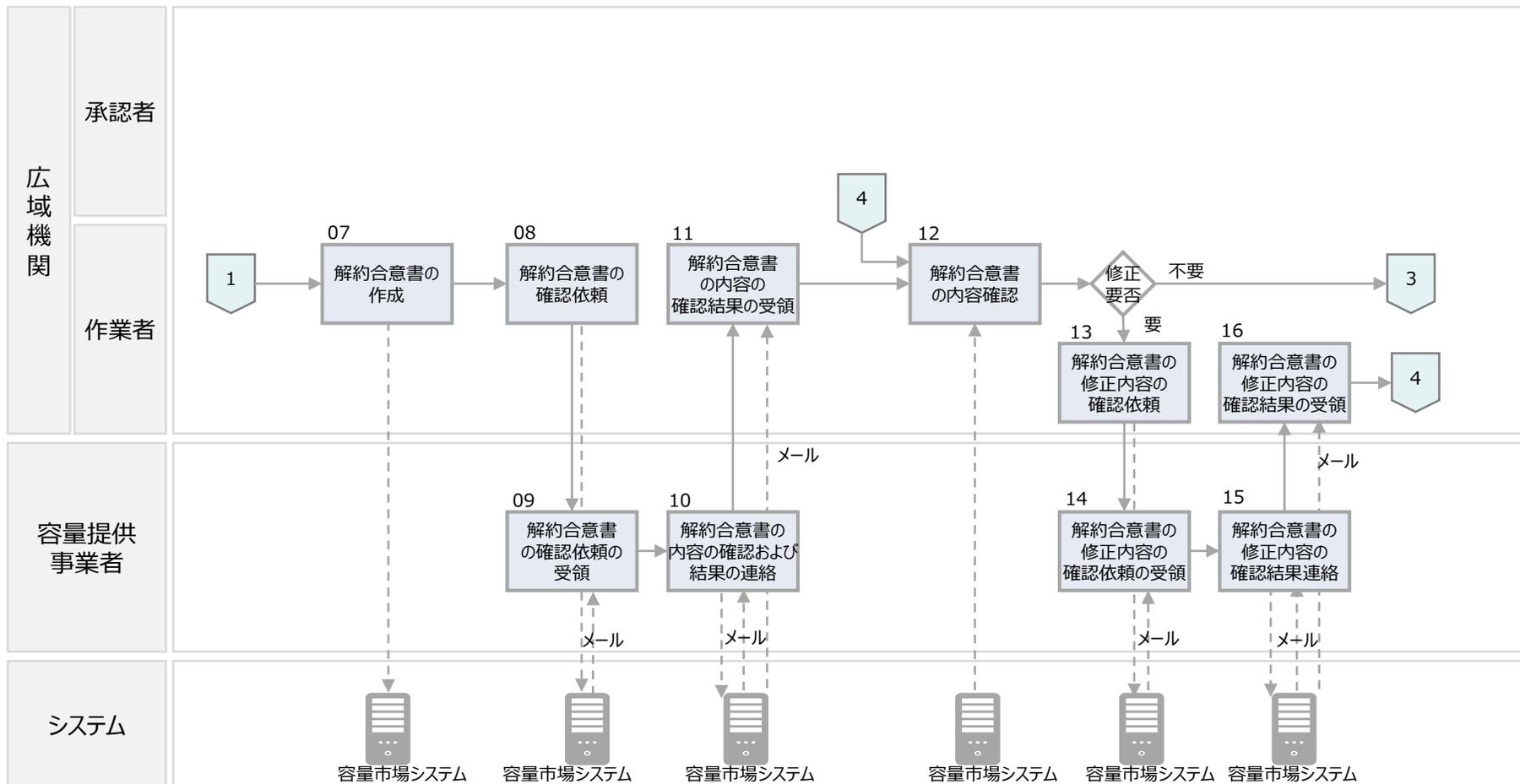
業務	容量確保契約の解約	業務コード	BF151
業務内容	広域機関と容量提供事業者との間で、電源等单位で契約を管理し、容量提供事業者単位で容量確保契約を解約する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



業務詳細フロー 契約締結後の対応：容量確保契約の解約

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	容量確保契約の解約	業務コード	BF151
業務内容	広域機関と容量提供事業者との間で、電源等単位で契約を管理し、容量提供事業者単位で容量確保契約を解約する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		

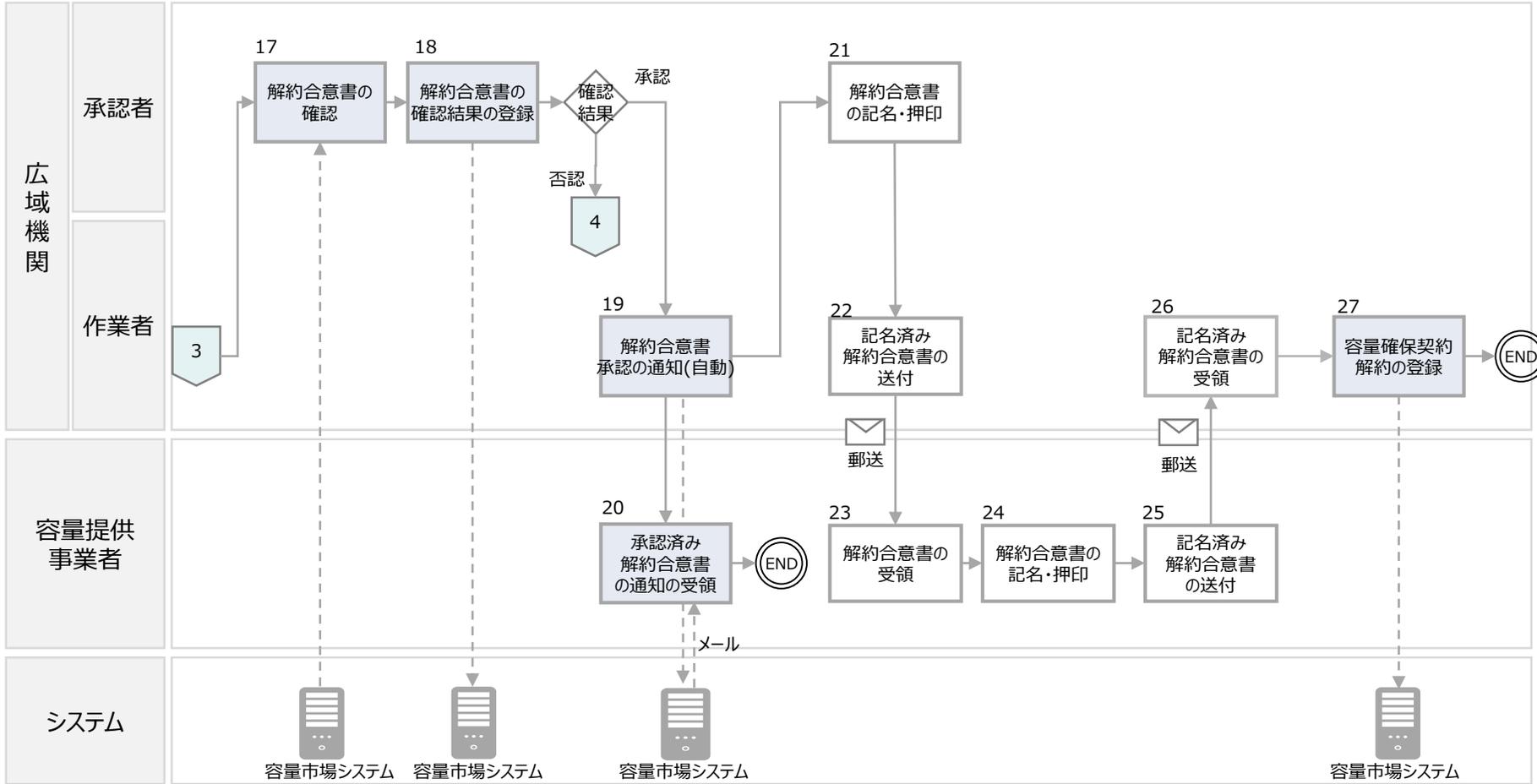


業務詳細フロー

契約締結後の対応：容量確保契約の解約

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	容量確保契約の解約	業務コード	BF151
業務内容	広域機関と容量提供事業者との間で、電源等単位で契約を管理し、容量提供事業者単位で容量確保契約を解約する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



業務仕様書

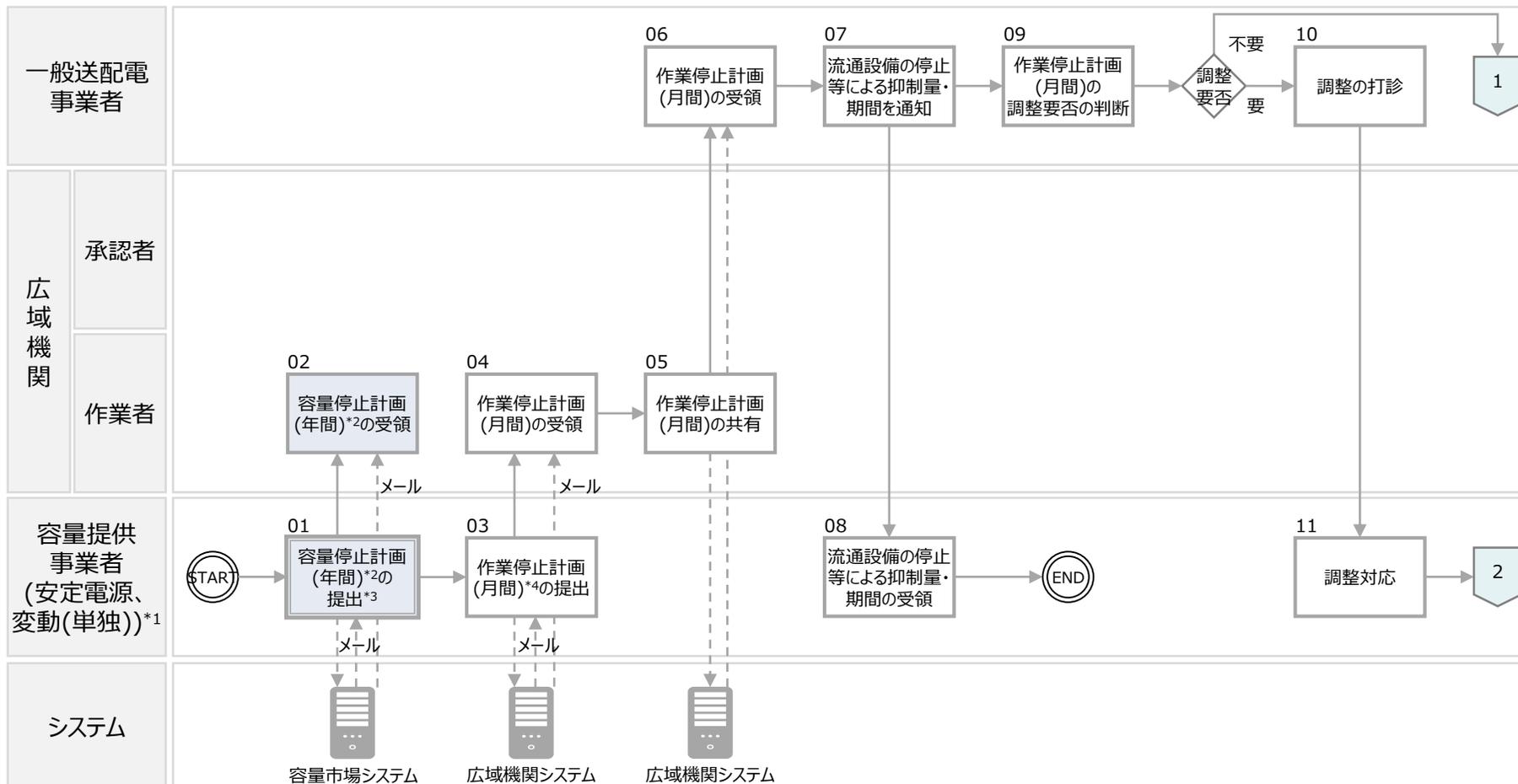
契約締結後の対応：容量確保契約の解約

業務プロセス	解約事由の確認
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
<p>解約事由の確認 広域機関(作業者)が、経済的ペナルティの精算が済んでいることを確認した後、解約に係る書類(解約通知書、または解約合意書)を作成する</p> <p>以下の場合、容量確保契約の解約となり、解約事由により作成対象となる解約に係る書類(解約通知書、または解約合意書)が異なる。なお、解約合意書は広域機関と容量提供事業者間の両者の合意を以てして契約解約とし、解約通知書は広域機関から容量提供事業者へ書類送付(内容証明郵便で送付)を以てして一方的に契約解約とする。</p> <p>解約合意書を作成する場合、広域機関は「解約合意書作成」ボタンを押下する。解約通知書はシステムでは自動作成しない。(システム外で人間系で作成する。)</p>	
容量確保契約が解約となるケース	送付する書類の種類
契約電源(全量)の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、電源等差替を行わずに市場退出を希望する場合	解約合意書
電源等区分が安定電源の場合で、本機関又は属地一般送配電事業者が指定した期限までに給電申合書を締結しない場合	解約合意書
電源等の区分が安定電源のうち調整機能ありの場合で、本機関または属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または余力活用に関する契約を解約した場合	解約合意書
契約電源の容量の一部が退出した結果、契約容量が1,000kW未満となる場合	解約合意書
契約電源がFIT電源であることが明らかになった場合(全量退出)	解約通知書
容量市場への参加にあたり、市場運営に支障をきたす行為を行った場合	解約通知書
その他、広域機関が解約に該当すると判断した場合	解約通知書

- リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)
 - 安定電源、変動電源(単独)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

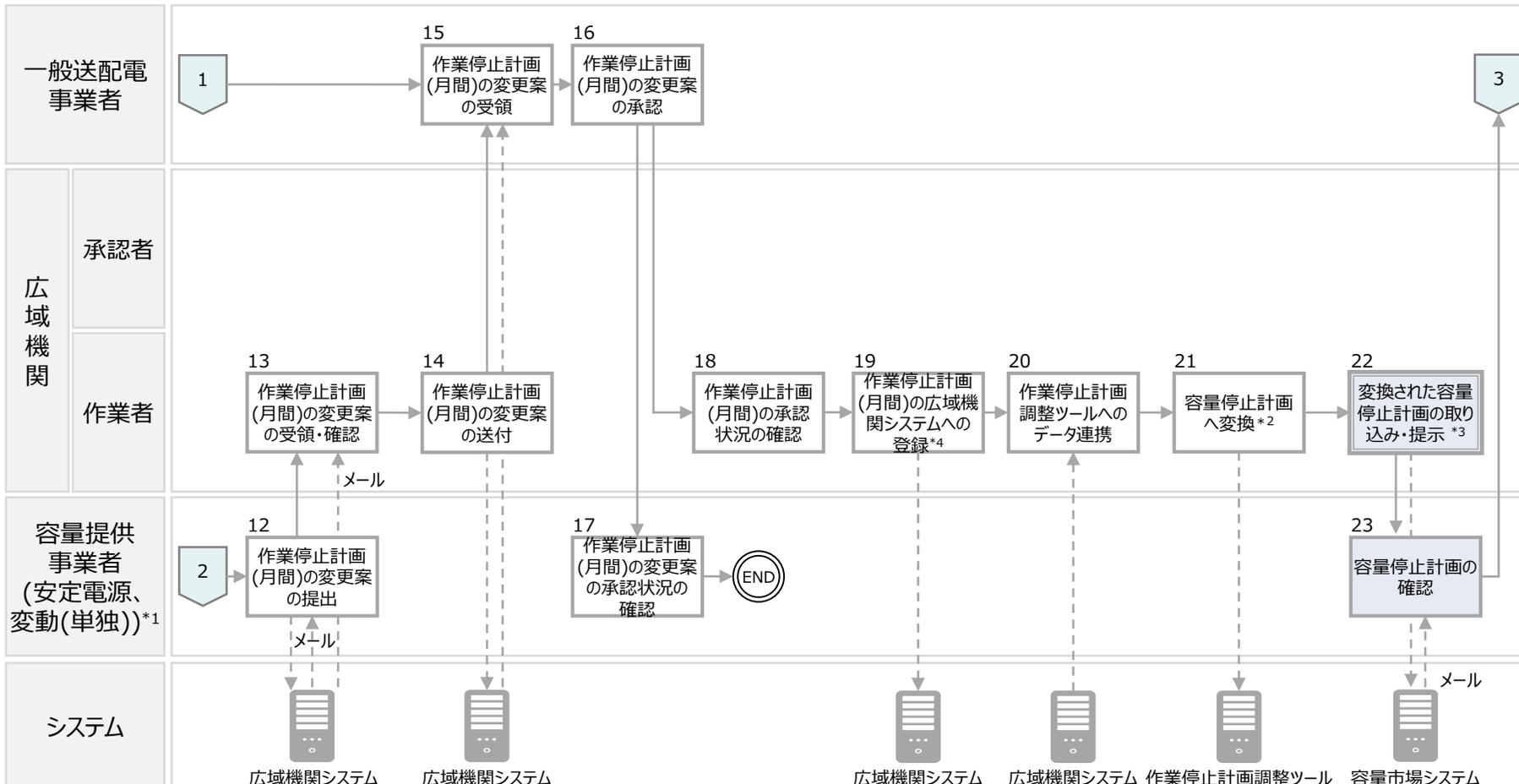
業務	リクワイアメントに対する評価(容量停止計画) - 安定電源、変動電源(単独)	業務コード	BF210
業務内容	容量停止計画が提出されているコマについて、広域機関がリクワイアメント未達成コマをカウントする		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		



*1：作業停止計画に係るプロセスのアクターは発電契約者であるとする
 *2：プロセス01,02の容量停止計画は、実需給年度の2年前に提出される実需給期間前の業務を対象とした容量市場システム(一次開発)のデータを流用する
 *3：差替契約を締結している場合は、差替先の容量停止計画も提出する *4：プロセス01の容量停止計画をもとに、最新の電源の停止計画を反映した翌月・翌々月の作業停止計画

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

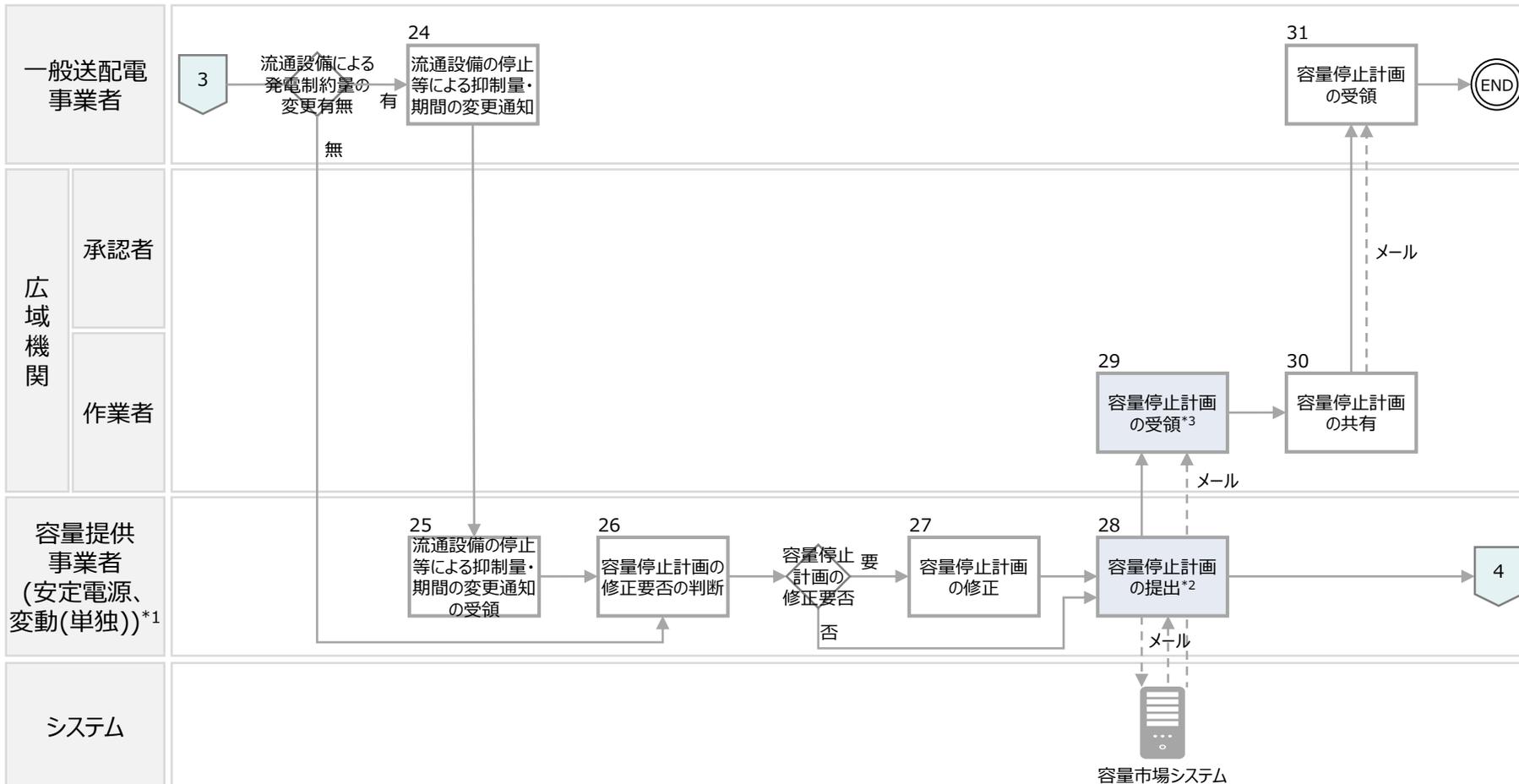
業務	リクワイアメントに対する評価(容量停止計画) - 安定電源、変動電源(単独)	業務コード	BF210
業務内容	容量停止計画が提出されているコマについて、広域機関がリクワイアメント未達成コマをカウントする		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		



*1：作業停止計画に係るプロセスのアクターは発電契約者であるとする
 *2：広域機関を介さずに一般送配電事業者やTSOに直接提出された作業停止計画は、容量停止計画に変換されない
 *3：差替契約を締結している場合は、差替先にも容量停止計画を提示する *4：作業停止計画(月間)は当プロセスで確定版となる

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(容量停止計画) - 安定電源、変動電源(単独)	業務コード	BF210
業務内容	容量停止計画が提出されているコマについて、広域機関がリクワイアメント未達成コマをカウントする		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		

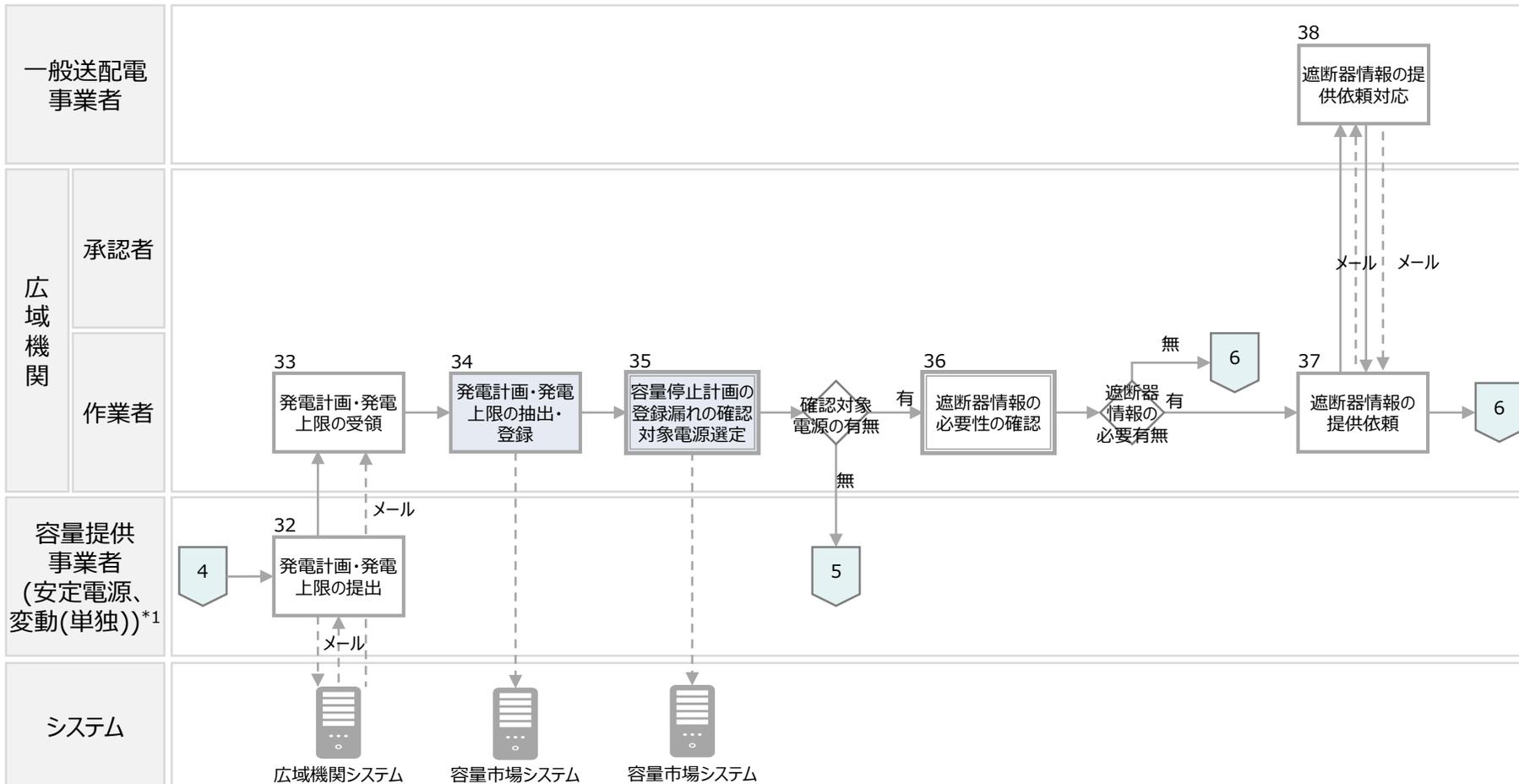


*1：作業停止計画に係るプロセスのアクターは発電契約者であるとする

*2：差替契約を締結している場合は、差替先の容量停止計画も提出する *3：実需給日の5営業日時点で受領している容量停止計画が確定版となる

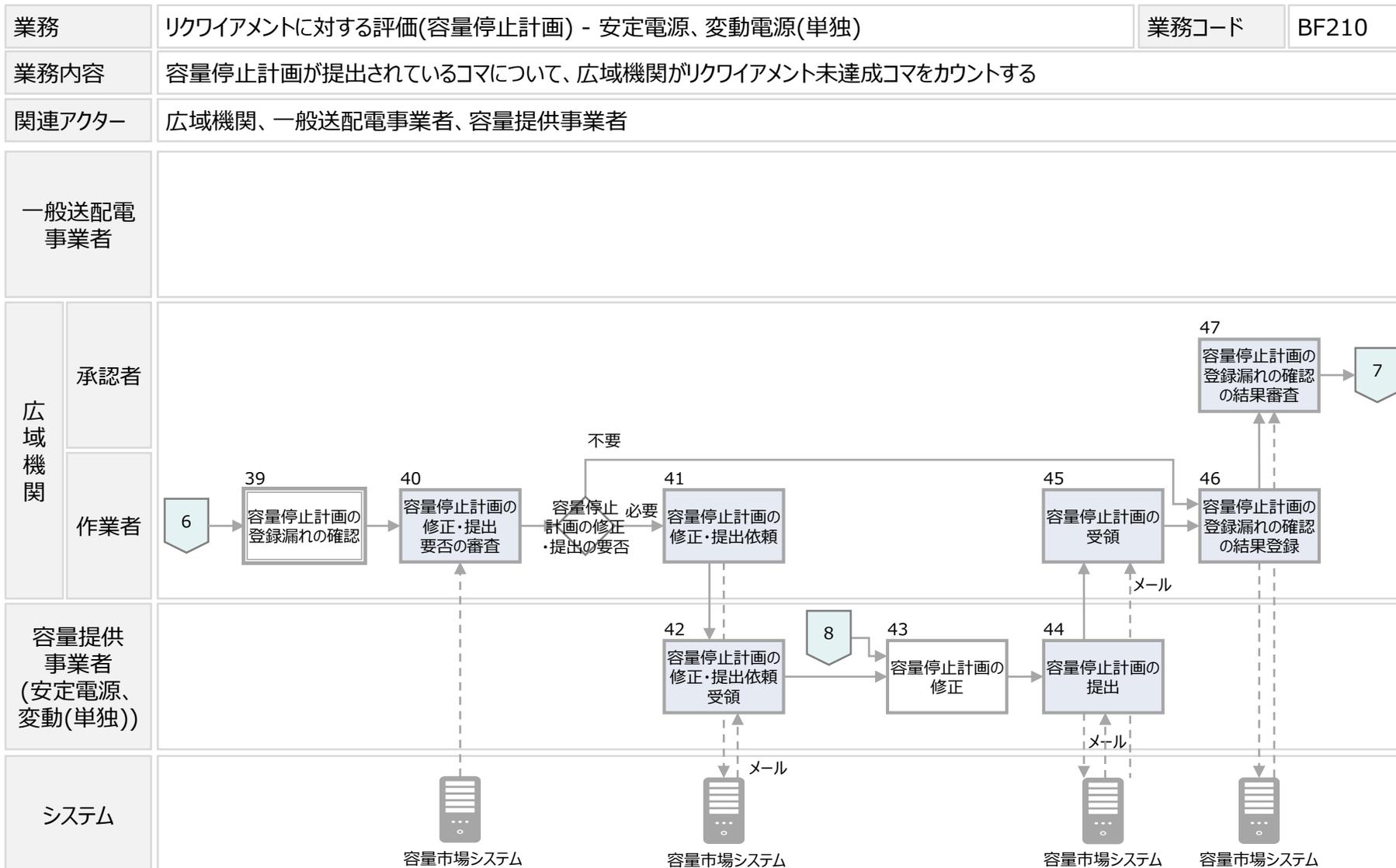
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(容量停止計画) - 安定電源、変動電源(単独)	業務コード	BF210
業務内容	容量停止計画が提出されているコマについて、広域機関がリクワイアメント未達成コマをカウントする		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		

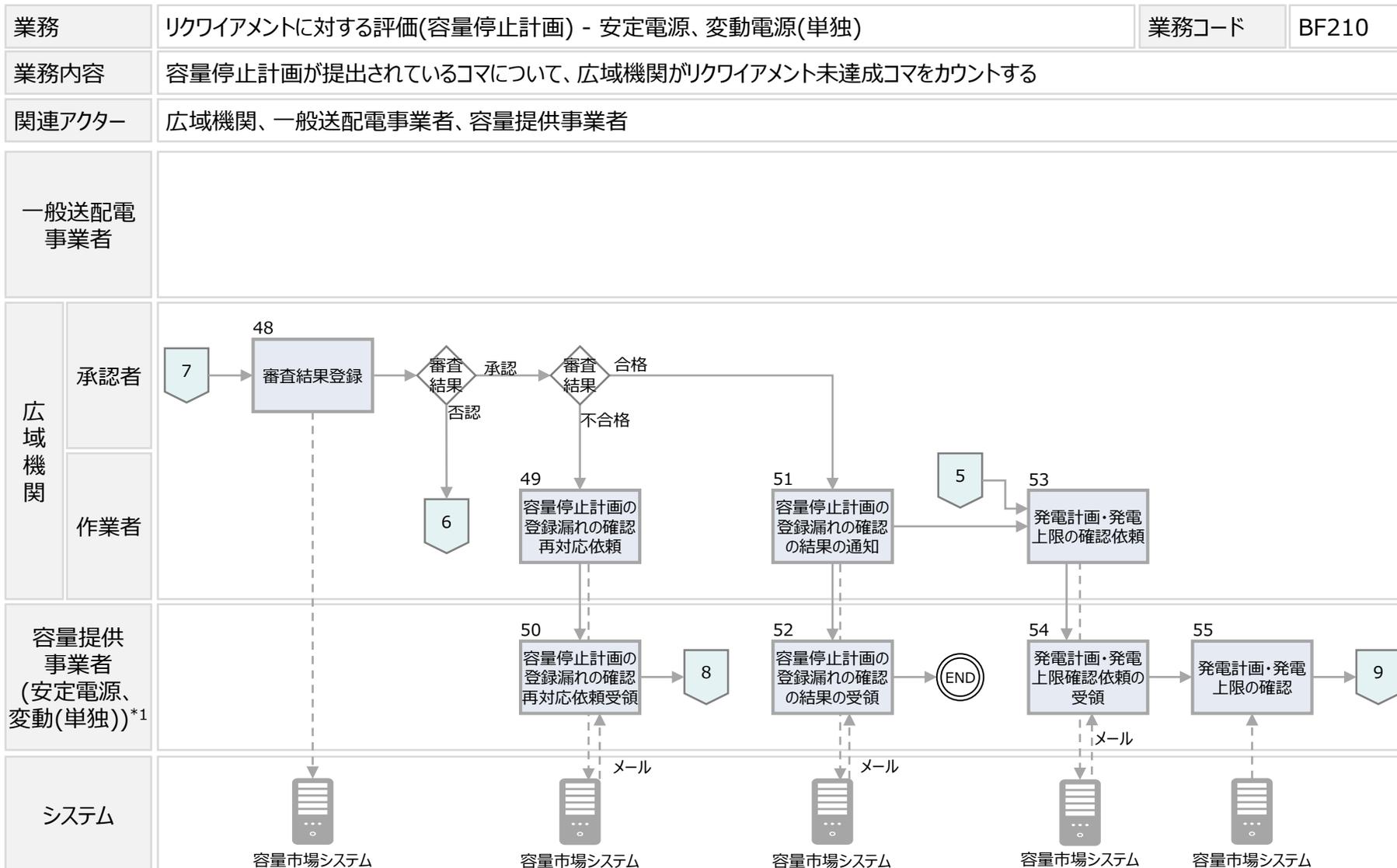


*1：発電販売計画に係るプロセスのアクターは発電契約者であるとする
 *2：発電計画は当プロセスで確定版となる

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

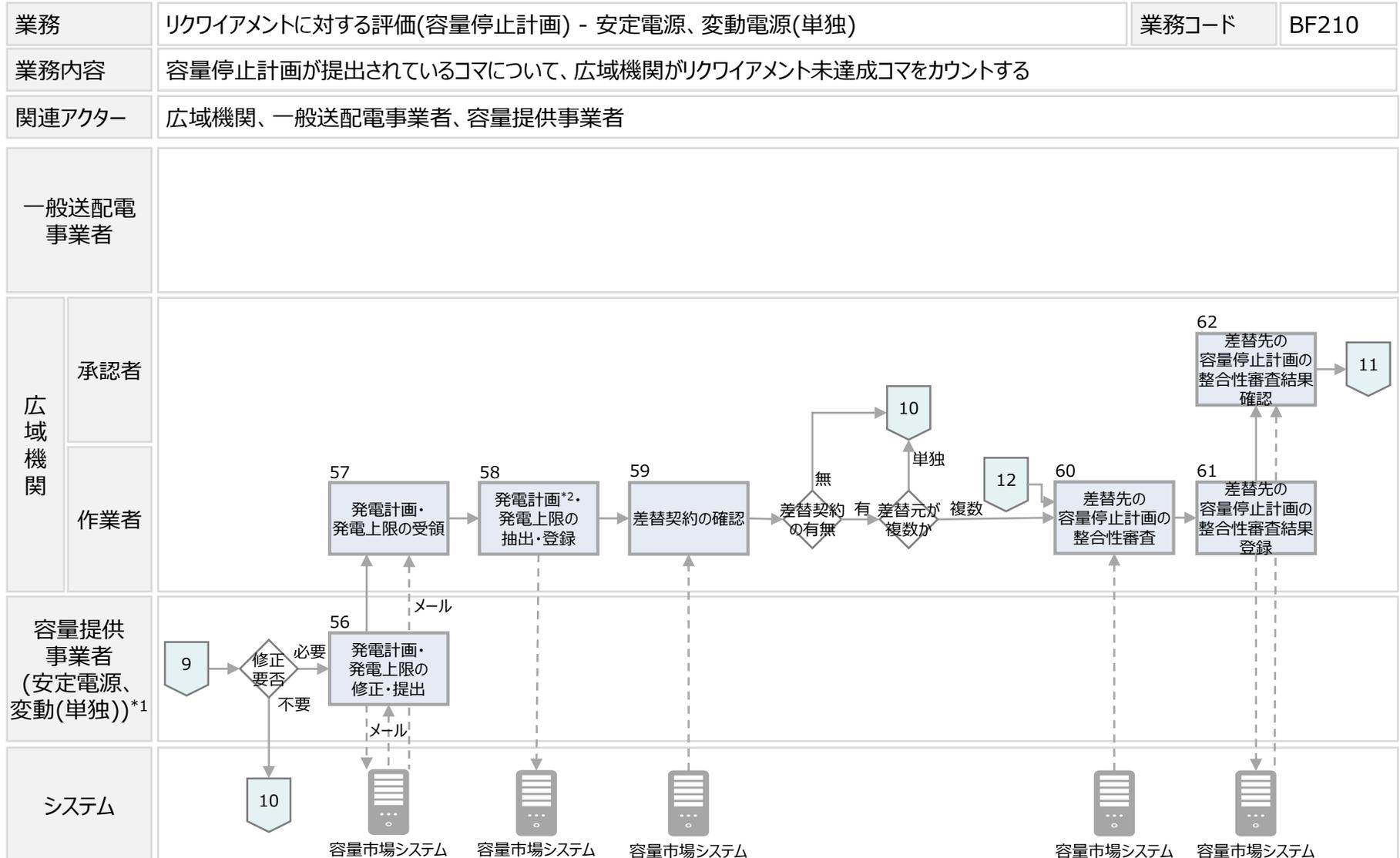


凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



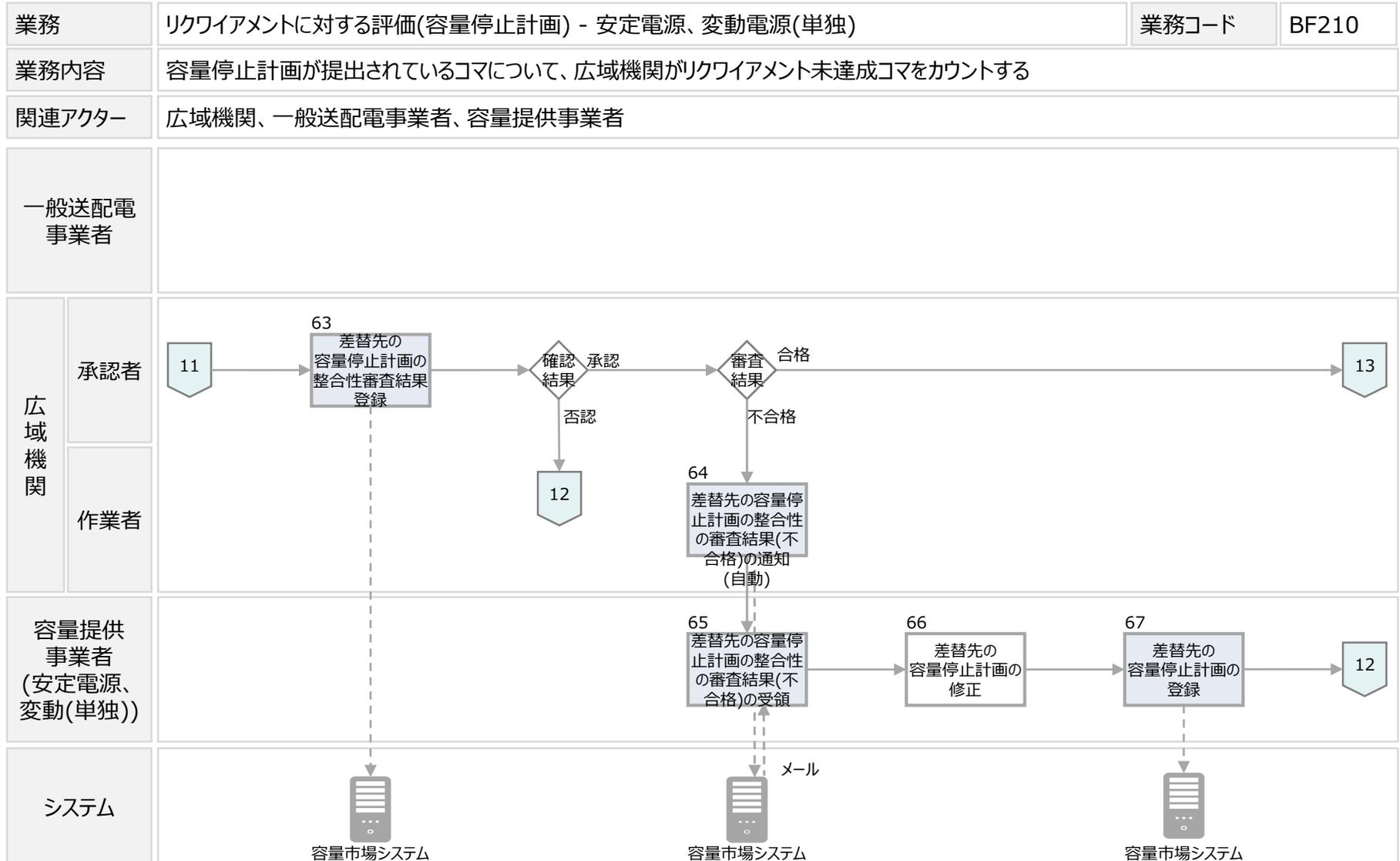
*1：発電販売計画に係るプロセスのアクターは発電契約者であるとする

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



*1：発電販売計画に係るプロセスのアクターは発電契約者であるとする

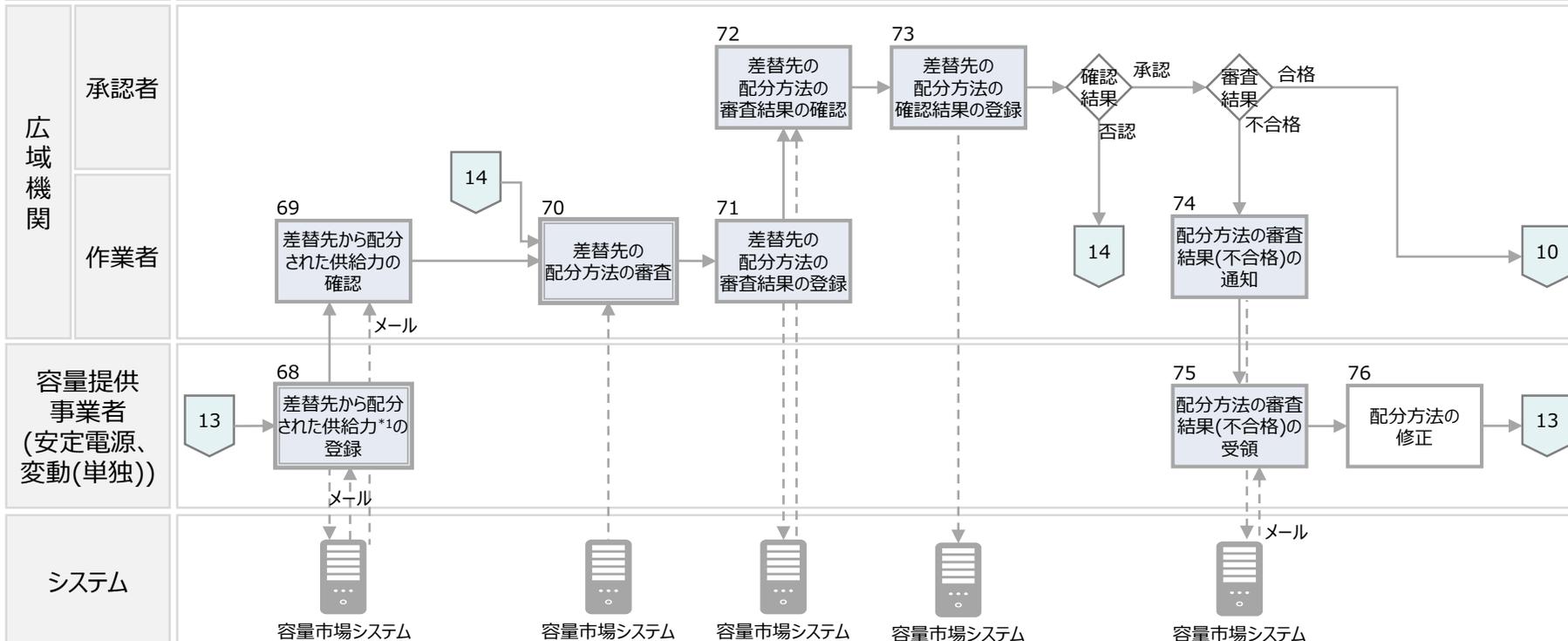
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

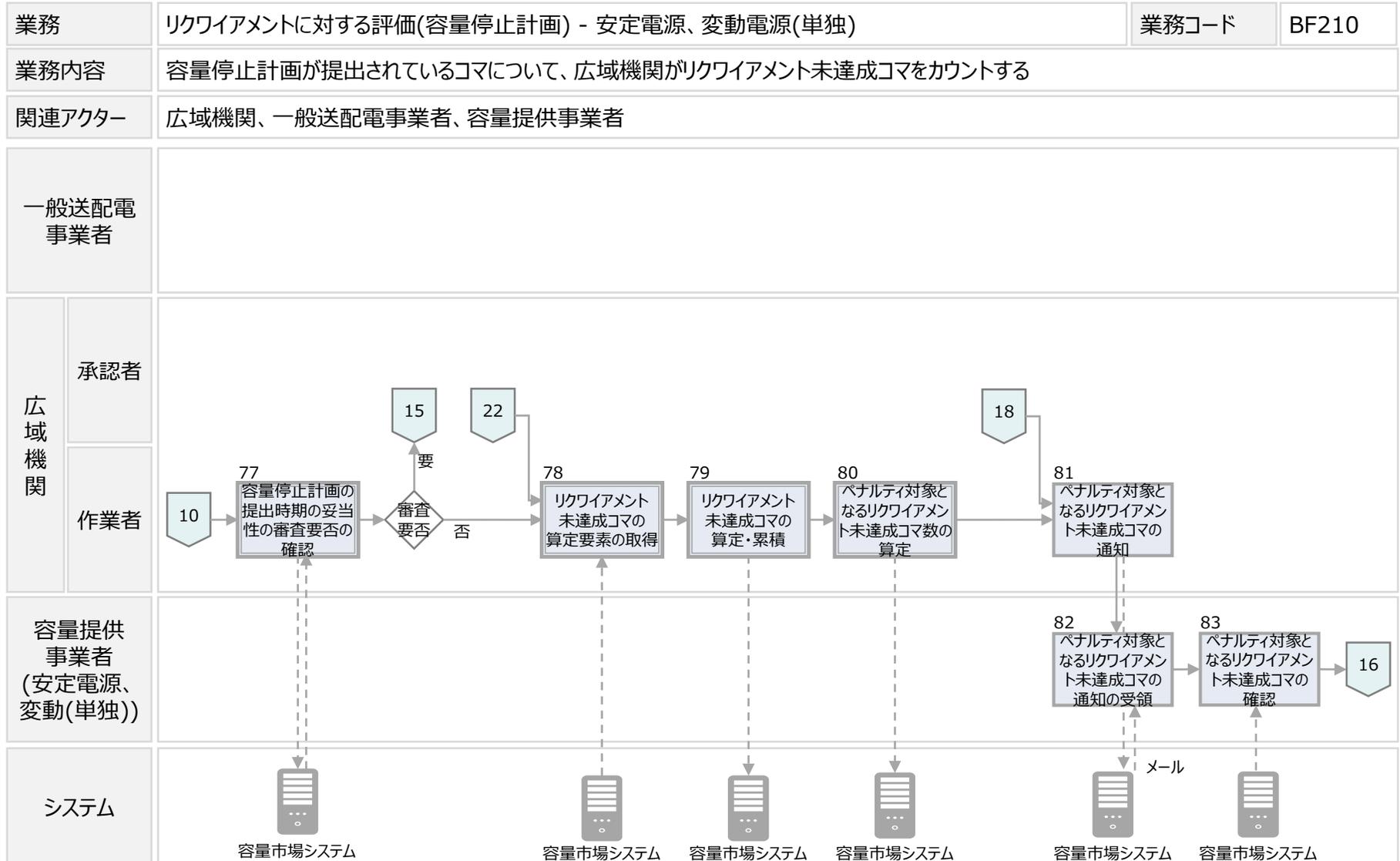
業務	リクワイアメントに対する評価(容量停止計画) - 安定電源、変動電源(単独)	業務コード	BF210
業務内容	容量停止計画が提出されているコマについて、広域機関がリクワイアメント未達成コマをカウントする		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		

一般送配電事業者	
----------	--

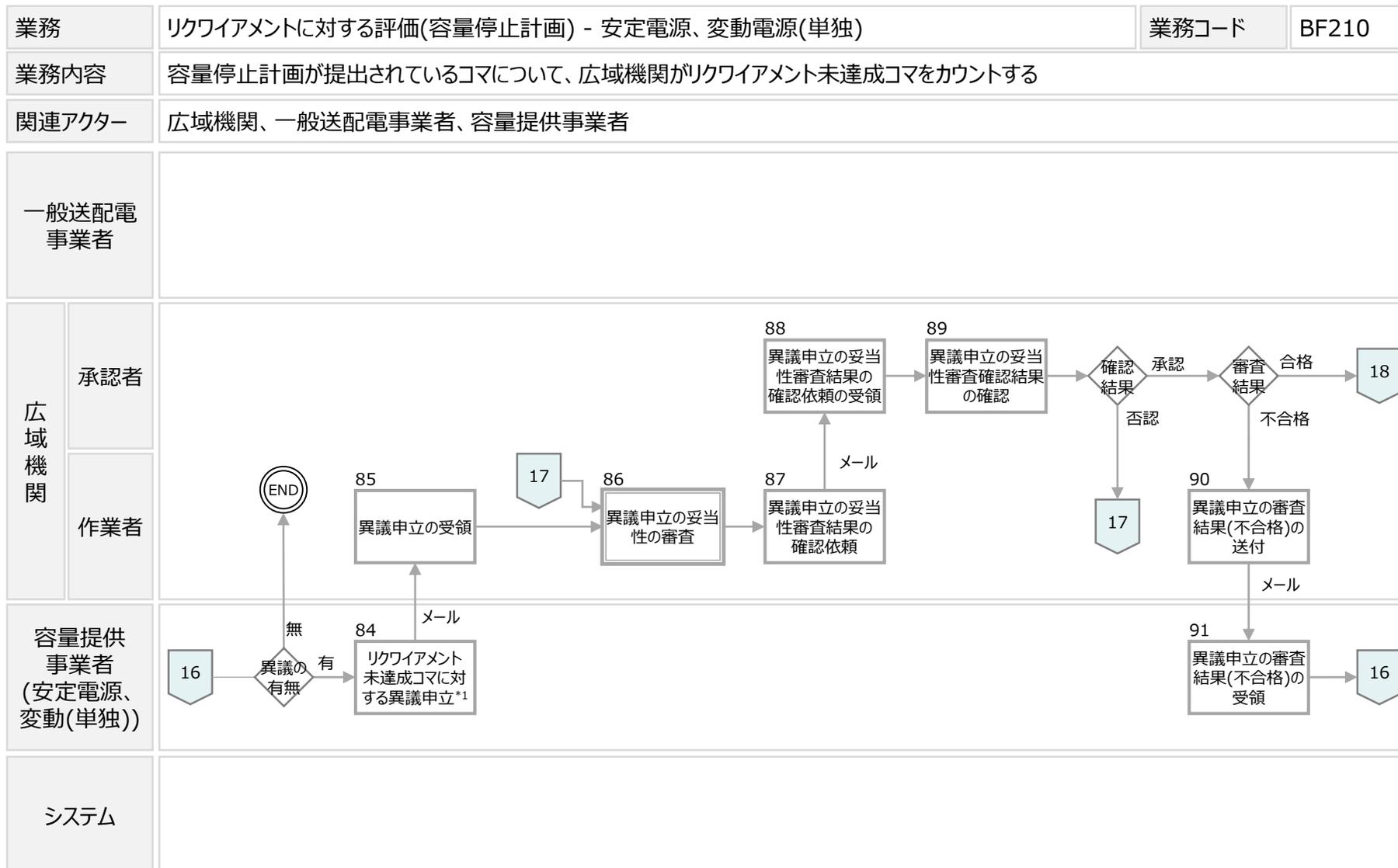


*1：差替先から提供された供給力を、電源が提供できる供給力の最大値に登録する

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

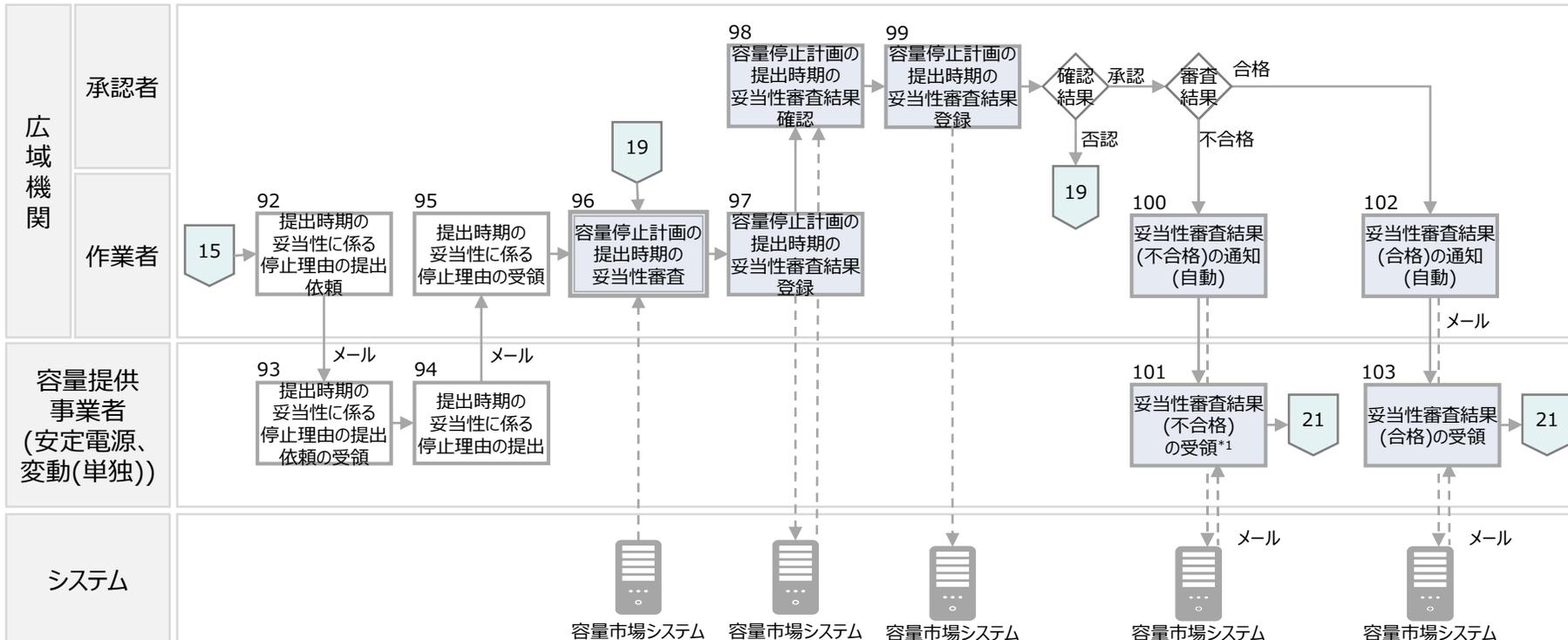


*1：事業者保全の観点から、ペナルティ対象となるリクワイアメント未達成量だけでなくすべてのリクワイアメント未達成量に関する異議申立を行えるものとする

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(容量停止計画) - 安定電源、変動電源(単独)	業務コード	BF210
業務内容	容量停止計画が提出されているコマについて、広域機関がリクワイアメント未達成コマをカウントする		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		

一般送配電事業者	
----------	--

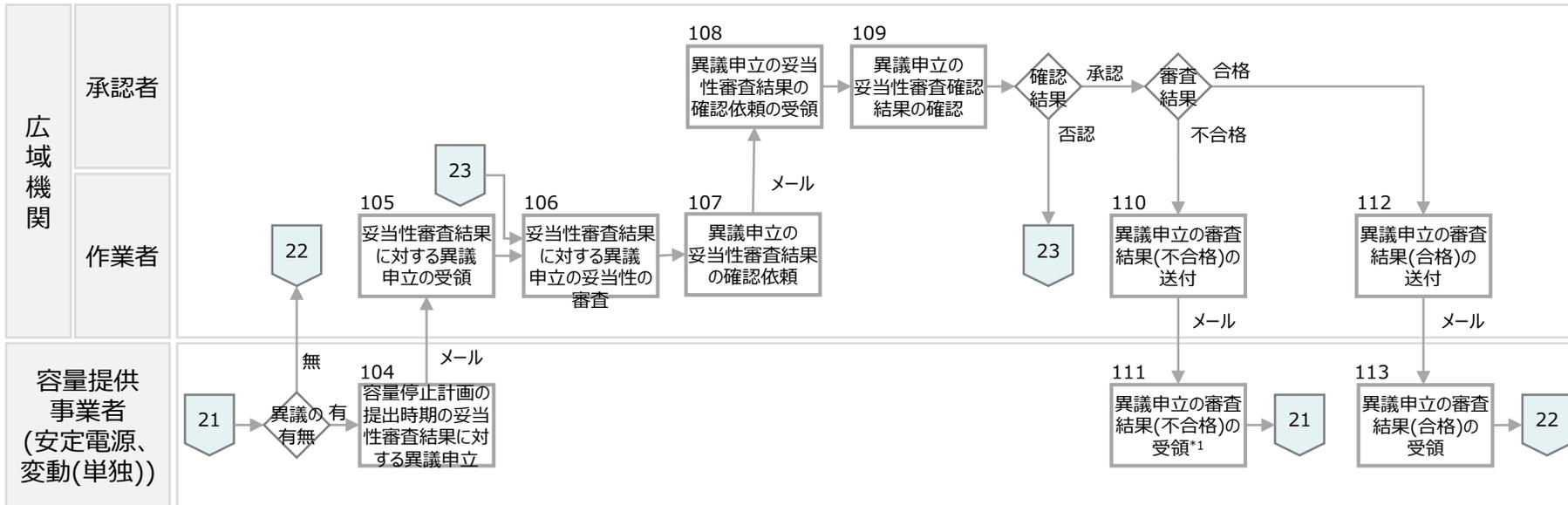


*1：容量停止計画の提出時期の妥当性が認められなかった場合、容量提供事業者には何らかのペナルティが科せられる可能性がある

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(容量停止計画) - 安定電源、変動電源(単独)	業務コード	BF210
業務内容	容量停止計画が提出されているコマについて、広域機関がリクワイアメント未達成コマをカウントする		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		

一般送配電事業者	
----------	--



*1：容量停止計画の提出時期の妥当性が認められなかった場合、容量提供事業者には何らかのペナルティが科せられる可能性がある

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	容量停止計画(年間)の提出
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
容量停止計画(年間)の提出 容量提供事業者が、定期補修および中間補修に係る容量停止計画(年間)を提出する ※差替契約を締結している場合は差替先の容量停止計画もあわせて提出する	
【対象】	
• 供計ガイドラインにおける定期補修および中間補修を対象とする年間計画	
【手順】	
① 容量提供事業者が、広域機関から調整が必要なエリア・時期の揭示(調整依頼)を受けて容量停止計画(年間)の見直しを検討する	
② 容量提供事業者が、変更した容量停止計画(年間)を広域機関に提出する	
【提出時期】	
• 実需給年度の2年前の12月中に提出する	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	変換された容量停止計画の取り込み・提示
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
変換された容量停止計画の取り込み・提示 広域機関(作業者)が、作業停止計画調整ツールにて作業停止計画から変換された容量停止計画を、容量市場システムに取込み、容量提供事業者に提示する	
【データ連携・変換・取込み方法】	
<ul style="list-style-type: none">・ 広域機関(作業者)は、広域機関システム上にある作業停止計画を出力し、作業停止計画調整ツールにファイルを連携・変換する・ 作業停止計画調整ツールから出力された容量停止計画を、容量市場システムに取込む・ 容量市場システムに登録された容量停止計画が、事業者から閲覧できるようになる	
※なお、作業停止計画と容量停止計画を連携するキーで使用する項目は、以下3案で検討している。	
案1：作業箇所コード	
案2：広域受付番号	
案3：作業停止計画の任意入力欄	

*1：容量停止計画は、提出タイミングごとに管理される。最大20バージョンの容量停止計画が格納可能であり、20を超えた場合、古いものから削除される
各コマの容量停止計画提出タイミングは、一番最後に当該コマが変更された容量停止計画の提出タイミングが採用される

業務プロセス	差替先から配分された供給力の登録
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

差替先から配分された供給力の登録

容量提供事業者が、差替先から配分された電源が提供できる供給力の最大値を登録する

差替契約を締結している容量提供事業者(安定電源、変動電源(単独))は、自身の発電計画の提出を行った後、差替先の電源における提供できる供給力の最大値を登録する。差替先の電源区分にかかわらず(例えば変動電源(アグリゲート)のような電源であっても)、提供できる供給力の最大値を登録しなければならない

差替先が複数の差替元と契約している場合、差替元は差替容量を最大値として任意の値を差替先の電源が提供できる供給力の最大値として登録する。登録された供給力の合計が、差替先の電源が提供できる供給力の最大値を上回る登録はできない。

【差替元が複数存在する差替先からの配分例(1コマについて)】

差替容量が3,000kWの差替先Bが2,700kW(提供できる供給力の最大値)のみ供給可能な場合

1) 審査合格となる例

→差替元A,Cとの差替容量の比=2:1で配分

差替先Bの提供できる供給力の最大値	2,700kW
差替元Aへの配分値	1,800kW
差替元Cへの配分値	900kW

→差替容量によらず、完全に任意の値で配分

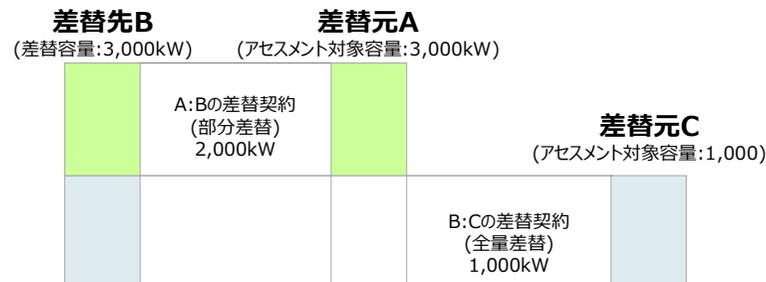
差替先Bの提供できる供給力の最大値	2,700kW
差替元Aへの配分値	1,700kW
差替元Cへの配分値	1,000kW

2) 審査不合格となる例

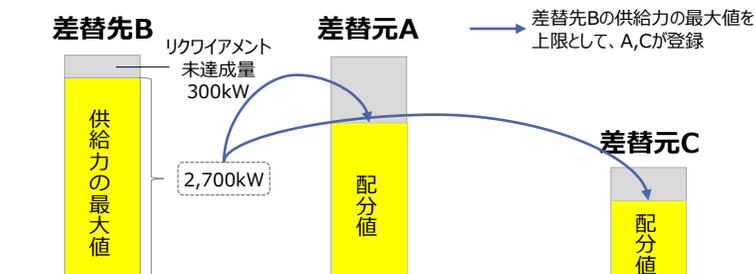
→差替元A,Cが登録した合計が、差替先Bの発電上限(2,700kW)を超えているため審査不合格となる

差替先Bの提供できる供給力の最大値	2,700kW
差替元Aへの配分値	2,000kW
差替元Bへの配分値	1,500kW

差替契約の例



供給力の最大値の配分方法



リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	差替先の配分方法の審査				
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者				
詳細内容					
<p>差替先の配分方法の審査 広域機関(作業)が、差替先から配分された電源が提供できる供給力の最大値の配分方法を審査する 差替元が登録した値の合計が、差替先の電源が提供できる供給力の最大値を超えていないか確認する</p> <p>差替先の電源が提供できる供給力の最大値を超えて提供できる供給力の最大値を登録している場合は登録は不合格となる</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>審査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提供できる供給力の最大値</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 差替元が登録した、差替先から配分された差替先の提供できる供給力の最大値（合計）と差替先の電源が提供できる供給力の最大値を比較する 差替先の電源が提供できる供給力の最大値と差替先から配分された提供できる供給力の最大値（合計）が同量か、差替先の電源が提供できる供給力の最大値が上回る場合を合格とし、下回る場合を不合格とする </td> </tr> </tbody> </table>		確認項目	審査方法	提供できる供給力の最大値	<ul style="list-style-type: none"> 差替元が登録した、差替先から配分された差替先の提供できる供給力の最大値（合計）と差替先の電源が提供できる供給力の最大値を比較する 差替先の電源が提供できる供給力の最大値と差替先から配分された提供できる供給力の最大値（合計）が同量か、差替先の電源が提供できる供給力の最大値が上回る場合を合格とし、下回る場合を不合格とする
確認項目	審査方法				
提供できる供給力の最大値	<ul style="list-style-type: none"> 差替元が登録した、差替先から配分された差替先の提供できる供給力の最大値（合計）と差替先の電源が提供できる供給力の最大値を比較する 差替先の電源が提供できる供給力の最大値と差替先から配分された提供できる供給力の最大値（合計）が同量か、差替先の電源が提供できる供給力の最大値が上回る場合を合格とし、下回る場合を不合格とする 				

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	容量停止計画の登録漏れの確認対象電源選定
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
容量停止計画の登録漏れの確認対象電源選定 広域機関(作業者)が、容量停止計画の登録漏れの確認の対象となる電源を選定する	
【選定方法】	
<ul style="list-style-type: none">発電計画における発電計画値が7日間連続で0となっている電源を対象としたランダム抽出により選定された電源を容量停止計画の登録漏れの確認の対象とする毎月、1エリアにつき1電源を選定する差替契約を締結している場合、差替先についても容量停止計画の登録漏れの確認を行う	
※ランダム抽出は同年度に実施された容量停止計画の登録漏れの確認対象となった電源を除外した電源を母数に行われる	
【選定タイミング】	
<ul style="list-style-type: none">容量停止計画や発電上限等の修正が発生する可能性があるため、通常のアセスメントに先立ち実施する	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	遮断器情報の必要性の確認
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
遮断器情報の必要性の確認 広域機関(作業)が、容量停止計画の登録漏れの確認に遮断器情報が必要かどうか確認する 発電計画における発電計画値が7日間連続で0であるにもかかわらず、以下のいずれにも該当しない場合、遮断機は長時間オフとなっている可能性があるため、一般送配電事業者に遮断器情報の提供を依頼する <ul style="list-style-type: none">一般送配電事業者より受領した(電気関係報告規則第3条に基づく)電気事故が報告されているJEPXの発電情報公開システム(HJKS)において計画外停止が公表されている	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	容量停止計画の登録漏れの確認の実施
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
<p>容量停止計画の登録漏れの確認の実施</p> <p>容量停止計画の登録漏れの確認の対象となる容量提供事業者が選定された場合、広域機関(作業員)が、資料の取り寄せなどにより容量停止計画の登録漏れの確認を実施する</p> <p>容量停止計画の登録漏れの確認の対象となった電源について、以下に該当するか確認の上、該当する場合は容量停止計画の提出有無を確認し、提出がない場合は容量提供事業者に提出を依頼する</p> <ul style="list-style-type: none">• HJKS(JEPXの発電情報公開システム)や電気事故報告において、発電支障や発電ユニットの電力系統からの解列等以外の停止情報がある• 遮断器情報より電源の連系点における遮断器の長時間オフの理由が停止作業によるものである <p>※HJKS・電気事故報告・遮断機情報より計画外停止が確認できない場合、現地監査を実施し計画外停止の無申告を確認することもある</p>	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	容量停止計画の提出時期の妥当性の審査要否の確認
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

容量停止計画の提出時期の妥当性の審査要否の確認

広域機関(作業)が、容量提供事業者から提出されている容量停止計画を確認し、容量停止計画の提出時期の審査が必要か判断する
 容量提供事業者から実需給年度中に提出された容量停止計画の停止期間が2週間以上 (P)である場合、容量停止計画の提出時期の妥当性審査を行う

上記に該当しない場合は、通常のアセスメントのプロセスに進む

確認項目	審査方法
容量停止計画を最後に提出した時期	<ul style="list-style-type: none"> 最後に容量停止計画を提出した時期を確認し、提出時期が実需給年度中である場合、実需給年度中に提出された容量停止計画の提出期間を確認する 提出時期が実需給年度前である場合、通常のアセスメントのプロセスに進む
実需給年度中に提出された容量停止計画の停止期間	<ul style="list-style-type: none"> 実需給年度中に提出された容量停止計画において、2週間以上(P)の停止期間がある場合、容量停止計画の提出時期の妥当性審査を行う 実需給年度中に提出された容量停止計画の停止期間が2週間未満である場合、通常のアセスメントのプロセスに進む

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	リクワイアメント未達成コマの算定要素の取得
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
<p>リクワイアメント未達成コマの算定要素の取得 広域機関(作業)が、電源のリクワイアメント未達成コマの算出に必要な情報を取得する</p> <p>広域機関(作業)は、容量提供事業者のリクワイアメント未達成コマ及びペナルティ対象となるリクワイアメント未達成コマの算出に必要な情報を取得する 容量提供事業者が差替契約を締結している場合、差替先の情報についても取得する</p> <p>【広域機関(作業)が収集する要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 容量停止計画(差替元/差替先) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 容量停止計画 ✓ 停止作業期間、停止コマ ✓ 容量停止計画の提出タイミング*1 • 需給ひっ迫のおそれ発令有無および発令コマ • アセスメント対象容量 • 同一実需給年度内のリクワイアメント未達成コマのカウント数 	

*1：容量停止計画は、提出タイミングごとに管理される。最大20バージョンの容量停止計画が格納可能であり、20を超えた場合、古いものから削除される
 各コマの容量停止計画提出タイミングは、一番最後に当該コマが変更された容量停止計画の提出タイミングが採用される

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	リクワイアメント未達成コマの算定・累積
--------	---------------------

関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
--------	-----------------------

詳細内容

リクワイアメント未達成コマの算定・累積(1/6)

広域機関(作業者)が、発電販売計画よりリクワイアメント未達成コマを算出する

容量停止計画が提出されているコマについて、電源が提供できる供給力の最大値を確認する。当該最大値が、アセスメント対象容量を下回る場合、当該コマにおける未達成率「(アセスメント対象容量-電源が提供できる供給力の最大値)/アセスメント対象容量」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウントする

容量停止計画の提出タイミングや、需給ひっ迫のおそれの発令有無により、リクワイアメント未達成コマが5倍カウントされる場合がある。なお、流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等に伴う電源等の停止または出力低下による容量停止計画は、前月末までに提出されている場合、以降に容量停止計画の変更が生じたとしてもペナルティの倍率は基本的に1倍のままとする。

【需給ひっ迫のおそれの有無と容量停止計画の提出タイミングによるペナルティ倍率】

容量停止計画の提出タイミング*1	当該コマの需給状況	
	当該コマが「平常時」と判断された時	当該コマが「需給ひっ迫のおそれ」が発令された時
前月末	1倍	1倍
前週の火曜日17:00まで	1倍	5倍
前週の火曜日17:00以降	5倍*2	5倍

*1：月初にて前月末より前週の火曜日が先となる場合、ペナルティ倍率の計算は前週の火曜日17:00時点の提出タイミングが優先される

*2：平日の夜間(22:00-8:00)と休日(土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定されている休日、および12/30-1/3、4/30-5/2)は1倍

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	リクワイアメント未達成コマの算定・累積
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

リクワイアメント未達成コマの算定・累積(2/6)

広域機関(作業者)が、発電販売計画よりリクワイアメント未達成コマを算出する

容量停止計画が提出されているコマについて、電源が提供できる供給力の最大値^{*1}を確認する。提供できる供給力の最大値が、アセスメント対象容量を下回る場合、当該コマにおける未達成率 $[(\text{アセスメント対象容量}-\text{電源が提供できる供給力の最大値})/\text{アセスメント対象容量}]$ をリクワイアメント未達成コマ数としてカウントする。容量停止計画の提出タイミングや、需給ひっ迫のおそれの発令有無により、リクワイアメント未達成コマが5倍カウントされる場合がある。

【差替契約を行っていない場合のリクワイアメント未達成コマの算定(「平常時」と判定された時)】

	1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ
容量停止計画の停止期間と提出タイミング	← 前月末に提出		← 前週の火曜日17:00以降に提出 →		
需給ひっ迫のおそれの有無	-		平常時		-
アセスメント対象容量	4,000kW				
電源が提供できる供給力の最大値	4,000kW	0kW	2,000kW	2,000kW	4,000kW
リクワイアメント未達成コマ	-	1コマ $= (4,000 - 0) / 4,000 \times 1 \text{倍}$	0.5コマ $= (4,000 - 2,000) / 4,000 \times 1 \text{倍}$	2.5コマ $= (4,000 - 2,000) / 4,000 \times 5 \text{倍}$	-

- 電源のリクワイアメント未達成コマ数
 $4.0 \text{コマ} = 17 \text{コマ目} (1 \text{コマ} = (4,000 - 0) / 4,000 \times 1 \text{倍})$
 $+ 18 \text{コマ目} (0.5 \text{コマ} = (4,000 - 2,000) / 4,000 \times 1 \text{倍})$
 $+ 19 \text{コマ目} (2.5 \text{コマ} = (4,000 - 2,000) / 4,000 \times 5 \text{倍})$

*1：発電上限（揚水の場合は各月の送電可能電力）

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	リクワイアメント未達成コマの算定・累積
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

リクワイアメント未達成コマの算定・累積(3/6)

広域機関(作業者)が、発電販売計画よりリクワイアメント未達成コマを算出する

容量停止計画が提出されているコマについて、電源が提供できる供給力の最大値を確認する。当該最大値が、アセスメント対象容量を下回る場合、当該コマにおける未達成率「(アセスメント対象容量-電源が提供できる供給力の最大値)/アセスメント対象容量」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウントする
容量停止計画の提出タイミングや、需給ひっ迫のおそれの発令有無により、リクワイアメント未達成コマが5倍カウントされる場合がある

【差替契約を行っていない場合のリクワイアメント未達成コマの算定(「需給ひっ迫のおそれ」が公表された時)】

	1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ
容量停止計画の停止期間と提出タイミング		← 前月末に提出 →	← 前週の火曜日17:00までに提出 →	← 前週の木曜日に提出 →	
需給ひっ迫のおそれの有無	-	需給ひっ迫のおそれ あり	需給ひっ迫のおそれ あり	需給ひっ迫のおそれ あり	-
アセスメント対象容量	4,000kW				
電源が提供できる供給力の最大値	4,000kW	0kW	2,000kW	2,000kW	4,000kW
リクワイアメント未達成コマ	-	1コマ =(4,000-0)/4,000×1倍	2.5コマ =(4,000-2,000)/4,000×5倍	2.5コマ =(4,000-2,000)/4,000×5倍	-

- 電源のリクワイアメント未達成コマ数
 $6.0\text{コマ} = 17\text{コマ目}(1\text{コマ} = (4,000 - 0) / 4,000 \times 1\text{倍})$
 $+ 18\text{コマ目}(2.5\text{コマ} = (4,000 - 2,000) / 4,000 \times 5\text{倍})$
 $+ 19\text{コマ目}(2.5\text{コマ} = (4,000 - 2,000) / 4,000 \times 5\text{倍})$

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	リクワイアメント未達成コマの算定・累積																																																																																			
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者																																																																																			
詳細内容	<p>リクワイアメント未達成コマの算定・累積(4/6) 広域機関(作業)が、発電販売計画よりリクワイアメント未達成コマを算出する 差替契約を締結している場合、差替先から配分された電源が提供できる供給力の最大値によるリクワイアメント未達成量は、差替先エリアの需給状況に応じてペナルティ倍率が決定される</p> <p>【差替契約が締結されている場合のリクワイアメント未達成コマの算定】</p> <div style="text-align: center;"> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td></td> <td>1~16コマ</td> <td>17コマ</td> <td>18コマ</td> <td>19コマ</td> <td>20~48コマ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量停止計画の停止期間と提出タイミング</td> <td>電源A</td> <td colspan="2">← 前月末に提出 →</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>電源B</td> <td></td> <td colspan="2">← 前週の火曜日17時以降に提出 →</td> <td colspan="2">← 前月末に提出 →</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">需給ひっ迫のおそれの有無</td> <td>電源A</td> <td>平常時</td> <td>需給ひっ迫のおそれ あり</td> <td colspan="2">平常時</td> <td>平常時</td> </tr> <tr> <td>電源B</td> <td>平常時</td> <td>平常時</td> <td>需給ひっ迫のおそれ あり</td> <td>需給ひっ迫のおそれ あり</td> <td>平常時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アセスメント対象容量</td> <td>電源A</td> <td colspan="5">1,000kW(電源Aの月別アセスメント対象容量 - 電源Bの月別の差替容量)</td> </tr> <tr> <td>電源B</td> <td colspan="5">5,000kW(電源Bの月別の差替容量)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源が提供できる供給力の最大値</td> <td>電源A</td> <td>1,000kW</td> <td>0kW</td> <td>500kW</td> <td>1,000kW</td> <td>1,000kW</td> </tr> <tr> <td>電源B</td> <td>5,000kW</td> <td>5,000kW</td> <td>0kW</td> <td>500kW</td> <td>5,000kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リクワイアメント未達成コマ</td> <td>電源A</td> <td>-</td> <td>0.17コマ =(1,000-0)/6,000×1倍</td> <td>0.08コマ =(1,000-500)/6,000×1倍</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電源B</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.17コマ =(5,000-0)/6,000×5倍</td> <td>0.75コマ =(5,000-500)/6,000×1倍</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電源Aのリクワイアメント未達成コマ(合計)</td> <td></td> <td>-</td> <td colspan="3">5.17コマ=10コマ目(0.17コマ+0コマ)+11コマ目(0.08コマ+4.17コマ) +11コマ目(0コマ+0.75コマ)</td> <td>-</td> </tr> </table>							1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ	容量停止計画の停止期間と提出タイミング	電源A	← 前月末に提出 →					電源B		← 前週の火曜日17時以降に提出 →		← 前月末に提出 →		需給ひっ迫のおそれの有無	電源A	平常時	需給ひっ迫のおそれ あり	平常時		平常時	電源B	平常時	平常時	需給ひっ迫のおそれ あり	需給ひっ迫のおそれ あり	平常時	アセスメント対象容量	電源A	1,000kW(電源Aの月別アセスメント対象容量 - 電源Bの月別の差替容量)					電源B	5,000kW(電源Bの月別の差替容量)					電源が提供できる供給力の最大値	電源A	1,000kW	0kW	500kW	1,000kW	1,000kW	電源B	5,000kW	5,000kW	0kW	500kW	5,000kW	リクワイアメント未達成コマ	電源A	-	0.17コマ =(1,000-0)/6,000×1倍	0.08コマ =(1,000-500)/6,000×1倍	-	-	電源B	-	-	4.17コマ =(5,000-0)/6,000×5倍	0.75コマ =(5,000-500)/6,000×1倍	-	電源Aのリクワイアメント未達成コマ(合計)		-	5.17コマ=10コマ目(0.17コマ+0コマ)+11コマ目(0.08コマ+4.17コマ) +11コマ目(0コマ+0.75コマ)			-
		1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ																																																																														
容量停止計画の停止期間と提出タイミング	電源A	← 前月末に提出 →																																																																																		
	電源B		← 前週の火曜日17時以降に提出 →		← 前月末に提出 →																																																																															
需給ひっ迫のおそれの有無	電源A	平常時	需給ひっ迫のおそれ あり	平常時		平常時																																																																														
	電源B	平常時	平常時	需給ひっ迫のおそれ あり	需給ひっ迫のおそれ あり	平常時																																																																														
アセスメント対象容量	電源A	1,000kW(電源Aの月別アセスメント対象容量 - 電源Bの月別の差替容量)																																																																																		
	電源B	5,000kW(電源Bの月別の差替容量)																																																																																		
電源が提供できる供給力の最大値	電源A	1,000kW	0kW	500kW	1,000kW	1,000kW																																																																														
	電源B	5,000kW	5,000kW	0kW	500kW	5,000kW																																																																														
リクワイアメント未達成コマ	電源A	-	0.17コマ =(1,000-0)/6,000×1倍	0.08コマ =(1,000-500)/6,000×1倍	-	-																																																																														
	電源B	-	-	4.17コマ =(5,000-0)/6,000×5倍	0.75コマ =(5,000-500)/6,000×1倍	-																																																																														
電源Aのリクワイアメント未達成コマ(合計)		-	5.17コマ=10コマ目(0.17コマ+0コマ)+11コマ目(0.08コマ+4.17コマ) +11コマ目(0コマ+0.75コマ)			-																																																																														

*1：差替先の電源等区分にかかわらず、電源が提供できる供給力の最大値を用いて同様の計算を行う

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	リクワイアメント未達成コマの算定・累積
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

リクワイアメント未達成コマの算定・累積(5/6)

広域機関(作業者)が、発電販売計画よりリクワイアメント未達成コマを算出する

電源が複数のユニットを持つ場合でも、電源単位でリクワイアメント未達成量の計算を行う。計算の際、電源が提供できる供給力の最大値は、ユニットごとの電源が提供できる供給力の最大値の合算値を用いてリクワイアメント未達成コマ数を算出する
 なお、電源等情報間で系統コードが重複する場合、該当する詳細情報の設備容量比(P)で広域機関システムから抽出したアセスメント諸元を按分する*1

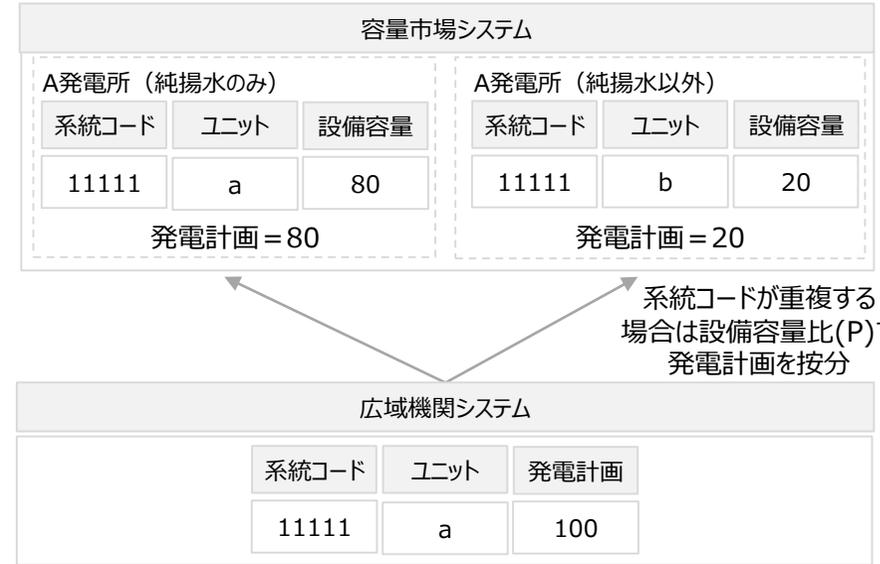
【リクワイアメント未達成コマを合算する例(1コマについて)】

電源Aが3つのユニットで構成されている場合、ユニットa,b,cの提供できる供給力の最大値の合算値と電源Aのアセスメント対象容量の比率で電源Aのリクワイアメント未達成量を算出し、電源Aのリクワイアメント未達成コマ数とする

【リクワイアメント未達成コマを合算するイメージ】

電源Aを持つユニット			
電源Aのアセスメント対象容量	12,000kW		
ユニットごとの電源が提供できる供給力の最大値	2,000kW	0kW	1,000kW
電源Aの提供できる供給力の最大値	3,000kW = 2,000kW + 0kW + 1,000kW		
電源Aのリクワイアメント未達成コマ数	0.25コマ = 1コマ × (3,000kW/12,000kW)		

【系統コードが重複する場合のアセスメント諸元の按分イメージ】



*1：将来的に、「アセスメント方法単位での電源等情報の登録を求める」や「電源等区分が混在する場合（例：安定 + 変動単独）の電源等情報の登録を認める」の対応となった場合に備えて、系統コード（詳細情報）が重複する電源等情報が存在する場合、広域機関システムから取得したアセスメント情報を設備容量比で各電源等情報に按分する機能を容量市場システムに設けておく。

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	リクワイアメント未達成コマの算定・累積
--------	---------------------

関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
--------	-----------------------

詳細内容

リクワイアメント未達成コマの算定・累積(6/6)

広域機関(作業者)が、発電販売計画よりリクワイアメント未達成コマを算出する

電源のリクワイアメント未達成コマをカウントしたのち、当該実需給年度のすべての未達成コマ数を合算する
合算する際は、各コマにおけるペナルティ倍率を乗じたものを合算する

【累積の方法】

アセスメント月が1月の場合、4月-1月までのリクワイアメント未達成コマ数を累積する

アセスメント月	リクワイアメント未達成コマ数	リクワイアメント未達成コマ数の累積数
4月	0コマ	9,356コマ =(0コマ+0コマ+1,440コマ +2,000コマ+1,488コマ +1,440コマ+1,488コマ+ 500コマ+500コマ)
5月	0コマ	
6月	1,440コマ	
7月	2,000コマ*1	
8月	1,488コマ	
9月	1,440コマ	
10月	1,488コマ	
11月	500コマ	
12月	500コマ	
1月	500コマ	
2月	-	
3月	-	

*1：需給ひっ迫のおそれの発令有無、容量停止計画提出のタイミングによっては月のリクワイアメント未達成コマ数が48コマ×31日=1,488コマを超えることがある

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	ペナルティ対象となるリクワイアメント未達成コマ数の算定
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

ペナルティ対象となるリクワイアメント未達成コマ数の算定

広域機関(作業)が、ペナルティ対象となるリクワイアメント未達成コマ数を算出する

アセスメント対象電源のリクワイアメント未達成コマ総数が8,640コマ(180日相当)を超過した場合、超過分のリクワイアメント未達成コマに対して経済的ペナルティが課される

【ペナルティ対象となるリクワイアメント未達成コマ数の算定方法】

アセスメント月が1月の場合、4月-1月までのリクワイアメント未達成コマ数の累積値を確認し、8,640コマを超過しているか確認する

アセスメント月	リクワイアメント未達成コマ数*1	リクワイアメント未達成コマ数の累積数
4月	0コマ	9,356コマ =(0コマ+0コマ+1,440コマ+2,000コマ+1,488コマ+1,440コマ+1,488コマ+500コマ+500コマ)
5月	0コマ	
6月	1,440コマ	
7月	2,000コマ	
8月	1,488コマ	
9月	1,440コマ	
10月	1,488コマ	
11月	500コマ	
12月	500コマ	
1月	500コマ	
2月	-	
3月	-	

8,640コマを超過

※算定方法に関する補足

- アセスメント月の当月に8,640コマを超過した場合：当月の超過分がペナルティ対象となるリクワイアメント未達成コマとなる(12月は216コマ)
- アセスメント月より前に8,640コマを超過している場合：当月のリクワイアメント未達成コマが全量ペナルティ対象となる(1月は500コマ)

*1：数値は、経済的ペナルティの算出タイミングまで小数点以下の四捨五入を行わないこととする。無限小数等の場合を考慮するため、広域機関内で計算の諸元となる電源が提供できる供給力の最大値等を年度末まで保持する

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	異議申立の妥当性の審査								
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者								
詳細内容									
<p>異議申立の妥当性の審査 広域機関(作業者)が、受領した異議申立資料の妥当性を審査する</p> <p>容量提供事業者より受領したペナルティ対象となるリクワイアメント未達成コマに関する異議申立について、その内容を確認する 異議申立が以下の項目に該当する場合、異議申立は妥当であると判断する。異議申立が妥当であると判断された場合、広域機関(作業者)は、リクワイアメント未達成コマやペナルティ倍率等を、異議申立に基づいて修正し、結果とともに広域機関(承認者)に報告する。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>異議申立の分類</th> <th>審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リクワイアメント未達成量に関する異議申立</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 停止コマ、リクワイアメント未達成コマの計算方法(差替時における供給力の配分方法等) </td> </tr> <tr> <td>ペナルティ倍率に関する異議申立</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 以下の要因に伴う容量停止計画の変更 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 流通設備の計画的な作業実施 ✓ 従来からの地元自治体との協定 </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合 </td> </tr> </tbody> </table>		異議申立の分類	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事由	リクワイアメント未達成量に関する異議申立	<ul style="list-style-type: none"> 停止コマ、リクワイアメント未達成コマの計算方法(差替時における供給力の配分方法等) 	ペナルティ倍率に関する異議申立	<ul style="list-style-type: none"> 以下の要因に伴う容量停止計画の変更 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 流通設備の計画的な作業実施 ✓ 従来からの地元自治体との協定 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合
異議申立の分類	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事由								
リクワイアメント未達成量に関する異議申立	<ul style="list-style-type: none"> 停止コマ、リクワイアメント未達成コマの計算方法(差替時における供給力の配分方法等) 								
ペナルティ倍率に関する異議申立	<ul style="list-style-type: none"> 以下の要因に伴う容量停止計画の変更 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 流通設備の計画的な作業実施 ✓ 従来からの地元自治体との協定 								
その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合 								

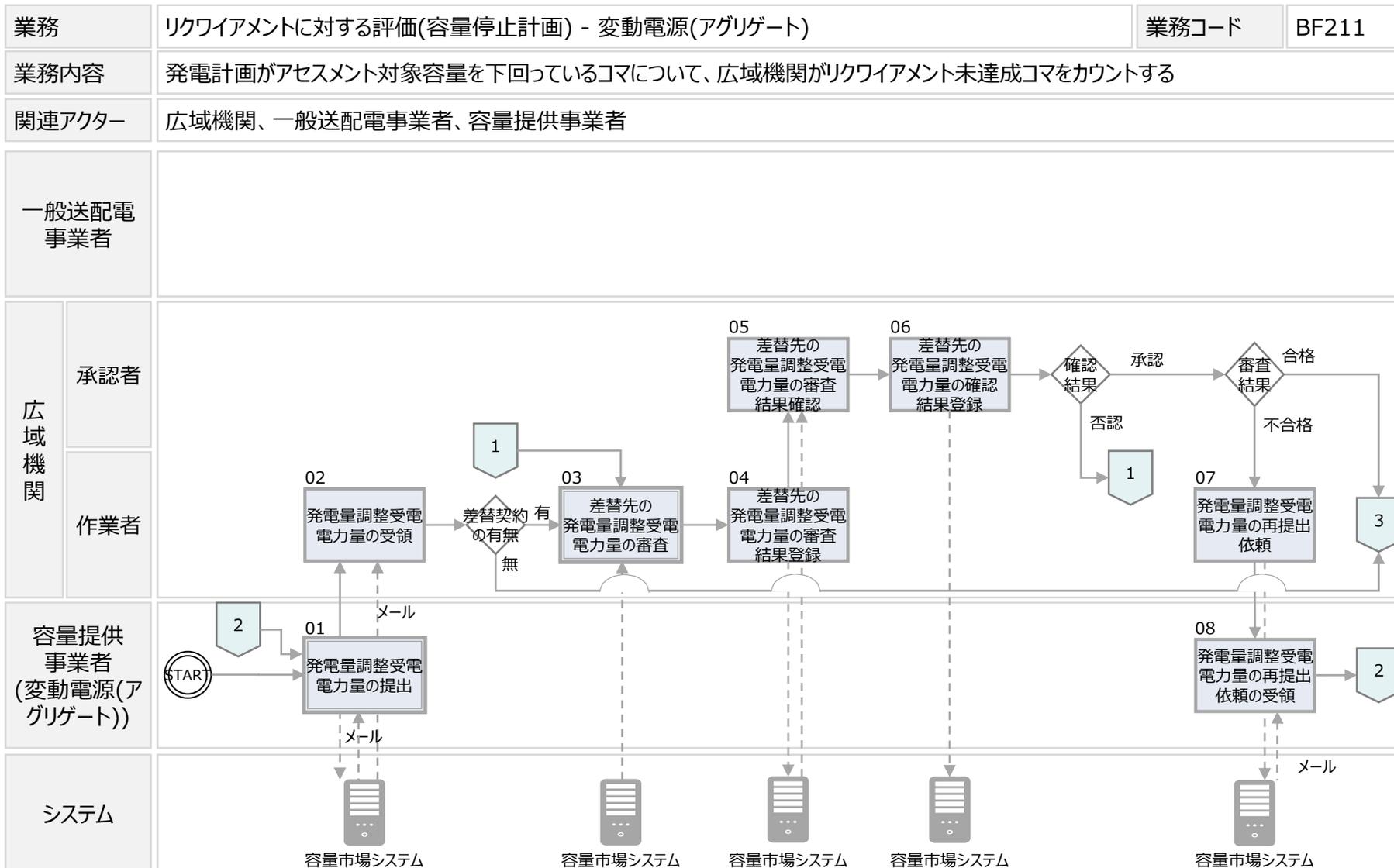
リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	容量停止計画の提出時期の妥当性審査				
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者				
詳細内容					
<p>容量停止計画の提出時期の妥当性審査</p> <p>広域機関(事業者)が、実需給年度中に容量提供事業者から提出された容量停止計画の提出時期が妥当か審査する 実需給年度に容量提供事業者から提出された容量停止計画が2週間以上の期間であった場合(P)、広域機関(事業者)は当該の容量停止計画が実需給年度以前に提出できるものであったか審査する</p> <p>実需給年度以前に明らかになるような計画であった場合、不合格とする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>審査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量停止計画の停止理由</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1) 審査が必要と判断された容量停止計画について、実需給期間中に提出された容量停止計画の停止理由を確認する 2) 広域機関が実需給年度以前に提出できると判断した場合(例：停止理由が定期的に行われるメンテナンスである場合など)は、不合格とする </td> </tr> </tbody> </table>		確認項目	審査方法	容量停止計画の停止理由	<ol style="list-style-type: none"> 1) 審査が必要と判断された容量停止計画について、実需給期間中に提出された容量停止計画の停止理由を確認する 2) 広域機関が実需給年度以前に提出できると判断した場合(例：停止理由が定期的に行われるメンテナンスである場合など)は、不合格とする
確認項目	審査方法				
容量停止計画の停止理由	<ol style="list-style-type: none"> 1) 審査が必要と判断された容量停止計画について、実需給期間中に提出された容量停止計画の停止理由を確認する 2) 広域機関が実需給年度以前に提出できると判断した場合(例：停止理由が定期的に行われるメンテナンスである場合など)は、不合格とする 				

- リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)
 - 変動電源(アグリゲート)

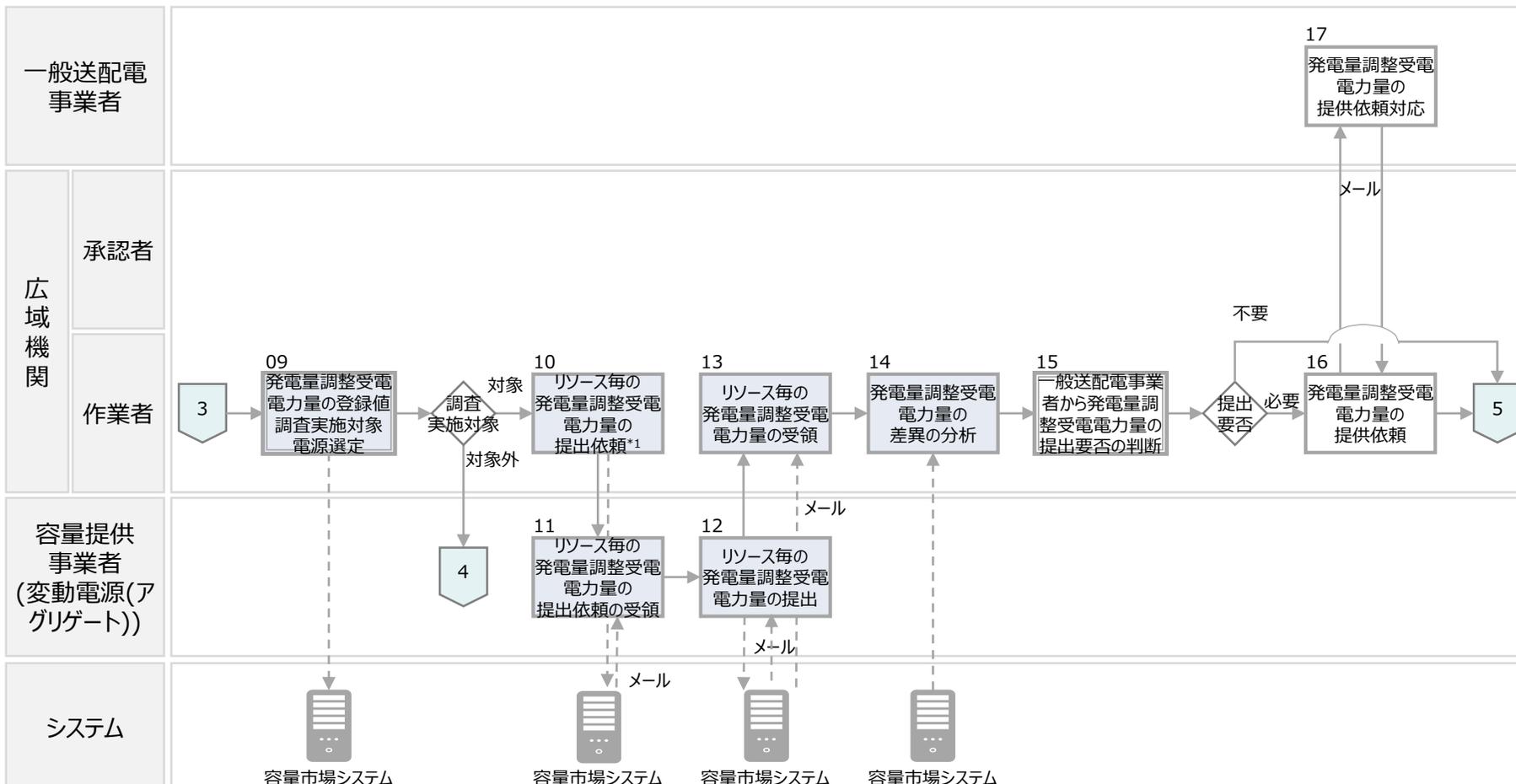
リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

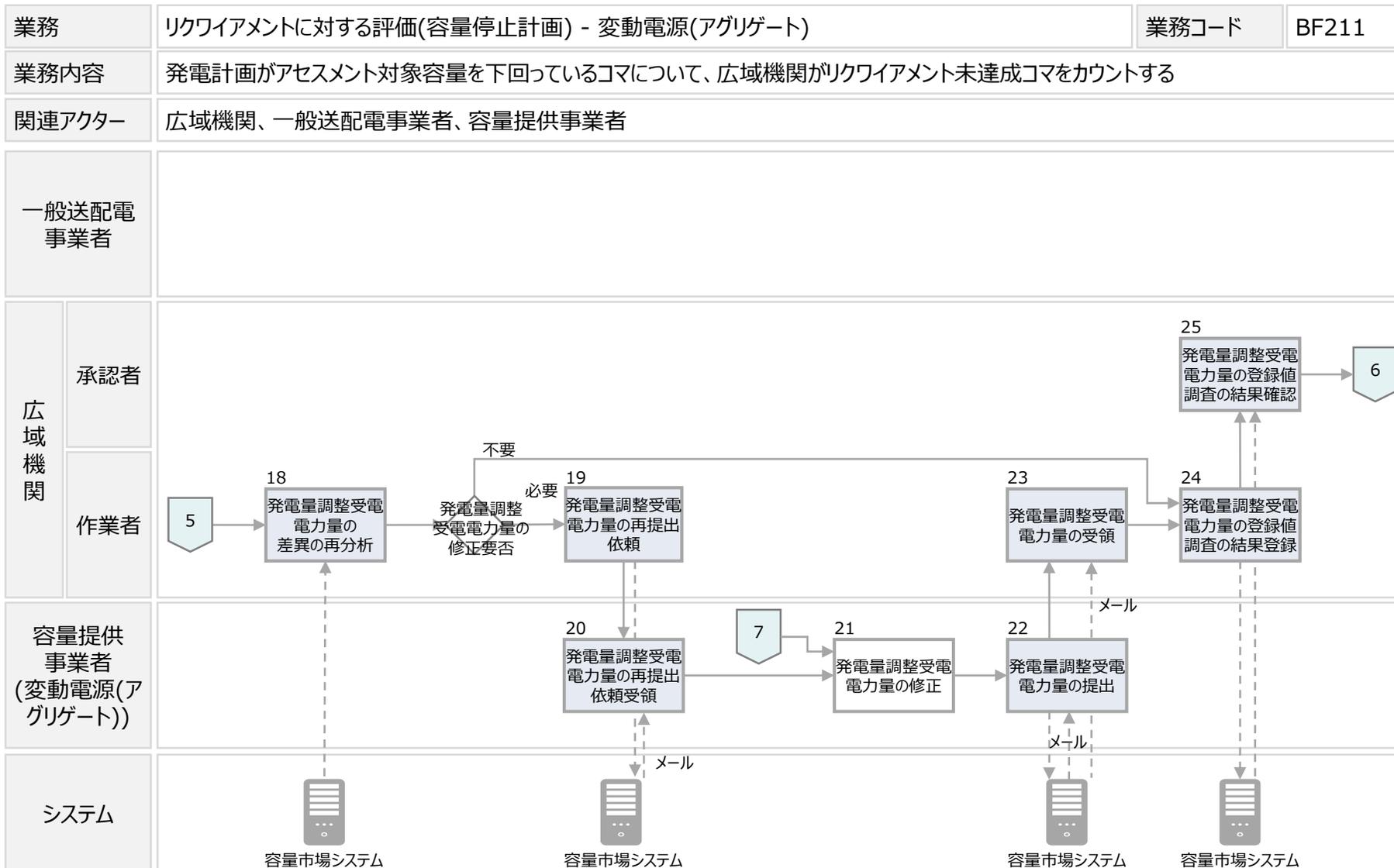
業務	リクワイアメントに対する評価(容量停止計画) - 変動電源(アグリゲート)	業務コード	BF211
業務内容	発電計画がアセスメント対象容量を下回っているコマについて、広域機関がリクワイアメント未達成コマをカウントする		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		



*1：差替契約を締結している電源の場合、差替先の市場応札量等の提出も依頼する

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

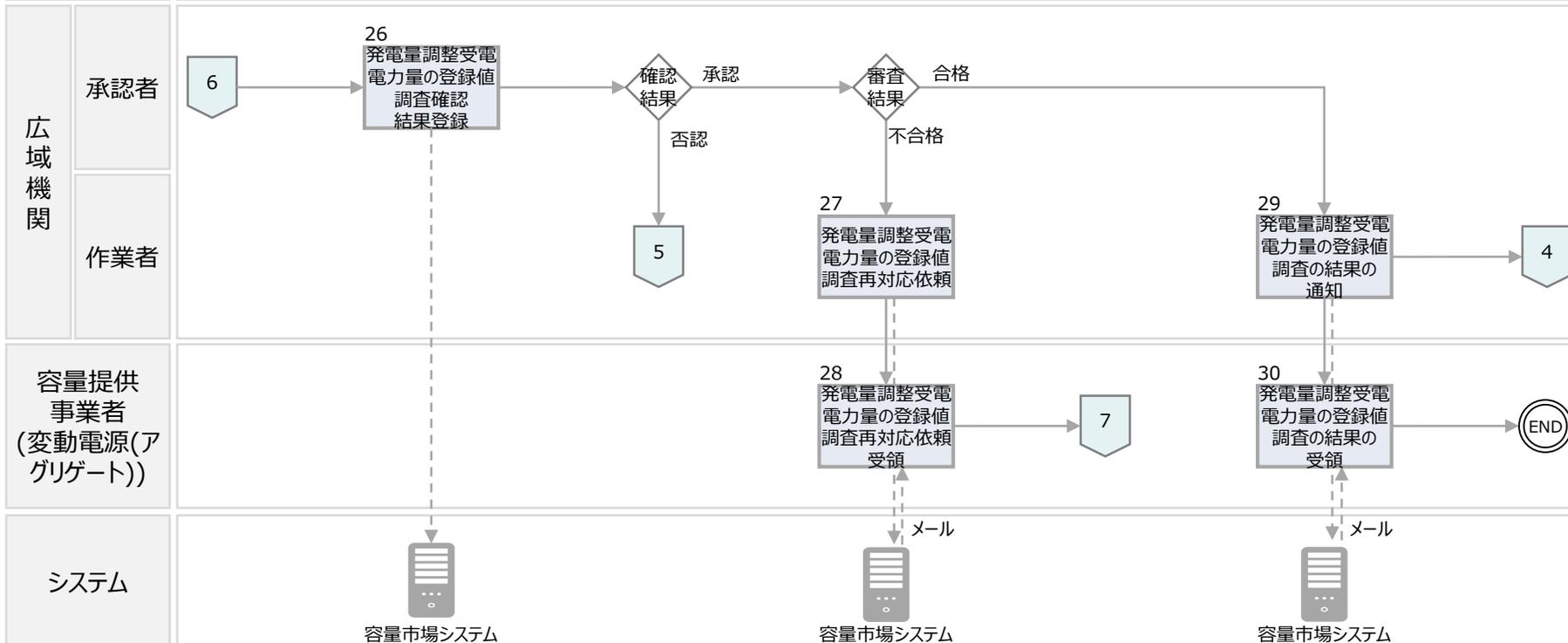


リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

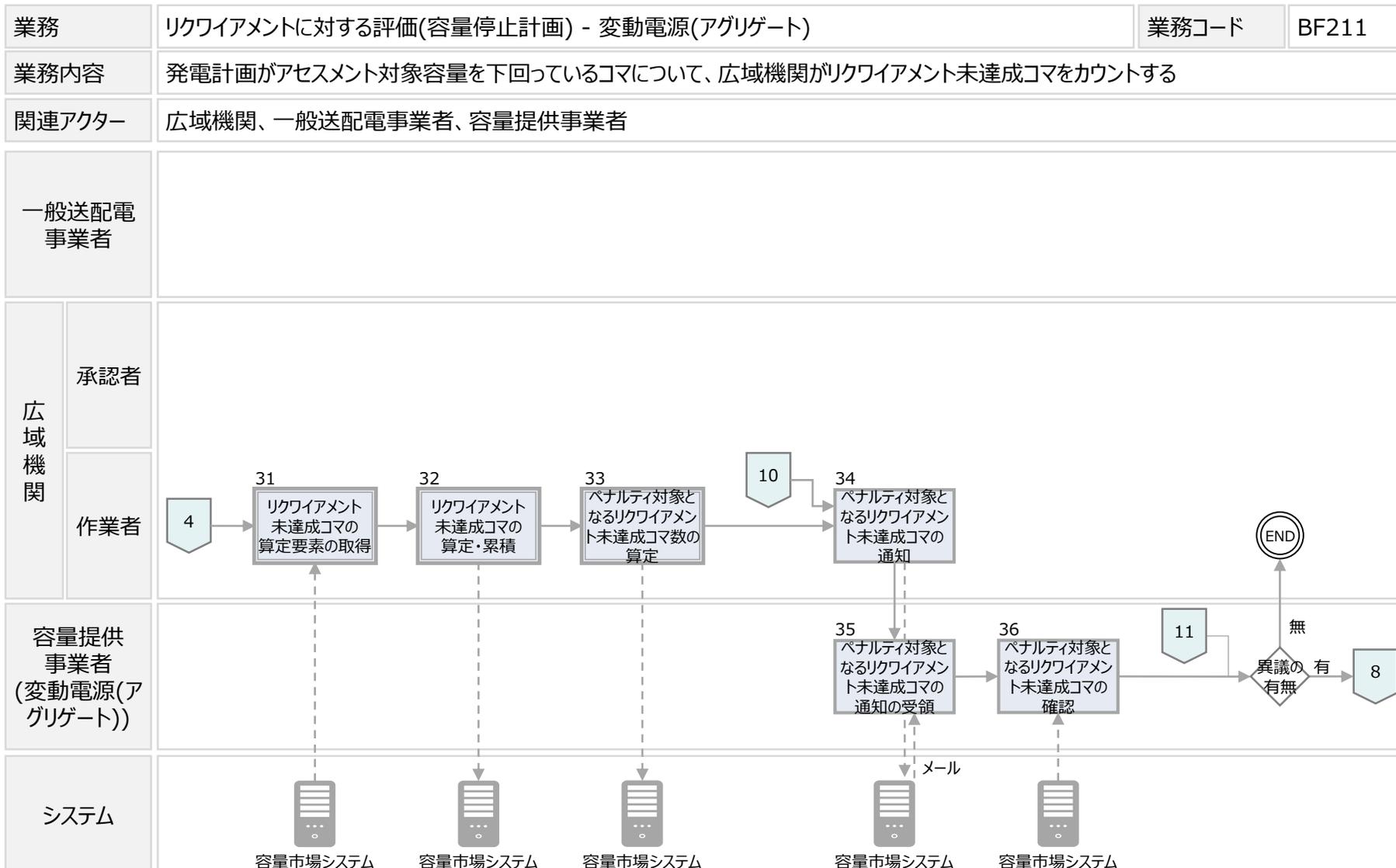
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(容量停止計画) - 変動電源(アグリゲート)	業務コード	BF211
業務内容	発電計画がアセスメント対象容量を下回っているコマについて、広域機関がリクワイアメント未達成コマをカウントする		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		

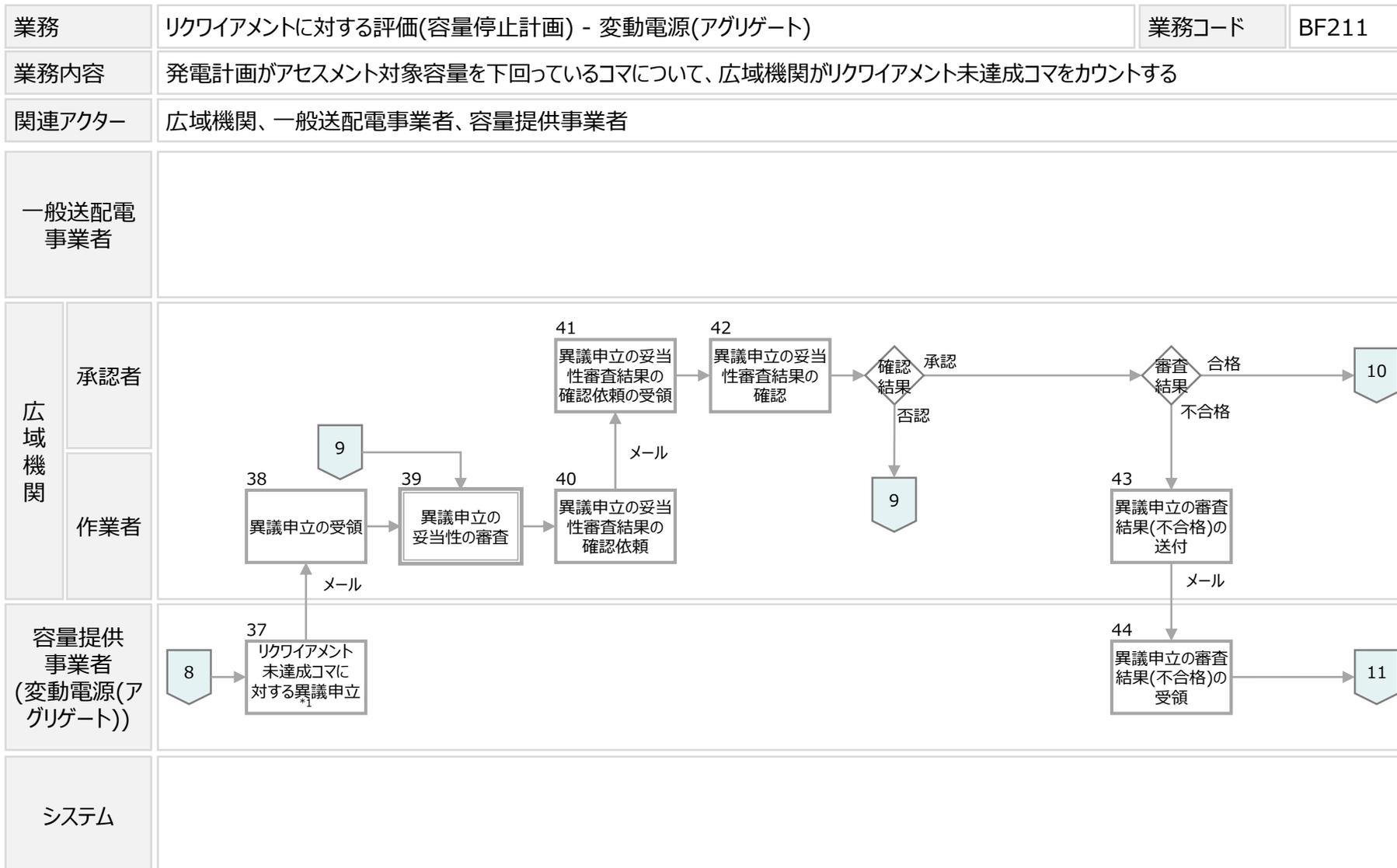
一般送配電事業者	
----------	--



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



*1：事業者保全の観点から、ペナルティ対象となるリクワイアメント未達成量だけでなくすべてのリクワイアメント未達成量に関する異議申立を行えるものとする

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	発電量調整受電電力量の提出
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
<p>発電量調整受電電力量の提出 容量提供事業者が、容量市場システムに発電量調整受電電力量を提出する</p> <p>容量提供事業者は、自らがアグリゲートした小規模変動電源の発電実績(以降、発電量調整受電電力量)の総量を容量市場システムに提出する 差替契約を締結している場合、差替元は差替先の発電量調整受電電力量も併せて提出する</p> <p>※電源の維持・運営に必要な作業及びその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する場合であっても、変動電源(アグリゲート)の容量提供事業者には、容量停止計画の提出は求めない</p> <p>【提出方法】 広域機関指定のフォーマットに発電量調整受電電力量を取りまとめ、容量市場システムに提出する</p> <p>【提出期日】 翌々月中旬(第10営業日)</p>	

業務プロセス	差替先の発電量調整受電電力量の審査
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

差替先の発電量調整受電電力量の審査

差替を行っている場合、広域機関(作業者)が、差替元が登録した差替先の発電量調整受電電力量が差替容量を上回っていないかなどを確認する

差替契約を締結している容量提供事業者(変動電源(アグリ))は、自身の発電量調整受電電力量の提出を行った後、差替先の電源における発電量調整受電電力量を登録する。差替先の電源区分にかかわらず(例えば安定電源のような電源であっても)、発電量調整受電電力量を登録しなければならない

差替先が複数の差替元と契約している場合、差替元は差替先の発電上限を最大値として任意の値を差替先の発電量調整受電電力量として登録する。登録された発電量調整受電電力量の合計が、差替先の発電上限を上回る登録はできない。

【差替元が複数存在する差替先からの配分例(1コマについて)】

以下、差替先Bの発電上限が2,700kWとなった場合

1) 審査合格となる例

→差替元A,Cとの差替容量の比=2:1で配分

差替先Bの提供できる供給力の最大値	2,700kW
差替元Aへの配分値	1,800kW
差替元Cへの配分値	900kW

→差替容量によらず、完全に任意の値で配分

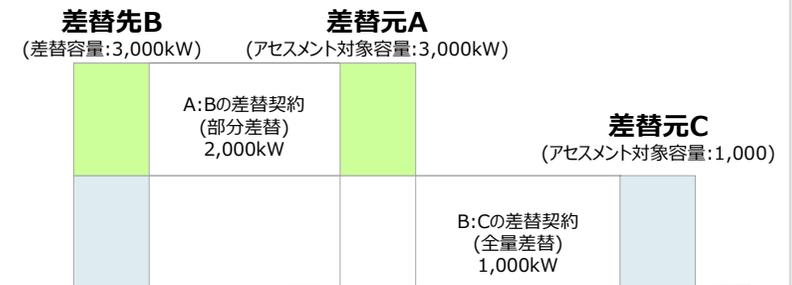
差替先Bの提供できる供給力の最大値	2,700kW
差替元Aへの配分値	1,700kW
差替元Cへの配分値	1,000kW

2) 審査不合格となる例

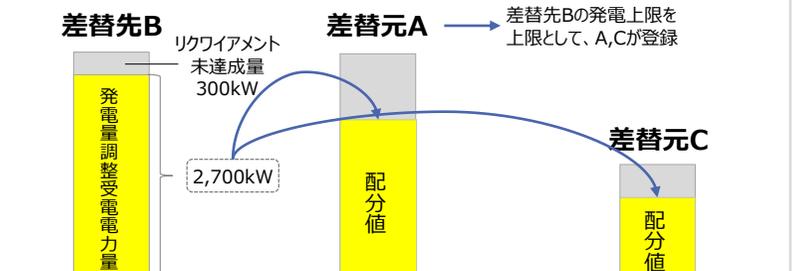
→差替元A,Cが登録した合計が、差替先Bの発電上限(2,700kW)を超えているため審査不合格となる

差替先Bの提供できる供給力の最大値	2,700kW
差替元Aへの配分値	2,000kW
差替元Bへの配分値	1,500kW

差替契約の例



発電量調整受電電力量の配分方法



リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	発電量調整受電電力量の登録値調査実施対象電源選定
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
発電量調整受電電力量の登録値調査実施対象電源選定 広域機関(作業)が、月毎に1件の発電状況調査実施対象の電源を選定する	
【選定方法】	
<ul style="list-style-type: none">• 全電源を対象としたランダム抽出により選定された電源を発電量調整受電電力量の登録値調査の対象とする• 毎月、1エリアあたり1電源を選定する• 差替契約を締結している場合、差替先についても発電量調整受電電力量の登録値調査を行う	
※ランダム抽出は同年度に実施された当リクワイアメントの発電量調整受電電力量の登録値調査対象となった電源を除外した電源を母数に行われる	
【選定タイミング】	
<ul style="list-style-type: none">• 通常のアセスメント(発電量調整受電電力量の登録値調査以外のアセスメント)に先立ち実施する	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	一般送配電事業者から発電量調整受電電力量の提出要否の判断
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
一般送配電事業者から発電量調整受電電力量の提出要否の判断 広域機関(事業者)が、発電量調整受電電力量の総量とリソースごとの発電量調整受電電力量を比較する	
<ul style="list-style-type: none">• 発電量調整受電電力量の登録値調査の対象となった電源からリソースごとの発電量調整受電電力量の提出を受け、その合計値とアセスメントを行うために提出を受けたリストの発電量調整受電電力量の総量を比較する• リソースごとの発電量調整受電電力量の合計値と、アセスメント時に提出を受けた発電量調整受電電力量の総量を比較した結果、一定以上の差異があれば(P)、一般送配電事業者に発電量調整受電電力量の提出を求め、再度差異分析を行う	
※なお、一般送配電事業者から受領したリソースごとの発電量調整受電電力量の合算値とも一致しない場合、容量提供事業者に発電量調整受電電力量の総量の修正を求める	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	リクワイアメント未達成コマの算定要素の取得
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
リクワイアメント未達成コマの算定要素の取得 広域機関(作業)が、電源のリクワイアメント未達成コマの算出に必要な情報を取得する 広域機関(作業)は、容量提供事業者のリクワイアメント未達成コマ及びペナルティ対象となるリクワイアメント未達成コマの算出に必要な情報を取得する 容量提供事業者が差替契約を締結している場合、差替先の情報についても取得する 【広域機関(作業)が収集する要素】 <ul style="list-style-type: none">• コマごとの発電量調整受電電力量(差替元/差替先)• 需給ひっ迫のおそれ発令有無• アセスメント対象容量• 差替契約の有無• 差替容量• 同一実需給年度内のリクワイアメント未達成コマのカウント数	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	リクワイアメント未達成コマの算定・累積
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

リクワイアメント未達成コマの算定・累積(1/4)

広域機関(作業者)が、提出された発電量調整受電電力量からリクワイアメント未達成コマの算出を行う

容量停止計画が提出されているコマについて、発電量調整受電電力量を確認する。当該最大値が、アセスメント対象容量を下回る場合、当該コマにおける未達成率「 $((\text{アセスメント対象容量} - 1 \sim 48 \text{コマまでの発電量調整受電電力量の最大値}) / \text{アセスメント対象容量}) \times 48 \text{コマ}$ 」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウント

需給ひっ迫のおそれが発令されたコマについては、リクワイアメント未達成コマが5倍カウントされる

【差替契約を行っていない場合のリクワイアメント未達成コマの算定(「平常時」と判定された時)】

	1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ
需給ひっ迫のおそれの有無	平常時				
アセスメント対象容量	4,000kW				
発電量調整受電電力量	1,000kW	0kW	2,000kW	2,000kW	1,500kW
リクワイアメント未達成コマ	24コマ $= (4,000\text{kW} - 2,000\text{kW}) / 4,000\text{kW} \times 48 \text{コマ} \times 1 \text{倍}$				

- 電源のリクワイアメント未達成コマ数

$$24 \text{コマ} = ((4,000\text{kW} - 2,000\text{kW} (\text{発電量調整受電電力量の最大値})) / 4,000\text{kW}) \times 48 \text{コマ}$$

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	リクワイアメント未達成コマの算定・累積
--------	---------------------

関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
--------	-----------------------

詳細内容

リクワイアメント未達成コマの算定・累積(2/4)

広域機関(作業者)が、提出された発電量調整受電電力量からリクワイアメント未達成コマの算出を行う

容量停止計画が提出されているコマについて、発電量調整受電電力量を確認する。当該最大値が、アセスメント対象容量を下回る場合、当該コマにおける未達成率「((アセスメント対象容量-1~48コマまでの発電量調整受電電力量の最大値)/アセスメント対象容量)×48コマ」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウント

需給ひっ迫のおそれの発令有無により、リクワイアメント未達成コマが5倍カウントされる場合がある

【差替契約を行っていない場合のリクワイアメント未達成コマの算定(「需給ひっ迫のおそれ」が公表された時)】

	1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ
需給ひっ迫のおそれの有無	平常時		需給ひっ迫のおそれあり		平常時
アセスメント対象容量	4,000kW				
発電量調整受電電力量	1,000kW	0kW	2,000kW	2,000kW	1,500kW
リクワイアメント未達成コマ	28コマ =(4,000kW-2,000kW)/4,000kW×(46コマ×1倍+2コマ×5倍)				

- 電源のリクワイアメント未達成コマ数
 $28\text{コマ} = ((4,000\text{kW} - 2,000\text{kW}(\text{発電量調整受電電力量の最大値})) / 4,000\text{kW}) \times (46\text{コマ} \times 1\text{倍} + 2\text{コマ} \times 5\text{倍})$

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス リクワイアメント未達成コマの算定・累積

関連アクター 広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

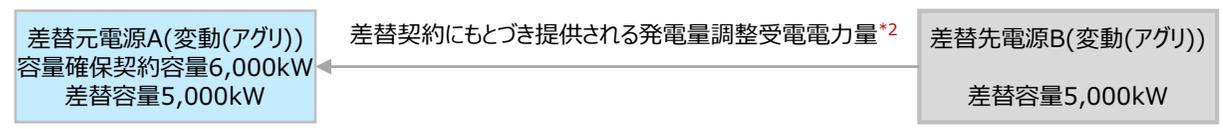
詳細内容

リクワイアメント未達成コマの算定・累積(3/4)

広域機関(作業)が、提出された発電量調整受電電力量からリクワイアメント未達成コマの算出を行う

差替契約を締結している場合、差替先から配分された発電量調整受電電力量を合算した合計値が最大となるコマの発電量調整受電電力量を用いて、リクワイアメント未達成量の算出を行う。合算値が最大であれば、差替先、あるいは差替元電源の発電量調整受電電力量が最小値でも当該コマの値を用いて算出をおこなう

【差替契約が締結されている場合のリクワイアメント未達成コマの算定】



:ペナルティ倍率5倍コマ		1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ
需給ひっ迫のおそれの有無	電源A	平常時				
	電源B	平常時	需給ひっ迫のおそれ あり		需給ひっ迫のおそれ あり	平常時
アセスメント対象容量	電源A	1,000kW(電源Aの月別アセスメント対象容量 - 電源Bの月別の差替容量)				
	電源B	5,000kW(電源Bの月別の差替容量)				
発電量調整受電電力量	電源A	0kW	0kW	500kW	1,000kW	0kW
	電源B	0kW	2,000kW	0kW	500kW	0kW
リクワイアメント未達成コマ	電源A	8.0コマ =(1,000-0*1)/6,000 ×(48コマ×1倍)				
	電源B	28コマ =(5,000-2,000*1)/6,000×(46コマ×1倍+2コマ×5倍)				
電源Aのリクワイアメント未達成コマ(合計)		36.0コマ= 8.0コマ+28コマ				

*1 : A+Bの発電量調整受電電力量が最大となる17コマ目の発電量調整受電電力量

*2 : 差替先の電源等区分に関わらず、発電量調整受電電力量を登録する

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	リクワイアメント未達成コマの算定・累積
--------	---------------------

関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
--------	-----------------------

詳細内容

リクワイアメント未達成コマの算定・累積(4/4)

広域機関(作業者)が、提出された発電量調整受電電力量からリクワイアメント未達成コマの算出を行う

電源のリクワイアメント未達成コマをカウントしたのち、当該年度のすべての未達成コマ数を合算する
合算する際は、過去コマにおけるペナルティ倍率を乗じたものを合算する

【累積の方法】

アセスメント月が1月の場合、4月-1月までのリクワイアメント未達成コマ数を累積する

アセスメント月	リクワイアメント未達成コマ数	リクワイアメント未達成コマ数の累積数
4月	0コマ	9,356コマ =(0コマ+0コマ+1,440コマ+2,000コマ+1,488コマ+1,440コマ+1,488コマ+500コマ+500コマ)
5月	0コマ	
6月	1,440コマ	
7月	2,000コマ	
8月	1,488コマ	
9月	1,440コマ	
10月	1,488コマ	
11月	500コマ	
12月	500コマ	
1月	500コマ	
2月	-	
3月	-	

*1：需給ひっ迫のおそれが発令されている場合、容量停止計画提出のタイミングによっては月のリクワイアメント未達成コマ数が48コマ×31日=1,488コマを超えることがある

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

業務プロセス	ペナルティ対象となるリクワイアメント未達成コマ数の算定
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

ペナルティ対象となるリクワイアメント未達成コマ数の算定

広域機関(作業者)が、リクワイアメント未達成コマ数からペナルティ対象となるリクワイアメント未達成コマ数を算定する

安定電源・変動電源(単独)及び変動電源(アグリ)のいずれも、リクワイアメント未達成コマ総数が8,640コマ(180日相当)を超過した場合、超過分のリクワイアメント未達成コマに対して経済的ペナルティが課される

【当月までのリクワイアメント未達成コマの累積値を確認】

アセスメント月が1月の場合、4月-1月までのリクワイアメント未達成コマ数の累積値を確認し、8,640コマを超過しているか確認する

アセスメント月	リクワイアメント未達成コマ数*1	リクワイアメント未達成コマ数の累積数
4月	0コマ	9,356コマ =(0コマ+0コマ+1,440コマ+2,000コマ+1,488コマ+1,440コマ+1,488コマ+500コマ+500コマ)
5月	0コマ	
6月	1,440コマ	
7月	2,000コマ	
8月	1,488コマ	
9月	1,440コマ	
10月	1,488コマ	
11月	500コマ	
12月	500コマ	
1月	500コマ	
2月	-	
3月	-	

8,640コマを超過

※算定方法に関する補足

- ・ アセスメント月の当月に8,640コマを超過した場合：当月の超過分がペナルティ対象となるリクワイアメント未達成コマとなる(12月は216コマ)
- ・ アセスメント月より前に8,640コマを超過している場合：当月のリクワイアメント未達成コマが全量ペナルティ対象となる(1月は500コマ)

*1：数値は、経済的ペナルティの算出タイミングまで小数点以下の四捨五入を行わないこととする。無限小数等の場合を考慮するため、広域機関内で計算の諸元となる電源が提供できる供給力の最大値等を年度末まで保持する

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(容量停止計画)

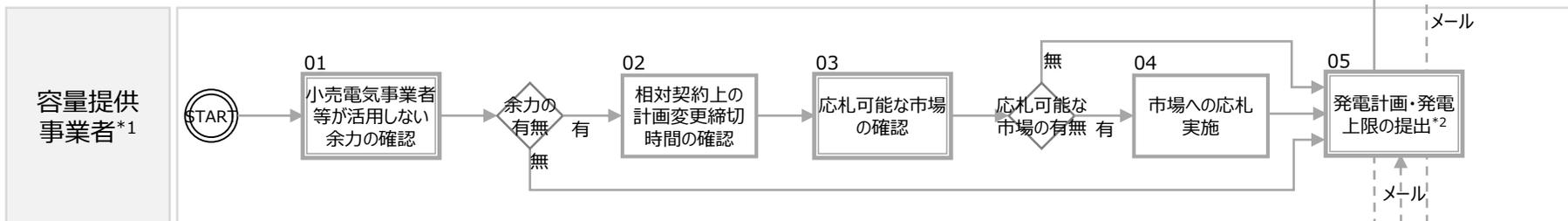
業務プロセス	異議申立の妥当性の審査						
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者						
詳細内容							
異議申立の妥当性の審査 広域機関(作業者)が、受領した異議申立資料の妥当性を審査する							
容量提供事業者より受領したペナルティ対象となるリクワイアメント未達成コマに関する異議申立について、その内容を確認する 異議申立が以下の項目に該当する場合、異議申立は妥当であると判断する。異議申立が妥当であると判断された場合、広域機関(作業者)は、リクワイアメント未達成コマやペナルティ倍率等を、異議申立に基づいて修正し、結果とともに広域機関(承認者)に報告する。							
	<table border="1"><thead><tr><th>異議申立の分類</th><th>審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事由</th></tr></thead><tbody><tr><td>リクワイアメント未達成量に関する異議申立</td><td><ul style="list-style-type: none">停止コマ、リクワイアメント未達成コマの計算方法(差替時における供給力の配分方法等)</td></tr><tr><td>その他</td><td><ul style="list-style-type: none">上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合</td></tr></tbody></table>	異議申立の分類	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事由	リクワイアメント未達成量に関する異議申立	<ul style="list-style-type: none">停止コマ、リクワイアメント未達成コマの計算方法(差替時における供給力の配分方法等)	その他	<ul style="list-style-type: none">上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合
異議申立の分類	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事由						
リクワイアメント未達成量に関する異議申立	<ul style="list-style-type: none">停止コマ、リクワイアメント未達成コマの計算方法(差替時における供給力の配分方法等)						
その他	<ul style="list-style-type: none">上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合						

- リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 平常時	業務コード	BF220
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		

広域機関	承認者	
	作業員	



システム	 広域機関システム
------	--------------

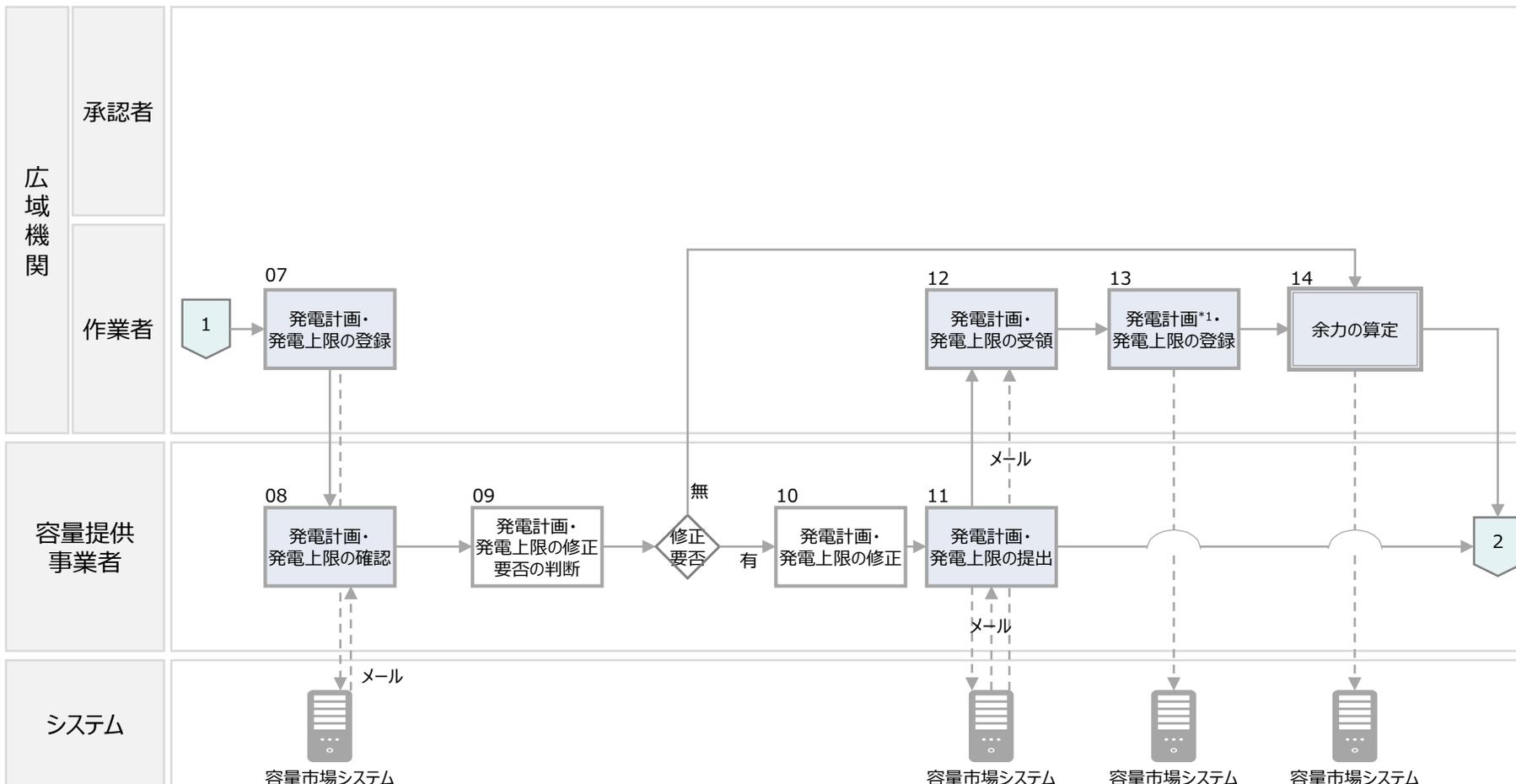
*1：発電計画・発電上限に係るプロセスは発電契約者であるとする

*2：発電契約者はリクワイアメント時に発電計画・発電上限を提出し、広域機関(作業員)はアセスメント時に広域機関システムから発電計画・発電上限をダウンロードし容量市場システムに登録する

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

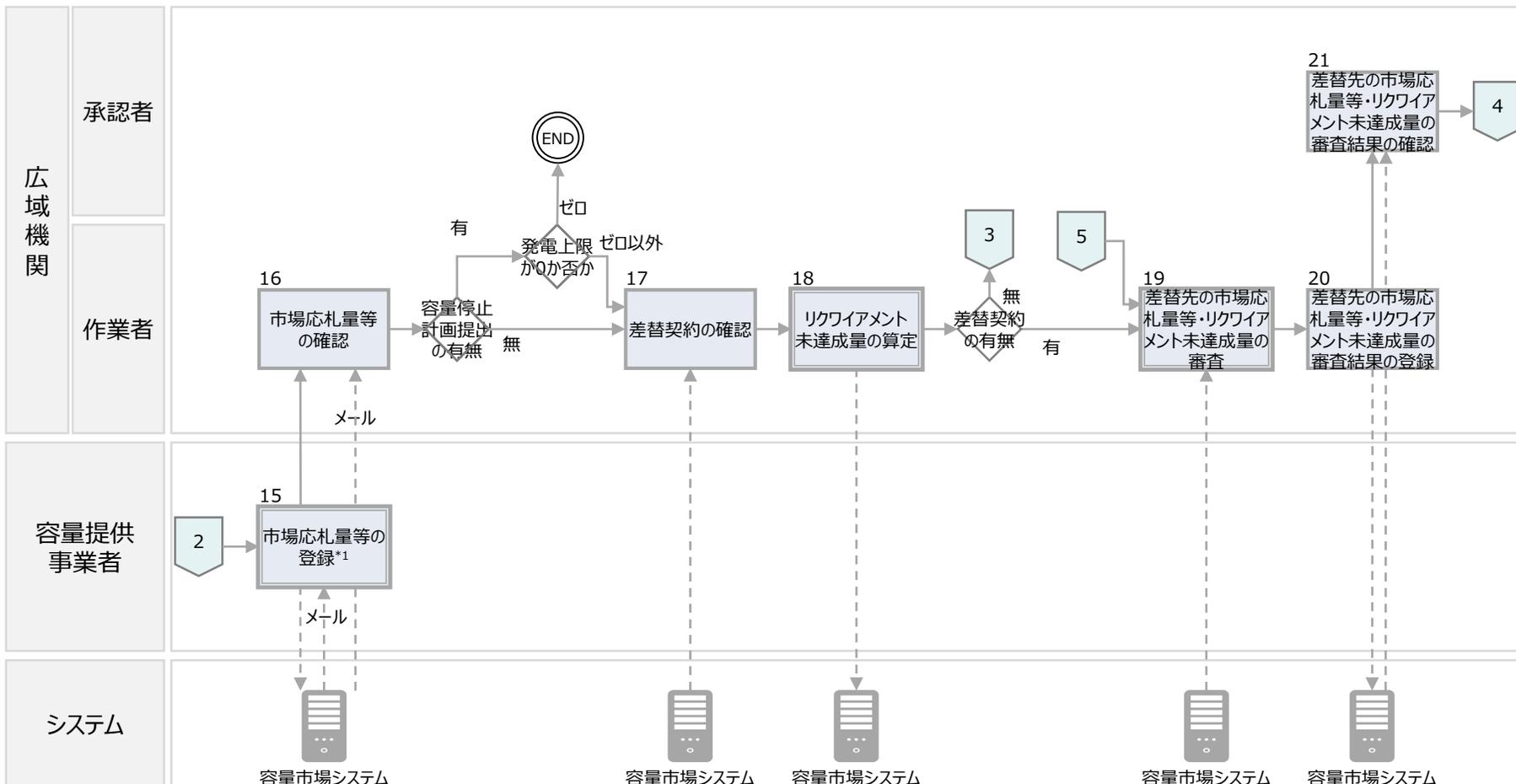
業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 平常時	業務コード	BF220
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



*1: 発電計画は当プロセスで確定版となる

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

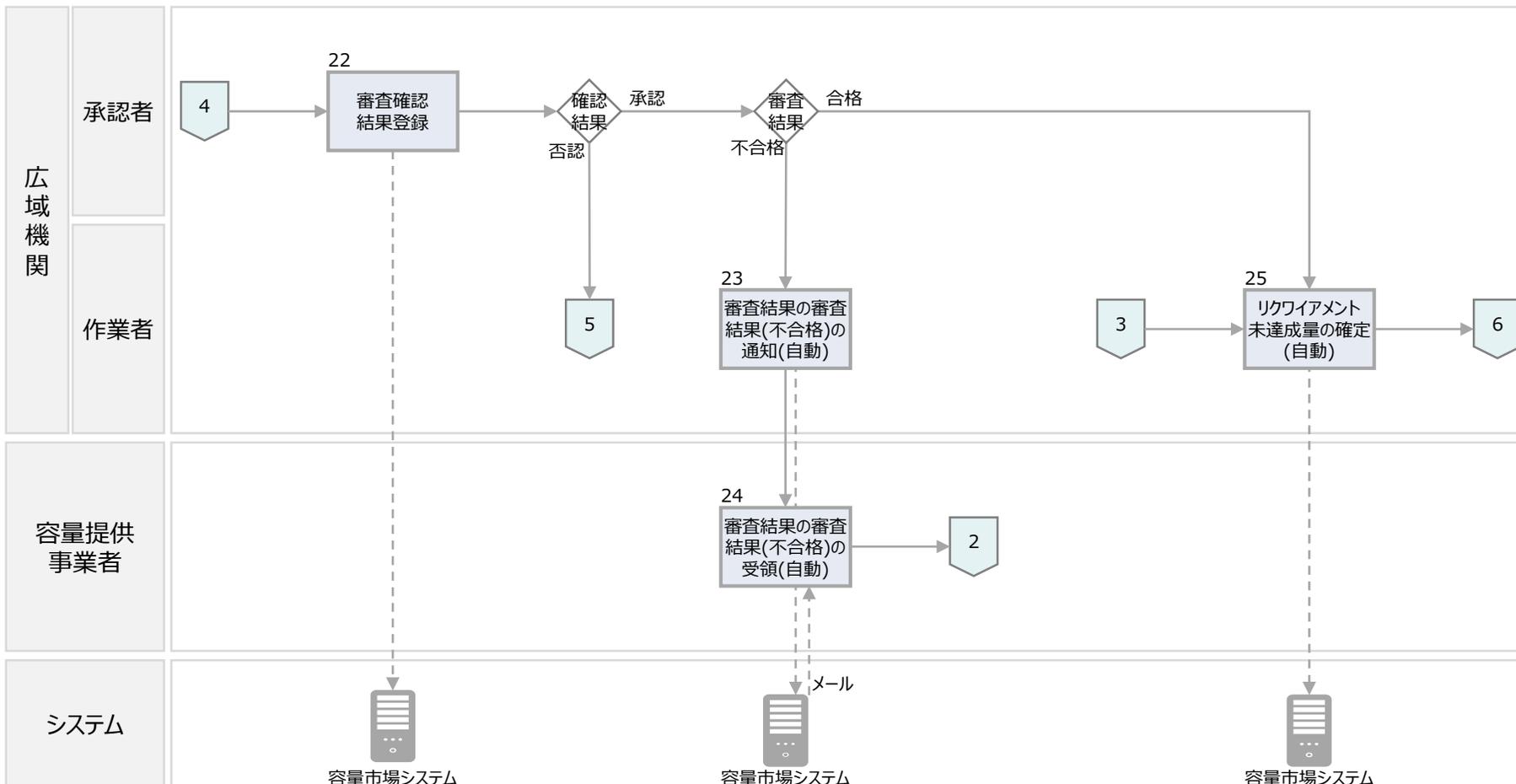
業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 平常時	業務コード	BF220
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



*1：差替契約を締結している電源の場合、差替先の市場応札量等も併せて登録する

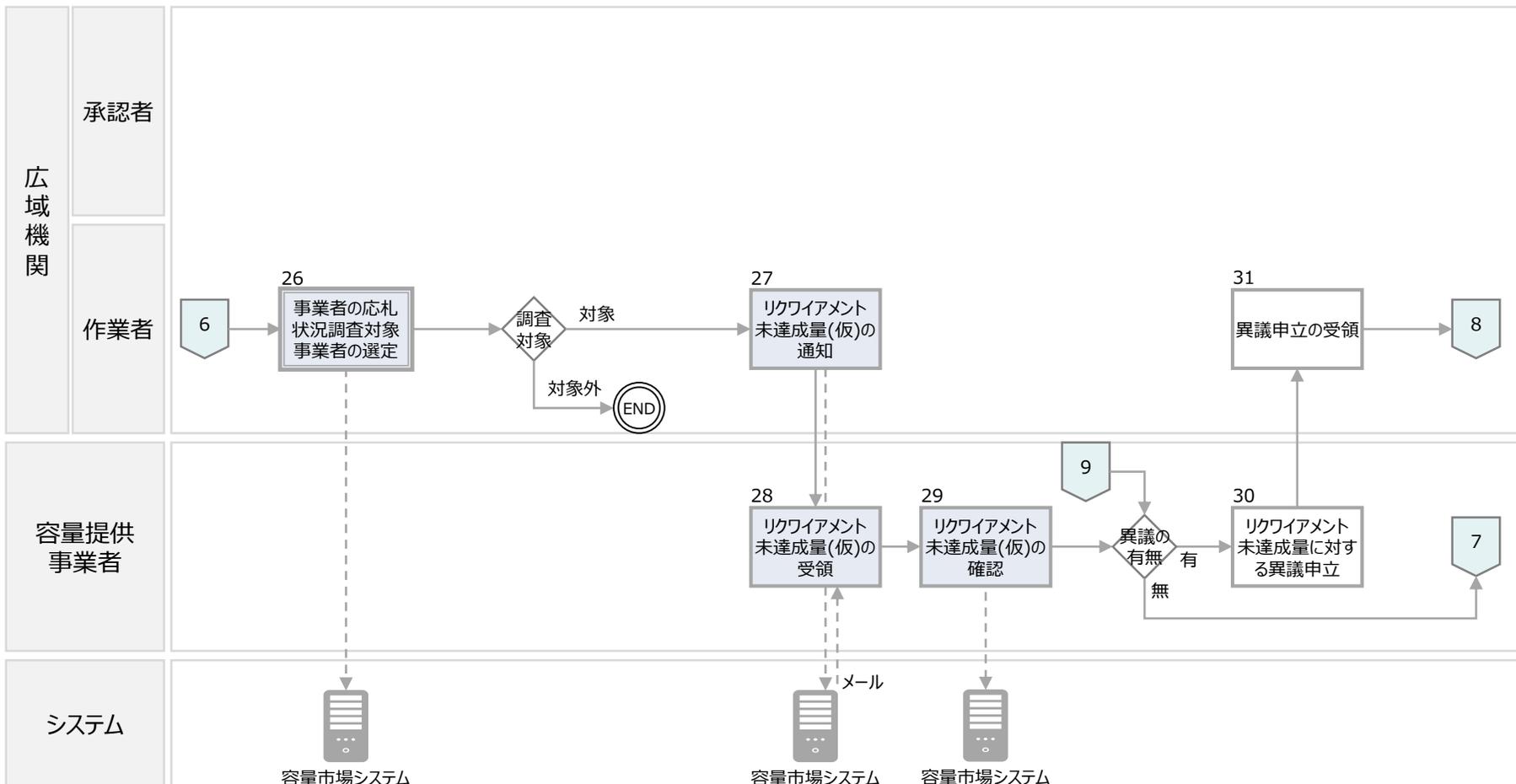
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 平常時	業務コード	BF220
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



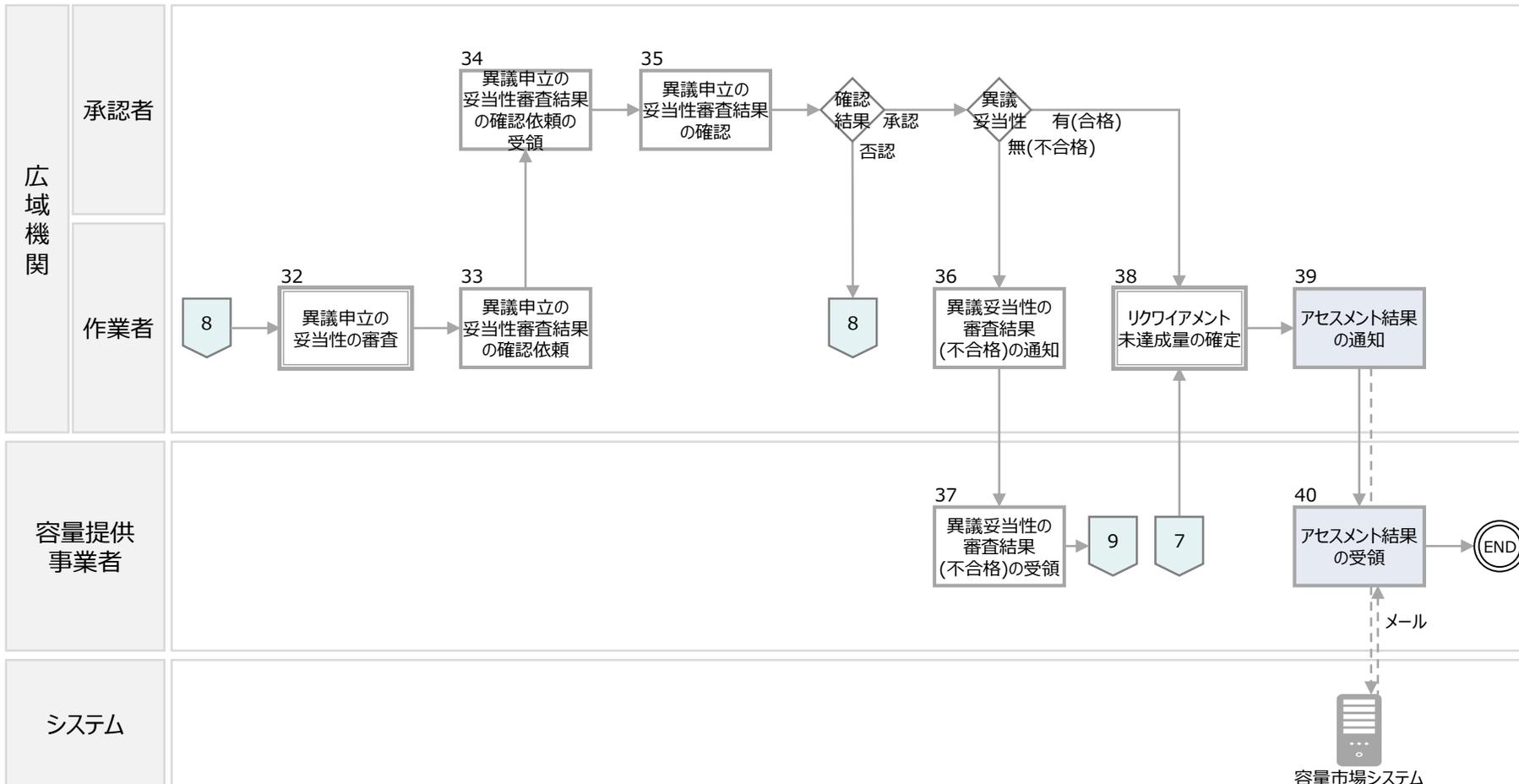
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 平常時	業務コード	BF220
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 平常時	業務コード	BF220
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	小売電気事業者等が活用しない余力の確認
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

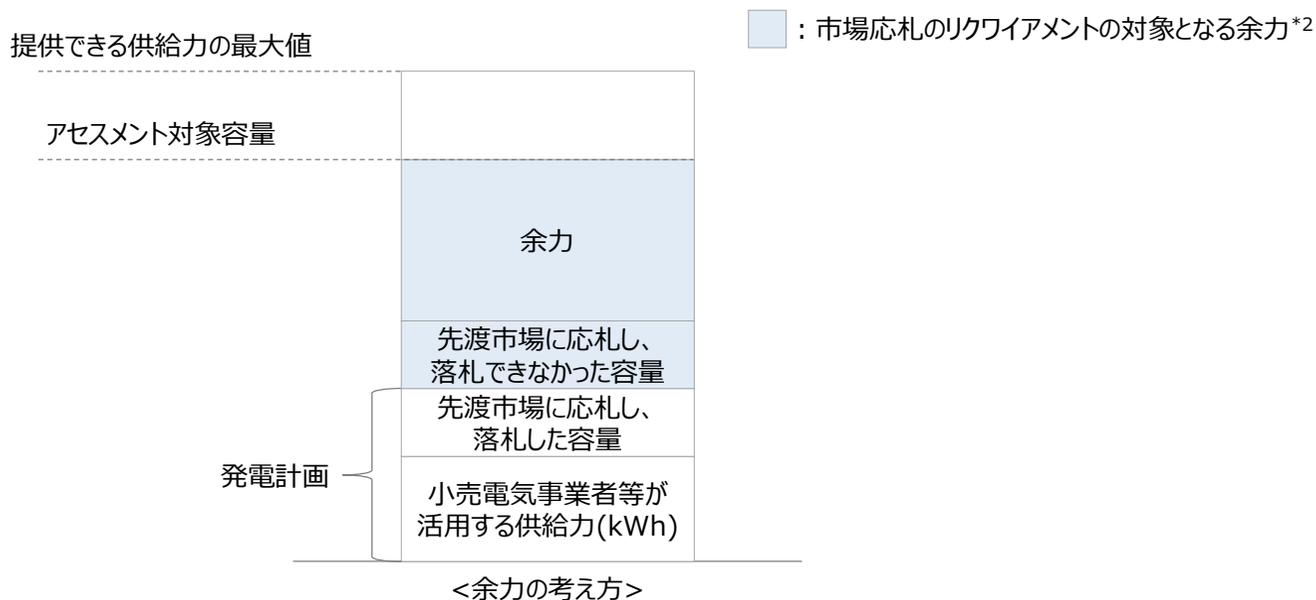
詳細内容

小売電気事業者等が活用しない余力の確認(1/4)

容量提供事業者が、小売電気事業者等が活用しない余力があるか確認を行う

容量提供事業者(安定電源)は、相対契約を締結している場合、容量停止計画を提出していて、同時に発電上限が0となっているコマ以外のすべてのコマにおいてアセスメント対象容量の範囲内で、小売電気事業者等(発電事業者を含む)が活用しない余力の全量を卸電力市場*1または需給調整市場に応札することが求められている。そのため、容量提供事業者(安定電源)は、アセスメント対象容量の範囲内で、当該コマにおける発電計画を除いた余力の全量を把握する必要がある

【リクワイアメントの対象となる余力の考え方】



*1：スポット市場・時間前市場への応札がリクワイアメントであり、先渡市場への応札はリクワイアメントの範囲外

*2：余力は、提供できる供給力の最大値/アセスメント対象容量のうち、小さい方から発電計画を減じた値とする。すなわち、発電上限≧アセスメント対象容量の場合は、「余力＝アセスメント対象容量－発電計画」となる

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	小売電気事業者等が活用しない余力の確認
--------	---------------------

関連アクター	広域機関、容量提供事業者
--------	--------------

詳細内容

小売電気事業者等が活用しない余力の確認(2/4)

容量提供事業者が、小売電気事業者等が活用しない余力があるか確認を行う

応札する市場については、電源の特性を踏まえたうえで、容量提供事業者が任意に選択(複数選択も可)できる卸電力市場等への応札については、燃料制約等の理由により卸電力市場等に応札する容量を減少することが認められている

【卸電力市場等に応札する容量を減少させることができる例】

制約の概要	具体例
火力発電において、燃料制約により必要な燃料を確保できないおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 燃料タンクの運用下限を下回るために、燃料消費を抑制する必要がある
水力発電において、必要な貯水量を確保できないおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 貯水池の年間計画で定める水位計画を下回るおそれがある
水力発電において、河川法等を遵守できないおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある

業務プロセス	小売電気事業者等が活用しない余力の確認
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

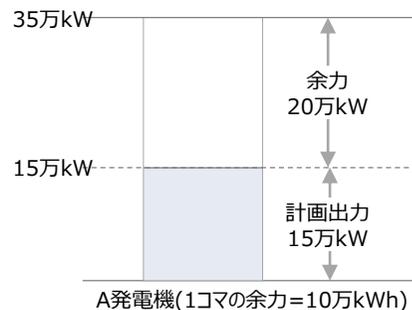
小売電気事業者等が活用しない余力の確認(3/4)

容量提供事業者が、小売電気事業者等が活用しない余力があるか確認を行う

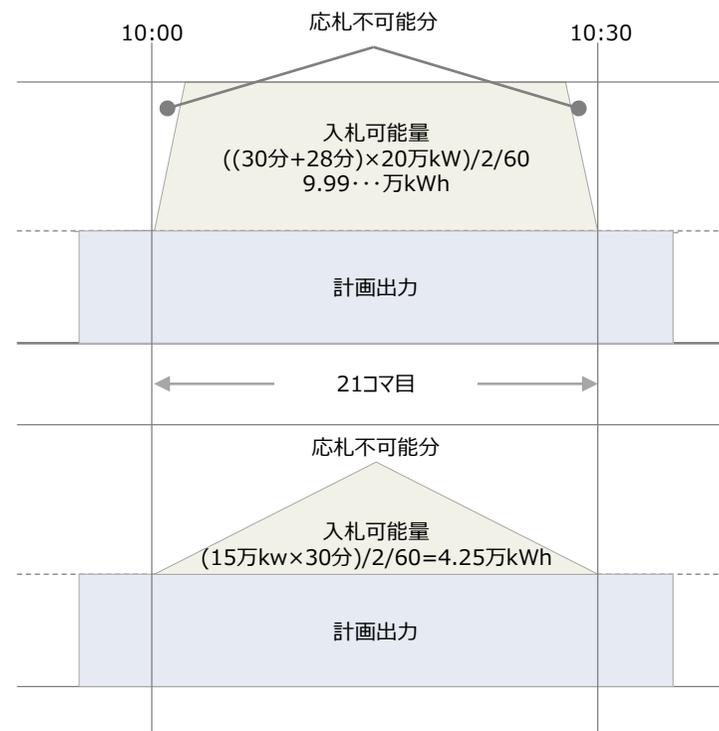
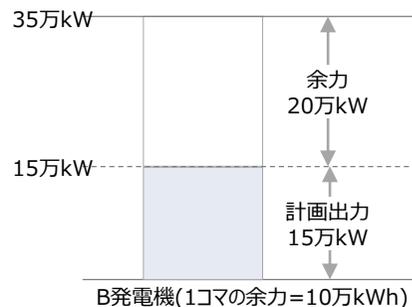
卸電力市場への応札行為は、電力・ガス取引監視等委員会のルールに従う必要があるため、ブロック入札により解決できない場合においては段差制約*1により応札する容量を減少することが認められている。30分商品において負荷変化追従可能量の範囲内で入札を行い、それを超える部分は発電機出力が追従できるよう、段差制約として入札可能量を発電機の出力変化速度に基づき30分以内に元の出力まで復帰可能な出力増加量の最大値まで減ずることができる

【出力変化速度による段差制約の例】

- A発電機(出力変化速度=20万kW/分)の例
 応札コマの前後の出力に合わせるための
 段差制約を差し引いた約9.99万kWhが応札可能



- B発電機(出力変化速度=1万kW/分)の例
 応札コマの前後の出力に合わせるための
 段差制約を差し引いた4.25万kWhが応札可能



*1：段差制約とは約定による出力変動が自社調整力の範囲に収まるよう、入札を段階的に実施するもの

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	小売電気事業者等が活用しない余力の確認								
関連アクター	広域機関、容量提供事業者								
詳細内容									
<p>小売電気事業者等が活用しない余力の確認(4/4) 容量提供事業者が、小売電気事業者等が活用しない余力があるか確認を行う</p> <p>段差制約は、負荷変化追従可能量を上回る場合であっても、複数の時間帯(2時間=4コマ以上)の時間帯を指定して入札するブロック入札により解消できるが、ブロック入札で解消できない場合については段差制約を認めることとする</p> <p>【ブロック入札で段差制約が解消できない事由の例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ブロック入札で解消できない事由</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余剰電力の変動幅が大きい場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 余剰電力のコマごとの段差が大きく、段差が負荷変化追従可能量を超える場合 </td> </tr> <tr> <td>ブロック商品の設計上の制約による場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ブロック入札は、JEPXの商品設計上4コマ以上を連続させる必要があるが、連続するコマが4コマ未満となる場合 </td> </tr> <tr> <td>日をまたぐ時間帯の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> バランス停止機の起動・停止を含め、日をまたぐ入札ができないことから24時時点では入札量をゼロに近づける必要がある場合 </td> </tr> </tbody> </table>		ブロック入札で解消できない事由	具体例	余剰電力の変動幅が大きい場合	<ul style="list-style-type: none"> 余剰電力のコマごとの段差が大きく、段差が負荷変化追従可能量を超える場合 	ブロック商品の設計上の制約による場合	<ul style="list-style-type: none"> ブロック入札は、JEPXの商品設計上4コマ以上を連続させる必要があるが、連続するコマが4コマ未満となる場合 	日をまたぐ時間帯の場合	<ul style="list-style-type: none"> バランス停止機の起動・停止を含め、日をまたぐ入札ができないことから24時時点では入札量をゼロに近づける必要がある場合
ブロック入札で解消できない事由	具体例								
余剰電力の変動幅が大きい場合	<ul style="list-style-type: none"> 余剰電力のコマごとの段差が大きく、段差が負荷変化追従可能量を超える場合 								
ブロック商品の設計上の制約による場合	<ul style="list-style-type: none"> ブロック入札は、JEPXの商品設計上4コマ以上を連続させる必要があるが、連続するコマが4コマ未満となる場合 								
日をまたぐ時間帯の場合	<ul style="list-style-type: none"> バランス停止機の起動・停止を含め、日をまたぐ入札ができないことから24時時点では入札量をゼロに近づける必要がある場合 								

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	応札可能な市場の確認
--------	------------

関連アクター	広域機関、容量提供事業者
--------	--------------

詳細内容

応札可能な市場の確認

容量提供事業者が、応札可能な市場の有無の確認をする

容量提供事業者は、相対契約の計画変更締切時間と余力を確認し、スポット市場、時間前市場(または需給調整市場)に応札可能か確認する

【リクワイアメントにおいて応札が求められる市場と入札可能時間】

		先渡市場*1	スポット市場	時間前市場	需給調整市場	...	実需給
入札単位	入札可能時間		10日前8:00 ~前日10:00	前日17:00 ~1時間(GC)前	前々週火曜日8時 ~前週水曜日14時 /前日12時~前日14時		
	容量	-	100kW	100kW	1kW		
	時間		30分(1コマ)*2	30分(1コマ)	5分~3時間		

*1：約定分は発電計画値に含まれリクワイアメントから除外されるが、応札はリクワイアメント達成とはならない

*2：スポット市場では、2時間以上(4コマ以上)まとめ入札するブロック入札が可能

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	発電計画・発電上限の提出
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
発電計画・発電上限の提出 容量提供事業者が、発電計画・発電上限を広域機関に提出する	
【提出手順】	
① 容量提供事業者は、リクワイアメント時に発電計画・発電上限を提出する	
② 広域機関(作業員)は、アセスメント時に広域機関システムから発電計画・発電上限をダウンロードし、容量市場システムに登録する	
※なお、発電計画・発電上限はGC時点のものを提出する	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	余力の算定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

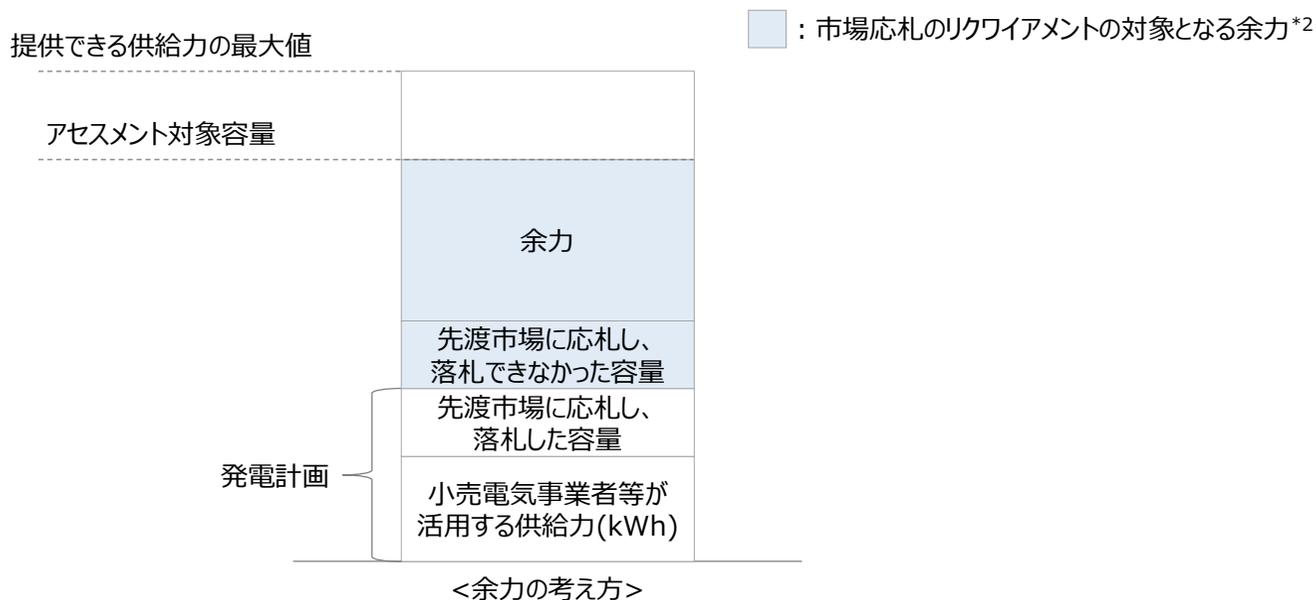
余力の算定(1/2)

広域機関(作業)が、容量提供事業者の余力の有無を算定する

広域機関(作業)は、容量提供事業者が登録する市場応札量等からリクワイアメント未達量を算定するために、先んじてリクワイアメントの対象*1となる余力を算定する

余力は、アセスメント対象容量と提供できる供給力の最大値の小さい方から、発電計画を減じた値となる

【リクワイアメントの対象となる余力の考え方】



*1：スポット市場・時間前市場への応札がリクワイアメントであり、先渡市場への応札はリクワイアメントの範囲外

*2：余力は、提供できる供給力の最大値/アセスメント対象容量のうち、小さい方から発電計画を減じた値とする。すなわち、発電上限≧アセスメント対象容量の場合は、「余力＝アセスメント対象容量－発電計画」となる

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	余力の算定												
関連アクター	広域機関、容量提供事業者												
詳細内容													
<p>余力の算定(2/2) 広域機関(作業者)が、容量提供事業者の余力の有無を算定する</p> <p>市場応札(平常時)のリクワイアメントについては、燃料制約等の制約がある場合、応札する容量を減少させることが認められている</p> <p>【卸電力市場等に応札する容量を減少させることができる例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制約の概要</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火力発電において、燃料制約により必要な燃料を確保できない惧れがある場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 燃料タンクの運用下限を下回らないために、燃料消費を抑制する必要がある </td> </tr> <tr> <td>水力発電において、必要な貯水量を確保できない惧れがある場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 貯水池の年間計画で定める水位計画を下回るおそれがある </td> </tr> <tr> <td>水力発電において、河川法等を遵守できない惧れがある場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある </td> </tr> <tr> <td>第三者要因により応札できる容量が減少する場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 戦争や騒乱・疫病による発電停止 大規模自然災害(震度7以上)による発電停止 オークション以降における法令改正による規制適用等による発電停止 送電線故障等、一般送配電事業者の事由による発電停止 </td> </tr> <tr> <td>卸電力市場等が閉場している場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 相対契約上の計画変更締切時刻以降に、応札可能な卸電力市場等が存在しない 卸電力市場等においてシステム不具合が発生している </td> </tr> </tbody> </table>		制約の概要	具体例	火力発電において、燃料制約により必要な燃料を確保できない惧れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 燃料タンクの運用下限を下回らないために、燃料消費を抑制する必要がある 	水力発電において、必要な貯水量を確保できない惧れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 貯水池の年間計画で定める水位計画を下回るおそれがある 	水力発電において、河川法等を遵守できない惧れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある 	第三者要因により応札できる容量が減少する場合	<ul style="list-style-type: none"> 戦争や騒乱・疫病による発電停止 大規模自然災害(震度7以上)による発電停止 オークション以降における法令改正による規制適用等による発電停止 送電線故障等、一般送配電事業者の事由による発電停止 	卸電力市場等が閉場している場合	<ul style="list-style-type: none"> 相対契約上の計画変更締切時刻以降に、応札可能な卸電力市場等が存在しない 卸電力市場等においてシステム不具合が発生している
制約の概要	具体例												
火力発電において、燃料制約により必要な燃料を確保できない惧れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 燃料タンクの運用下限を下回らないために、燃料消費を抑制する必要がある 												
水力発電において、必要な貯水量を確保できない惧れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 貯水池の年間計画で定める水位計画を下回るおそれがある 												
水力発電において、河川法等を遵守できない惧れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある 												
第三者要因により応札できる容量が減少する場合	<ul style="list-style-type: none"> 戦争や騒乱・疫病による発電停止 大規模自然災害(震度7以上)による発電停止 オークション以降における法令改正による規制適用等による発電停止 送電線故障等、一般送配電事業者の事由による発電停止 												
卸電力市場等が閉場している場合	<ul style="list-style-type: none"> 相対契約上の計画変更締切時刻以降に、応札可能な卸電力市場等が存在しない 卸電力市場等においてシステム不具合が発生している 												

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	市場応札量等の登録
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
市場応札量等の登録 容量提供事業者が、差替先の分も含めた市場応札量等を登録する	
【登録内容】 容量提供事業者は、以下の内容を登録する	
<ul style="list-style-type: none">市場応札量等(差替先分含む*1)差替上限*1(≒差替容量)差替計画*1	
【留意事項】	
<ul style="list-style-type: none">差替契約を締結している場合は、差替先の市場応札量等、発電計画(発電上限)、および差替容量も併せて提出する容量提供事業者が発電者である場合(発電契約者でない場合)、発電者が発電契約者に提出した発電計画(発電上限)をもとに余力の有無を確認する	

*1：差替契約を締結している場合

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	リクワイアメント未達成量の算定
--------	-----------------

関連アクター	広域機関、容量提供事業者
--------	--------------

詳細内容

リクワイアメント未達成量の算定(1/3)

広域機関(作業者)が、リクワイアメント未達成量を算定する

アセスメントの対象となる*1コマについて、計算された余力から市場応札量等*2を差し引いた値をリクワイアメント未達成量として算定する。
差替契約を行っている場合でも、リクワイアメント未達成量は、電源単位で算定する

【差替契約を行っていない場合のリクワイアメント未達成量の算定】

凡例（アセスメント対象コマ）
◎：アセスメント対象（需給ひっ迫時）
○：アセスメント対象（平常時）
×：アセスメント対象外

	1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ
発電上限	0kW	2,000kW	4,000kW	4,000kW	0kW
容量停止計画の提出有無	有	有	無	無	有
アセスメント対象コマ*1	×	○	○	○	×
発電計画	0kW	1,000kW	3,000kW	2,000kW	0kW
余力	-	1,000kW	1,000kW	2,000kW	-
アセスメント対象容量	4,000kW				
市場応札量等	-	600kW	1,000kW	0kW	-
リクワイアメント未達成量*3	-	200kWh	0kWh	1,000kWh	-

*1：容量停止計画の提出がないコマまたは容量停止計画の提出があり、発電上限が0でないコマ

*2：実需給月翌月10日ごろまでに容量市場システムに登録 *3：市場への応札はkWh単位のため、リクワイアメント未達成量はkWh単位で算出

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	リクワイアメント未達成量の算定
--------	-----------------

関連アクター	広域機関、容量提供事業者
--------	--------------

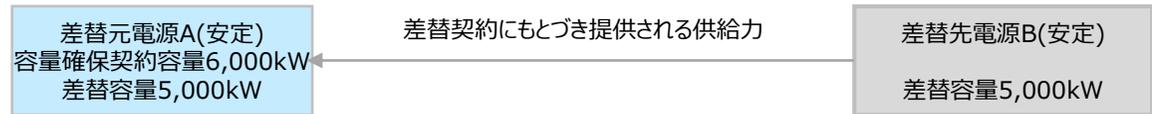
詳細内容

リクワイアメント未達成量の算定(2/3)

広域機関(事業者)が、リクワイアメント未達成量を算定する

差替契約を締結している場合、差替先電源におけるリクワイアメント未達成量を算出したのち、差替元電源にリクワイアメント未達成量として配分する
容量停止計画の提出有無・発電計画値によるアセスメント対象コマの判断は、差替先電源の容量停止計画・発電計画により判断する

【差替契約が締結されている場合のリクワイアメント未達成量の算定(差替元/先の電源等区分が同一)】



		1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ
アセスメント対象コマ*1	電源A	×	○	○	○	×
	電源B	×	○	○	○	×
余力*1	電源A	-	500kW	500kW	800kW	-
	電源B	-	5,000kW	5,000kW	3,000kW	-
市場応札量等	電源A	-	500kW	500kW	500kW	-
	電源B	-	4,000kW	3,000kW	0kW	-
リクワイアメント未達成量	電源A	-	0kWh =500kW-500kW	0kWh =500kW-500kW	150kWh =800kW-500kW	-
	電源B	-	500kWh =5,000kW-4,000kW	1,000kWh =5,000kW-3,000kW	1,500kWh =3,000kW-0kW	-
電源Aのリクワイアメント未達成量(合計)*2		-	3,150kWh=(0kWh+500kWh)+(0kWh+1,000kWh)+(150kWh+1,500kWh)			-

*1：容量停止計画の提出がないコマまたは容量停止計画の提出があり、発電上限が0でないコマ

*2：市場への応札はkWh単位のため、リクワイアメント未達成量はkWh単位で算出

業務プロセス	リクワイアメント未達成量の算定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

リクワイアメント未達成量の算定(3/3)

広域機関(作業)が、リクワイアメント未達成量を算定する

電源ごとにリクワイアメント未達成量の算定を行った後

差替先が複数の差替元と契約している場合、差替先の余力を上限としてリクワイアメント未達成量を差替元に配分する。登録されたリクワイアメント未達成量の合計が、差替先の余力を上回る登録はできない。

【差替元が複数存在する差替先からの配分例(1コマについて)】

以下、差替先Bのリクワイアメント未達成量が2,700kWとなった場合

1) 登録が認められる例

→差替元A,Cとの差替容量の比=2:1で配分

差替先Bのリクワイアメント未達成量	2,700kWh
差替元Aへの配分値	1,800kWh
差替元Cへの配分値	900kWh

→差替容量によらず、完全に任意の値で配分

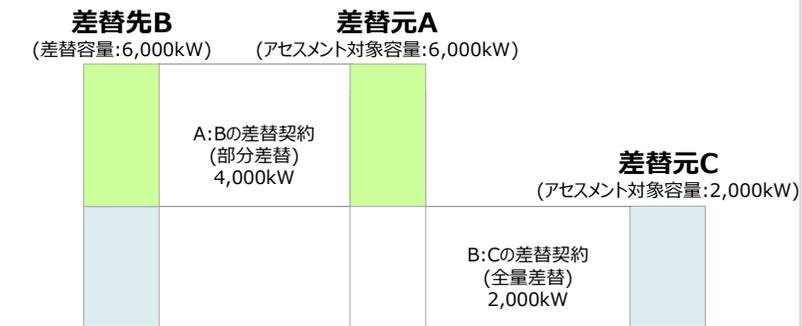
差替先Bのリクワイアメント未達成量	2,700kWh
差替元Aへの配分値	1,700kWh
差替元Cへの配分値	1,000kWh

2) 認められない配分(差替容量を超過した配分)

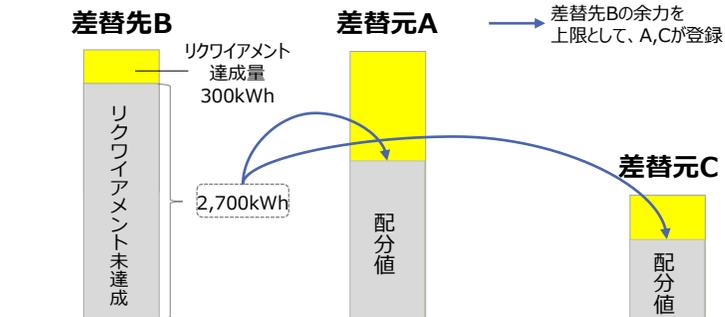
→差替元A,Cが登録した合計が、差替先Bの余力(3,000kWh)を超えているため審査不合格となる

差替先Bのリクワイアメント未達成量	2,700kWh
差替元Aへの配分値	2,000kWh
差替元Cへの配分値	1,500kWh

差替契約の例



配分方法によるリクワイアメント未達成量の違い



リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	差替先の市場応札量等・リクワイアメント未達成量の審査								
関連アクター	広域機関、容量提供事業者								
詳細内容									
<p>差替先の市場応札量等・リクワイアメント未達成量の審査 差替契約を結んでいる場合、広域機関(作業者)が、登録された差替先の市場応札量等とリクワイアメント未達成量を審査する</p> <p>差替契約を締結している場合、差替先から配分された市場応札量等、差替先から報告されている差替上限、および計算されたリクワイアメント未達成量について審査を行う 下記項目について確認を行い、その審査結果を容量市場システムに登録する</p> <p>【差替先の審査項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> <th>不合格となる場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場応札量等*1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市場応札量等が差替容量を超える場合 市場応札量等が差替先の余力を超えている場合 </td> </tr> <tr> <td>広域機関システムと容量市場システムの登録値</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムに登録された値(差替容量、差替計画、市場応札量等)の合計が、広域機関システムに登録された値を超える場合 </td> </tr> <tr> <td>リクワイアメント未達成量</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 差替元から容量市場システムに登録された値の合計が、差替先の余力を超える場合 </td> </tr> </tbody> </table>		審査項目	不合格となる場合	市場応札量等*1	<ul style="list-style-type: none"> 市場応札量等が差替容量を超える場合 市場応札量等が差替先の余力を超えている場合 	広域機関システムと容量市場システムの登録値	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムに登録された値(差替容量、差替計画、市場応札量等)の合計が、広域機関システムに登録された値を超える場合 	リクワイアメント未達成量	<ul style="list-style-type: none"> 差替元から容量市場システムに登録された値の合計が、差替先の余力を超える場合
審査項目	不合格となる場合								
市場応札量等*1	<ul style="list-style-type: none"> 市場応札量等が差替容量を超える場合 市場応札量等が差替先の余力を超えている場合 								
広域機関システムと容量市場システムの登録値	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムに登録された値(差替容量、差替計画、市場応札量等)の合計が、広域機関システムに登録された値を超える場合 								
リクワイアメント未達成量	<ul style="list-style-type: none"> 差替元から容量市場システムに登録された値の合計が、差替先の余力を超える場合 								

*1：差替元が複数ある場合、市場応札量等の合計値が差替容量の合計値または差替先の余力を超える場合

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	事業者の応札状況調査対象事業者の選定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
<p>事業者の応札状況調査対象事業者の選定 広域機関(作業)が事業者の応札状況調査対象者を選定する</p> <p>【選定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の応札状況調査の対象は、各エリアにおいて1電源等/月とし、広域機関がランダム抽出*1により選定する 事業者の応札状況調査対象に選定された電源には、翌々月20日ごろにリクワイアメント未達成量を通知する 差替契約を締結している場合、差替先の電源についても事業者の応札状況調査を行う <p>※ランダム抽出は同年度に実施された当リクワイアメントの事業者の応札状況調査対象となった電源を除外した電源を母数に行われる</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の応札状況調査の達成状況が悪い場合、将来的に事業者の応札状況調査対象を増やすことを検討する 平常時においては、経済的ペナルティが科されていないことを踏まえ、全ての電源等を対象としたアセスメントは実施しないこととし、事業者の応札状況調査を基本とする 	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

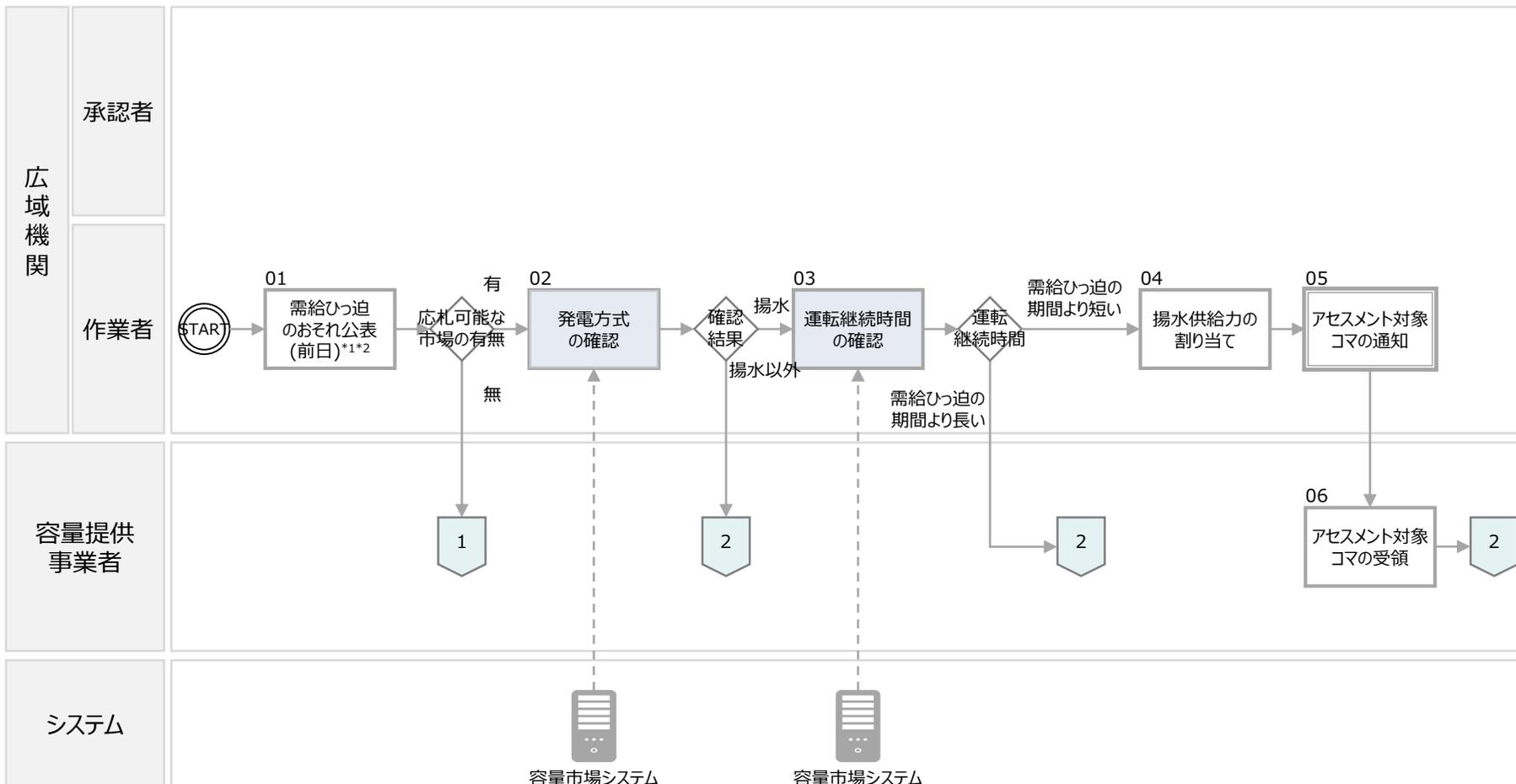
業務プロセス	異議申立の妥当性審査												
関連アクター	広域機関、容量提供事業者												
詳細内容													
<p>異議申立の妥当性審査 広域機関(作業員)が、受領した異議申立資料の妥当性の確認を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は、容量提供事業者から5営業日以内に提出されたリクワイアメント未達成量に対する異議申立に係る資料をもとに、その妥当性を審査する 異議申立の内容が以下の例に該当、またはその他の理由で広域機関が妥当だと判断された場合、妥当性審査を合格とする 審査実施後、広域機関(作業員)は、審査結果を容量市場システムに登録する 													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>異議申立の分類</th> <th>審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火力発電において、燃料制約により必要な燃料を確保できない恐れがある場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 燃料タンクの運用下限を下回らないために、燃料消費を抑制する必要がある </td> </tr> <tr> <td>水力発電において、必要な貯水量を確保できない恐れがある場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 貯水池の年間計画で定める水位計画を下回るおそれがある </td> </tr> <tr> <td>水力発電において、河川法等を遵守できない恐れがある場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある </td> </tr> <tr> <td>第三者要因により応札できる容量が減少する場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 戦争や騒乱・疫病による発電停止 大規模自然災害(震度7以上)による発電停止 オークション以降における法令改正による規制適用等による発電停止 送電線故障等、一般送配電事業者の事由による発電停止 </td> </tr> <tr> <td>卸電力市場等が閉場している場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 相対契約上の計画変更締切時刻以降に、応札可能な卸電力市場等が存在しない 卸電力市場等においてシステム不具合が発生している </td> </tr> </tbody> </table>	異議申立の分類	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事例	火力発電において、燃料制約により必要な燃料を確保できない恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 燃料タンクの運用下限を下回らないために、燃料消費を抑制する必要がある 	水力発電において、必要な貯水量を確保できない恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 貯水池の年間計画で定める水位計画を下回るおそれがある 	水力発電において、河川法等を遵守できない恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある 	第三者要因により応札できる容量が減少する場合	<ul style="list-style-type: none"> 戦争や騒乱・疫病による発電停止 大規模自然災害(震度7以上)による発電停止 オークション以降における法令改正による規制適用等による発電停止 送電線故障等、一般送配電事業者の事由による発電停止 	卸電力市場等が閉場している場合	<ul style="list-style-type: none"> 相対契約上の計画変更締切時刻以降に、応札可能な卸電力市場等が存在しない 卸電力市場等においてシステム不具合が発生している
異議申立の分類	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事例												
火力発電において、燃料制約により必要な燃料を確保できない恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 燃料タンクの運用下限を下回らないために、燃料消費を抑制する必要がある 												
水力発電において、必要な貯水量を確保できない恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 貯水池の年間計画で定める水位計画を下回るおそれがある 												
水力発電において、河川法等を遵守できない恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある 												
第三者要因により応札できる容量が減少する場合	<ul style="list-style-type: none"> 戦争や騒乱・疫病による発電停止 大規模自然災害(震度7以上)による発電停止 オークション以降における法令改正による規制適用等による発電停止 送電線故障等、一般送配電事業者の事由による発電停止 												
卸電力市場等が閉場している場合	<ul style="list-style-type: none"> 相対契約上の計画変更締切時刻以降に、応札可能な卸電力市場等が存在しない 卸電力市場等においてシステム不具合が発生している 												

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	リクワイアメント未達成量の確定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
リクワイアメント未達成量の確定 広域機関(事業者)が、リクワイアメント未達成量を確定する	
<ul style="list-style-type: none">事業者の応札状況調査対象電源のリクワイアメント未達成量に異議がない、もしくは異議申立が認められた場合、確定したリクワイアメント未達成量が容量提供事業者へ通知される差替契約を締結している場合は、差替先のリクワイアメント未達成量を合算して差替元に通知する	

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

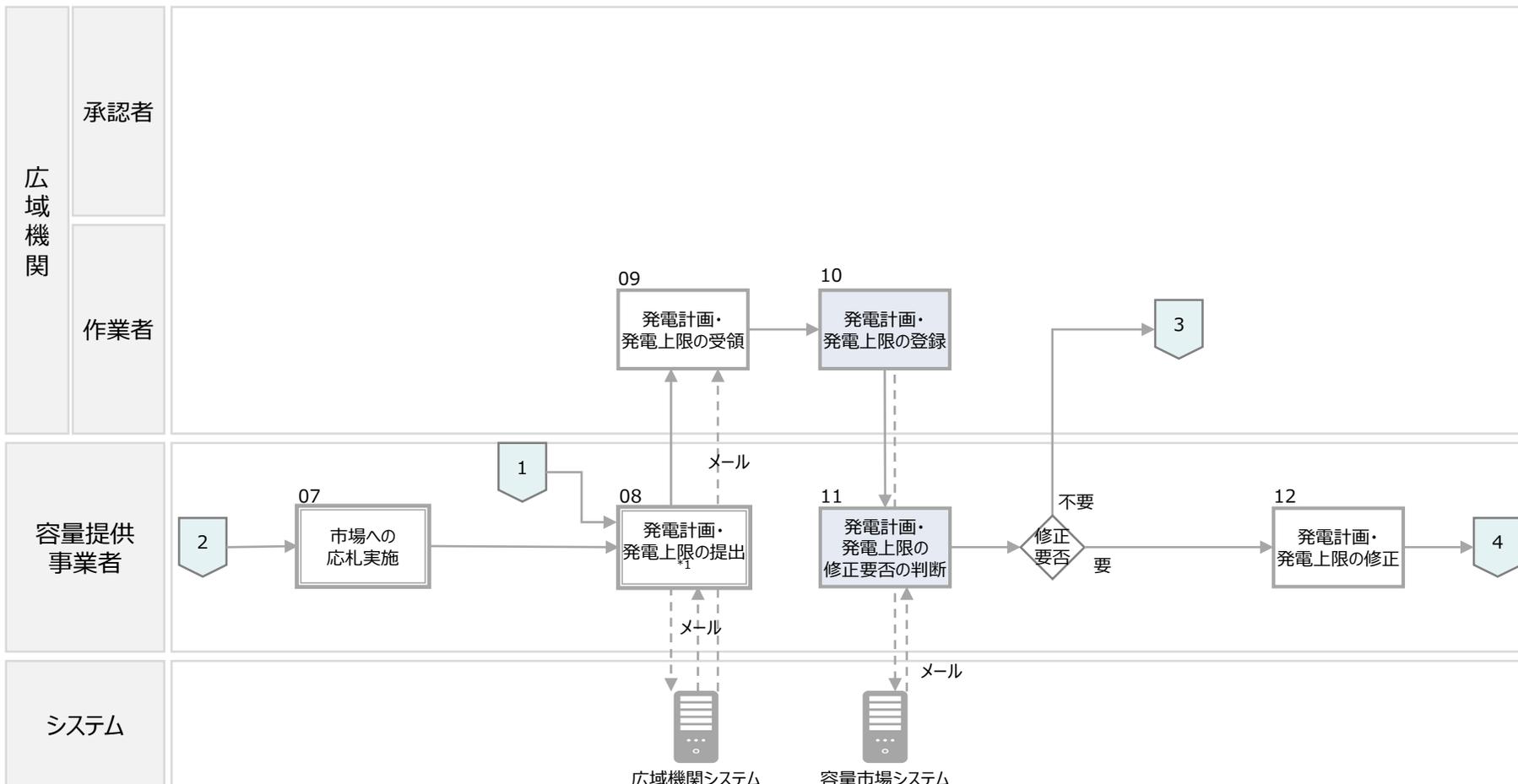
業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 需給ひっ迫のおそれがある時	業務コード	BF221
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



*1: 前日断面以降に需給ひっ迫のおそれ判定期間が延長された場合、運転継続時間が短い揚水については容量提供事業者が上池残容量を踏まえた上で、自ら時間前市場への応札コマを指定する
 *2: 需給ひっ迫のおそれの公表などについては、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会にて検討中

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

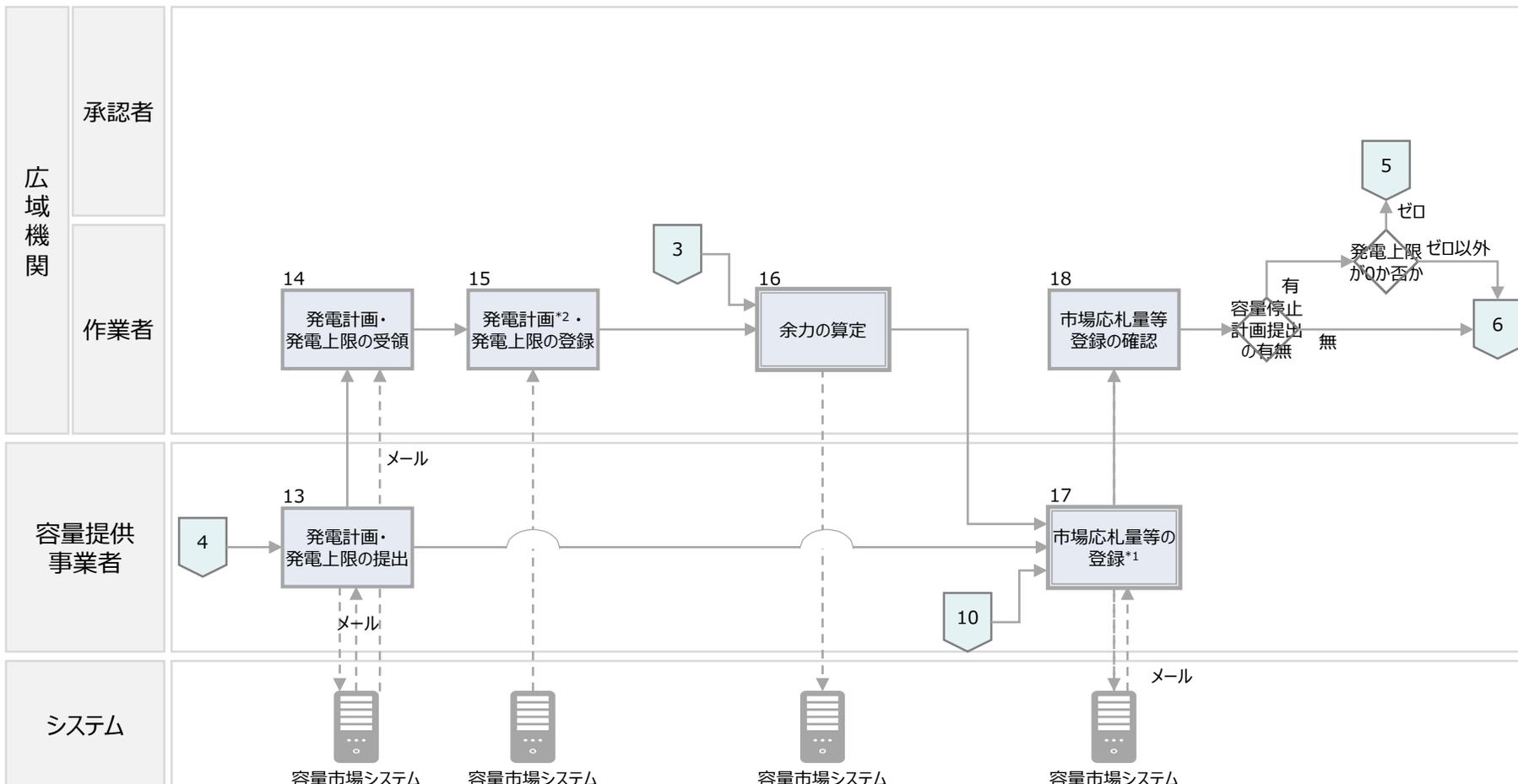
業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 需給ひっ迫のおそれがある時	業務コード	BF221
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



*1 : 発電契約者はリクワイアメント時に発電計画・発電上限を提出し、広域機関(作業者)はアセスメント時に広域機関システムから発電計画・発電上限をダウンロードし容量市場システムに登録する

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 需給ひっ迫のおそれがある時	業務コード	BF221
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		

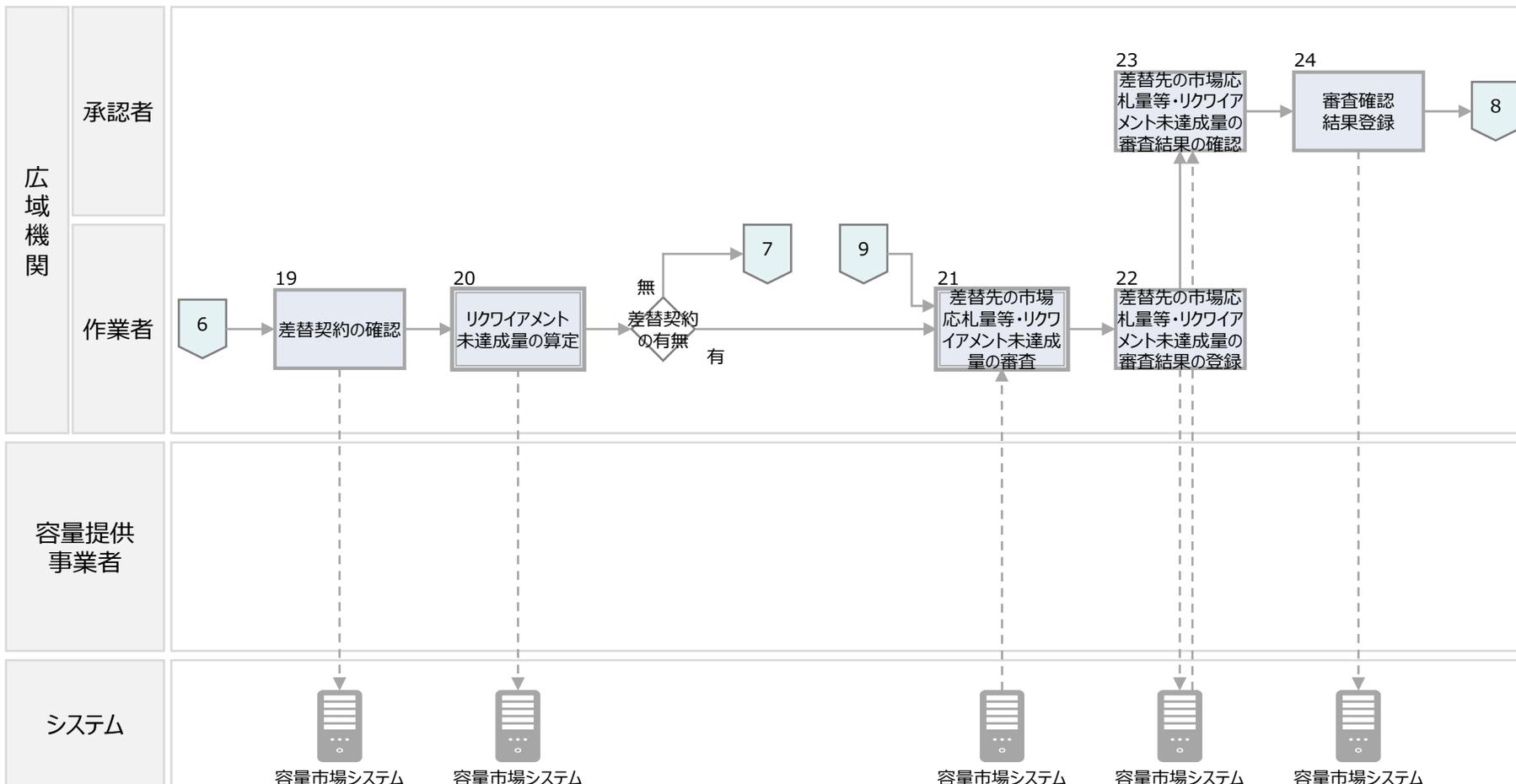


*1：差替契約を締結している電源の場合、差替先の市場応札量等も併せて登録する

*2：発電計画は当プロセスで確定版となる

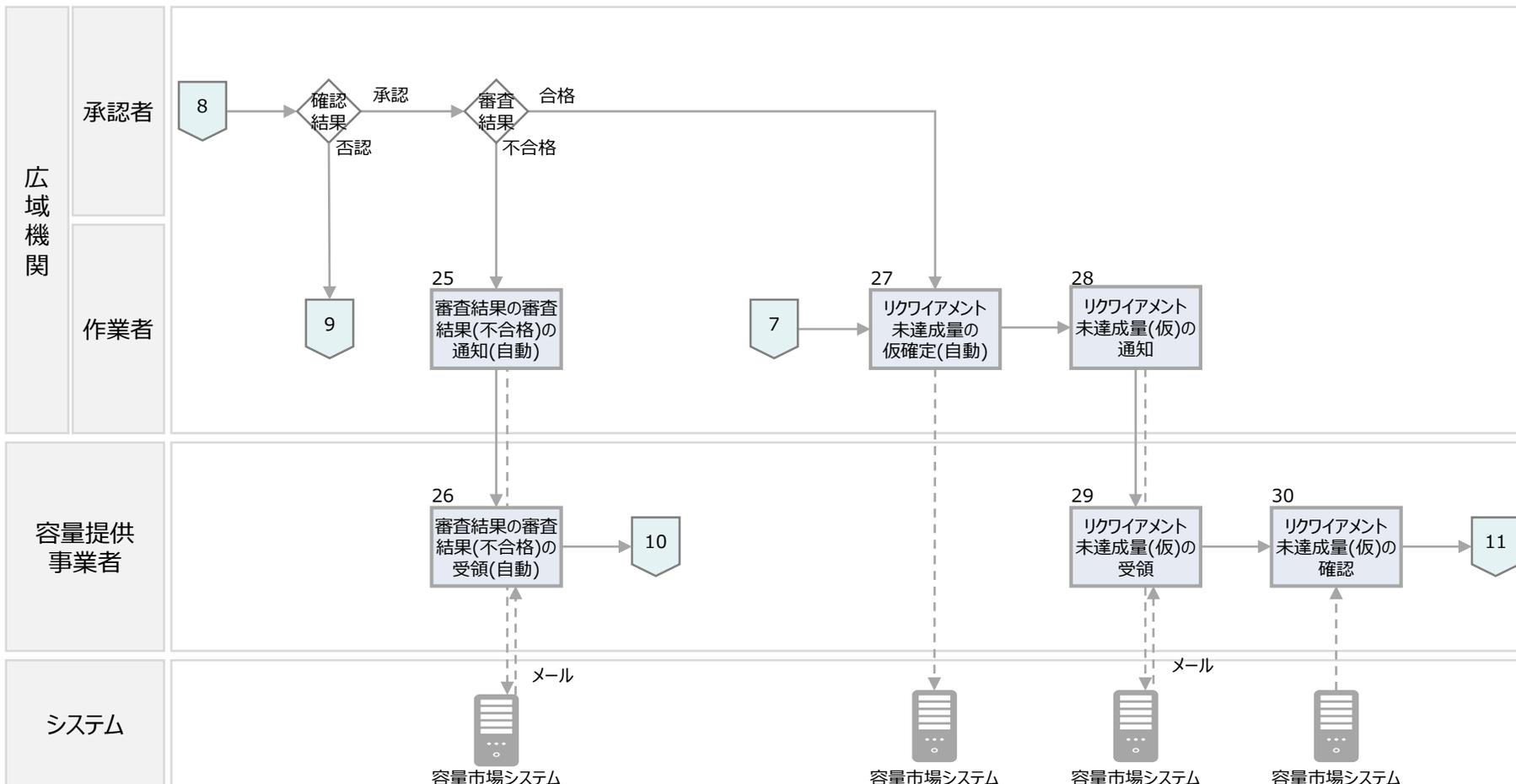
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 需給ひっ迫のおそれがある時	業務コード	BF221
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		

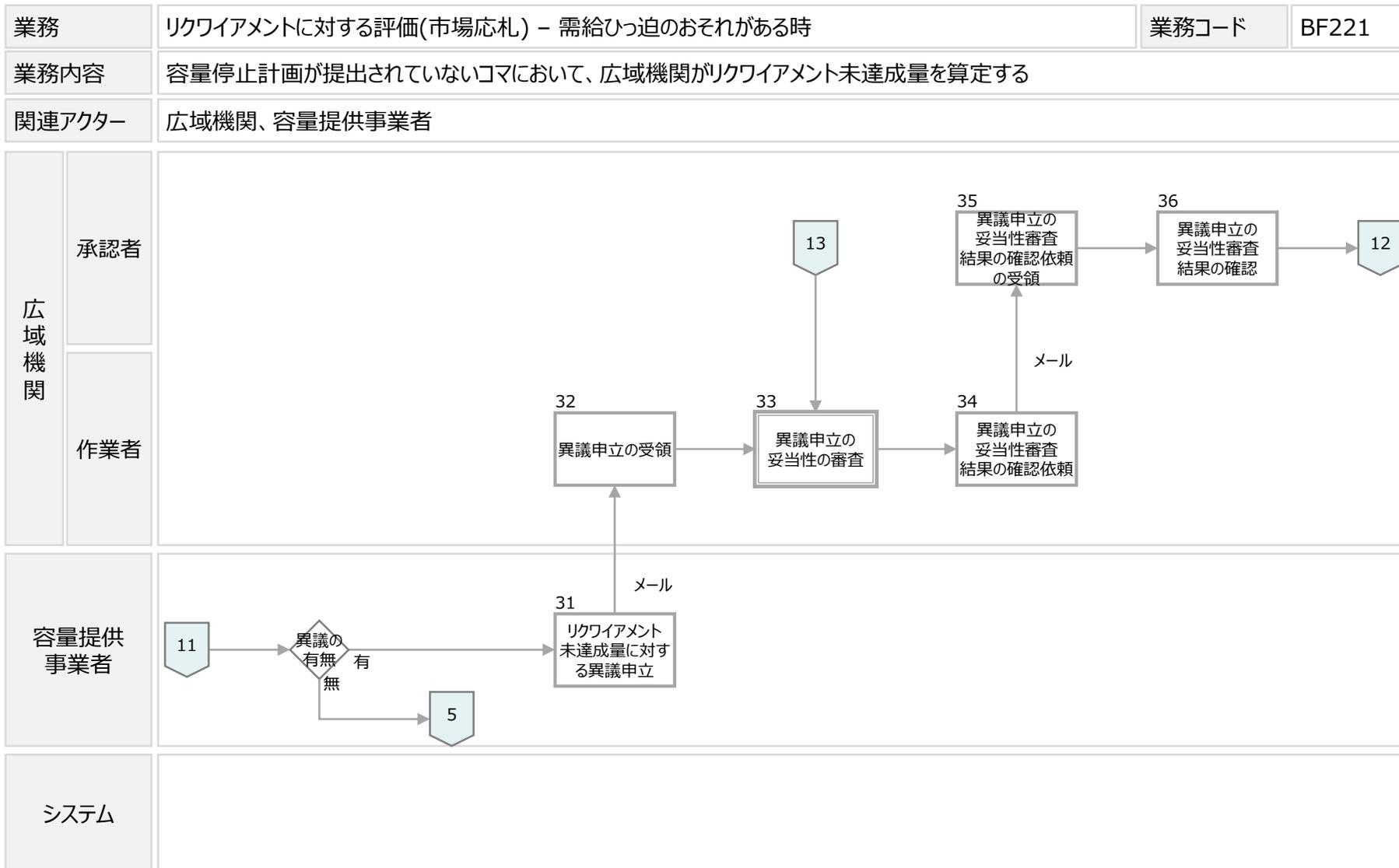


凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 需給ひっ迫のおそれがある時	業務コード	BF221
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		

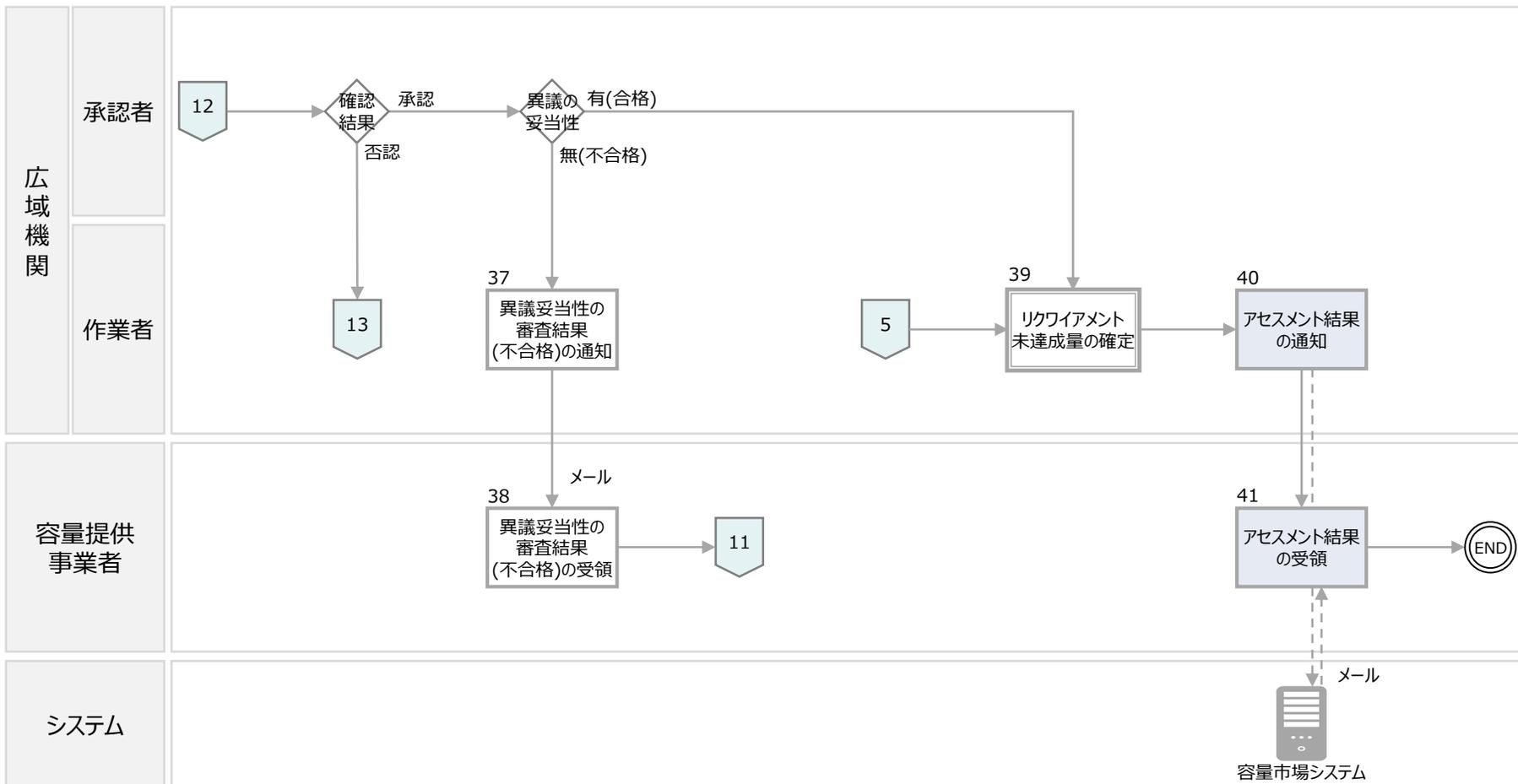


凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 需給ひっ迫のおそれがある時	業務コード	BF221
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	アセスメント対象コマの通知
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

アセスメント対象コマの通知

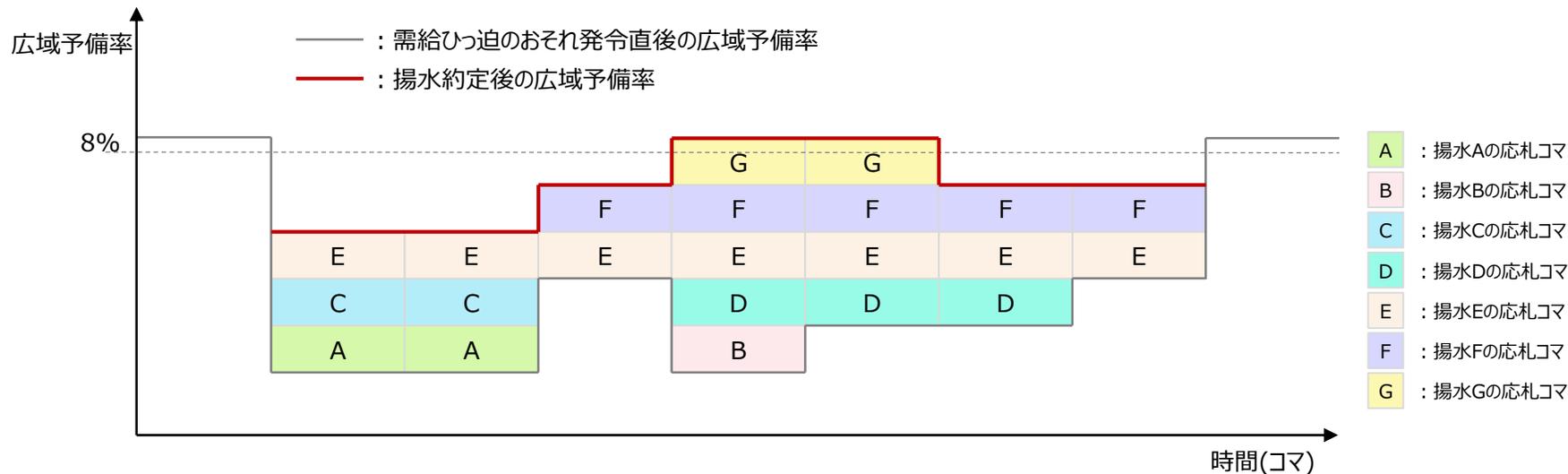
広域機関(作業)が、アセスメント対象コマを容量提供事業者に通知する

需給ひっ迫のおそれがあるコマについては、容量停止計画が提出されていない揚水電源も余力の全てを活用するリクワイアメントが課されている
そのため、広域機関は揚水電源が応札すべき、需給ひっ迫のおそれが発令されているコマを指定する

ただし、以下の理由により、揚水電源には具体的な応札コマを指定せず、需給ひっ迫のおそれがあるコマを揚水電源が応札するコマとして指定する

- 運転継続時間が需給ひっ迫のおそれがある期間より長い揚水電源は、当該期間のすべてに応札することになるため
- 運転継続時間が当該期間より短い揚水電源は、各事業者が期間内のコマに任意に応札することにより、全体的な広域予備率の改善が見込まれるため

【揚水電源の応札による広域予備率改善のイメージ】



リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	市場への応札実施
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

市場への応札実施

容量提供事業者が、応札可能な市場へ応札を実施する

容量提供事業者は、相対契約の計画変更締切時間と余力を確認し、応札可能な時間前市場に対して応札を行う

【リクワイアメントにおいて応札が求められる市場と入札可能時間】

		先渡市場*1	スポット市場	時間前市場	需給調整市場	...	実需給
入札単位	入札可能時間			前日17:00 ~1時間(GC)前			
	容量	-	-	100kW	-		
	時間			30分(1コマ)			

*1：約定分は発電計画値に含まれリクワイアメントから除外されるが、応札はリクワイアメント達成とはならない

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	発電計画・発電上限の提出
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
発電計画・発電上限の提出 容量提供事業者が、発電計画・発電上限を広域機関に提出する	
【提出手順】	
① 容量提供事業者は、リクワイアメント時に発電計画・発電上限を提出する	
② 広域機関(作業)は、アセスメント時に広域機関システムから発電計画・発電上限をダウンロードし、容量市場システムに登録する	
※なお、発電計画・発電上限はGC時点のものを提出する	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	余力の算定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

余力の算定(1/2)

広域機関(作業者)が、容量提供事業者の余力の有無を算定する

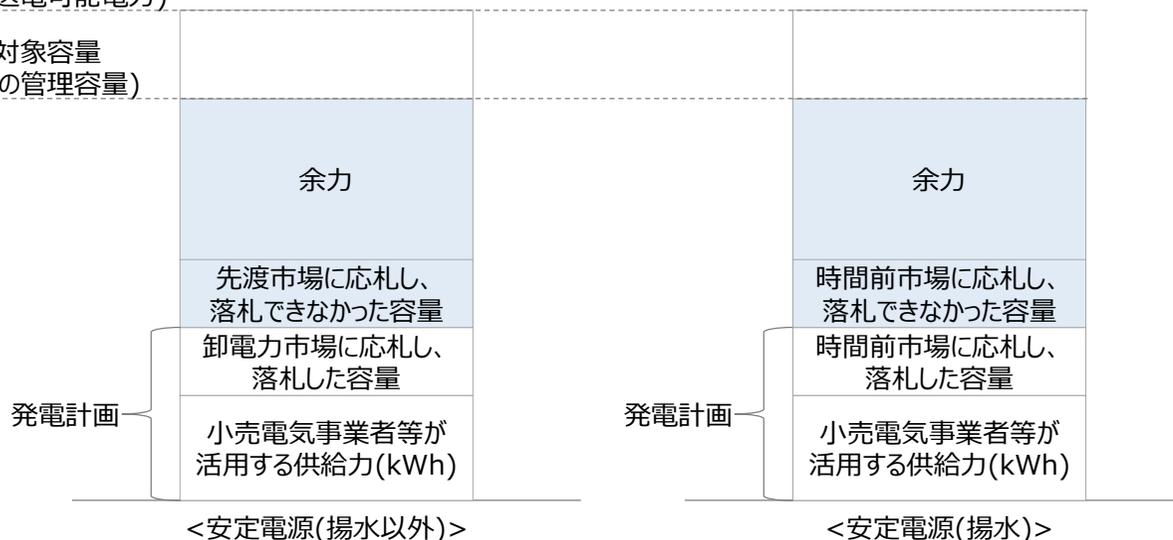
広域機関(作業者)は、容量提供事業者が登録する市場応札量等からリクワイアメント未達成量を算定するために、先んじてリクワイアメントの対象となる余力を算定する。余力は、アセスメント対象容量と提供できる供給力の最大値(揚水は各月の送電可能電力)の小さい方から、発電計画を減じた値となる

【リクワイアメントの対象となる余力の考え方】

提供できる供給力の最大値
=(揚水は各月の送電可能電力)

■ : 市場応札のリクワイアメントの対象となる余力*2

アセスメント対象容量
=(揚水は各月の管理容量)



*1：スポット市場・時間前市場への応札がリクワイアメントであり、先渡市場への応札はリクワイアメントの範囲外

*2：余力は、提供できる供給力の最大値/アセスメント対象容量のうち、小さい方から発電計画を減じた値とする。すなわち、発電上限≧アセスメント対象容量の場合は、「余力=アセスメント対象容量-発電計画」となる

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	余力の算定				
関連アクター	広域機関、容量提供事業者				
詳細内容					
<p>余力の算定(2/2) 広域機関(作業者)が、容量提供事業者の余力の有無を算定する</p> <p>需給ひっ迫のおそれがある場合のリクワイアメントについては、燃料制約によって卸電力市場に応札する容量を減少させることが認められていないが、燃料以外の制約が存在する場合はその限りではない また、電源が揚水電源であっても、リクワイアメント対象となる</p> <p>【卸電力市場等に応札する容量を減少させることができる例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制約の概要</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電において、河川法等を遵守できないおそれがある場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある </td> </tr> </tbody> </table>		制約の概要	具体例	水力発電において、河川法等を遵守できないおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある
制約の概要	具体例				
水力発電において、河川法等を遵守できないおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある 				

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	市場応札量等の登録
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
市場応札量等の登録 容量提供事業者が、差替先の分も含めた市場応札量等を登録する 容量提供事業者は、以下の内容を登録する <ul style="list-style-type: none">市場応札量等(差替先分含む*2)差替上限*2(≒差替容量)差替計画*2 【留意事項】 <ul style="list-style-type: none">差替契約を締結している場合は、差替先の市場応札量等、発電計画(発電上限)、および差替容量も併せて提出する容量提供事業者が発電者である場合(発電契約者でない場合)、発電者が発電契約者に提出した発電計画(発電上限)をもとに余力の有無を確認する	

*1：揚水電源では管理容量

*2：差替契約を締結している場合

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	リクワイアメント未達成量の算定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

リクワイアメント未達成量の算定(1/4)

広域機関(事業者)が市場応札量等からリクワイアメント未達成量を算定する

アセスメントの対象となる*1コマについて、計算された余力から市場応札量等*2を差し引いた値をリクワイアメント未達成量として算定する。
差替契約を行っている場合でも、リクワイアメント未達成量は、電源単位で算定する

【差替契約を行っていない場合のリクワイアメント未達成量の算定】

	1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ
発電上限	0kW	2,000kW	2,000kW	4,000kW	0kW
容量停止計画の提出有無	有	有	無	無	有
アセスメント対象コマ*3	×	◎	◎	◎	×
発電計画	0kW	1,000kW	1,000kW	2,000kW	0kW
余力	-	1,000kW	1,000kW	2,000kW	-
アセスメント対象容量	4,000kW				
市場応札量等	-	600kW	1,000kW	0kW	-
リクワイアメント未達成量*4	-	200kWh	0kWh	1,000kWh	-

*1：容量停止計画が提出されていて、同時に発電上限がゼロとなっているコマ以外のすべてのコマ *2：実需給月翌月10日ごろまでに容量市場システムに登録

*3：容量停止計画の提出がないコマまたは容量停止計画の提出があり、発電上限が0でないコマ *4：市場への応札はkWh単位のため、リクワイアメント未達成量はkWh単位で算出

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	リクワイアメント未達成量の算定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

リクワイアメント未達成量の算定(3/4)

広域機関(事業者)が市場応札量等からリクワイアメント未達成量を算定する

差替契約を結んでいる場合で、差替元/先で需給エリアが異なる場合がある。需給ひっ迫のおそれ発令によるリクワイアメントの適用有無*1は差替元/先の各エリアの需給状況を反映する

【差替契約が締結されている場合のリクワイアメント未達成量の算定(差替元/先のエリアが異なる)】

		(エリアA)差替元電源A(安定) 容量確保契約容量6,000kW 差替容量5,000kW			← 差替契約にもとぎ提供される供給力 →		(エリアB)差替先電源B(安定) 差替容量5,000kW			
		1~16コマ	17コマ		18コマ			19コマ		20~48コマ
需給ひっ迫のおそれ発令コマ	エリアA	←					→			
	エリアB	←		→						
アセスメント対象コマ*3	電源A	○	◎	◎	◎	◎	○	×	×	
	電源B	○	◎	◎	◎	○	○	×	×	
余力	電源A	0kW	500kW	500kW	500kW	800kW	800kW	-	-	
	電源B	0kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	-	-	
市場応札量等	電源A	0kW	500kW	500kW	500kW	500kW	500kW	-	-	
	電源B	0kW	4,000kW	3,000kW	3,000kW	4,000kW	4,000kW	-	-	
リクワイアメント未達成量	電源A	0kWh	0kWh =500kW-500kW	0kWh =500kW-500kW	0kWh =500kW-500kW	150kWh =800kW-500kW	150kWh =800kW-500kW	-	-	
	電源B	0kWh	500kWh =5,000kW-4,000kW	1,000kWh =5,000kW-3,000kW	1,000kWh =5,000kW-3,000kW	500kWh =5,000kW-4,000kW	500kWh =5,000kW-4,000kW	-	-	
電源Aのリクワイアメント未達成量(合計)*4		1,650kWh=(0kWh+500kWh)+ (0kWh+1,000kWh) + (150kWh+0kWh*2)								

*1：揚水電源は平常時にリクワイアメントの対象外 *2：平常時にはリクワイアメント未達成量が0としてカウントされるため

*3：容量停止計画の提出がないコマまたは容量停止計画の提出があり、発電上限が0でないコマ *4：市場への応札はkWh単位のため、リクワイアメント未達成量はkWh単位で算出

業務プロセス	リクワイアメント未達成量の算定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

リクワイアメント未達成量の算定(4/4)

広域機関(作業者)が、リクワイアメント未達成量を算定する

電源ごとにリクワイアメント未達成量の算定を行った後

差替先が複数の差替元と契約している場合、差替先の余力を上限としてリクワイアメント未達成量を差替元に配分する。登録されたリクワイアメント未達成量の合計が、差替先の余力を上回る登録はできない。

【差替元が複数存在する差替先からの配分例(1コマについて)】

以下、差替先Bのリクワイアメント未達成量が2,700kWとなった場合

1) 登録が認められる例

→差替元A,Cとの差替容量の比=2:1で配分

差替先Bのリクワイアメント未達成量	2,700kWh
差替元Aへの配分値	1,800kWh
差替元Cへの配分値	900kWh

→差替容量によらず、完全に任意の値で配分

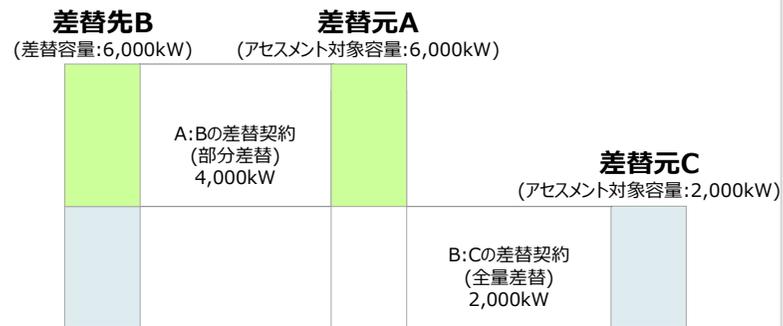
差替先Bのリクワイアメント未達成量	2,700kWh
差替元Aへの配分値	1,700kWh
差替元Cへの配分値	1,000kWh

2) 認められない配分(差替容量を超過した配分)

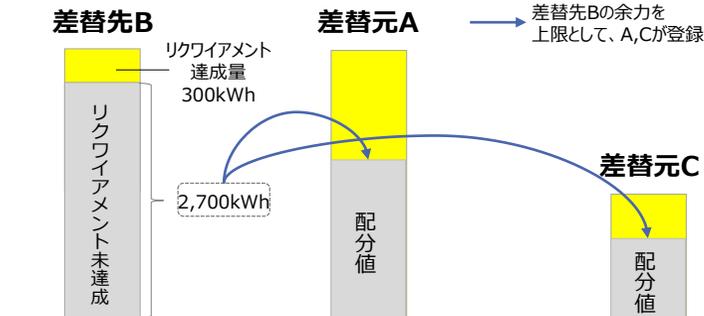
→差替元A,Cが登録した合計が、差替先Bの余力(3,000kWh)を超えているため審査不合格となる

差替先Bのリクワイアメント未達成量	2,700kWh
差替元Aへの配分値	2,000kWh
差替元Cへの配分値	1,500kWh

差替契約の例



配分方法によるリクワイアメント未達成量の違い



リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	差替先の市場応札量等・リクワイアメント未達成量の審査						
関連アクター	広域機関、容量提供事業者						
詳細内容							
<p>差替先の市場応札量等・リクワイアメント未達成量の審査 差替契約を締結している場合、広域機関(作業)が、登録された差替先の市場応札量等とリクワイアメント未達成量を審査する</p> <p>差替契約を結んでいる場合、差替先から配分された市場応札量等、差替先から報告されている差替上限、および計算されたリクワイアメント未達成量について審査を行う</p> <p>下記項目について確認を行い、その審査結果を容量市場システムに登録する</p> <p>【差替先の審査項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> <th>不合格となる場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場応札量等*1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市場応札量等が差替容量を超える場合 市場応札量等が差替先の余力を超えている場合 </td> </tr> <tr> <td>広域機関システムと容量市場システムの登録値</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムに登録された値(差替容量、差替計画、市場応札量等)の合計が、広域機関システムに登録された値を超える場合 </td> </tr> </tbody> </table>		審査項目	不合格となる場合	市場応札量等*1	<ul style="list-style-type: none"> 市場応札量等が差替容量を超える場合 市場応札量等が差替先の余力を超えている場合 	広域機関システムと容量市場システムの登録値	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムに登録された値(差替容量、差替計画、市場応札量等)の合計が、広域機関システムに登録された値を超える場合
審査項目	不合格となる場合						
市場応札量等*1	<ul style="list-style-type: none"> 市場応札量等が差替容量を超える場合 市場応札量等が差替先の余力を超えている場合 						
広域機関システムと容量市場システムの登録値	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムに登録された値(差替容量、差替計画、市場応札量等)の合計が、広域機関システムに登録された値を超える場合 						

*1：差替元が複数ある場合、市場応札量等の合計値が差替容量の合計値または差替先の余力を超える場合

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	異議申立の妥当性審査
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

異議申立の妥当性審査

広域機関(作業者)が、容量提供事業者から受領したやむを得ない理由とエビデンスの妥当性を燃料制約への該当有無などから審査する

- 広域機関(作業者)は、容量提供事業者から5営業日以内に提出されたリクワイアメント未達成量に対する異議申立に係る資料をもとに、その妥当性を審査する
- 異議申立の内容が以下の例に該当、またはその他の理由で広域機関が妥当だと判断された場合、妥当性審査を合格とする
- 審査実施後、広域機関(作業者)は、審査結果を容量市場システムに登録する

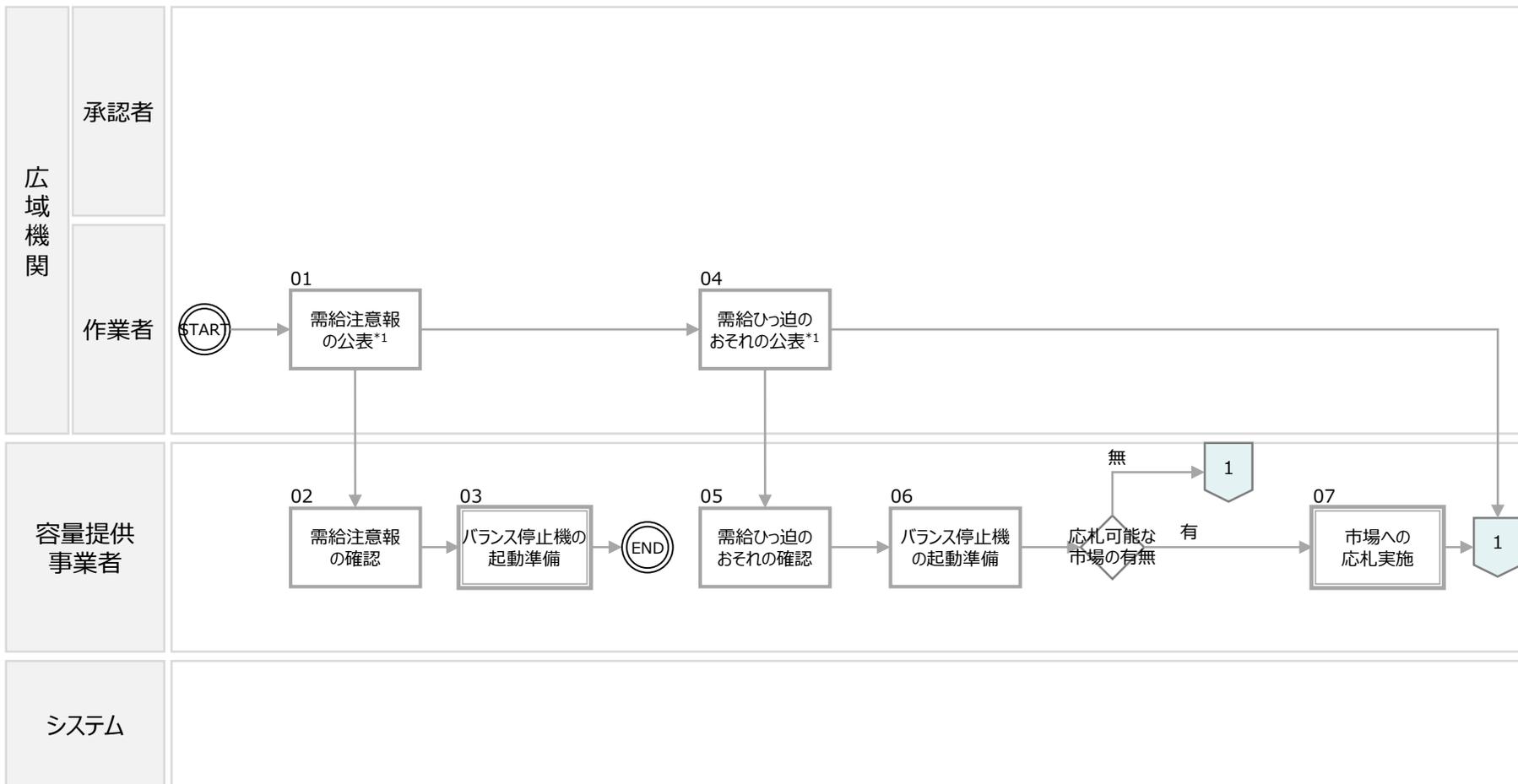
異議申立の分類	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事例
水力発電において、河川法等を遵守できない恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> • 下流補給の責務を果たせないおそれがある • 河川の水位変動幅を超過するおそれがある • 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある • 下流で洪水発生のおそれがある • 人命の安全が確保できないおそれがある
第三者要因により応札できる容量が減少する場合	<ul style="list-style-type: none"> • 戦争や騒乱・疫病による発電停止 • 大規模自然災害(震度7以上)による発電停止 • オークション以降における法令改正による規制適用等による発電停止 • 送電線故障等、一般送配電事業者の事由による発電停止
卸電力市場等が閉場している場合	<ul style="list-style-type: none"> • 相対契約上の計画変更締切時刻以降に、応札可能な卸電力市場等が存在しない • 卸電力市場等においてシステム不具合が発生している

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	リクワイアメント未達成量の確定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
リクワイアメント未達成量の確定 広域機関(事業者)が、リクワイアメント未達成量を確定する	
<ul style="list-style-type: none">事業者の応札状況調査対象電源のリクワイアメント未達成量に異議がないか、もしくは異議申立が認められた場合、確定したリクワイアメント未達成量が容量提供事業者へ通知される差替契約を締結している場合は、差替先のリクワイアメント未達成量を合算して差替元に通知する	

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

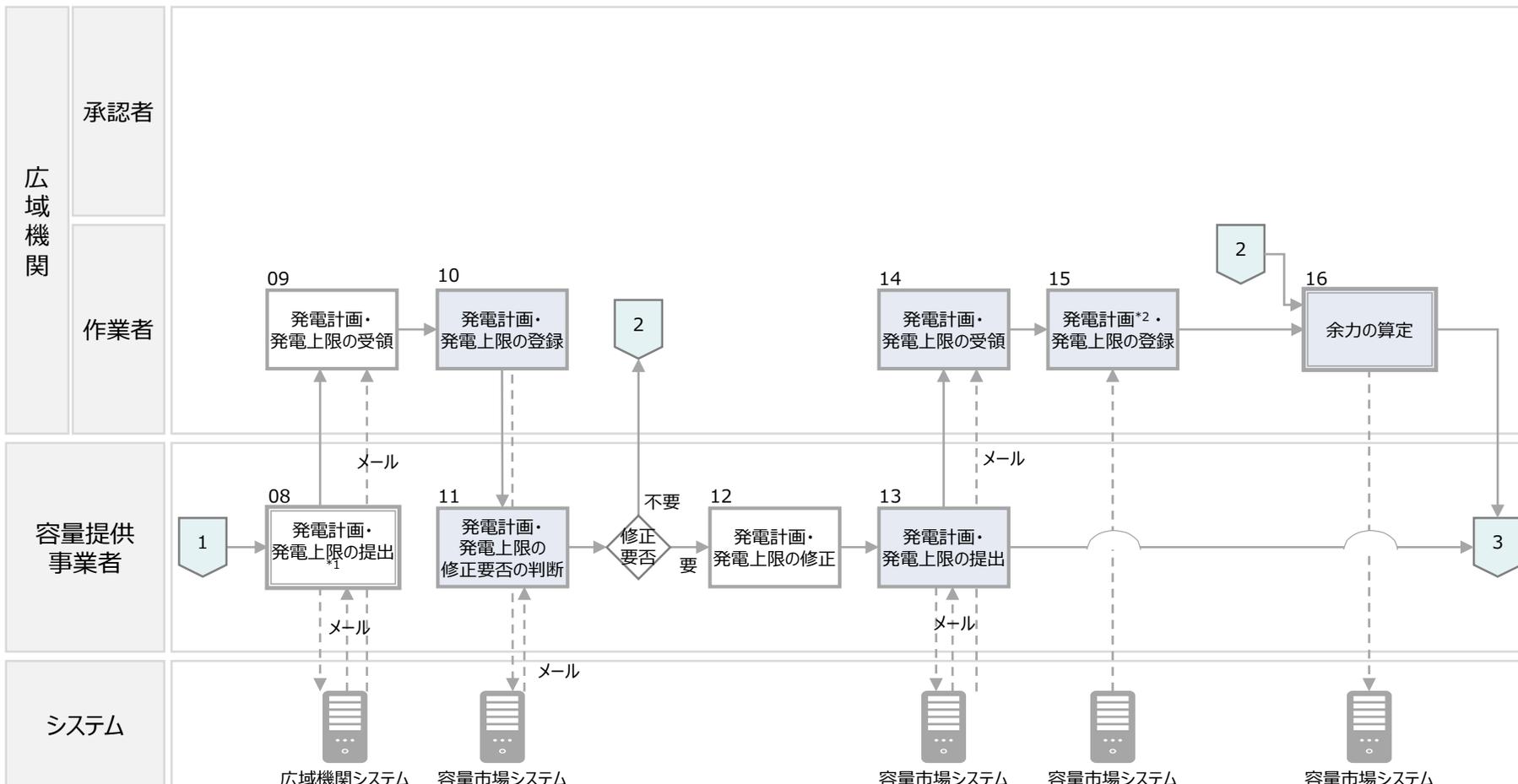
業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 需給ひっ迫のおそれがある時(バランス停止からの起動)	業務コード	BF222
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



*1: 需給ひっ迫のおそれの公表などについては、調整力及びバランス評価等に関する委員会にて検討中

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 需給ひっ迫のおそれがある時(バランス停止からの起動)	業務コード	BF222
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		

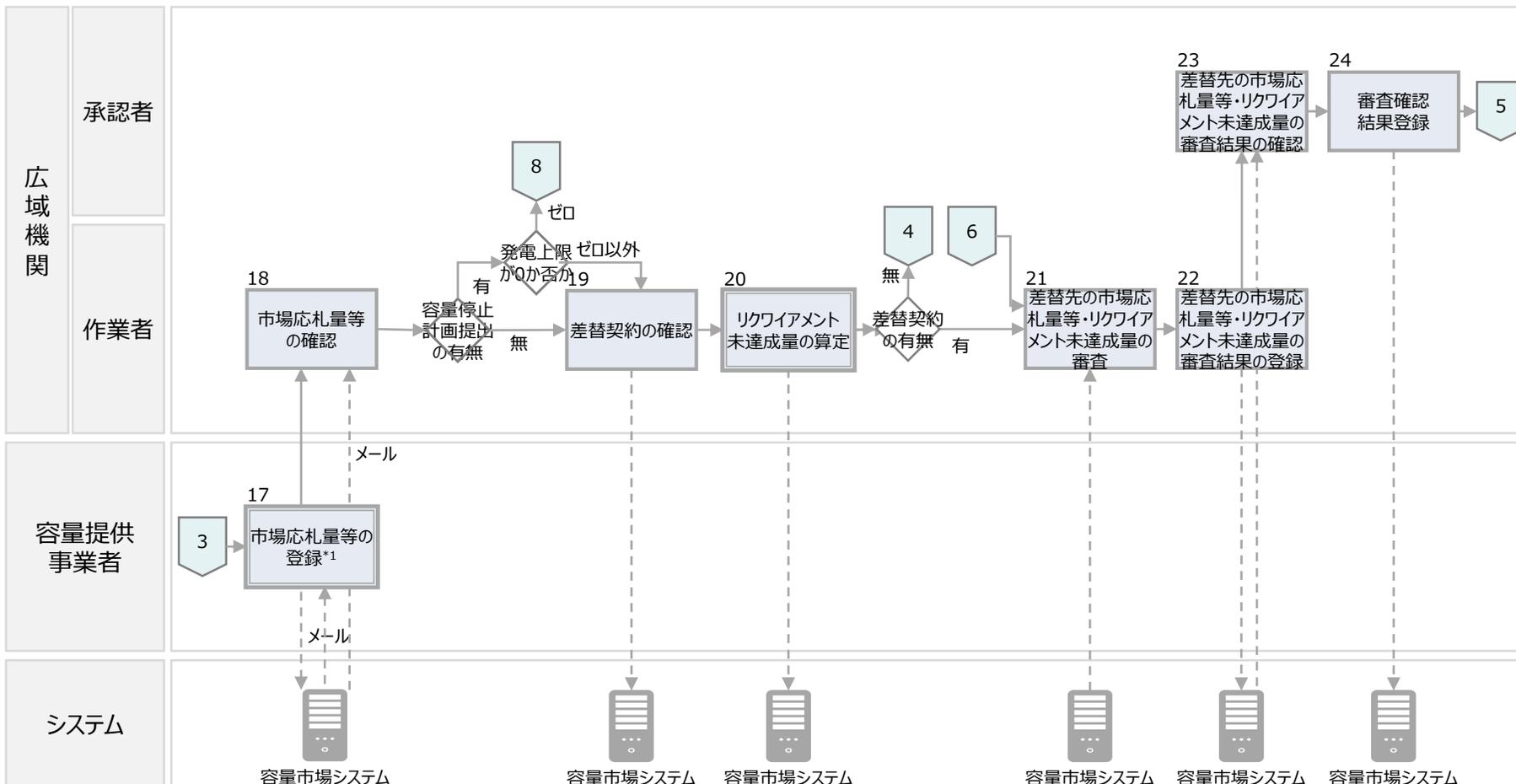


*1：発電契約者でない場合、発電契約者に連絡した応札可能量を登録する。また、差替契約を締結している電源の場合、差替先の市場応札量等も併せて登録する

*2：発電計画は当プロセスで確定版となる

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

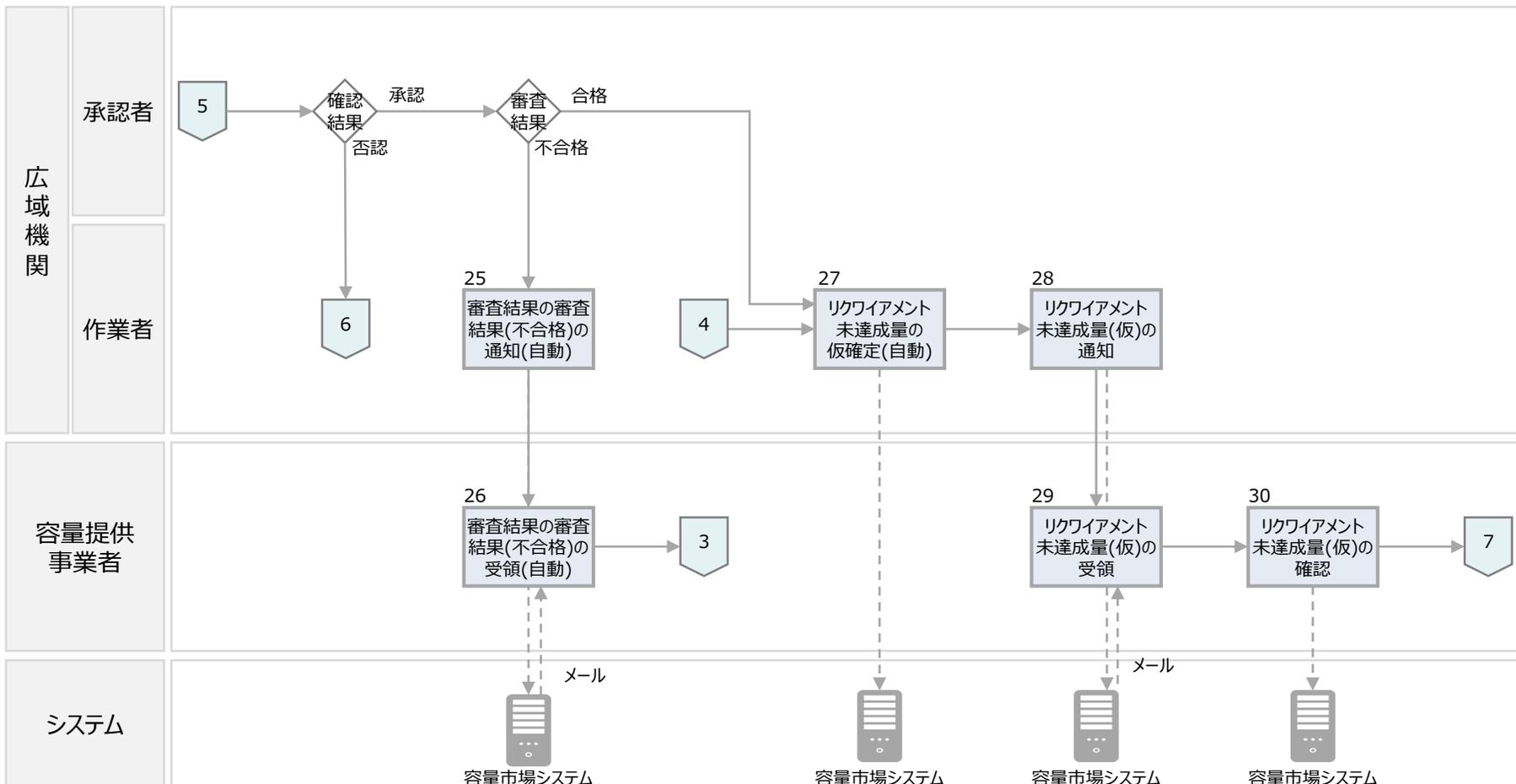
業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 需給ひっ迫のおそれがある時(バランス停止からの起動)	業務コード	BF222
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



*1：差替契約を締結している電源の場合、差替先の市場応札量等も併せて登録する

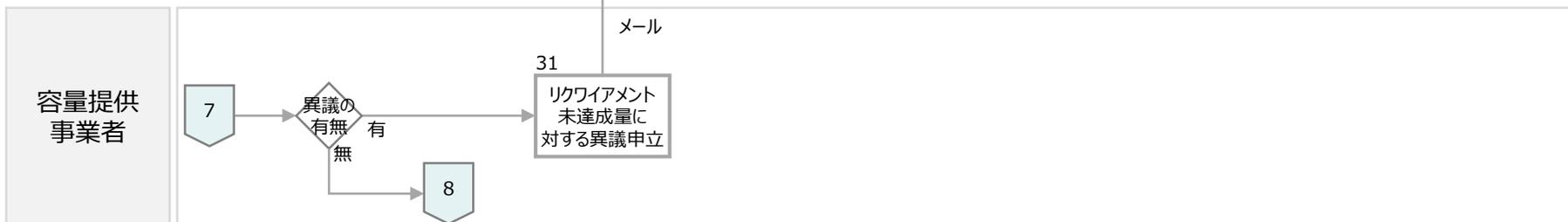
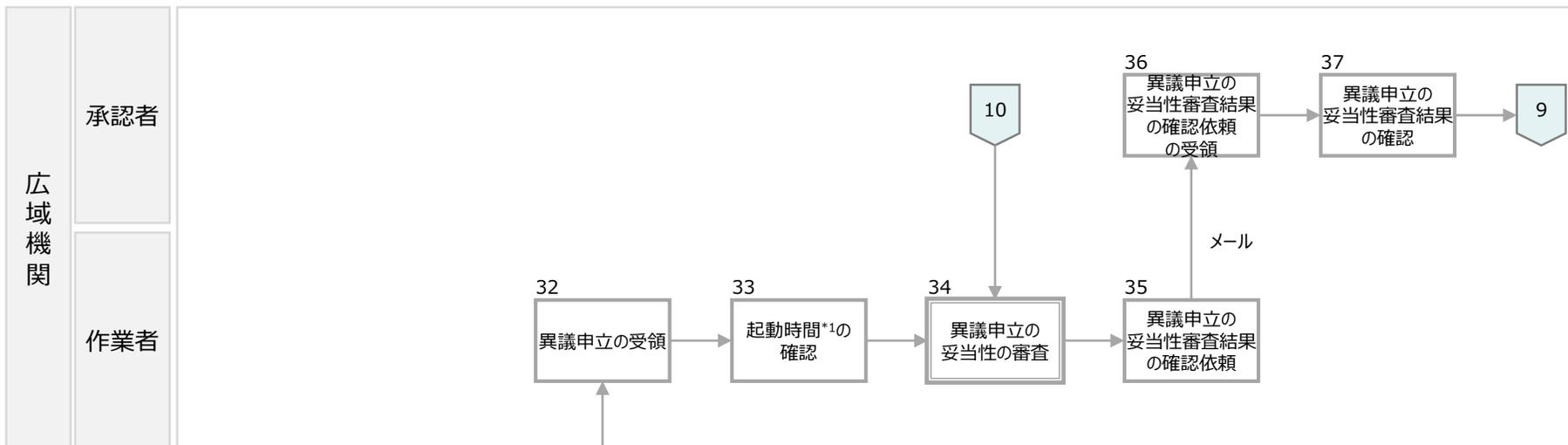
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 需給ひっ迫のおそれがある時(バランス停止からの起動)	業務コード	BF222
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 需給ひっ迫のおそれがある時(バランス停止からの起動)	業務コード	BF222
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		

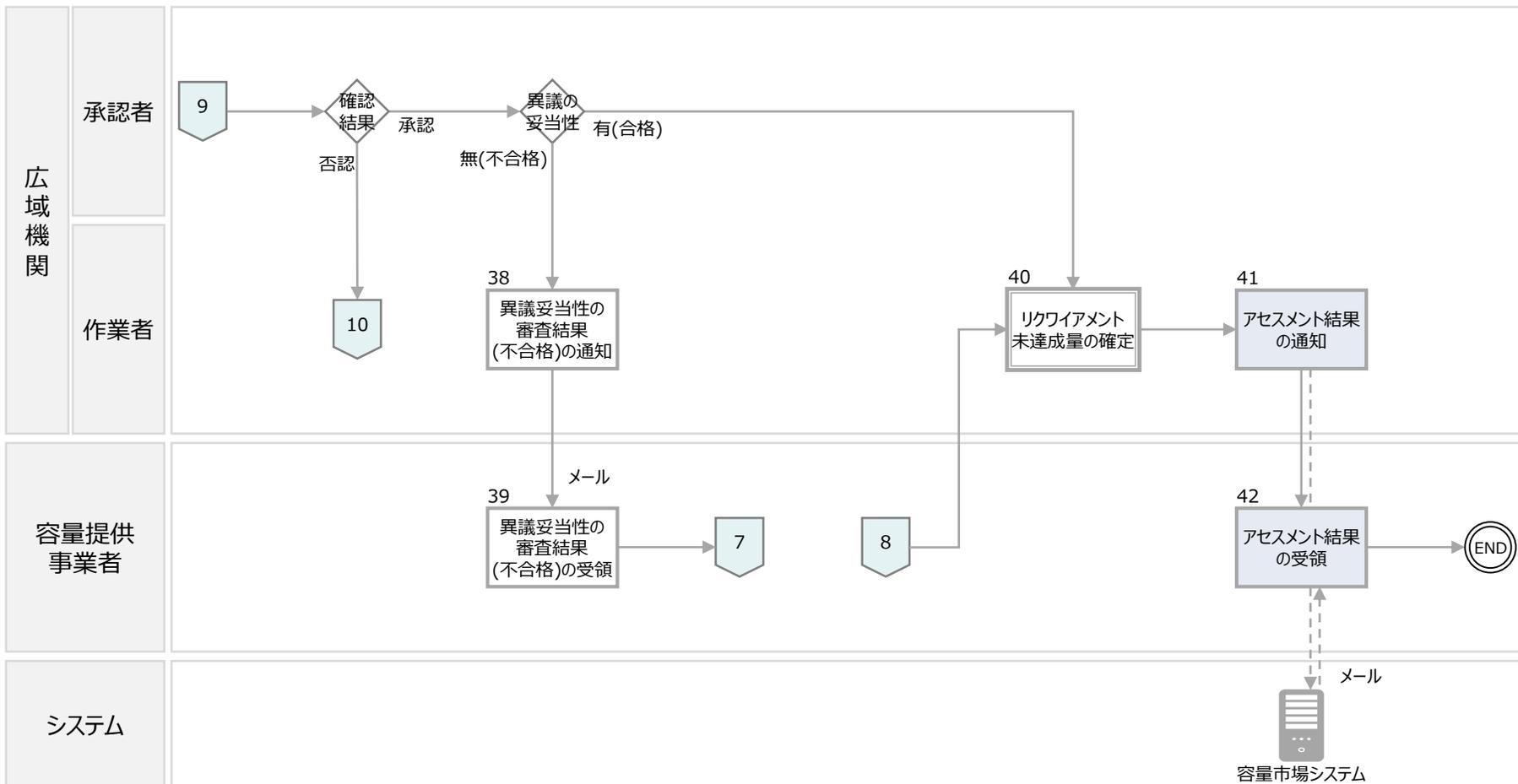


システム	
------	--

*1:電源等情報に登録されているバランス停止機器の起動時間

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(市場応札) - 需給ひっ迫のおそれがある時(バランス停止からの起動)	業務コード	BF222
業務内容	容量停止計画が提出されていないコマにおいて、広域機関がリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



業務プロセス	バランス停止機の起動準備
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

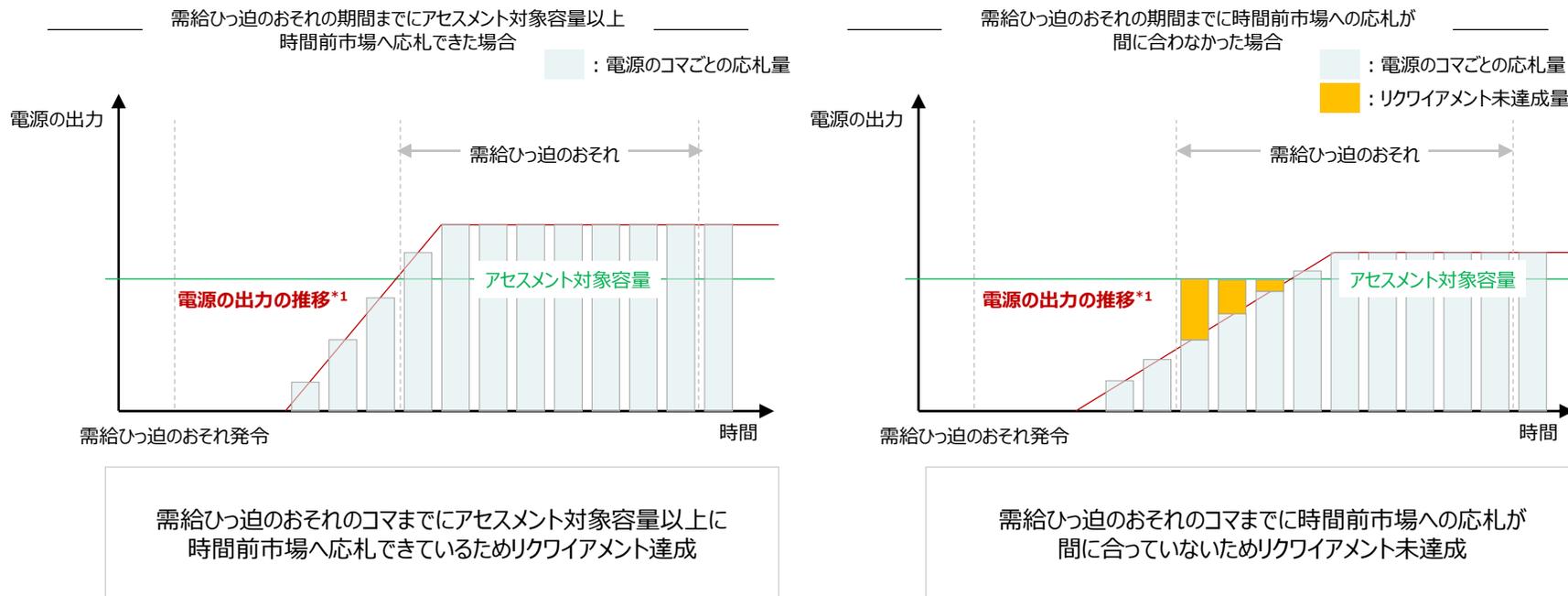
詳細内容

バランス停止機の起動準備(1/2)

容量提供事業者が、バランス停止機の起動準備を行う

容量提供事業者は、広域機関ホームページにて需給ひっ迫のおそれが発令された場合、需給ひっ迫のおそれが発令されたコマに時間前市場に応札できるように、バランス停止機を起動しなければならない。需給ひっ迫のおそれの期間までに、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すべく起動時間を踏まえて準備を行う

【バランス停止機の起動時間とリクワイアメント達成/未達成イメージ】



*1：当該コマにおける平均値を直線でつなげたものを例として提示

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	バランス停止機の起動準備
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

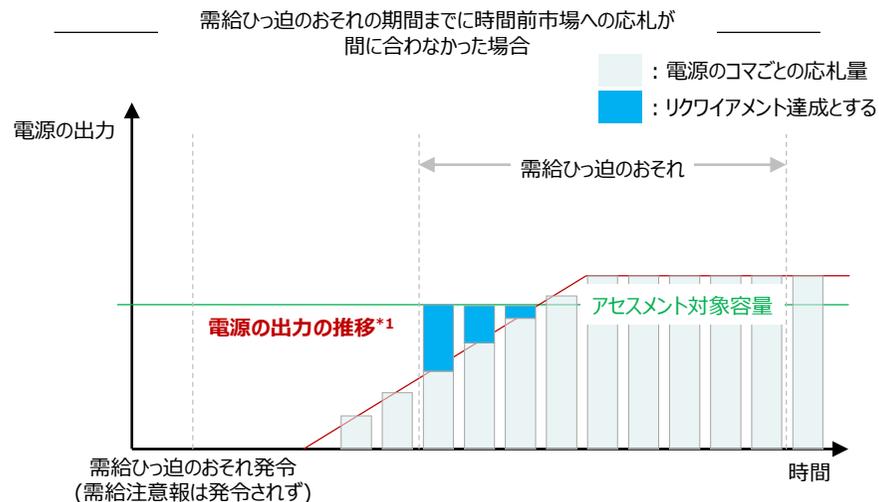
詳細内容

バランス停止機の起動準備(2/2)

容量提供事業者が、バランス停止機の起動準備を行う

需給注意報が前週断面で発令されていない場合、需給ひっ迫のおそれが前日断面以降に発令される場合がある
 この場合、需給ひっ迫のおそれに基づいて起動準備を実施していれば、バランス停止からの起動が遅れ応札が間に合わなかったとしても、リクワイアメント達成とする

【バランス停止機の起動時間とリクワイアメント達成/未達成イメージ】



需給ひっ迫のおそれのコマまでに時間前市場への応札が間に合っていないでもリクワイアメント達成とする

*1：当該コマにおける平均値を直線でつなげたものを例として提示

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	市場への応札実施						
関連アクター	広域機関、容量提供事業者						
詳細内容							
<p>市場への応札実施 容量提供事業者が、応札可能な市場へ応札を実施する</p> <p>容量提供事業者は、相対契約の計画変更締切時間と余力を確認し、応札可能な時間前市場に対して応札を行う</p> <p>【リクワイアメントにおいて応札が求められる市場と入札可能時間】</p>							
		先渡市場*1	スポット市場	時間前市場	需給調整市場	...	実需給
入札可能時間				前日17:00 ~1時間(GC)前			
入札単位				100kW			
	容量	-	-		-		
	時間			30分(1コマ)			

*1：約定分は発電計画値に含まれリクワイアメントから除外されるが、応札はリクワイアメント達成とはならない

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	発電計画・発電上限の提出
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
発電計画・発電上限の提出 容量提供事業者が、発電計画・発電上限を提出する	
【提出手順】	
① 容量提供事業者は、リクワイアメント時に発電計画・発電上限を提出する	
② 広域機関(作業員)は、アセスメント時に広域機関システムから発電計画・発電上限をダウンロードし、容量市場システムに登録する	
※なお、発電計画・発電上限はGC時点のものを提出する	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	余力の算定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

余力の算定(1/2)

広域機関(作業)が、容量提供事業者の余力の有無を算定する

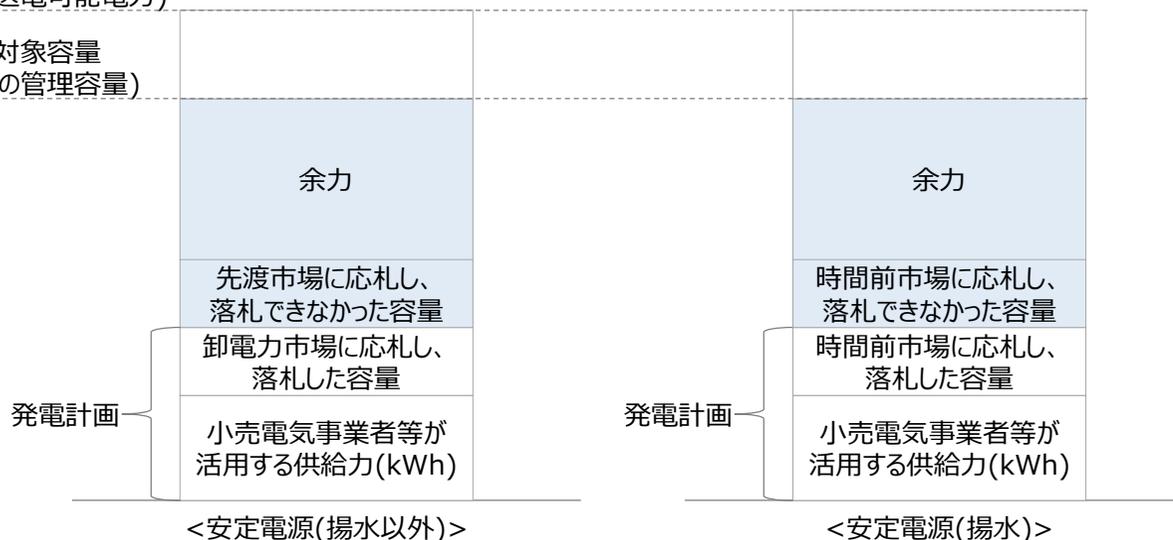
広域機関(作業)は、容量提供事業者が登録する市場応札量からリクワイアメント未達量を算定するために、先んじてリクワイアメントの対象となる余力を算定する。余力は、アセスメント対象容量と提供できる供給力の最大値(揚水は各月の送電可能電力)の小さい方から、発電計画を減じた値となる。

【リクワイアメントの対象となる余力の考え方】

提供できる供給力の最大値
=(揚水は各月の送電可能電力)

■ : 市場応札のリクワイアメントの対象となる余力*2

アセスメント対象容量
=(揚水は各月の管理容量)



*1：スポット市場・時間前市場への応札がリクワイアメントであり、先渡市場への応札はリクワイアメントの範囲外

*2：余力は、提供できる供給力の最大値/アセスメント対象容量のうち、小さい方から発電計画を減じた値とする。すなわち、発電上限≧アセスメント対象容量の場合は、「余力＝アセスメント対象容量－発電計画」となる

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	余力の算定				
関連アクター	広域機関、容量提供事業者				
詳細内容					
<p>余力の算定(2/2) 広域機関(作業者)が、容量提供事業者の余力の有無を算定する</p> <p>需給ひっ迫のおそれがある場合のリクワイアメントについては、燃料制約によって卸電力市場に応札する容量を減少させることが認められていないが、燃料以外の制約が存在する場合はその限りではない また、電源が揚水電源であっても、リクワイアメント対象となる</p> <p>【卸電力市場等に応札する容量を減少させることができる例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制約の概要</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電において、河川法等を遵守できないおそれがある場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある </td> </tr> </tbody> </table>		制約の概要	具体例	水力発電において、河川法等を遵守できないおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある
制約の概要	具体例				
水力発電において、河川法等を遵守できないおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある 				

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	市場応札量等の登録
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
市場応札量等の登録 容量提供事業者が、差替先の分も含めた市場応札量等を登録する 容量提供事業者は、以下の内容を登録する <ul style="list-style-type: none">市場応札量等(差替先分含む*1)差替上限*1(≒差替容量)差替計画*1 【留意事項】 <ul style="list-style-type: none">差替契約を締結している場合は、差替先の市場応札量等、発電計画(発電上限)、および差替容量も併せて提出する容量提供事業者が発電者である場合(発電契約者でない場合)、発電者が発電契約者に提出した発電計画(発電上限)をもとに余力の有無を確認する	

*1：差替契約を締結している場合

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	リクワイアメント未達成量の算定				
関連アクター	広域機関、容量提供事業者				
詳細内容					
リクワイアメント未達成量の算定(1/4)					
広域機関(作業)が、容量提供事業者の市場応札量等から、リクワイアメント未達成量を算定する					
リクワイアメントの対象となる*1コマについて、計算された余力から市場応札量等*2を差し引いた値をリクワイアメント未達成量として算定する。 差替契約を行っている場合でも、リクワイアメント未達成量は、電源単位で算定する					
【差替契約を行っていない場合のリクワイアメント未達成量の算定】					
	1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ
発電上限	0kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW
容量停止計画の提出有無	有	無	無	無	無
アセスメント対象コマ*4	×	◎	◎	◎	○
発電計画	0kW	1,000kW	2,000kW	3,000kW	2,000kW
余力	0kW	3,000kW	2,000kW	1,000kW	2,000kW
アセスメント対象容量	4,000kW				
市場応札量等	0kW	600kW	1,000kW	2,000kW	1,000kW
リクワイアメント未達成量*5	0kWh	1,200kWh	500kWh	0kWh	500kWh
電源Aのリクワイアメント未達成量 (合計)	1,700kWh=0kWh+1,200kWh+500kWh+0kWh+0kWh*3				

*1：需給ひっ迫のおそれが発令されているコマ *2：実需給月翌月10日ごろまでに容量市場システムに登録 *3：平常時にはリクワイアメント未達成量が0としてカウントされるため
*4：容量停止計画の提出がないコマまたは容量停止計画の提出があり、発電上限が0でないコマ *5：市場への応札はkWh単位のため、リクワイアメント未達成量はkWh単位で算出

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	リクワイアメント未達成量の算定
--------	-----------------

関連アクター	広域機関、容量提供事業者
--------	--------------

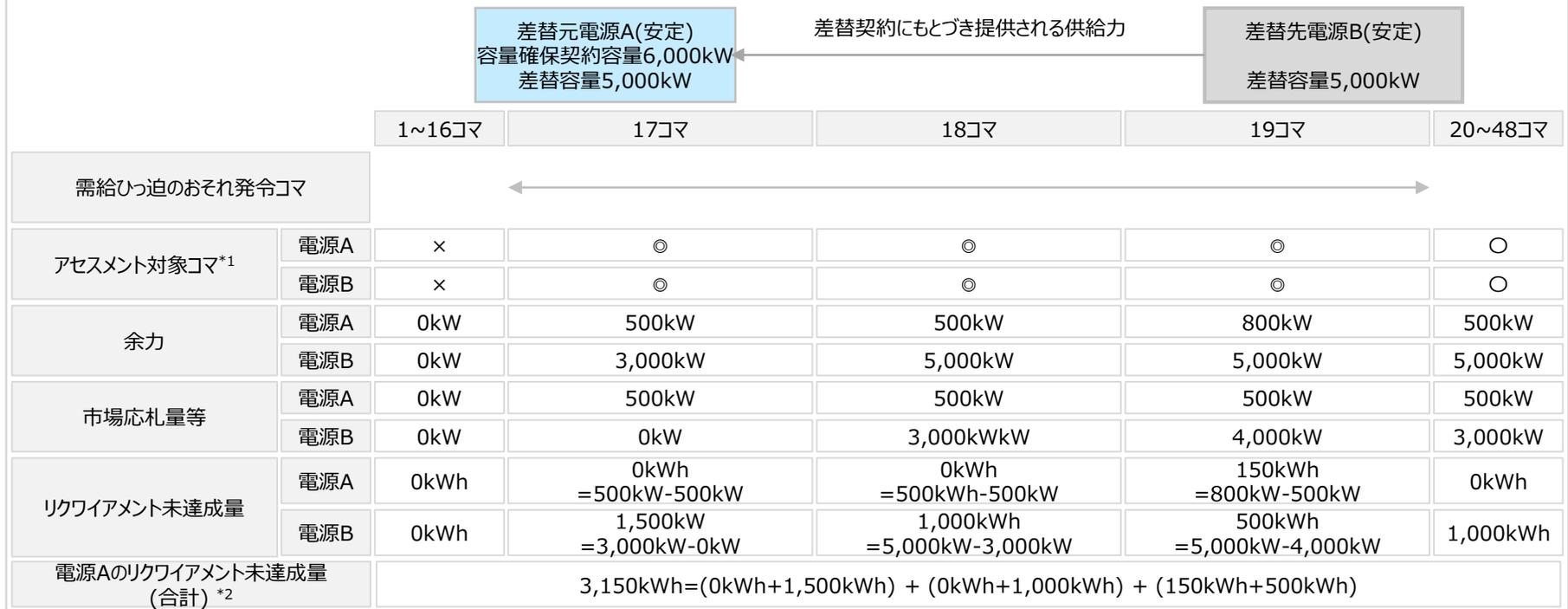
詳細内容

リクワイアメント未達成量の算定(2/4)

広域機関(作業者)が、容量提供事業者の市場応札量等から、リクワイアメント未達成量を算定する

差替契約を締結している場合、差替先電源におけるリクワイアメント未達成量を算出したのち、差替元電源にリクワイアメント未達成量として配分する
 容量停止計画の提出有無・発電計画値によるアセスメント対象コマの判断は、差替先電源の容量停止計画・発電計画により判断する

【差替契約が締結されている場合のリクワイアメント未達成量の算定(差替元/先の電源等区分が同一)】



*1：容量停止計画の提出がないコマまたは容量停止計画の提出があり、発電上限が0でないコマ

*2：市場への応札はkWh単位のため、リクワイアメント未達成量はkWh単位で算出

業務プロセス	リクワイアメント未達成量の算定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

リクワイアメント未達成量の算定(4/4)

広域機関(作業)が、リクワイアメント未達成量を算定する

電源ごとにリクワイアメント未達成量の算定を行った後

差替先が複数の差替元と契約している場合、差替先の余力を上限としてリクワイアメント未達成量を差替元に配分する。登録されたリクワイアメント未達成量の合計が、差替先の余力を上回る登録はできない。

【差替元が複数存在する差替先からの配分例(1コマについて)】

以下、差替先Bのリクワイアメント未達成量が2,700kWとなった場合

1) 登録が認められる例

→差替元A,Cとの差替容量の比=2:1で配分

差替先Bのリクワイアメント未達成量	2,700kWh
差替元Aへの配分値	1,800kWh
差替元Cへの配分値	900kWh

→差替容量によらず、完全に任意の値で配分

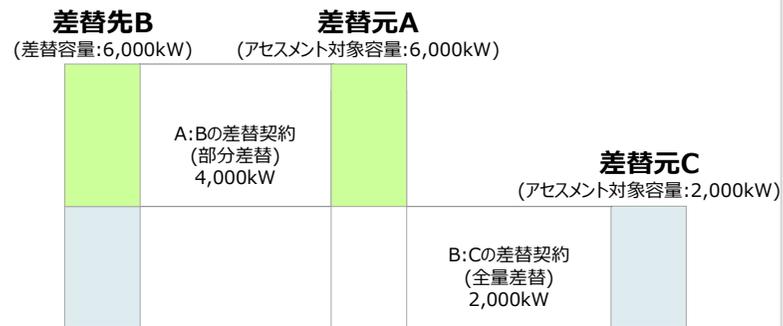
差替先Bのリクワイアメント未達成量	2,700kWh
差替元Aへの配分値	1,700kWh
差替元Cへの配分値	1,000kWh

2) 認められない配分(差替容量を超過した配分)

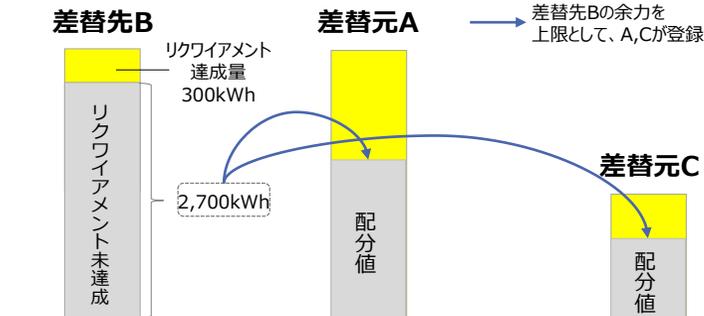
→差替元A,Cが登録した合計が、差替先Bの余力(3,000kWh)を超えているため審査不合格となる

差替先Bのリクワイアメント未達成量	2,700kWh
差替元Aへの配分値	2,000kWh
差替元Cへの配分値	1,500kWh

差替契約の例



配分方法によるリクワイアメント未達成量の違い



リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	異議申立の妥当性審査										
関連アクター	広域機関、容量提供事業者										
詳細内容											
<p>異議申立の妥当性審査 広域機関(作業員)が、容量提供事業者から受領したやむを得ない理由とエビデンスの妥当性を燃料制約への該当有無などから審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は、容量提供事業者から5営業日以内に提出されたリクワイアメント未達量に対する異議申立に係る資料をもとに、その妥当性を審査する 異議申立の内容が以下の例に該当、またはその他の理由で広域機関が妥当だと判断された場合、妥当性審査を合格とする 審査実施後、広域機関(作業員)は、審査結果を容量市場システムに登録する 											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>異議申立の分類</th> <th>審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電において、河川法等を遵守できない恐れがある場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある </td> </tr> <tr> <td>第三者要因により応札できる容量が減少する場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 戦争や騒乱・疫病による発電停止 大規模自然災害(震度7以上)による発電停止 オークション以降における法令改正による規制適用等による発電停止 送電線故障等、一般送配電事業者の事由による発電停止 </td> </tr> <tr> <td>卸電力市場等が閉場している場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 相対契約上の計画変更締切時刻以降に、応札可能な卸電力市場等が存在しない 卸電力市場等においてシステム不具合が発生している </td> </tr> <tr> <td>バランス停止からの起動の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 前週断面で需給注意報が発令されていない場合において、需給ひっ迫のおそれの発令に基づきバランス停止からの起動準備を実施したものの、バランス停止からの並列が遅れている(時間前市場への応札が間に合わない) 需給ひっ迫のおそれがある期間に供給力を提供できなかったものの、需給ひっ迫のおそれ判定の発令タイミングおよび起動準備を開始したタイミングと電源等情報に登録されている起動時間との間で整合性がある </td> </tr> </tbody> </table>	異議申立の分類	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事例	水力発電において、河川法等を遵守できない恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある 	第三者要因により応札できる容量が減少する場合	<ul style="list-style-type: none"> 戦争や騒乱・疫病による発電停止 大規模自然災害(震度7以上)による発電停止 オークション以降における法令改正による規制適用等による発電停止 送電線故障等、一般送配電事業者の事由による発電停止 	卸電力市場等が閉場している場合	<ul style="list-style-type: none"> 相対契約上の計画変更締切時刻以降に、応札可能な卸電力市場等が存在しない 卸電力市場等においてシステム不具合が発生している 	バランス停止からの起動の場合	<ul style="list-style-type: none"> 前週断面で需給注意報が発令されていない場合において、需給ひっ迫のおそれの発令に基づきバランス停止からの起動準備を実施したものの、バランス停止からの並列が遅れている(時間前市場への応札が間に合わない) 需給ひっ迫のおそれがある期間に供給力を提供できなかったものの、需給ひっ迫のおそれ判定の発令タイミングおよび起動準備を開始したタイミングと電源等情報に登録されている起動時間との間で整合性がある
異議申立の分類	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事例										
水力発電において、河川法等を遵守できない恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある 										
第三者要因により応札できる容量が減少する場合	<ul style="list-style-type: none"> 戦争や騒乱・疫病による発電停止 大規模自然災害(震度7以上)による発電停止 オークション以降における法令改正による規制適用等による発電停止 送電線故障等、一般送配電事業者の事由による発電停止 										
卸電力市場等が閉場している場合	<ul style="list-style-type: none"> 相対契約上の計画変更締切時刻以降に、応札可能な卸電力市場等が存在しない 卸電力市場等においてシステム不具合が発生している 										
バランス停止からの起動の場合	<ul style="list-style-type: none"> 前週断面で需給注意報が発令されていない場合において、需給ひっ迫のおそれの発令に基づきバランス停止からの起動準備を実施したものの、バランス停止からの並列が遅れている(時間前市場への応札が間に合わない) 需給ひっ迫のおそれがある期間に供給力を提供できなかったものの、需給ひっ迫のおそれ判定の発令タイミングおよび起動準備を開始したタイミングと電源等情報に登録されている起動時間との間で整合性がある 										

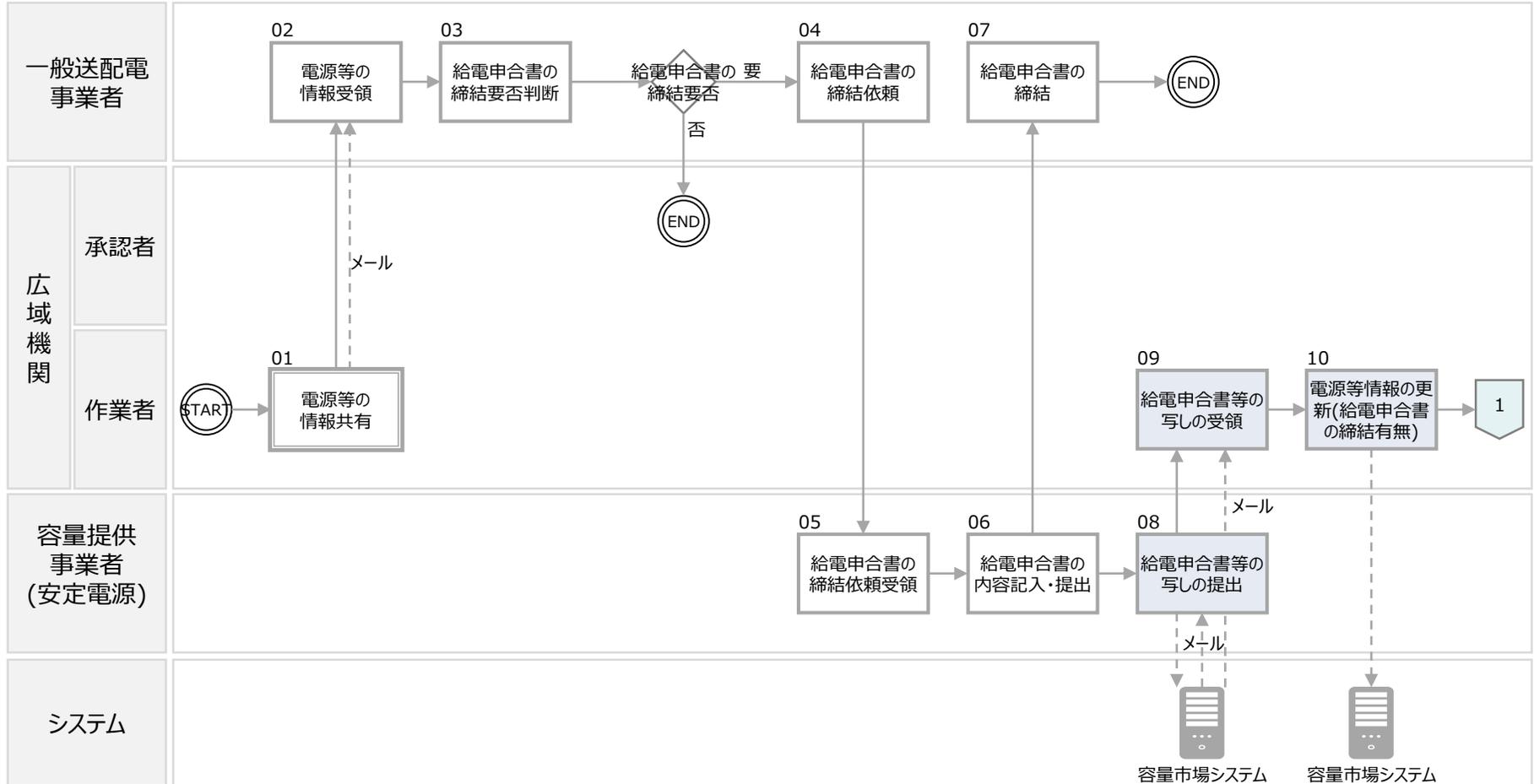
リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(市場応札)

業務プロセス	リクワイアメント未達成量の確定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
リクワイアメント未達成量の確定 広域機関(事業者)が、リクワイアメント未達成量を確定する	
<ul style="list-style-type: none">事業者の応札状況調査対象電源のリクワイアメント未達成量に異議がないか、もしくは異議申立が認められた場合、確定したリクワイアメント未達成量が容量提供事業者へ通知される差替契約を締結している場合は、差替先のリクワイアメント未達成量を合算して差替元に通知する	

- リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(一般送配電事業者からの供給指示)

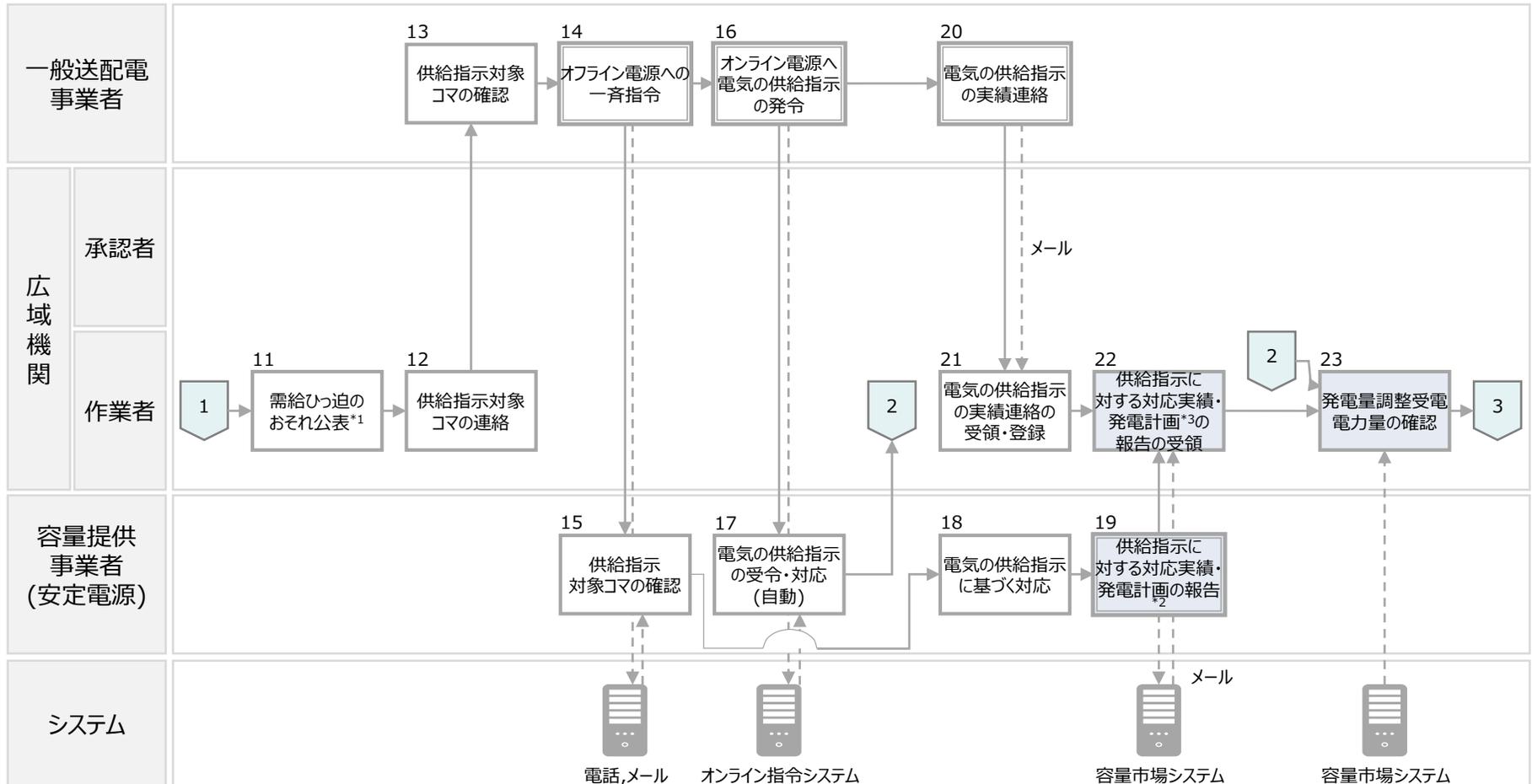
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(一般送配電事業者からの供給指示)	業務コード	BF230
業務内容	広域機関は、容量停止計画が提出されていないコマにおいて、供給指示が発令されたコマのリクワイアメント未達成量を計算する		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(一般送配電事業者からの供給指示)	業務コード	BF230
業務内容	広域機関は、容量停止計画が提出されていないコマにおいて、供給指示が発令されたコマのリクワイアメント未達成量を計算する		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		



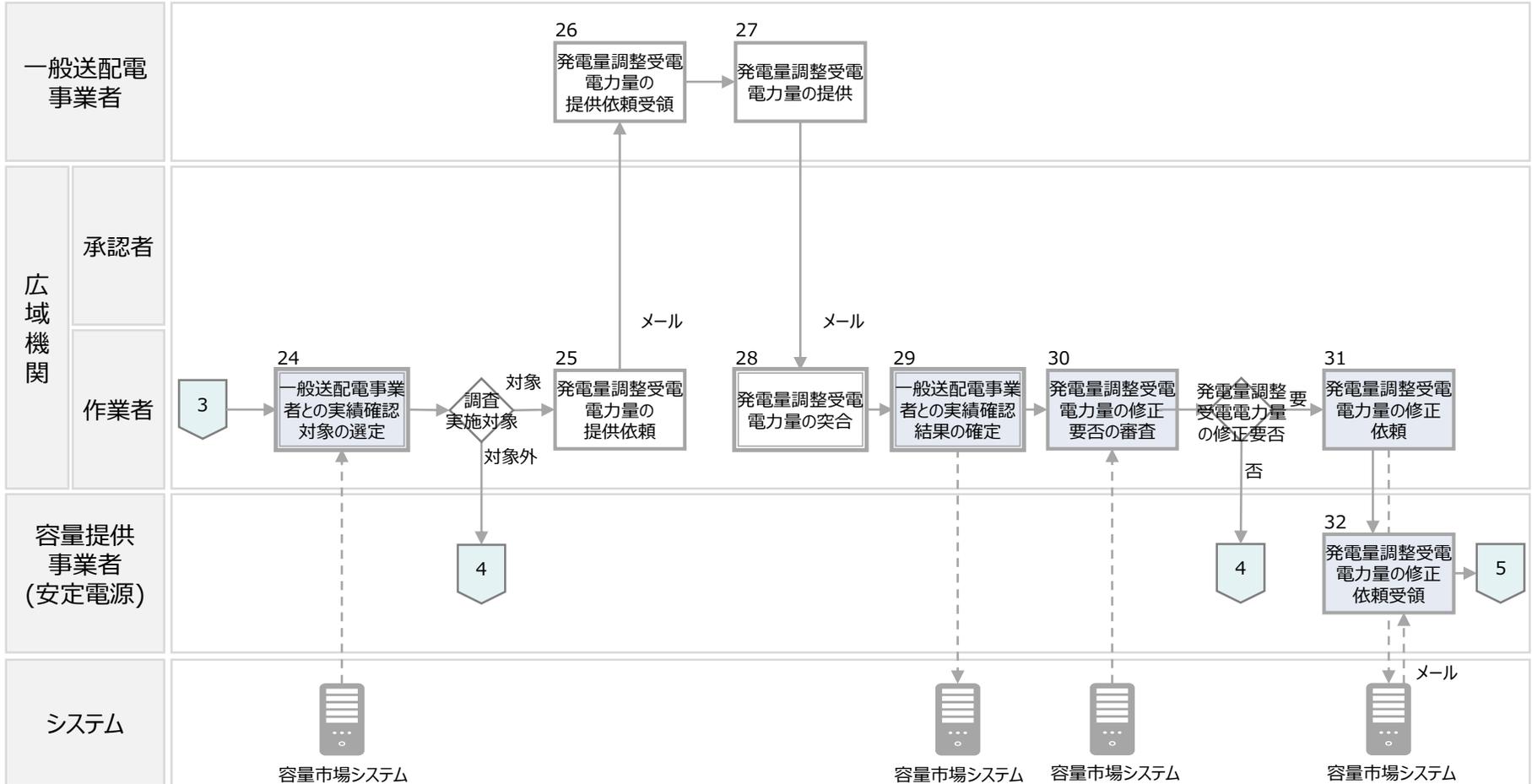
*1:需給ひっ迫のおそれの公表などについては、調整力及びバランス評価等に関する委員会にて検討中

*2:発電契約者でない場合、実績(発電量調整受電電力量)を発電契約者から入手して報告する。また、差替先の実績も差替元がまとめて報告する

*3:発電計画は当プロセスで確定版となる

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

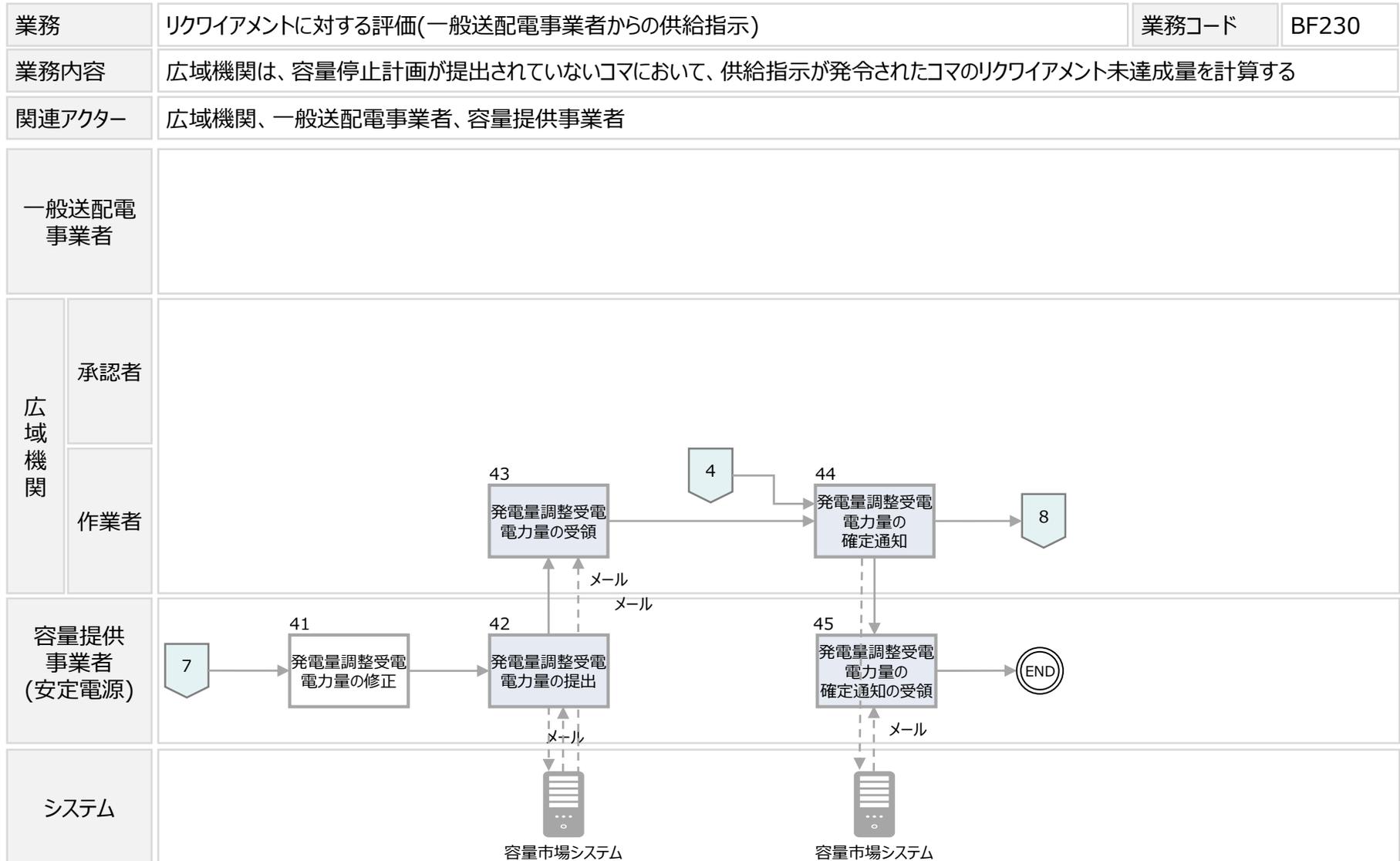
業務	リクワイアメントに対する評価(一般送配電事業者からの供給指示)	業務コード	BF230
業務内容	広域機関は、容量停止計画が提出されていないコマにおいて、供給指示が発令されたコマのリクワイアメント未達成量を計算する		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(一般送配電事業者からの供給指示)	業務コード	BF230
業務内容	広域機関は、容量停止計画が提出されていないコマにおいて、供給指示が発令されたコマのリクワイアメント未達成量を計算する		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		
一般送配電事業者			
広域機関	承認者	<pre> graph TD 5{{5}} --> 32{异议の有無} 32 -- 有 --> 33[33 発電量調整受電電力量修正依頼に対する异议申立] 32 -- 無 --> 7{{7}} 33 -- メール --> 34[34 异议申立の受領] 34 --> 6{{6}} 6 --> 35[35 异议申立の妥当性の審査] 35 --> 36[36 异议申立の妥当性審査結果の確認依頼] 36 -- メール --> 37[37 异议申立の妥当性審査結果の確認依頼の受領] 37 --> 38[38 异议申立の妥当性審査結果の確認] 38 --> 39{39 確認結果} 39 -- 承認 --> 40{40 審査結果} 39 -- 否認 --> 6 40 -- 合格 --> 4{{4}} 40 -- 不合格 --> 39 39 -- メール --> 39_1[39 异议申立の審査結果(不合格)の送付] 39_1 --> 40 </pre>	
	作業者		
容量提供事業者 (安定電源)	<pre> graph TD 5{{5}} --> 32{异议の有無} 32 -- 有 --> 33[33 発電量調整受電電力量修正依頼に対する异议申立] 32 -- 無 --> 7{{7}} 33 -- メール --> 34[34 异议申立の受領] 34 --> 6{{6}} 6 --> 35[35 异议申立の妥当性の審査] 35 --> 36[36 异议申立の妥当性審査結果の確認依頼] 36 -- メール --> 37[37 异议申立の妥当性審査結果の確認依頼の受領] 37 --> 38[38 异议申立の妥当性審査結果の確認] 38 --> 39{39 確認結果} 39 -- 承認 --> 40{40 審査結果} 39 -- 否認 --> 6 40 -- 合格 --> 4{{4}} 40 -- 不合格 --> 39 39 -- メール --> 39_1[39 异议申立の審査結果(不合格)の送付] 39_1 --> 40 </pre>		
システム			

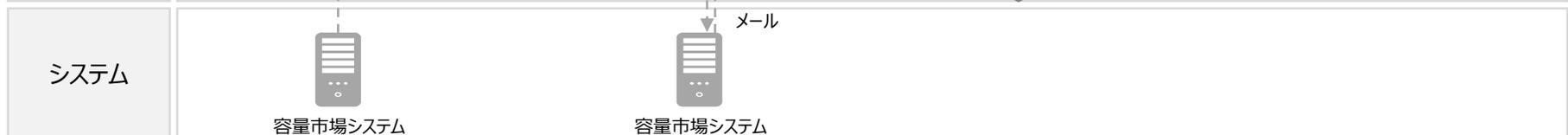
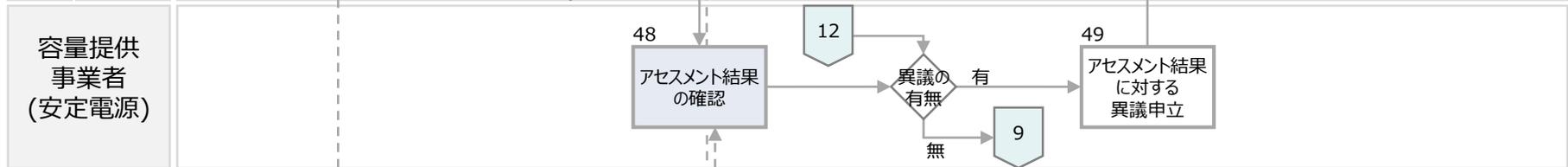
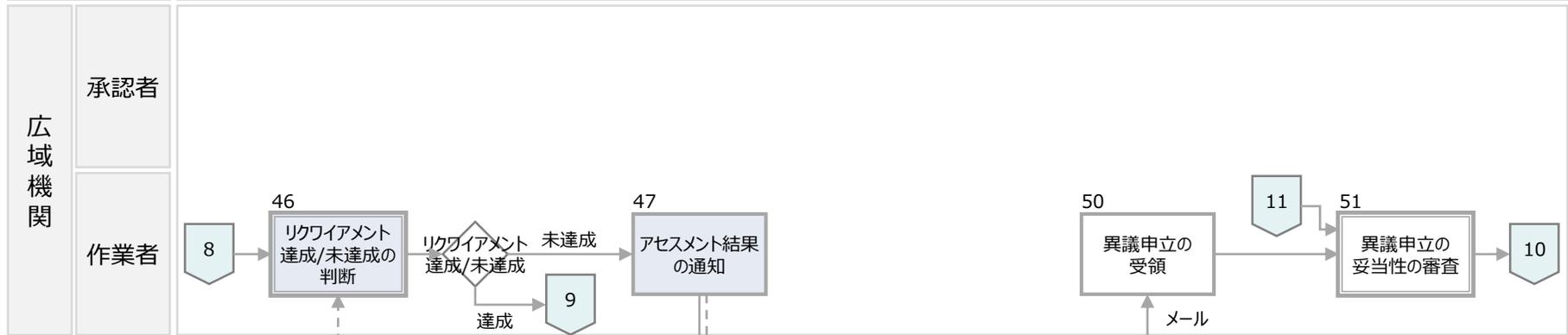
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(一般送配電事業者からの供給指示)	業務コード	BF230
業務内容	広域機関は、容量停止計画が提出されていないコマにおいて、供給指示が発令されたコマのリクワイアメント未達成量を計算する		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		

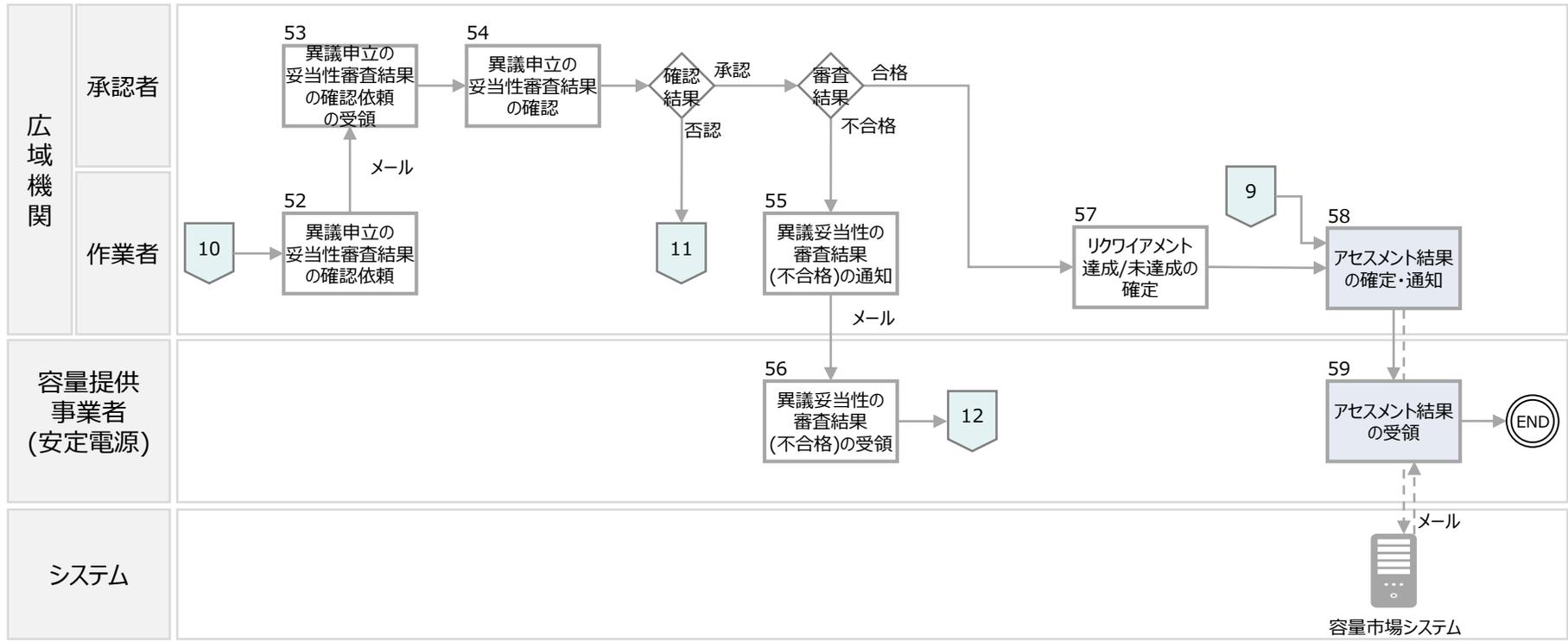
一般送配電事業者	
----------	--



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(一般送配電事業者からの供給指示)	業務コード	BF230
業務内容	広域機関は、容量停止計画が提出されていないコマにおいて、供給指示が発令されたコマのリクワイアメント未達成量を計算する		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		

一般送配電 事業者	
--------------	--



業務プロセス	電源等の情報共有		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		
詳細内容			
<p>電源等の情報共有 広域機関(作業者)が、一般送配電事業者に対し、容量オークションで落札した電源に関する項目をメールで連絡する</p> <p>一般送配電事業者は、容量提供事業者との間で給電申合書等を締結するにあたり、対象となる電源等の情報を把握する必要があるため、広域機関は、属地一般送配電事業者に対し、容量オークションで落札した電源に関する以下の項目をメールで連絡する</p> <p>また、差替契約を締結した場合は、差替先電源についての情報も連携する</p> <p>【広域機関より一般送配電事業者に連携する項目】</p>			
	リクワイアメント対象となる安定電源の種類	連携する項目	連携タイミング
	メイン/追加オークションで落札した電源	<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者の名称 電源等の名称 容量確保契約容量 エリア名 系統コード 受電地点特定番号 	(メインオークションで落札) 実需給4年度前の10月末頃 (追加オークションで落札) 実需給前年度の8月末頃
	差替契約を締結した電源*1	<ul style="list-style-type: none"> 容量を提供する電源等の区分 容量提供事業者の名称 電源等の名称 エリア名 差替容量 系統コード 受電地点特定番号 差替先電源等提供者の連絡先 	差替の都度

*1：「差替先電源等提供者の連絡先」以外は差替元の情報も連携する

業務プロセス	オフライン電源への一斉指令
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
<p>オフライン電源への一斉指令 一般送配電事業者が、オフライン電源に対して、供給指示対象コマを一斉指令する</p> <ul style="list-style-type: none">• オフライン電源への供給指示は、一般送配電事業者からの電話またはメールによって一斉指令される• 一斉指令は、基本的に需給ひっ迫のおそれがあるコマの30分前にブロック単位で発令される <p>※ただし、供給指示の発令以降に供給指示が発令されていないコマがあっても、供給指示の解除指令を受令しない限り供給指示が発令され続けているものとし、リクワイアメントは継続する</p> <p>※エリアの異なる電源と差替契約を締結している場合、供給指示は差替先電源が所属するエリアの一般送配電事業者から差替元を介して供給指示が発令される</p>	

業務プロセス	オンライン電源へ電気の供給指示の発令						
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者						
詳細内容							
<p>オンライン電源へ電気の供給指示の発令 一般送配電事業者が、受領した供給指示対象コマに基づいて、オンライン指令を発令する</p> <p>オンライン電源は、簡易指令システムを含む専用回線により、一般送配電事業者が給電申合書を締結している電源に対し、出力指令値を送信する(容量提供事業者が自身で出力の調整ができないため、一斉指令は行わない)</p> <p>【オンライン電源の種類と一斉指令を行わない理由】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>オンライン電源の種類</th> <th>一斉指令を行わない理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GF・LFC・EDCを備えている電源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 周波数偏差や連系線潮流偏差を検知し、中給システムにおいて出力指令値を計算しているため、実需給においては、電気の供給指示の有無に関わらず、中給システムからの出力指令値に応じて、出力調整しているため </td> </tr> <tr> <td>簡易指令システムを備えている電源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 広域需給調整システムから送信された調整量αを中給システムに取り込んだ後、簡易指令システムに分配された指令値を中給の当直員が入力することにより、容量提供事業者が保有するアグリゲーターシステムに出力指令値を送信する仕組みであり、需給ひっ迫のおそれ判定が発令された期間においては、一般送配電事業者からのオンライン指令値(アグリゲータ向けの指令値の合計)に基づき、容量提供事業者の担当者を介さず出力調整されるため </td> </tr> </tbody> </table>		オンライン電源の種類	一斉指令を行わない理由	GF・LFC・EDCを備えている電源	<ul style="list-style-type: none"> 周波数偏差や連系線潮流偏差を検知し、中給システムにおいて出力指令値を計算しているため、実需給においては、電気の供給指示の有無に関わらず、中給システムからの出力指令値に応じて、出力調整しているため 	簡易指令システムを備えている電源	<ul style="list-style-type: none"> 広域需給調整システムから送信された調整量αを中給システムに取り込んだ後、簡易指令システムに分配された指令値を中給の当直員が入力することにより、容量提供事業者が保有するアグリゲーターシステムに出力指令値を送信する仕組みであり、需給ひっ迫のおそれ判定が発令された期間においては、一般送配電事業者からのオンライン指令値(アグリゲータ向けの指令値の合計)に基づき、容量提供事業者の担当者を介さず出力調整されるため
オンライン電源の種類	一斉指令を行わない理由						
GF・LFC・EDCを備えている電源	<ul style="list-style-type: none"> 周波数偏差や連系線潮流偏差を検知し、中給システムにおいて出力指令値を計算しているため、実需給においては、電気の供給指示の有無に関わらず、中給システムからの出力指令値に応じて、出力調整しているため 						
簡易指令システムを備えている電源	<ul style="list-style-type: none"> 広域需給調整システムから送信された調整量αを中給システムに取り込んだ後、簡易指令システムに分配された指令値を中給の当直員が入力することにより、容量提供事業者が保有するアグリゲーターシステムに出力指令値を送信する仕組みであり、需給ひっ迫のおそれ判定が発令された期間においては、一般送配電事業者からのオンライン指令値(アグリゲータ向けの指令値の合計)に基づき、容量提供事業者の担当者を介さず出力調整されるため 						

業務プロセス	供給指示に対する対応実績・発電計画等の報告
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
供給指示に対する対応実績・発電計画等の報告 容量提供事業者が、供給指示に対して対応した発電量調整受電電力量を広域機関に報告する	
<ul style="list-style-type: none">容量提供事業者は、以下の内容を容量市場システムを介して、広域機関に提出する<ul style="list-style-type: none">✓ 発電計画✓ 発電量調整受電電力量✓ 供給指示を受令した期間	

業務プロセス	電気の供給指示の実績連絡
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
電気の供給指示の実績連絡 一般送配電事業者が、供給指示を発令した電源についての情報を、広域機関に提出する 一般送配電事業者は、供給指示の発令の都度、広域機関に対し、以下の項目をメールで情報提供する 【一般送配電事業者が広域機関に対し連携する項目】 <ul style="list-style-type: none">• 容量提供事業者の名称• 電源等の名称• 発令の開始時刻・終了時刻• 系統コード• 受電地点特定番号	

業務プロセス	一般送配電事業者との実績確認対象の選定
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
一般送配電事業者との実績確認対象の選定 広域機関(作業者)が、供給指示を受けた電源から一般送配電事業者との実績確認の対象電源を選定する	
【選定方法】	
<ul style="list-style-type: none">全電源を対象としたランダム抽出により選定された電源を一般送配電事業者との実績確認の対象とする毎月、1エリアあたり1電源を選定する差替契約を締結している場合、差替先についても一般送配電事業者との実績確認を行う	
※ランダム抽出は同年度に実施された当リクワイアメントの一般送配電事業者との実績確認対象となった電源を除外した電源を母数に行われる	
【選定タイミング】	
<ul style="list-style-type: none">通常のアセスメント(一般送配電事業者との実績確認以外のアセスメント)に先立ち実施する	

業務プロセス	発電量調整受電電力量の突合
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
<p>発電量調整受電電力量の突合 広域機関(作業者)が、容量提供事業者から提出された発電量調整受電電力量と、一般送配電事業者から提供された発電量調整受電電力量を突合する</p> <ul style="list-style-type: none">広域機関(作業者)は、容量提供事業者の提出内容に虚偽申告がないか確認するため、容量提供事業者から提出された発電量調整受電電力量と、一般送配電事業者から提供された発電量調整受電電力量を突合する	

業務プロセス	一般送配電事業者との実績確認結果の確定
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
一般送配電事業者との実績確認結果の確定 広域機関(作業者)が、一般送配電事業者との実績確認結果を確定する	
<ul style="list-style-type: none">広域機関(作業者)は、容量提供事業者から提出された発電量調整受電電力量と、一般送配電事業者から提供された発電量調整受電電力量を突合せて、一般送配電事業者との実績確認の結果を確定させる広域機関(作業者)は、一般送配電事業者との実績確認対象電源のリクワイアメント未達成量に異議がない、もしくは異議申立が認められた場合、確定したリクワイアメント未達成量が容量提供事業者に通知する差替契約を締結している場合は、差替先のリクワイアメント未達成量を合算して差替元に通知する 上記一般送配電事業者との実績確認の結果を容量市場システムに登録する	

業務プロセス	異議申立の妥当性審査
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
異議申立の妥当性審査 広域機関(作業員)が、受領した異議申立資料の妥当性を確認を行う	
<ul style="list-style-type: none">広域機関(作業員)は、容量提供事業者から提出された一般送配電事業者との実績確認結果に対する異議申立に係る資料をもとに、その妥当性を審査する異議申立の資料により、広域機関が虚偽申告ではないと判断した場合、妥当性審査を合格とする審査実施後、広域機関(作業員)は、審査結果を容量市場システムに登録する	

業務プロセス	リクワイアメント達成/未達成の判断
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

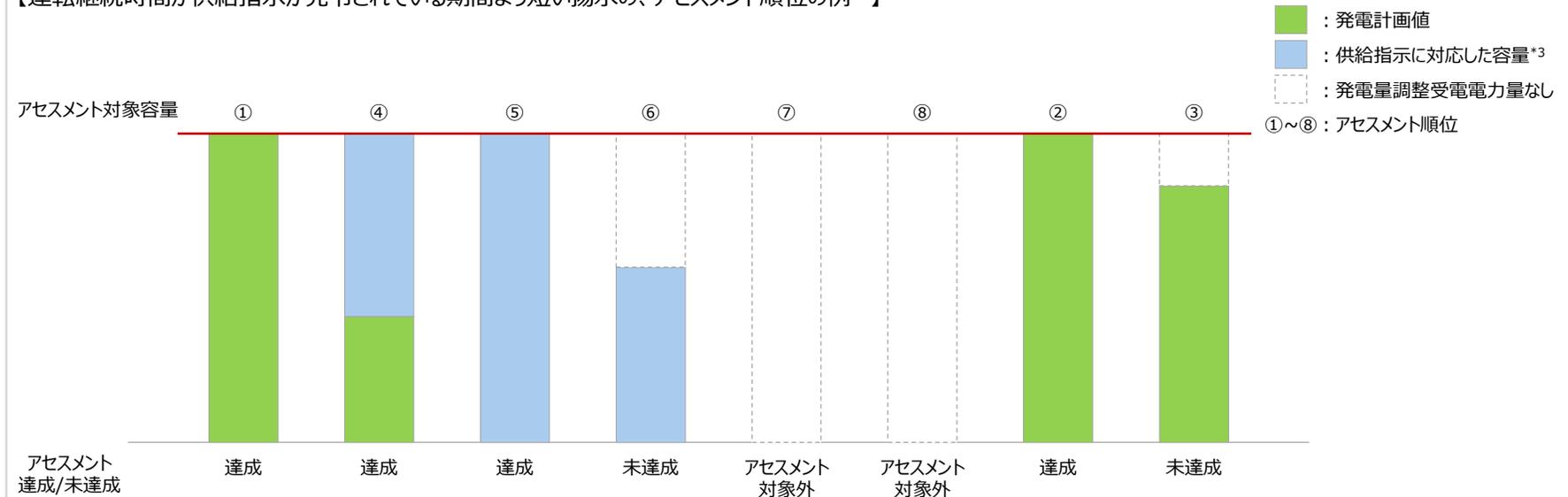
リクワイアメント達成/未達成の判断(2/7)

広域機関(作業者)が、発電量調整受電電力量とアセスメント対象容量を比較し、発電量調整受電電力量が下回っている場合、リクワイアメント未達成となり、余力の全量がリクワイアメント未達成量となる

運転継続時間が供給指示対象コマより短いオフライン揚水電源*1の場合、運転継続時間の範囲内においては各月の管理容量相当の供給力の提供を求めるが、運転継続時間を超えた期間についてはリクワイアメント対象外とする

なお、アセスメント対象コマについては、供給指示が最初に発令されたコマを起算とし、発電計画値が大きいコマを優先的にアセスメントする。供給指示が発令されたコマに優先順位に従いアセスメント順位をつけ、運転継続時間の範囲内でアセスメント順位上位コマからアセスメント対象コマとし、運転継続時間を超えた分は対象外とする

【運転継続時間が供給指示が発令されている期間より短い揚水の、アセスメント順位の例*2】



*1：オンライン電源は、簡易指令システムを含む専用回線によって一般送配電事業者が容量提供事業者へ出力指令値を送信できるため、オンライン機能がある電源は全てリクワイアメント達成とする

*2：運転継続時間が6コマの例 *3：供給指示に対応した容量 = 発電量調整受電電力量 - 発電計画

業務プロセス	リクワイアメント達成/未達成の判断																																																												
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者																																																												
詳細内容																																																													
リクワイアメント達成/未達成の判断(3/7) 広域機関(作業者)が、発電量調整受電電力量とアセスメント対象容量を比較し、発電量調整受電電力量が下回っている場合、リクワイアメント未達成となり、余力の全量がリクワイアメント未達成量となる																																																													
運転継続時間が供給指示対象コマより短いオフライン揚水電源*1の場合、運転継続時間の範囲内においては各月の管理容量相当の供給力の提供を求めるが、運転継続時間を超えた期間についてはリクワイアメント対象外とする なお、アセスメント対象コマについては、供給指示が最初に発令されたコマを起算とし、発電計画値が大きいコマを優先的にアセスメントする供給指示が発令されたコマに優先順位に従いアセスメント順位をつけ、運転継続時間の範囲でアセスメント順位上位コマからアセスメント対象コマとし、運転継続時間を超えた分は対象外とする																																																													
【差替契約を行っていない場合のリクワイアメント達成/未達成の判断(オフライン揚水電源*2)】																																																													
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>1~16コマ</th><th>17コマ</th><th>18コマ</th><th>19コマ</th><th>20~48コマ</th></tr></thead><tbody><tr><th>供給指示の期間</th><td colspan="5">←-----→</td></tr><tr><th>アセスメント対象容量*3</th><td colspan="5">4,000kW</td></tr><tr><th>発電計画</th><td>-</td><td>2,000kW</td><td>0kW</td><td>1,000kW</td><td>-</td></tr><tr><th>余力</th><td>-</td><td>2,000kW</td><td>4,000kW</td><td>3,000kW</td><td>-</td></tr><tr><th>アセスメント順位</th><td>-</td><td>①</td><td>③(アセスメント対象外)</td><td>②</td><td>-</td></tr><tr><th>供給指示対応量</th><td>-</td><td>1,000kW</td><td>1,000kW</td><td>3,000kW</td><td>-</td></tr><tr><th>発電量調整受電電力量</th><td>-</td><td>3,000kW</td><td>1,000kW</td><td>4,000kW</td><td>-</td></tr><tr><th>リクワイアメント達成/未達成</th><td>-</td><td>未達成</td><td>-</td><td>達成</td><td>-</td></tr><tr><th>リクワイアメント未達成量</th><td>-</td><td>1,000kWh</td><td>-</td><td>0kWh</td><td>-</td></tr></tbody></table>		1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ	供給指示の期間	←-----→					アセスメント対象容量*3	4,000kW					発電計画	-	2,000kW	0kW	1,000kW	-	余力	-	2,000kW	4,000kW	3,000kW	-	アセスメント順位	-	①	③(アセスメント対象外)	②	-	供給指示対応量	-	1,000kW	1,000kW	3,000kW	-	発電量調整受電電力量	-	3,000kW	1,000kW	4,000kW	-	リクワイアメント達成/未達成	-	未達成	-	達成	-	リクワイアメント未達成量	-	1,000kWh	-	0kWh	-
	1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ																																																								
供給指示の期間	←-----→																																																												
アセスメント対象容量*3	4,000kW																																																												
発電計画	-	2,000kW	0kW	1,000kW	-																																																								
余力	-	2,000kW	4,000kW	3,000kW	-																																																								
アセスメント順位	-	①	③(アセスメント対象外)	②	-																																																								
供給指示対応量	-	1,000kW	1,000kW	3,000kW	-																																																								
発電量調整受電電力量	-	3,000kW	1,000kW	4,000kW	-																																																								
リクワイアメント達成/未達成	-	未達成	-	達成	-																																																								
リクワイアメント未達成量	-	1,000kWh	-	0kWh	-																																																								

*1：オンライン電源は、簡易指令システムを含む専用回線によって一般送配電事業者が容量提供事業者へ出力指令値を送信できるため、オンライン機能がある電源は全てリクワイアメント達成とする

*2：運転継続時間が2コマの場合 *3：揚水電源の場合は各月の管理容量

業務プロセス	リクワイアメント達成/未達成の判断
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

リクワイアメント達成/未達成の判断(4/7)

広域機関(作業)が、発電量調整受電電力量とアセスメント対象容量を比較し、発電量調整受電電力量が下回っている場合、リクワイアメント未達成となり、余力の全量がリクワイアメント未達成量となる

差替契約を行っている場合、差替先電源は差替容量の範囲内で供給指示に応じる必要がある。未達成の場合、各余力の全量がリクワイアメント未達成量となる

【同一エリアの電源と差替契約を行っている場合のリクワイアメント達成/未達成の判断(オフライン電源*1)】

		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 差替元電源A(安定) 容量確保契約容量6,000kW 差替容量5,000kW </div>		差替契約にもとぎ提供される供給力		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 差替先電源B(安定) 差替容量5,000kW </div>	
:リクワイアメント未達成コマ		1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ	
供給指示の期間							
アセスメント対象容量*2	電源A			1,000kW			
	電源B			5,000kW			
余力	電源A	-	500kW	500kW	800kW	-	
	電源B	-	4,800kW	4,800kW	2,000kW	-	
発電量調整受電電力量	電源A	-	500kW	1,000kW	1,000kW	-	
	電源B	-	3,000kW	4,000kW	1,998kW	-	
リクワイアメント達成/未達成(未達成量)*3	電源A	-	未達成(250kWh) 1,000kW>500kW	達成(0kWh) 1,000kW≤1,000kW	達成(0kWh) 1,000kW≤1,000kW	-	
	電源B	-	未達成(2,400kWh) 5,000kW>3,000kW	未達成(2,400kWh) 5,000kW>4,000kW	未達成(1,000kWh) 5,000kW>1,998kW	-	
電源Aのリクワイアメント未達成量(合計)		-	6,050kWh=(250kWh+2,400kWh)+ (0kWh+2,400kWh) + (0kWh+1,000kWh)			-	

*1：オンライン電源は、簡易指令システムを含む専用回線によって一般送配電事業者が容量提供事業者へ出力指令値を送信できるため、オンライン機能がある電源は全てリクワイアメント達成とする

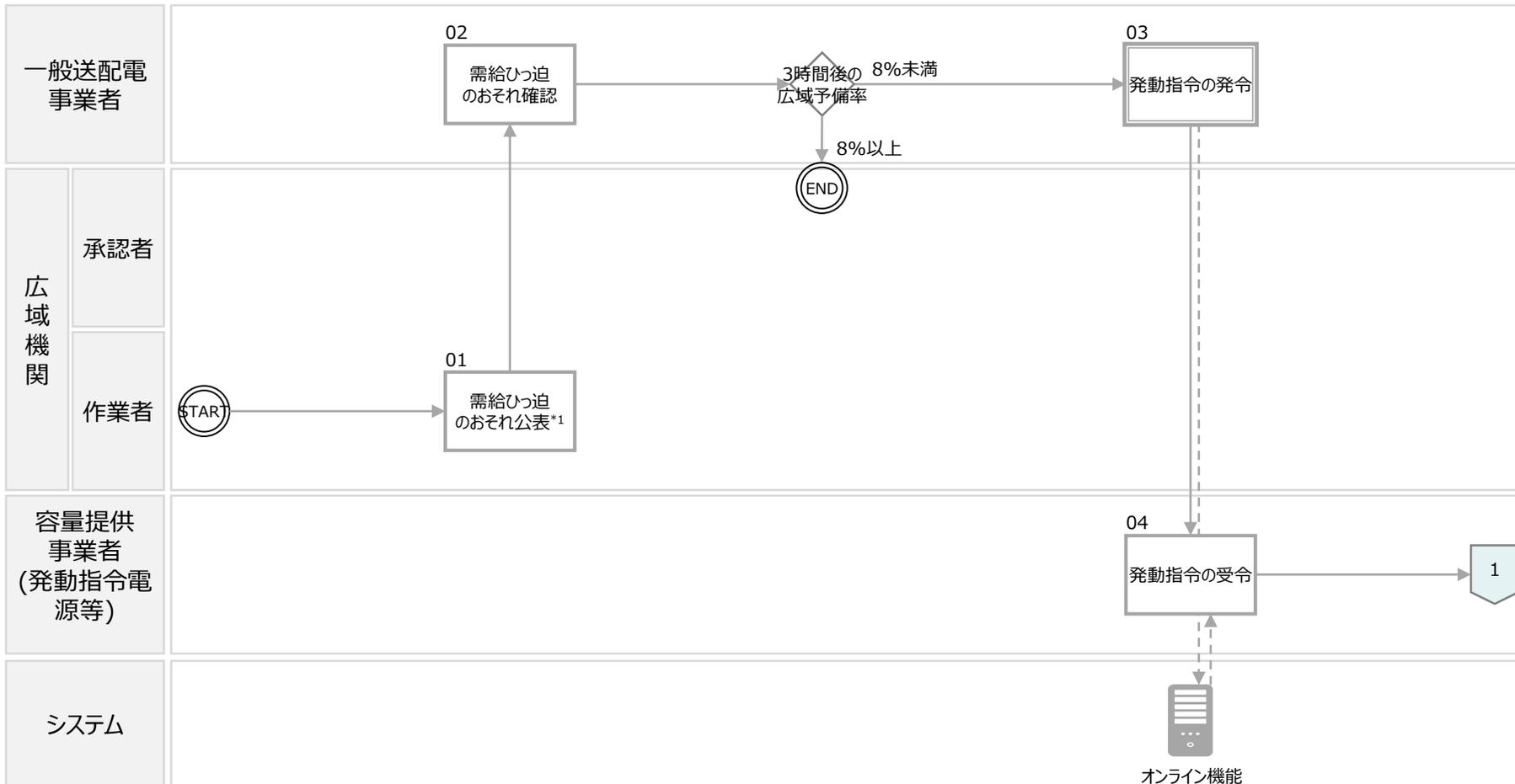
*2：電源Aでは(アセスメント対象容量-差替容量)、電源Bでは差替容量であるものとする *3：達成の判定は、「アセスメント対象容量≤発電量調整受電電力量」を満たす場合とする

業務プロセス	異議申立の妥当性の審査										
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者										
詳細内容											
<p>異議申立の妥当性の審査 広域機関(作業員)が、受領した異議申立の妥当性を確認を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は、容量提供事業者から提出されたリクワイアメント未達量に対する異議申立に係る資料をもとに、その妥当性を審査する 異議申立の内容が以下に該当する場合、妥当性審査を合格とし、それ以外の内容でその妥当性が確認されない場合、妥当性審査を不合格とする 審査実施後、広域機関(作業員)は、審査結果を容量市場システムに登録する 											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>異議申立の分類</th> <th>審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電において、河川法の遵守等に伴い提供できる容量が減少する場合(ただし、河川管理者等との協議により発電可能な場合は除く)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある </td> </tr> <tr> <td>給電申合書等を締結していない場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者から給電申合書等の締結依頼がなかった </td> </tr> <tr> <td>揚水において、上池容量を回復できない場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発電は可能であるが、揚水機能(水面押下装置の補修など)の作業中で揚水運転ができなかった(揚水制約に伴う容量停止計画の提出は、容量提供事業者の業務負担の軽減および直接的には供給力の提供に影響がないため、不要である) </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合 </td> </tr> </tbody> </table>		異議申立の分類	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事由	水力発電において、河川法の遵守等に伴い提供できる容量が減少する場合(ただし、河川管理者等との協議により発電可能な場合は除く)	<ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある 	給電申合書等を締結していない場合	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者から給電申合書等の締結依頼がなかった 	揚水において、上池容量を回復できない場合	<ul style="list-style-type: none"> 発電は可能であるが、揚水機能(水面押下装置の補修など)の作業中で揚水運転ができなかった(揚水制約に伴う容量停止計画の提出は、容量提供事業者の業務負担の軽減および直接的には供給力の提供に影響がないため、不要である) 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合
異議申立の分類	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事由										
水力発電において、河川法の遵守等に伴い提供できる容量が減少する場合(ただし、河川管理者等との協議により発電可能な場合は除く)	<ul style="list-style-type: none"> 下流補給の責務を果たせないおそれがある 河川の水位変動幅を超過するおそれがある 貯水池の水位変動幅を超過するおそれがある 下流で洪水発生のおそれがある 人命の安全が確保できないおそれがある 										
給電申合書等を締結していない場合	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者から給電申合書等の締結依頼がなかった 										
揚水において、上池容量を回復できない場合	<ul style="list-style-type: none"> 発電は可能であるが、揚水機能(水面押下装置の補修など)の作業中で揚水運転ができなかった(揚水制約に伴う容量停止計画の提出は、容量提供事業者の業務負担の軽減および直接的には供給力の提供に影響がないため、不要である) 										
その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合 										

- リクワイアメント・アセスメント： リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)	業務コード	BF240
業務内容	広域機関は、発動指令が発動された時、指令時間帯におけるリクワイアメント未達成量を算定する		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者		

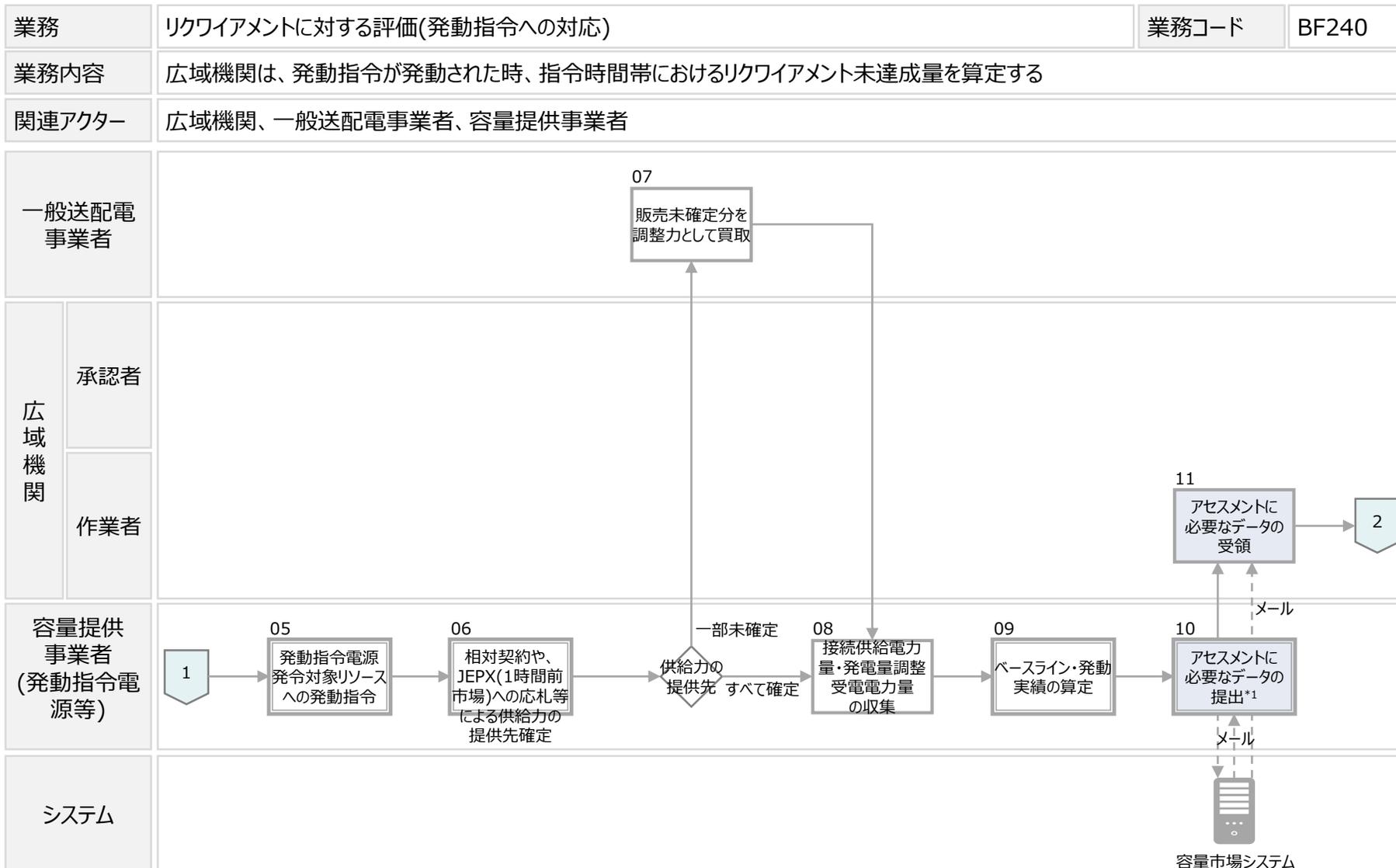


*1:需給ひっ迫のおそれの公表などについては、調整力及びバランス評価等に関する委員会にて検討中

オンライン機能
(簡易指令システム含む)

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

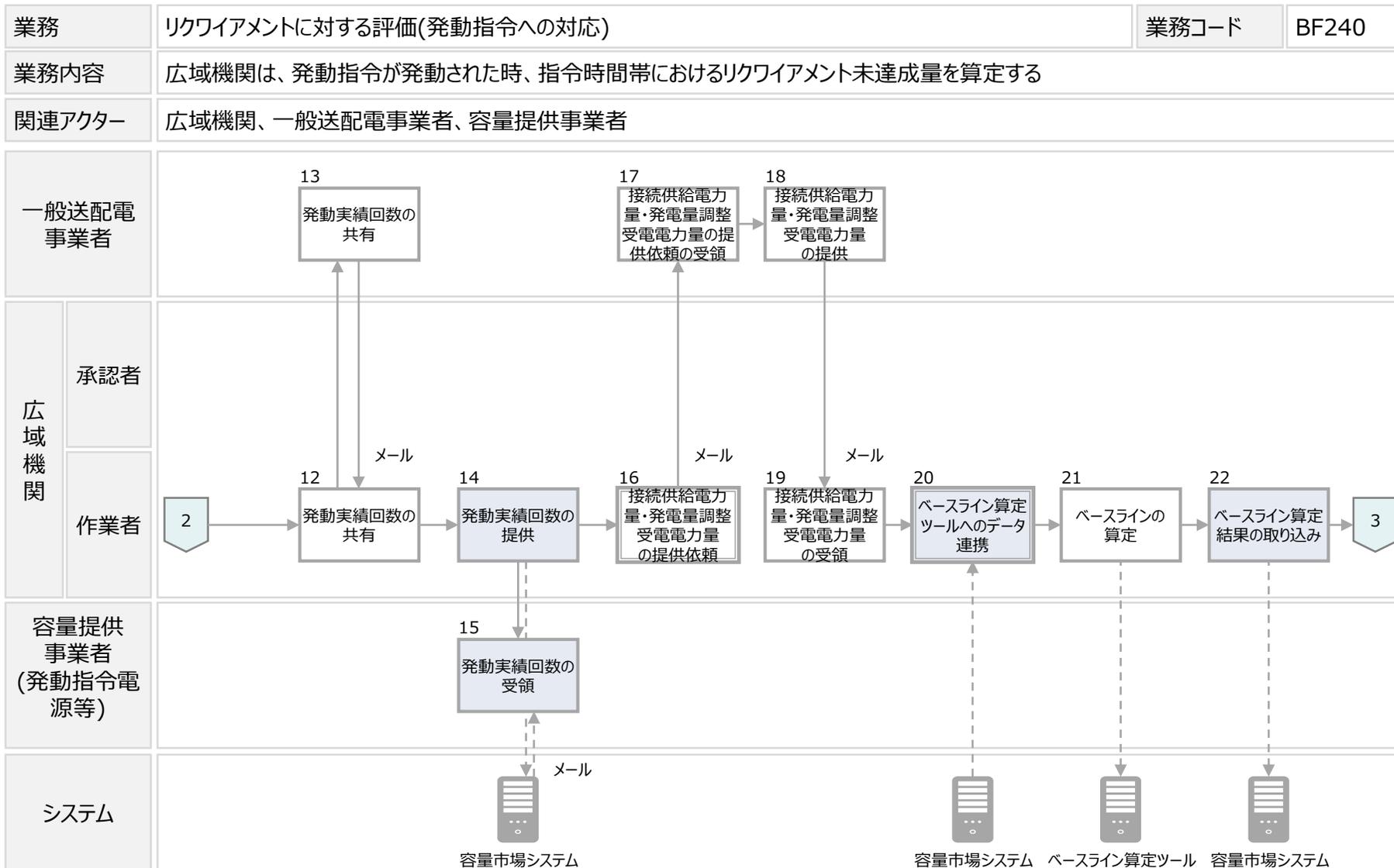
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



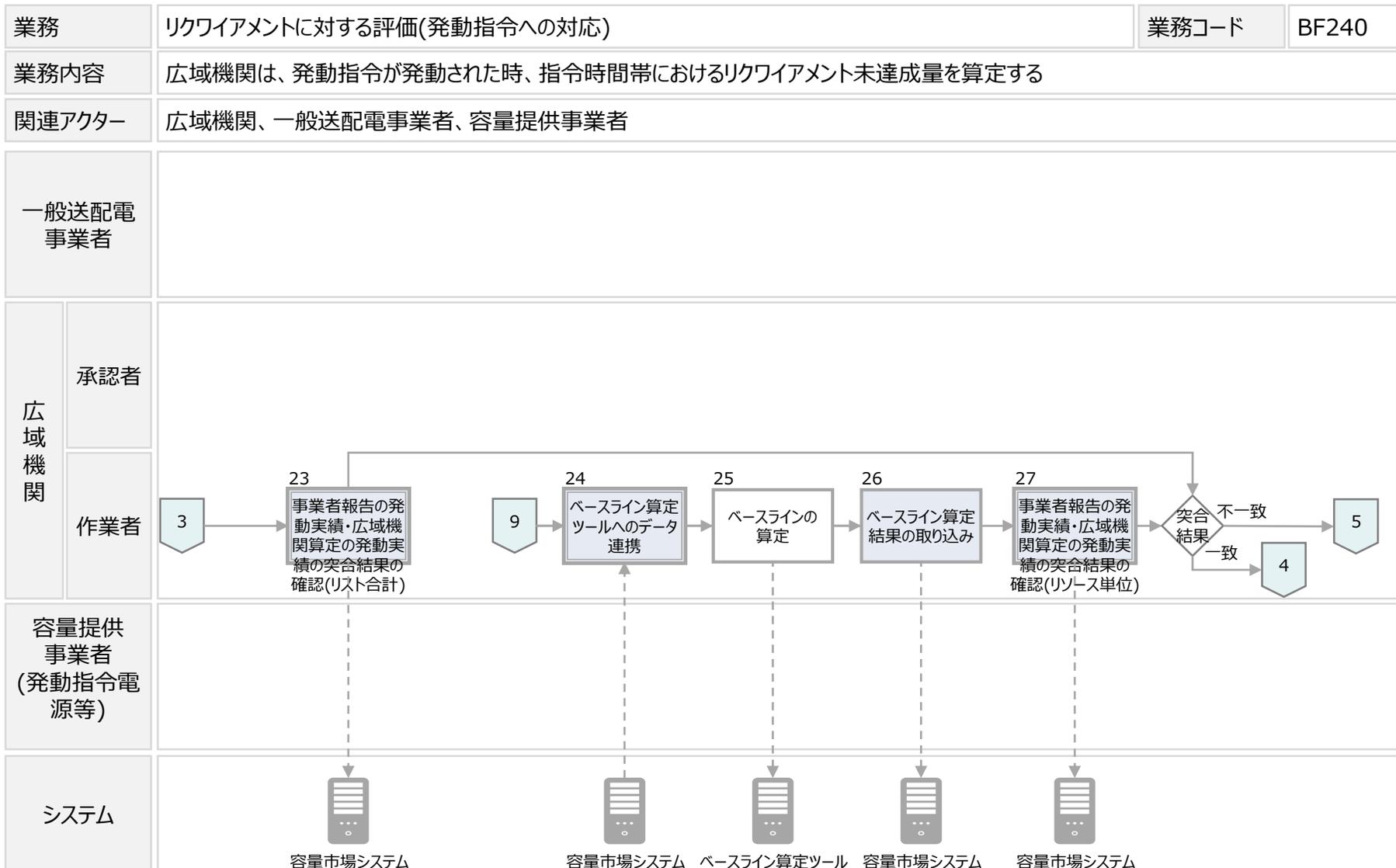
*1：差替先のデータについても、差替元が収集して提出する

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

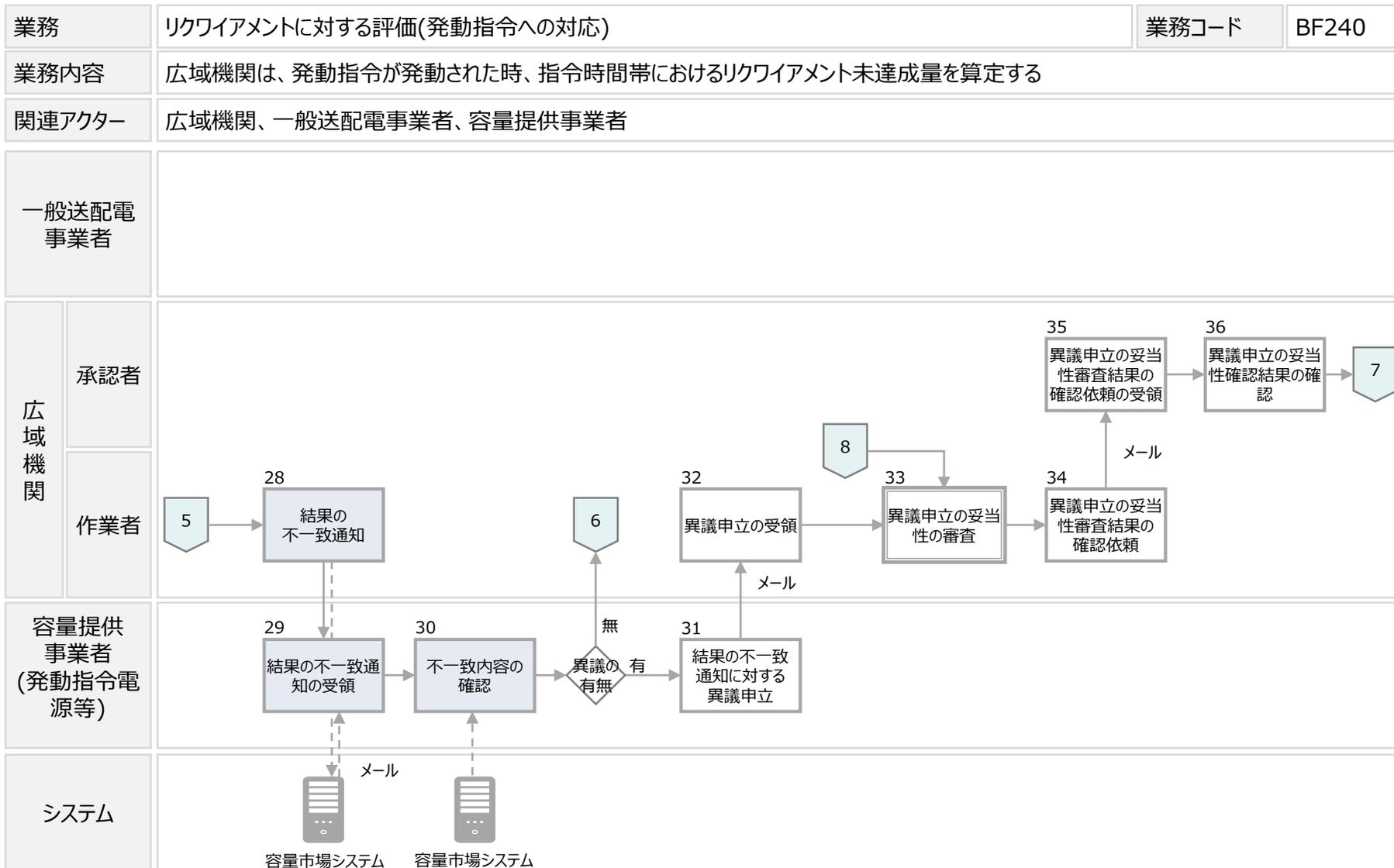


凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



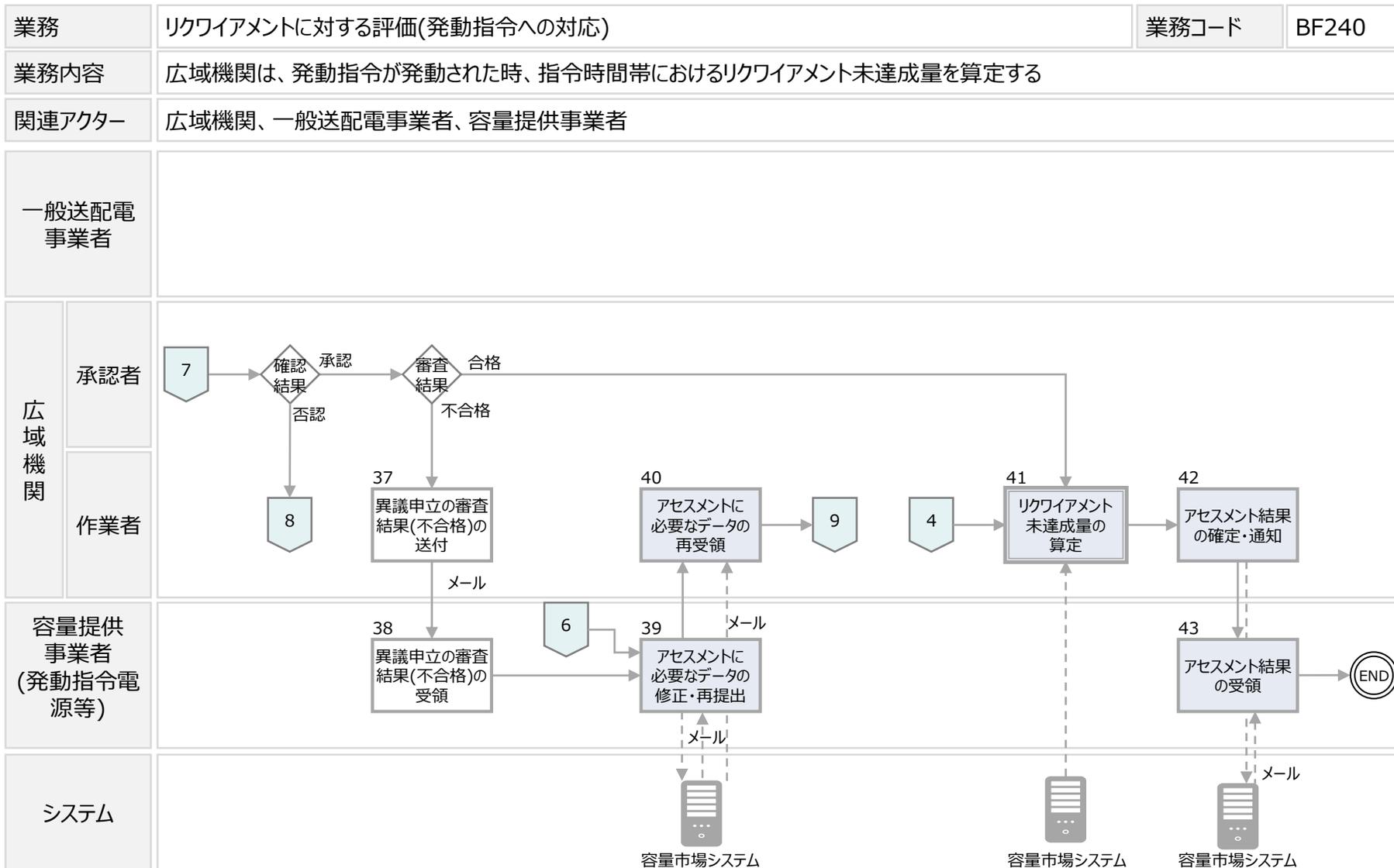
リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

業務プロセス	発動指令の発令																										
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者																										
詳細内容																											
<p>発動指令の発令 一般送配電事業者が、発動指令を行う</p> <p>【発令タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者からの発動指令は、平日の9時～20時を対象に、広域予備率が8%未満となった際に発令される <p>【発令回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発動指令電源提供者は、一般送配電事業者からの発動指令に対し、年間で最大12回(3時間継続/回)応じる必要がある 一般送配電事業者からの発動指令には、1日1回まで応じる必要がある 同一の容量提供事業者に年間13回以上の発動指令が発令された場合は、13回目以降はリクワイアメントの対象外とする 同様に、同一の容量提供事業者に1日2回以上の発動指令が発令された場合は、同日内の1回のみをリクワイアメントの対象とする <p>【発令方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発動指令電源は、各エリア内で契約単位で2グループに分けられ、毎回交互に発動指令が発令される。発動指令の回数ごとに、先に発動指令が発令されるグループは、前回の発動指令において先に発動指令が発令したグループでない方のグループとなる 片方の発動指令グループへの発令で、広域予備率が8%以上に回復しない場合、次のグループへの発令が行われる <p>【発令方法のイメージ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>発動グループ数</th> <th>I</th> <th>II</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>同時発動があった場合、 次回は前回の単独発動の際に発動しなかったグループを発動する</p>				回	発動グループ数	I	II	1	2	○	○	2	1		○	3	1	○		4	2	○	○	5	1		○
回	発動グループ数	I	II																								
1	2	○	○																								
2	1		○																								
3	1	○																									
4	2	○	○																								
5	1		○																								

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

業務プロセス	発動指令電源発令対象リソースへの発動指令
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
発動指令電源発令対象リソースへの発動指令 容量提供事業者が、簡易指令システムを含む専用線オンラインにて、自身がアグリゲートしているリソースに発動指令を行う 容量提供事業者は、一般送配電事業者から発動指令を受けたのち、自身が持つリソースに対して発動指令を行う 【発動指令のリソースへの伝達と差替について】 <ul style="list-style-type: none">• 差替をしていない場合、容量提供事業者は一般送配電事業者からの発動指令を自身のリソースに伝達する• 差替をしており、差替先のエリアが同一の場合も同様に、一般送配電事業者からの発動指令を差替先に伝達する• 差替をしており、差替先のエリアが異なる全量差替の場合、差替先エリアの属地一般送配電事業者からの発動指令を差替先に伝達する(P)	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

業務プロセス	相対契約や、JEPX(1時間前市場)への応札等による供給力の提供先確定
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
相対契約や、JEPX(1時間前市場)への応札等による供給力の提供先確定 容量提供事業者が、JEPX(1時間前市場)への応札や相対契約による供給力の提供先を確定する	
<ul style="list-style-type: none">容量提供事業者(発動指令電源提供者)は、発動指令を受令したのち、時間前市場に応札するか、相対契約に基づいて小売への供給を行って供給力の提供先を確定する時間前市場にて約定しなかった容量は、一般送配電事業者が調整力として買取り、精算を行う	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

業務プロセス	ベースライン・発動実績の算定
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
ベースライン・発動実績の算定(1/2) 容量提供事業者が、ベースラインおよび発動実績の算定を行う	
発電のベースラインと需要抑制のベースラインを算定し、発電の発動実績と需要抑制の発動実績から発動実績の算定を行う	
【発電のベースラインの算定方法】 発電のベースラインは0とする	
【需要抑制のベースラインの算定方法*1】	
① 基本的にDR実施日当日を含まない直近5日間のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間の需要データ(計量実績)を利用し、4日間の需要データのコマ毎の平均値を算定する ※ただし、需要データを利用する4日間は以下のルールによって選択する	
✓ 土曜、日曜および祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)、過去のDR実施日を除外する	
✓ DR実施時間帯の平均需要量が、当該日を含む直近5日間のDR実施時間帯の平均需要量の25%未満となる場合、当該日を除外する	
✓ DR実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合、DR実施日から最も遠い1日は除外した4日のデータを利用する。その結果4日分に満たない場合、DR実施日から過去30日以内のDR実施日のうち、DR実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を加えた4日間の平均値を算定された値とする	
② DR実施時間の4時間前から1時間前までの6コマ*2について「(DR実施日当日のコマごとの需要量) - (上記①の算定方法により算定された値)」の平均値を算定	
③ 上記①で算定された値におけるDR実施時間帯の各コマに、上記②で算定された値を加算したものを、ベースラインとします。ただし、ベースラインがマイナスになるコマのベースラインは0とする	

*1：代替ベースライン等、他のベースラインは認めない

*2：将来的に参照する時間のコマを変更する可能性がある

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

業務プロセス	ベースライン・発動実績の算定
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
ベースライン・発動実績の算定(2/2) 容量提供事業者が、ベースラインおよび発動実績の算定を行う 発電のベースラインと需要抑制のベースラインを算定し、発電の発動実績と需要抑制の発動実績から発動実績の算定を行う 【発動実績の算定方法】 ① 発電の発動実績を算定する 発電の発動実績=計量値-発電のベースライン(=0) ② 需要抑制の発動実績を算定する 需要抑制の発動実績=需要抑制のベースライン-計量値 ③ 発動実績を算定する 発動実績*1=各コマの需要抑制の発動実績の合計値+各コマの発電の発動実績	

*1：電圧区分ごとに発動実績を合算し、上記発動実績の合計を電圧区分の損失率を考慮した送電端換算値に変換し、小数点第1位を四捨五入

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

業務プロセス	アセスメントに必要なデータの提出
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
アセスメントに必要なデータの提出 容量提供事業者が、アセスメントに際して必要なデータを提出する	
【アセスメントに必要なデータ】	
<ul style="list-style-type: none">電源等リストに含まれる全ての地点の地点特定番号ごとの需要データ(発動日より遡及して30日分の需要データ・計量実績)電源等リストに含まれる全ての地点の地点特定番号ごと・コマごとの発電量調整受電電力量または接続供給電力量(発動を実施した6コマ分の実績)上記データより算定した電源等リスト全体での各コマの発動実績(送電端換算値に変換し、小数点以下第1位を四捨五入したもの)	
※差替契約を締結している場合、差替先の電源についても上記データを提出する	
【提出タイミング】	
<ul style="list-style-type: none">発動指令実施月の翌々月の中旬までに提出する	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

業務プロセス	接続供給電力量・発電量調整受電電力量の提供依頼
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
接続供給電力量・発電量調整受電電力量の提供依頼 広域機関(作業者)が、計量値が取得できない地点以外のアセスメントに必要なデータの提供依頼を行う	
【接続供給電力量・発電量調整受電電力量の提供依頼】	
<ul style="list-style-type: none">• 広域機関(作業者)は、容量提供事業者に対して、すべての地点についてアセスメントに必要なデータの提供を依頼する• 広域機関(作業者)は、容量提供事業者より提供を受けたアセスメントに必要なデータのうち、計量値が取得できない地点が存在するかリストを確認する• 広域機関(作業者)は、一般送配電事業者に対して、計量値が取得できない地点を除いた地点のデータの提供を依頼する	

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

業務プロセス	ベースライン算定ツールへのデータ連携
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
ベースライン算定ツールへのデータ連携 広域機関(作業員)が、ベースライン算定ツールにベースライン算定に必要なデータを連携する	
<ul style="list-style-type: none">広域機関(作業員)は、ベースライン算定ツールに必要データを連携し、発電のベースラインと需要抑制のベースラインを算定し、発電の発動実績と需要抑制の発動実績から発動実績の算定、および算定値と事業者提出値の突合を行うベースライン算定ツールには、除外日、計量値(当日を含む直近6日間)、各リソース毎の発動実績*1、リストで合算したコマごとの発動実績*1、ベースライン*1、計量値*1を連携します	
【ベースライン算定ツールによる算定の内容】	
<ol style="list-style-type: none">一般送配電事業者から受領したアセスメントに必要なデータと、容量提供事業者が提出したデータをベースライン算定ツールに連携する連携されたデータをもとに、(容量提供事業者が計量値を取得できなかった地点を除いて)ベースラインを算定し、コマごと・地点ごとの発動実績を算定する発動実績を電圧区分ごとに合算し、各エリアの電圧区分別の損失率からリスト全体の発動実績を算定するリスト全体またはリソースごとの発動実績の合計値と、容量提供事業者より提出された発動実績を突合し比較する突合結果が出力され、出力されたデータを容量市場システムに登録する	

*1：事業者より提出されたデータ

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

業務プロセス	事業者報告の実績・広域機関算定の実績の突合結果の確認(リスト合計)
--------	-----------------------------------

関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
--------	-----------------------

詳細内容

事業者報告の実績・広域機関算定の実績の突合結果の確認(リスト合計)

広域機関(作業者)が、算定した発動実績と容量提供事業者から提出された発動実績の突合結果を確認する

ベースライン算定ツールにより出力された事業者報告の実績値と広域機関算定の実績値の突合結果を容量市場システムに入力する。初回のアセスメントでは、リスト合計値の突合結果を容量市場システムに入力し、その結果に応じた対応を行う

【発動実績突合の手順】

- ① ベースライン算定ツールから出力された発動実績の突合結果を容量市場システムに入力する。初回のアセスメントでは、リスト合計の結果を利用する
- ② 突合結果に応じて、以下の対応を行う

突合結果	対応方針
広域機関算定値より、容量提供事業者の提出値が小さい場合	<ul style="list-style-type: none"> • 容量提供事業者にデータの再提出を求める
広域機関算定値と、容量提供事業者の提出値が一致した場合	<ul style="list-style-type: none"> • 容量提供事業者の提出値を用いてリクワイアメントの達成・未達成を判定する
広域機関算定値より、容量提供事業者の提出値が大きい場合*1	<ul style="list-style-type: none"> • 容量提供事業者にデータの再提出を求める

- ③ 上記②の処理により、リクワイアメントが未達成となる場合、発動指令電源提供者にアセスメント結果と共にペナルティ額を通知できる状態としておく

*1：1.5倍以上(P)の差がある場合は、容量提供事業者のベースライン算定方法に誤りがある可能性があるため、広域機関から発動指令電源提供者にその旨通知する

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

業務プロセス	事業者報告の実績・広域機関算定の実績の突合結果の確認(リソース単位)
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

事業者報告の実績・広域機関算定の実績の突合結果の確認(リソース単位)

広域機関(作業)が、算定した地点ごとの発動実績と、容量提供事業者から提出されたリソースごとの発動実績の突合結果を確認する

ベースライン算定ツールによって出力された事業者報告の実績値と広域機関算定の実績値の突合結果を容量市場システムに入力する。2回目以降のアセスメントでは、リソース単位の突合結果を容量市場システムに入力し、その結果に応じた対応を行う

突合結果に対する対応は、以下の通り1回目と同様とする

データ差異のあった地点は全てリスト化し、突合結果不一致となった地点について容量提供事業者に通知を行う

突合結果	対応方針
広域機関算定値より、容量提供事業者の提出値が小さい場合	<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者にデータの再提出を求める
広域機関算定値と、容量提供事業者の提出値が一致した場合	<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者の提出値を用いてリクワイアメントの達成・未達成を判定する
広域機関算定値より、容量提供事業者の提出値が大きい場合*1	<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者にデータの再提出を求める

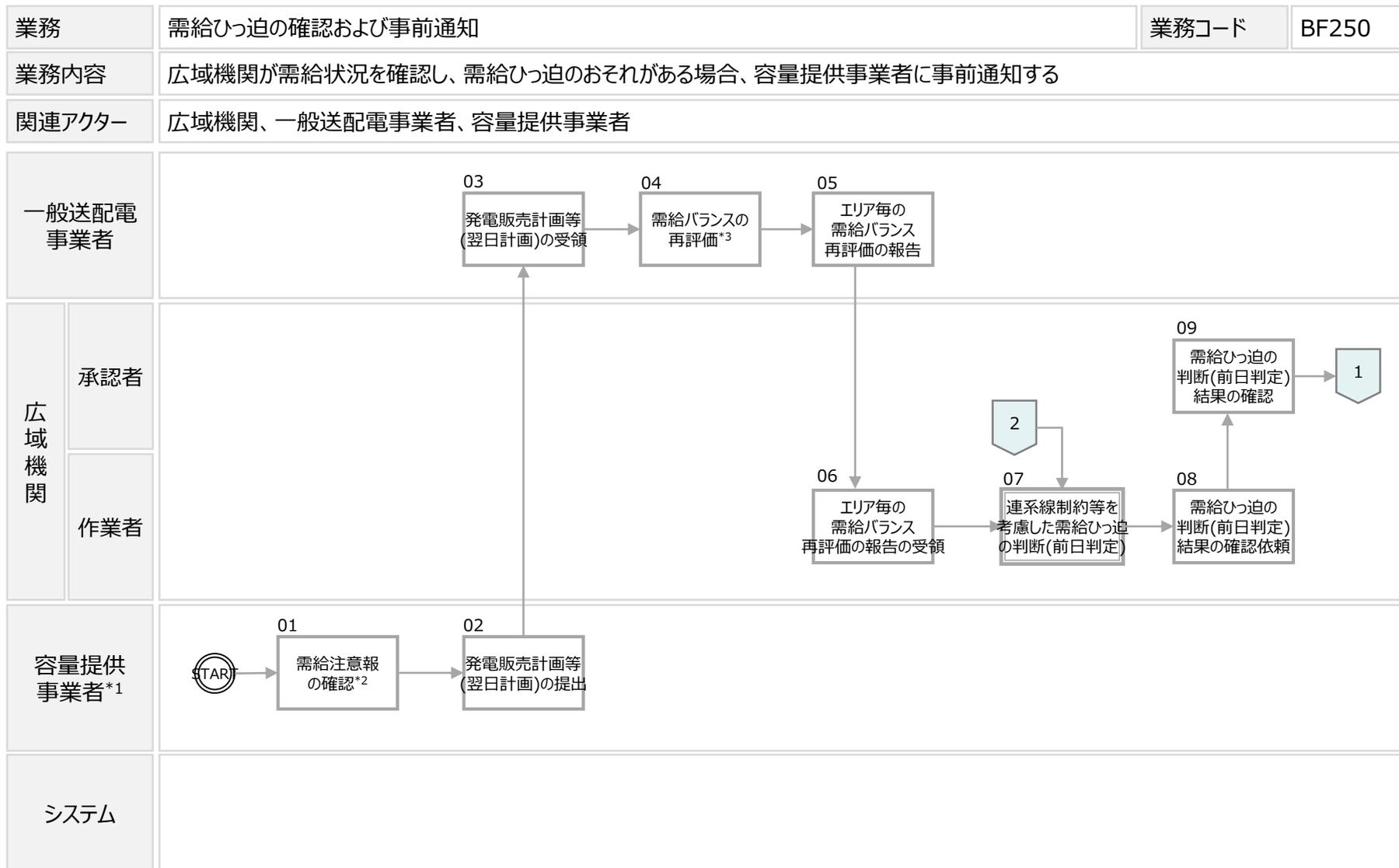
*1：1.5倍以上(P)の差がある場合は、容量提供事業者のベースライン算定方法に誤りがある可能性があるため、広域機関から発動指令電源提供者にその旨通知する

リクワイアメント・アセスメント：リクワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

業務プロセス	異議申立の妥当性の審査								
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者								
詳細内容									
<p>異議申立の妥当性の審査 広域機関(作業員)が、受領した異議申立資料の妥当性を確認を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は、容量提供事業者から提出されたリクワイアメント未達量に対する異議申立に係る資料をもとに、その妥当性を審査する 異議申立の内容が以下に該当する場合、妥当性審査を合格とし、それ以外の内容でその妥当性が確認されない場合、妥当性審査を不合格とする 審査実施後、広域機関(作業員)は、審査結果を容量市場システムに登録する 									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>異議申立の分類</th> <th>審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発動指令の発動回数が上限を超えている場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 年間13回以上の発動指令であった 1日2回以上の発動指令であった </td> </tr> <tr> <td>計量値を取得することができない場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 電源等リストに含まれる地点の計量値(30分電力量)を取得することができなかった(計量値が取得できない地点の発動実績はゼロとして扱い、計量値を取得できる地点のみでアセスメントに必要な各データを作成して提出する) </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合 </td> </tr> </tbody> </table>	異議申立の分類	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事由	発動指令の発動回数が上限を超えている場合	<ul style="list-style-type: none"> 年間13回以上の発動指令であった 1日2回以上の発動指令であった 	計量値を取得することができない場合	<ul style="list-style-type: none"> 電源等リストに含まれる地点の計量値(30分電力量)を取得することができなかった(計量値が取得できない地点の発動実績はゼロとして扱い、計量値を取得できる地点のみでアセスメントに必要な各データを作成して提出する) 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合
異議申立の分類	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)事由								
発動指令の発動回数が上限を超えている場合	<ul style="list-style-type: none"> 年間13回以上の発動指令であった 1日2回以上の発動指令であった 								
計量値を取得することができない場合	<ul style="list-style-type: none"> 電源等リストに含まれる地点の計量値(30分電力量)を取得することができなかった(計量値が取得できない地点の発動実績はゼロとして扱い、計量値を取得できる地点のみでアセスメントに必要な各データを作成して提出する) 								
その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外で、広域機関がその異議申立を妥当であると判断した場合 								

- リクワイアメント・アセスメント：需給ひっ迫の確認および事前通知

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



*1: 発電計画に係るプロセスのアクターは発電契約者であるとする

*2: 需給ひっ迫のおそれの公表などについては、調整力及びバランス評価等に関する委員会にて検討中 *3: 追加的な計画停止等の発生時に必要に応じて評価する

リクワイアメント・アセスメント：需給ひっ迫の確認および事前通知

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	需給ひっ迫の確認および事前通知		業務コード	BF250
業務内容	広域機関が需給状況を確認し、需給ひっ迫のおそれがある場合、容量提供事業者に事前通知する			
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者			
一般送配電事業者				
広域機関	承認者	<pre> graph TD Start{{1}} --> Conf{確認結果} Conf -- 承認 --> Ass{需給ひっ迫のおそれの発令要否} Conf -- 否認 --> End1{{2}} Ass -- 不要 --> End2((END)) Ass -- 要 --> Pub[10 需給ひっ迫のおそれの発令の公表*2] Pub --> Reg[11 需給ひっ迫のおそれの登録] Reg --> End3((END)) Reg -.-> Sys[容量市場システム] </pre>		
	作業者			
容量提供事業者*1				
システム	 容量市場システム			

*1: 発電計画に係るプロセスのアクターは発電契約者であるとする

*2: 需給ひっ迫のおそれの公表などについては、調整力及びバランス評価等に関する委員会にて検討中

リクワイアメント・アセスメント：需給ひっ迫の確認および事前通知

業務プロセス	連系線制約等を考慮した需給ひっ迫の判断(前日判定)
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者
詳細内容	
連系線制約等を考慮した需給ひっ迫の判断(前日判定) 広域機関(作業者)が、エリア毎の需給バランス評価をもとに需給ひっ迫を判断(前日判定)する 広域機関が、以下の情報をもとに算定した広域予備率により需給ひっ迫のおそれの発令要否を判断する <ul style="list-style-type: none">• エリア毎の需給バランス評価• 広域的な需給バランス評価• 連系線情報(混雑状況)• 調整電力計画(供給力、需要、予備力) 等 【判断基準】 <ul style="list-style-type: none">• 広域予備率が8%未満 ※分断時はブロック予備率が8%未満 【発令時期】 <ul style="list-style-type: none">• 前日計画受領後	

リクワイアメント・アセスメント：需給ひっ迫の確認および事前通知

業務プロセス	需給ひっ迫のおそれの発令の公表
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、容量提供事業者

詳細内容

需給ひっ迫のおそれの発令の公表

広域機関(作業)が、需給ひっ迫のおそれの発令を公表する

広域機関が、需給評価結果(広域エリア供給力、広域予備率等)とともに需給ひっ迫のおそれの発令を容量市場システム、および広域機関ホームページ上に公表する*1

公表内容	発令時期	広域予備率	公表の目的*1
需給ひっ迫のおそれの発令	前日計画受領後	予備率8%未満	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場のリクワイアメントが「平常時」から「需給ひっ迫のおそれがある時」に切り替わったことの周知 計画停止の中止再要請 バランス停止機の起動による電気の供給、市場への応札 揚水発電機における上池へのポンプアップによる電気の供給、市場への応札 等

※「公表の目的」欄に記載の内容に関する容量提供事業者への依頼も併せて容量市場システム、および広域機関ホームページ上に公表される想定

*1：容量市場システムのみならず、広域ホームページ等を利用する可能性があることから、現状は容量市場システム(仮)を利用し業務を行う整理とする

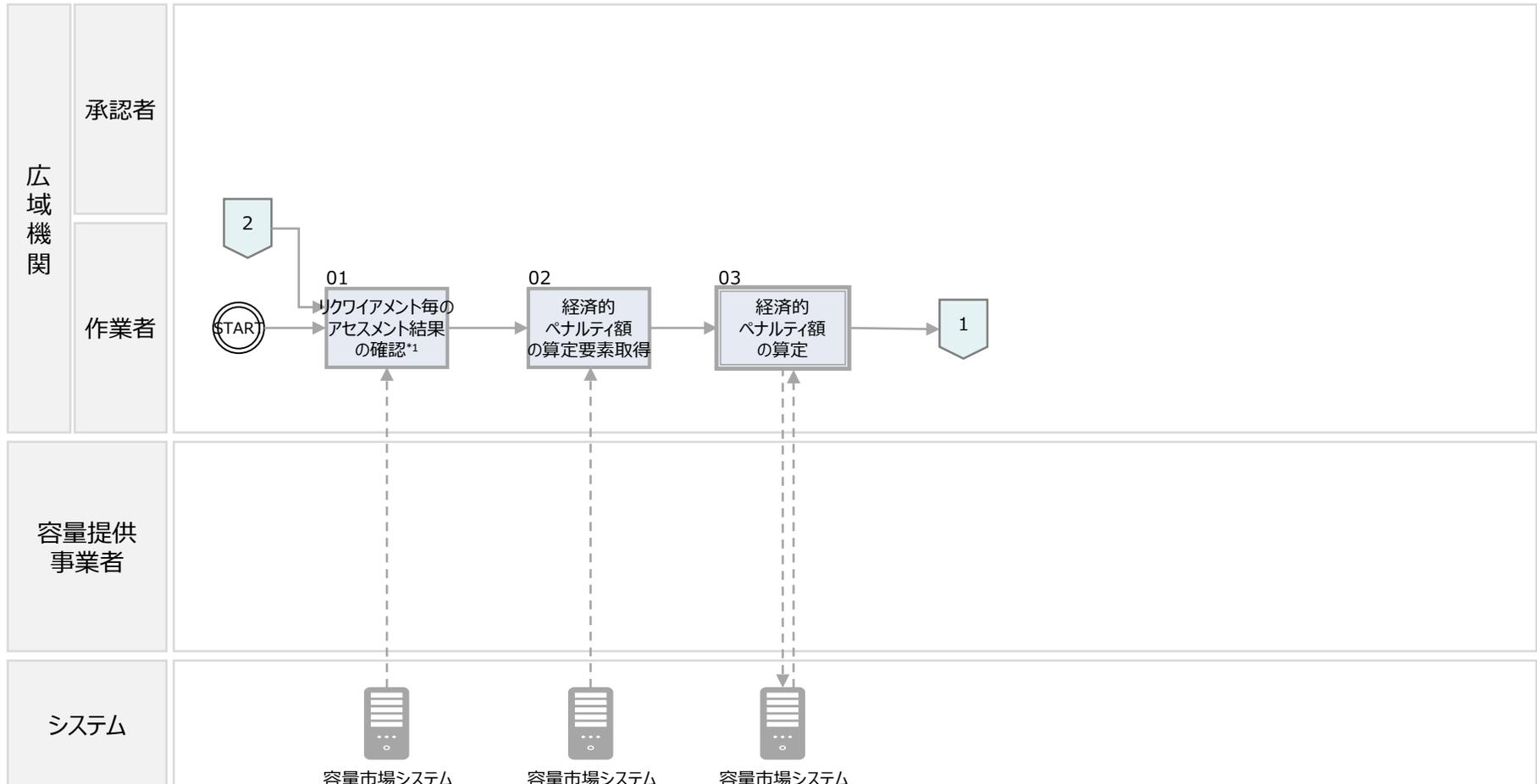
- ペナルティ： ペナルティの確定

業務詳細フロー

ペナルティ：ペナルティの確定

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	ペナルティの確定	業務コード	BF310
業務内容	広域機関が、リクワイアメント・アセスメントに対する経済的ペナルティを算出し、容量提供事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



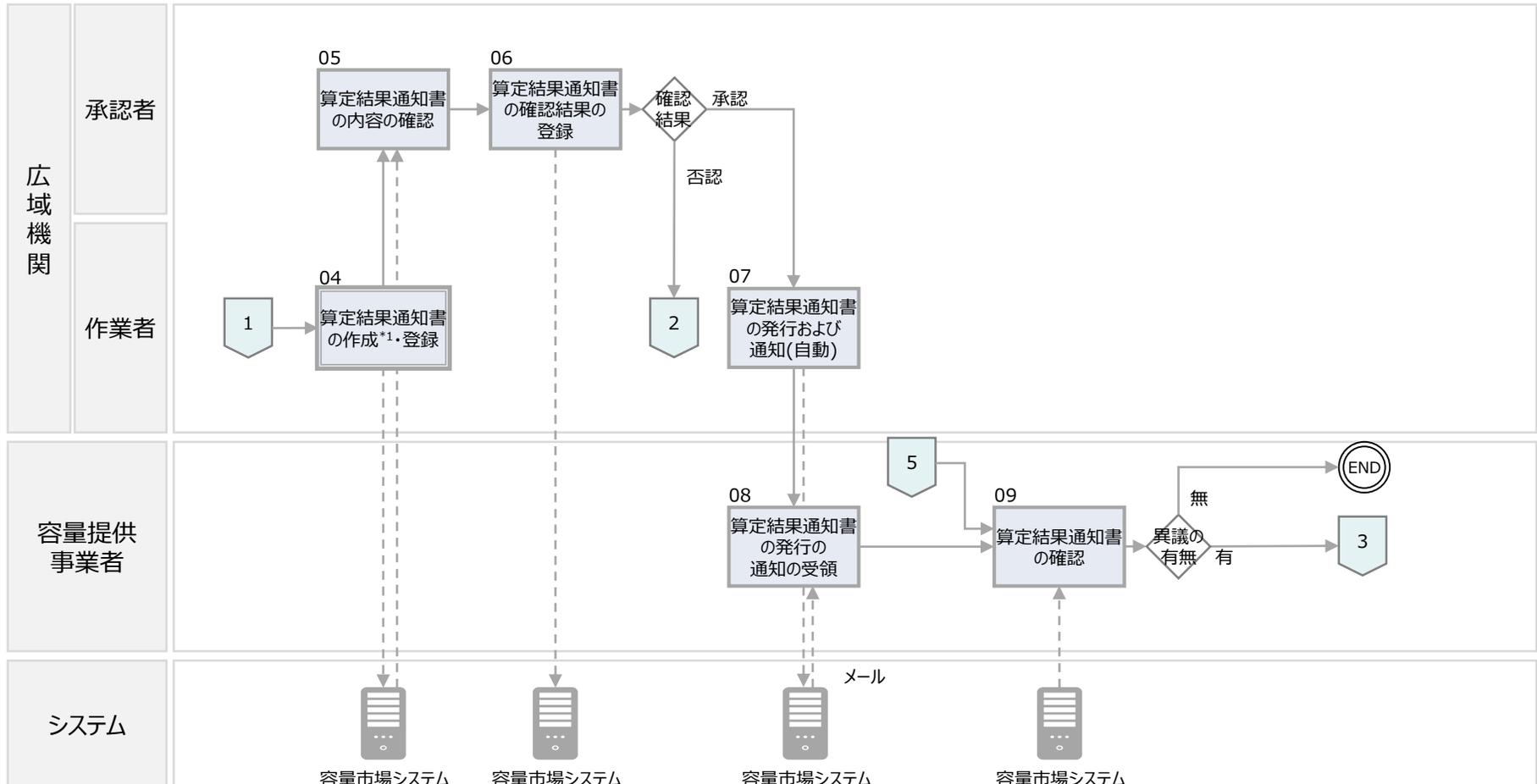
*1: アセスメント対象データに虚偽の記載があり、修正依頼に応じない等の理由による参入ペナルティの検討は、「実需給期間中の市場退出時のペナルティ対応(強制退出)」業務にて記載

業務詳細フロー

ペナルティ：ペナルティの確定

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	ペナルティの確定	業務コード	BF310
業務内容	広域機関が、リクワイアメント・アセスメントに対する経済的ペナルティを算出し、容量提供事業者へ通知する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



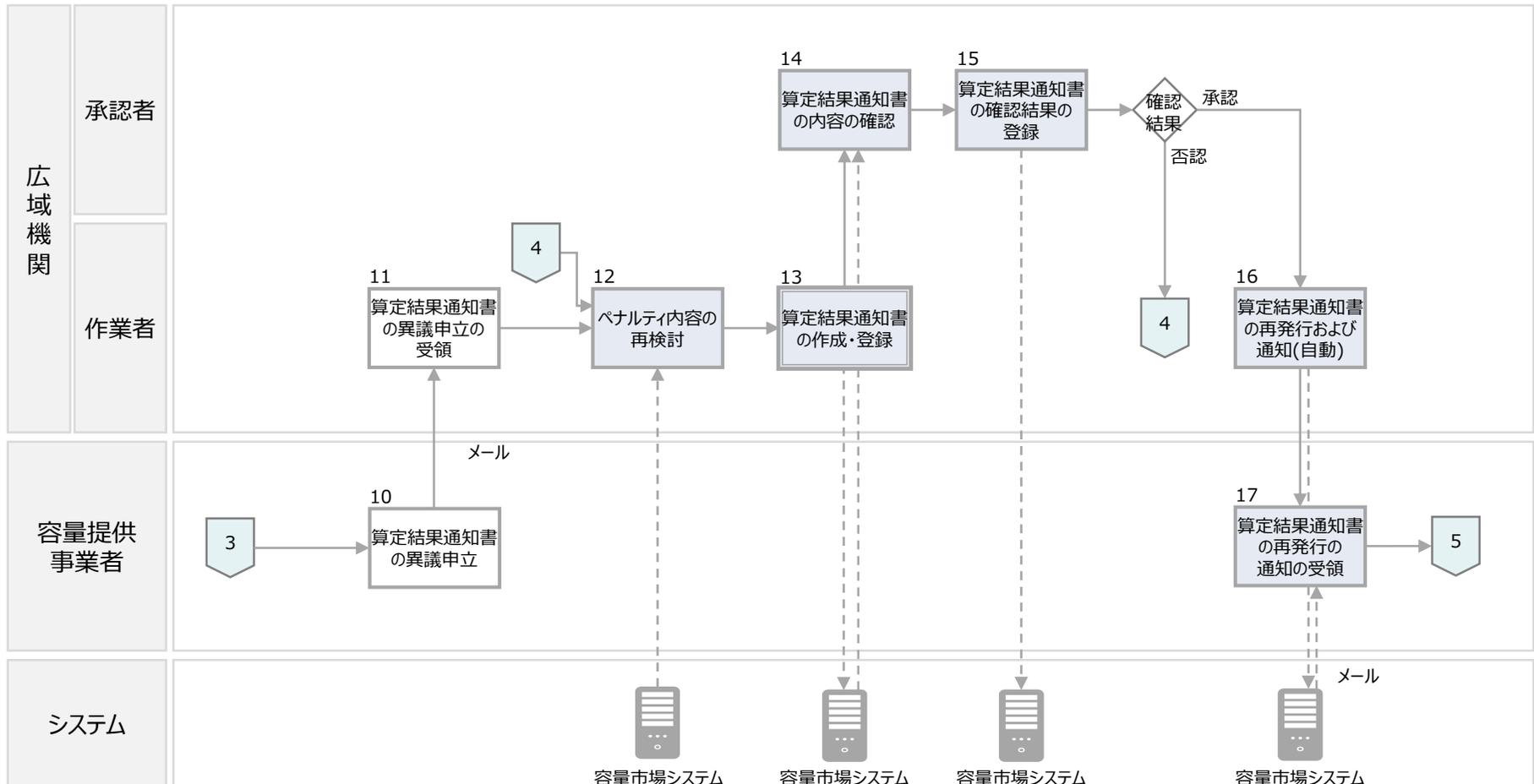
*1：リクワイアメント毎の経済的ペナルティの明細が含まれるなど、市場退出時に作成されるペナルティ通知書と別フォーマットとなる

業務詳細フロー

ペナルティ：ペナルティの確定

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	ペナルティの確定	業務コード	BF310
業務内容	広域機関が、リクワイアメント・アセスメントに対する経済的ペナルティを算出し、容量提供事業者へ通知する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



業務詳細仕様書

ペナルティ：ペナルティの確定

業務プロセス	経済的ペナルティ額の算定				
関連アクター	広域機関、容量提供事業者				
詳細内容					
<p>経済的ペナルティ額の算定(1/3)</p> <p>広域機関(作業者)が、リクワイアメント・アセスメントによる経済的ペナルティを算定する リクワイアメント不履行に対する経済的ペナルティ額は、以下の表に記載された計算式によって算出する ※なお本業務でリクワイアメント種別ごとに経済的ペナルティを算出する段階において、端数切り下げを実施する</p>					
電源等区分	リクワイアメント種別	対象	経済的ペナルティの算出式	適用期間	備考
安定電源	容量停止計画 (日数カウント)	累積リクワイアメント未達成コマ 総数が8,640コマ(180日)相 当を超過した場合	経済的ペナルティ(円) = 容量確保契約金額 (円) ^{*1} × (累積リクワイアメント未達成コマ - 8,640) / (コマ) × 0.0125(%/コマ)	都度(リクワイア メント未達成コマが ある月毎)	経済的ペナルティの月間上限額は 容量確保契約金額の18.3%、年 間上限額は容量確保契約金額の 110%とする。月間及び年間上限 額は他のリクワイアメントにおける経 済的ペナルティを合算した金額とする
	市場応札	リクワイアメント未達成量が需 給ひっ迫時において発生した 場合 ^{*2}	経済的ペナルティ(円) = (容量確保契約金額 (円) ^{*1} × リクワイアメント未達成量(kWh)) / (容量確 保契約容量(kW) × 1年間で需給ひっ迫のおそれ があると想定される時間(h) ^{*3})	都度(リクワイア メント未達成量が ある月毎)	
	一般送配電事 業者からの供給 指示の対応	累積リクワイアメント未達成量 が発生した場合	経済的ペナルティ(円) = (容量確保契約金額 (円) ^{*1} × 累積リクワイアメント未達成量 (kWh)) / (容量確保契約容量(kW) × 1年間で 需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間(h) ^{*3})	都度(リクワイア メント未達成量が ある月毎)	
変動電源 (単独)	容量停止計画 (日数カウント)	累積リクワイアメント未達成コマ 総数が8,640コマ(180日)相 当を超過した場合	経済的ペナルティ(円) = 容量確保契約金額 (円) ^{*1} × (累積リクワイアメント未達成コマ - 8,640) / (コマ) × 0.0125(%/コマ)	都度(リクワイア メント未達成コマが ある月毎)	経済的ペナルティの月間上限額は 容量確保契約金額の18.3%、年 間上限額は容量確保契約金額の 110%とする
変動電源 (アグリゲート)	容量停止計画 (日数カウント)	累積リクワイアメント未達成コマ 総数が8,640コマ(180日)相 当を超過した場合	経済的ペナルティ(円) = 容量確保契約金額 (円) ^{*1} × (累積リクワイアメント未達成コマ - 8,640) / (コマ) × 0.0125(%/コマ)	都度(リクワイア メント未達成コマが ある月毎)	経済的ペナルティの月間上限額は 容量確保契約金額の18.3%、年 間上限額は容量確保契約金額の 110%とする
発動指令 電源	一般送配電事 業者からの発動 指令の対応	リクワイアメント未達成量が発 生した場合	経済的ペナルティ(円) ^{*4} = 容量確保契約金額 (円) ^{*1} × 110% × リクワイアメント未達成量 (kWh) / (アセスメント対象容量(kW) × 3h/回 × 12回)	都度(リクワイア メント未達成量が ある月毎)	経済的ペナルティの月間上限額は 設定されていない

*1: 容量確保契約金額は、調整不調ペナルティによる減額を反映した金額とする *2: 平常時のアセスメントにてリクワイアメント未達成量が発生した場合、経済的ペナルティは科されない

*3: 2024年度(実需給年度)については30時間とする *4: 発動指令の発令1回ごとに経済的ペナルティを算定する

業務詳細仕様書

ペナルティ：ペナルティの確定

業務プロセス	経済的ペナルティ額の算定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

詳細内容

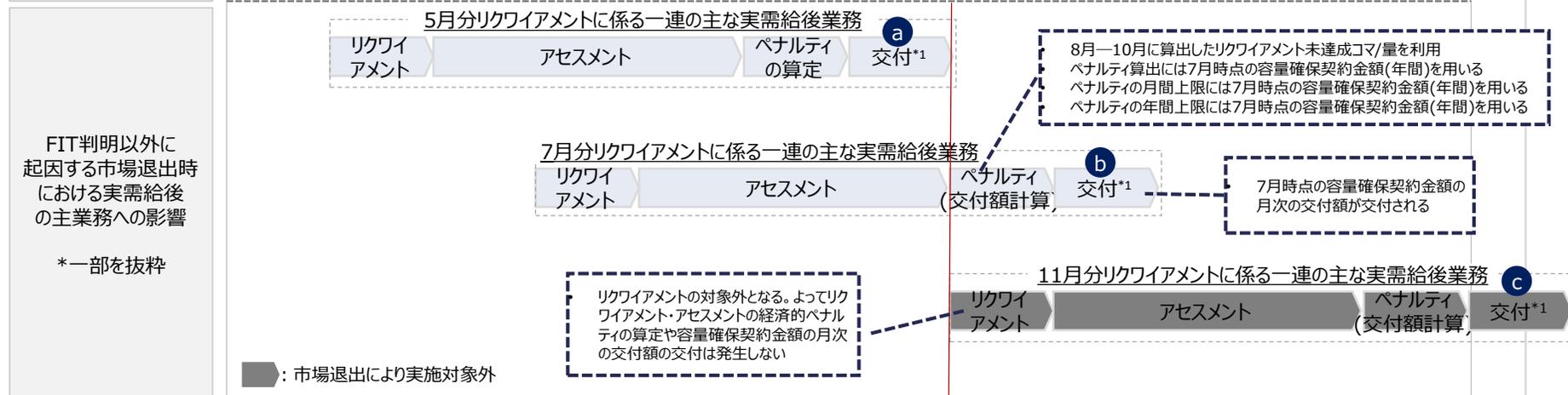
経済的ペナルティ額の算定(2/3)

広域機関(作業者)が、リクワイアメント・アセスメントによる経済的ペナルティを算定する
 市場退出(全量退出)発生後、各月のリクワイアメント・アセスメントの経済的ペナルティを以下のように算出する

※契約容量が120kW、契約単価が10円/kW、11月に市場退出(全量退出)が適用され全容量(120kW)が退出したと仮定

	2024年度(実需給年度)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
容量確保契約金額(年間)	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	0	0	0	0	0
当該月を対象とした交付額	100	100 ^a	100	100 ^b	100	100	100	0 ^c	0	0	0	0

業務タイミング	市場退出要因発生	市場退出(全量退出)反映	契約解約業務実施	契約の解約の反映 * 2025年12月末まで
---------	----------	--------------	----------	---------------------------



*1: 容量確保契約金額の月次の交付額と経済的ペナルティの算定額が相殺される

業務詳細仕様書

ペナルティ：ペナルティの確定

業務プロセス	経済的ペナルティ額の算定
関連アクター	広域機関、容量提供事業者

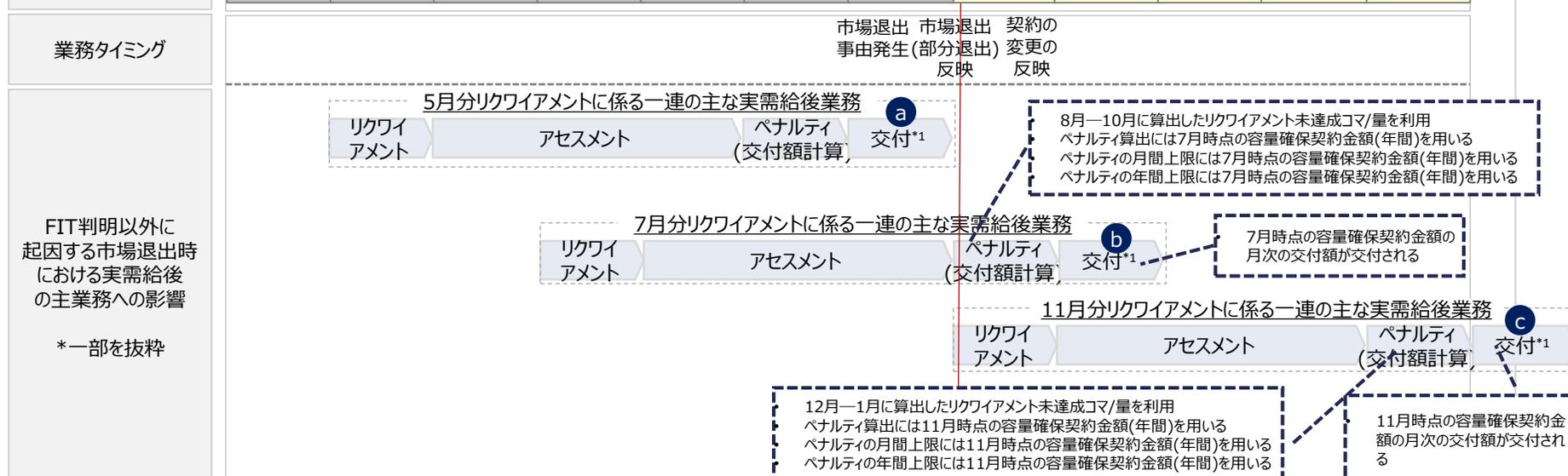
詳細内容

経済的ペナルティ額の算定(3/3)

広域機関(作業者)が、リクワイアメント・アセスメントによる経済的ペナルティを算定する
 市場退出(部分退出)発生後、各月のリクワイアメント・アセスメントの経済的ペナルティを以下のように算出する

※契約容量が120kW、契約単価が10円/kW、11月に市場退出(部分退出)が適用され一部容量(30kW)が退出したと仮定

	2024年度(実需給年度)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
容量確保契約金額(年間)	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1075	1075	1075	1075	1075
当該月を対象とした交付額	100	100	100	100	100	100	100	89	89	89	89	最終月 ^{*2}



*1: 容量確保契約金額の月次の交付額と経済的ペナルティの算定額が相殺される

*2: 最終月の交付額の計算方法は容量確保契約金額対応：算定・通知-実需給期間中-容量確保契約金額参照

業務詳細仕様書

ペナルティ：ペナルティの確定

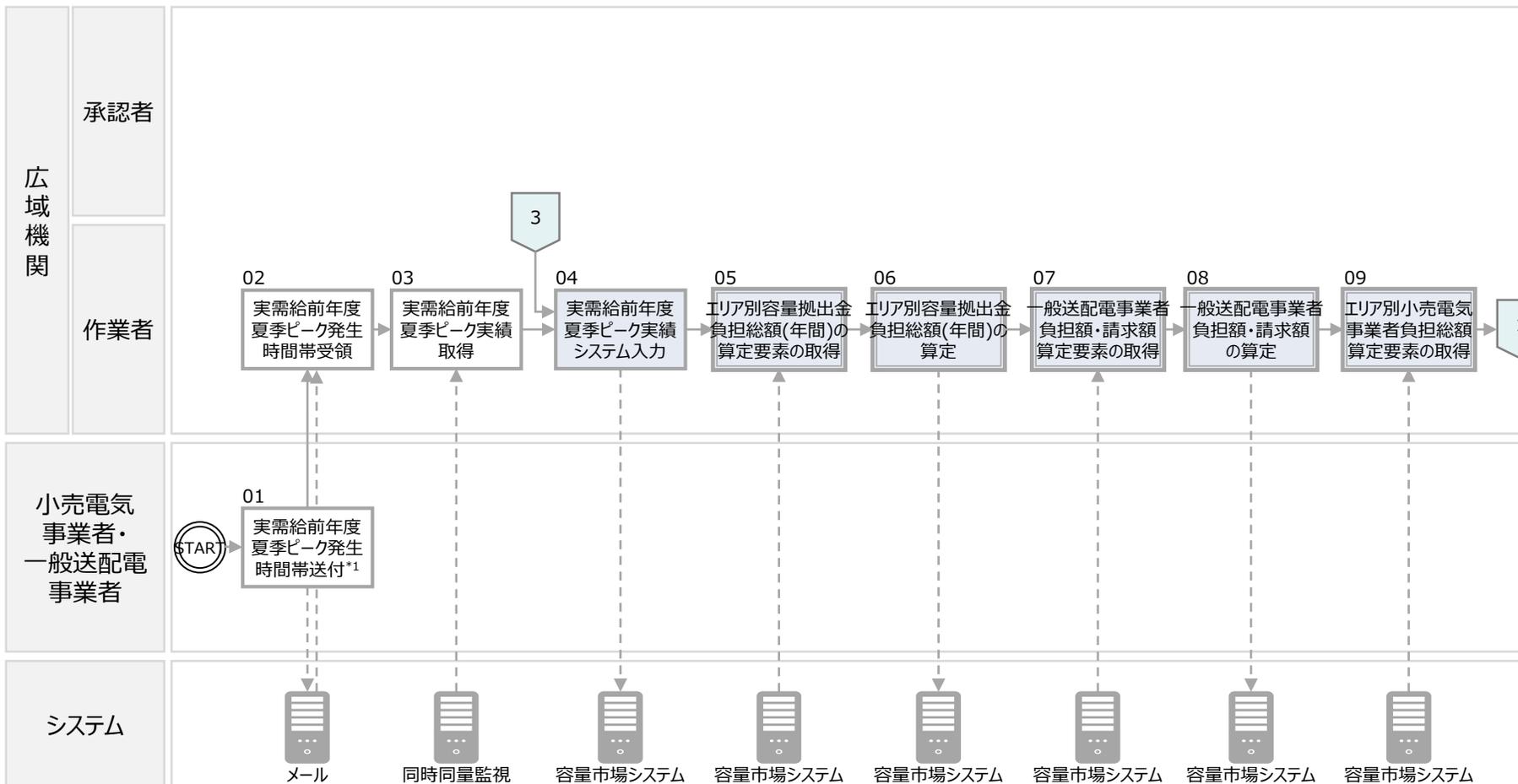
業務プロセス	算定結果通知書の作成・登録
関連アクター	広域機関、容量提供事業者
詳細内容	
算定結果通知書の作成・登録 広域機関(作業者)が、経済的ペナルティの算定結果を踏まえ、電源単位で算定結果通知書を作成・登録する ※電源単位の経済的ペナルティ額の合計額に合わせて、リクワイアメント種別ごとのペナルティ額の算出方法も記載する	
算定結果通知書には以下を記載する	
【契約情報詳細】	
<ul style="list-style-type: none">・ 契約番号・ 実需給年度・ 事業者コード・ 参加登録申請者名・ 容量を提供する電源等の区分・ 電源等識別番号・ 電源等の名称・ 契約単価(円/kW)・ 容量確保契約容量(kW)	
【ペナルティ情報詳細】	
<ul style="list-style-type: none">・ 経済的ペナルティ要素に基づく算定の根拠(リクワイアメント種別ごとのペナルティ算出方法も含む)・ 電源単位の経済的ペナルティ額(円)	

- 容量拠出金対応：算定・通知

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(メインオークションのみ)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(メインオークションのみ)	業務コード	BF410
業務内容	広域機関が実需給年度開始前に容量拠出金の仮請求額を算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		

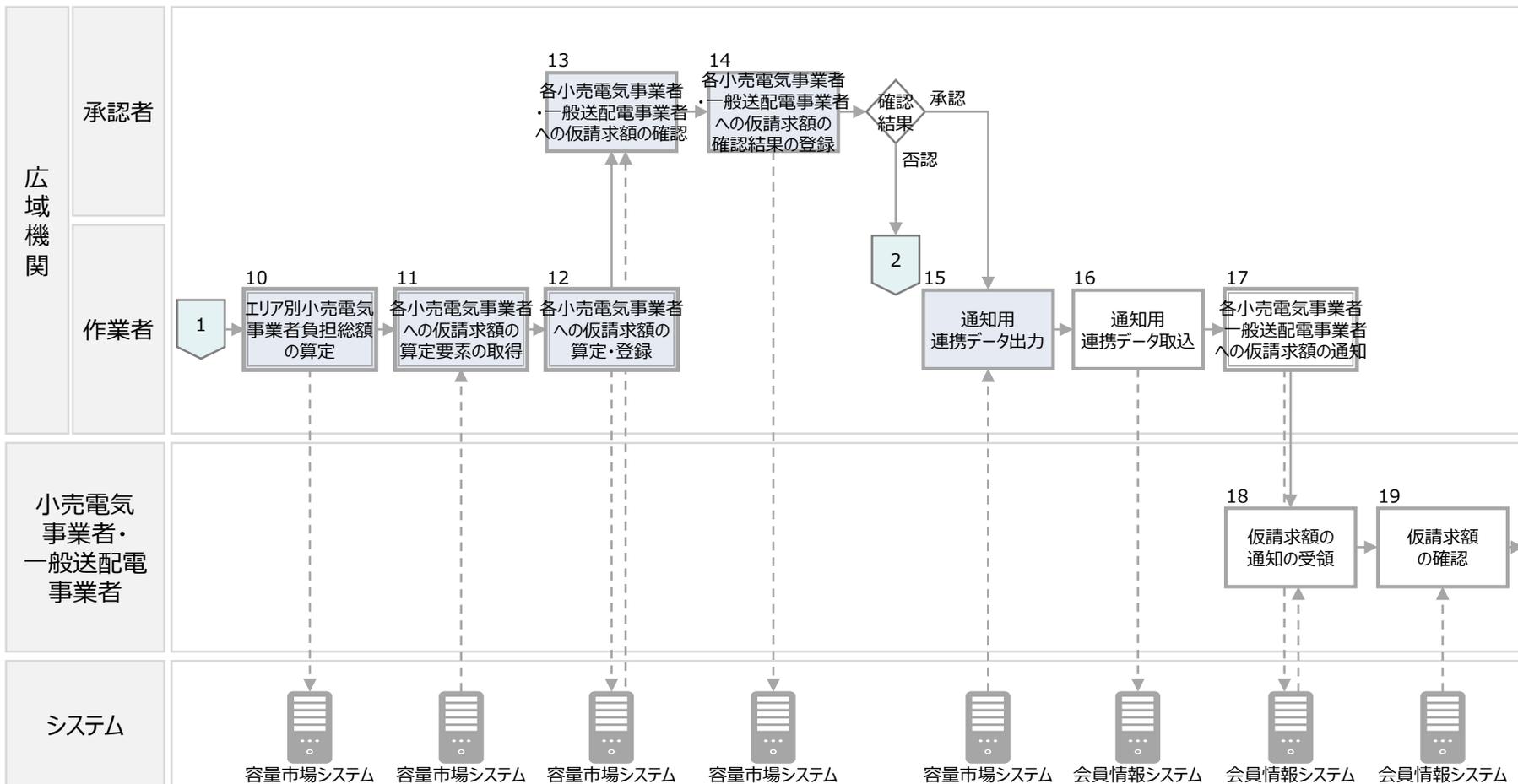


*1：一般送配電事業者が1月末を目途にメール(csv)にて送付予定

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(メインオークションのみ)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(メインオークションのみ)	業務コード	BF410
業務内容	広域機関が実需給年度開始前に容量拠出金の仮請求額を算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(メインオークションのみ)

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関

詳細内容

エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(1/2)

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法	
I エリア別の容量拠出金総額(年間)の算定	エリア別の容量拠出金総額(共通分)の算定要素	a 約定総額	メインAXの約定量×メインAXの最安エリアプライス*1
		b H3需要比率	供給計画第5年度H3需要を用いたH3需要比率*2
	エリア別の容量拠出金変動要素*3	c 市場分断によるエリア追加負担額	メインオークションにおける追加約定したエリア別の約定量 × (当該エリアプライス - 最安エリアプライス)
		d マルチプライスによるエリア追加負担額	$\Sigma(\text{メインオークションにおけるエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源のエリア別の約定量} \times (\text{当該約定価格}-\text{当該エリアプライス}))$

算定式

$$\text{エリア別の容量拠出金総額(年間)} = \text{約定総額(a)} \times \text{H3需要比率(b)} + \text{市場分断によるエリア追加負担額(c)} + \text{マルチプライスによるエリア追加負担額(d)}$$

【注】

- ※1 市場分断なしの場合、算定要素(a)約定総額の計算方法にて「最安エリアプライス」を「全国約定価格」として計算する
- ※2 メインオークション開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度(第5年度)のH3需要比率
- ※3 エリア別の容量拠出金の変動要素の(c)市場分断によるエリア追加負担額、(d)マルチプライスによるエリア追加負担額は、市場分断ありの場合に発生する。(d)マルチプライスによるエリア追加負担額はエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源がある場合に発生する

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関

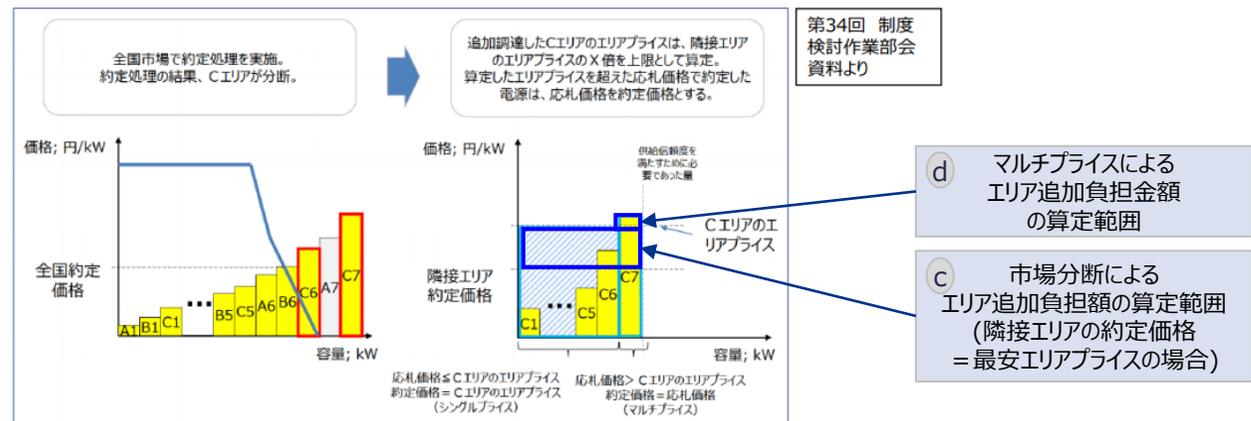
詳細内容

エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(2/2)

【マルチプライスの条件および追加負担金額の算定に係るイメージ】

・ 市場分断時において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格とする

- 分断処理の結果、応札電源が全て落札されたエリア、または落札しなかった電源を応札した事業者が
 一者の独占状態となっているエリアについては、以下のとおり約定価格を決定する。
 - ① 当該エリアのエリアプライスが、隣接エリアのエリアプライスの1.5倍を超えている場合、当該エリアのエリアプライスは隣接エリアの1.5倍とする。
 - ② 当該エリアの落札電源において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを下回る電源については、当該エリアのエリアプライスを約定価格とする（シングルプライス）
 - ③ 当該エリアの落札電源において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格とする（マルチプライス）



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(メインオークションのみ)

業務プロセス	一般送配電事業者負担額・請求額算定要素の取得 一般送配電事業者負担額・請求額算定
--------	--

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

一般送配電事業者負担額・請求額算定要素の取得 一般送配電事業者負担額・請求額算定

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
II エリア別の一般送配電事業者の負担額と請求額の算定	e 一般送配電事業者の負担金額	当該エリアプライス*1×メインオークションのH3需要×一般送配電事業者負担割合*2
<div style="border: 1px solid gray; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto; background-color: #f0f0f0;">算定式</div>		
・一般送配電事業者への月別請求額(対象4月~2月) 各月の請求額 = 一般送配電事業者の負担金額(e) ÷ 12カ月 ※12カ月で割った部分の小数点以下切り捨て ・一般送配電事業者への実需給年度最終対象月請求額(対象3月) 最終月の請求額 = 一般送配電事業者の負担金額(e) - 既に請求した金額合計		

- 【注】
- ※1 市場分断なしの場合、算定要素(e)一般送配電事業者の負担金額の計算方法にて「当該エリアプライス」を「全国約定価格」として計算する
 - ※2 年度で任意の値 (%) を設定できるようにする (参考 2024年度：6%、2025年度：7%)
 - (e)一般送配電事業者の負担金額において小数点以下を四捨五入 or 切り捨て or 切り上げ(P)

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(メインオークションのみ)

業務プロセス	エリア別小売電気事業者負担総額算定要素の取得 エリア別小売電気事業者負担総額算定
関連アクター	広域機関

詳細内容

エリア別小売電気事業者負担総額算定要素の取得 エリア別小売電気事業者負担総額算定

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
Ⅲ エリア別の小売電気事業者の負担総額の算定	f 経過措置電源の控除額*1	$\Sigma(\text{経過措置対象電源の約定量} \times \{ \text{最安エリアプライス} - (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \times \text{最安エリアプライス} \}) \times \text{当該エリアのH3需要比率} + \Sigma(\text{当該エリアの経過措置対象電源の約定量} \times \{ (\text{当該エリアプライス} - \text{最安エリアプライス}) - (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \times (\text{当該エリアプライス} - \text{最安エリアプライス}) \}) + \Sigma(\text{当該エリアのマルチプライスの経過措置対象電源の約定量} \times \{ (\text{当該約定価格} - \text{当該エリアプライス}) - (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \times (\text{当該約定価格} - \text{当該エリアプライス}) \})$ <p style="text-align: right;">*2 *3 *4</p>

算定式

$$\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額(Ⅲ)} = \text{エリア別の容量拠出金総額(Ⅰ)} - \text{一般送配電事業者の負担金額(Ⅱ)} - \text{経過措置電源の控除額(f)}$$

【注】

- ※1 経過措置対象電源がない場合は(f)経過措置対象電源の控除額は発生しない
- ※2 市場分断なしの場合、算定要素(f)経過措置対象電源の控除額の計算方法にて「エリアプライス」、「最安エリアプライス」、「当該約定価格」を「全国約定価格」として計算する
- ※3 2024年度向けとして、「経過措置控除容量[kW](経過措置対象電源の約定量×控除率)」を計算した結果、小数点以下を切り捨てる
- ※4 経過措置の控除は、2024年度は「電源等の経過年数に応じた控除」のみ、2025年度以降は「電源等の経過年数に応じた控除」と「入札価格に応じた控除」に変更となる予定
2025年度以降の詳細は、制度検討作業部会資料
“https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/index.html”を参照

【端数調整】

- エリア別の小売電気事業者の負担総額について、整数化が必要なため、小数点以下は四捨五入を行うこととし、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整する

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(メインオークションのみ)

業務プロセス	各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定・登録
--------	---

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定・登録(1/2)

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
IV 各小売電気事業者への仮請求額の算定	g シェア補正前の配分比率	<p>前年度の年間(夏季/冬季)のピーク時の電力(kW)を基礎とする。7月~9月/12~2月の各月における最大需要発生時(1時間)における電力使用量を合計したものの(kW)の当該期間における比率</p> <p>※詳細は後続頁参照</p>

算定式

- 各小売電気事業者への月別請求額(対象4月~2月)

$$\text{各小売電気事業者への各月の請求額(IV)} = \text{エリア別の小売電気事業者の負担総額(III)} \div 12\text{カ月} \times \text{シェア補正前の配分比率(g)}$$

※12カ月で割った部分の小数点以下切り捨て
- 各小売電気事業者への実需給年度最終対象月請求額(対象3月)

$$\text{各小売電気事業者への最終月の請求額(IV)} = (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額(III)} - \text{エリア内の小売電気事業者に既に請求した金額合計}) \times \text{シェア補正前の配分比率(g)}$$

【端数調整】

- 各小売電気事業者の請求額について、整数化が必要のため、小数点以下は四捨五入を行うこととし、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整する

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(メインオークションのみ)

業務プロセス	各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定・登録
--------	---

関連アクター	広域機関
--------	------

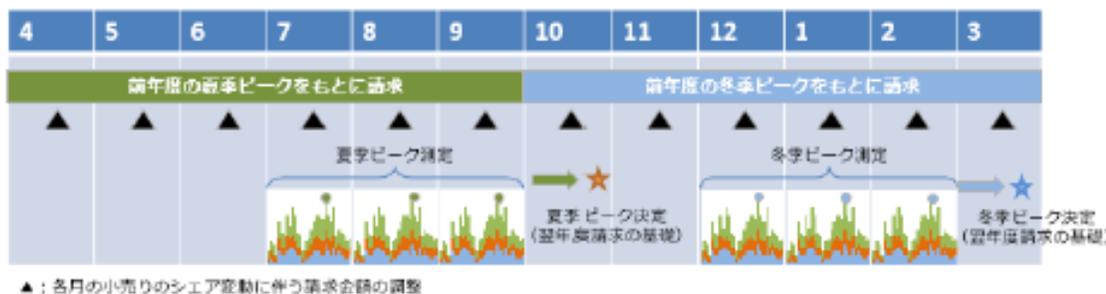
詳細内容

各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定・登録(2/2)

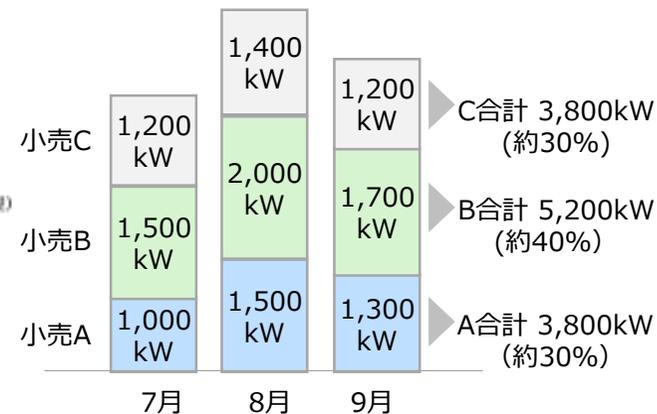
【シェア補正前の配分比率】 ※定款55条の2に基づき一般送配電事業者又は小売電気事業者に必要な情報の提出を求める

対象月	使用するピーク	内容
4月～9月請求分	夏季ピーク	7月、8月、9月の各月における最大需要発生時(1時間)における電力使用量を合計したものの(kW)の当該期間における比率
10月～3月請求分	冬季ピーク	12月、1月、2月の各月における最大需要発生時(1時間)における電力使用量を合計したものの(kW)の当該期間における比率

【請求スケジュールのイメージ】



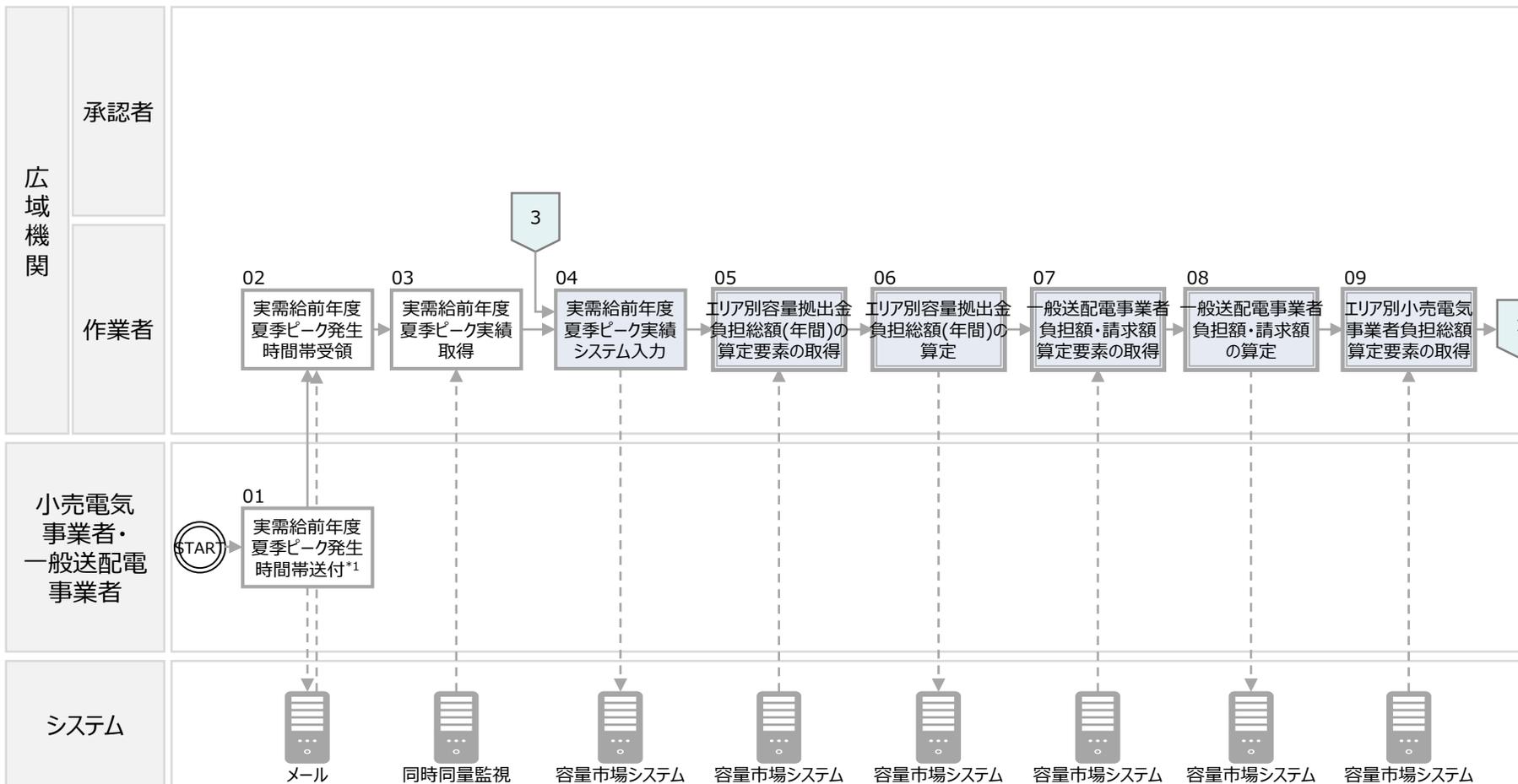
【各月における最大需要発生時における電力使用量を合計したものの当該期間における比率のイメージ】



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(調達オークション実施)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

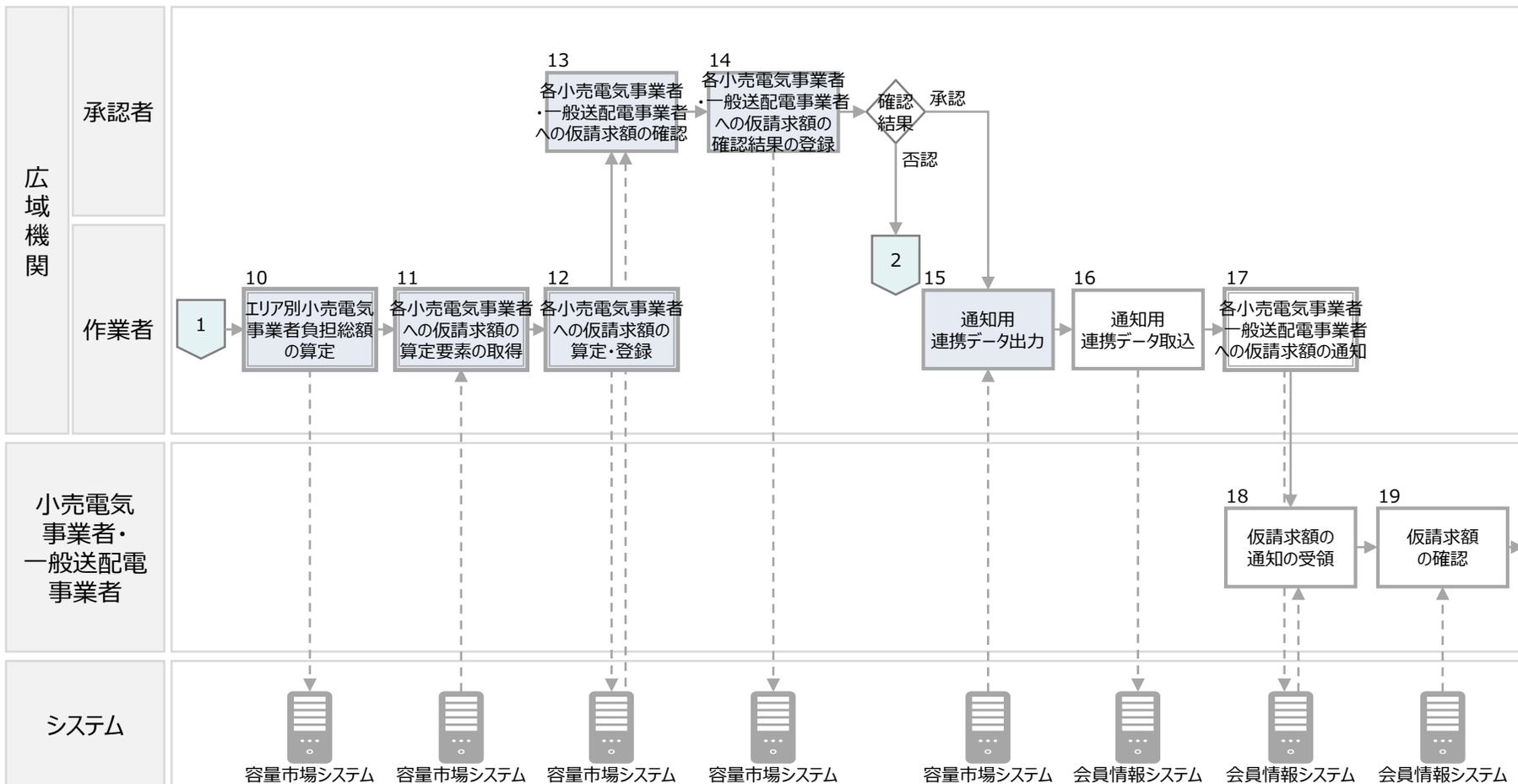
業務	算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(調達オークション実施)	業務コード	BF411
業務内容	広域機関が実需給年度開始前に容量拠出金の仮請求額を算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



*1：一般送配電事業者が1月末を目途にメール(csv)にて送付予定

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(調達オークション実施)	業務コード	BF411
業務内容	広域機関が実需給年度開始前に容量拠出金の仮請求額を算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(調達オークション実施)

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関

詳細内容

エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(1/3)

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法	
I エリア別の 容量拠出金総額(年 間)の算定	メインオークションの エリア別の容量拠出金 総額(共通分)の 算定要素	a 約定総額	メインオークションの約定量×メインオークションの最安エリアプライス*1
		b H3需要比率	供給計画第5年度H3需要を用いたH3需要比率*2
	メインオークションの エリア別の容量拠出金 変動要素*3	c 市場分断による エリア追加負担額	メインオークションの追加約定したエリア別の約定量 × (当該エリアプライス - 最安エリアプライス)
		d マルチプライスによる エリア追加負担額	$\Sigma(\text{メインオークションのエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源のエリア別の約定量} \times (\text{約定価格}-\text{当該エリアプライス}))$
	調達オークションの エリア別の容量拠出金 総額(共通分)の 算定要素	a' 約定総額	調達オークションの約定量×調達オークションの最安エリアプライス)*1
		b' H3需要比率	供給計画第2年度H3需要を用いたH3需要比率*4
	調達オークションの エリア別の容量拠出金 変動要素*5	c' 市場分断による エリア追加負担額	調達オークションの追加約定したエリア別の約定量 × (当該エリアプライス - 最安エリアプライス)
		d' マルチプライスによる エリア追加負担額	$\Sigma(\text{調達オークションのエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源のエリア別の約定量} \times (\text{約定価格}-\text{当該エリアプライス}))$

算定式

エリア別の容量拠出金総額(年間) = メインオークションの(約定総額(a)×H3需要比率(b) + 市場分断によるエリア追加負担額(c) + マルチプライスによるエリア追加負担額(d)) + 調達オークションの(約定総額(a')×H3需要比率(b') + 市場分断によるエリア追加負担額(c') + マルチプライスによるエリア追加負担額(d'))

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(調達オークション実施)

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関
詳細内容	
エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(2/3)	
【注】	
<ul style="list-style-type: none">※1 市場分断なしの場合、算定要素(a)メインオークションの約定総額、(a')調達オークションの約定総額の計算方法にて「最安エリアプライス」を「全国約定価格」として計算する※2 メインオークション開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度(第5年度)のH3需要比率※3 メインオークションのエリア別の容量拠出金の変動要素の(c)市場分断によるエリア追加負担額、(d)マルチプライスによるエリア追加負担額は市場分断ありの場合のみ発生する。(d)マルチプライスによるエリア追加負担額はエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源がある場合に発生する※4 調達オークション開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度(第2年度)のH3需要比率※5 調達オークションのエリア別の容量拠出金の変動要素の(c')市場分断によるエリア追加負担額、(d')マルチプライスによるエリア追加負担額は市場分断ありの場合のみ発生する。(d')マルチプライスによるエリア追加負担額はエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源がある場合に発生する	

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関

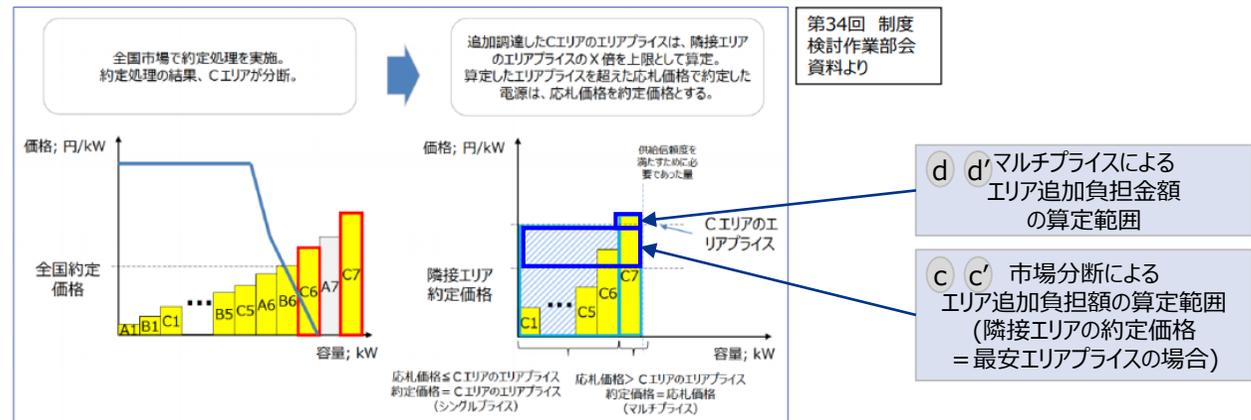
詳細内容

エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(3/3)

【マルチプライスの条件および追加負担金額の算定に係るイメージ】

・ 市場分断時において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格とする

- 分断処理の結果、応札電源が全て落札されたエリア、または落札しなかった電源を応札した事業者が一部の独占状態となっているエリアについては、以下のとおり約定価格を決定する。
 - ① 当該エリアのエリアプライスが、隣接エリアのエリアプライスの1.5倍を超えている場合、当該エリアのエリアプライスは隣接エリアの1.5倍とする。
 - ② 当該エリアの落札電源において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを下回る電源については、当該エリアのエリアプライスを約定価格とする（シングルプライス）
 - ③ 当該エリアの落札電源において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格とする（マルチプライス）



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(調達オークション実施)

業務プロセス	一般送配電事業者負担額・請求額算定要素の取得 一般送配電事業者負担額・請求額算定
--------	--

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

一般送配電事業者負担額・請求額算定要素の取得 一般送配電事業者負担額・請求額算定

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
II エリア別の一般送配電事業者の負担額と請求額の算定	e 一般送配電事業者の負担金額	<p>【供給計画第5年度H3需要 ≤ 供給計画第2年度H3需要 の場合】 供給計画第5年度(メインオークションの)H3需要×メインオークションのエリアプライス×6%+(供給計画第2年度H3需要-供給計画第5年度H3需要)×調達オークションのエリアプライス×一般送配電事業者負担割合*1*2</p> <p>【供給計画第5年度H3需要 > 供給計画第2年度H3需要 の場合】 供給計画第2年度(調達オークションの)H3需要×メインオークションのエリアプライス×一般送配電事業者負担割合*1*2</p>
算定式		
<p>・一般送配電事業者への月別請求額(対象4月~2月) 各月の請求額 = 一般送配電事業者の負担金額(e) ÷ 12カ月 ※12カ月で割った部分の小数点以下切り捨て</p> <p>・一般送配電事業者への実需給年度最終対象月請求額(対象3月) 最終月の請求額 = 一般送配電事業者の負担金額(e) - 既に請求した金額合計</p>		
<p>【注】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1 市場分断なしの場合、算定要素(e)一般送配電事業者の負担金額の計算方法にて「当該エリアプライス」を「全国約定価格」として計算する ※2 年度で任意の値(%)を設定できるようにする(参考 2024年度：6%、2025年度：7%) (e)一般送配電事業者の負担金額において小数点以下を四捨五入 or 切り捨て or 切り上げ(P) 		

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(調達オークション実施)

業務プロセス	エリア別小売電気事業者負担総額算定要素の取得 エリア別小売電気事業者負担総額算定
--------	--

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

エリア別小売電気事業者負担総額算定要素の取得 エリア別小売電気事業者負担総額の算定

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
Ⅲ エリア別の小売電気事業者の負担総額の算定	f 経過措置電源の控除額*1	(メインオークションの Σ (経過措置対象電源の約定量×{最安エリアプライス - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)×入札内容に応じた控除額係数×最安エリアプライス})×当該エリアのH3需要比率 + Σ (当該エリアの経過措置対象電源の約定量×{(当該エリアプライス-最安エリアプライス) - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)×入札内容に応じた控除額係数×(当該エリアプライス-最安エリアプライス)}) + Σ (当該エリアのマルチプライスの経過措置対象電源の約定量×{(当該約定価格-当該エリアプライス) - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)×入札内容に応じた控除額係数×(当該約定価格-当該エリアプライス)}) + (調達オークションの Σ (経過措置対象電源の約定量×{最安エリアプライス - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)×入札内容に応じた控除額係数×最安エリアプライス})×当該エリアのH3需要比率 + Σ (当該エリアの経過措置対象電源の約定量×{(当該エリアプライス-最安エリアプライス) - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)×入札内容に応じた控除額係数×(当該エリアプライス-最安エリアプライス)}) + Σ (当該エリアのマルチプライスの経過措置対象電源の約定量×{(当該約定価格-当該エリアプライス) - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)×入札内容に応じた控除額係数×(当該約定価格-当該エリアプライス)}) *2 *3
算定式		
$\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額(Ⅲ)} = \text{エリア別の容量拠出金総額(Ⅰ)} - \text{一般送配電事業者の負担金額(Ⅱ)} - \text{経過措置電源の控除額(f)}$		

- 【注】
- ※1 経過措置対象電源がない場合は(f)経過措置対象電源の控除額は発生しない
 - ※2 市場分断なしの場合、算定要素(f)経過措置対象電源の控除額の計算方法にて「エリアプライス」、「最安エリアプライス」、「当該約定価格」を「全国約定価格」として計算する
 - ※3 2024年度向けとして、「経過措置控除容量[kW](経過措置対象電源の約定量×控除率)」を計算した結果、小数点以下を切り捨てる
- 【端数調整】
- エリア別の小売電気事業者の負担総額について、整数化が必要なため、小数点以下は四捨五入を行うこととし、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整する

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(調達オークション実施)

業務プロセス	各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定・登録
--------	---

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定・登録(1/2)

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
IV 各小売電気事業者への請求額の算定	g シェア補正前の配分比率	<p>前年度の年間(夏季/冬季)のピーク時の電力(kW)を基礎とする。7月~9月/12~2月の各月における最大需要発生時(1時間)における電力使用量を合計したものの(kW)の当該期間における比率</p> <p>※詳細は後続頁参照</p>



算定式

- 各小売電気事業者への月別請求額(対象4月~2月)

$$\text{各小売電気事業者への各月の請求額(IV)} = \text{エリア別の小売電気事業者の負担総額(III)} \div 12\text{カ月} \times \text{シェア補正前の配分比率(g)}$$

※12カ月で割った部分の小数点以下切り捨て
- 各小売電気事業者への実需給年度最終対象月請求額(対象3月)

$$\text{各小売電気事業者への最終月の請求額(IV)} = (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額(III)} - \text{エリア内の小売電気事業者に既に請求した金額合計}) \times \text{シェア補正前の配分比率(g)}$$

【端数調整】

- 各小売電気事業者の請求額について、整数化が必要のため、小数点以下は四捨五入を行うこととし、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整する

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(調達オークション実施)

業務プロセス	各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定・登録
関連アクター	広域機関

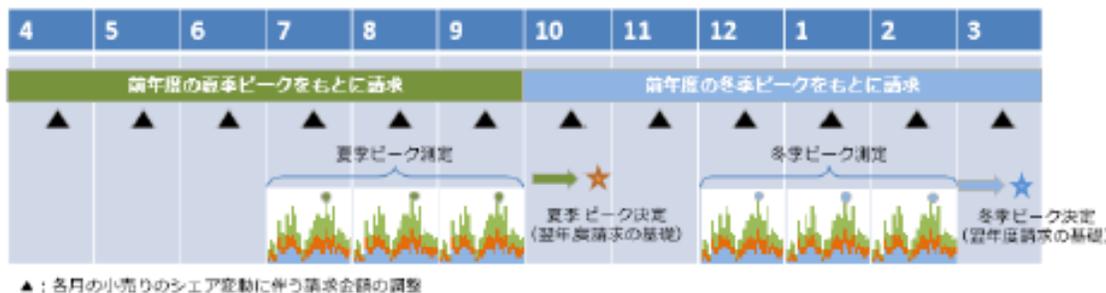
詳細内容

各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定・登録(2/2)

【シェア補正前の配分比率】 ※定款55条の2に基づき一般送配電事業者又は小売電気事業者に必要な情報の提出を求める

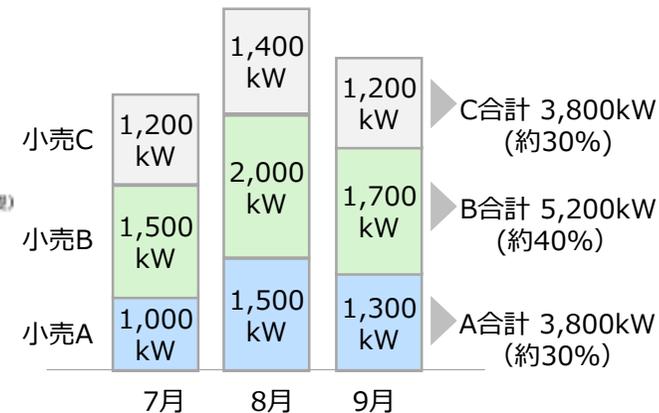
対象月	使用するピーク	内容
4月～9月請求分	夏季ピーク	7月、8月、9月の各月における最大需要発生時(1時間)における電力使用量を合計したものの(kW)の当該期間における比率
10月～3月請求分	冬季ピーク	12月、1月、2月の各月における最大需要発生時(1時間)における電力使用量を合計したものの(kW)の当該期間における比率

【請求スケジュールのイメージ】



出所) 第20回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 資料6 P.22

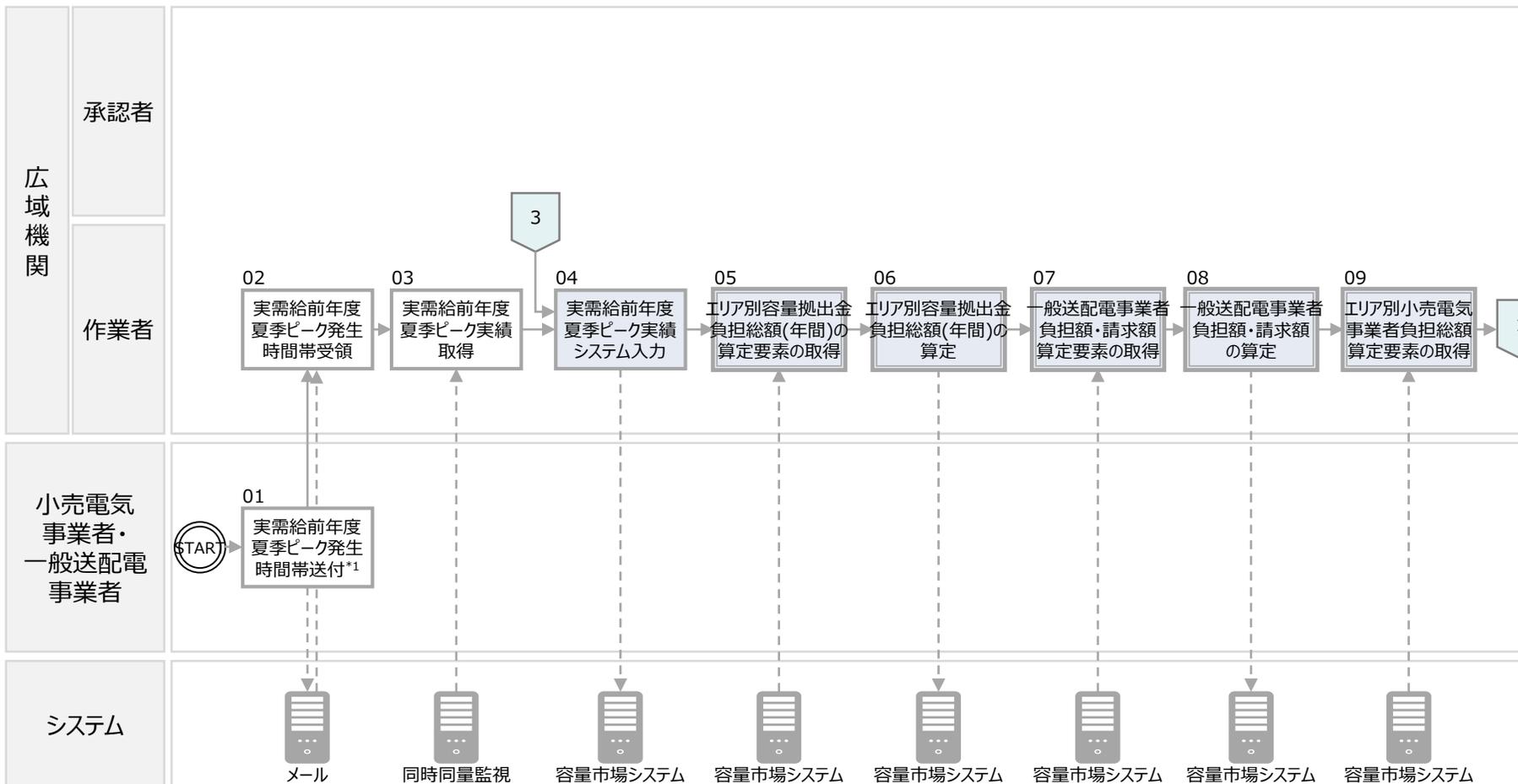
【各月における最大需要発生時における電力使用量を合計したものの当該期間における比率のイメージ】



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(リリースオークション実施)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(リリースオークション実施)	業務コード	BF412
業務内容	広域機関が実需給年度開始前に容量拠出金の仮請求額を算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		

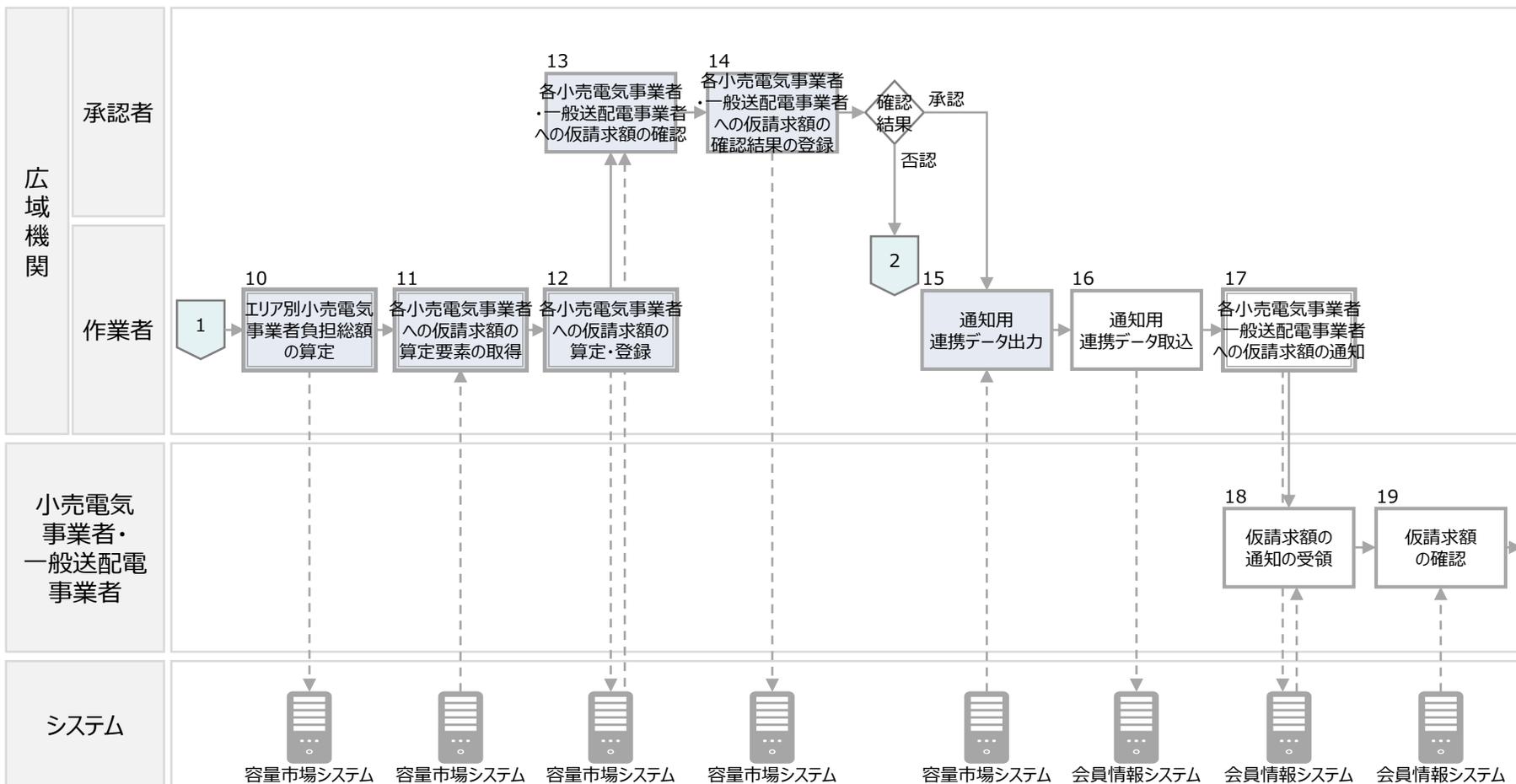


*1：一般送配電事業者が1月末を目途にメール(csv)にて送付予定

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(リリースオークション実施)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(リリースオークション実施)	業務コード	BF412
業務内容	広域機関が実需給年度開始前に容量拠出金の仮請求額を算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(リリースオークション実施)

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関

詳細内容

エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(1/3)

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法	
I エリア別の 容量拠出金総額(年 間)の算定	メインオークションの エリア別の容量拠出金 総額(共通分)の 算定要素	a 約定総額	メインオークションの約定量×メインオークションの最安エリアプライス*1
		b H3需要比率	供給計画第5年度H3需要を用いたH3需要比率*2
	メインオークションの エリア別の容量拠出金 変動要素*3	c 市場分断による エリア追加負担額	メインオークションの追加約定したエリア別の約定量 × (当該エリアプライス - 最安 エリアプライス)
		d マルチプライスによる エリア追加負担額	$\Sigma(\text{メインオークションのエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源のエリア別の約定量} \times (\text{約定価格}-\text{当該エリアプライス}))$
	リリースオークションの エリア別の容量拠出金 総額(共通分)の 算定要素	a' 約定総額	リリースオークションの約定量×リリースオークションの最安エリアプライス*1
		b' H3需要比率	供給計画第2年度H3需要を用いたH3需要比率*4
	リリースオークションの エリア別の容量拠出金 変動要素*5	c' エリア追加 リリース額	リリースオークションの追加約定したエリア別の約定量 × (当該エリアプライス - 最安 エリアプライス)
		d' マルチプライスによる エリア追加リリース額	$\Sigma(\text{リリースオークションのエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源のエリア別の約定量} \times (\text{約定価格}-\text{当該エリアプライス}))$

算定式

エリア別の容量拠出金総額(年間) = (メインオークションの(約定総額(a)×H3需要比率(b) + 市場分断によるエリア追加負担額(c) + マルチプライスによるエリア追加負担額(d))) - (リリースオークションの(約定総額(a')×H3需要比率(b') + エリア追加リリース額(c') + マルチプライスによるエリア追加リリース額(d')))

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(リリースオークション実施)

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関
詳細内容	
エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(2/3)	
【注】	
<ul style="list-style-type: none">※1 市場分断なしの場合、算定要素(a)メインオークションの約定総額、(a')調達オークションの約定総額の計算方法にて「最安エリアプライス」を「全国約定価格」として計算する※2 メインオークション開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度(第5年度)のH3需要比率※3 メインオークションのエリア別の容量拠出金の変動要素の(c)市場分断によるエリア追加負担額、(d)マルチプライスによるエリア追加負担額は市場分断ありの場合のみ発生する。(d)マルチプライスによるエリア追加負担額はエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源がある場合に発生する。※4 リリースオークション開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度(第2年度)のH3需要比率※5 リリースオークションにおける(c')エリア追加リリース額は最安約定価格を越えた応札価格の電源のある場合のエリア内の共通の追加リリース額の算定に、(d')マルチプライスによるエリア追加リリース額は約定した電源の応札価格に応じたマルチプライスを採用した場合に発生する。リリースオークションの約定方式については検討中のため、確定次第、容量拠出金の算定方法に反映する(P)	

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関

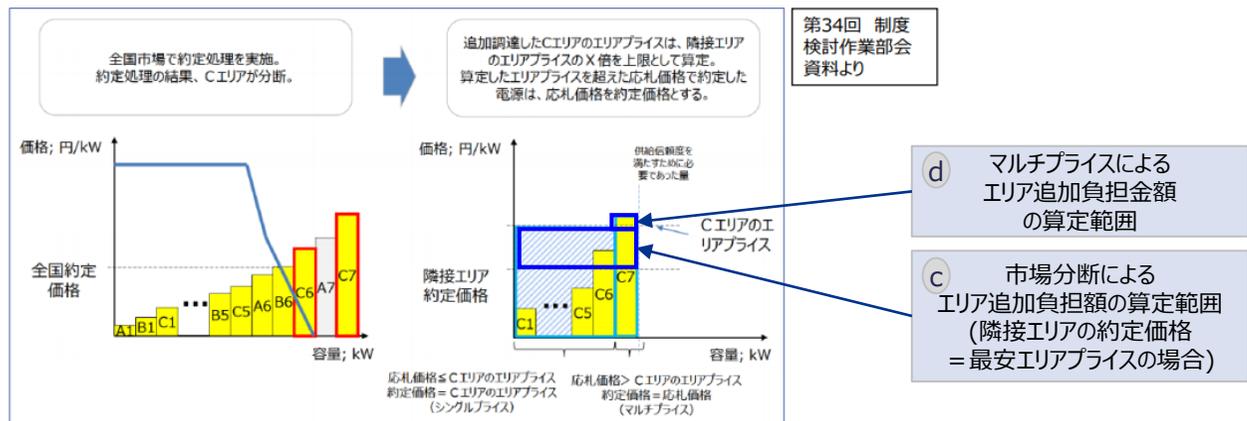
詳細内容

エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(3/3)

【マルチプライスの条件および追加負担金額の算定に係るイメージ】

・ 市場分断時において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格とする

- 分断処理の結果、応札電源が全て落札されたエリア、または落札しなかった電源を応札した事業者が
 一者の独占状態となっているエリアについては、以下のとおり約定価格を決定する。
 - ① 当該エリアのエリアプライスが、隣接エリアのエリアプライスの1.5倍を超えている場合、当該エリアのエリアプライスは隣接エリアの1.5倍とする。
 - ② 当該エリアの落札電源において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを下回る電源については、当該エリアのエリアプライスを約定価格とする（シングルプライス）
 - ③ 当該エリアの落札電源において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格とする（マルチプライス）



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(リリースオークション実施)

業務プロセス	一般送配電事業者負担額・請求額算定要素の取得 一般送配電事業者負担額・請求額算定
--------	--

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

一般送配電事業者負担額・請求額算定要素の取得 一般送配電事業者負担額・請求額算定

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
II エリア別の一般送配電事業者の負担額と請求額の算定	e 一般送配電事業者の負担金額	【供給計画第5年度H3需要 > 供給計画第2年度H3需要 のため】 供給計画第2年度(リリースオークションの)H3需要×メインオークションのエリアプライス × 一般送配電事業者負担割合 ^{*1*2}



算定式

・一般送配電事業者への月別請求額(対象4月~2月)
 各月の請求額 = 一般送配電事業者の負担金額(e) ÷ 12カ月 ※12カ月で割った部分の小数点以下切り捨て

・一般送配電事業者への実需給年度最終対象月請求額(対象3月)
 最終月の請求額 = 一般送配電事業者の負担金額(e) - 既に請求した金額合計

【注】

- ※1 市場分断なしの場合、算定要素(e)一般送配電事業者の負担金額の計算方法にて「当該エリアプライス」を「全国約定価格」として計算する
- ※2 年度で任意の値(%)を設定できるようにする(参考 2024年度：6%、2025年度：7%)
- (e)一般送配電事業者の負担金額において小数点以下を四捨五入 or 切り捨て or 切り上げ(P)

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(リリースオークション実施)

業務プロセス	エリア別小売電気事業者負担総額算定要素の取得 エリア別小売電気事業者負担総額算定
--------	--

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

エリア別小売電気事業者負担総額算定要素の取得 エリア別小売電気事業者負担総額の算定

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
<p>Ⅲ エリア別の小売電気事業者の負担総額の算定</p>	<p>f 経過措置電源の控除額*1</p>	<p>(メインオークションのΣ(経過措置対象電源の約定量\times{最安エリアプライス - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)\times入札内容に応じた控除額係数\times最安エリアプライス})\times当該エリアのH3需要比率 + Σ(当該エリアの経過措置対象電源の約定量\times{(当該エリアプライス-最安エリアプライス) - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)\times入札内容に応じた控除額係数\times(当該エリアプライス-最安エリアプライス)}) + Σ(当該エリアのマルチプライスの経過措置対象電源の約定量\times{(当該約定価格-当該エリアプライス) - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)\times入札内容に応じた控除額係数\times(当該約定価格-当該エリアプライス)}) - (リリースオークションのΣ(経過措置対象電源の約定量\times{最安エリアプライス - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)\times入札内容に応じた控除額係数\times最安エリアプライス})\times当該エリアのH3需要比率 + Σ(当該エリアの経過措置対象電源の約定量\times{(当該エリアプライス-最安エリアプライス) - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)\times入札内容に応じた控除額係数\times(当該エリアプライス-最安エリアプライス)}) + Σ(当該エリアのマルチプライスの経過措置対象電源の約定量\times{(当該約定価格-当該エリアプライス) - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)\times入札内容に応じた控除額係数\times(当該約定価格-当該エリアプライス)}) *2 *3</p>

算定式

$$\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額(Ⅲ)} = \text{エリア別の容量拠出金総額(Ⅰ)} - \text{一般送配電事業者の負担金額(Ⅱ)} - \text{経過措置電源の控除額(f)}$$

- 【注】
- ※1 経過措置対象電源がない場合は(f)経過措置対象電源の控除額は発生しない
 - ※2 市場分断なしの場合、算定要素(f)経過措置対象電源の控除額の計算方法にて「エリアプライス」、「最安エリアプライス」、「当該約定価格」を「全国約定価格」として計算する
 - ※3 2024年向けとして「経過措置控除容量[kW](経過措置対象電源の約定量 \times 控除率)」を計算した結果、小数点以下を切り捨てる
- 【端数調整】
- エリア別の小売電気事業者の負担総額について、整数化が必要なため、小数点以下は四捨五入を行うこととし、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整する

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(リリースオークション実施)

業務プロセス	各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定・登録
--------	---

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定・登録(1/2)

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
IV 各小売電気事業者への請求額の算定	g シェア補正前の配分比率	<p>シェア補正前の配分比率 前年度の年間(夏季/冬季)のピーク時の電力(kW)を基礎とする。7月~9月/12~2月の各月における最大需要発生時(1時間)における電力使用量を合計したものの(kW)の当該期間における比率</p> <p>※詳細は後続頁参照</p>

算定式

<p>・各小売電気事業者への月別請求額(対象4月~2月) 各小売電気事業者への各月の請求額(IV) = エリア別の小売電気事業者の負担総額(Ⅲ) ÷ 12カ月 × シェア補正前の配分比率(g) ※12カ月で割った部分の小数点以下切り捨て</p> <p>・各小売電気事業者への実需給年度最終対象月請求額(対象3月) 各小売電気事業者への最終月の請求額(IV) = (エリア別の小売電気事業者の負担総額(Ⅲ) - エリア内の小売電気事業者に既に請求した金額合計) × シェア補正前の配分比率(g)</p>

【端数調整】

- 各小売電気事業者の請求額について、整数化が必要なため、小数点以下は四捨五入を行うこととし、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整する

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(リースオークション実施)

業務プロセス	各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定・登録
--------	---

関連アクター	広域機関
--------	------

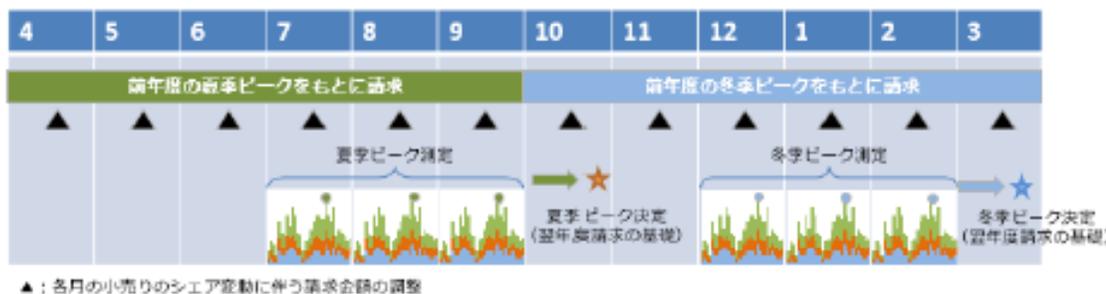
詳細内容

各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定・登録(2/2)

【シェア補正前の配分比率】 ※定款55条の2に基づき一般送配電事業者又は小売電気事業者に必要な情報の提出を求める

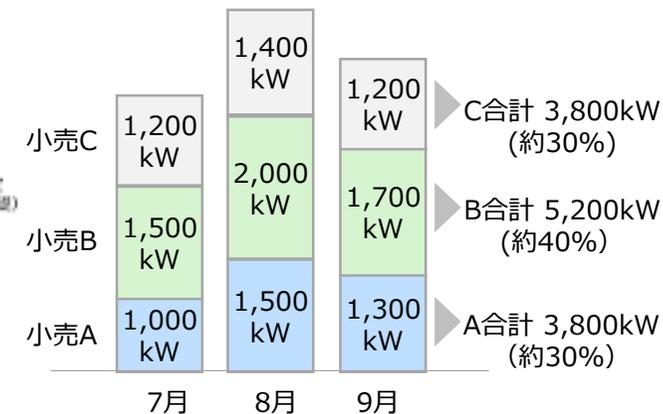
対象月	使用するピーク	内容
4月～9月請求分	夏季ピーク	7月、8月、9月の各月における最大需要発生時(1時間)における電力使用量を合計したものの(kW)の当該期間における比率
10月～3月請求分	冬季ピーク	12月、1月、2月の各月における最大需要発生時(1時間)における電力使用量を合計したものの(kW)の当該期間における比率

【請求スケジュールのイメージ】



出所) 第20回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 資料6 P.22

【各月における最大需要発生時における電力使用量を合計したものの当該期間における比率のイメージ】



業務プロセス	各小売電気事業者・一般送配電事業者への仮請求額の通知
--------	----------------------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

各小売電気事業者・一般送配電事業者への仮請求額の通知

【通知単位】

- 算定した結果を事業者別に集計し、通知する

【通知タイミング】

- 11月末を目途に夏季ピーク実績を加味した金額算定後に実施

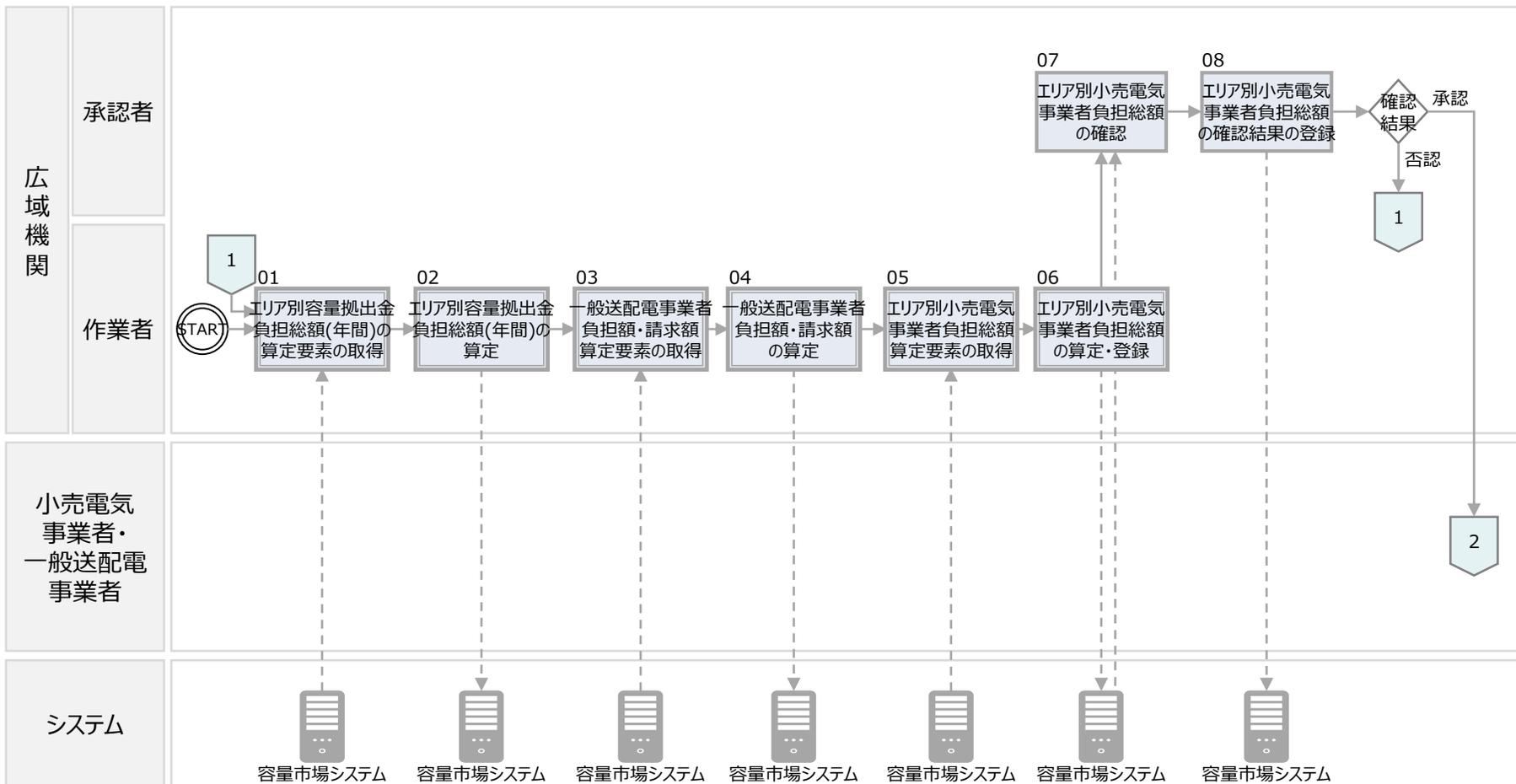
	実需給期間前												実需給後	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
マイルストーン								夏季ピーク 決定	算定結果 通知				冬季ピーク 決定	
容量拠出金請求に係る業務フロー				夏季ピーク期間				夏季ピーク実績を加味した金額の算定	冬季ピーク期間				冬季ピーク実績を加味した金額の算定	

【通知方法・通知内容】

対象事業者	通知方法	通知内容
小売電気事業者	システムを利用した電子媒体による通知 (紙媒体による通知は実施しない)	<ul style="list-style-type: none"> エリア別の小売電気事業者の負担総額(年額・月額・最終月額) 通知対象事業者のシェア比率(シェア補正前) ※小数点第3位を四捨五入した概算比率を通知 通知対象事業者の容量拠出金負担額(年額・月額・最終月額)
一般送配電事業者	システムを利用した電子媒体による通知 (紙媒体による通知は実施しない)	<ul style="list-style-type: none"> 通知対象事業者の容量拠出金負担額(年額・月額・最終月額)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

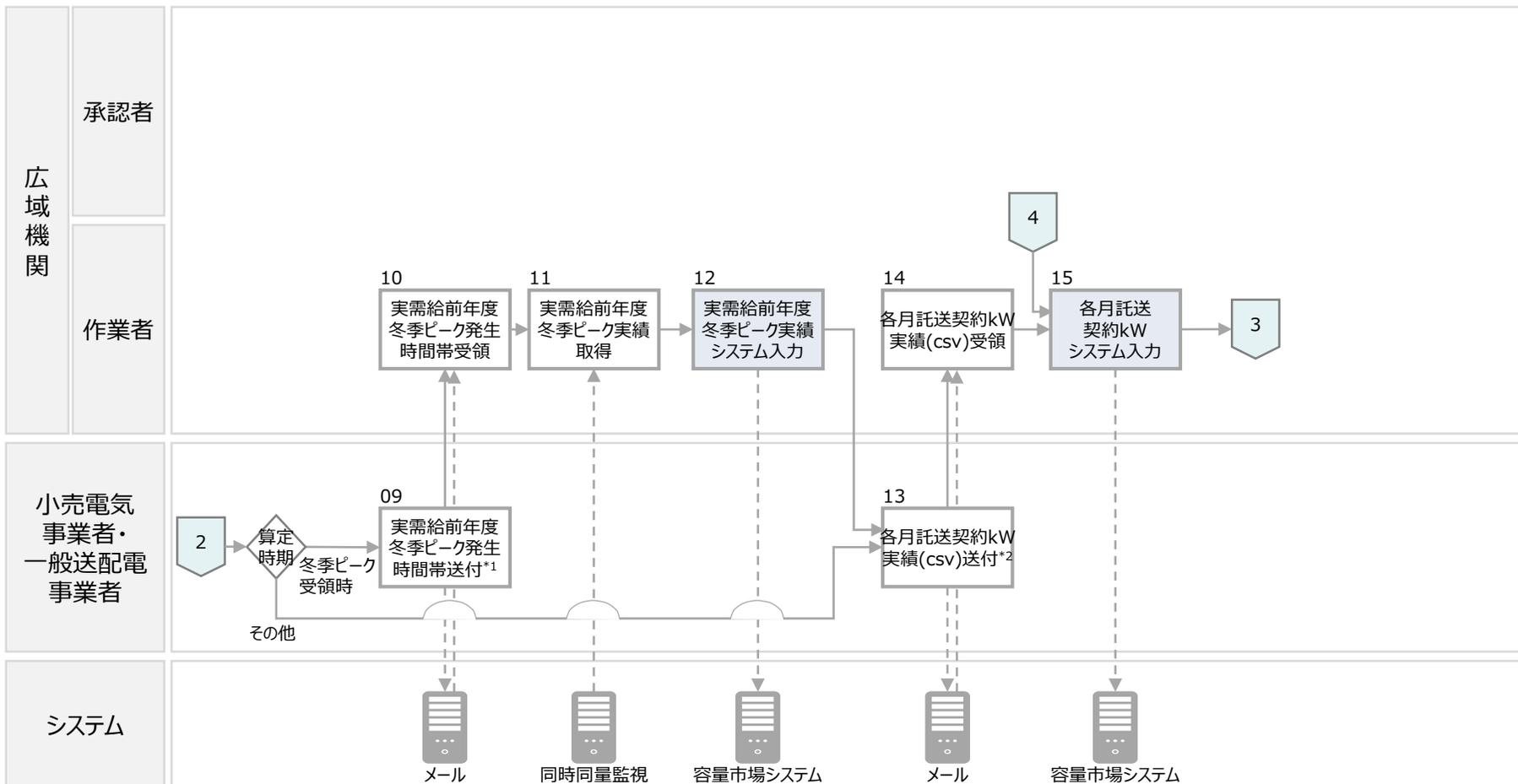
業務	算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(メインオークションのみ)	業務コード	BF413
業務内容	広域機関が容量拠出金の請求額をシェア変動を考慮して算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(メインオークションのみ)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(メインオークションのみ)	業務コード	BF413
業務内容	広域機関が容量拠出金の請求額をシェア変動を考慮して算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		

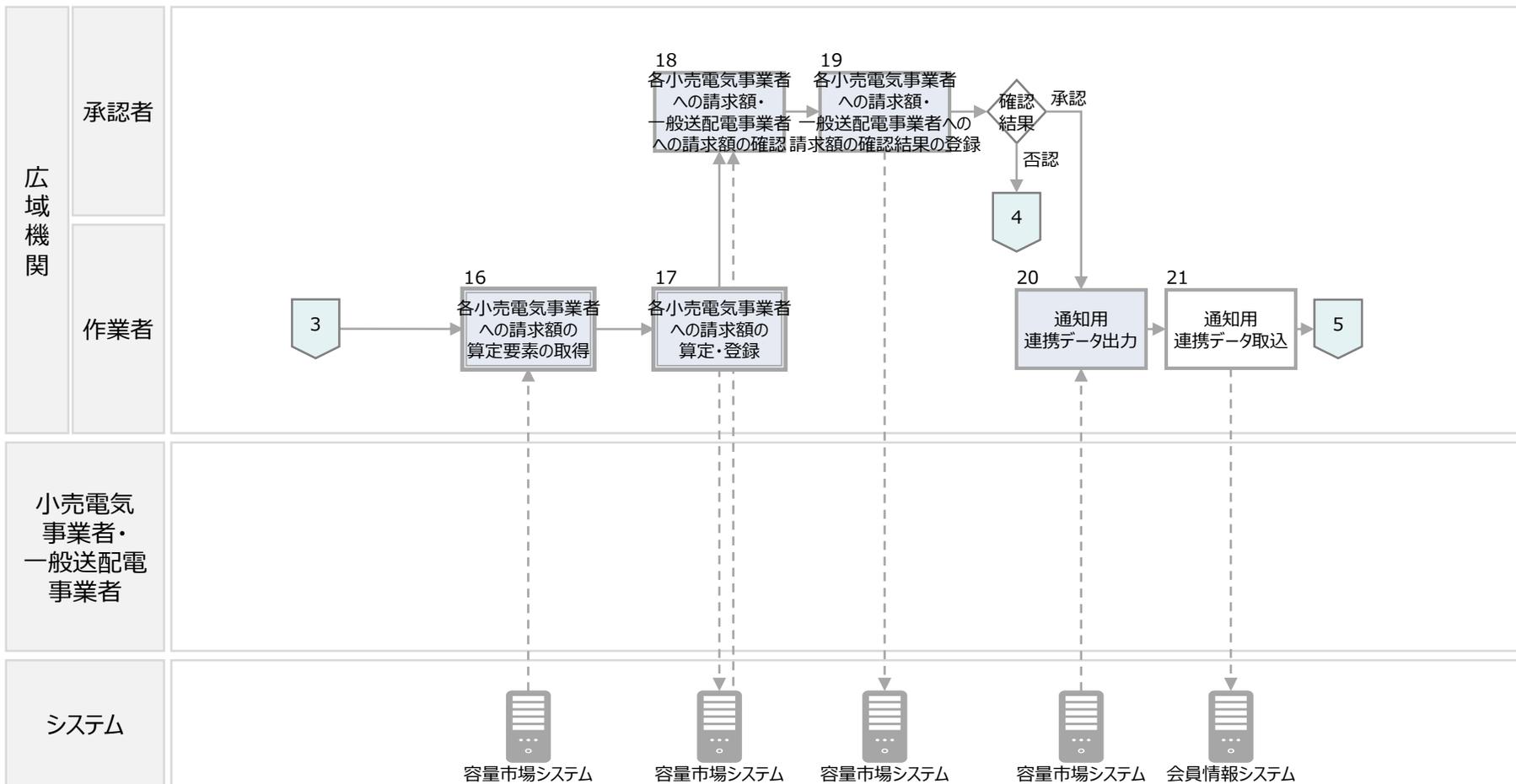


*1：7月までに冬季ピーク発生時間帯を送付予定

*2：一般送配電事業者が各月の託送契約電力kWについて対象月+2か月後を目途にメール(csv)にて送付予定

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

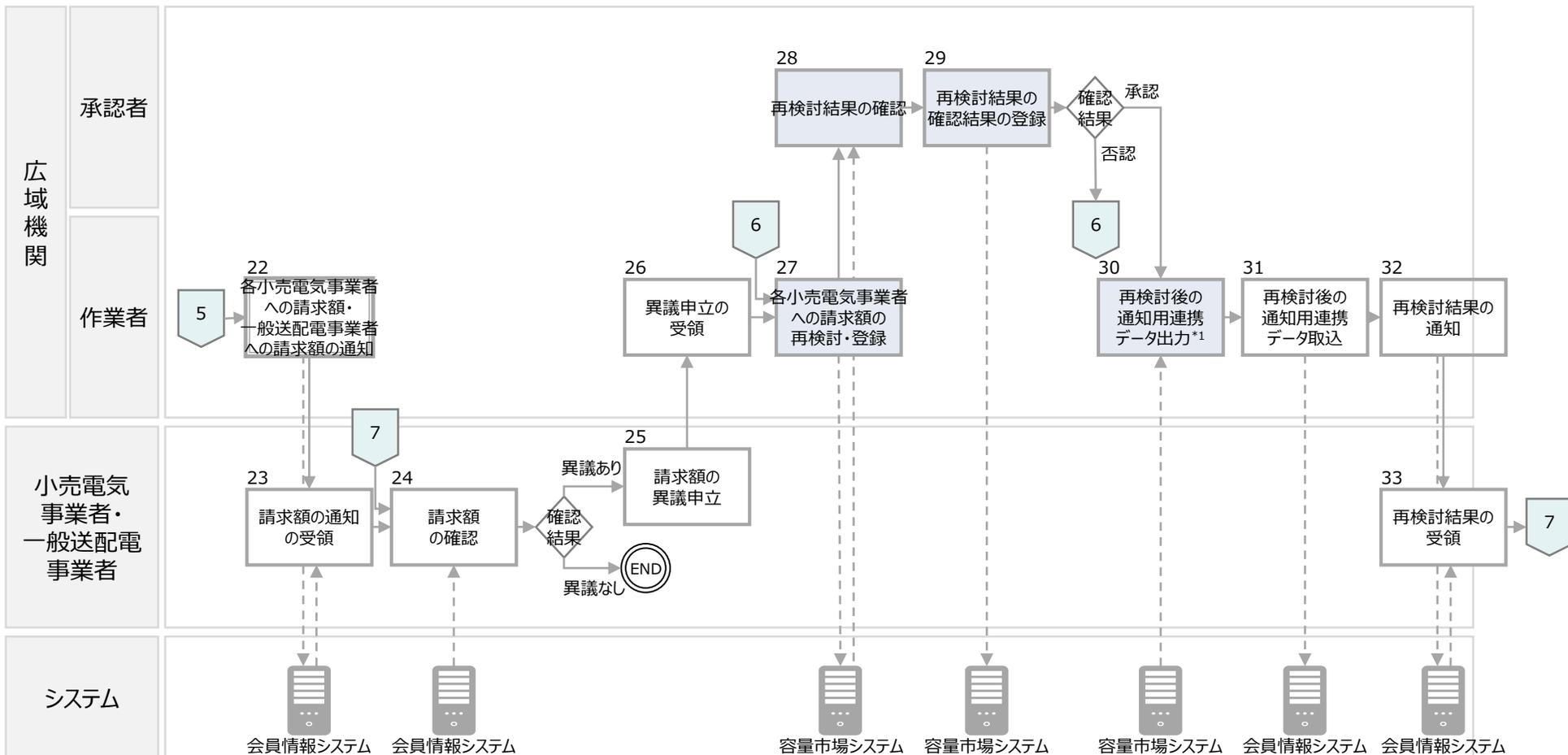
業務	算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(メインオークションのみ)	業務コード	BF413
業務内容	広域機関が容量拠出金の請求額をシェア変動を考慮して算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(メインオークションのみ)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(メインオークションのみ)	業務コード	BF413
業務内容	広域機関が容量拠出金の請求額をシェア変動を考慮して算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



*1：異議申立の結果、他事業者に影響する場合は当月もしくは翌月以降に精算

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(メインオークションのみ)

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関

詳細内容

エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(1/2)

実需給開始時点にエリア別の容量拠出金総額(年間)を算定し、確定する

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法	
I エリア別の容量拠出金総額(年間)の算定	エリア別の容量拠出金総額(共通分)の算定要素	a 約定総額	メインAXの約定量×メインAXの最安エリアプライス*1
		b H3需要比率	供給計画第5年度H3需要を用いたH3需要比率
	エリア別の容量拠出金変動要素*2	c 市場分断によるエリア追加負担額	メインオークションにおける追加約定したエリア別の約定量 × (当該エリアプライス - 最安エリアプライス)
		d マルチプライスによるエリア追加負担額	$\Sigma(\text{メインオークションにおけるエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源のエリア別の約定量} \times (\text{当該約定価格} - \text{当該エリアプライス}))$

算定式

$$\text{エリア別の容量拠出金総額(年間)} = \text{約定総額(a)} \times \text{H3需要比率(b)} + \text{市場分断によるエリア追加負担額(c)} + \text{マルチプライスによるエリア追加負担額(d)}$$

【注】

- ※1 市場分断なしの場合、算定要素(a)約定総額の計算方法にて「最安エリアプライス」を「全国約定価格」として計算する
- ※2 エリア別の容量拠出金の変動要素の(c)市場分断によるエリア追加負担額、(d)マルチプライスによるエリア追加負担額は、市場分断ありの場合に発生する。(d)マルチプライスによるエリア追加負担額はエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源がある場合に発生する

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関

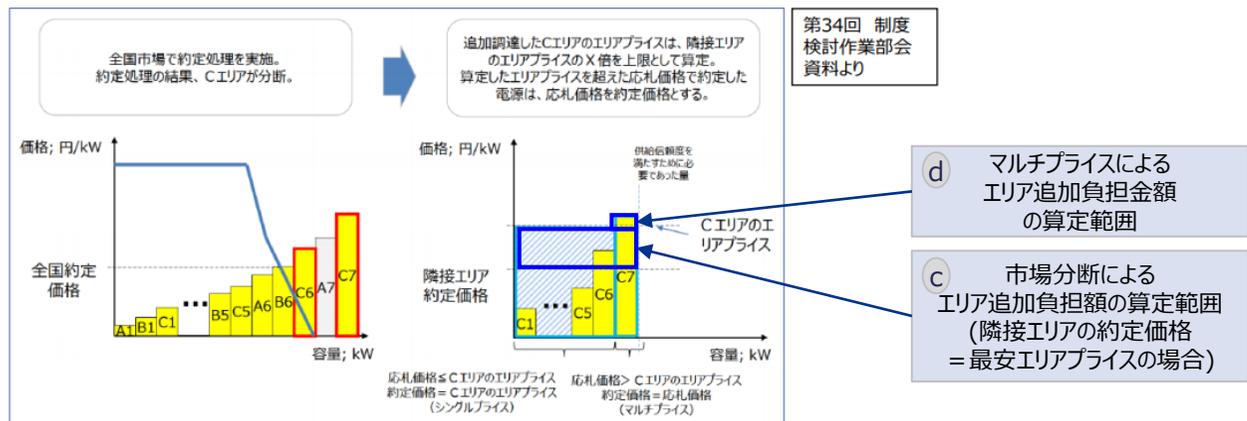
詳細内容

エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(2/2)

【マルチプライスの条件および追加負担金額の算定に係るイメージ】

- 市場分断時において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格とする

- 分断処理の結果、応札電源が全て落札されたエリア、または落札しなかった電源を応札した事業者が一部の独占状態となっているエリアについては、以下のとおり約定価格を決定する。
 - ① 当該エリアのエリアプライスが、隣接エリアのエリアプライスの1.5倍を超えている場合、当該エリアのエリアプライスは隣接エリアの1.5倍とする。
 - ② 当該エリアの落札電源において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを下回る電源については、当該エリアのエリアプライスを約定価格とする（シングルプライス）
 - ③ 当該エリアの落札電源において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格とする（マルチプライス）



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(メインオークションのみ)

業務プロセス	一般送配電事業者負担額・請求額算定要素の取得 一般送配電事業者負担額・請求額算定
--------	--

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

一般送配電事業者負担額・請求額算定要素の取得 一般送配電事業者負担額・請求額算定
 実需給開始時点にエリア別の一般送配電事業者の負担総額と請求額を算定し、確定する

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
Ⅱ エリア別の一般送配電事業者の負担額と請求額の算定	e 一般送配電事業者の負担金額	当該エリアプライス*1×メインオークションのH3需要× 一般送配電事業者負担割合*1*2

算定式

- ・一般送配電事業者への月別請求額(対象4月~2月)
 各月の請求額 = 一般送配電事業者の負担金額(e) ÷ 12カ月 ※12カ月で割った部分の小数点以下切り捨て
- ・一般送配電事業者への実需給年度最終対象月請求額(対象3月)
 最終月の請求額 = 一般送配電事業者の負担金額(e) - 既に請求した金額合計

【注】

- ・ ※1 市場分断なしの場合、算定要素(e)一般送配電事業者の負担金額の計算方法にて「当該エリアプライス」を「全国約定価格」として計算する
- ・ ※2 年度で任意の値 (%) を設定できるようにする (参考 2024年度：6%、2025年度：7%)
- ・ (e)一般送配電事業者の負担金額において小数点以下を四捨五入 or 切り捨て or 切り上げ(P)

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(メインオークションのみ)

業務プロセス	エリア別小売電気事業者負担総額算定要素の取得 エリア別小売電気事業者負担総額算定
--------	--

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

エリア別小売電気事業者負担総額算定要素の取得 エリア別小売電気事業者負担総額算定

実需給開始時点にエリア別の小売電気事業者の負担総額を算定し、確定する

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
Ⅲ エリア別の小売電気事業者の負担総額の算定	f 経過措置電源の控除額*1	$\Sigma(\text{経過措置対象電源の約定量} \times \{\text{最安エリアプライス} - (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \times \text{最安エリアプライス}\}) \times \text{当該エリアのH3需要比率} + \Sigma(\text{当該エリアの経過措置対象電源の約定量} \times \{(\text{当該エリアプライス} - \text{最安エリアプライス}) - (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \times (\text{当該エリアプライス} - \text{最安エリアプライス})\}) + \Sigma(\text{当該エリアのマルチプライスの経過措置対象電源の約定量} \times \{(\text{当該約定価格} - \text{当該エリアプライス}) - (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \times (\text{当該約定価格} - \text{当該エリアプライス})\})^{*2 *3 *4}$

算定式

$$\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額(Ⅲ)} = \text{エリア別の容量拠出金総額(Ⅰ)} - \text{一般送配電事業者の負担金額(Ⅱ)} - \text{経過措置電源の控除額(f)}$$

【注】

- ※1 経過措置対象電源がない場合は(f)経過措置対象電源の控除額は発生しない
- ※2 市場分断なしの場合、算定要素(f)経過措置対象電源の控除額の計算方法にて「エリアプライス」、「最安エリアプライス」、「当該約定価格」を「全国約定価格」として計算する
- ※3 2024年向けとして「経過措置控除容量[kW](経過措置対象電源の約定量×控除率)」を計算した結果、小数点以下を切り捨てる
- ※4 経過措置の控除率は、2024年度は「電源等の経過年数に応じた控除」のみ、2025年度以降は「電源等の経過年数に応じた控除」と「入札価格に応じた控除」に変更となる予定
2025年度以降の詳細は、制度検討作業部会資料
“https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/index.html”を参照

【端数調整】

- エリア別の小売電気事業者の負担総額について、整数化が必要なため、小数点以下は四捨五入を行うこととし、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整する

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(メインオークションのみ)

業務プロセス 各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録

関連アクター 広域機関

詳細内容

各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録(1/4)

各小売電気事業者への請求額の算定はシェア変動考慮後の配分比率に基づき、毎月対象月N+2カ月後に実施

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
IV 各小売電気事業者への請求額の算定	g シェア変動考慮後のkW(推定)の配分比率	シェア変動考慮後のkW(推定) = 年間ピーク時のkW実績 × (シェア変動後の託送契約電力kW実績 / 年間ピーク時の託送契約電力kW実績) シェア変動考慮後の配分比率 = シェア変動考慮後のkW / 当該エリアでのシェア変動考慮後のkWの合計 ※詳細は後続頁参照

算定式

・各小売電気事業者への月別請求額(対象4月~2月)

各小売電気事業者への各月の請求額(IV) = エリア別の小売電気事業者の負担総額(Ⅲ) ÷ 12カ月 × シェア変動考慮後の配分比率(g) ※12カ月で割った部分の小数点以下切り捨て

・各小売電気事業者への実需給年度最終対象月請求額(対象3月)

各小売電気事業者への最終月の請求額(IV) = (エリア別の小売電気事業者の負担総額(Ⅲ) - エリア内の小売電気事業者に既に請求した金額合計) × シェア変動考慮後の配分比率(g)

【端数調整】

- 各小売電気事業者の請求額について、整数化が必要のため、小数点以下は四捨五入を行うこととし、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整する

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(メインオークションのみ)

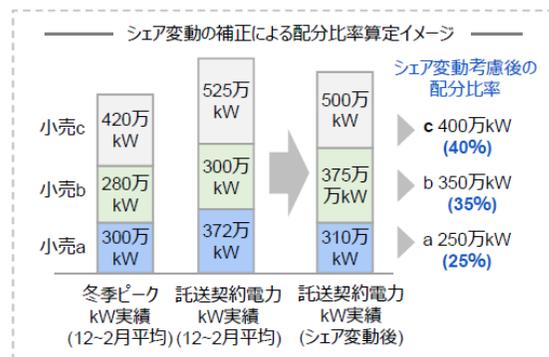
業務プロセス	各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録
関連アクター	広域機関
詳細内容	

各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録(2/4)

【シェア変動考慮後の配分比率】 ※定款55条の2に基づき一般送配電事業者又は小売電気事業者に必要な情報の提出を求める

- 「実需給年の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味する」とは、実需給年度にシェア変動があった場合、託送契約電力のシェア変動で補正を行うことにより、シェア変動を小売各社への容量拠出金の請求額に反映することを指します。
- シェア変動考慮後の配分比率は以下の式によって算定されます。
 - シェア変動考慮後のkW(推定) = 年間ピーク時のkW実績 × $\frac{\text{シェア変動後の託送契約電力kW実績}}{\text{年間ピーク時の託送契約電力kW実績}}$
 - シェア変動考慮後の配分比率 = $\frac{\text{シェア変動考慮後のkW}}{\text{当該エリアでのシェア変動考慮後のkWの合計}}$

小売電気事業者に対する容量拠出金の配分比率・請求額算定の考え方



(参考)シェア変動考慮後の配分比率の算定方法

- 小売aのシェア変動考慮後のkW
 $300万kW \times 310万kW \div 372万kW = 250万kW$
- 小売aのシェア変動考慮後の配分比率
 $250万kW \div (250万kW + 350万kW + 400万kW) = 0.25 \rightarrow 25\%$

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(メインオークションのみ)

業務プロセス 各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録

関連アクター 広域機関

詳細内容

各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録(3/4)

【期中の新規参入事業者と撤退した事業者に対する請求額算定方法】(P)

$$\text{当該月のエリアシェアkW} = \text{エリアH1発生時平均1時間kW} \times \frac{\text{実需給期間の当該月の託送契約電力kW}}{\text{前年度の当該月の託送契約電力kW}}$$

<計算例>

事業者名	区分	前年度 エリアH1需要発生時 平均需要kW	前年度 X月託送契約 電力kW	当該年度 X月託送契約 電力kW	当該年度 X月エリアシェアkW	
A	-	2,000	2,500	2,000	1,600	① エリアシェアの合計を託送契約電力の比率で算出 エリア計 = $4,250 \times 5,000 \div 5,500$ $\approx 3,863\text{kW}$
B	-	1,500	2,000	2,000	1,500	
C	撤退	750	1,000	0	0	② 新規分の合計を差分で算出 合計 = $3,863 - (1,600 + 1,500)$ $= 763\text{kW}$
D	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	700	②763 ③534	
E	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	300		③229
合計		4,250	5,500	5,000	① 3,863	

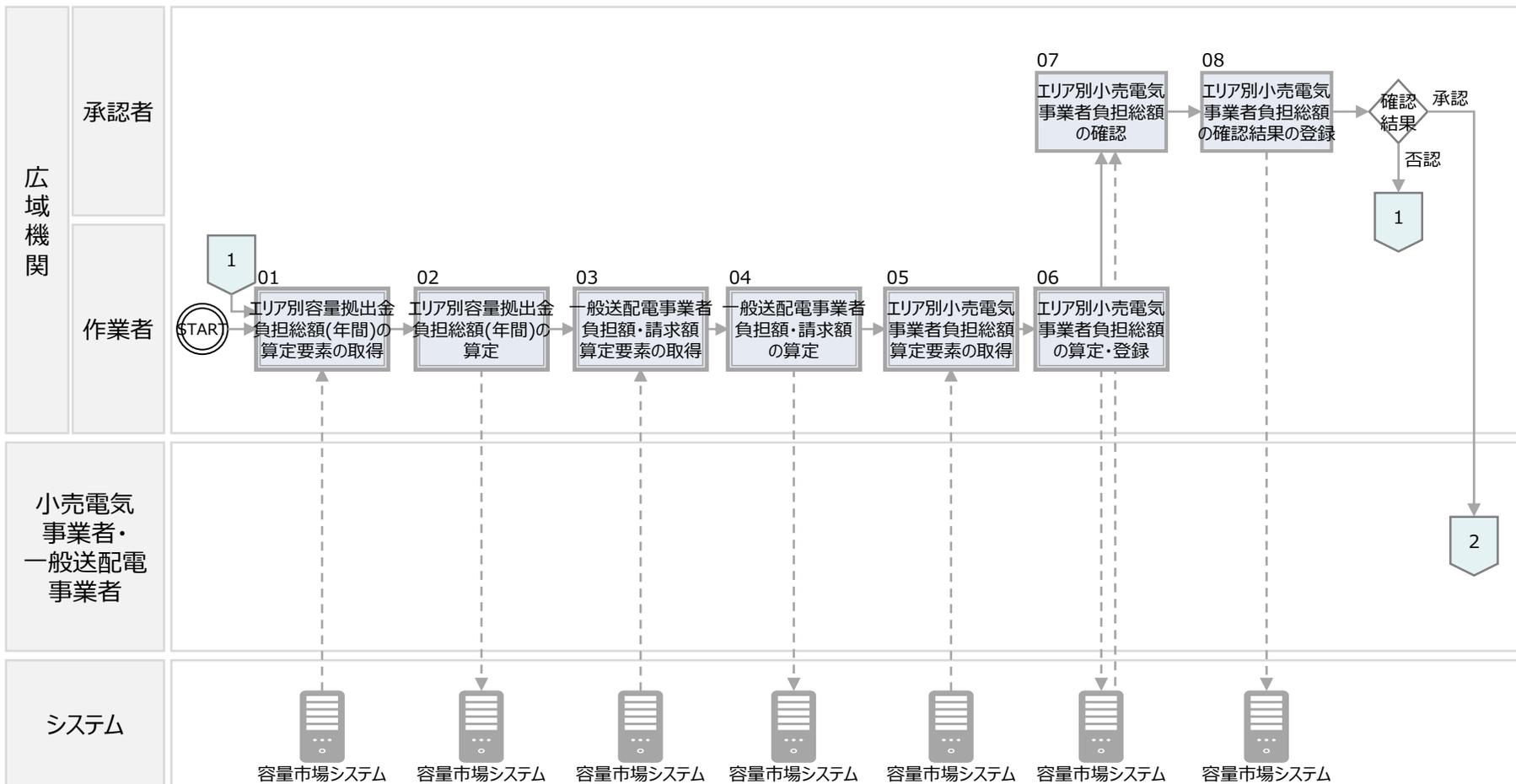
※前年度エリアH1需要発生時平均需要kWがゼロの事業者の扱いについて対応検討中(P)

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(メインオークションのみ)

業務プロセス	各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録
関連アクター	広域機関
詳細内容	<p><u>各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録(4/4)</u></p> <p>【対象月から請求までに小売電気事業者が脱退した場合】</p> <ul style="list-style-type: none">小売電気事業者が対象月から請求までの期間に脱退した場合、当該事業者の対象月の実績データも含めて算定は実施するも、請求月に脱退しており請求先がない場合、回収が不可能となる。当該請求明細に対しては「残高管理-期日到来未回収状況の確認」において、「未回収」としてステータス管理を実施する。なお、未回収となった金額については、年次精算のタイミングで、他の小売電気事業者に対し、未回収分の追加請求を実施することで調整する(P)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

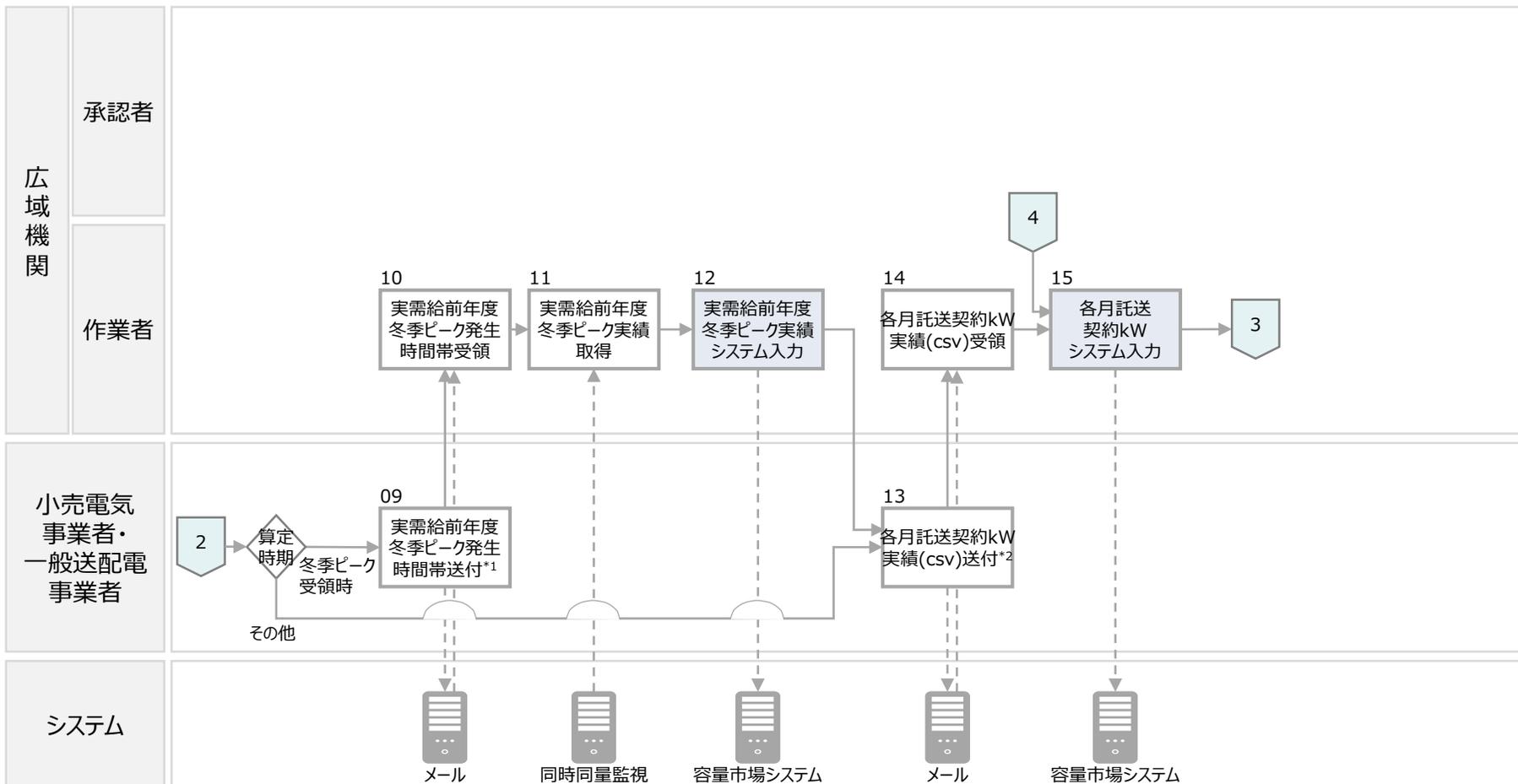
業務	算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)	業務コード	BF414
業務内容	広域機関が容量拠出金の請求額をシェア変動を考慮して算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)	業務コード	BF414
業務内容	広域機関が容量拠出金の請求額をシェア変動を考慮して算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		

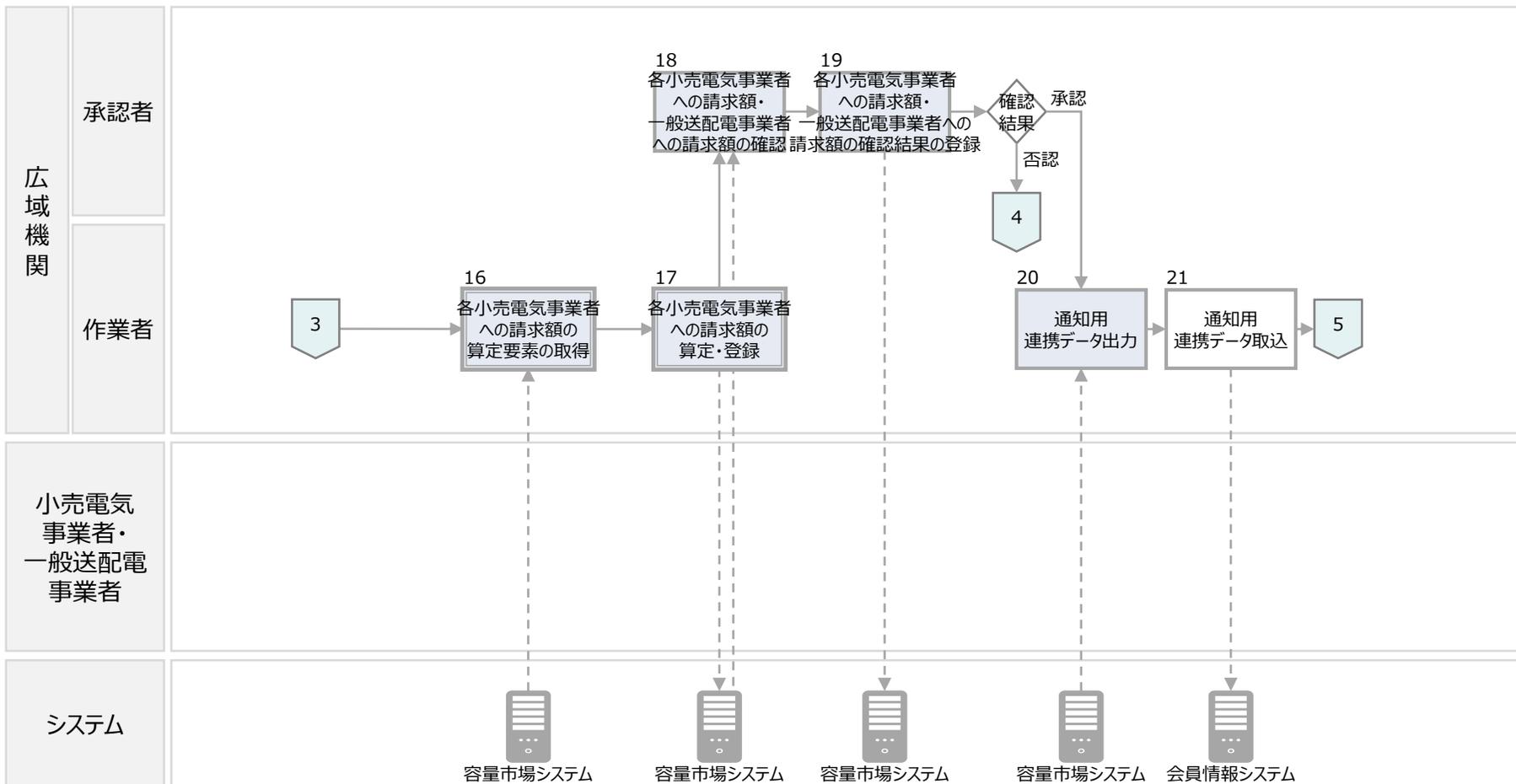


*1：7月までに冬季ピーク発生時間帯を送付予定

*2：一般送配電事業者が各月の託送契約電力kWについて対象月+2か月後を目途にメール(csv)にて送付予定

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

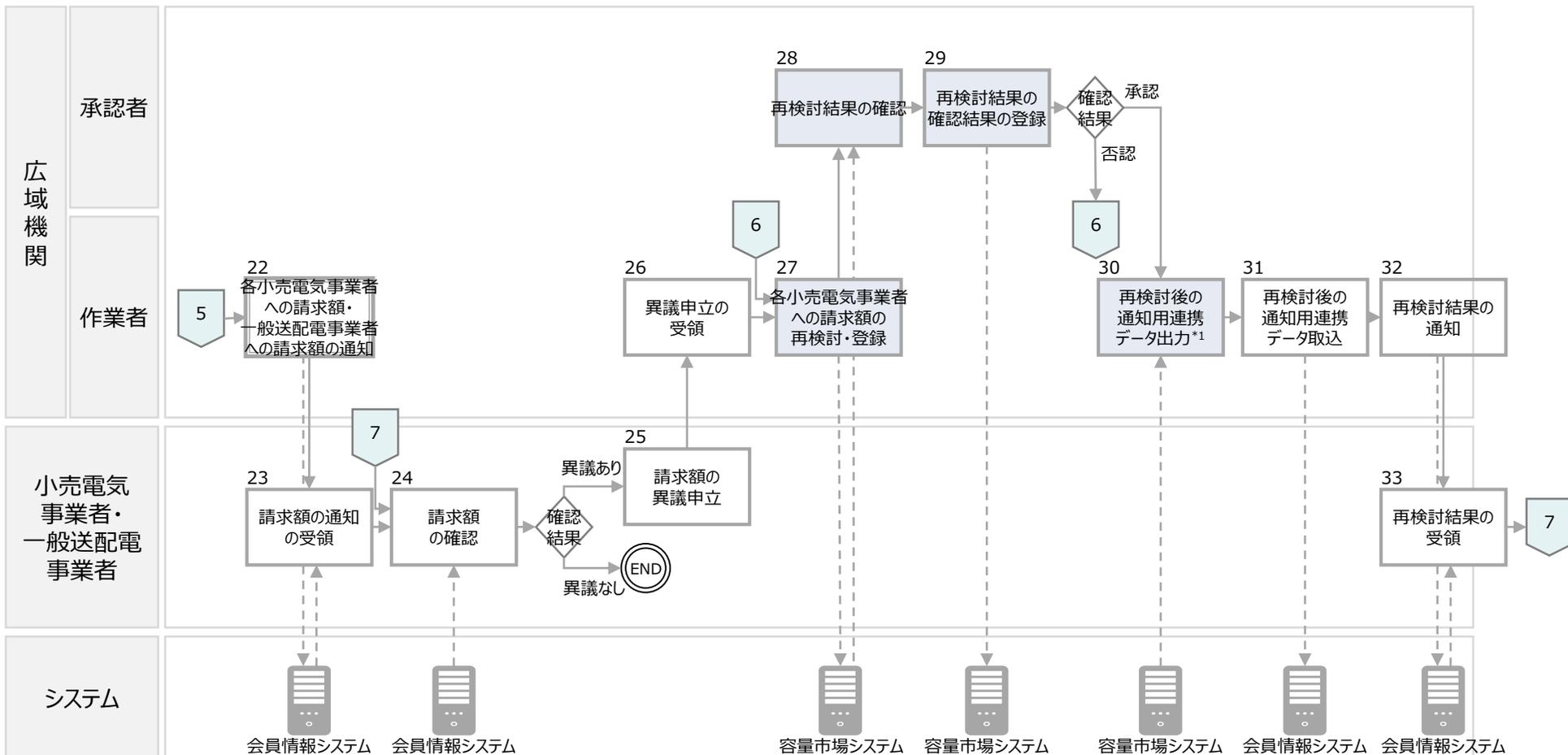
業務	算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)	業務コード	BF414
業務内容	広域機関が容量拠出金の請求額をシェア変動を考慮して算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)	業務コード	BF414
業務内容	広域機関が容量拠出金の請求額をシェア変動を考慮して算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



*1：異議申立の結果、他事業者に影響する場合は当月もしくは翌月以降に精算

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関

詳細内容

エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(1/3)

実需給開始時点にエリア別の容量拠出金総額(年間)を算定し、確定する

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法	
I エリア別の 容量拠出金総額(年 間)の算定	メインオークションの エリア別の容量拠出金 総額(共通分)の 算定要素	a 約定総額	メインオークションの約定量×メインオークションの最安エリアプライス*1
		b H3需要比率	供給計画第5年度H3需要を用いたH3需要比率*2
	メインオークションの エリア別の容量拠出金 変動要素*3	c 市場分断による エリア追加負担額	メインオークションの追加約定したエリア別の約定量 × (当該エリアプライス - 最安エ リアプライス)
		d マルチプライスによる エリア追加負担額	$\Sigma(\text{メインオークションのエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源のエリア別の約定量} \times (\text{約定価格}-\text{当該エリアプライス}))$
	調達オークションの エリア別の容量拠出金 総額(共通分)の 算定要素	a' 約定総額	調達オークションの約定量×調達オークションの最安エリアプライス)*1
		b' H3需要比率	供給計画第2年度H3需要を用いたH3需要比率*4
	調達オークションの エリア別の容量拠出金 変動要素*5	c' 市場分断による エリア追加負担額	調達オークションの追加約定したエリア別の約定量 × (当該エリアプライス - 最安エ リアプライス)
		d' マルチプライスによる エリア追加負担額	$\Sigma(\text{調達オークションのエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源のエリア別の約定量} \times (\text{約定価格}-\text{当該エリアプライス}))$

算定式

エリア別の容量拠出金総額(年間) = メインオークションの(約定総額(a)×H3需要比率(b) + 市場分断によるエリア追加負担額(c) + マルチプライスによるエリア追加負担額(d)) + 調達オークションの(約定総額(a')×H3需要比率(b') + 市場分断によるエリア追加負担額(c') + マルチプライスによるエリア追加負担額(d'))

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関
詳細内容	
エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(2/3)	
【注】	
<ul style="list-style-type: none">※1 市場分断なしの場合、算定要素(a)メインオークションの約定総額、(a')調達オークションの約定総額の計算方法にて「最安エリアプライス」を「全国約定価格」として計算する※2 メインオークション開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度(第5年度)のH3需要比率※3 メインオークションのエリア別の容量拠出金の変動要素の(c)市場分断によるエリア追加負担額、(d)マルチプライスによるエリア追加負担額は市場分断ありの場合のみ発生する。(d)マルチプライスによるエリア追加負担額はエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源がある場合に発生する※4 調達オークション開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度(第2年度)のH3需要比率※5 調達オークションのエリア別の容量拠出金の変動要素の(c')市場分断によるエリア追加負担額、(d')マルチプライスによるエリア追加負担額は市場分断ありの場合のみ発生する。(d')マルチプライスによるエリア追加負担額はエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源がある場合に発生する	

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関

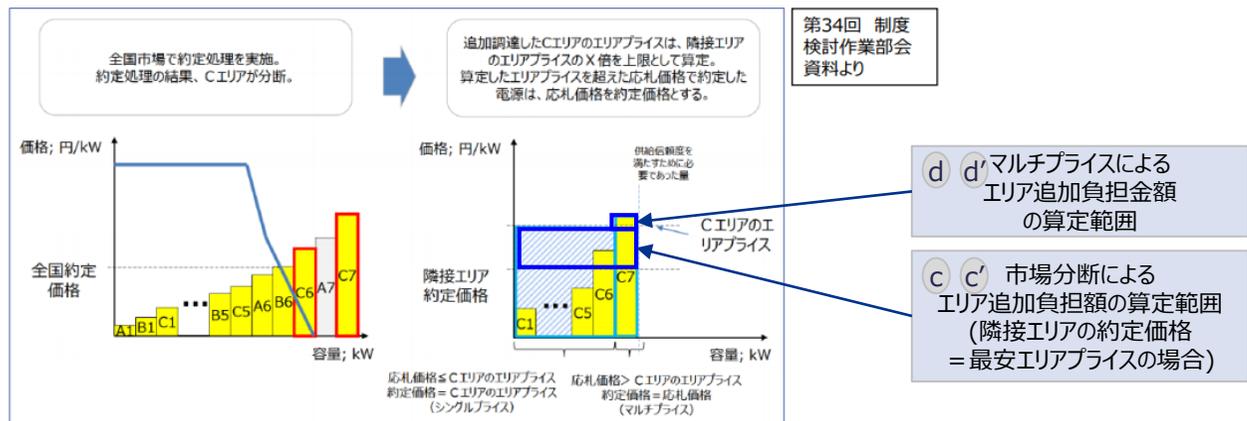
詳細内容

エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(3/3)

【マルチプライスの条件および追加負担金額の算定に係るイメージ】

- 市場分断時において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格とする

- 分断処理の結果、応札電源が全て落札されたエリア、または落札しなかった電源を応札した事業者が一部の独占状態となっているエリアについては、以下のとおり約定価格を決定する。
 - ① 当該エリアのエリアプライスが、隣接エリアのエリアプライスの1.5倍を超えている場合、当該エリアのエリアプライスは隣接エリアの1.5倍とする。
 - ② 当該エリアの落札電源において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを下回る電源については、当該エリアのエリアプライスを約定価格とする（シングルプライス）
 - ③ 当該エリアの落札電源において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格とする（マルチプライス）



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)

業務プロセス	一般送配電事業者負担額・請求額算定要素の取得 一般送配電事業者負担額・請求額算定
--------	--

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

一般送配電事業者負担額・請求額算定要素の取得 一般送配電事業者負担額・請求額算定
 実需給開始時点にエリア別の一般送配電事業者の負担総額と請求額を算定し、確定する

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
II エリア別の一般送配電事業者の負担額と請求額の算定	e 一般送配電事業者の負担金額	<p>【供給計画第5年度H3需要 ≤ 供給計画第2年度H3需要 の場合】 供給計画第5年度(メインオークションの)H3需要×メインオークションのエリアプライス×6%+(供給計画第2年度H3需要-供給計画第5年度H3需要)×調達オークションのエリアプライス× × 一般送配電事業者負担割合^{*1*2}</p> <p>【供給計画第5年度H3需要 > 供給計画第2年度H3需要 の場合】 供給計画第2年度(調達オークションの)H3需要×メインオークションのエリアプライス× × 一般送配電事業者負担割合^{*1*2}</p>

算定式

・一般送配電事業者への月別請求額(対象4月~2月)
 各月の請求額 = 一般送配電事業者の負担金額(e) ÷ 12カ月 ※12カ月で割った部分の小数点以下切り捨て

・一般送配電事業者への実需給年度最終対象月請求額(対象3月)
 最終月の請求額 = 一般送配電事業者の負担金額(e) - 既に請求した金額合計

【注】

- ※1 市場分断なしの場合、算定要素(e)一般送配電事業者の負担金額の計算方法にて「当該エリアプライス」を「全国約定価格」として計算する
- (e)一般送配電事業者の負担金額において小数点以下を四捨五入 or 切り捨て or 切り上げ(P)

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)

業務プロセス	エリア別小売電気事業者負担総額算定要素の取得 エリア別小売電気事業者負担総額算定
--------	--

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

エリア別小売電気事業者負担総額算定要素の取得 エリア別小売電気事業者負担総額の算定

実需給開始時点にエリア別の小売電気事業者の負担総額を算定し、確定する

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
Ⅲ エリア別の小売電気事業者の負担総額の算定	f 経過措置電源の控除額*1	(メインオークションのΣ(経過措置対象電源の約定量×{最安エリアプライス - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)×入札内容に応じた控除額係数×最安エリアプライス}) ×当該エリアのH3需要比率 + Σ(当該エリアの経過措置対象電源の約定量×{(当該エリアプライス-最安エリアプライス) - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)×入札内容に応じた控除額係数×(当該エリアプライス-最安エリアプライス)}) + Σ(当該エリアのマルチプライスの経過措置対象電源の約定量×{(当該約定価格-当該エリアプライス) - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)×入札内容に応じた控除額係数×(当該約定価格-当該エリアプライス)}) + (調達オークションのΣ(経過措置対象電源の約定量×{最安エリアプライス - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)×入札内容に応じた控除額係数×最安エリアプライス}) ×当該エリアのH3需要比率 + Σ(当該エリアの経過措置対象電源の約定量×{(当該エリアプライス-最安エリアプライス) - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)×入札内容に応じた控除額係数×(当該エリアプライス-最安エリアプライス)}) + Σ(当該エリアのマルチプライスの経過措置対象電源の約定量×{(当該約定価格-当該エリアプライス) - (1-電源等の経過年数に応じた控除率)×入札内容に応じた控除額係数×(当該約定価格-当該エリアプライス)}) *2 *3

算定式

$$\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額(Ⅲ)} = \text{エリア別の容量拠出金総額(Ⅰ)} - \text{一般送配電事業者の負担金額(Ⅱ)} - \text{経過措置電源の控除額(f)}$$

- 【注】
- ※1 経過措置対象電源がない場合は(f)経過措置対象電源の控除額は発生しない
 - ※2 市場分断なしの場合、算定要素(f)経過措置対象電源の控除額の計算方法にて「エリアプライス」、「最安エリアプライス」、「当該約定価格」を「全国約定価格」として計算する
 - ※3 2024年向けとして「経過措置控除容量[kW](経過措置対象電源の約定量×控除率)」を計算した結果、小数点以下を切り捨てる
- 【端数調整】
- エリア別の小売電気事業者の負担総額について、整数化が必要なため、小数点以下は四捨五入を行うこととし、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整する

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)

業務プロセス 各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録

関連アクター 広域機関

詳細内容

各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録(1/4)
 各小売電気事業者への請求額の算定はシェア変動考慮後の配分比率に基づき、毎月対象月N+2カ月後に実施

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
IV 各小売電気事業者への請求額の算定	g シェア変動考慮後のkW(推定)の配分比率	シェア変動考慮後のkW(推定) = 年間ピーク時のkW実績 × (シェア変動後の託送契約電力kW実績 / 年間ピーク時の託送契約電力kW実績) シェア変動考慮後の配分比率 = シェア変動考慮後のkW / 当該エリアでのシェア変動考慮後のkWの合計 ※詳細は後続頁参照

算定式

・各小売電気事業者への月別請求額(対象4月~2月)
 各小売電気事業者への各月の請求額(IV) = エリア別の小売電気事業者の負担総額(Ⅲ) ÷ 12カ月 × シェア変動考慮後の配分比率(g) ※12カ月で割った部分の小数点以下切り捨て

・各小売電気事業者への実需給年度最終対象月請求額(対象3月)
 各小売電気事業者への最終月の請求額(IV) = (エリア別の小売電気事業者の負担総額(Ⅲ) - エリア内の小売電気事業者に既に請求した金額合計) × シェア変動考慮後の配分比率(g)

【端数調整】

- 各小売電気事業者の請求額について、整数化が必要なため、小数点以下は四捨五入を行うこととし、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整する

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)

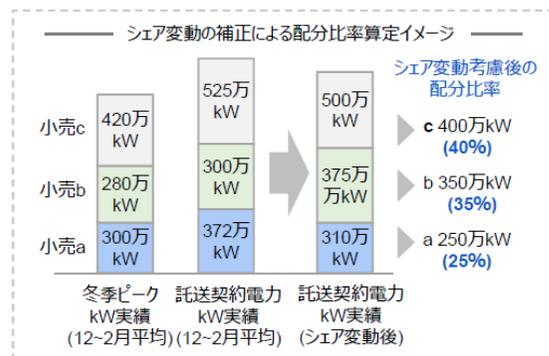
業務プロセス	各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録
関連アクター	広域機関
詳細内容	

各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録(2/4)

【シェア変動考慮後の配分比率】 ※定款55条の2に基づき一般送配電事業者又は小売電気事業者に必要な情報の提出を求める

- 「実需給年の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味する」とは、実需給年度にシェア変動があった場合、託送契約電力のシェア変動で補正を行うことにより、シェア変動を小売各社への容量拠出金の請求額に反映することを指します。
- シェア変動考慮後の配分比率は以下の式によって算定されます。
 - シェア変動考慮後のkW(推定) = 年間ピーク時のkW実績 × $\frac{\text{シェア変動後の託送契約電力kW実績}}{\text{年間ピーク時の託送契約電力kW実績}}$
 - シェア変動考慮後の配分比率 = $\frac{\text{シェア変動考慮後のkW}}{\text{当該エリアでのシェア変動考慮後のkWの合計}}$

小売電気事業者に対する容量拠出金の配分比率・請求額算定の考え方



(参考)シェア変動考慮後の配分比率の算定方法

- 小売aのシェア変動考慮後のkW
 $300\text{万kW} \times 310\text{万kW} \div 372\text{万kW} = 250\text{万kW}$
- 小売aのシェア変動考慮後の配分比率
 $250\text{万kW} \div (250\text{万kW} + 350\text{万kW} + 400\text{万kW}) = 0.25 \rightarrow 25\%$

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)

業務プロセス	各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録
--------	---

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録(3/4)

【期中の新規参入事業者と撤退した事業者に対する請求額算定方法】(P)

$$\text{当該月のエリアシェアkW} = \text{エリアH1発生時平均1時間kW} \times \frac{\text{実需給期間の当該月の託送契約電力kW}}{\text{前年度の当該月の託送契約電力kW}}$$

<計算例>

事業者名	区分	前年度 エリアH1需要発生時 平均需要kW	前年度 X月託送契約 電力kW	当該年度 X月託送契約 電力kW	当該年度 X月エリアシェアkW	
A	-	2,000	2,500	2,000	1,600	① エリアシェアの合計を託送契約電力の比率で算出 エリア計 = $4,250 \times 5,000 \div 5,500$ ≒ 3,863kW
B	-	1,500	2,000	2,000	1,500	
C	撤退	750	1,000	0	0	② 新規分の合計を差分で算出 合計 = $3,863 - (1,600 + 1,500)$ = 763kW
D	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	700	②763 ③534	
E	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	300		③229
合計		4,250	5,500	5,000	① 3,863	

※前年度エリアH1需要発生時平均需要kWがゼロの事業者の扱いについて対応検討中(P)

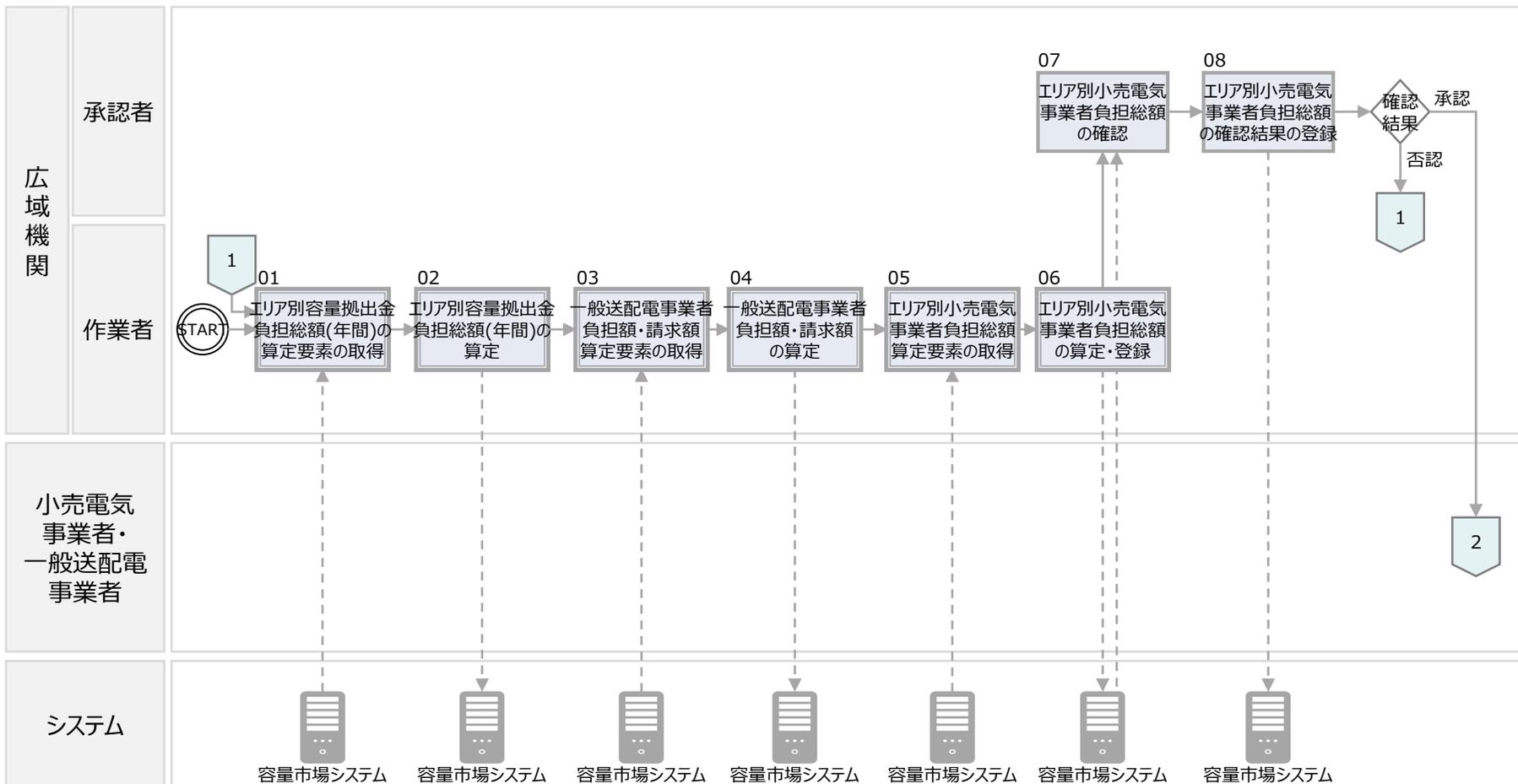
容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)

業務プロセス	各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録
関連アクター	広域機関
詳細内容	<p><u>各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録(4/4)</u></p> <p>【対象月から請求までに小売電気事業者が脱退した場合】</p> <ul style="list-style-type: none">小売電気事業者が対象月から請求までの期間に脱退した場合、当該事業者の対象月の実績データも含めて算定は実施するも、請求月に脱退しており請求先がない場合、回収が不可能となる。当該請求明細に対しては「残高管理-期日到来未回収状況の確認」において、「未回収」としてステータス管理を実施する。なお、未回収となった金額については、年次精算のタイミングで、他の小売電気事業者に対し、未回収分の追加請求を実施することで調整する(P)

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

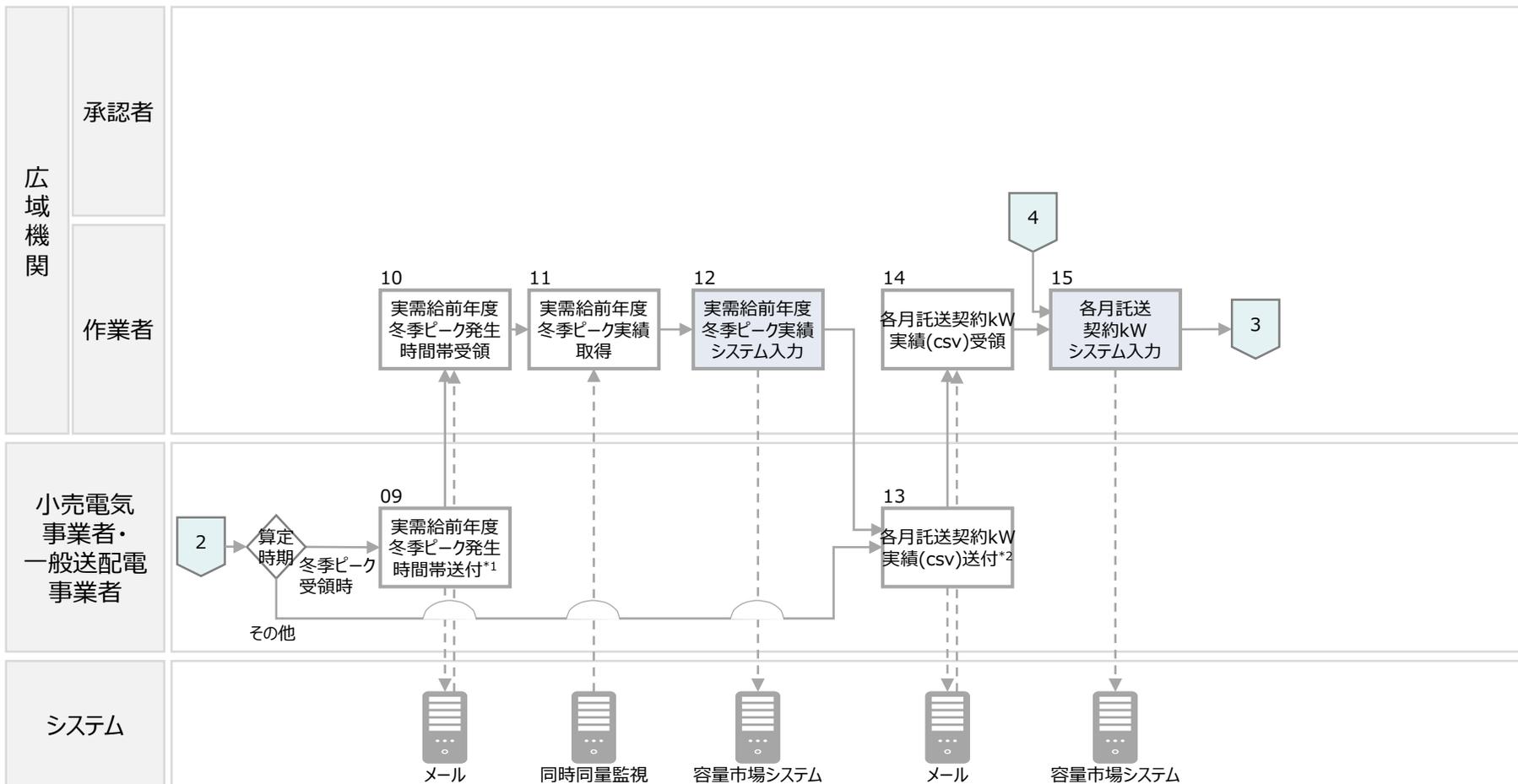
業務	算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)	業務コード	BF415
業務内容	広域機関が容量拠出金の請求額をシェア変動を考慮して算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)	業務コード	BF415
業務内容	広域機関が容量拠出金の請求額をシェア変動を考慮して算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



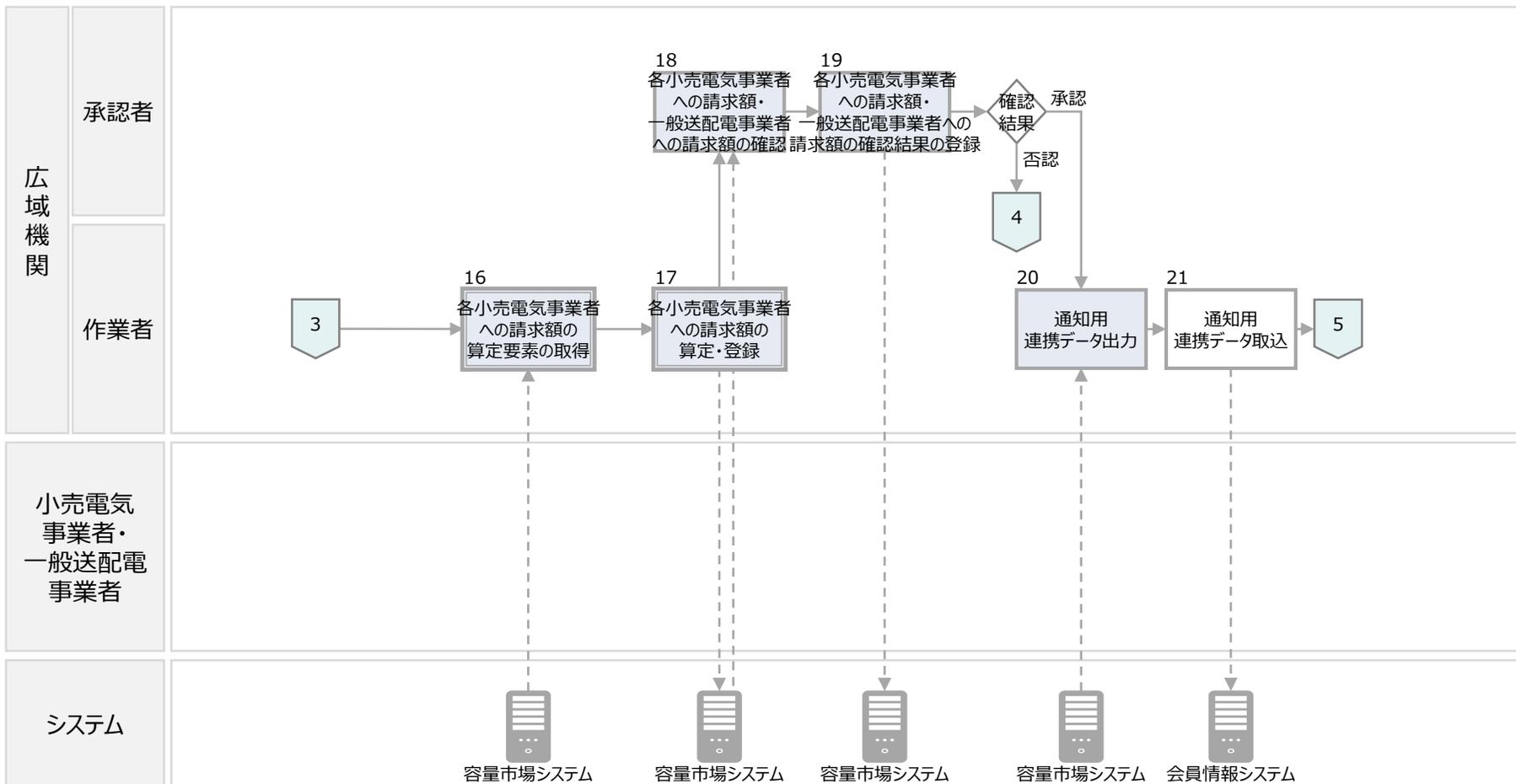
*1：7月までに冬季ピーク発生時間帯を送付予定

*2：一般送配電事業者が各月の託送契約電力kWについて対象月+2か月後を目途にメール(csv)にて送付予定

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

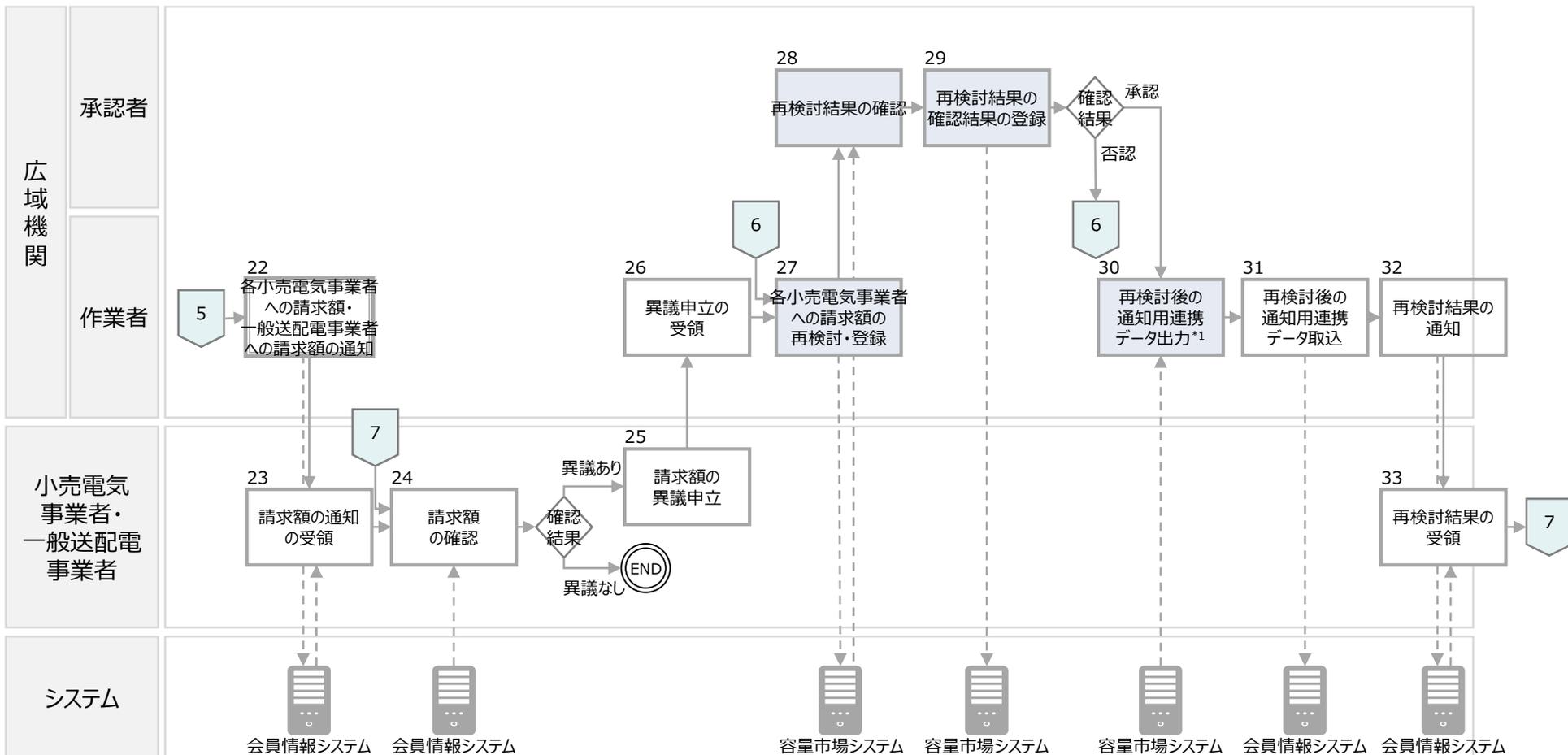
業務	算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)	業務コード	BF415
業務内容	広域機関が容量拠出金の請求額をシェア変動を考慮して算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)	業務コード	BF415
業務内容	広域機関が容量拠出金の請求額をシェア変動を考慮して算定し、小売電気事業者・一般送配電事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



*1：異議申立の結果、他事業者に影響する場合は当月もしくは翌月以降に精算

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関

詳細内容

エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(1/3)

実需給開始時点にエリア別の容量拠出金総額(年間)を算定し、確定する

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法	
I エリア別の 容量拠出金総額(年 間)の算定	メインオークションの エリア別の容量拠出金 総額(共通分)の 算定要素	a 約定総額	メインオークションの約定量×メインオークションの最安エリアプライス*1
		b H3需要比率	供給計画第5年度H3需要を用いたH3需要比率*2
	メインオークションの エリア別の容量拠出金 変動要素*3	c 市場分断による エリア追加負担額	メインオークションの追加約定したエリア別の約定量 × (当該エリアプライス - 最安 エリアプライス)
		d マルチプライスによる エリア追加負担額	$\Sigma(\text{メインオークションのエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源のエリア別の約定量} \times (\text{約定価格}-\text{当該エリアプライス}))$
	リリースオークションの エリア別の容量拠出金 総額(共通分)の 算定要素	a' 約定総額	リリースオークションの約定量×リリースオークションの最安エリアプライス*1
		b' H3需要比率	供給計画第2年度H3需要を用いたH3需要比率*4
	リリースオークションの エリア別の容量拠出金 変動要素*5	c' エリア追加 リリース額	リリースオークションの追加約定したエリア別の約定量 × (当該エリアプライス - 最安 エリアプライス)
		d' マルチプライスによる エリア追加リリース額	$\Sigma(\text{リリースオークションのエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源のエリア別の約定量} \times (\text{約定価格}-\text{当該エリアプライス}))$

算定式

エリア別の容量拠出金総額(年間) = (メインオークションの(約定総額(a)×H3需要比率(b) + 市場分断によるエリア追加負担額(c) + マルチプライスによるエリア追加負担額(d))) - (リリースオークションの(約定総額(a')×H3需要比率(b') + エリア追加リリース額(c') + マルチプライスによるエリア追加リリース額(d')))

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関
詳細内容	
エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(2/3)	
【注】	
<ul style="list-style-type: none">※1 市場分断なしの場合、算定要素(a)メインオークションの約定総額、(a')調達オークションの約定総額の計算方法にて「最安エリアプライス」を「全国約定価格」として計算する※2 メインオークション開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度(第5年度)のH3需要比率※3 メインオークションのエリア別の容量拠出金の変動要素の(c)市場分断によるエリア追加負担額、(d)マルチプライスによるエリア追加負担額は市場分断ありの場合のみ発生する。(d)マルチプライスによるエリア追加負担額はエリアプライスを越えた応札価格で約定した電源がある場合に発生する。※4 リリースオークション開催前に公表される最新の供給計画における実需給年度(第2年度)のH3需要比率※5 リリースオークションにおける(c')エリア追加リリース額は最安約定価格を越えた応札価格の電源のある場合のエリア内の共通の追加リリース額の算定に、(d')マルチプライスによるエリア追加リリース額は約定した電源の応札価格に応じたマルチプライスを採用した場合に発生する。リリースオークションの約定方式については検討中のため、確定次第、容量拠出金の算定方法に反映する(P)	

業務プロセス	エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定
関連アクター	広域機関

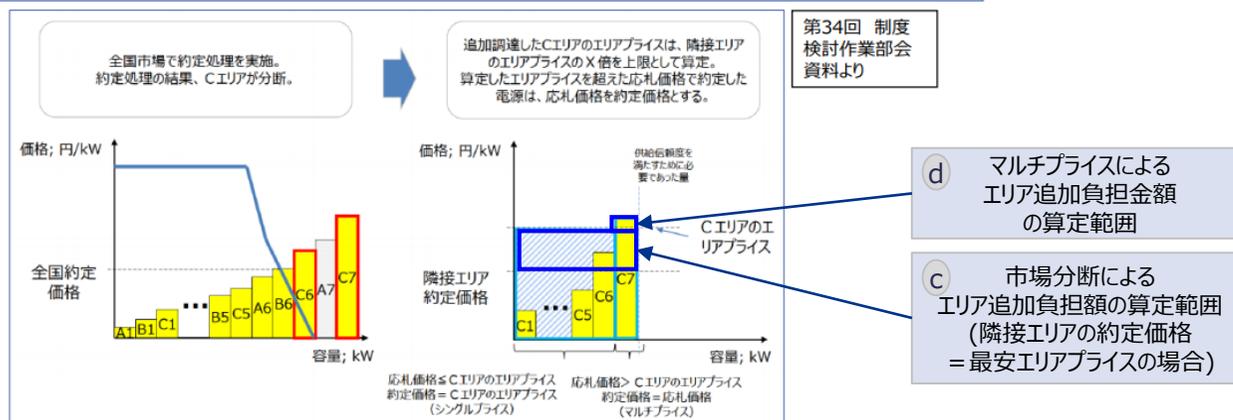
詳細内容

エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量拠出金負担総額(年間)の算定(3/3)

【マルチプライスの条件および追加負担金額の算定に係るイメージ】

・ 市場分断時において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格とする

- 分断処理の結果、応札電源が全て落札されたエリア、または落札しなかった電源を応札した事業者が一部の独占状態となっているエリアについては、以下のとおり約定価格を決定する。
 - ① 当該エリアのエリアプライスが、隣接エリアのエリアプライスの1.5倍を超えている場合、当該エリアのエリアプライスは隣接エリアの1.5倍とする。
 - ② 当該エリアの落札電源において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを下回る電源については、当該エリアのエリアプライスを約定価格とする（シングルプライス）
 - ③ 当該エリアの落札電源において、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格とする（マルチプライス）



容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)

業務プロセス	一般送配電事業者負担額・請求額算定要素の取得 一般送配電事業者負担額・請求額算定
--------	--

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

一般送配電事業者負担額・請求額算定要素の取得 一般送配電事業者負担額・請求額算定
 実需給開始時点にエリア別の一般送配電事業者の負担総額と請求額を算定し、確定する

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
II エリア別の一般送配電事業者の負担額と請求額の算定	e 一般送配電事業者の負担金額	【供給計画第5年度H3需要 > 供給計画第2年度H3需要 のため】 供給計画第2年度(リリースオークションの)H3需要×メインオークションのエリアプライス × 一般送配電事業者負担割合 ^{*1*2}



算定式

・一般送配電事業者への月別請求額(対象4月~2月)
 各月の請求額 = 一般送配電事業者の負担金額(e) ÷ 12カ月 ※12カ月で割った部分の小数点以下切り捨て

・一般送配電事業者への実需給年度最終対象月請求額(対象3月)
 最終月の請求額 = 一般送配電事業者の負担金額(e) - 既に請求した金額合計

【注】

- ※1 市場分断なしの場合、算定要素(e)一般送配電事業者の負担金額の計算方法にて「当該エリアプライス」を「全国約定価格」として計算する
- (e)一般送配電事業者の負担金額において小数点以下を四捨五入 or 切り捨て or 切り上げ(P)

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)

業務プロセス	エリア別小売電気事業者負担総額算定要素の取得 エリア別小売電気事業者負担総額算定
--------	--

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

エリア別小売電気事業者負担総額算定要素の取得 エリア別小売電気事業者負担総額の算定

実需給開始時点にエリア別の小売電気事業者の負担総額を算定し、確定する

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
Ⅲ エリア別の小売電気事業者の負担総額の算定	f 経過措置電源の控除額*1	$\begin{aligned} & (\text{メインオークションの}\Sigma(\text{経過措置対象電源の約定量} \times \{ \text{最安エリアプライス} - (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \times \text{最安エリアプライス} \}) \times \text{当該エリアのH3需要比率} + \Sigma(\text{当該エリアの経過措置対象電源の約定量} \\ & \times \{ (\text{当該エリアプライス} - \text{最安エリアプライス}) - (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \times (\text{当該エリアプライス} - \text{最安エリアプライス}) \}) + \\ & \Sigma(\text{当該エリアのマルチプライスの経過措置対象電源の約定量} \times \{ (\text{当該約定価格} - \text{当該エリアプライス}) - (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \times (\text{当該約定価格} - \text{当該エリアプライス}) \}) \\ & - (\text{リリースオークションの}\Sigma(\text{経過措置対象電源の約定量} \times \{ \text{最安エリアプライス} - (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \times \text{最安エリアプライス} \}) \times \text{当該エリアのH3需要比率} + \Sigma(\text{当該エリアの経過措置対象電源の約定量} \\ & \times \{ (\text{当該エリアプライス} - \text{最安エリアプライス}) - (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \times (\text{当該エリアプライス} - \text{最安エリアプライス}) \}) + \\ & \Sigma(\text{当該エリアのマルチプライスの経過措置対象電源の約定量} \times \{ (\text{当該約定価格} - \text{当該エリアプライス}) - (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \times (\text{当該約定価格} - \text{当該エリアプライス}) \}) \}) *2 *3 \end{aligned}$

算定式

$$\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額(Ⅲ)} = \text{エリア別の容量拠出金総額(Ⅰ)} - \text{一般送配電事業者の負担金額(Ⅱ)} - \text{経過措置電源の控除額(f)}$$

- 【注】**
- ※1 経過措置対象電源がない場合は(f)経過措置対象電源の控除額は発生しない
 - ※2 市場分断なしの場合、算定要素(f)経過措置対象電源の控除額の計算方法にて「エリアプライス」、「最安エリアプライス」、「当該約定価格」を「全国約定価格」として計算する
 - ※3 2024年向けとして「経過措置控除容量[kW]」(経過措置対象電源の約定量×控除率)を計算した結果、小数点以下を切り捨てる
- 【端数調整】**
- エリア別の小売電気事業者の負担総額について、整数化が必要なため、小数点以下は四捨五入を行うこととし、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整する

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)

業務プロセス 各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録

関連アクター 広域機関

詳細内容

各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録(1/4)

各小売電気事業者への請求額の算定はシェア変動考慮後の配分比率に基づき、毎月対象月N+2カ月後に実施

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
IV 各小売電気事業者への請求額の算定	g シェア変動考慮後のkW(推定)の配分比率	<p>シェア変動考慮後のkW(推定) = 年間ピーク時のkW実績 × (シェア変動後の託送契約電力kW実績 / 年間ピーク時の託送契約電力kW実績)</p> <p>シェア変動考慮後の配分比率 = シェア変動考慮後のkW / 当該エリアでのシェア変動考慮後のkWの合計</p> <p>※詳細は後続頁参照</p>

算定式

・各小売電気事業者への月別請求額(対象4月~2月)

各小売電気事業者への各月の請求額(IV) = エリア別の小売電気事業者の負担総額(Ⅲ) ÷ 12カ月 × シェア変動考慮後の配分比率(g) ※12カ月で割った部分の小数点以下切り捨て

・各小売電気事業者への実需給年度最終対象月請求額(対象3月)

各小売電気事業者への最終月の請求額(IV) = (エリア別の小売電気事業者の負担総額(Ⅲ) - エリア内の小売電気事業者に既に請求した金額合計) × シェア変動考慮後の配分比率(g)

【端数調整】

- 各小売電気事業者の請求額について、整数化が必要なため、小数点以下は四捨五入を行うこととし、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整する

業務プロセス	各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録
関連アクター	広域機関

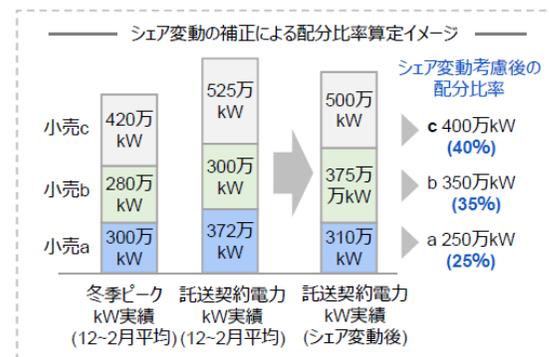
詳細内容

各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録(2/4)

【シェア変動考慮後の配分比率】 ※定款55条の2に基づき一般送配電事業者又は小売電気事業者に必要な情報の提出を求める

- 「実需給年の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味する」とは、実需給年度にシェア変動があった場合、託送契約電力のシェア変動で補正を行うことにより、シェア変動を小売各社への容量拠出金の請求額に反映することを指します。
- シェア変動考慮後の配分比率は以下の式によって算定されます。
 - シェア変動考慮後のkW(推定) = 年間ピーク時のkW実績 × $\frac{\text{シェア変動後の託送契約電力kW実績}}{\text{年間ピーク時の託送契約電力kW実績}}$
 - シェア変動考慮後の配分比率 = $\frac{\text{シェア変動考慮後のkW}}{\text{当該エリアでのシェア変動考慮後のkWの合計}}$

小売電気事業者に対する容量拠出金の配分比率・請求額算定の考え方



(参考)シェア変動考慮後の配分比率の算定方法

- 小売aのシェア変動考慮後のkW
 $300\text{万kW} \times 310\text{万kW} \div 372\text{万kW} = 250\text{万kW}$
- 小売aのシェア変動考慮後の配分比率
 $250\text{万kW} \div (250\text{万kW} + 350\text{万kW} + 400\text{万kW}) = 0.25 \rightarrow 25\%$

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)

業務プロセス	各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録
--------	---

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録(3/4)

【期中の新規参入事業者と撤退した事業者に対する請求額算定方法】(P)

$$\text{当該月のエリアシェアkW} = \text{エリアH1発生時平均1時間kW} \times \frac{\text{実需給期間の当該月の託送契約電力kW}}{\text{前年度の当該月の託送契約電力kW}}$$

<計算例>

事業者名	区分	前年度 エリアH1需要発生時 平均需要kW	前年度 X月託送契約 電力kW	当該年度 X月託送契約 電力kW	当該年度 X月エリアシェアkW	
A	-	2,000	2,500	2,000	1,600	① エリアシェアの合計を託送契約電力の比率で算出 エリア計 = 4,250 × 5,000 ÷ 5,500 ≒ 3,863kW
B	-	1,500	2,000	2,000	1,500	
C	撤退	750	1,000	0	0	② 新規分の合計を差分で算出 合計 = 3,863 - (1,600 + 1,500) = 763kW
D	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	700	②763 ③534	
E	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	300		③229
合計		4,250	5,500	5,000	① 3,863	

※前年度エリアH1需要発生時平均需要kWがゼロの事業者の扱いについて対応検討中(P)

容量拠出金対応：算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)

業務プロセス	各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録
関連アクター	広域機関
詳細内容	<p><u>各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録(4/4)</u></p> <p>【対象月から請求までに小売電気事業者が脱退した場合】</p> <ul style="list-style-type: none">小売電気事業者が対象月から請求までの期間に脱退した場合、当該事業者の対象月の実績データも含めて算定は実施するも、請求月に脱退しており請求先がない場合、回収が不可能となる。当該請求明細に対しては「残高管理-期日到来未回収状況の確認」において、「未回収」としてステータス管理を実施する。なお、未回収となった金額については、年次精算のタイミングで、他の小売電気事業者に対し、未回収分の追加請求を実施することで調整する(P)

業務プロセス	各小売電気事業者への請求額・一般送配電事業者への請求額の通知
--------	--------------------------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

各小売電気事業者への請求額・一般送配電事業者への請求額の通知

【通知単位】

- 算定した結果を事業者別に集計し、通知する

【通知タイミング】

- 対象月から2か月後の月中に実施



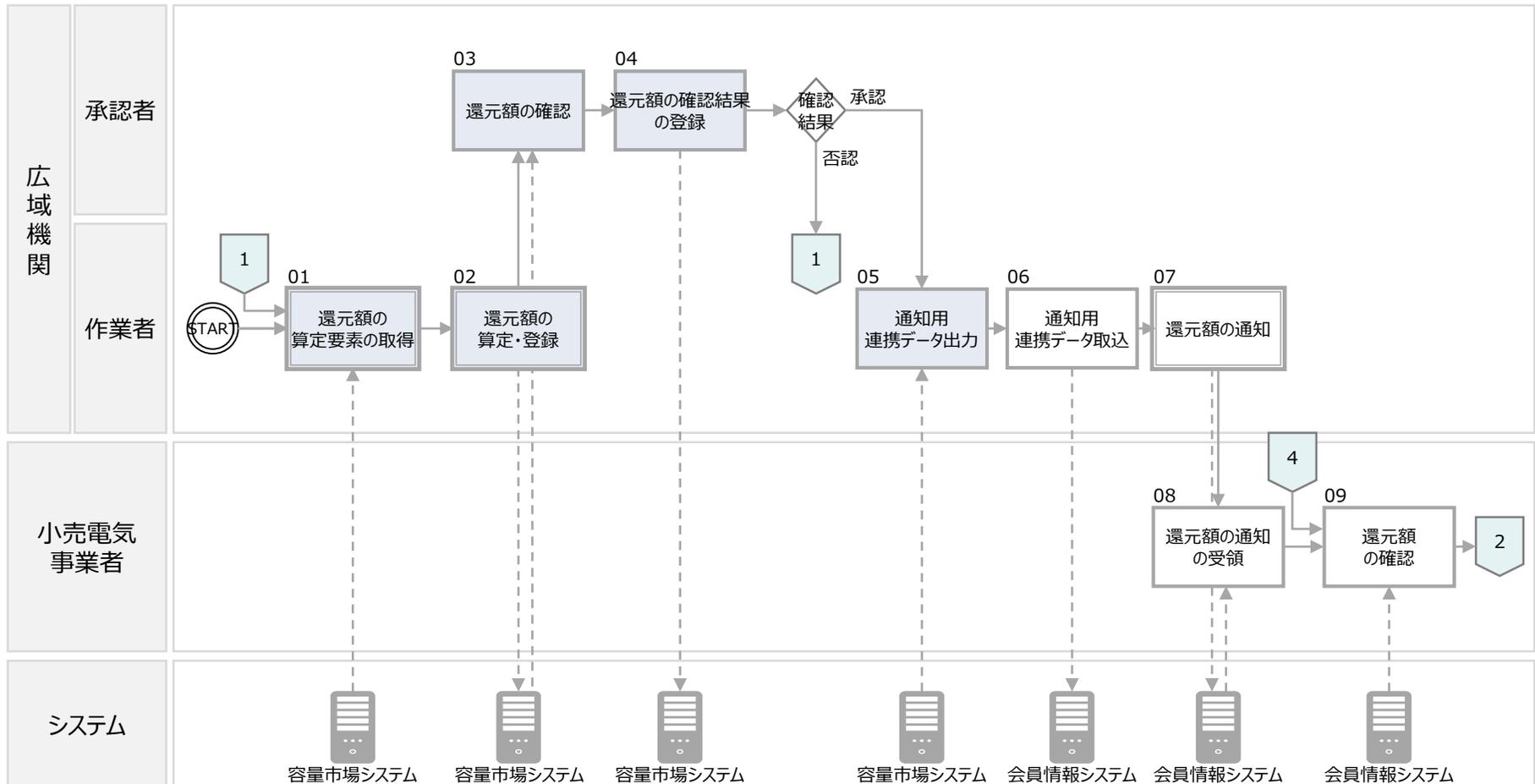
【通知方法・通知内容】

対象事業者	通知方法	通知内容
小売電気事業者	システムを利用した電子媒体によるの通知 (紙媒体による通知は実施しない)	<ul style="list-style-type: none"> エリア別の小売電気事業者の負担総額(請求対象月分) 通知対象事業者のシェア比率(シェア補正後) ※小数点第3位を四捨五入した概算比率を通知 通知対象事業者の容量拠出金負担額(請求対象月分) 調整額
一般送配電事業者	システムを利用した電子媒体によるの通知 (紙媒体による通知は実施しない)	<ul style="list-style-type: none"> 通知対象事業者の容量拠出金負担額(請求対象月分) 調整額

業務詳細フロー 容量拠出金対応：算定・通知-還元額

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

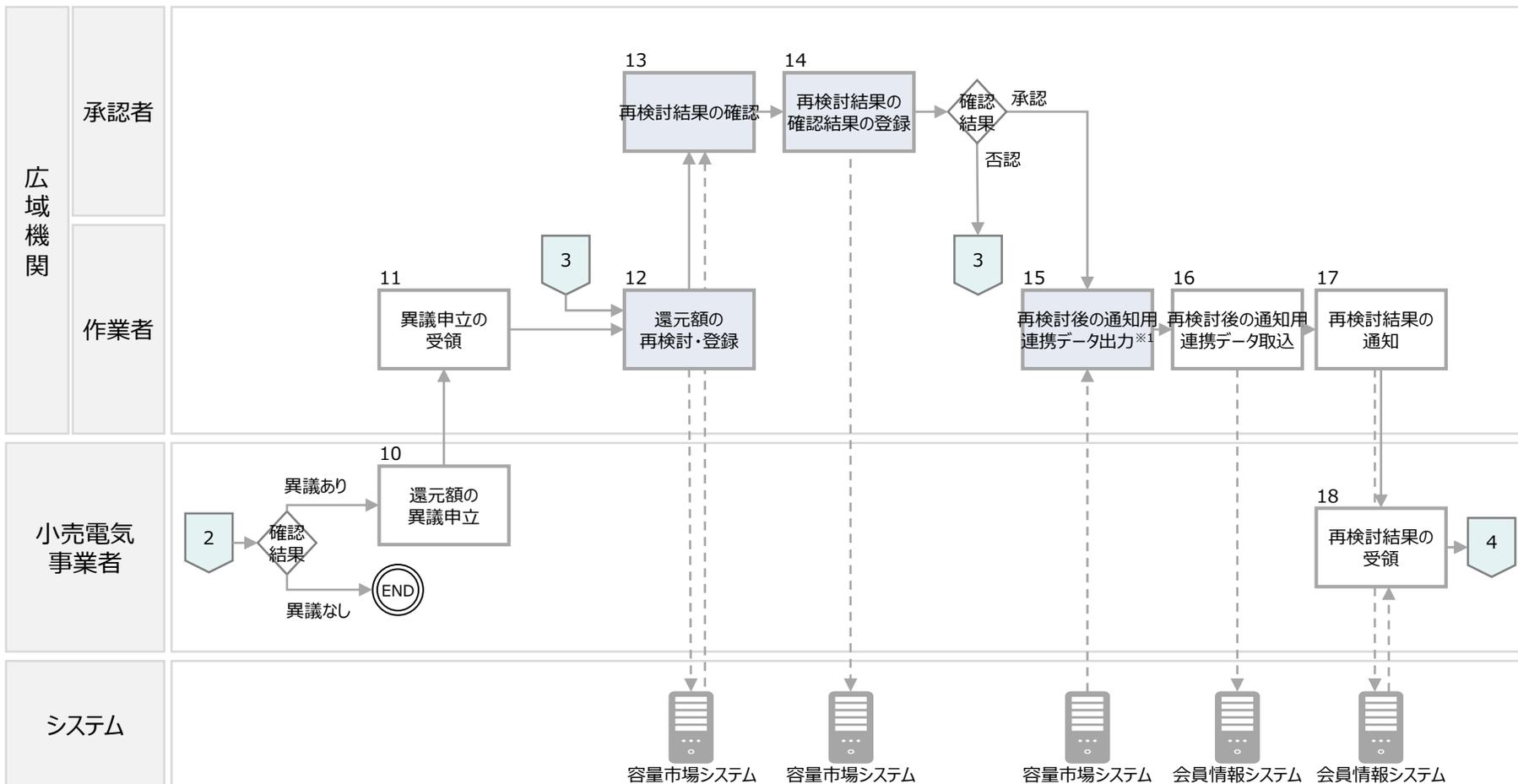
業務	算定・通知-還元額	業務コード	BF416
業務内容	広域機関が年次精算時に還元額を算定し、小売電気事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者		



業務詳細フロー 容量拠出金対応：算定・通知-還元額

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-還元額	業務コード	BF416
業務内容	広域機関が年次精算時に還元額を算定し、小売電気事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者		



*1：異議申立の結果、他事業者に影響する場合は当月もしくは翌月以降に精算

業務仕様書

容量拠出金対応：算定・通知-還元額

業務プロセス	還元額の算定要素の取得 還元額の算定・登録
関連アクター	広域機関

詳細内容

還元額の算定要素の取得 還元額の算定・登録

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
還元額の算定	a 実需給年度前の経済的ペナルティの入金額	実需給年度前に発生した経済的ペナルティの入金額
	b 差額	実需給年度における容量拠出金の請求総額 - 実需給年度における容量確保契約金額の実際交付総額
	c 各小売電気事業者の容量拠出金総額比率	小売電気事業者別の容量拠出金実際支払総額 ^{※1} / 全小売電気事業者の容量拠出金実際支払総額 ^{※1}

算定式

$$\text{各小売電気事業者への還元額} = (\text{実需給期間前の経済的ペナルティの入金額(a)} + \text{差額(b)}) \times \text{各小売電気事業者の容量拠出金総額比率(c)}$$

- 【注】
- ※1 還元対象は対象実需給年度の容量拠出金を負担した事業者のうち、年次精算時に会員で、かつ、対象実需給年度において容量拠出金の未払がない事業者と定義する。そのため、対象実需給年度中において容量拠出金の未払が発生した事業者分の容量拠出金は除く

- 【端数調整】
- 還元額について、整数化が必要なため、小数点以下は四捨五入を行うこととし、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整する(P)

業務仕様書

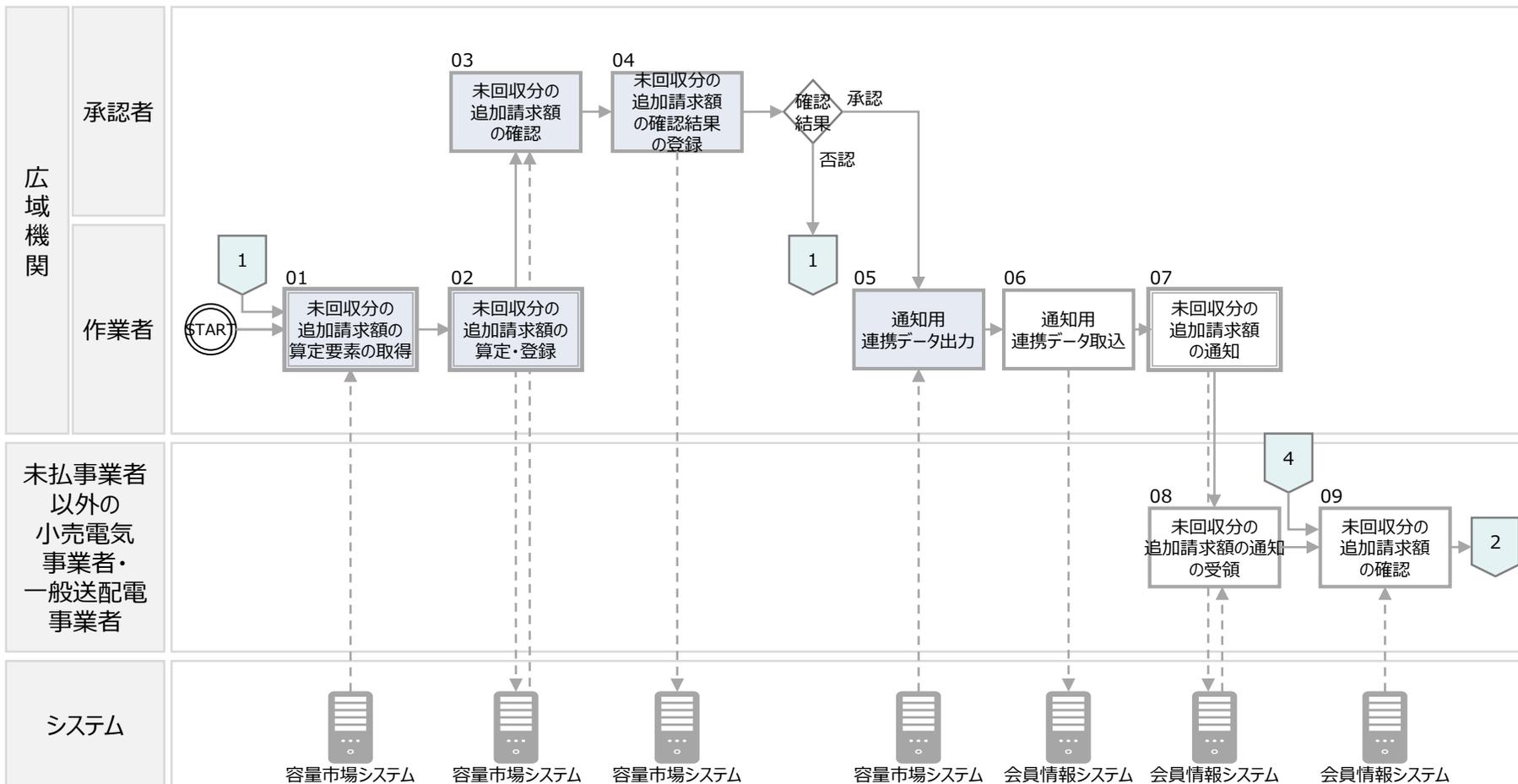
容量拠出金対応：算定・通知・還元額

業務プロセス	還元額の通知					
関連アクター	広域機関					
詳細内容						
還元額の通知						
【通知単位】						
<ul style="list-style-type: none"> 算定した結果を事業者別に集計し、通知する 						
【通知タイミング】						
<ul style="list-style-type: none"> 年次精算において当該還元額の算定後に実施 						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
マイルストーン		算定結果 通知 ▼	支払通知 ▼			
還元に係る 業務フロー		年次精算額 確定	異議 申立 受付	小売電気事業者への還元 (相殺～交付実施)		
【通知方法・通知内容】						
	対象事業者	通知方法		通知内容		
	小売電気事業者	システムを利用した電子媒体によるの通知 (紙媒体による通知は実施しない)		<ul style="list-style-type: none"> 実需給期間前の経済的ペナルティ入金総額 実需給後における容量確保契約金額実際交付額と容量拠出金の請求総額の差額 通知対象事業者の容量拠出金負担比率 ※小数点第3位を四捨五入した概算比率を通知 通知対象事業者への還元額 		

容量拠出金対応：算定・通知-容量拠出金の未回収分の追加請求

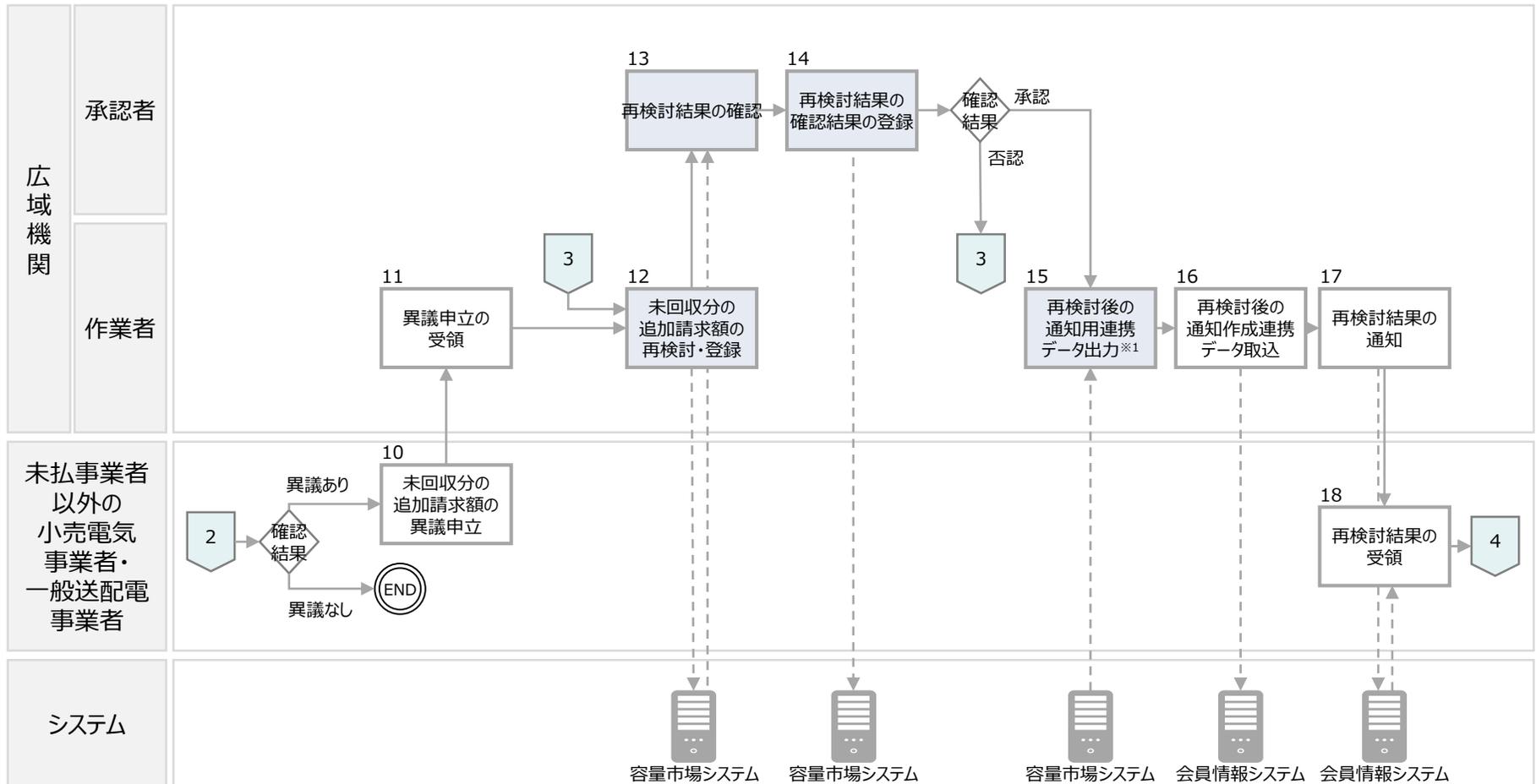
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-容量拠出金の未回収分の追加請求	業務コード	BF417
業務内容	広域機関が、他の小売電気事業者または一般送配電事業者へ未収金分を加算し、容量拠出金を追加で請求することを通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-容量拠出金の未回収分の追加請求	業務コード	BF417
業務内容	広域機関が、他の小売電気事業者または一般送配電事業者へ未収金分を加算し、容量拠出金を追加で請求することを通知する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



*1：异议申立の結果、他事業者に影響する場合は当月もしくは翌月以降に精算

容量拠出金対応：算定・通知-容量拠出金の未回収分の追加請求

業務プロセス	未回収分の追加請求額の算定要素の取得 未回収分の追加請求額の算定・登録
--------	-------------------------------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

未回収分の追加請求額の算定要素の取得 未回収分の追加請求額の算定・登録

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
未回収分の追加請求額の算定*1	a 未収金額	年次精算時点における実需給年度中に発生した小売電気事業者の容量拠出金未回収の総額
	b 各小売電気事業者の容量拠出金総額比率	小売電気事業者別の容量拠出金実際支払額*1 / 全小売電気事業者の容量拠出金実際支払総額*1

算定式

各小売電気事業者への未回収の追加請求額の算定 = 未収金額(a) × 各小売電気事業者の容量拠出金総額比率(b)

【注】

- ※1 追加請求先は還元と同様、対象実需給年度の容量拠出金を負担した事業者のうち、年次精算時に会員で、かつ、対象実需給年度の容量拠出金の未払がない事業者と定義する。そのため、対象実需給年度中において容量拠出金の未払が発生した事業者分の容量拠出金は除く。また、一般送配電事業者の未払がある場合についても同様に、年次精算時に他の一般送配電事業者へ追加請求を実施する。その場合の算定式は以下。
各一般送配電事業者への未回収の追加請求額の算定 = 一般送配電事業者の未収金額(a) × 各一般送配電事業者の容量拠出金総額比率(b)

【端数調整】

- 未回収分の追加請求額について、整数化が必要なため、小数点以下は四捨五入を行うこととし、その結果、算定時の総額との端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整する(P)

容量拠出金対応：算定・通知-容量拠出金の未回収分の追加請求

業務プロセス	未回収分の追加請求額の通知
--------	---------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

未回収分の追加請求額の通知

【通知単位】

- 算定した結果を事業者別に集計し、通知する

【通知タイミング】

- 年次精算において当該追加請求額の算定後に実施



【通知方法・通知内容】

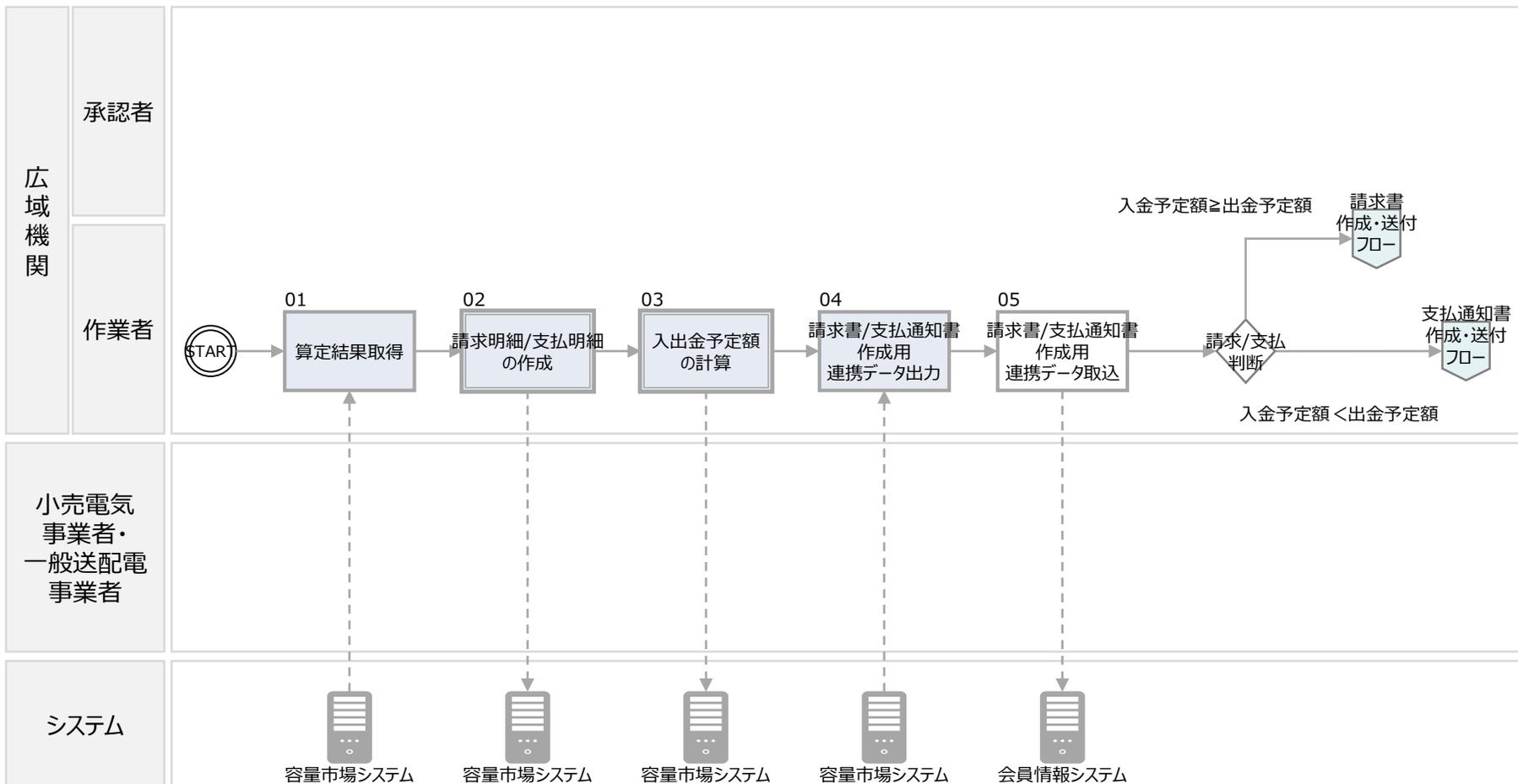
対象事業者	通知方法	通知内容
小売電気事業者	システムを利用した電子媒体によるの通知 (紙媒体による通知は実施しない)	<ul style="list-style-type: none"> 小売電気事業者からの未収金総額 通知対象事業者の容量拠出金負担比率 ※小数点第3位を四捨五入した概算比率を通知 通知対象事業者への追加請求金額
一般送配電事業者	システムを利用した電子媒体によるの通知 (紙媒体による通知は実施しない)	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者からの未収金総額 通知対象事業者の容量拠出金負担比率 ※小数点第3位を四捨五入した概算比率を通知 通知対象事業者への追加請求金額

- 容量拠出金対応：請求書/支払通知書作成・送付

容量拠出金対応：請求書/支払通知書作成・送付-請求/支払明細作成

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	請求書/支払通知書作成・送付-請求/支払明細作成	業務コード	BF420
業務内容	事業者別に請求額/支払額を算定し、入出金予定額を計算する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



容量拠出金対応：請求書/支払通知書作成・送付-請求/支払明細作成

業務プロセス	請求明細/支払明細の作成 入出金予定額の計算
--------	------------------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

請求明細/支払明細の作成 入出金予定額の計算(1/3)

- 請求/支払明細を作成にあたって、事業者別で発生した取引対象ごとの金額を集計する
- 入出金予定額は事業者別の請求/支払明細を合算して算定する
- 請求明細金額のほうが大きい場合は入金予定額、支払明細金額のほうが大きい場合は出金予定額とする



容量拠出金対応：請求書/支払通知書作成・送付-請求/支払明細作成

業務プロセス	請求明細/支払明細の作成 入出金予定額の計算
--------	------------------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

請求明細/支払明細の作成 入出金予定額の計算(2/3)

【小売電気事業者・一般送配電事業者に対する取引対象別の消費税課税方針および計算方法】

取引類型	消費税の課税方針	課税額 計算方法
容量拠出金	課税	取引対象ごとの月次請求額に(1+税率)を乗ずる
容量拠出金の追加請求	課税	取引対象ごとの追加請求額に(1+税率)を乗ずる
還元	課税	取引対象ごとの交付額に(1+税率)を乗ずる

【小売電気事業者・一般送配電事業者に対する請求/支払額の算定】

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
月々の取引対象別 請求額の算定	a 容量拠出金	$\Sigma(\text{容量拠出金の月次請求額} \times (1+\text{税率}))$
	b 容量拠出金の追加請求	$\Sigma(\text{容量拠出金の追加請求額} \times (1+\text{税率}))$
	c 還元	$\Sigma(\text{電源別還元額} \times (1+\text{税率}))$

算定式

・小売電気事業者への請求/支払額
 $(a) + (b) \geq (c)$ の場合、請求額(月次) = 容量拠出金(a) + 容量拠出金の追加請求(b) - 還元(c)
 $(a) + (b) < (c)$ の場合、支払額(月次) = 還元(c) - 容量拠出金(a) - 容量拠出金の追加請求(b)
 ・一般送配電事業者への請求額
 請求額(月次) = 容量拠出金(a) + 容量拠出金の追加請求(b)

容量拠出金対応：請求書/支払通知書作成・送付-請求/支払明細作成

業務プロセス	請求明細/支払明細の作成 入出金予定額の計算
関連アクター	広域機関

詳細内容

請求明細/支払明細の作成 入出金予定額の計算(3/3)

【請求/支払明細に記載する主要な項目】

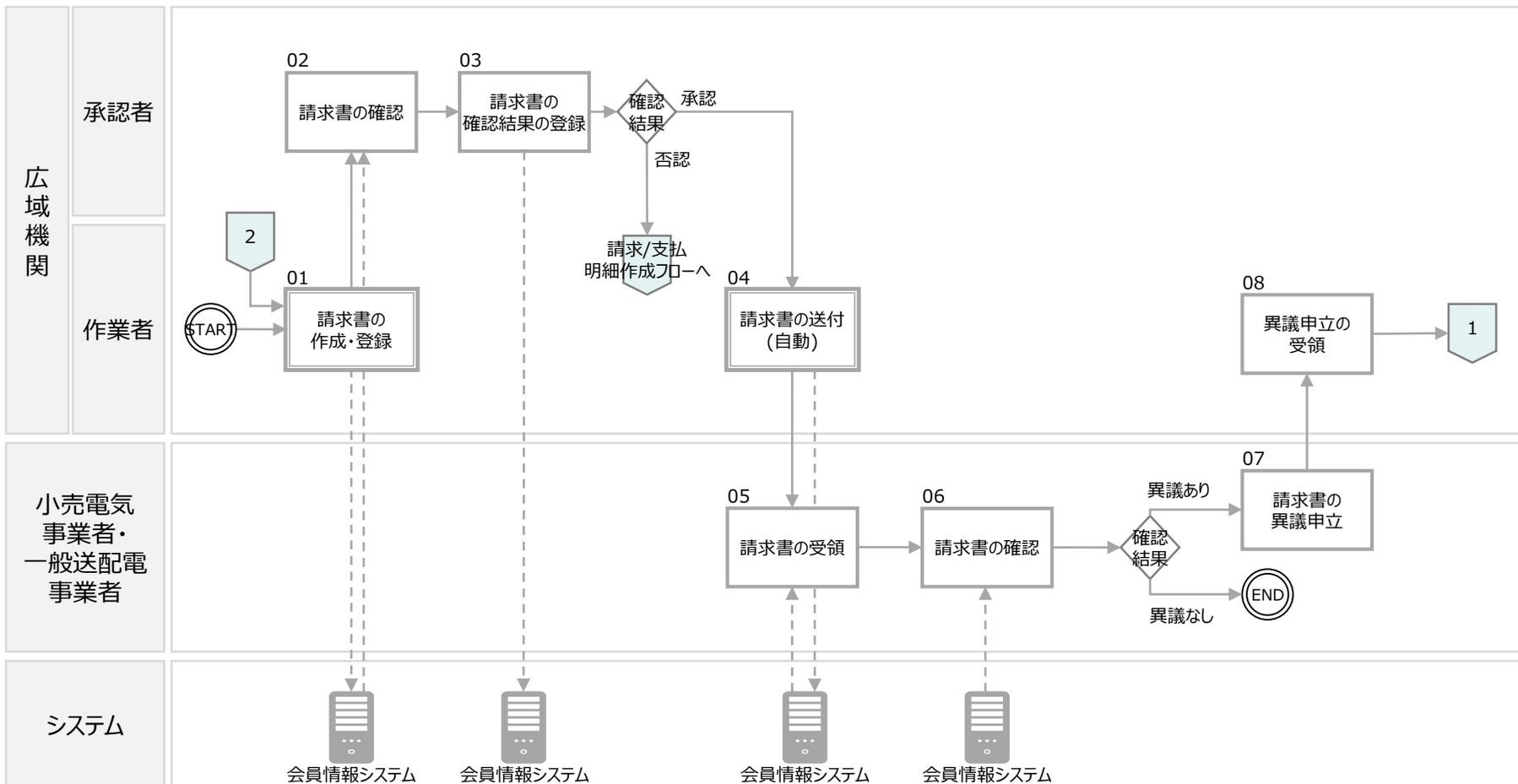
情報	記載項目	記載項目詳細	補足
明細管理情報	請求/支払明細No	請求/支払明細を一意に管理するNo	円滑な入金確認に向けた情報
明細基本情報	対象実需給年度	入出金額算定の対象となる実需給年度	-
	対象月	取引対象が発生した年月	-
	取引区分	取引が事業者への請求・支払かを示す区分	-
	取引対象	取引対象の内容	-
	事業者コード	請求/支払明細の対象となる事業者コード	-
	事業者名	請求/支払明細の対象となる事業者名	-
	摘要	請求/支払明細の名称(対象のエリア名等)	インボイス制度に基づく記載必須項目※
明細金額情報	金額	調整前の金額	-
	調整額	任意で入力できる調整額	-
	税区分	取引対象が課税対象・非課税かを示す区分	-
	税抜対価額	摘要ごとの税抜対価額	-
	消費税額	摘要ごとの消費税額	-
	小計	摘要ごとの税込対価額	-
	備考	任意記載項目	-

※インボイス制度にて「課税資産の譲渡等に係る資産または役務の提供内容(軽減税率対象品目である場合は、その旨)」を記載することが求められている

容量拠出金対応：請求書/支払通知書作成・送付-請求書作成・送付

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

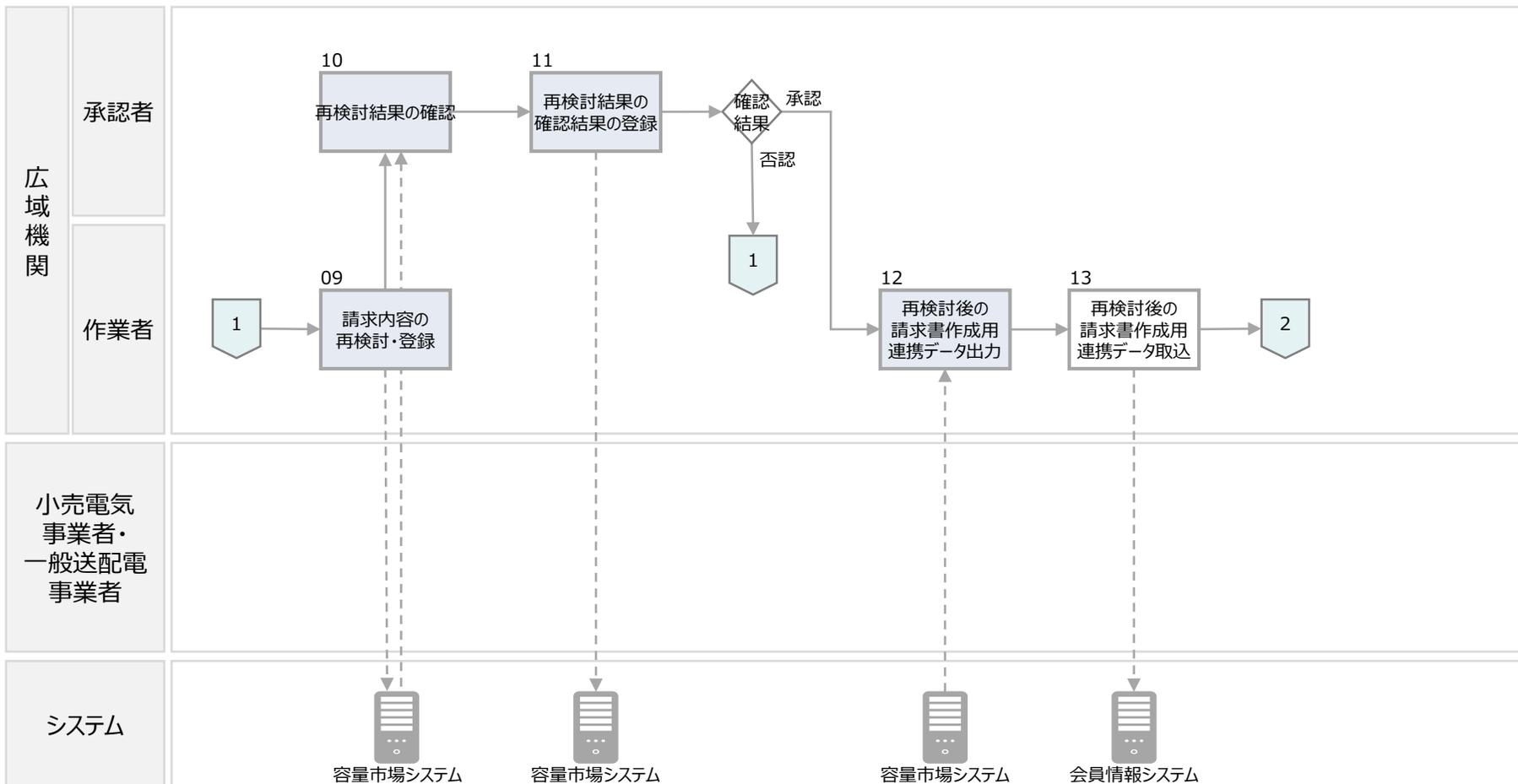
業務	請求書/支払通知書作成・送付-請求書作成・送付	業務コード	BF421
業務内容	事業者別に請求額を算定し、事業者に対して請求書を作成・送付する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



容量拠出金対応：請求書/支払通知書作成・送付-請求書作成・送付

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	請求書/支払通知書作成・送付-請求書作成・送付	業務コード	BF421
業務内容	事業者別に請求額を算定し、事業者に対して請求書を作成・送付する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者、一般送配電事業者		



容量拠出金対応：請求書/支払通知書作成・送付-請求書作成・送付

業務プロセス	請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)
--------	----------------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)(1/5)

【請求実施単位】

- 事業者別に入金予定額を取得し、請求する

【請求書送付タイミング】

- 対象月から3か月後の月中に請求書送付(容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入)



- 年次精算によって追加請求と還元が発生した場合は、容量拠出金請求と合算して同タイミングで請求書を送付する (以下は請求額の方が大きい場合の例)



業務プロセス	請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)		
関連アクター	広域機関		
詳細内容			
請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)(2/5)			
【送付方法・記載項目】			
	対象事業者	送付方法	請求書の記載項目
	小売電気事業者	システムを利用した電子媒体によるの通知 (紙媒体による通知は実施しない)	<ul style="list-style-type: none"> • 請求書の管理情報 • 請求書の基本情報 • 明細管理情報 • 明細基本情報 • 明細金額情報 • 請求書の金額情報 • 支払に関する情報
	一般送配電事業者	システムを利用した電子媒体によるの通知 (紙媒体による通知は実施しない)	<ul style="list-style-type: none"> • 請求書の管理情報 • 請求書の基本情報 • 明細管理情報 • 明細基本情報 • 明細金額情報 • 請求書の金額情報 • 支払に関する情報

業務プロセス	請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)		
関連アクター	広域機関		
詳細内容			
請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)(3/5)			
【請求書に記載する主要な内容】			
情報	記載項目	記載項目詳細	補足
管理情報	請求書No	請求書を一意に管理するNo	円滑な入金確認に向けた情報
請求書 基本情報	取引年月日	請求対象となる取引が発生した年月日	インボイス制度に基づく記載必須項目
	請求日	請求書の文書発行日	-
	件名	請求を行う取引対象の名称	インボイス制度に基づく記載必須項目
	請求書発行者の名称	請求書発行者(広域機関)の名称	インボイス制度に基づく記載必須項目
	請求書発行者の住所	請求書発行者(広域機関)の住所	-
	請求書発行者の連絡先部署	請求書発行者(広域機関)の連絡先部署名	-
	請求書発行者の連絡先電話番号	請求書発行者(広域機関)の連絡先電話番号	-
	請求書発行者の連絡先メールアドレス	請求書発行者(広域機関)の連絡先メールアドレス	-
	請求書宛名	請求書宛名(請求対象の事業者名)	インボイス制度に基づく記載必須項目
	適格請求書発行事業者登録番号	適格請求書発行事業者の登録番号	インボイス制度に基づく記載必須項目

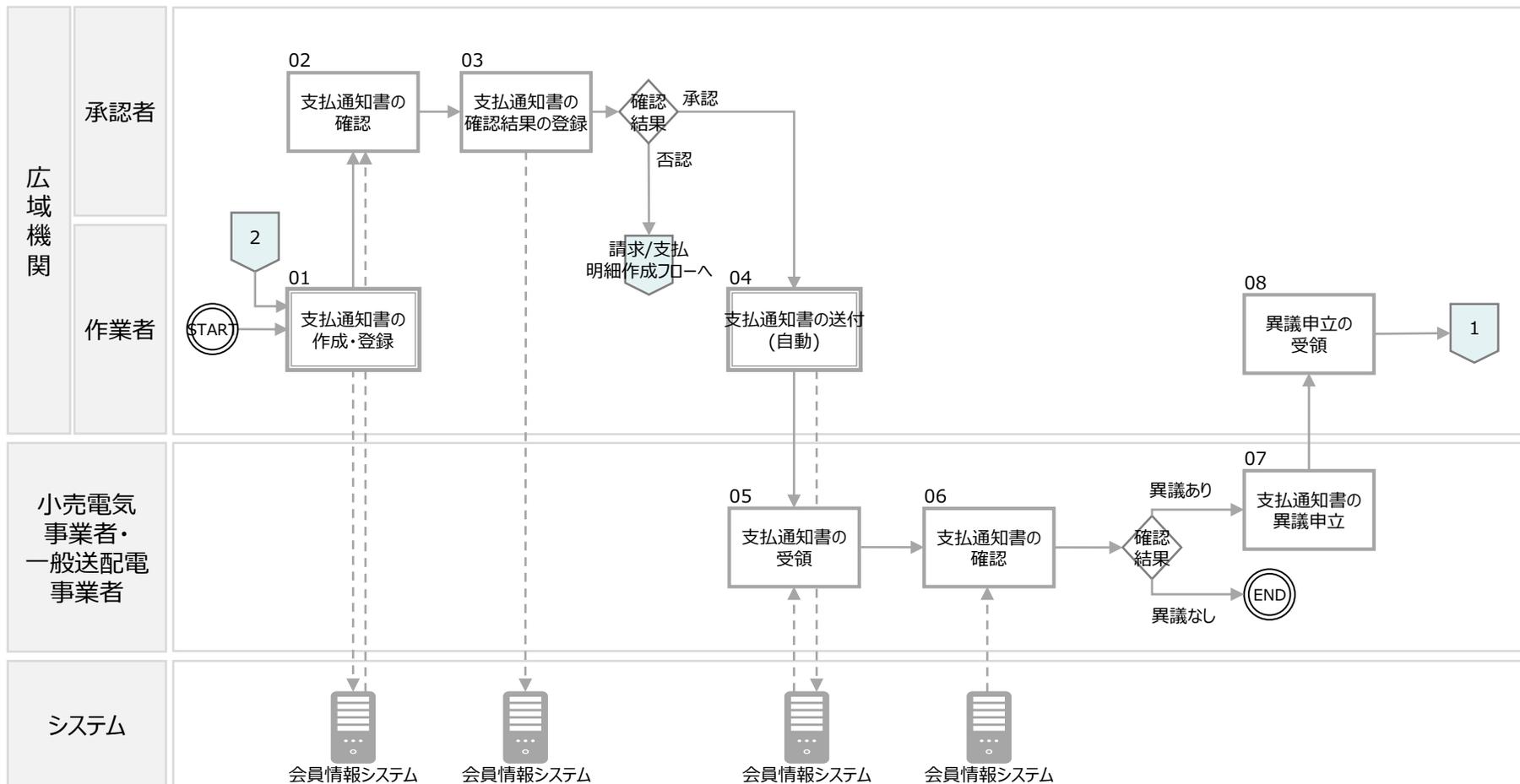
容量拠出金対応：請求書/支払通知書作成・送付-請求書作成・送付

業務プロセス	請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)		
関連アクター	広域機関		
詳細内容			
請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)(4/5)			
【請求書に記載する主要内容】			
情報	記載項目	記載項目詳細	補足
明細管理情報	請求/支払明細No	請求/支払明細を一意に管理するNo	円滑な入金確認に向けた情報
明細基本情報	対象実需給年度	入出金額算定の対象となる実需給年度	-
	対象月	取引対象が発生した年月	-
	取引区分	取引が事業者への請求・支払かを示す区分	-
	取引対象	取引対象の内容	-
	事業者コード	請求/支払明細の対象となる事業者コード	-
	事業者名	請求/支払明細の対象となる事業者名	-
	摘要	請求/支払明細の名称(対象のエリア名等)	請求書で記載必須項目
明細金額情報	金額	調整前の金額	-
	調整額	任意で入力できる調整額	-
	税区分	取引対象が課税対象・非課税かを示す区分	-
	税抜対価額	摘要ごとの税抜対価額	-
	消費税額	摘要ごとの消費税額	-
	小計	摘要ごとの税込対価額	-
	備考	任意記載項目	-

業務プロセス	請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)		
関連アクター	広域機関		
詳細内容			
請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)(5/5)			
【請求書に記載する主要な内容】			
情報	記載項目	記載項目詳細	補足
請求書 金額情報	税抜金額合計	摘要に記載された税抜金額の合計	-
	税抜金額合計(8%対象)	摘要に記載された税抜金額のうち8%分の合計	-
	税抜金額合計(10%対象)	摘要に記載された税抜金額のうち10%分の合計	-
	消費税額合計	摘要に記載された消費税額の合計	-
	消費税額合計(8%対象)	摘要に記載された消費税額のうち8%分の合計	インボイス制度に基づく記載必須項目
	消費税額合計(10%対象)	摘要に記載された消費税額のうち10%分の合計	インボイス制度に基づく記載必須項目
	税込金額合計	摘要に記載された税込金額の合計	-
	税込金額合計(8%対象)	摘要に記載された税込金額のうち8%分の合計	インボイス制度に基づく記載必須項目
	税込金額合計(10%対象)	摘要に記載された税込金額のうち10%分の合計	インボイス制度に基づく記載必須項目
支払情報	入金期限日	事業者に対する入金の期限日	-
	振込口座情報	各事業者が振込を行う口座情報	-

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

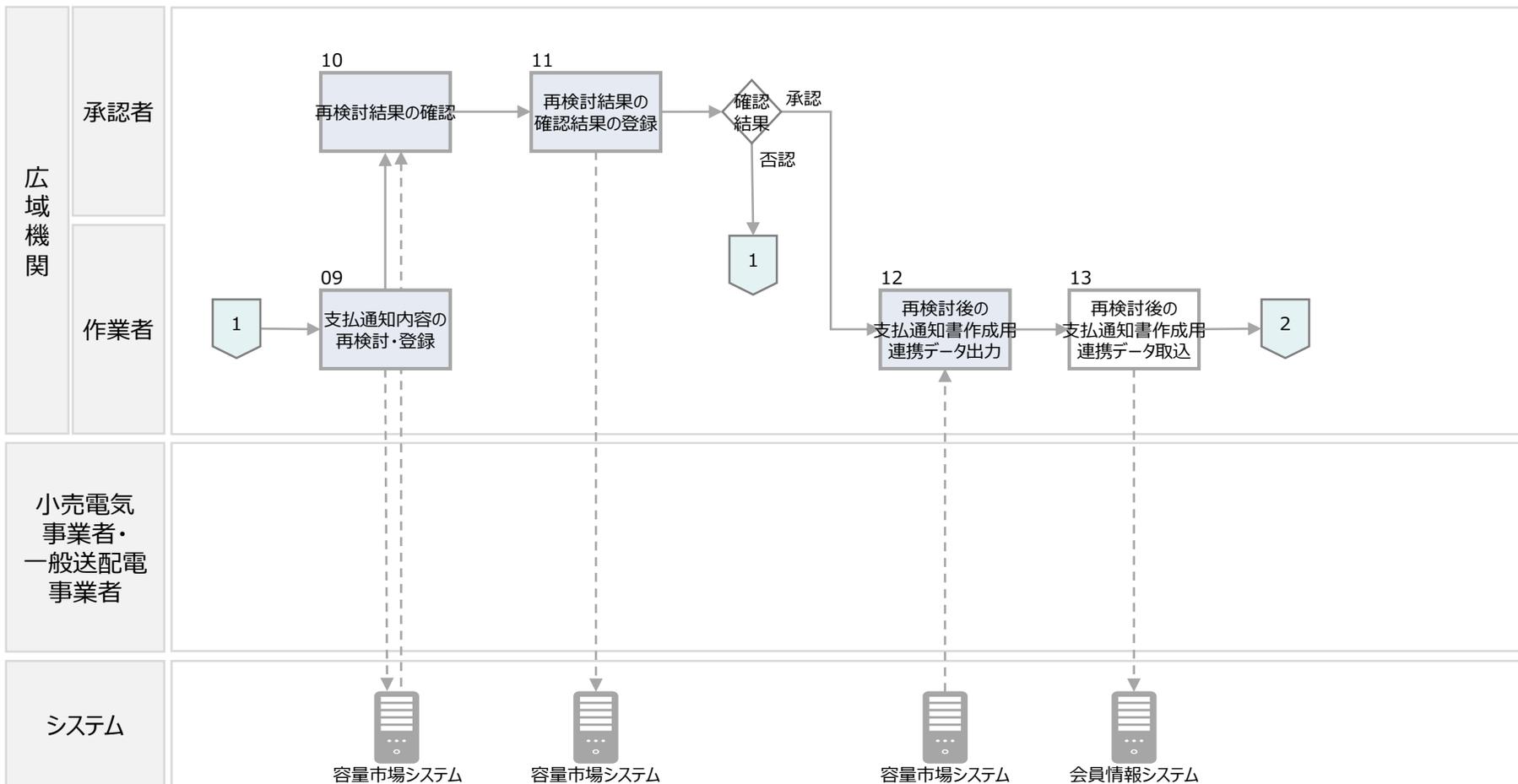
業務	請求書/支払通知書作成・送付-支払通知書作成・送付	業務コード	BF422
業務内容	事業者別に支払額を算定し、事業者に対して支払通知書を作成・送付する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者・一般送配電事業者		



容量拠出金対応：請求書/支払通知書作成・送付-支払通知書作成・送付

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	請求書/支払通知書作成・送付-支払通知書作成・送付	業務コード	BF422
業務内容	事業者別に支払額を算定し、事業者に対して支払通知書を作成・送付する		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者・一般送配電事業者		



容量拠出金対応：請求書/支払通知書作成・送付-支払通知書作成・送付

業務プロセス	支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)
--------	--------------------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)(1/5)

【支払通知実施単位】

- 事業者別に出金予定額を取得し、通知する

【支払通知書送付タイミング】

- 年次精算を実施し、容量拠出金と追加請求額、還元額を合算後に、支払通知書を送付する
(以下は容量拠出金と追加請求額の合計より還元額の方が大きい場合の例)



容量拠出金対応：請求書/支払通知書作成・送付-支払通知書作成・送付

業務プロセス	支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)
関連アクター	広域機関

詳細内容

支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)(2/5)

【送付方法・記載項目】

対象事業者	送付方法	支払通知書の記載項目
小売電気事業者	システムを利用した電子媒体によるの通知 (紙媒体による通知は実施しない)	<ul style="list-style-type: none"> 支払通知書の管理情報 支払通知書の基本情報 明細管理情報 明細基本情報 明細金額情報 支払通知書の金額情報 支払に関する情報

※一般送配電事業者へは還元を実施しないため、支払通知書を作成するケースは存在しない想定

業務プロセス	支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)		
関連アクター	広域機関		
詳細内容			
支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)(3/5)			
【支払通知書に記載する主要内容】			
情報	記載項目	記載項目詳細	補足
管理情報	支払通知書No	支払通知書を一意に管理するNo	円滑な支払確認に向けた情報
支払通知書 基本情報	取引年月日	支払通知対象となる取引が発生した年月日	請求書で記載必須項目
	支払通知日	支払通知書の文書発行日	-
	件名	支払通知を行う取引対象の名称	請求書で記載必須項目
	支払通知書発行者の名称	支払通知書発行者(広域機関)の名称	請求書で記載必須項目
	支払通知書発行者の住所	支払通知書発行者(広域機関)の住所	-
	支払通知書発行者の連絡先部署	支払通知書発行者(広域機関)の連絡先部署名	-
	支払通知書発行者の連絡先電話番号	支払通知書発行者(広域機関)の連絡先電話番号	-
	支払通知書発行者の連絡先メールアドレス	支払通知書発行者(広域機関)の連絡先メールアドレス	-
	支払通知書宛名	支払通知書宛名(請求対象の事業者名)	請求書で記載必須項目

業務プロセス	支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)		
関連アクター	広域機関		
詳細内容			
支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)(4/5)			
【支払通知書に記載する主要な内容】			
情報	記載項目	記載項目詳細	補足
明細管理情報	請求/支払明細No	請求/支払明細を一意に管理するNo	円滑な入金確認に向けた情報
明細基本情報	対象実需給年度	入出金額算定の対象となる実需給年度	-
	対象月	取引対象が発生した年月	-
	取引区分	取引が事業者への請求・支払かを示す区分	-
	取引対象	取引対象の内容	-
	事業者コード	請求/支払明細の対象となる事業者コード	-
	事業者名	請求/支払明細の対象となる事業者名	-
	摘要	請求/支払明細の名称(対象のエリア名等)	請求書で記載必須項目
明細金額情報	金額	調整前の金額	-
	調整額	任意で入力できる調整額	-
	税区分	取引対象が課税対象・非課税かを示す区分	-
	税抜対価額	摘要ごとの税抜対価額	-
	消費税額	摘要ごとの消費税額	-
	小計	摘要ごとの税込対価額	-
	備考	任意記載項目	-

容量拠出金対応：請求書/支払通知書作成・送付-支払通知書作成・送付

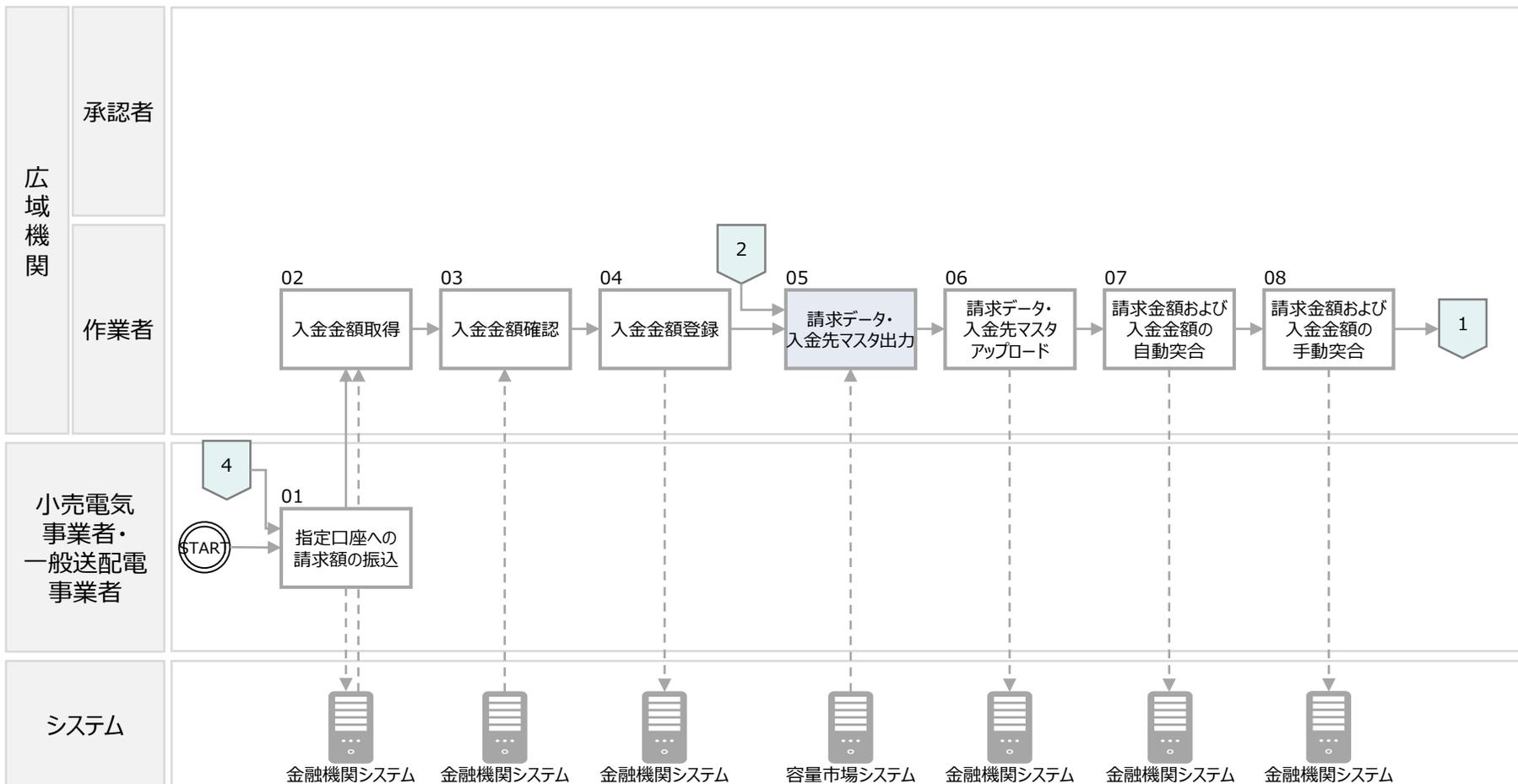
業務プロセス	支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)		
関連アクター	広域機関		
詳細内容			
支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)(5/5)			
【支払通知書に記載する主要内容】			
情報	記載項目	記載項目詳細	補足
支払通知書 金額情報	税抜金額合計	摘要に記載された税抜金額の合計	-
	税抜金額合計(8%対象)	摘要に記載された税抜金額のうち8%分の合計	-
	税抜金額合計(10%対象)	摘要に記載された税抜金額のうち10%分の合計	-
	消費税額合計	摘要に記載された消費税額の合計	-
	消費税額合計(8%対象)	摘要に記載された消費税額のうち8%分の合計	請求書で記載必須項目
	消費税額合計(10%対象)	摘要に記載された消費税額のうち10%分の合計	請求書で記載必須項目
	税込金額合計	摘要に記載された税込金額の合計	-
	税込金額合計(8%対象)	摘要に記載された税込金額のうち8%分の合計	請求書で記載必須項目
	税込金額合計(10%対象)	摘要に記載された税込金額のうち10%分の合計	請求書で記載必須項目
支払情報	支払期限日	事業者に対する入金 の期限日	-
	振込口座情報	広域機関が振込を行う口座情報	-

- 容量拠出金対応：入金

業務詳細フロー 容量拠出金対応：入金-入金確認/消込

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	入金-入金確認/消込	業務コード	BF430
業務内容	小売電気事業者・一般送配電事業者に対して請求した金額が入金されていることを確認し、消込作業を行う		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者・一般送配電事業者		

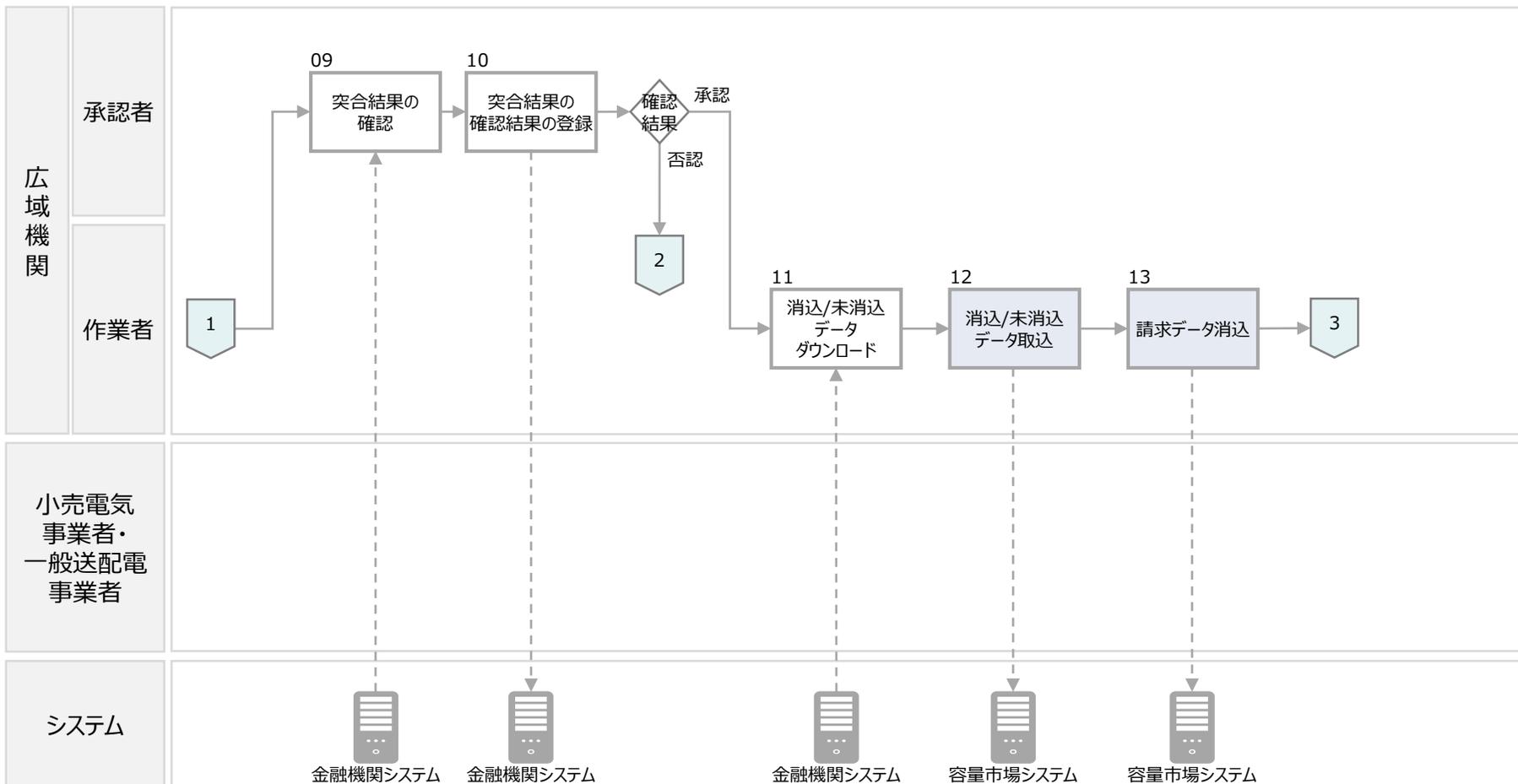


業務詳細フロー

容量拠出金対応：入金-入金確認/消込

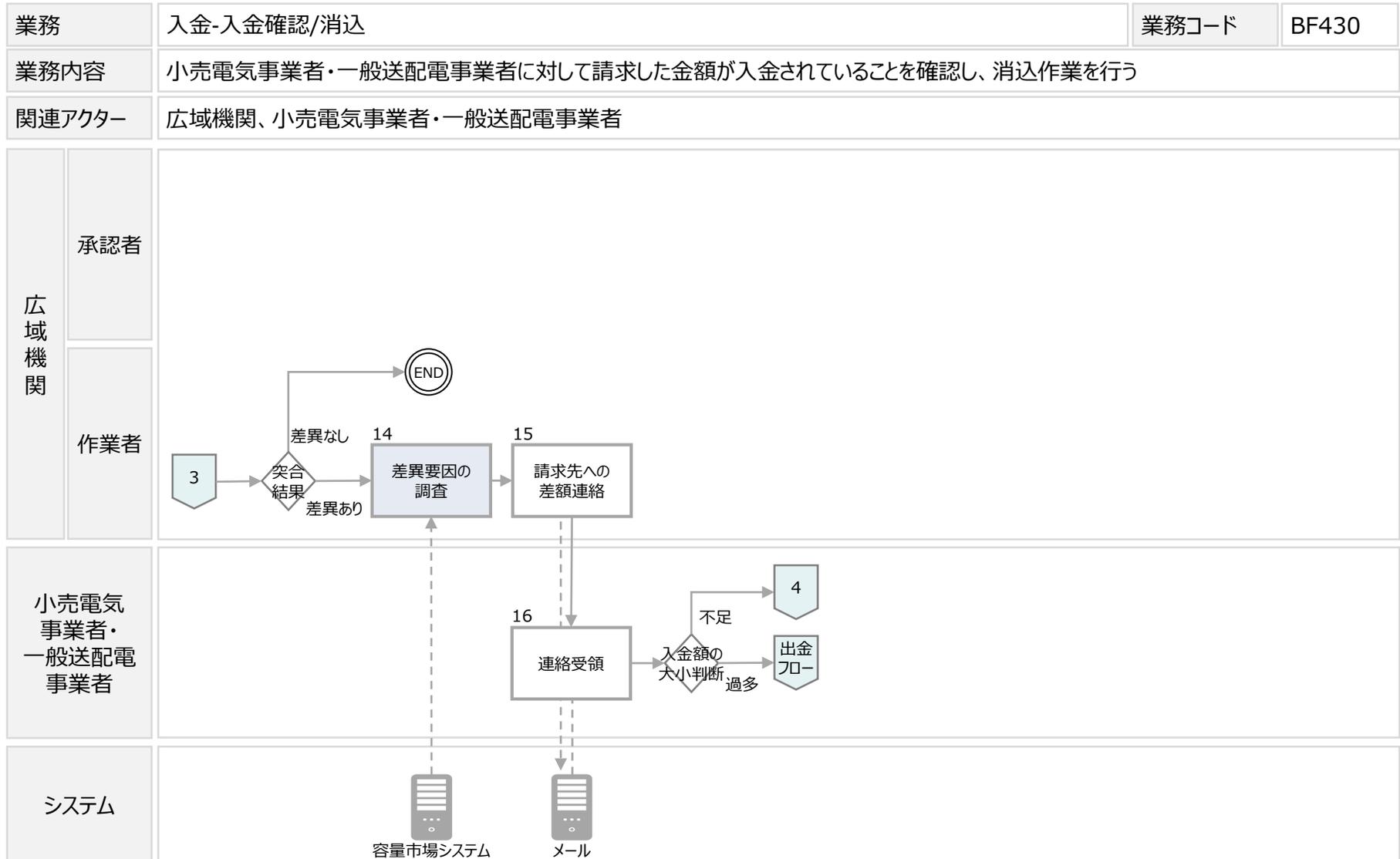
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	入金-入金確認/消込	業務コード	BF430
業務内容	小売電気事業者・一般送配電事業者に対して請求した金額が入金されていることを確認し、消込作業を行う		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者・一般送配電事業者		



業務詳細フロー 容量拠出金対応：入金-入金確認/消込

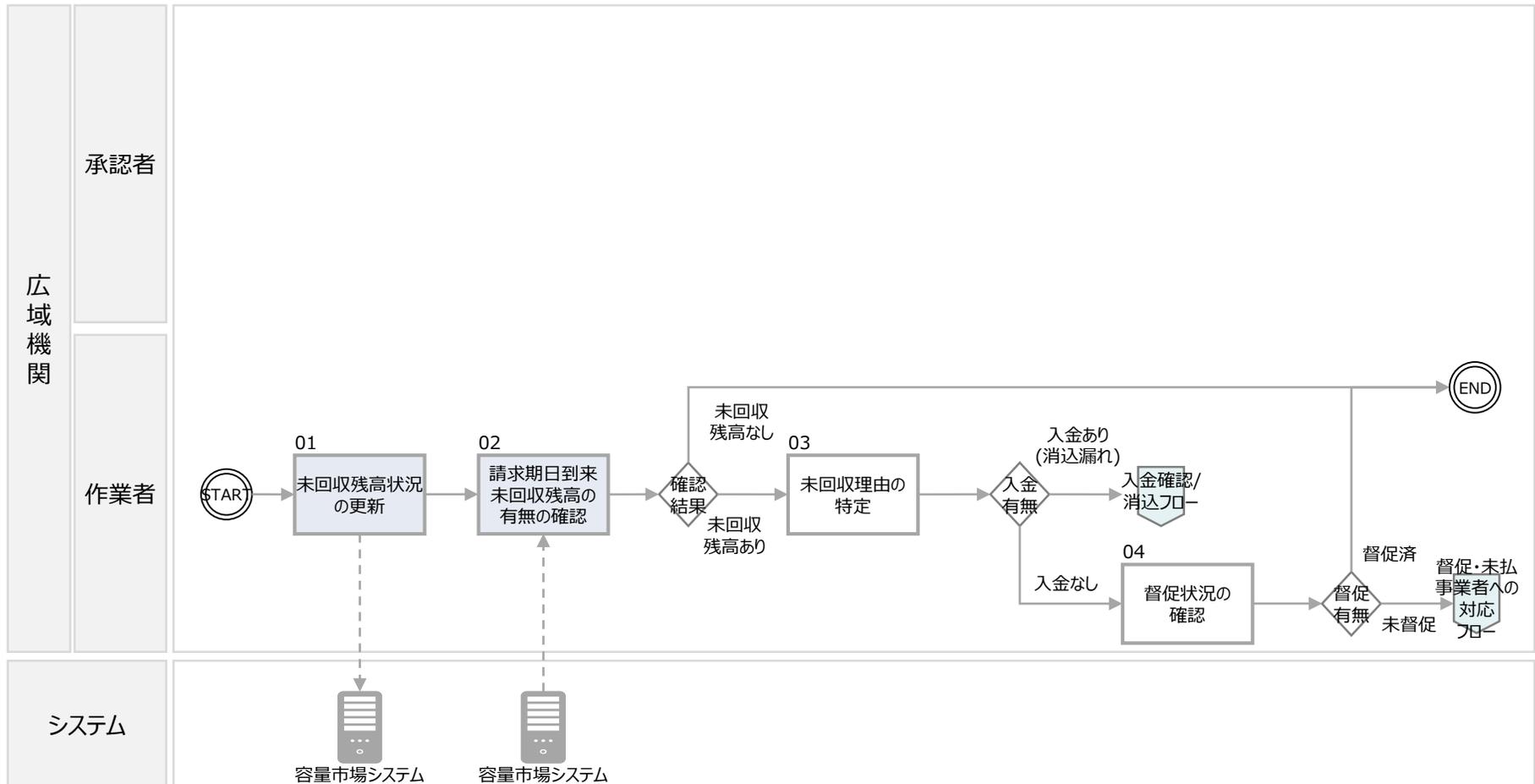
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



業務詳細フロー 容量拠出金対応：入金-支払期日到来未回収残高の確認

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	入金-支払期日到来未回収残高の確認	業務コード	BF431
業務内容	期日を過ぎても入金されていない取引が発生している場合、日次で容量拠出金の期日到来未回収残高を確認する		
関連アクター	広域機関		



業務詳細フロー 容量拠出金対応：入金-督促・未払事業者への対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	入金-督促・未払事業者への対応	業務コード	BF432
業務内容	小売電気事業者・一般送配電事業者に対して請求した金額が未入金だった場合の対応を決定し、実施する		
関連アクター	経済産業省、広域機関、小売電気事業者・一般送配電事業者		
経済産業省			
広域機関	承認者	<pre> graph TD Start((START)) --> D1{電話連絡の実施状況} D1 -- 実施済 --> 1[1] D1 -- 未実施 --> 01[01 担当者への電話連絡] 01 --> 02[02 電話の受領] 02 --> 03[03 広域機関への支払確認] 03 --> D2{広域機関への支払有無} D2 -- 有 --> 04[04 確認結果連絡] D2 -- 無 --> 06[06 対応策の連絡] 04 --> 05[05 確認結果連絡受領] 05 --> Inflow[入金確認/消込フロー] 06 --> 07[07 対応策に関する連絡受領] 07 --> 08[08 督促状況の更新・対応策の共有] 08 --> 09[09 対応策の共有受領] 08 --> D3{対応策の実施時期} D3 -- 次月請求と併せて対応 --> End((END)) D3 -- 次月請求前に個別対応 --> Inflow2[入金確認/消込フロー] </pre>	
	作業員		
小売電気事業者・一般送配電事業者			
システム			

業務詳細フロー 容量拠出金対応：入金-督促・未払事業者への対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	入金-督促・未払事業者への対応	業務コード	BF432
業務内容	小売電気事業者・一般送配電事業者に対して請求した金額が未入金だった場合の対応を決定し、実施する		
関連アクター	経済産業省、広域機関、小売電気事業者・一般送配電事業者		
経済産業省			
広域機関	承認者		
	作業員		
小売電気事業者・一般送配電事業者			
システム			

業務詳細フロー 容量拠出金対応：入金-督促・未払事業者への対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	入金-督促・未払事業者への対応	業務コード	BF432
業務内容	小売電気事業者・一般送配電事業者に対して請求した金額が未入金だった場合の対応を決定し、実施する		
関連アクター	経済産業省、広域機関、小売電気事業者・一般送配電事業者		
経済産業省			
広域機関			
承認者			
作業員			
小売電気事業者・一般送配電事業者			
システム			

業務詳細フロー 容量拠出金対応：入金-督促・未払事業者への対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	入金-督促・未払事業者への対応	業務コード	BF432
業務内容	小売電気事業者・一般送配電事業者に対して請求した金額が未入金だった場合の対応を決定し、実施する		
関連アクター	経済産業省、広域機関、小売電気事業者・一般送配電事業者		
経済産業省			
広域機関	承認者	<pre> graph TD 4{{4}} --> 32[32 督促状況の更新・対応状況の報告] 32 --> 33[33 対応状況の報告受領] 33 --> 34[34 理事会による議決] 34 --> 35[35 事業者名の公表] 35 --> 36[36 指導または勧告内容の作成] 36 --> 37[37 指導または勧告内容の承認依頼] 37 --> 38[38 指導または勧告内容の承認依頼受領] 38 --> 39[39 指導または勧告内容の確認] 39 --> 40{承認} 40 -- 承認 --> 40[40 指導または勧告内容の承認] 40 -- 差戻 --> 7{{7}} 40 --> 41[41 指導または勧告の発令] 41 --> 42[42 指導または発令の受領] 42 --> 入金確認[入金確認/消込フロー] </pre>	
	作業員		
小売電気事業者・一般送配電事業者			
システム			

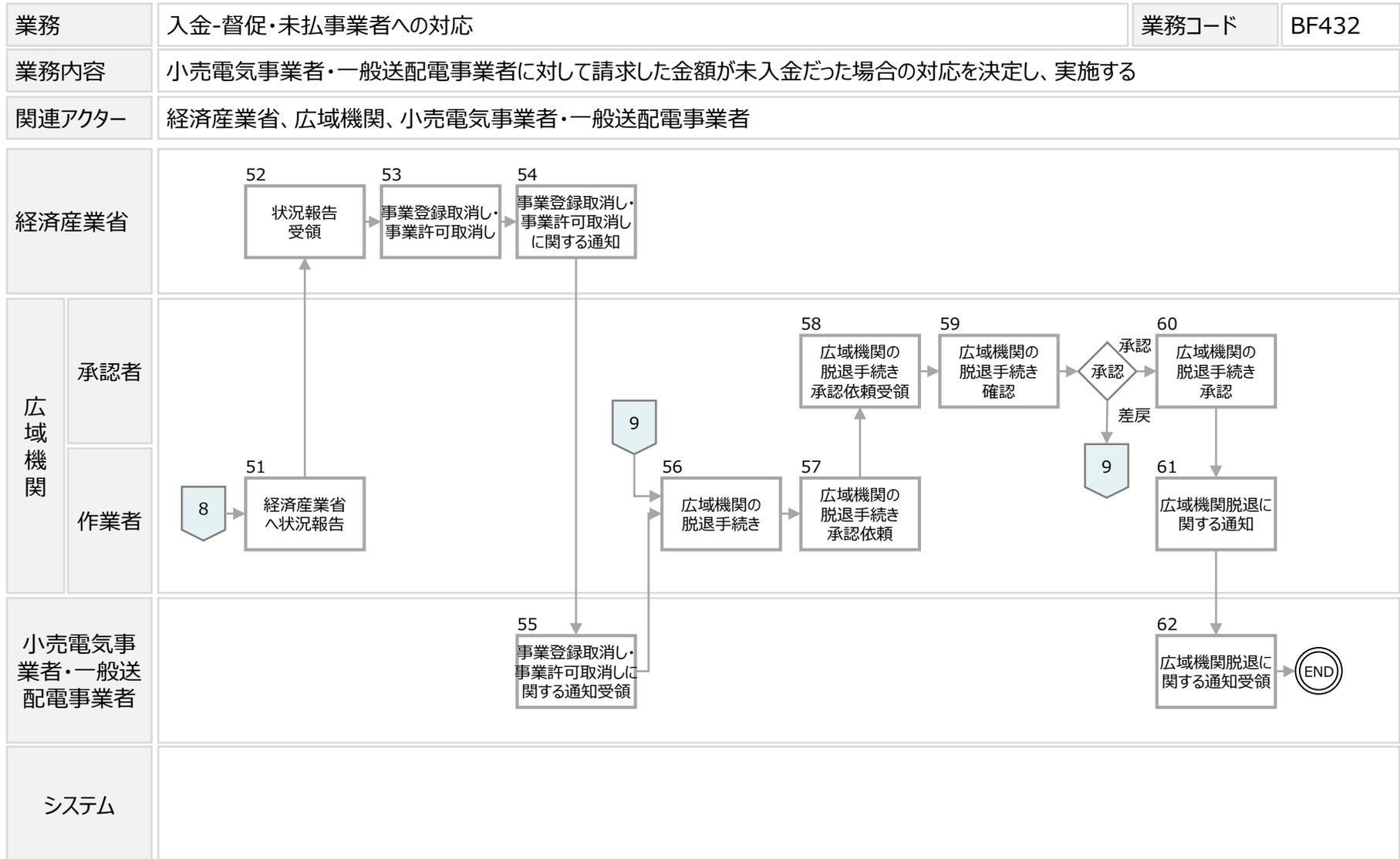
業務詳細フロー 容量拠出金対応：入金-督促・未払事業者への対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	入金-督促・未払事業者への対応	業務コード	BF432
業務内容	小売電気事業者・一般送配電事業者に対して請求した金額が未入金だった場合の対応を決定し、実施する		
関連アクター	経済産業省、広域機関、小売電気事業者・一般送配電事業者		
経済産業省	<pre> graph TD 6[6] -- "会員への制裁 実施状況" --> 8{8} 8 -- "実施済" --> 43[43] 8 -- "未実施" --> 43 43[43] --> 44[44] 44[44] --> 45[45] 45[45] --> 46[46] 45[45] --> 47[47] 46[46] --> 47 47[47] --> 48[48] 48[48] --> 49[49] 49[49] --> 50[50] 49[49] --> 入金確認[入金確認/消込フロー] </pre>		
広域機関			
小売電気事業者・一般送配電事業者	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">50 命令受領</div>		
システム			

業務詳細フロー 容量拠出金対応：入金-督促・未払事業者への対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

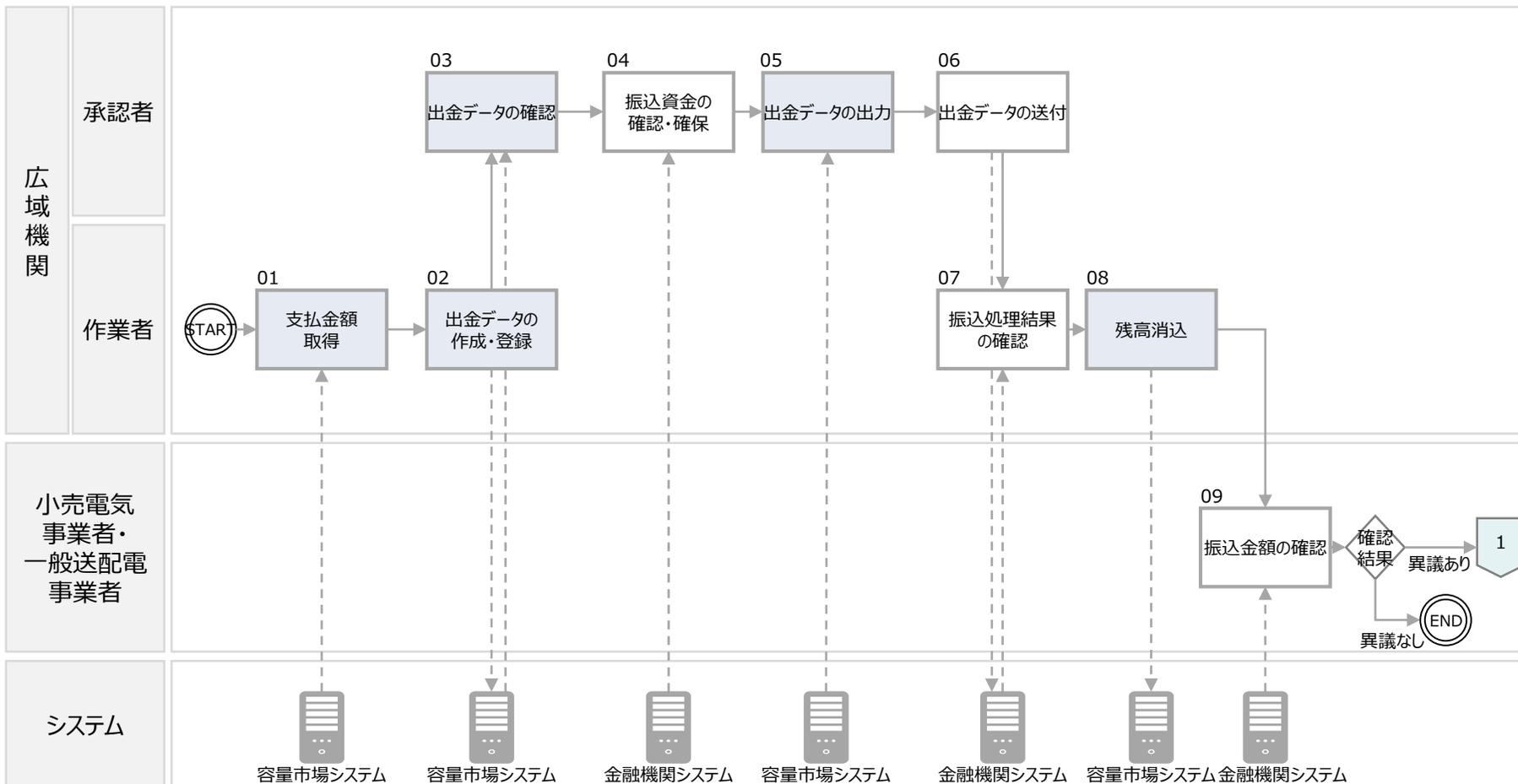


- 容量拠出金対応：出金

業務詳細フロー 容量拠出金対応：出金

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

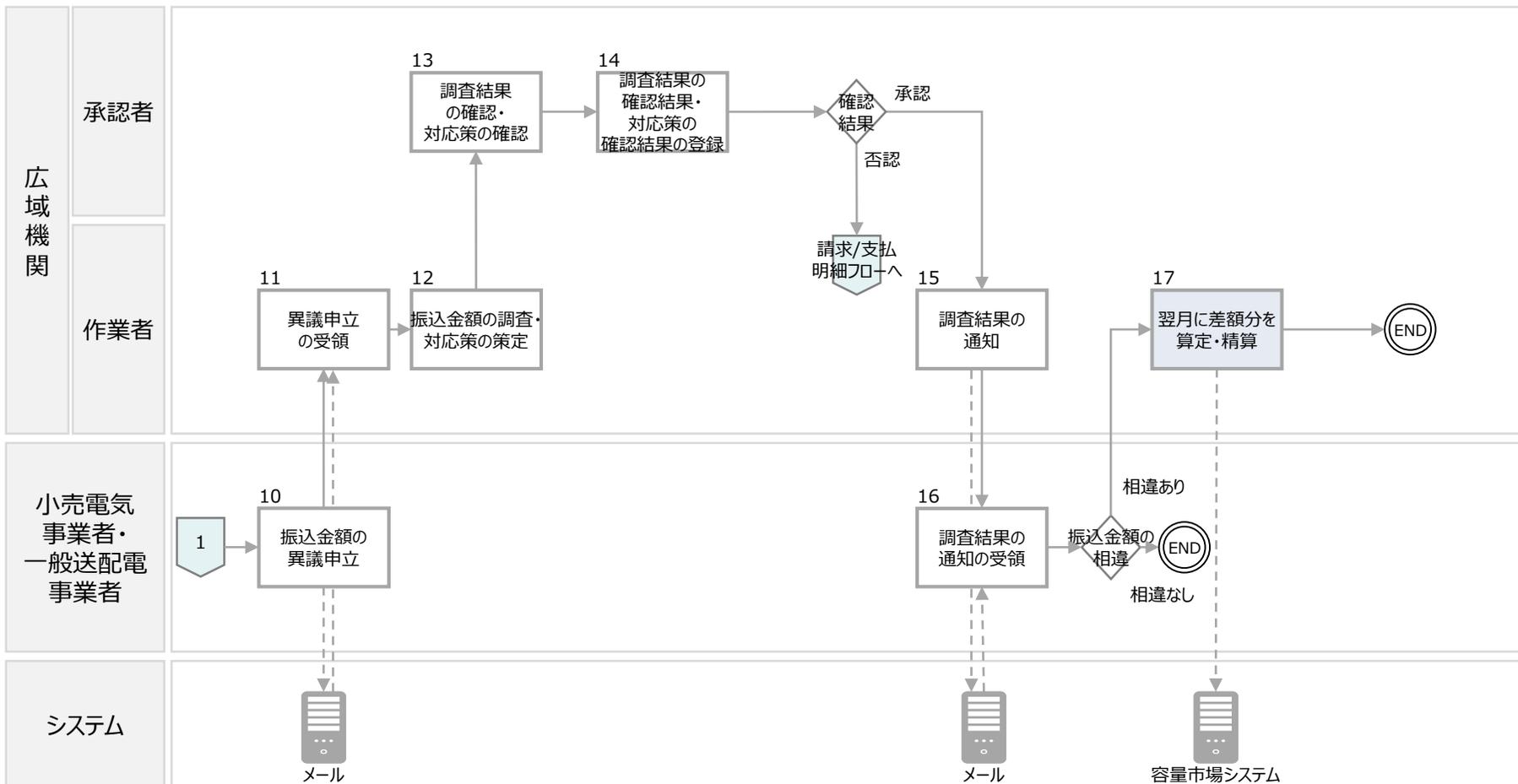
業務	出金	業務コード	BF440
業務内容	小売電気事業者・一般送配電事業者に対してした支払額を出金し、消込作業を行う		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者・一般送配電事業者		



業務詳細フロー 容量拠出金対応：出金

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	出金	業務コード	BF440
業務内容	小売電気事業者・一般送配電事業者に対してした支払額を出金し、消込作業を行う		
関連アクター	広域機関、小売電気事業者・一般送配電事業者		

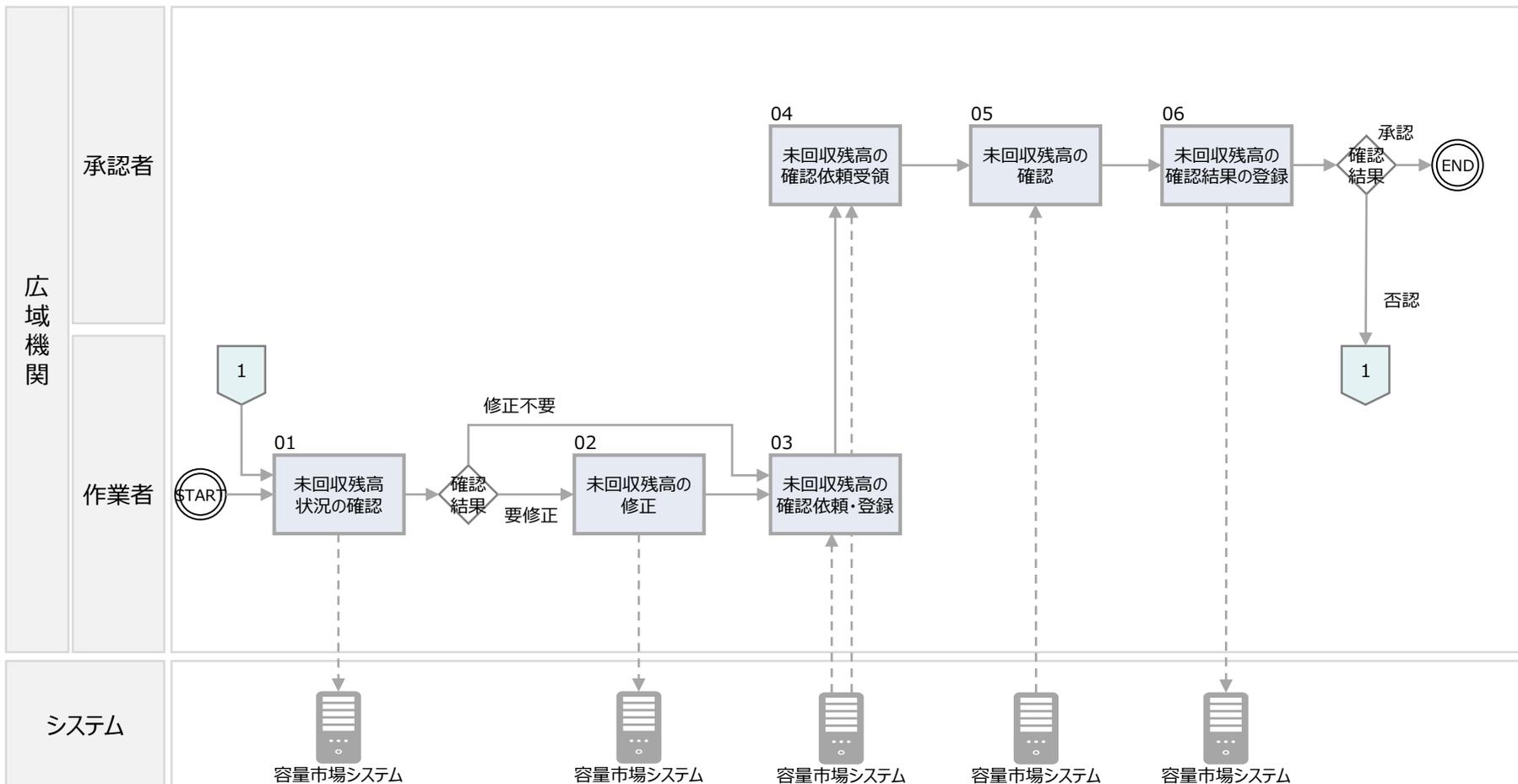


- 容量拠出金対応：残高管理

業務詳細フロー 容量拠出金対応：残高管理-期日到来未回収状況の確認

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

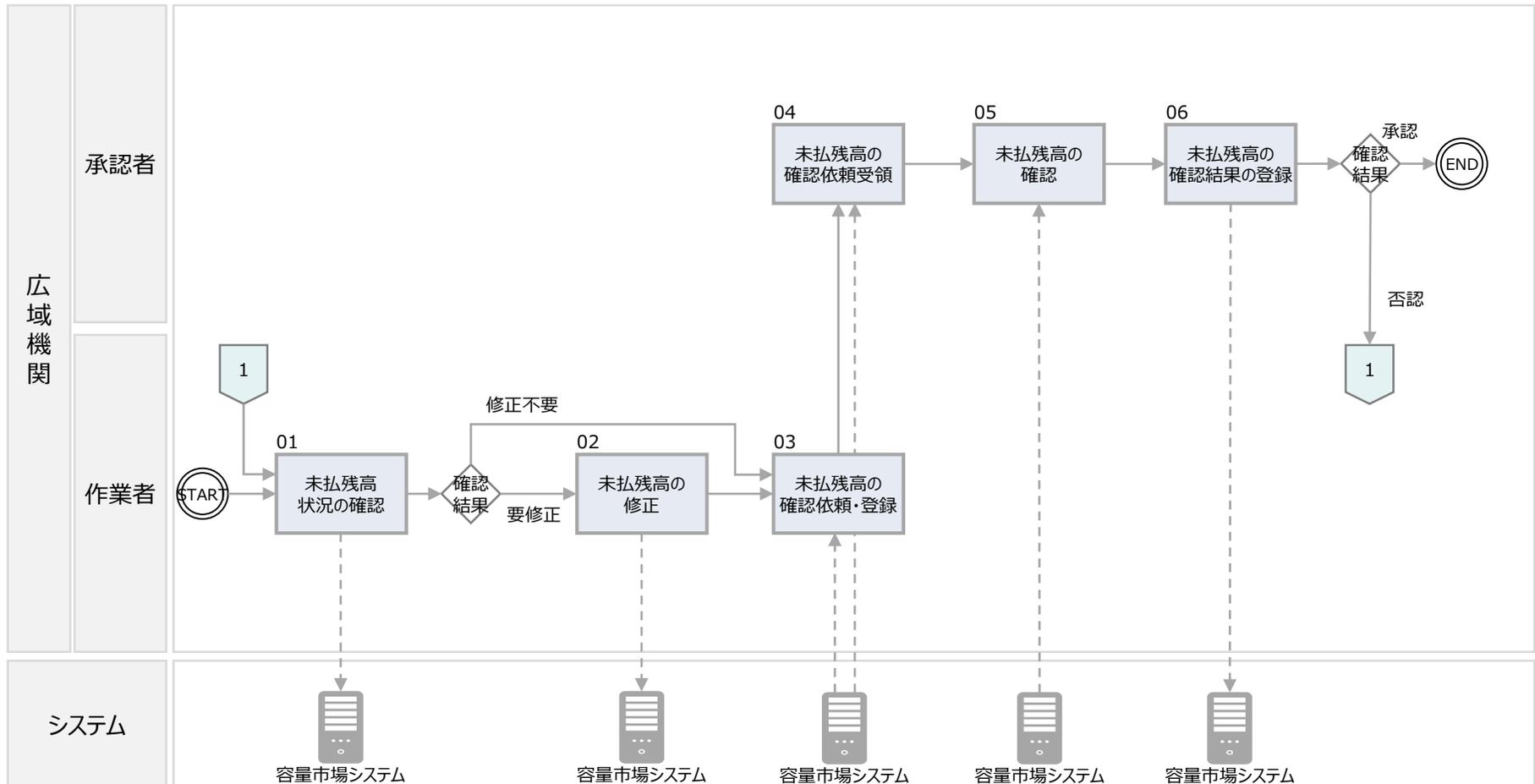
業務	残高管理-期日到来未回収状況の確認	業務コード	BF450
業務内容	月次で期日到来未回収状況を確認する		
関連アクター	広域機関		



業務詳細フロー 容量拠出金対応：残高管理-期日到来未払状況の確認

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

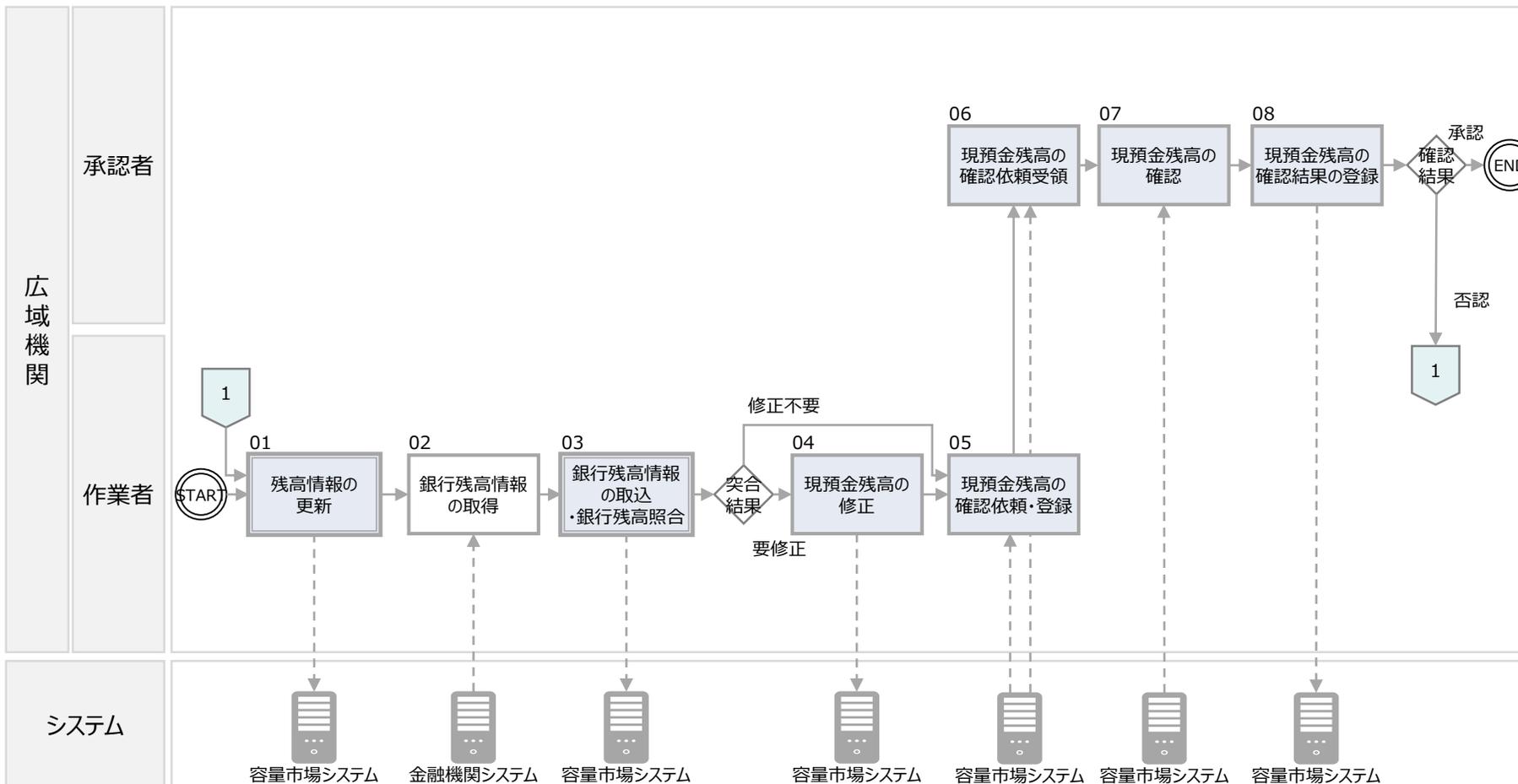
業務	残高管理-期日到来未払状況の確認	業務コード	BF451
業務内容	月次で期日到来未払状況を確認する		
関連アクター	広域機関		



業務詳細フロー 容量拠出金対応：残高管理-預り金残高管理

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	残高管理-預り金残高管理	業務コード	BF452
業務内容	月次で容量市場システム上の預り金残高と銀行から取得する残高情報を突合し、差異がないことを確認する		
関連アクター	広域機関		



業務仕様書

容量拠出金対応：残高管理-預り金残高管理

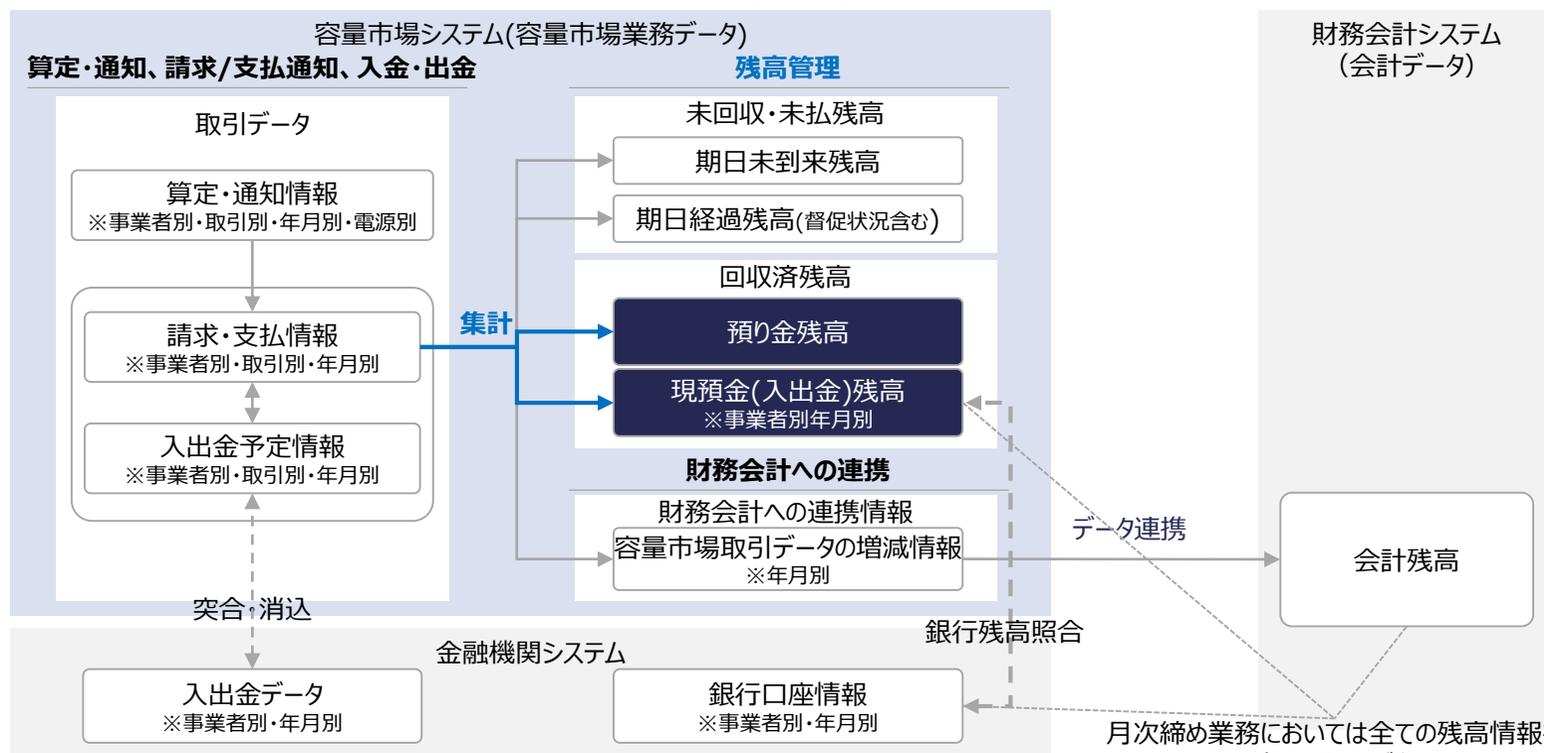
業務プロセス	残高情報の更新
関連アクター	広域機関

詳細内容

残高情報の更新(1/2)

【残高管理の全体像と残高情報の更新の位置付け】

- 残高管理のゴールは、月次単位で容量市場システムの現預金(入出金)残高と財務会計システムの会計残高、金融機関システムの銀行口座情報を一致させること
- 残高情報の更新においては、取引データを集計し、預り金残高および現預金(入出金)残高情報を更新する



業務仕様書

容量拠出金対応：残高管理-預り金残高管理

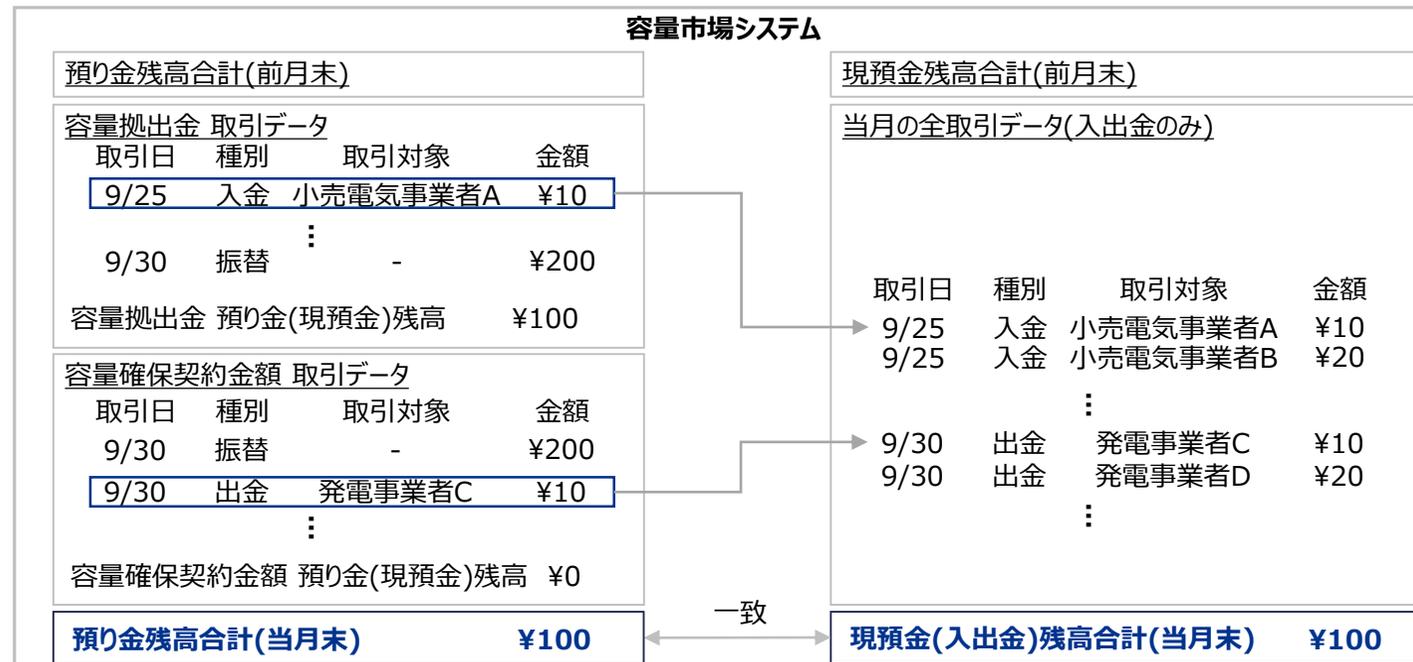
業務プロセス	残高情報の更新
関連アクター	広域機関

詳細内容

残高情報の更新(2/2)

【更新対象となるデータ】

- 預り金残高合計は容量拠出金・容量確保契約金額の取引データ、現預金(入出金)残高合計は入出金の取引データを累計して算出する
- なお、預り金残高合計と現預金(入出金)残高合計が一致していることが前提となるため当該プロセス内で確認を実施する



※経済的ペナルティの取引データは容量確保契約金額 取引データ、容量拠出金の追加請求および還元の取引データは容量拠出金 取引データに含まれる

業務仕様書

容量拠出金対応：残高管理-預り金残高管理

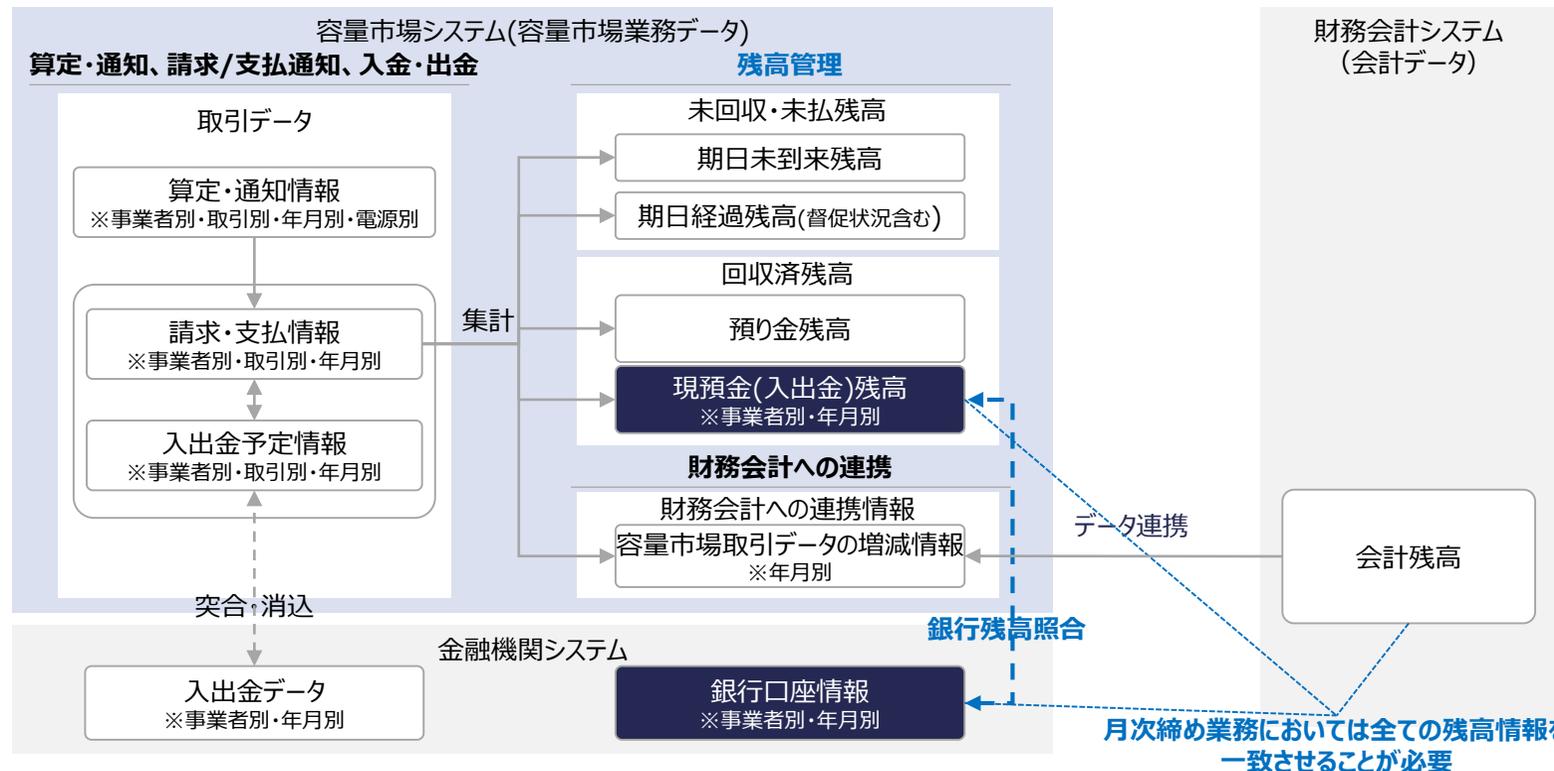
業務プロセス	銀行残高照合
関連アクター	広域機関

詳細内容

銀行残高照合(1/2)

【残高管理の全体像と銀行残高照合の位置づけ】

- 残高管理のゴールは、月次単位で容量市場システムの現預金(入出金)残高と財務会計システムの会計残高、金融機関システムの銀行口座情報を一致させること
- 銀行残高照合は月末時点の現預金(入出金)残高合計と銀行口座情報を照合する



業務仕様書

容量拠出金対応：残高管理-預り金残高管理

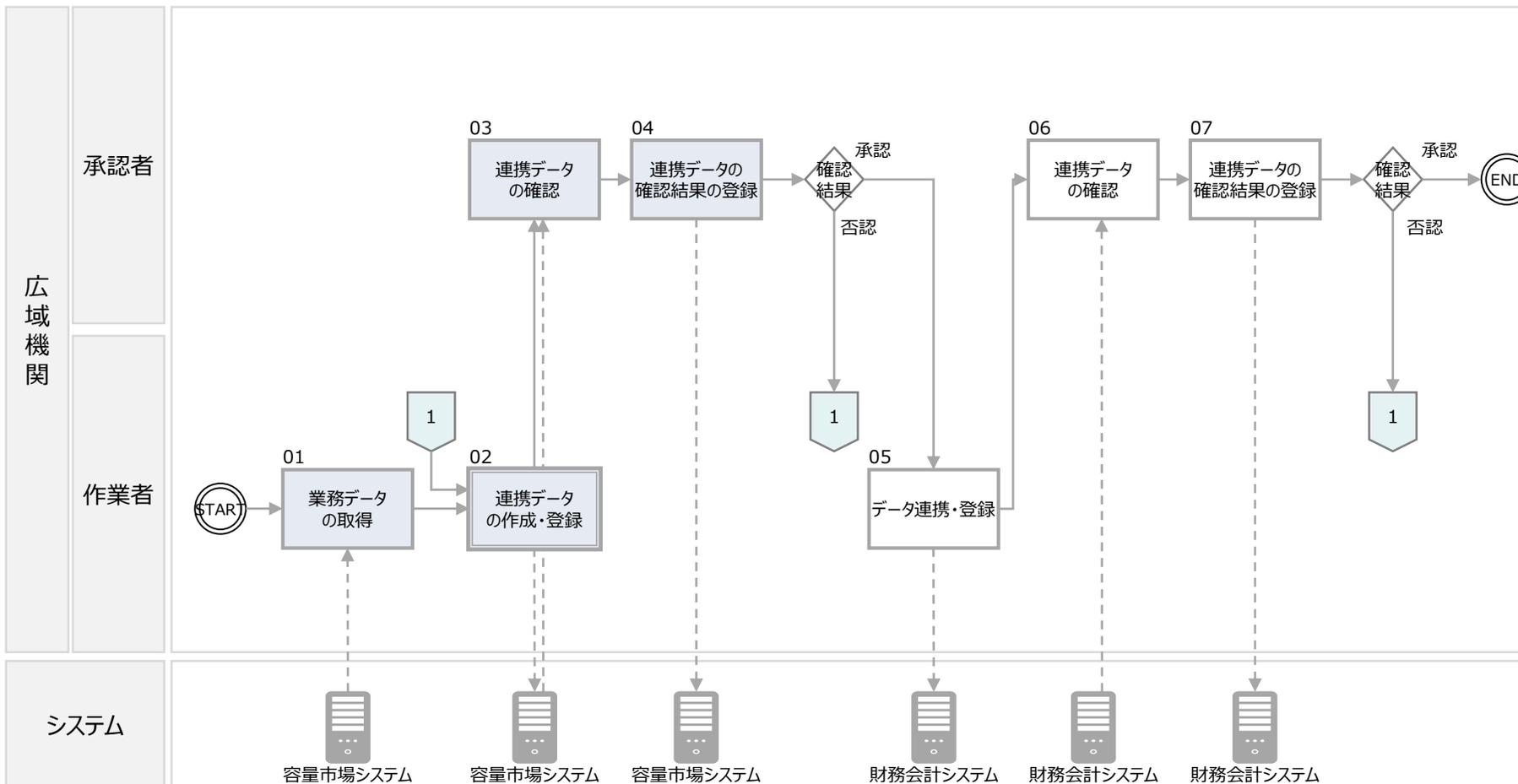
業務プロセス	銀行残高照合																																																								
関連アクター	広域機関																																																								
詳細内容																																																									
銀行残高照合(2/2)																																																									
【残高照合の対象となるデータ】																																																									
• 先行する「残高情報の更新」において更新済みの現預金(入出金)残高合計および「銀行口座情報の取得」において取得された口座残高を照合する																																																									
容量市場システム	銀行口座																																																								
現預金残高合計(前月末)	全取引対象の一括管理口座																																																								
当月の取引データ(入出金のみ)																																																									
<table border="1"><thead><tr><th>取引日</th><th>種別</th><th>取引対象</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>9/25</td><td>入金</td><td>小売電気事業者A</td><td>¥10</td></tr><tr><td>9/25</td><td>入金</td><td>小売電気事業者B</td><td>¥20</td></tr><tr><td></td><td></td><td>⋮</td><td></td></tr><tr><td>9/30</td><td>出金</td><td>発電事業者C</td><td>¥10</td></tr><tr><td>9/30</td><td>出金</td><td>発電事業者D</td><td>¥20</td></tr><tr><td></td><td></td><td>⋮</td><td></td></tr></tbody></table>	取引日	種別	取引対象	金額	9/25	入金	小売電気事業者A	¥10	9/25	入金	小売電気事業者B	¥20			⋮		9/30	出金	発電事業者C	¥10	9/30	出金	発電事業者D	¥20			⋮		<table border="1"><thead><tr><th>取引日</th><th>種別</th><th>取引対象</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>9/25</td><td>預入</td><td>ジギョウシャA</td><td>¥10</td></tr><tr><td>9/25</td><td>預入</td><td>ジギョウシャB</td><td>¥20</td></tr><tr><td></td><td></td><td>⋮</td><td></td></tr><tr><td>9/30</td><td>払出</td><td>ジギョウシャC</td><td>¥10</td></tr><tr><td>9/30</td><td>払出</td><td>ジギョウシャD</td><td>¥20</td></tr><tr><td></td><td></td><td>⋮</td><td></td></tr></tbody></table>	取引日	種別	取引対象	金額	9/25	預入	ジギョウシャA	¥10	9/25	預入	ジギョウシャB	¥20			⋮		9/30	払出	ジギョウシャC	¥10	9/30	払出	ジギョウシャD	¥20			⋮	
取引日	種別	取引対象	金額																																																						
9/25	入金	小売電気事業者A	¥10																																																						
9/25	入金	小売電気事業者B	¥20																																																						
		⋮																																																							
9/30	出金	発電事業者C	¥10																																																						
9/30	出金	発電事業者D	¥20																																																						
		⋮																																																							
取引日	種別	取引対象	金額																																																						
9/25	預入	ジギョウシャA	¥10																																																						
9/25	預入	ジギョウシャB	¥20																																																						
		⋮																																																							
9/30	払出	ジギョウシャC	¥10																																																						
9/30	払出	ジギョウシャD	¥20																																																						
		⋮																																																							
現預金(入出金)残高合計(当月末) ¥100	口座残高(当月末) ¥100																																																								
← 突合 →																																																									

- 容量拠出金対応：財務会計への連携

業務詳細フロー 容量拠出金対応：財務会計への連携

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	財務会計への連携	業務コード	BF460
業務内容	容量市場システムから業務データを取得し、連携データを作成し財務会計に連携する		
関連アクター	広域機関		



業務仕様書

容量拠出金対応：財務会計への連携

業務プロセス	連携データの作成・登録								
関連アクター	広域機関								
詳細内容									
連携データの作成・登録(1/4)									
【容量市場上の取引データイメージ(月次業務)】									
<ul style="list-style-type: none"> 容量市場業務で発生した取引について、取引対象別×実需給年度/対象月別×事業者別×税区分別の粒度で取引データとして保持する 消込が行われる取引データについて、消込が完了した際に、入出金ステータスを未入金/未出金から入金済/出金済へと更新する 									
容量市場システム上の処理	処理が行われる業務	容量市場システム上の取引データイメージ							
		取引対象	実需給年度	対象月	事業者	税抜額	税額	税区分	入出金ステータス
容量拠出金(対象月=7月)の算定、課税額計算および消込処理	<ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 入金 	容量拠出金	2025年度	7月	A	100	10	10%	入金済
		容量拠出金	2025年度	7月	B	300	30	10%	入金済
容量確保契約金額(対象月=7月)の算定、課税額計算および消込処理	<ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 出金 	容量確保契約金額	2025年度	7月	C	-350	-35	10%	出金済
		容量確保契約金額	2025年度	7月	D	-50	-5	10%	出金済
経済的ペナルティ(対象月=7月)の算定、課税額計算および消込処理	<ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 入金 	経済的ペナルティ	2025年度	7月	C	150	15	10%	入金済
		経済的ペナルティ	2025年度	7月	D	100	10	10%	入金済
		経済的ペナルティ	2025年度	7月	D	50	-	不課税	入金済
容量確保契約金額の交付に必要な原資の振替処理	<ul style="list-style-type: none"> 残高管理 	容量拠出金	2025年度	-	-	-400	-	-	-
		容量確保契約金額	2025年度	-	-	400	-	-	-
容量拠出金(対象月=8月)の算定、課税額計算および消込処理	<ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 入金 	容量拠出金	2025年度	8月	A	100	10	10%	入金済
		容量拠出金	2025年度	8月	B	300	30	10%	未入金

業務仕様書

容量拠出金対応：財務会計への連携

業務プロセス	連携データの作成・登録
--------	-------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

連携データの作成・登録(2/4)

【容量市場上の取引データイメージ(年次業務)】

- 容量市場業務で発生した取引について、取引対象別×実需給年度/対象月別×事業者別×税区分別の粒度で取引データとして保持する
- 消込が行われる取引データについて、消込が完了した際に、入出金ステータスを未入金/未出金から入金済/出金済へと更新する

容量市場システム上の処理	処理が行われる業務	容量市場システム上の取引データイメージ							
		取引対象	実需給年度	対象月	事業者	税抜額	税額	税区分	入出金ステータス
還元(実需給年度=2024年度)額の算定、課税額計算および消込処理	<ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 出金 	還元	2024年度	年次精算	A	-300	-30	10%	出金済
		還元	2024年度	年次精算	B	-400	-40	10%	出金済
容量拠出金の追加請求(実需給年度=2024年度対象月=7月)額の算定、課税額計算および消込処理	<ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 入金 	追加請求	2024年度	年次精算	A	10	1	10%	入金済
		追加請求	2024年度	年次精算	B	30	3	10%	入金済
還元対象となる原資の振替処理	<ul style="list-style-type: none"> 残高管理 	容量拠出金	2024年度	-	-	-400	-	-	-
		経済的ペナルティ	2024年度	-	-	-300	-	-	-
		還元	2024年度	-	-	700	-	-	-
容量市場取引における消費税の追加納付/還付処理*	<ul style="list-style-type: none"> 残高管理 	消費税納付/還付	2024年度	年次精算	-	-	100	-	入金済

*容量市場システム上の取引データは還付の場合をイメージ

業務仕様書

容量拠出金対応：財務会計への連携

業務プロセス	連携データの作成・登録
--------	-------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

連携データの作成・登録(3/4)

【財務会計へ連携する容量市場システムデータの粒度(月次業務)】

- 取引データを集約して期中の増減情報を財務会計へ連携する。集約単位は、取引対象別×実需給年度/対象月別×税区分別とする(P)
- 取引対象ごとの預り金の増加・減少を総額で認識するために、同じ取引対象の中でもステータスが異なる場合は別として集計を実施する

容量市場システム上の取引データイメージ								財務会計への連携データ					
取引対象	実需給年度	対象月	事業者	税抜額	税額	税区分	入出金ステータス	取引対象	実需給年度	対象月	税抜額	税額	税区分
容量拠出金	2025年度	7月	A	100	10	10%	入金済	容量拠出金	2025年度	7月	100	10	10%
容量拠出金	2025年度	7月	B	300	30	10%	入金済	容量拠出金	2025年度	7月	400	40	10%
容量拠出金	2025年度	7月						容量拠出金	2025年度	7月	300	30	10%
容量確保契約金額	2025年度	7月	C	-350	-35	10%	出金済	容量確保契約金額	2025年度	7月	-350	-35	10%
容量確保契約金額	2025年度	7月	D	-50	-5	10%	出金済	容量確保契約金額	2025年度	7月	-400	-40	10%
容量確保契約金額	2025年度	7月						容量確保契約金額	2025年度	7月	-50	-5	10%
経済的ペナルティ	2025年度	7月	C	150	15	10%	入金済	経済的ペナルティ	2025年度	7月	150	15	10%
経済的ペナルティ	2025年度	7月	D	100	10	10%	入金済	経済的ペナルティ	2025年度	7月	250	25	10%
経済的ペナルティ	2025年度	7月						経済的ペナルティ	2025年度	7月	100	10	10%
経済的ペナルティ	2025年度	7月	D	50	-	不課税	入金済	経済的ペナルティ	2025年度	7月	50	-	不課税
容量拠出金	2025年度	-	-	-400	-	-	-	容量拠出金	2025年度	-	-400	-	-
容量確保契約金額	2025年度	-	-	400	-	-	-	容量確保契約金額	2025年度	-	400	-	-
容量拠出金	2025年度	8月	A	100	10	10%	入金済	容量拠出金	2025年度	8月	100	10	10%
容量拠出金	2025年度	8月	B	300	30	10%	未入金	容量拠出金	未入金のため、集約対象外		300	30	10%

業務仕様書

容量拠出金対応：財務会計への連携

業務プロセス	連携データの作成・登録
--------	-------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

連携データの作成・登録(4/4)

【財務会計へ連携する容量市場システムデータの粒度(年次業務)】

- 取引データを集約して期中の増減情報を財務会計へ連携する。集約単位は、取引対象別×実需給年度/対象月別×税区分別とする(P)
- 取引対象ごとの預り金の増加・減少を総額で認識するために、同じ取引対象の中でもステータスが異なる場合は別として集計を実施する

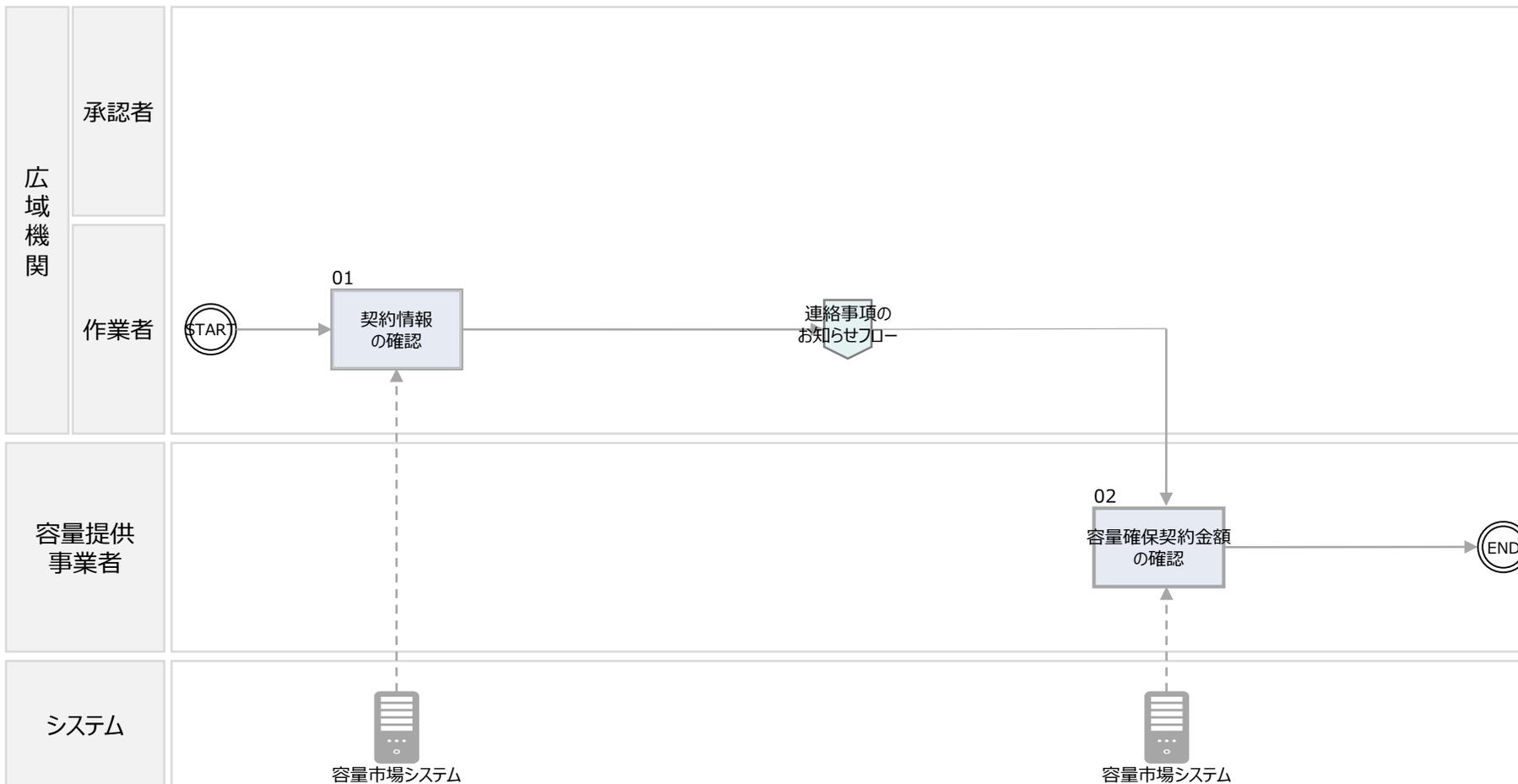
容量市場システム上の取引データイメージ								財務会計への連携データ					
取引対象	実需給年度	対象月	事業者	税抜額	税額	税区分	入出金ステータス	取引対象	実需給年度	対象月	税抜額	税額	税区分
還元	2024年度	年次精算	A	-300	-30	10%	出金済	還元	2024年度	年次精算	-300	-30	10%
還元	2024年度	年次精算	B	-400	-40	10%	出金済	還元	2024年度	年次精算	-700	-70	10%
還元	2024年度	年次精算						還元	2024年度	年次精算	-400	-40	10%
追加請求	2024年度	年次精算	A	10	1	10%	入金済	追加請求	2024年度	年次精算	10	1	10%
追加請求	2024年度	年次精算	B	30	3	10%	入金済	容量拠出金	2024年度	年次精算	40	44	10%
追加請求	2024年度	年次精算						追加請求	2024年度	年次精算	30	3	10%
容量拠出金	2024年度	-	-	-400	-	-	-	容量拠出金	-	-	-400	-	-
経済的ペナルティ	2024年度	-	-	-300	-	-	-	経済的ペナルティ	-	-	-300	-	-
還元	2024年度	-	-	700	-	-	-	還元	-	-	700	-	-
消費税納付/還付	2024年度	年次精算	-	-	100	-	入金済	消費税納付/還付	202-年度	年次-精算	100	110	-

- 容量確保契約金額対応：算定・通知

容量確保契約金額対応：算定・通知-実需給期間前-容量確保契約金額

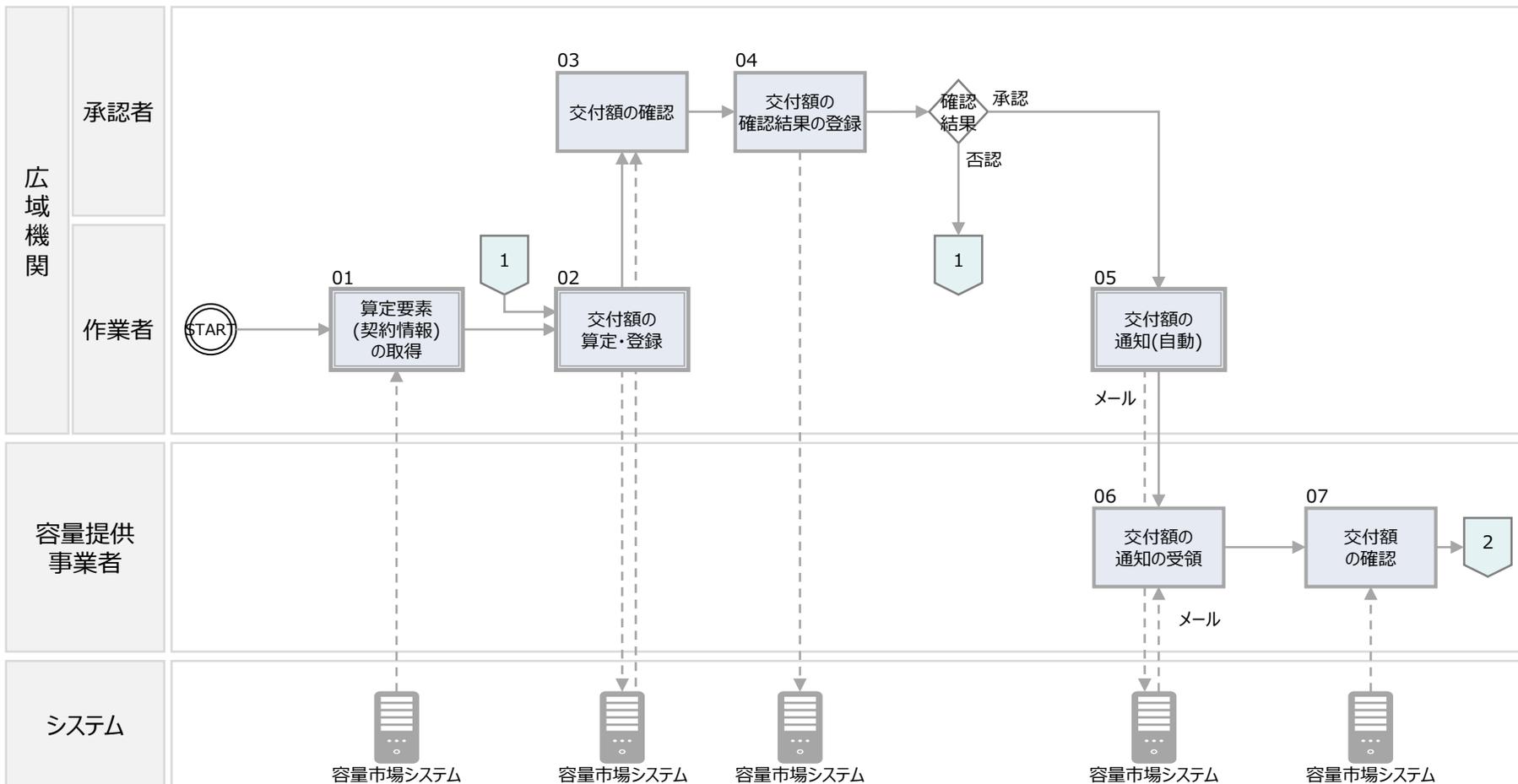
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-実需給期間前-容量確保契約金額	業務コード	BF510
業務内容	広域機関が実需給年度開始前に容量確保契約金額を容量提供事業者へ通知する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



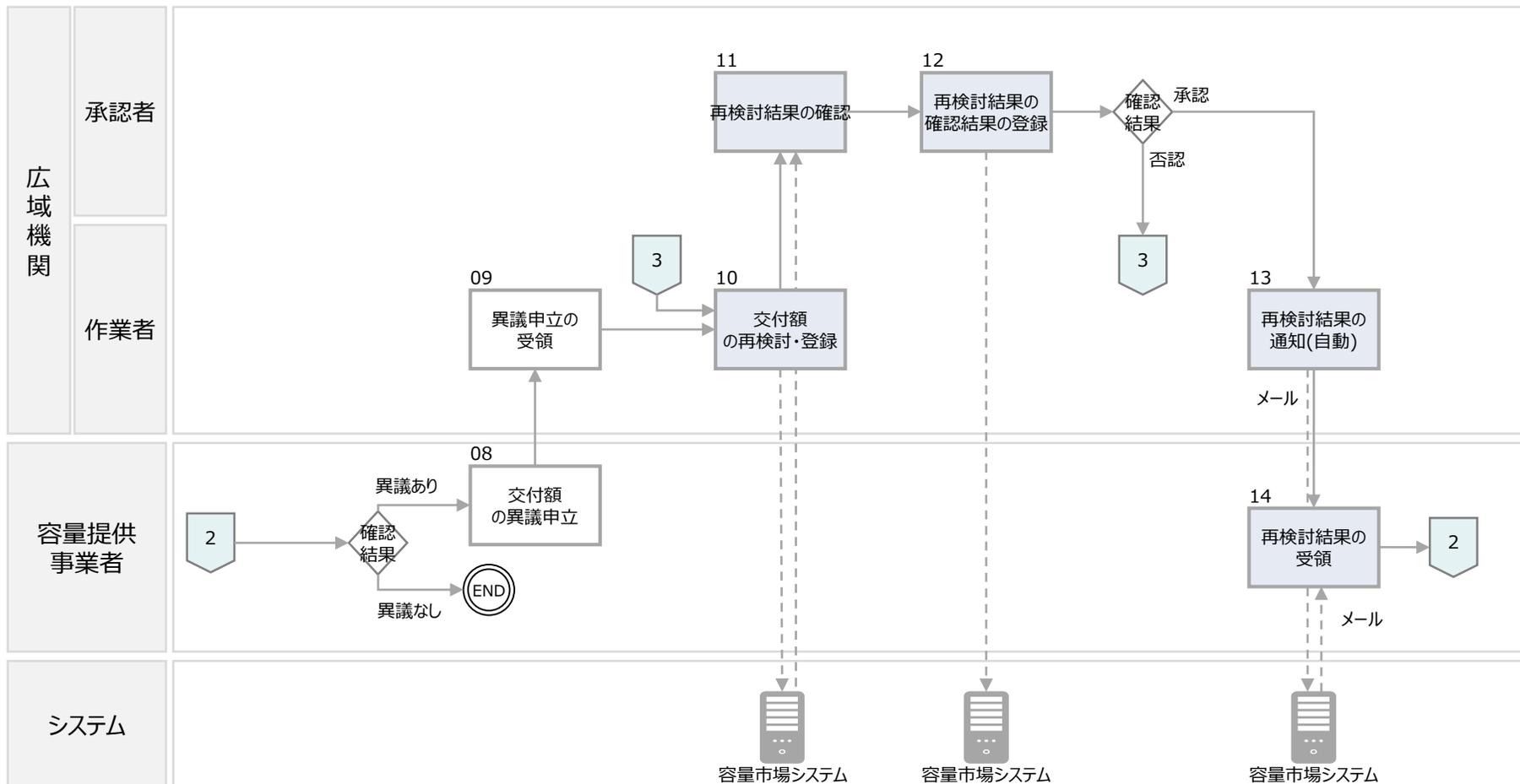
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-実需給期間中-容量確保契約金額	業務コード	BF511
業務内容	広域機関が月次で容量確保契約金額の交付額を算定し、容量提供事業者へ通知する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	算定・通知-実需給期間中-容量確保契約金額	業務コード	BF511
業務内容	広域機関が月次で容量確保契約金額の交付額を算定し、容量提供事業者に通知する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



容量確保契約金額対応：算定・通知-実需給期間中-容量確保契約金額

業務プロセス	算定要素(契約情報)の取得、交付額の算定・登録
--------	-------------------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

算定要素(契約情報)の取得 交付額の算定・登録

実需給期間中の電源別交付額(月次)の算定

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
電源別交付額(月次)の算定	容量確保契約金額	算定実施時の容量確保契約の契約情報に基づく容量確保契約金額
	月数	12か月

算定式

- ・容量提供事業者への月別交付額(対象4月~2月)
各月の電源別交付額 = 当月時点の契約に基づく容量確保契約金額 ÷ 12 ※12カ月で割った部分の小数点以下切り捨て
- ・容量提供事業者への実需給年度最終対象月交付額(対象3月)
最終月の電源別交付額 = 容量確保契約金額 - 既支払額
※実需給期間中に契約変更が発生した場合
最終月の電源別交付額 = (契約変更前の容量確保契約金額 ÷ 12 × 契約変更前の経過月数) + (契約変更後の容量確保契約金額 ÷ 12 × 契約変更後の経過月数) - 既支払額

容量確保契約金額対応：算定・通知-実需給期間中-容量確保契約金額

業務プロセス	交付額の通知(自動)
--------	------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

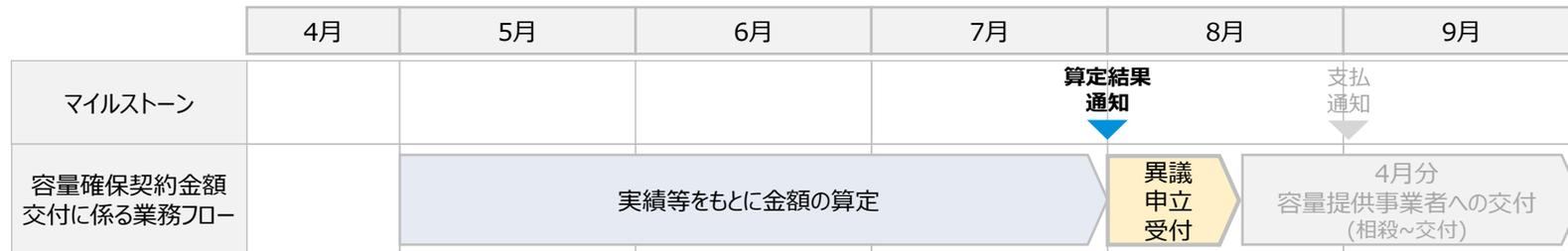
交付額の通知(自動)

【通知単位】

- 算定した結果を事業者別に集計し、通知する

【通知タイミング】

- 対象月から3か月後の月中に実施



【通知方法・通知内容】

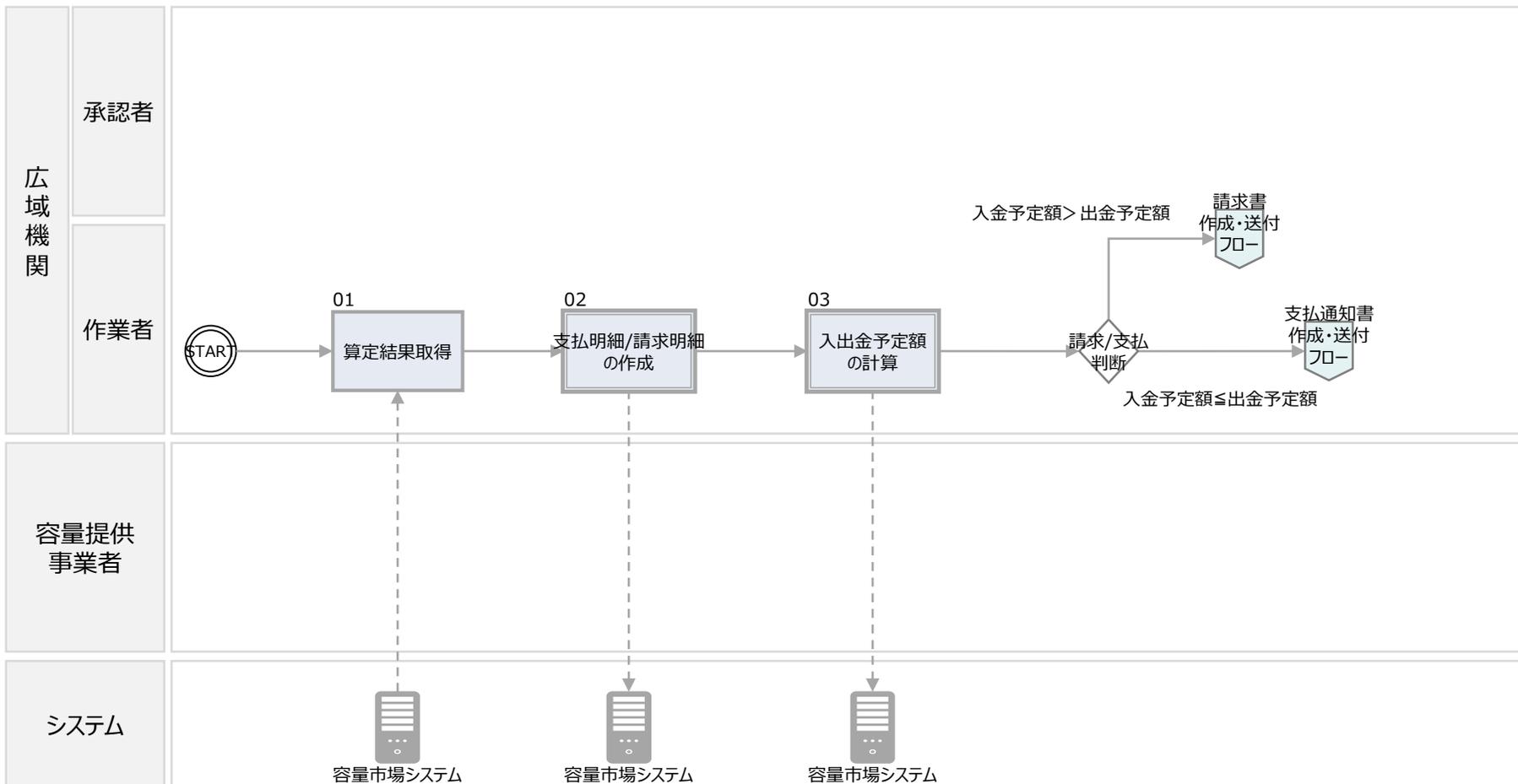
対象事業者	通知方法	通知内容
容量提供事業者	システムを利用した電子媒体による通知 (紙媒体による通知は実施しない)	<ul style="list-style-type: none"> 電源等識別番号 通知対象事業者の容量確保契約金額(対象月) ※実需給年度中の市場退出(一部)等を反映した該当月時点の契約情報に基づく金額 調整額

- 容量確保契約金額対応：支払通知書/請求書作成・送付

容量確保契約金額対応：支払通知書/請求書作成・送付-支払/請求明細作成

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	支払通知書/請求書作成・送付-支払/請求明細作成	業務コード	BF520
業務内容	事業者別に支払額/請求額を算定し、入出金予定額を計算する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



容量確保契約金額対応：支払通知書/請求書作成・送付-支払/請求明細作成

業務プロセス	支払明細/請求明細の作成 入出金予定額の計算
関連アクター	広域機関

詳細内容

支払明細/請求明細の作成 入出金予定額の計算(1/5)

- 請求/支払明細を作成する場合、事業者別で発生した取引対象ごとの金額を計算する
- 入出金予定額は事業者別の請求/支払明細を合算して算定する
請求明細金額のほうが大きい場合は入金予定額、支払明細金額のほうが大きい場合は出金予定額とする



容量確保契約金額対応：支払通知書/請求書作成・送付-支払/請求明細作成

業務プロセス	支払明細/請求明細の作成 入出金予定額の計算
関連アクター	広域機関

詳細内容

支払明細/請求明細の作成 入出金予定額の計算(2/5)

【容量提供事業者に対する取引対象別の消費税課税方針および計算方法】

取引類型	消費税の課税方針	課税額 計算方法
容量確保契約金額	課税	電源ごとの交付額に(1+税率)を乗ずる
市場退出に伴う経済的ペナルティの返金	不課税	税額計算は実施しない
市場退出に伴う経済的ペナルティ(実受給前)	不課税 ※契約変更による違約金のため	税額計算は実施しない
市場退出に伴う経済的ペナルティ(実需給後)	不課税 ※契約変更による違約金のため	税額計算は実施しない
リクワイアメント・アセスメントに伴う経済的ペナルティ	課税/不課税	容量確保契約金額(年間)との合計値を比較し、当該金額を上回る部分を不課税として、それ以下の部分については税率を乗ずる
参入ペナルティ	不課税 ※契約変更による違約金のため	税額計算は実施しない

※税額計算時は、端数切捨て

容量確保契約金額対応：支払通知書/請求書作成・送付-支払/請求明細作成

業務プロセス	支払明細/請求明細の作成 入出金予定額の計算
--------	------------------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

支払明細/請求明細の作成 入出金予定額の計算(3/5)

【容量提供事業者に対する請求/支払額の算定】

算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
請求/支払額の算定	a 容量確保契約金額	・対象月：実需給年度4月～2月 $\Sigma((\text{電源別容量確保契約金額}/12) \times (1+\text{税率}))$ ・対象月：実需給年度3月 $\Sigma((\text{電源別容量確保契約金額} - \text{4月～2月の電源別既支払額}) \times (1+\text{税率}))$
	b 市場退出に伴う経済的ペナルティの返金	$\Sigma(\text{電源別市場退出に伴う経済的ペナルティ})$
	c 市場退出に伴う経済的ペナルティ(実需給期間前)	$\Sigma(\text{電源別市場退出に伴う経済的ペナルティ(実需給期間前)})$
	d 市場退出に伴う経済的ペナルティ(実需給後)	$\Sigma(\text{電源別市場退出に伴う経済的ペナルティ(実需給後)})$
	e リクワイアメント・アセスメントに伴う経済的ペナルティ	$\Sigma(\text{電源別課税額})$ ※課税額の計算方法は次ページにて詳説
	f 参入ペナルティ	$\Sigma(\text{参入ペナルティ額})$

算定式

(a)+(b) ≥ (c)+(d)+(e)+(f)の場合、支払額(月次) = 容量確保契約金額(a) + 市場退出に伴う経済的ペナルティの返金(b) - 市場退出に伴う経済的ペナルティ(実需給期間前)(c) - 市場退出に伴う経済的ペナルティ(実需給後)(d) - リクワイアメント・アセスメントに伴う経済的ペナルティ(e) - 参入ペナルティ(f)

(a)+(b) < (c)+(d)+(e)+(f)の場合、請求額(月次) = 市場退出に伴う経済的ペナルティ(実需給期間前)(c) + 市場退出に伴う経済的ペナルティ(実需給後)(d) + リクワイアメント・アセスメントに伴う経済的ペナルティ(e) + 参入ペナルティ(f) - 容量確保契約金額(a) - 市場退出に伴う経済的ペナルティの返金(b)

※実需給前のリクワイアメント・アセスメントに伴う経済的ペナルティやそれに関連する返金がある場合、請求・支払明細に含めて請求/支払額(月次)を算出する

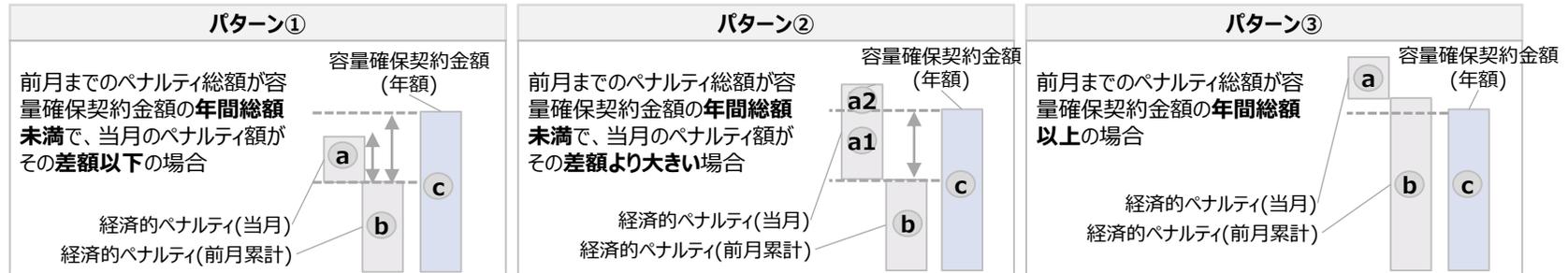
容量確保契約金額対応：支払通知書/請求書作成・送付-支払/請求明細作成

業務プロセス	支払明細/請求明細の作成 入出金予定額の計算
関連アクター	広域機関

詳細内容

支払明細/請求明細の作成 入出金予定額の計算(4/5)

【リクワイアメント・アセスメントに伴う経済的ペナルティの課税額の算出方法】



算定手順	算定要素	算定要素の計算方法
電源別課税額	a 当月のリクワイアメント・アセスメントに伴う経済的ペナルティ	a1 課税対象部分 容量確保契約による電源別容量確保契約金額の年間総額(c) - 前月までのリクワイアメント・アセスメントに伴う経済的ペナルティ累計額(b)
	b 前月までのリクワイアメント・アセスメントに伴う経済的ペナルティ累計額	a2 不課税対象部分 当月のリクワイアメント・アセスメントに伴う経済的ペナルティ(a) - 当月の課税対象部分(a1)
	c 容量確保契約金額の年間総額	前月までのリクワイアメント・アセスメントに伴う経済的ペナルティの総額 容量確保契約による電源別容量確保契約金額の年間総額

算定式

- パターン①：電源別課税額 = 当月のリクワイアメント・アセスメントに伴う経済的ペナルティ(a) × (1+税率)
- パターン②：電源別課税額 = 課税対象部分(a1) × (1+税率) + 不課税対象部分(a2)
- パターン③：電源別課税額 = 当月のリクワイアメント・アセスメントに伴う経済的ペナルティ(a)

容量確保契約金額対応：支払通知書/請求書作成・送付-支払/請求明細作成

業務プロセス	支払明細/請求明細の作成 入出金予定額の計算
関連アクター	広域機関

詳細内容

支払明細/請求明細の作成 入出金予定額の計算(5/5)

【請求/支払明細に記載する主要な項目】

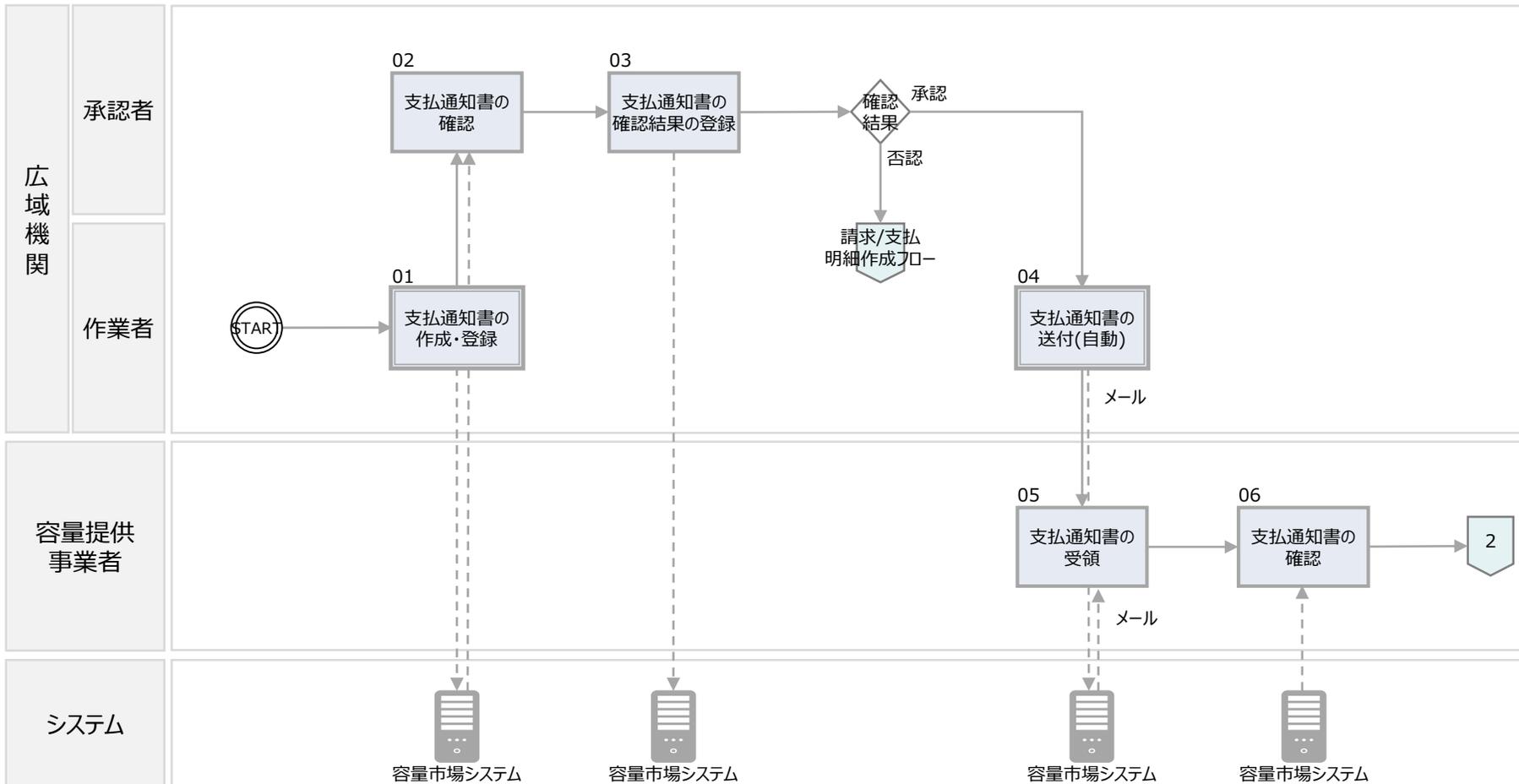
情報	記載項目	記載項目詳細	補足
明細管理情報	請求/支払明細No	請求/支払明細を一意に管理するNo	円滑な入金確認に向けた情報
明細基本情報	対象実需給年度	入出金額算定の対象となる実需給年度	-
	対象月	取引対象が発生した年月	-
	取引区分	取引が事業者への請求・支払かを示す区分	-
	取引対象	取引対象の内容	-
	事業者コード	請求/支払明細の対象となる事業者コード	-
	事業者名	請求/支払明細の対象となる事業者名	-
	摘要	請求/支払明細の名称(対象のエリア名等)	インボイス制度に基づく記載必須項目
明細金額情報	金額	契約書別紙 1 記載の容量確保契約金額	-
	調整額	任意で入力できる調整額	-
	税区分	取引対象が課税対象・非課税かを示す区分	-
	税抜対価額	摘要ごとの税抜対価額	-
	消費税額	摘要ごとの消費税額	-
	小計	摘要ごとの税込対価額	-
	備考	任意記載項目	-

※インボイス制度にて「課税資産の譲渡等に係る資産または役務の提供内容(軽減税率対象品目である場合は、その旨)」を記載することが求められている

容量確保契約金額対応：支払通知書/請求書作成・送付-支払通知書作成・送付

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

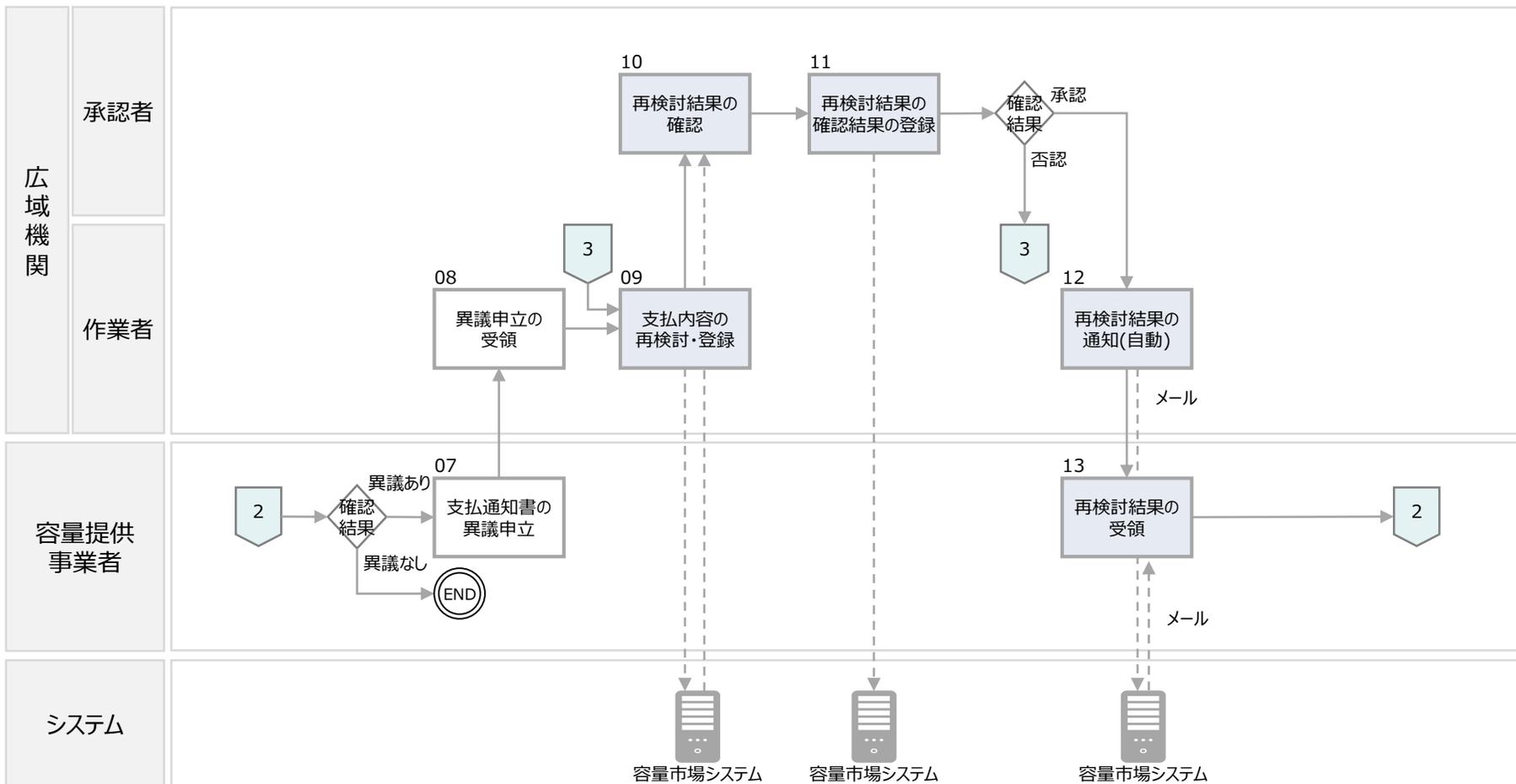
業務	支払通知書/請求書作成・送付-支払通知書作成・送付	業務コード	BF521
業務内容	事業者別に支払額を算定し、事業者に対して支払通知書を作成・送付する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



容量確保契約金額対応：支払通知書/請求書作成・送付-支払通知書作成・送付

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	支払通知書/請求書作成・送付-支払通知書作成・送付	業務コード	BF521
業務内容	事業者別に支払額を算定し、事業者に対して支払通知書を作成・送付する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



容量確保契約金額対応：請求書/支払通知書作成・送付-支払通知書作成・送付

業務プロセス	支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)
--------	--------------------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

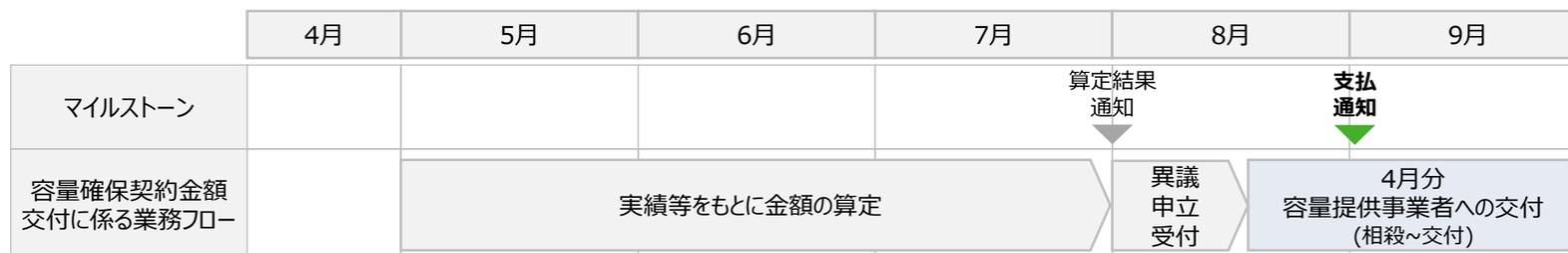
支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)(1/4)

【支払通知実施単位】

- 事業者別に支払金額を集計し、通知する

【支払通知書送付タイミング】

- 対象月から5か月後に支払通知書送付(経済的ペナルティ請求額より容量確保契約金額交付額の方が大きい場合)



【送付方法・記載項目】

対象事業者	送付方法	請求書の記載項目
容量提供事業者	システムを利用した電子媒体によるの通知 (紙媒体による通知は実施しない)	<ul style="list-style-type: none"> 支払通知書の管理情報 支払通知書の基本情報 明細管理情報 明細基本情報 明細金額情報 支払通知書の金額情報 支払に関する情報

容量確保契約金額対応：請求書/支払通知書作成・送付-支払通知書作成・送付

業務プロセス	支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)
--------	--------------------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)(2/4)

【支払通知書に記載する主要内容】

情報	記載項目	記載項目詳細	補足
管理情報	支払通知書No	支払通知書を一意に管理するNo	円滑な支払確認に向けた管理情報
支払通知書 基本情報	取引年月日	支払通知対象となる取引が発生した年月日	請求書で記載必須項目
	支払通知日	支払通知書の文書発行日	-
	件名	支払通知を行う取引対象の名称	請求書で記載必須項目
	支払通知書発行者の名称	支払通知書発行者(広域機関)の名称	請求書で記載必須項目
	支払通知書発行者の住所	支払通知書発行者(広域機関)の住所	-
	支払通知書発行者の連絡先部署	支払通知書発行者(広域機関)の連絡先部署名	-
	支払通知書発行者の連絡先電話番号	支払通知書発行者(広域機関)の連絡先電話番号	-
	支払通知書発行者の連絡先メールアドレス	支払通知書発行者(広域機関)の連絡先メールアドレス	-
	支払通知書宛名	支払通知書宛名(請求対象の事業者名)	請求書で記載必須項目

容量確保契約金額対応：請求書/支払通知書作成・送付-支払通知書作成・送付

業務プロセス	支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)
--------	--------------------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)(3/4)

【支払通知書に記載する主要な内容】

情報	記載項目	記載項目詳細	補足
明細管理情報	請求/支払明細No	請求/支払明細を一意に管理するNo	円滑な入金確認に向けた情報
明細基本情報	対象実需給年度	入出金額算定の対象となる実需給年度	-
	対象月	取引対象が発生した年月	-
	取引区分	取引が事業者への請求・支払かを示す区分	-
	取引対象	取引対象の内容	-
	事業者コード	請求/支払明細の対象となる事業者コード	-
	事業者名	請求/支払明細の対象となる事業者名	-
	摘要	請求/支払明細の名称(対象のエリア名等)	-
明細金額情報	金額	摘要に記載された電源の容量確保契約金額	約定総額から経過措置控除額、経済的ペナルティ等控除額を引いた金額である旨、注釈
	調整額	任意で入力できる調整額	-
	税区分	取引対象が課税対象・非課税かを示す区分	-
	税抜対価額	摘要ごとの税抜対価額	-
	消費税額	摘要ごとの消費税額	-
	小計	摘要ごとの税込対価額	-
	備考	任意記載項目	-

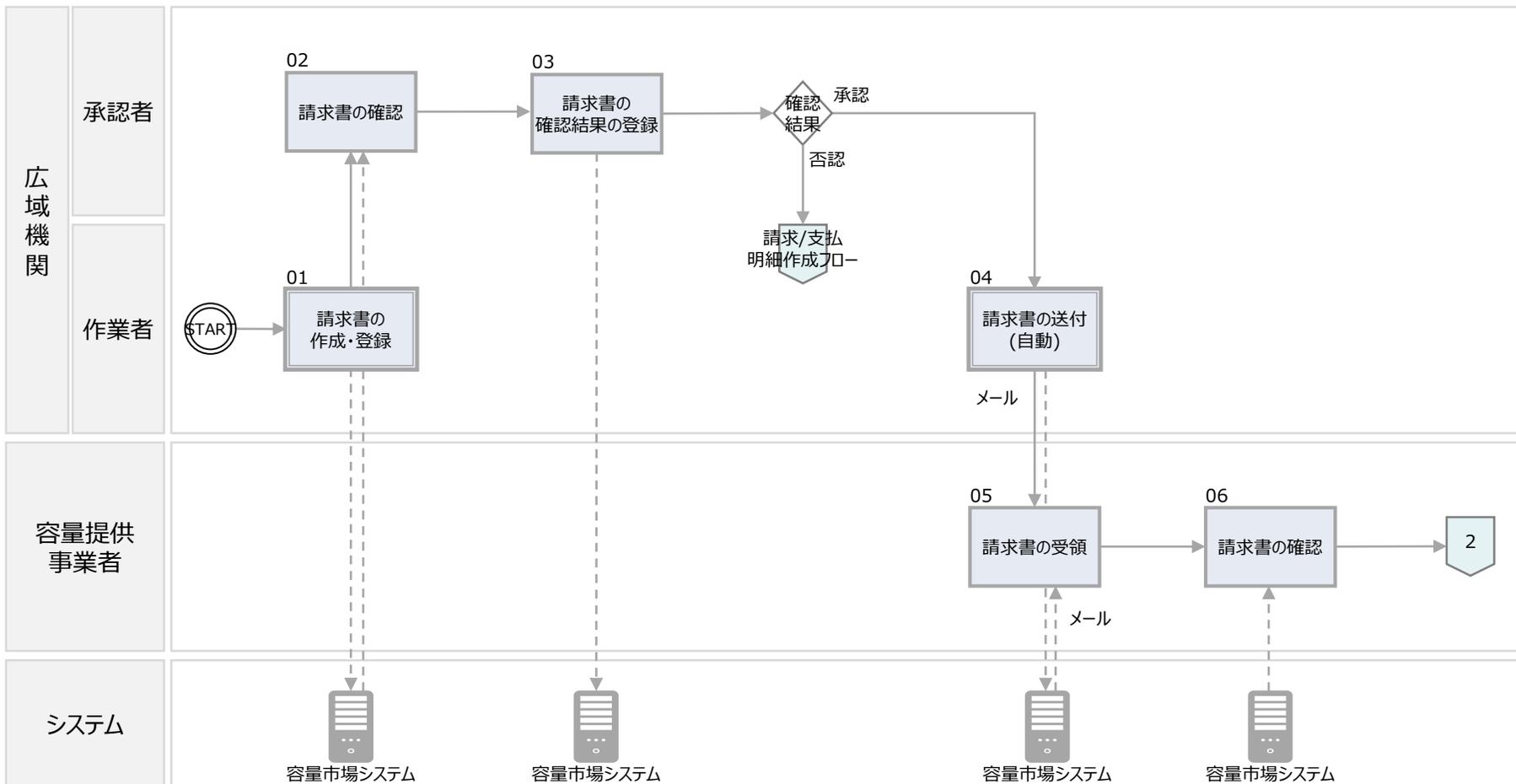
容量確保契約金額対応：請求書/支払通知書作成・送付-支払通知書作成・送付

業務プロセス	支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)		
関連アクター	広域機関		
詳細内容			
支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)(4/4)			
【支払通知書に記載する主要な内容】			
情報	記載項目	記載項目詳細	補足
支払通知書 金額情報	税抜金額合計	摘要に記載された税抜金額の合計	-
	税抜金額合計(8%対象)	摘要に記載された税抜金額のうち8%分の合計	-
	税抜金額合計(10%対象)	摘要に記載された税抜金額のうち10%分の合計	-
	消費税額合計	摘要に記載された消費税額の合計	-
	消費税額合計(8%対象)	摘要に記載された消費税額のうち8%分の合計	請求書で記載必須項目
	消費税額合計(10%対象)	摘要に記載された消費税額のうち10%分の合計	請求書で記載必須項目
	税込金額合計	摘要に記載された税込金額の合計	-
	税込金額合計(8%対象)	摘要に記載された税込金額のうち8%分の合計	請求書で記載必須項目
	税込金額合計(10%対象)	摘要に記載された税込金額のうち10%分の合計	請求書で記載必須項目
支払情報	支払期限日	広域機関が実施する支払期限日	-
	振込口座情報	広域機関が振込を行う口座情報	-

容量確保契約金額対応：支払通知書/請求書作成・送付-請求書作成・送付

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

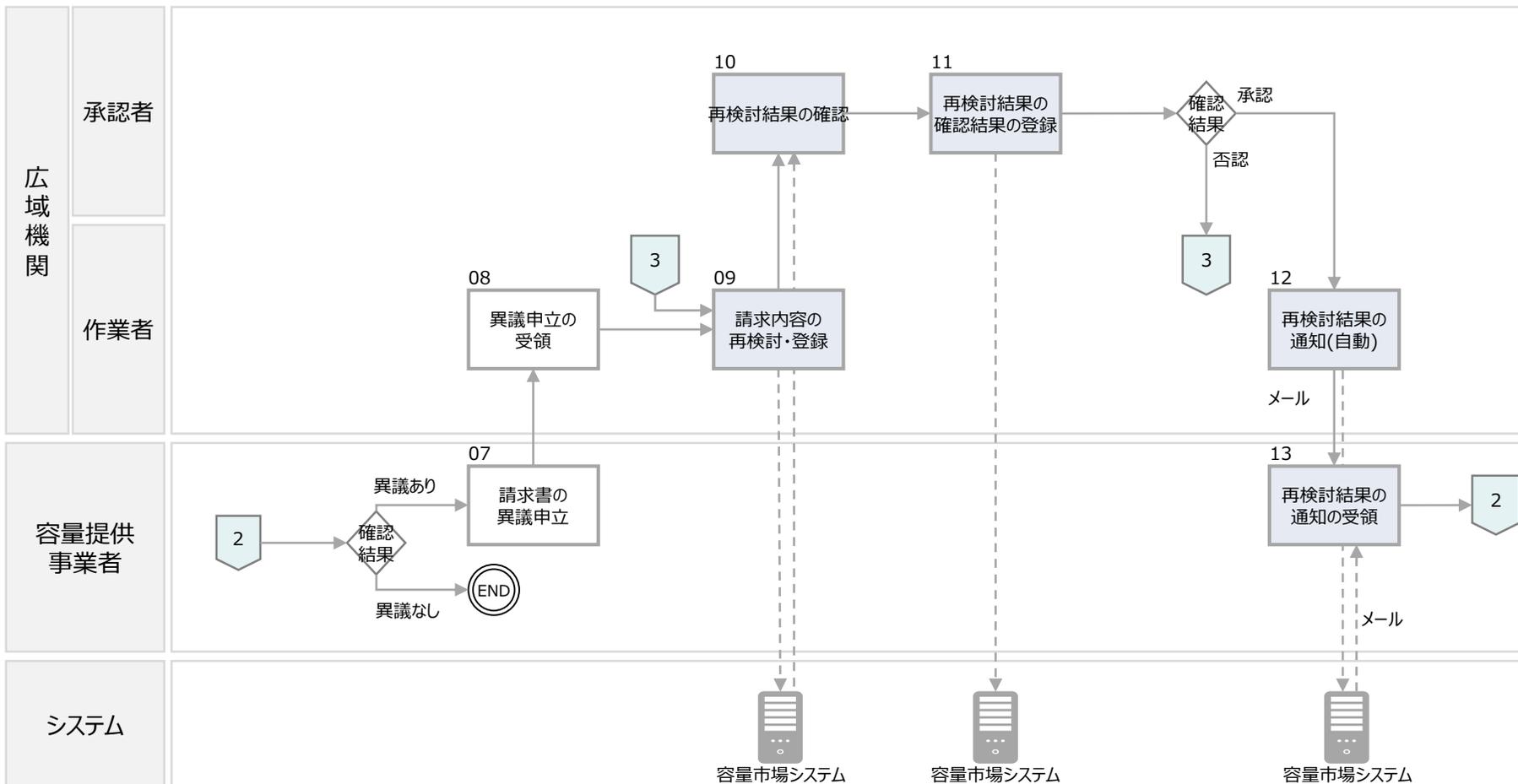
業務	支払通知書/請求書作成・送付-請求書作成・送付	業務コード	BF522
業務内容	事業者別に請求額を算定し、事業者に対して請求書を作成・送付する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



容量確保契約金額対応：支払通知書/請求書作成・送付-請求書作成・送付

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	支払通知書/請求書作成・送付-請求書作成・送付	業務コード	BF522
業務内容	事業者別に請求額を算定し、事業者に対して請求書を作成・送付する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



業務プロセス	請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)
--------	----------------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

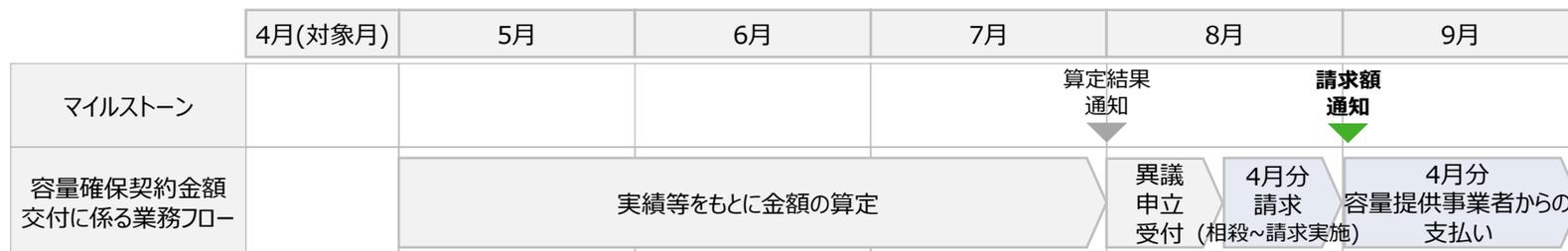
請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)(1/4)

【請求実施単位】

- 事業者別に請求金額を集計し、請求する

【請求書送付タイミング】

- 対象月から5か月後に請求書送付(容量確保契約金額交付額より経済的ペナルティ請求額の方が大きい場合)



【送付方法・記載項目】

対象事業者	送付方法	請求書の記載項目
容量提供事業者	システムを利用した電子媒体によるの通知 (紙媒体による通知は実施しない)	<ul style="list-style-type: none"> 請求書の管理情報 請求書の基本情報 明細管理情報 明細基本情報 明細金額情報 請求書の金額情報 支払に関する情報

容量確保契約金額対応：請求書/支払通知書作成・送付-請求書作成・送付

業務プロセス	請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)		
関連アクター	広域機関		
詳細内容			
請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)(2/4)			
【請求書に記載する主要な内容】			
情報	記載項目	記載項目詳細	補足
管理情報	請求書No	請求書を一意に管理するNo	円滑な入金確認に向けた管理情報
請求書 基本情報	取引年月日	請求対象となる取引が発生した年月日	インボイス制度に基づく記載必須項目
	請求日	請求書の文書発行日	-
	件名	請求を行う取引対象の名称	インボイス制度に基づく記載必須項目
	請求書発行者の名称	請求書発行者(広域機関)の名称	インボイス制度に基づく記載必須項目
	請求書発行者の住所	請求書発行者(広域機関)の住所	-
	請求書発行者の連絡先部署	請求書発行者(広域機関)の連絡先部署名	-
	請求書発行者の連絡先電話番号	請求書発行者(広域機関)の連絡先電話番号	-
	請求書発行者の連絡先メールアドレス	請求書発行者(広域機関)の連絡先メールアドレス	-
	請求書宛名	請求書宛名(請求対象の事業者名)	インボイス制度に基づく記載必須項目
	適格請求書発行事業者登録番号	適格請求書発行事業者(広域機関)の登録番号	インボイス制度に基づく記載必須項目

容量確保契約金額対応：請求書/支払通知書作成・送付-請求書作成・送付

業務プロセス	請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)		
関連アクター	広域機関		
詳細内容			
請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)(3/4)			
【請求書に記載する主要内容】			
情報	記載項目	記載項目詳細	補足
明細管理情報	請求/支払明細No	請求/支払明細を一意に管理するNo	円滑な入金確認に向けた情報
明細基本情報	対象実需給年度	入出金額算定の対象となる実需給年度	-
	対象月	取引対象が発生した年月	-
	取引区分	取引が事業者への請求・支払かを示す区分	-
	取引対象	取引対象の内容	-
	事業者コード	請求/支払明細の対象となる事業者コード	-
	事業者名	請求/支払明細の対象となる事業者名	-
	摘要	請求/支払明細の名称(対象のエリア名等)	-
明細金額情報	金額	摘要に記載された電源の容量確保契約金額	約定総額から経過措置控除額、経済的ペナルティ等控除額を引いた金額である旨、注釈
	調整額	任意で入力できる調整額	-
	税区分	取引対象が課税対象・非課税かを示す区分	-
	税抜対価額	摘要ごとの税抜対価額	-
	消費税額	摘要ごとの消費税額	-
	小計	摘要ごとの税込対価額	-
	備考	任意記載項目	-

容量確保契約金額対応：請求書/支払通知書作成・送付-請求書作成・送付

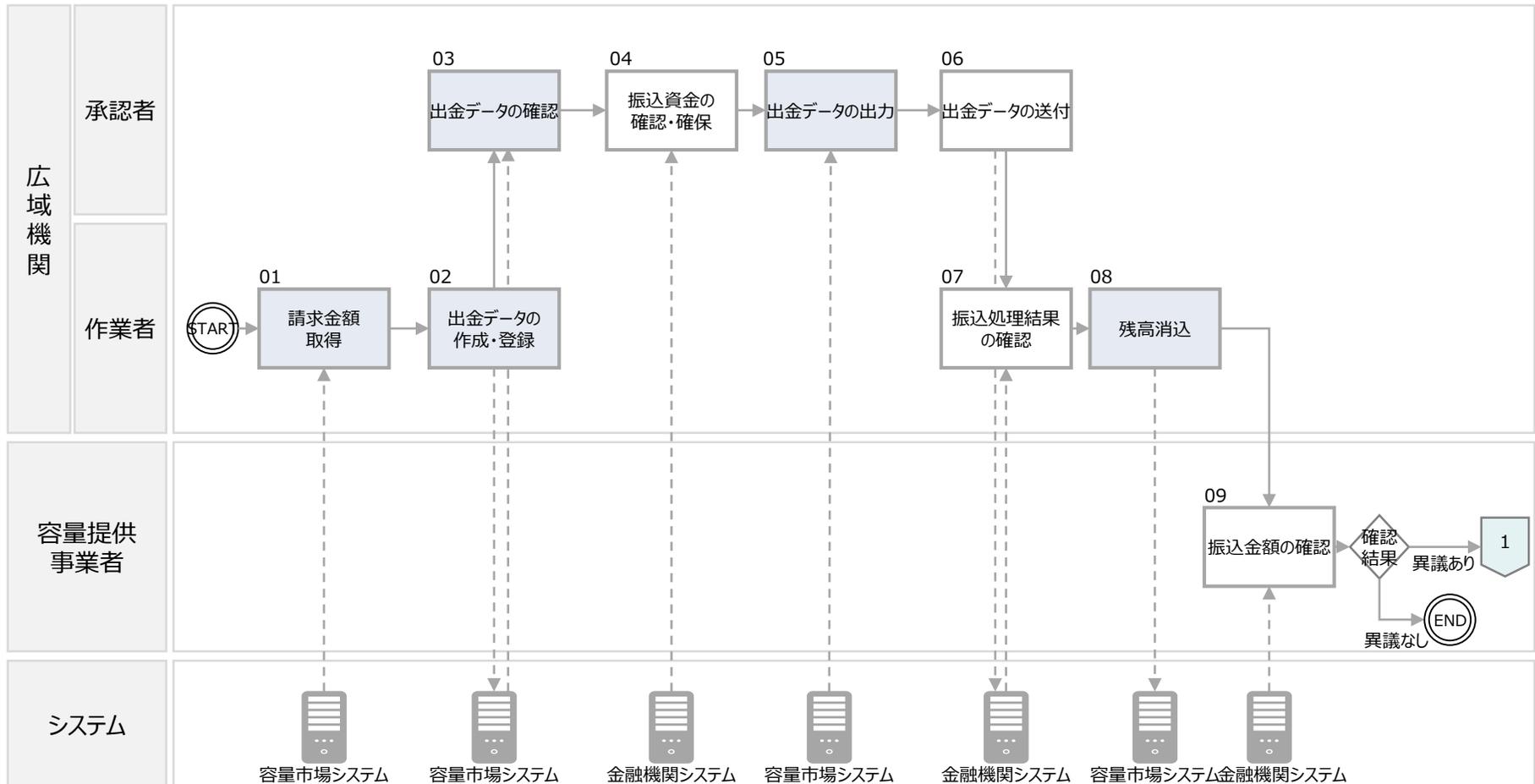
業務プロセス	請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)		
関連アクター	広域機関		
詳細内容			
請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)(4/4)			
【請求書に記載する主要内容】			
情報	記載項目	記載項目詳細	補足
請求書 金額情報	税抜金額合計	摘要に記載された税抜金額の合計	-
	税抜金額合計(8%対象)	摘要に記載された税抜金額のうち8%分の合計	-
	税抜金額合計(10%対象)	摘要に記載された税抜金額のうち10%分の合計	-
	消費税額合計	摘要に記載された消費税額の合計	-
	消費税額合計(8%対象)	摘要に記載された消費税額のうち8%分の合計	インボイス制度に基づく記載必須項目
	消費税額合計(10%対象)	摘要に記載された消費税額のうち10%分の合計	インボイス制度に基づく記載必須項目
	税込金額合計	摘要に記載された税込金額の合計	-
	税込金額合計(8%対象)	摘要に記載された税込金額のうち8%分の合計	インボイス制度に基づく記載必須項目
	税込金額合計(10%対象)	摘要に記載された税込金額のうち10%分の合計	インボイス制度に基づく記載必須項目
支払情報	入金期限日	事業者に対する入金の日	-
	振込口座情報	各事業者が振込を行う口座情報	-

- 容量確保契約金額対応：出金

業務詳細フロー 容量確保契約金額対応：出金

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

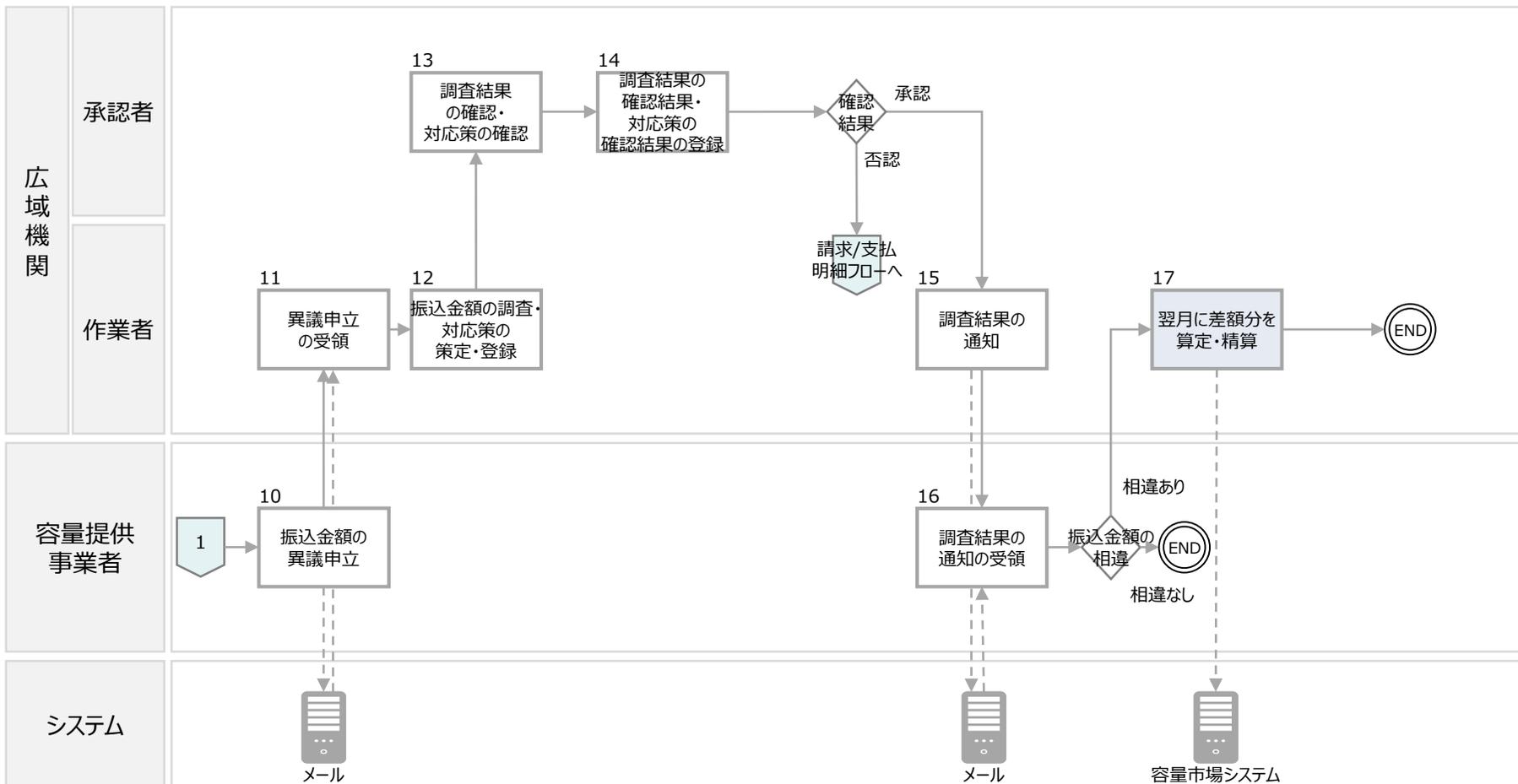
業務	出金	業務コード	BF530
業務内容	容量提供事業者に対して支払額を出金し、消込作業を行う		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



業務詳細フロー 容量確保契約金額対応：出金

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	出金	業務コード	BF530
業務内容	容量提供事業者に対して支払額を出金し、消込作業を行う		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		

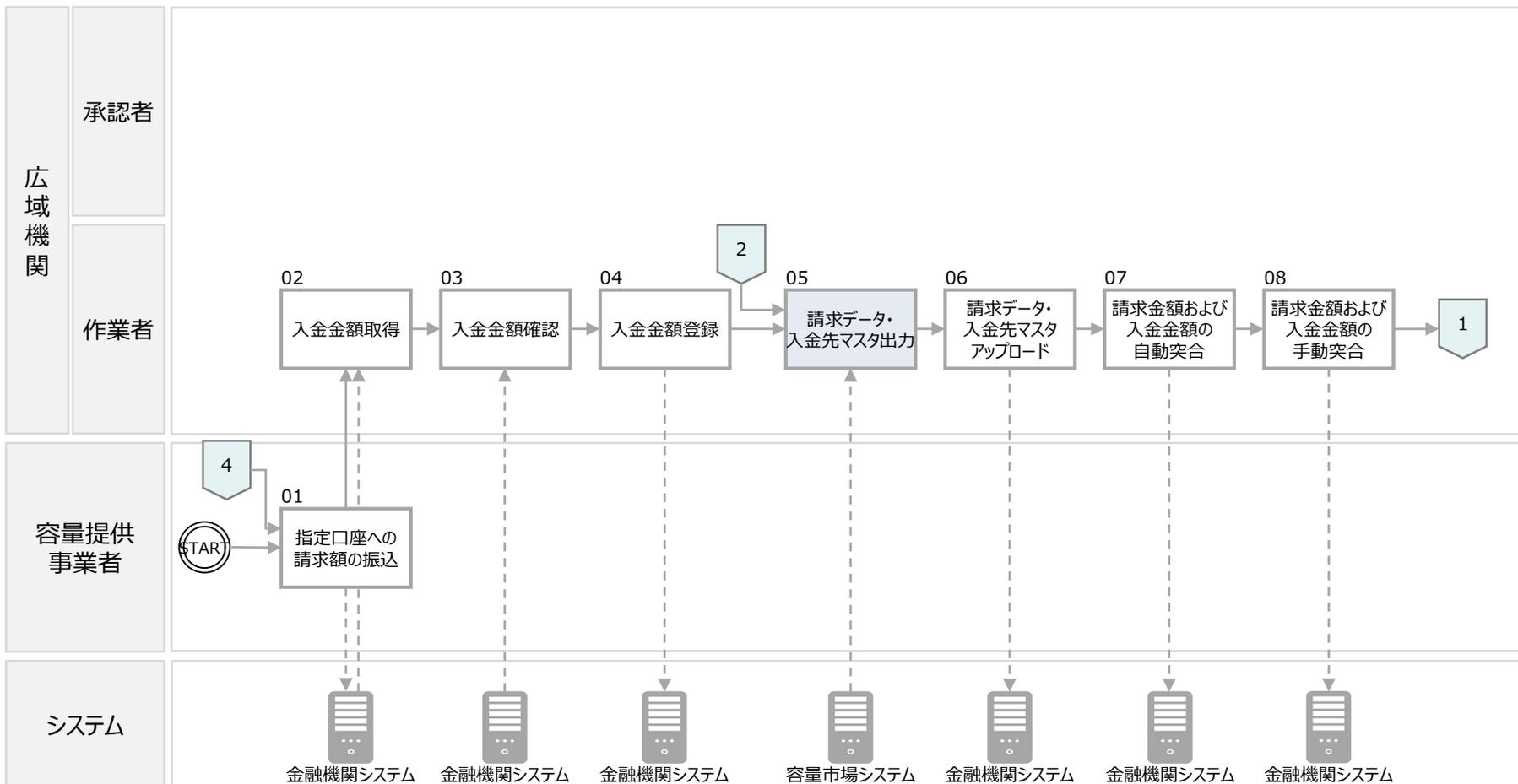


- 容量確保契約金額対応：入金

業務詳細フロー 容量確保契約金額対応：入金-入金確認/消込

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

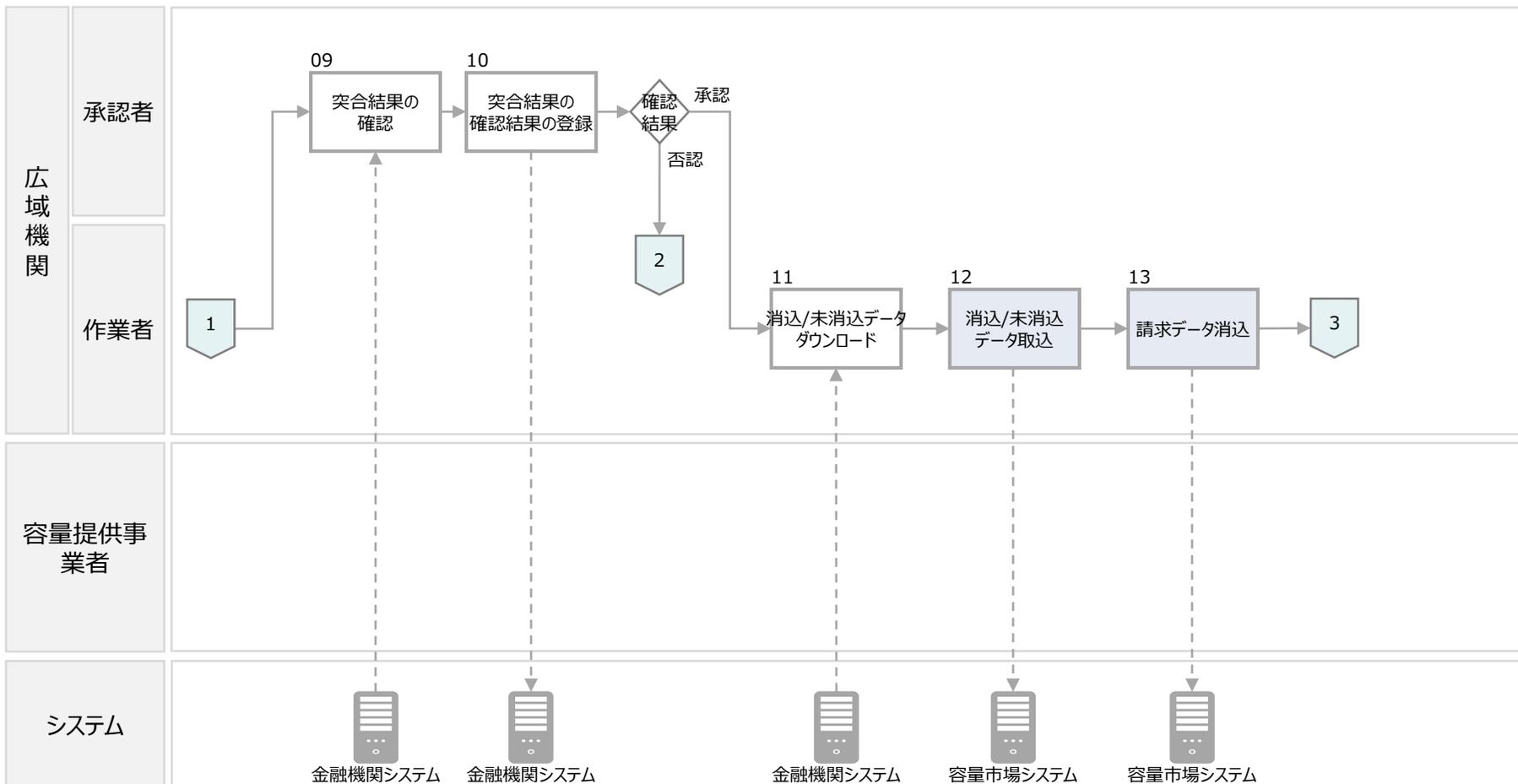
業務	入金-入金確認/消込	業務コード	BF540
業務内容	容量提供事業者に対して請求した経済的ペナルティ額が入金されていることを確認し、消込作業を行う		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



業務詳細フロー 容量確保契約金額対応：入金-入金確認/消込

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

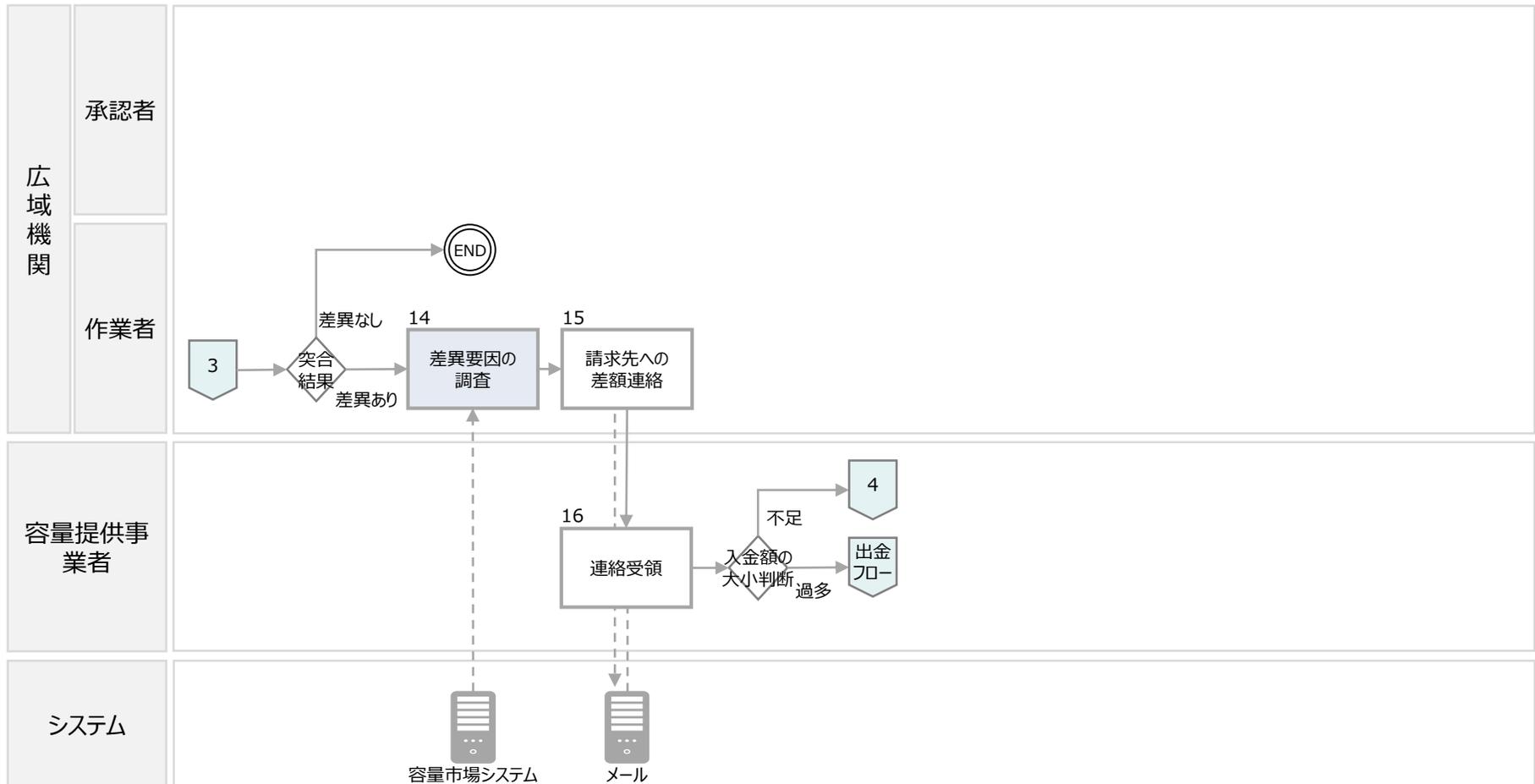
業務	入金-入金確認/消込	業務コード	BF540
業務内容	容量提供事業者に対して請求した経済的ペナルティ額が入金されていることを確認し、消込作業を行う		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



業務詳細フロー 容量確保契約金額対応：入金-入金確認/消込

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

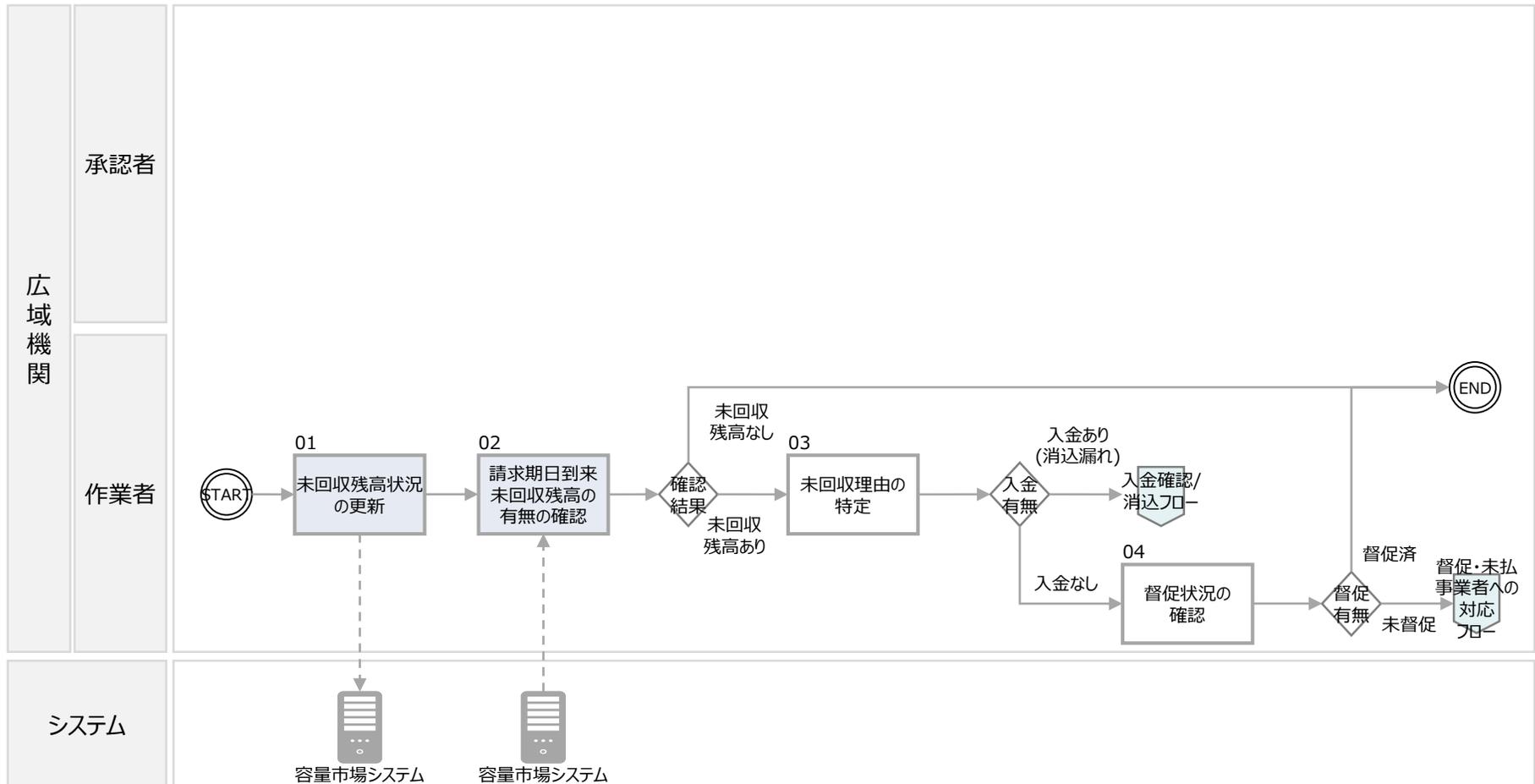
業務	入金-入金確認/消込	業務コード	BF540
業務内容	容量提供事業者に対して請求した経済的ペナルティ額が入金されていることを確認し、消込作業を行う		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



業務詳細フロー 容量確保契約金額対応：入金-支払期日到来未回収残高の確認

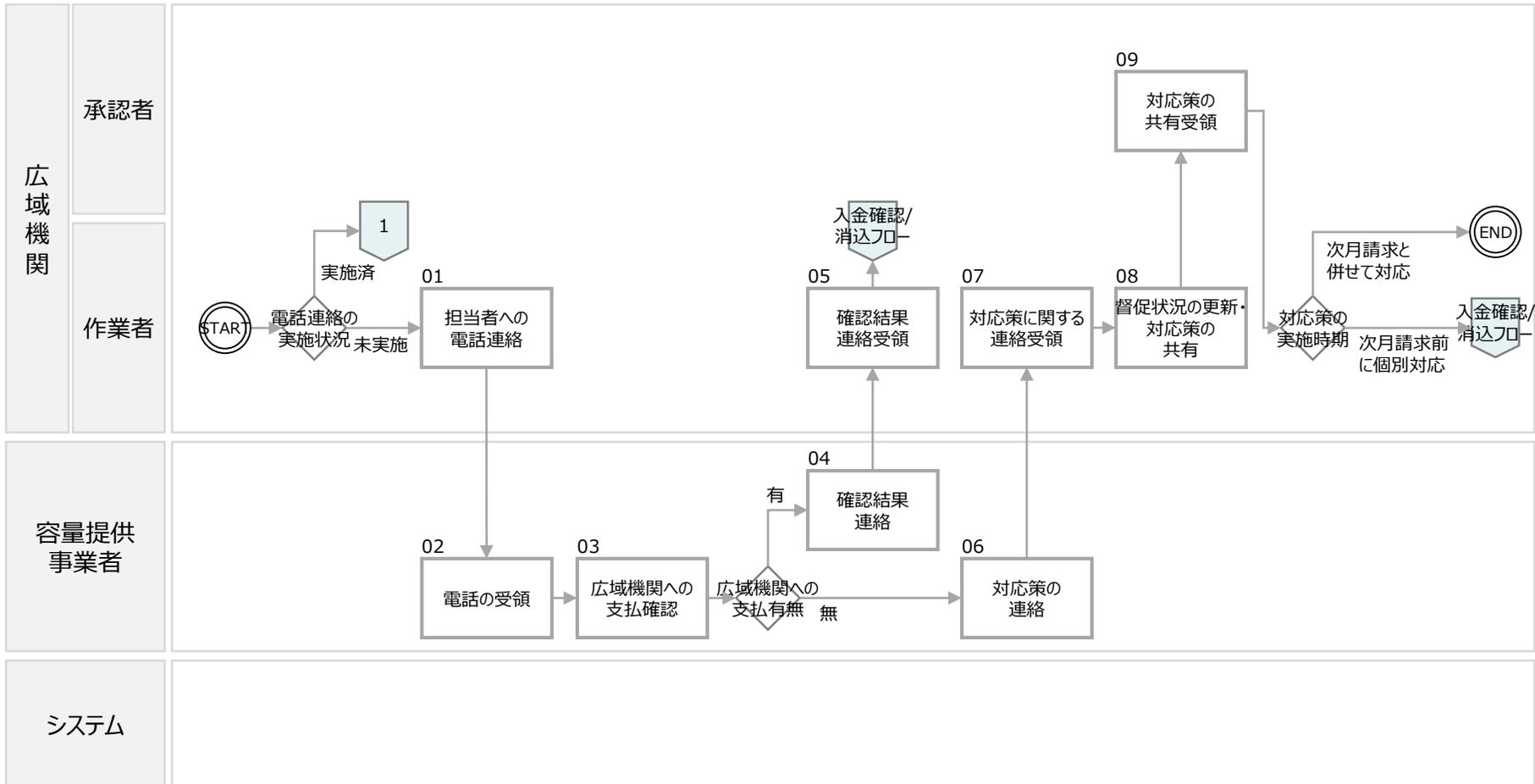
凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	入金-支払期日到来未回収残高の確認	業務コード	BF541
業務内容	期日を過ぎても入金されていない取引が発生している場合、日次で経済的ペナルティの期日到来未回収残高を確認する		
関連アクター	広域機関		



凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

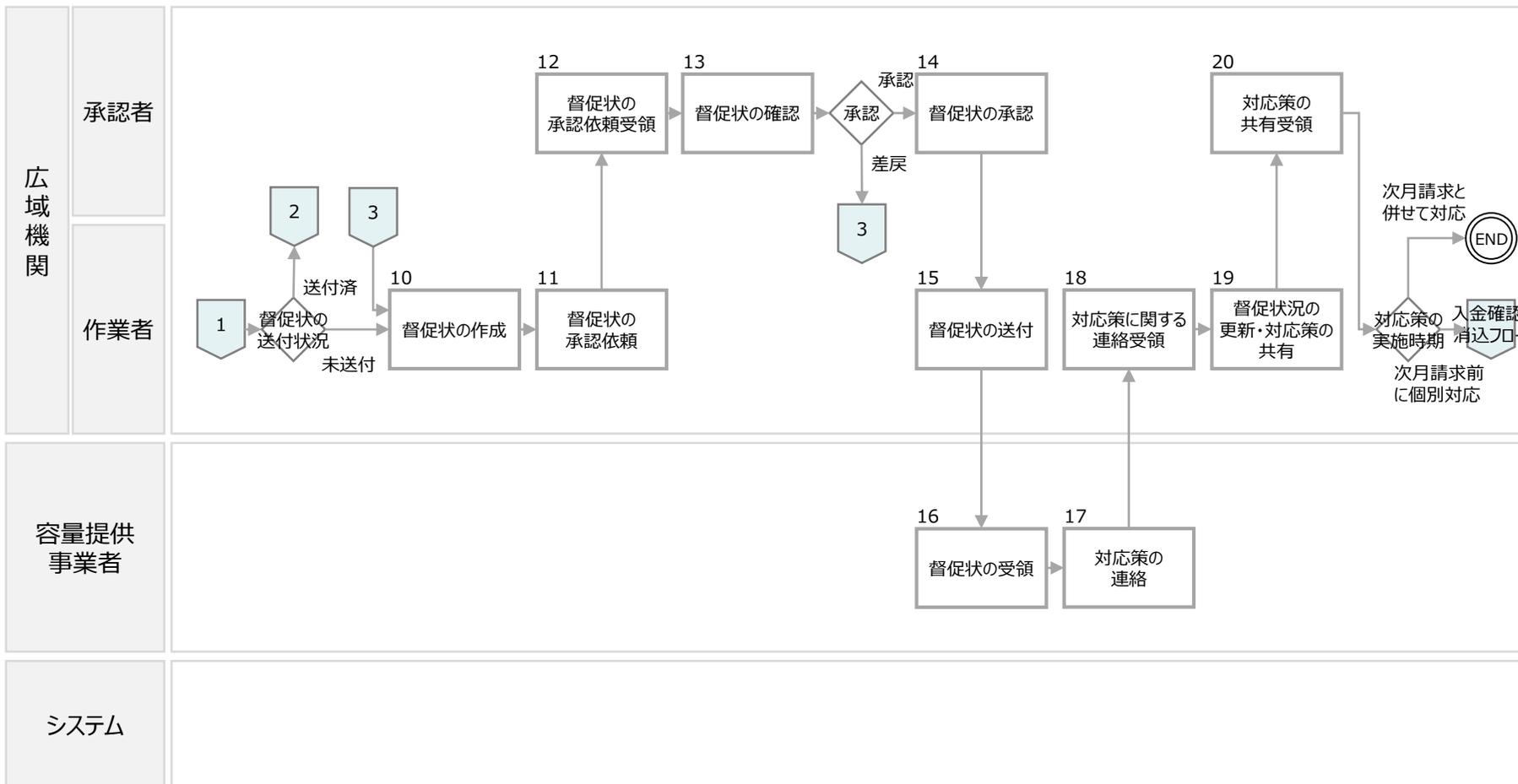
業務	入金-督促・未払事業者への対応	業務コード	BF542
業務内容	容量提供事業者に対して請求した金額が未入金だった場合の対応を決定し、実施する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



容量確保契約金額対応：入金-督促・未払事業者への対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

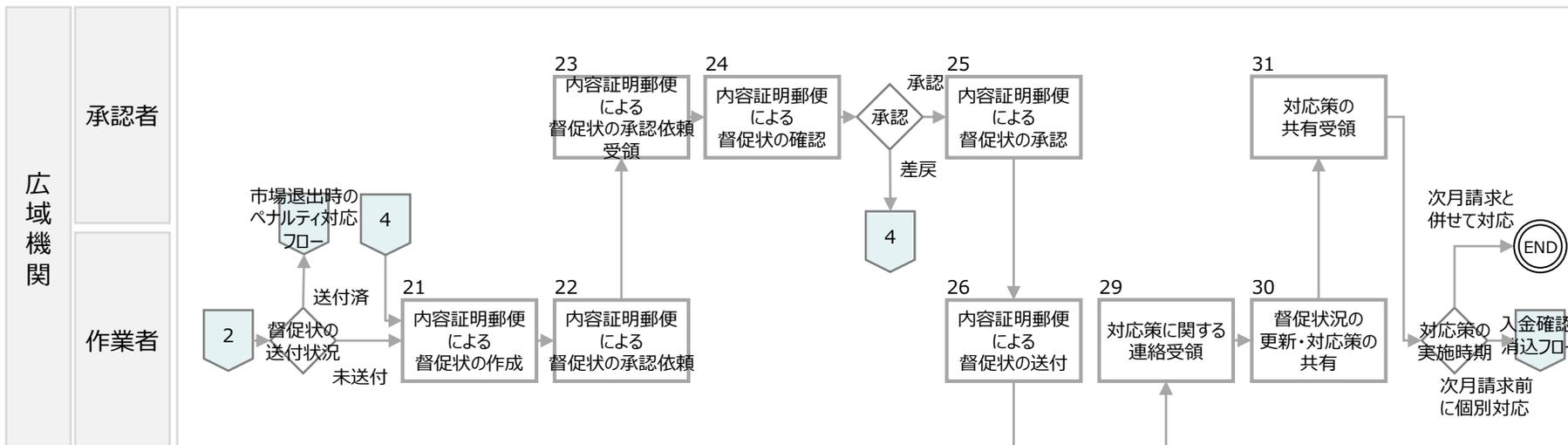
業務	入金-督促・未払事業者への対応	業務コード	BF542
業務内容	容量提供事業者に対して請求した金額が未入金だった場合の対応を決定し、実施する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



容量確保契約金額対応：入金-督促・未払事業者への対応

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	入金-督促・未払事業者への対応	業務コード	BF542
業務内容	容量提供事業者に対して請求した金額が未入金だった場合の対応を決定し、実施する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者		



容量提供事業者	
---------	--

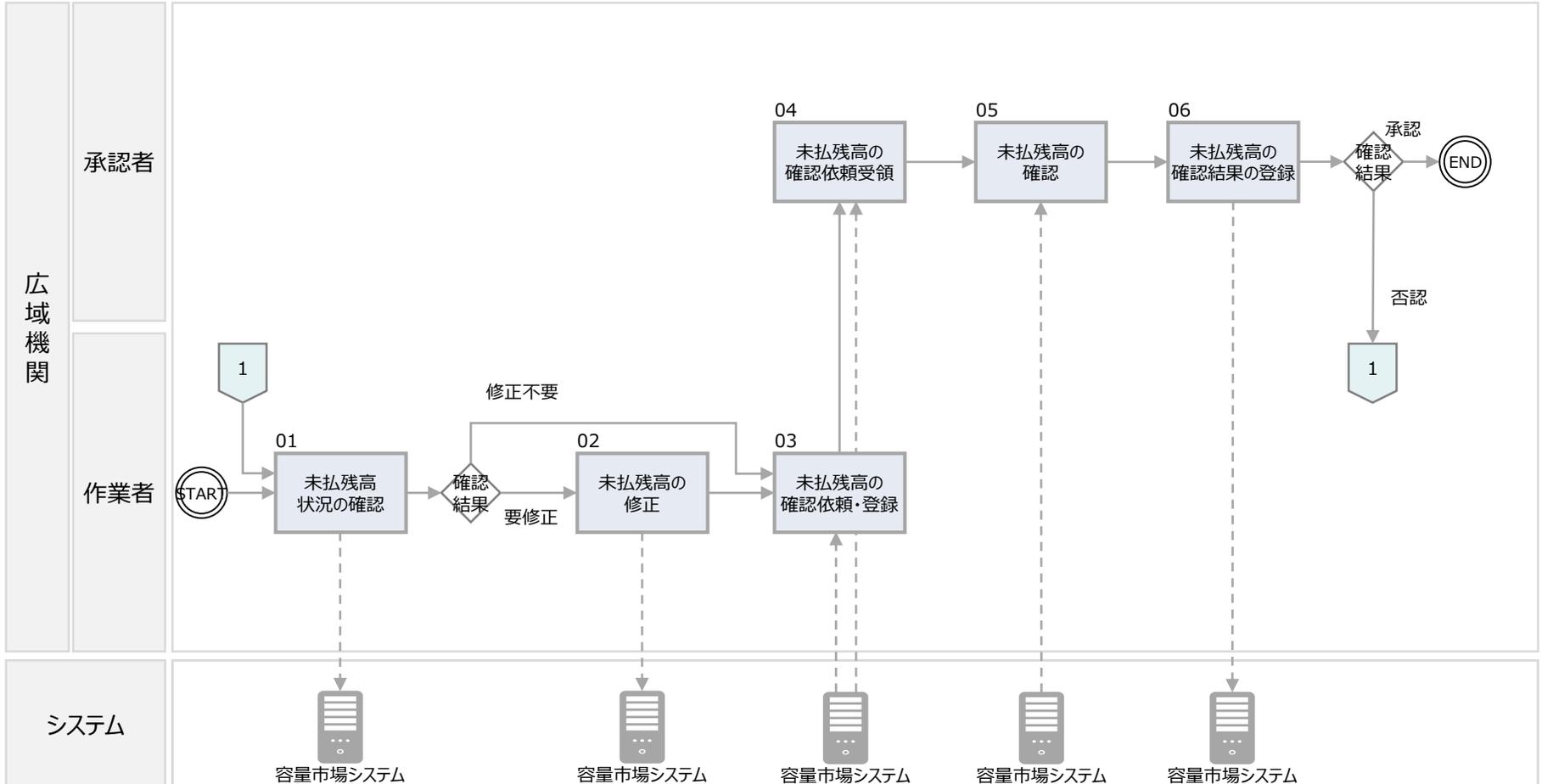
システム	
------	--

- 容量確保契約金額対応：残高管理

容量確保契約金額対応：残高管理-期日到来未払状況の確認

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

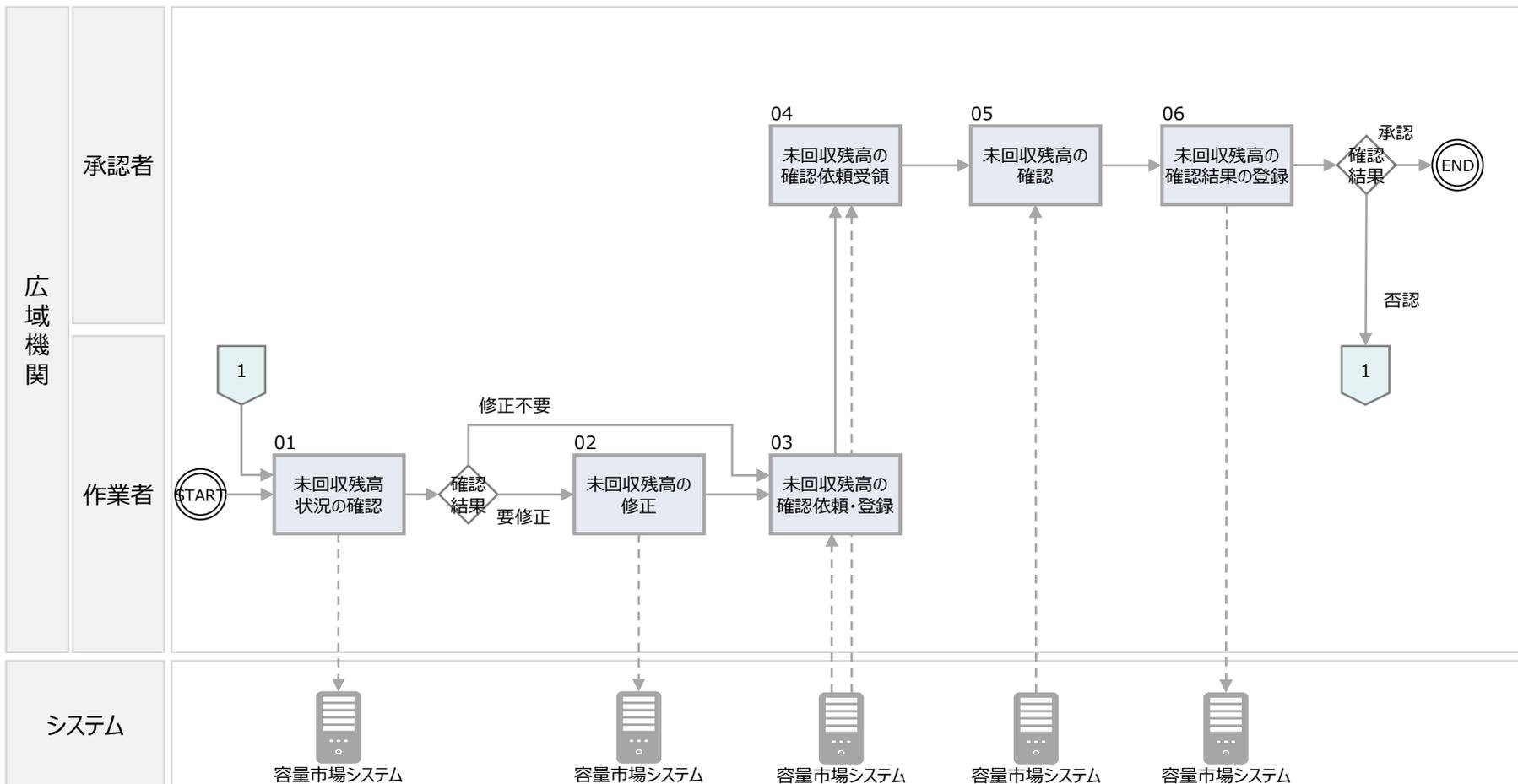
業務	残高管理-期日到来未払状況の確認	業務コード	BF550
業務内容	月次で期日到来未払状況を確認する		
関連アクター	広域機関		



容量確保契約金額対応：残高管理-期日到来未回収状況の確認

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

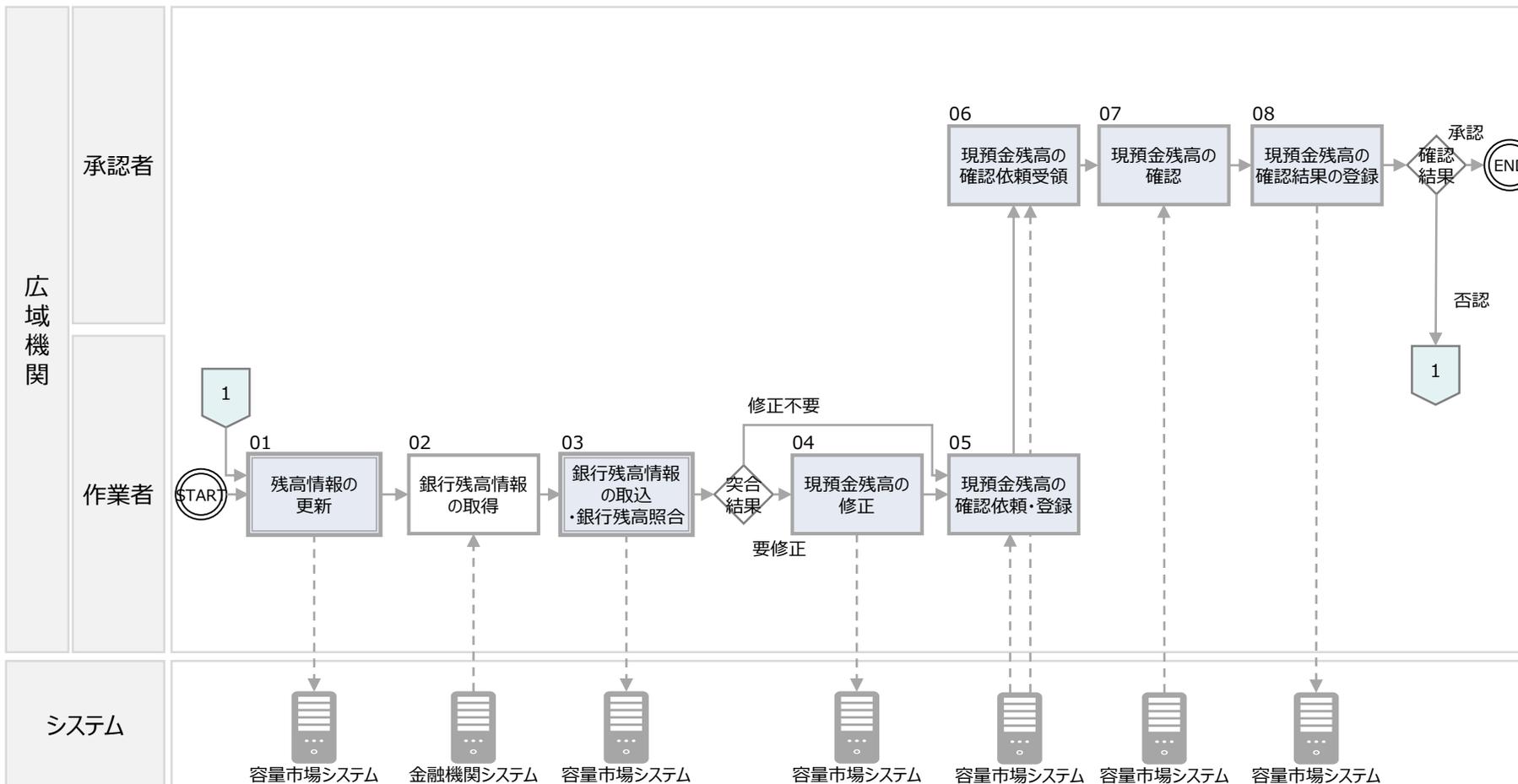
業務	残高管理-期日到来未回収状況の確認	業務コード	BF551
業務内容	月次で期日到来未回収状況を確認する		
関連アクター	広域機関		



業務詳細フロー 容量確保契約金額対応：残高管理-預り金残高管理

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	残高管理-預り金残高管理	業務コード	BF552
業務内容	月次で容量市場システム上の預り金残高と銀行から取得する残高情報を突合し、差異がないことを確認する		
関連アクター	広域機関		



業務仕様書

容量確保契約金額対応：残高管理-預り金残高管理

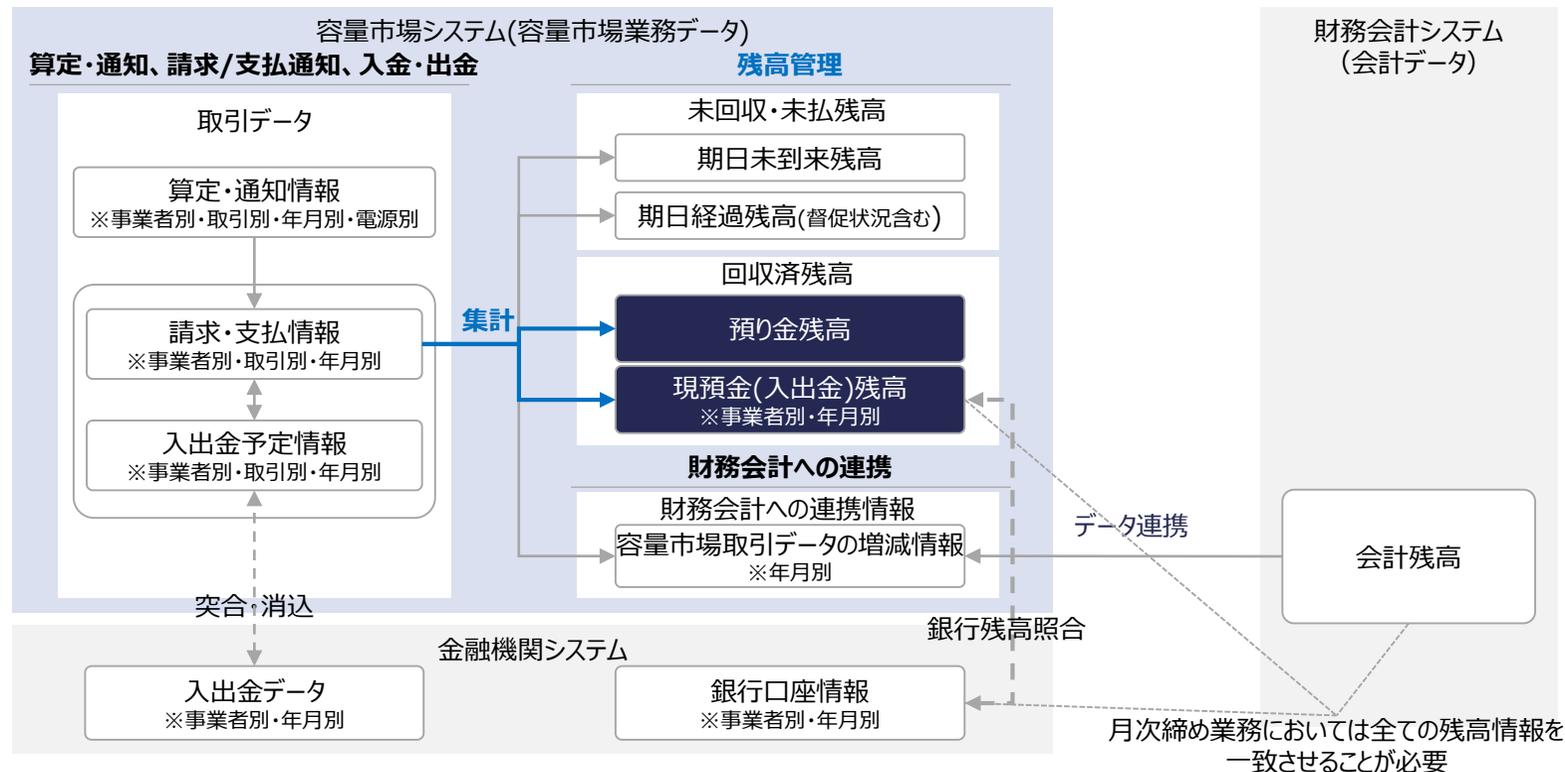
業務プロセス	残高情報の更新
関連アクター	広域機関

詳細内容

残高情報の更新(1/2)

【残高管理の全体像と残高情報の更新の位置付け】

- 残高管理のゴールは、月次単位で容量市場システムの現預金(入出金)残高と財務会計システムの会計残高、金融機関システムの銀行口座情報を一致させること
- 残高情報の更新においては、取引データを集計し、預り金残高および現預金(入出金)残高情報を更新する



業務プロセス	残高情報の更新
関連アクター	広域機関

詳細内容

残高情報の更新(2/2)

【更新対象となるデータ】

- 預り金残高合計は容量拠出金・容量確保契約金額の取引データ、現預金(入出金)残高合計は入出金の取引データを累計して算出する
- なお、預り金残高合計と現預金(入出金)残高合計が一致していることが前提となるため当該プロセス内で確認を実施する



※経済的ペナルティの取引データは容量確保契約金額 取引データ、容量拠出金の追加請求および還元の取引データは容量拠出金 取引データに含まれる

業務仕様書

容量確保契約金額対応：残高管理-預り金残高管理

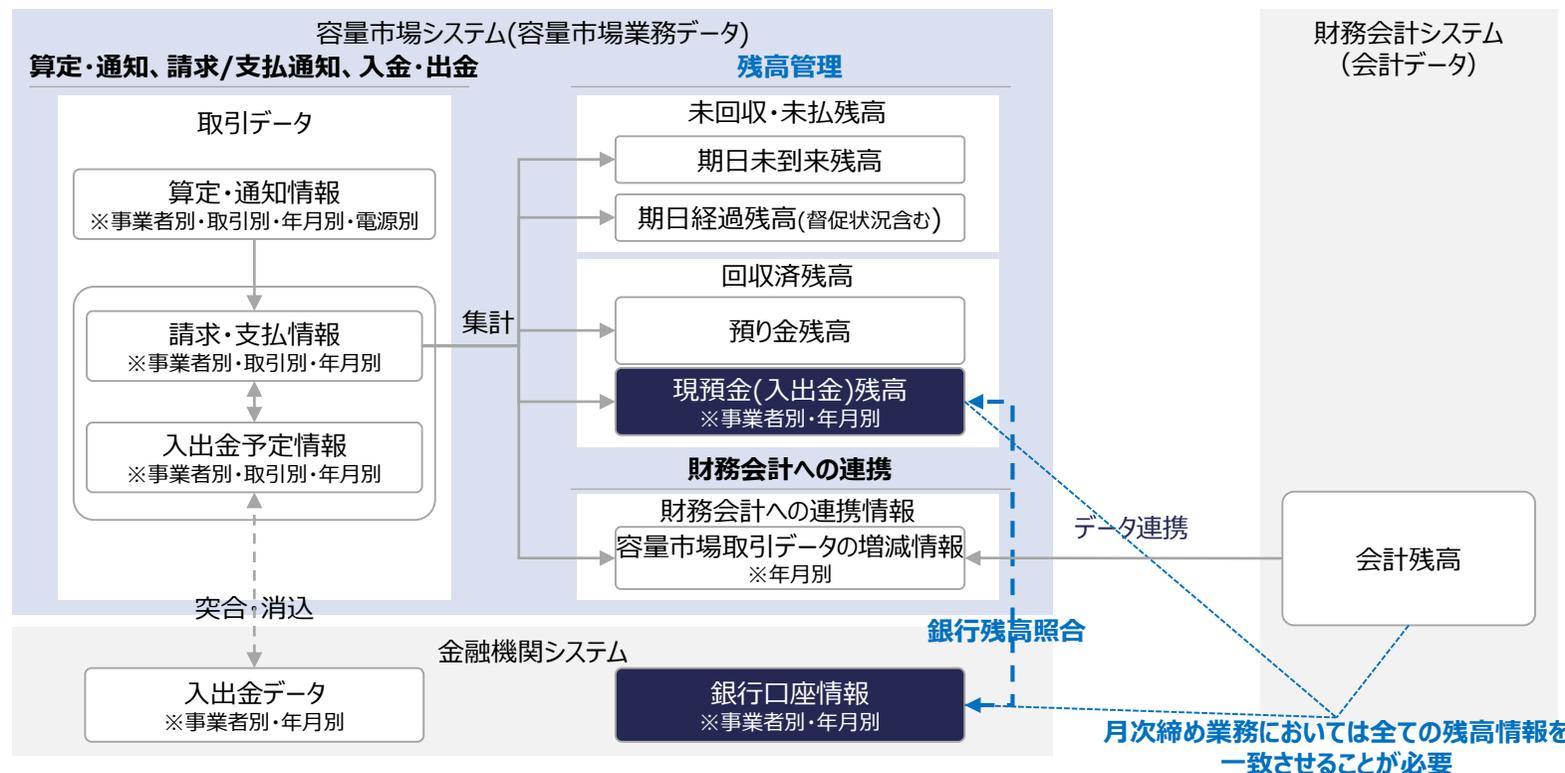
業務プロセス	銀行残高照合
関連アクター	広域機関

詳細内容

銀行残高照合(1/2)

【残高管理の全体像と銀行残高照合の位置づけ】

- 残高管理のゴールは、月次単位で容量市場システムの現預金(入出金)残高と財務会計システムの会計残高、金融機関システムの銀行口座情報を一致させること
- 銀行残高照合は月末時点の現預金(入出金)残高合計と銀行口座情報を照合する



業務仕様書

容量確保契約金額対応：残高管理-預り金残高管理

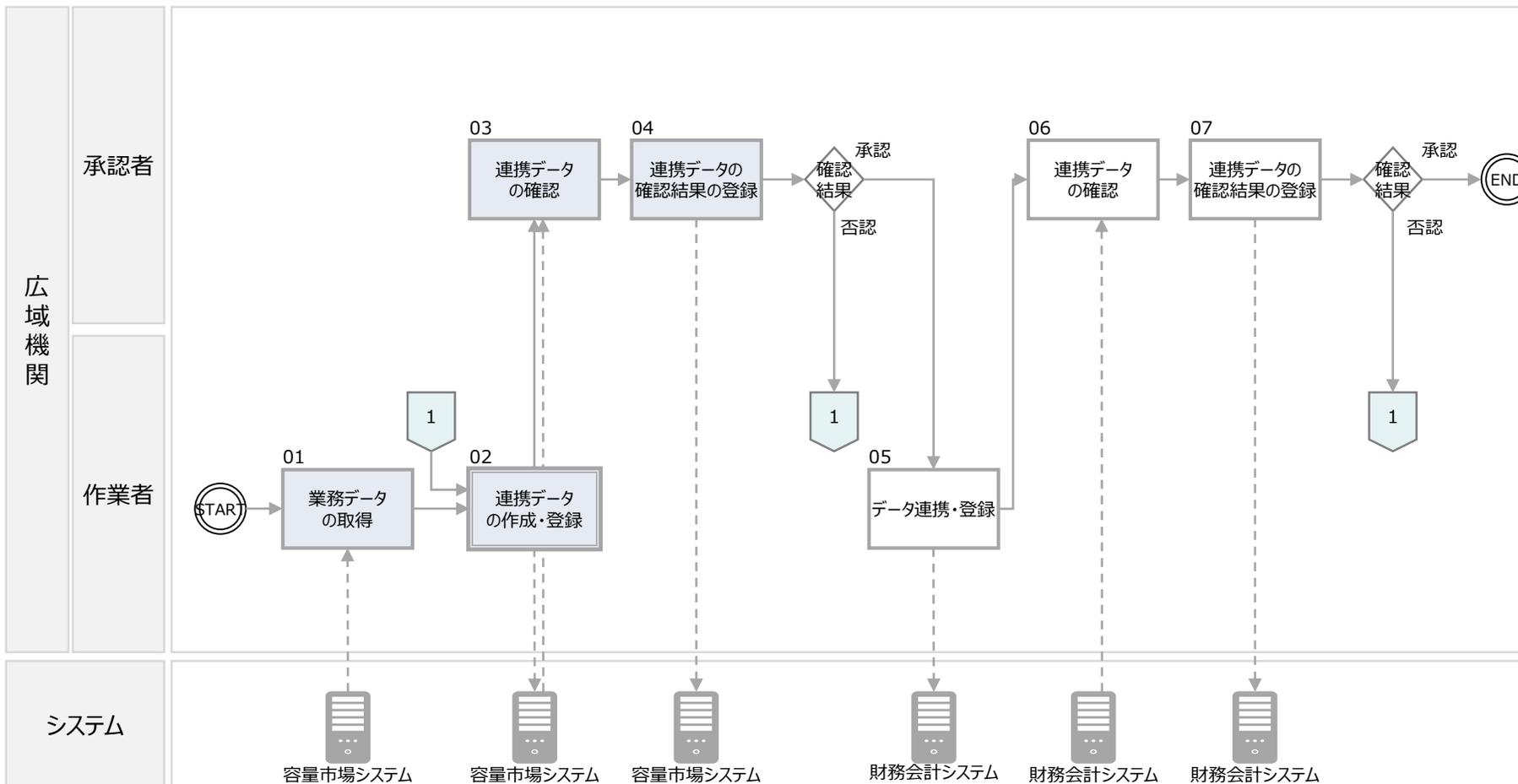
業務プロセス	銀行残高照合																																																								
関連アクター	広域機関																																																								
詳細内容																																																									
銀行残高照合(2/2)																																																									
【残高照合の対象となるデータ】																																																									
• 先行する「残高情報の更新」において更新済みの現預金(入出金)残高合計および「銀行口座情報の取得」において取得された口座残高を照合する																																																									
容量市場システム	銀行口座																																																								
現預金残高合計(前月末)	全取引対象の一括管理口座																																																								
当月の取引データ(入出金のみ)																																																									
<table border="1"><thead><tr><th>取引日</th><th>種別</th><th>取引対象</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>9/25</td><td>入金</td><td>小売電気事業者A</td><td>¥10</td></tr><tr><td>9/25</td><td>入金</td><td>小売電気事業者B</td><td>¥20</td></tr><tr><td></td><td></td><td style="text-align: center;">⋮</td><td></td></tr><tr><td>9/30</td><td>出金</td><td>発電事業者C</td><td>¥10</td></tr><tr><td>9/30</td><td>出金</td><td>発電事業者D</td><td>¥20</td></tr><tr><td></td><td></td><td style="text-align: center;">⋮</td><td></td></tr></tbody></table>	取引日	種別	取引対象	金額	9/25	入金	小売電気事業者A	¥10	9/25	入金	小売電気事業者B	¥20			⋮		9/30	出金	発電事業者C	¥10	9/30	出金	発電事業者D	¥20			⋮		<table border="1"><thead><tr><th>取引日</th><th>種別</th><th>取引対象</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>9/25</td><td>預入</td><td>ジギョウシャA</td><td>¥10</td></tr><tr><td>9/25</td><td>預入</td><td>ジギョウシャB</td><td>¥20</td></tr><tr><td></td><td></td><td style="text-align: center;">⋮</td><td></td></tr><tr><td>9/30</td><td>払出</td><td>ジギョウシャC</td><td>¥10</td></tr><tr><td>9/30</td><td>払出</td><td>ジギョウシャD</td><td>¥20</td></tr><tr><td></td><td></td><td style="text-align: center;">⋮</td><td></td></tr></tbody></table>	取引日	種別	取引対象	金額	9/25	預入	ジギョウシャA	¥10	9/25	預入	ジギョウシャB	¥20			⋮		9/30	払出	ジギョウシャC	¥10	9/30	払出	ジギョウシャD	¥20			⋮	
取引日	種別	取引対象	金額																																																						
9/25	入金	小売電気事業者A	¥10																																																						
9/25	入金	小売電気事業者B	¥20																																																						
		⋮																																																							
9/30	出金	発電事業者C	¥10																																																						
9/30	出金	発電事業者D	¥20																																																						
		⋮																																																							
取引日	種別	取引対象	金額																																																						
9/25	預入	ジギョウシャA	¥10																																																						
9/25	預入	ジギョウシャB	¥20																																																						
		⋮																																																							
9/30	払出	ジギョウシャC	¥10																																																						
9/30	払出	ジギョウシャD	¥20																																																						
		⋮																																																							
現預金(入出金)残高合計(当月末) ¥100	口座残高(当月末) ¥100																																																								
← 突合 →																																																									

- 容量確保契約金額対応：財務会計への連携

業務詳細フロー 容量確保契約金額対応：財務会計への連携

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	財務会計への連携	業務コード	BF560
業務内容	容量市場システムから業務データを取得し、連携データを作成し財務会計に連携する		
関連アクター	広域機関		



業務仕様書

容量確保契約金額対応：財務会計への連携

業務プロセス	連携データの作成・登録								
関連アクター	広域機関								
詳細内容									
連携データの作成・登録(1/4)									
【容量市場上の取引データイメージ(月次業務)】									
<ul style="list-style-type: none"> 容量市場業務で発生した取引について、取引対象別×実需給年度/対象月別×事業者別×税区分別の粒度で取引データとして保持する 消込が行われる取引データについて、消込が完了した際に、入出金ステータスを未入金/未出金から入金済/出金済へと更新する 									
容量市場システム上の処理	処理が行われる業務	容量市場システム上の取引データイメージ							
		取引対象	実需給年度	対象月	事業者	税抜額	税額	税区分	入出金ステータス
容量抛出品(対象月=7月)の算定、課税額計算および消込処理	<ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 入金 	容量抛出品	2025年度	7月	A	100	10	10%	入金済
		容量抛出品	2025年度	7月	B	300	30	10%	入金済
容量確保契約金額(対象月=7月)の算定、課税額計算および消込処理	<ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 出金 	容量確保契約金額	2025年度	7月	C	-350	-35	10%	出金済
		容量確保契約金額	2025年度	7月	D	-50	-5	10%	出金済
経済的ペナルティ(対象月=7月)の算定、課税額計算および消込処理	<ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 入金 	経済的ペナルティ	2025年度	7月	C	150	15	10%	入金済
		経済的ペナルティ	2025年度	7月	D	100	10	10%	入金済
		経済的ペナルティ	2025年度	7月	D	50	-	不課税	入金済
容量確保契約金額の交付に必要な原資の振替処理	<ul style="list-style-type: none"> 残高管理 	容量抛出品	2025年度	-	-	-400	-	-	-
		容量確保契約金額	2025年度	-	-	400	-	-	-
容量抛出品(対象月=8月)の算定、課税額計算および消込処理	<ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 入金 	容量抛出品	2025年度	8月	A	100	10	10%	入金済
		容量抛出品	2025年度	8月	B	300	30	10%	未入金

業務仕様書

容量確保契約金額対応：財務会計への連携

業務プロセス	連携データの作成・登録																																																																																									
関連アクター	広域機関																																																																																									
詳細内容																																																																																										
連携データの作成・登録(2/4)																																																																																										
【容量市場上の取引データイメージ(年次業務)】																																																																																										
<ul style="list-style-type: none"> 容量市場業務で発生した取引について、取引対象別×実需給年度/対象月別×事業者別×税区分別の粒度で取引データとして保持する 消込が行われる取引データについて、消込が完了した際に、入出金ステータスを未入金/未出金から入金済/出金済へと更新する 																																																																																										
容量市場システム上の処理	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">容量市場システム上の処理</th> <th rowspan="2">処理が行われる業務</th> <th colspan="7">容量市場システム上の取引データイメージ</th> </tr> <tr> <th>取引対象</th> <th>実需給年度</th> <th>対象月</th> <th>事業者</th> <th>税抜額</th> <th>税額</th> <th>税区分</th> <th>入出金ステータス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">還元(実需給年度=2024年度)額の算定、課税額計算および消込処理</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 出金 </td> <td>還元</td> <td>2024年度</td> <td>年次精算</td> <td>A</td> <td>-300</td> <td>-30</td> <td>10%</td> <td>出金済</td> </tr> <tr> <td>還元</td> <td>2024年度</td> <td>年次精算</td> <td>B</td> <td>-400</td> <td>-40</td> <td>10%</td> <td>出金済</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量抛し出金の追加請求(実需給年度=2024年度対象月=7月)額の算定、課税額計算および消込処理</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 入金 </td> <td>追加請求</td> <td>2024年度</td> <td>年次精算</td> <td>A</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>10%</td> <td>入金済</td> </tr> <tr> <td>追加請求</td> <td>2024年度</td> <td>年次精算</td> <td>B</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>10%</td> <td>入金済</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">還元対象となる原資の振替処理</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 残高管理 </td> <td>容量抛し出金</td> <td>2024年度</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-400</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>経済的ペナルティ</td> <td>2024年度</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-300</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>還元</td> <td>2024年度</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>700</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>容量市場取引における消費税の追加納付/還付処理*</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残高管理 </td> <td>消費税納付/還付</td> <td>2024年度</td> <td>年次精算</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>-</td> <td>入金済</td> </tr> </tbody> </table>	容量市場システム上の処理	処理が行われる業務	容量市場システム上の取引データイメージ							取引対象	実需給年度	対象月	事業者	税抜額	税額	税区分	入出金ステータス	還元(実需給年度=2024年度)額の算定、課税額計算および消込処理	<ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 出金 	還元	2024年度	年次精算	A	-300	-30	10%	出金済	還元	2024年度	年次精算	B	-400	-40	10%	出金済	容量抛し出金の追加請求(実需給年度=2024年度対象月=7月)額の算定、課税額計算および消込処理	<ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 入金 	追加請求	2024年度	年次精算	A	10	1	10%	入金済	追加請求	2024年度	年次精算	B	30	3	10%	入金済	還元対象となる原資の振替処理	<ul style="list-style-type: none"> 残高管理 	容量抛し出金	2024年度	-	-	-400	-	-	-	経済的ペナルティ	2024年度	-	-	-300	-	-	-	還元	2024年度	-	-	700	-	-	-	容量市場取引における消費税の追加納付/還付処理*	<ul style="list-style-type: none"> 残高管理 	消費税納付/還付	2024年度	年次精算	-	-	100	-	入金済
容量市場システム上の処理	処理が行われる業務			容量市場システム上の取引データイメージ																																																																																						
		取引対象	実需給年度	対象月	事業者	税抜額	税額	税区分	入出金ステータス																																																																																	
還元(実需給年度=2024年度)額の算定、課税額計算および消込処理	<ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 出金 	還元	2024年度	年次精算	A	-300	-30	10%	出金済																																																																																	
		還元	2024年度	年次精算	B	-400	-40	10%	出金済																																																																																	
容量抛し出金の追加請求(実需給年度=2024年度対象月=7月)額の算定、課税額計算および消込処理	<ul style="list-style-type: none"> 算定・通知 請求書・支払通知書送付 入金 	追加請求	2024年度	年次精算	A	10	1	10%	入金済																																																																																	
		追加請求	2024年度	年次精算	B	30	3	10%	入金済																																																																																	
還元対象となる原資の振替処理	<ul style="list-style-type: none"> 残高管理 	容量抛し出金	2024年度	-	-	-400	-	-	-																																																																																	
		経済的ペナルティ	2024年度	-	-	-300	-	-	-																																																																																	
		還元	2024年度	-	-	700	-	-	-																																																																																	
容量市場取引における消費税の追加納付/還付処理*	<ul style="list-style-type: none"> 残高管理 	消費税納付/還付	2024年度	年次精算	-	-	100	-	入金済																																																																																	
*容量市場システム上の取引データは還付の場合をイメージ																																																																																										

業務仕様書

容量確保契約金額対応：財務会計への連携

業務プロセス	連携データの作成・登録
関連アクター	広域機関

詳細内容

連携データの作成・登録(3/4)

【財務会計へ連携する容量市場システムデータの粒度(月次業務)】

- 取引データを集約して期中の増減情報を財務会計へ連携する。集約単位は、取引対象別×実需給年度/対象月別×税区分別とする(P)
- 取引対象ごとの預り金の増加・減少を総額で認識するために、同じ取引対象の中でもステータスが異なる場合は別として集計を実施する

容量市場システム上の取引データイメージ								財務会計への連携データ					
取引対象	実需給年度	対象月	事業者	税抜額	税額	税区分	入出金ステータス	取引対象	実需給年度	対象月	税抜額	税額	税区分
容量抛出品	2025年度	7月	A	100	10	10%	入金済	容量抛出品	2025年度	7月	100	10	10%
容量抛出品	2025年度	7月	B	300	30	10%	入金済	容量抛出品	2025年度	7月	400	40	10%
容量抛出品	2025年度	7月						容量抛出品	2025年度	7月	300	30	10%
容量確保契約金額	2025年度	7月	C	-350	-35	10%	出金済	容量確保契約金額	2025年度	7月	-350	-35	10%
容量確保契約金額	2025年度	7月	D	-50	-5	10%	出金済	容量確保契約金額	2025年度	7月	-400	-40	10%
容量確保契約金額	2025年度	7月						容量確保契約金額	2025年度	7月	-50	-5	10%
経済的ペナルティ	2025年度	7月	C	150	15	10%	入金済	経済的ペナルティ	2025年度	7月	150	15	10%
経済的ペナルティ	2025年度	7月	D	100	10	10%	入金済	経済的ペナルティ	2025年度	7月	250	25	10%
経済的ペナルティ	2025年度	7月						経済的ペナルティ	2025年度	7月	100	10	10%
経済的ペナルティ	2025年度	7月	D	50	-	不課税	入金済	経済的ペナルティ	2025年度	7月	50	-	不課税
容量抛出品	2025年度	-	-	-400	-	-	-	容量抛出品	2025年度	-	-400	-	-
容量確保契約金額	2025年度	-	-	400	-	-	-	容量確保契約金額	2025年度	-	400	-	-
容量抛出品	2025年度	8月	A	100	10	10%	入金済	容量抛出品	2025年度	8月	100	10	10%
容量抛出品	2025年度	8月	B	300	30	10%	未入金	容量抛出品	未入金のため、集約対象外	00	30	10%	

業務仕様書

容量確保契約金額対応：財務会計への連携

業務プロセス	連携データの作成・登録
--------	-------------

関連アクター	広域機関
--------	------

詳細内容

連携データの作成・登録(4/4)

【財務会計へ連携する容量市場システムデータの粒度(年次業務)】

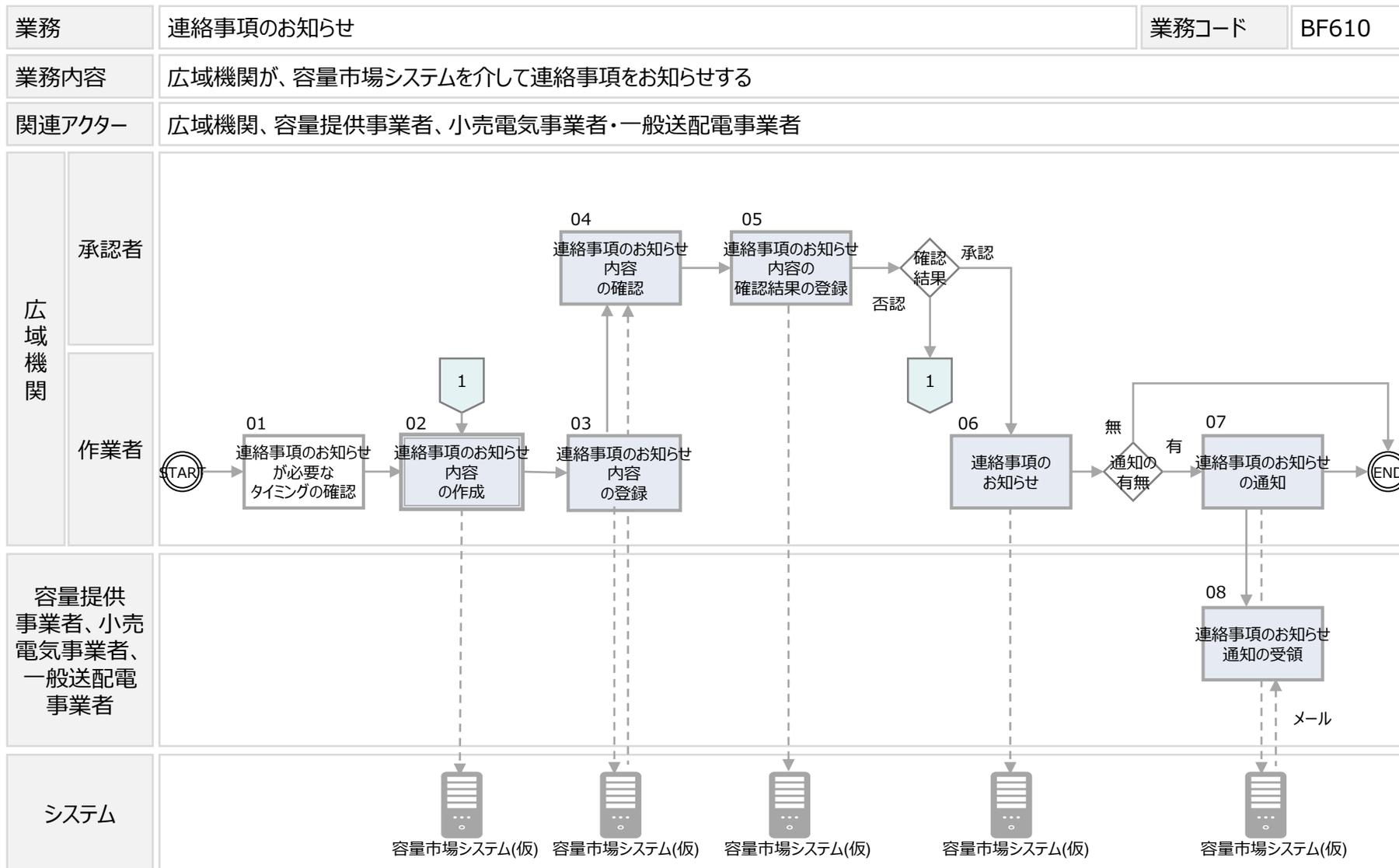
- 取引データを集約して期中の増減情報を財務会計へ連携する。集約単位は、取引対象別×実需給年度/対象月別×税区分別とする(P)
- 取引対象ごとの預り金の増加・減少を総額で認識するために、同じ取引対象の中でもステータスが異なる場合は別として集計を実施する

容量市場システム上の取引データイメージ								財務会計への連携データ					
取引対象	実需給年度	対象月	事業者	税抜額	税額	税区分	入出金ステータス	取引対象	実需給年度	対象月	税抜額	税額	税区分
還元	2024年度	年次精算	A	-300	-30	10%	出金済	還元	2024年度	年次精算	-300	-30	10%
還元	2024年度	年次精算	B	-400	-40	10%	出金済	還元	2024年度	年次精算	-700	-70	10%
還元	2024年度	年次精算						還元	2024年度	年次精算	-400	-40	10%
追加請求	2024年度	年次精算	A	10	1	10%	入金済	追加請求	2024年度	年次精算	10	1	10%
追加請求	2024年度	年次精算	B	30	3	10%	入金済	容量拠出金	2024年度	年次精算	40	44	10%
追加請求	2024年度	年次精算						追加請求	2024年度	年次精算	30	3	10%
容量拠出金	2024年度	-	-	-400	-	-	-	容量拠出金	-	-	-400	-	-
経済的ペナルティ	2024年度	-	-	-300	-	-	-	経済的ペナルティ	-	-	-300	-	-
還元	2024年度	-	-	700	-	-	-	還元	-	-	700	-	-
消費税納付/還付	2024年度	年次精算	-	-	100	-	入金済	消費税納付/還付	202-年度	年次-精算	100	110	-

- 連絡・通知：連絡事項のお知らせ

業務詳細フロー 連絡・通知：連絡事項のお知らせ

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



業務詳細フロー

連絡・通知：連絡事項のお知らせ

業務プロセス	連絡事項のお知らせ内容の作成
関連アクター	広域機関、容量提供事業者、小売電気事業者、一般送配電事業者

詳細内容

連絡事項のお知らせ内容の作成(1/2)

広域機関(作業)が、お知らせが必要な事項について、その内容を作成する

お知らせする内容の分類、お知らせする事項、およびお知らせ方法は以下の通り

業務	業務概要	お知らせ内容の分類		お知らせ事項		お知らせ方法*1	
		大分類	小分類	項目	詳細	広域機関 HP	容量市場 システム*2
連絡事項のお知らせ	広域機関が、容量市場システムに連絡事項をお知らせする	容量市場運営上の概況	取引状況サマリ	容量確保契約金額	容量確保契約金額総額	○	○
				容量抛し金	容量抛し金総額	○	○
				容量提供事業者情報	容量確保契約を締結した事業者数	○	○
			容量オークション 関連情報	容量提供事業者情報	発電事業者、および小売電気事業者の新規参加事業者数	○	○
				応札状況	応札を実施した容量提供事業者数、 応札電源数、応札電源容量	○	○
				落札された電源	落札された電源総量	○	○
			制度趣旨達成状況	供給力評価	需要想定(全国、供給区域ごと)、供給予備率	○	○
				電源投資状況	新たに休廃止となった発電所数	○	○

1：容量市場システムのみならず、広域ホームページ等を利用する可能性があることから、現状は容量市場システム(仮)を利用し業務を行う整理とする

2：容量市場システムにお知らせ事項が新たに掲載・更新された場合、また、容量市場システムに掲載された情報の確認が必要な場合は容量提供事業者、小売電気事業者、一般送配電事業者にその旨を通知する

業務詳細フロー

連絡・通知：連絡事項のお知らせ

業務プロセス	連絡事項のお知らせ内容の作成						
関連アクター	広域機関、容量提供事業者、小売電気事業者、一般送配電事業者						
詳細内容							
連絡事項のお知らせ内容の作成(2/2)							
広域機関(作業)が、お知らせが必要な事項について、その内容を作成する							
お知らせする内容の分類、お知らせする事項、およびお知らせ方法は以下の通り							
業務	業務概要	お知らせ内容の分類		お知らせ事項		お知らせ方法*1	
		大分類	小分類	項目	詳細	広域機関 HP	容量市場システム*2
連絡事項のお知らせ*1	広域機関が、容量市場システムに連絡事項をお知らせする	容量市場運営に必要な情報	運営ルール	容量市場ルール・マニュアル	改定された容量市場ルール・マニュアル、適用開始時期	○	○
				需給状況	需給注意報・需給ひっ迫のおそれの発令	○	-
			運営ルールの履行状況	未払いの事業者	経済的ペナルティ未払いの事業者名、容量拠出金未払いの事業者名	○	○
				ペナルティ(市場退出時)対象の事業者	退出した電源等の情報、所有者、退出容量	-	○
				悪質な行為が認められた事業者	悪質な行為が認められた参加登録申請者、悪質だと判断した理由等	○	○
				電源等差替結果	電源等差替する実需給年度、差替先電源の情報	-	○
			容量市場に係る報告書	容量市場に係る報告書	○	○	

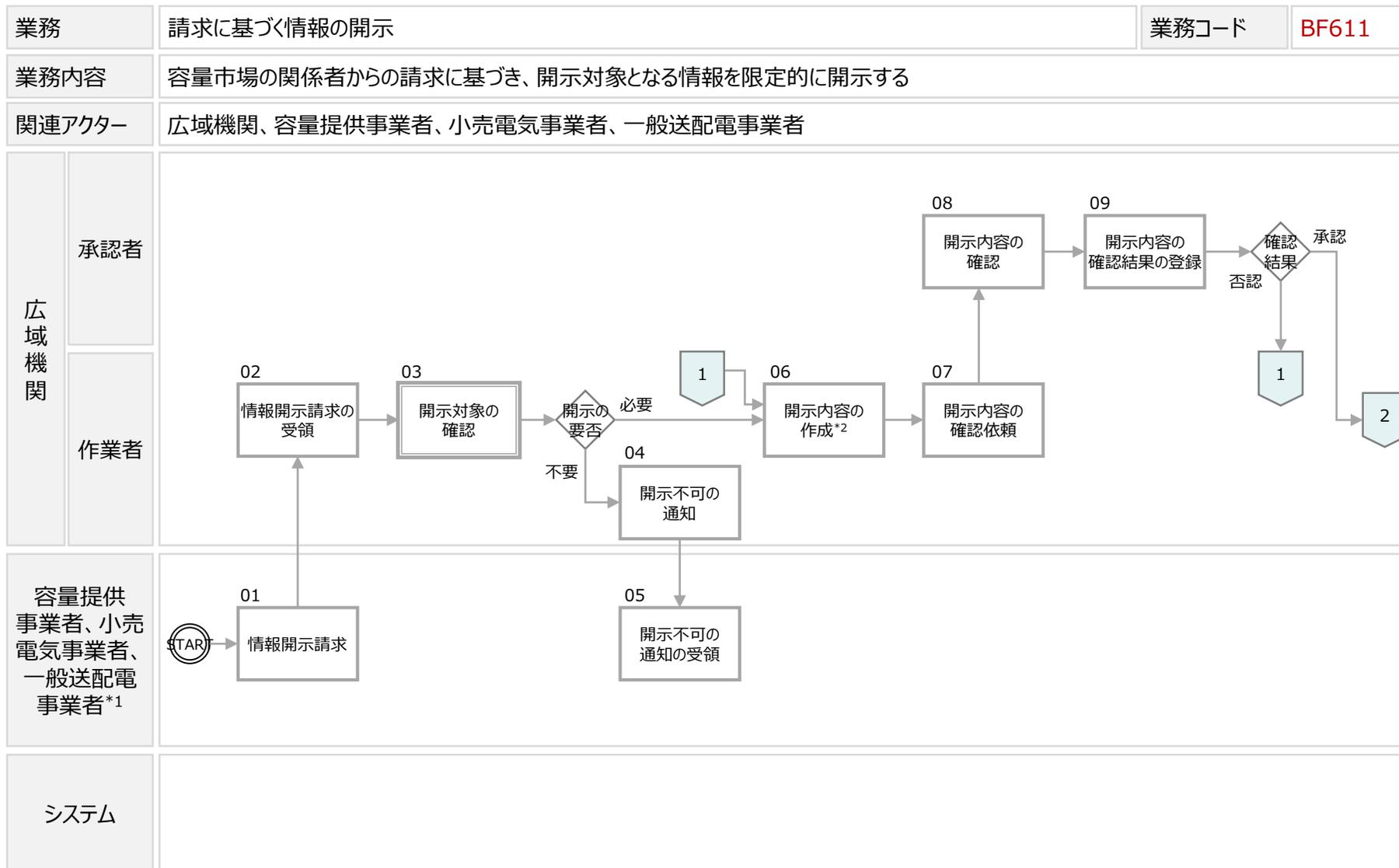
1：容量市場システムのみならず、広域ホームページ等を利用する可能性があることから、現状は容量市場システム(仮)を利用し業務を行う整理とする

2：容量市場システムにお知らせ事項が新たに掲載・更新された場合、また、容量市場システムに掲載された情報の確認が必要な場合は容量提供事業者、小売電気事業者、一般送配電事業者にその旨を通知する

- 連絡・通知：請求に基づく情報の開示

業務詳細フロー 連絡・通知：請求に基づく情報の開示

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



*1：小売電気事業者、一般送配電事業者、発電事業者の他、容量市場に関係のある機関や事業者

*2：開示の分類をもとに、開示する項目、範囲を特定の上作成する

業務詳細フロー 連絡・通知：請求に基づく情報の開示

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	請求に基づく情報の開示	業務コード	BF611
業務内容	容量市場の関係者からの請求に基づき、開示対象となる情報を限定的に開示する		
関連アクター	広域機関、容量提供事業者、小売電気事業者、一般送配電事業者		
広域機関	<pre> graph TD 2[2 承認者] --> 10[10 情報開示] 10 --> 11[11 開示情報の確認] 11 --> END((END)) </pre>		
容量提供事業者、小売電気事業者、一般送配電事業者*1			
システム			

*1：小売電気事業者、一般送配電事業者、発電事業者の他、容量市場に関係のある機関や事業者

業務詳細フロー

連絡・通知：請求に基づく情報の開示

業務プロセス	開示対象の確認
関連アクター	広域機関、容量提供事業者、小売電気事業者、一般送配電事業者

詳細内容

開示対象の確認(1/2)

広域機関(作業者)が、情報開示の対象を確認する

開示対象の分類、開示する事項、および開示方法は以下の通り

業務	業務概要	開示の分類		開示する事項	
		大分類	小分類	項目	詳細
請求に基づく情報の開示*1	容量市場の関係者からの請求に基づき、開示対象となる情報を限定的に開示する	適切な競争のために必要な情報	落札結果	落札された電源	ユニットID、落札容量、容量確保契約有無
				容量提供事業者情報	応札した事業者名
		取引対象ごとの発生状況詳細	容量オークション関連情報	応札状況	応札不実施容量、期待容量・応札容量割合、応札価格の分布、加重平均応札額
				容量確保契約金額	容量確保契約金額
		容量拠出金	容量拠出金	当期負担事業者数、事業者ごとの負担額中央値	

*1：メールなどシステム外の対応で業務を行う想定

業務詳細フロー 連絡・通知：請求に基づく情報の開示

業務プロセス	開示対象の確認				
関連アクター	広域機関、容量提供事業者、小売電気事業者、一般送配電事業者				
詳細内容					
<p>開示対象の確認(2/2) 広域機関(事業者)が、情報開示の対象を確認する</p> <p>開示対象の分類、開示する事項、および開示方法は以下の通り</p>					
業務	業務概要	開示の分類		開示する事項	
		大分類	小分類	項目	詳細
請求に基づく情報の開示*1	容量市場の関係者からの請求に基づき、開示対象となる情報を限定的に開示する	容量市場における資金決済状況	債権回収状況	債権回収状況	容量抛出金回収額、未回収容量抛出金額、容量抛出金回収率
			債務支払状況	債務支払状況	容量確保契約金額支払額、容量確保契約金額未払い額、容量確保契約金額支払実施率
			財務状態の健全性	安全性分析	対確定債務保有資金比率
		回収見込		中長期での見込み回収率、未回収となるリスク主要要因	
		容量市場運営に関するその他の情報	市場活性状況	容量提供事業者情報	新規参入容量提供事業者数、退出容量提供事業者数
			制度趣旨達成状況	供給力評価	供給予備率増減率、供給力不足発生回数
				電源投資状況	発電所新設・維持投資額、休廃止発電所増減
			経済的ペナルティ発生状況	経済的ペナルティ対象件数	経済的ペナルティ対象件数
		経済的ペナルティ発生金額		経済的ペナルティ発生金額	
			経済的ペナルティ回収状況	経済的ペナルティ回収金額・比率	

*1：メールなどシステム外の対応で業務を行う想定

業務詳細フロー

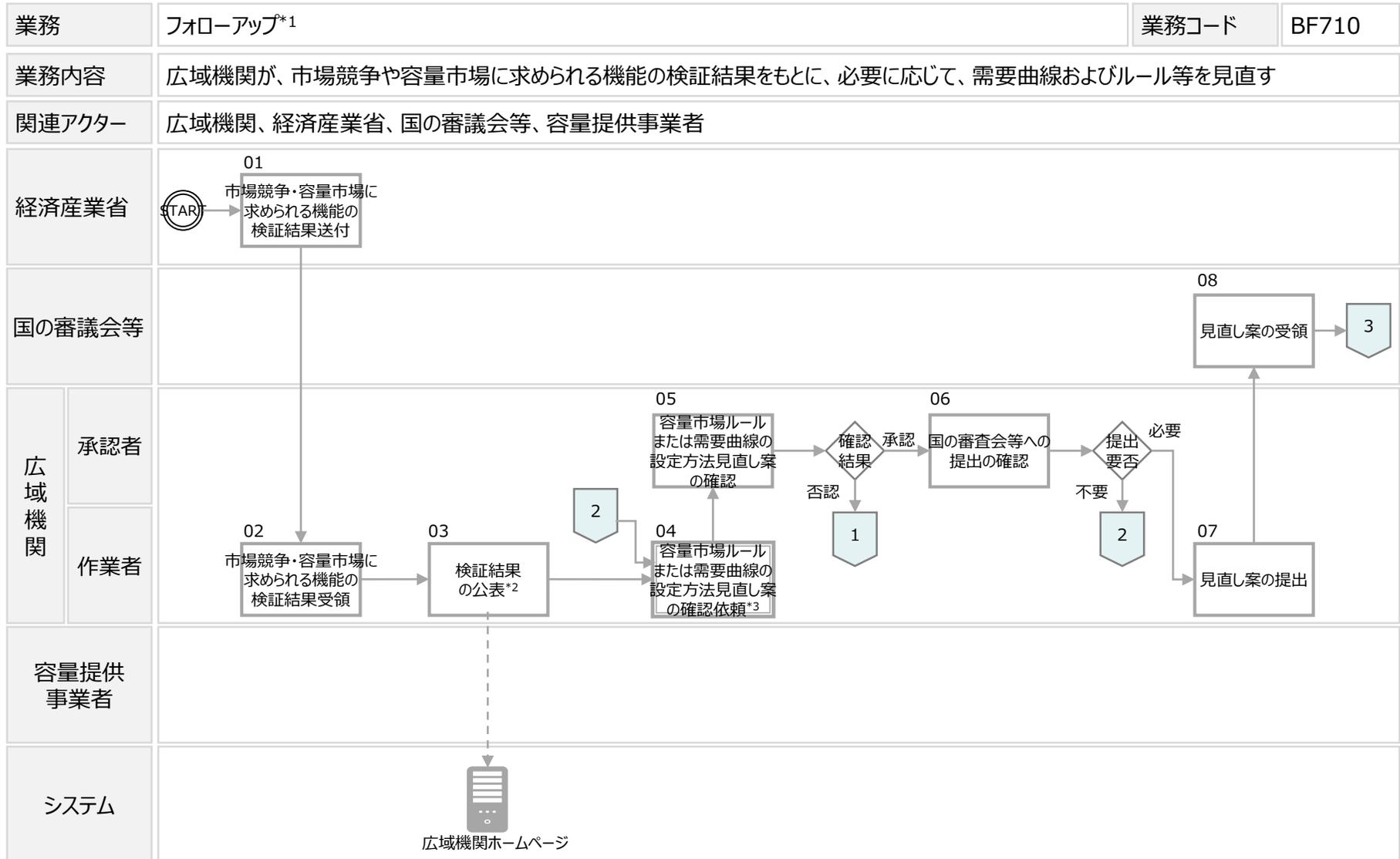
連絡・通知：請求に基づく情報の開示

業務プロセス	情報開示
関連アクター	広域機関、容量提供事業者、小売電気事業者、一般送配電事業者
詳細内容	
<p>情報開示 広域機関(作業)が、情報を個別に開示する</p> <ul style="list-style-type: none">広域機関(作業)が、情報開示を依頼した小売電気事業者、一般送配電事業者、発電事業者等にメールで開示情報を送付する開示情報(送付資料)にはパスワードをかけ、別途パスワードを連絡する <p>※セキュリティ上の観点から、容量市場システムには情報を開示しない</p>	

- フォローアップ：フォローアップ

業務詳細フロー フォローアップ：フォローアップ

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象



*1: 本業務フロー・仕様書はフォローアップ業務の一例を示すものであり、経済産業省等からの通達に応じて業務は変更される

*2: 広域機関における広報を通じた公表を想定

*3: 検証の結果、容量市場ルールまたは需要曲線の設定方法見直しが生じた場合

業務詳細フロー フォローアップ：フォローアップ

凡例 容量市場システム 業務仕様書の対象

業務	フォローアップ*1	業務コード	BF710
業務内容	広域機関が、市場競争や容量市場に求められる機能の検証結果をもとに、必要に応じて、需要曲線およびルール等を見直す		
関連アクター	広域機関、経済産業省、国の審議会等、容量提供事業者		
経済産業省			
国の審議会等			
広域機関	承認者		
広域機関	作業員		
容量提供事業者			
システム	 広域機関ホームページ		

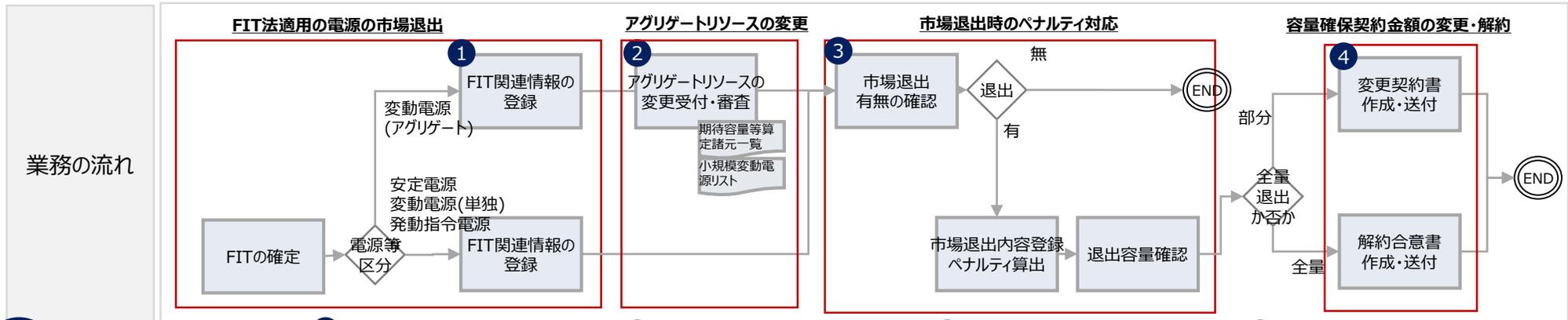
*1: 本業務フロー・仕様書はフォローアップ業務の一例を示すものであり、経済産業省等からの通達に応じて業務は変更される

*2: 広域機関における広報を通じた公表を想定

業務プロセス	容量市場ルールまたは需要曲線の設定方法見直し案の確認依頼
関連アクター	広域機関、経済産業省、国の審議会等、容量提供事業者
詳細内容	
容量市場ルールまたは需要曲線の設定方法見直し案の確認依頼 広域機関(作業)が、容量市場ルールや需要曲線の設定方法の見直し案を作成し、その内容確認を依頼する	
【見直しが必要な事項】	
□ 容量市場ルール 業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、容量市場ルールの見直し要否を判断する	
<ul style="list-style-type: none">リクワイアメント・アセスメント 例：サンプルチェックの対象範囲ペナルティ 例：参入ペナルティの対象となる基準、ペナルティの重さ電源等差替 例：やむを得ない理由で差替掲示板への掲載が認められた場合の対応(当該年度の翌々年以降のオークションに参加していることを確認する)約定処理方法・ツール 例：分析ツールの改良または新たな分析ツールの導入その他(支配的事業者への対応策等)	
□ 需要曲線の設定方法 経済産業省より受領した市場競争・容量市場に求められる機能の検証結果を踏まえ、需要曲線の設定方法の見直し要否を判断する	
※上記事項は一例にすぎず、各種検討会等での議論に基づき、適宜フォローアップが必要な事項を見直す	

- 業務詳細設計補足資料1 FIT電源(変動電源(アグリゲート))判明時の対応
- 業務詳細設計補足資料2 財務会計への連携情報からの仕訳データイメージ

- FIT電源(変動電源(アグリゲート))判明によるアグリゲートリソースの減少が起きた場合、FIT法適用の容量提供事業者の市場退出業務の一環として設備容量の妥当性を確認、市場退出時のペナルティ対応業務の一環として、期待容量の減少率を加味し退出容量を算出する



- リスト内には4つの電源がありリスト全体の期待容量は5,000kWである
- 電源等情報にて、FIT関連情報 (FIT認定ID、特定契約の終了年月等)を登録
- 期待容量等算定諸元一覧を提出してもらい、設備容量の妥当性を確認
- 契約容量に期待容量の減少率 (0.76=3800/5000)を乗じて算出した3,040kWが退出後の契約容量となる
- 契約容量を3,040kWに更新

<p>変動電源(アグリゲート)</p> <p>期待容量：5,000kW 契約容量：4,000kW</p> <p>小規模変動電源リスト</p> <p>A電源 設備容量：1,500kW B電源 設備容量：1,500kW C電源 設備容量：1,500kW D電源 設備容量：1,500kW</p> <p>期待容量等算定諸元一覧</p> <p>設備容量：6,000kW 期待容量：5,000kW 応札容量：4,000kW</p>	<p>変動電源(アグリゲート)</p> <p>期待容量：5,000kW 契約容量：4,000kW</p> <p>小規模変動電源リスト</p> <p>A電源 設備容量：1,500kW B電源 設備容量：1,500kW C電源 設備容量：1,500kW D電源 設備容量：1,500kW D電源 設備容量：1,500kW (D電源がFITと確定)</p> <p>期待容量等算定諸元一覧</p> <p>設備容量：6,000kW 期待容量：5,000kW 応札容量：4,000kW</p>	<p>変動電源(アグリゲート)</p> <p>期待容量：5,000kW 契約容量：4,000kW</p> <p>小規模変動電源リスト</p> <p>A電源 設備容量：1,500kW B電源 設備容量：1,500kW C電源 設備容量：1,500kW D電源 設備容量：1,500kW D電源 設備容量：1,500kW (D電源がFITと確定)</p> <p>設備容量の合計値が一致しているか確認</p> <p>期待容量等算定諸元一覧</p> <p>設備容量：4,500kW 期待容量：3,800kW 応札容量：3,040kW</p>	<p>変動電源(アグリゲート)</p> <p>期待容量：5,000kW 契約容量：4,000kW</p> <p>小規模変動電源リスト</p> <p>A電源 設備容量：1,500kW B電源 設備容量：1,500kW C電源 設備容量：1,500kW D電源 設備容量：1,500kW D電源 設備容量：1,500kW (D電源がFITと確定)</p> <p>期待容量の減少率を契約容量にも考慮</p> <p>期待容量等算定諸元一覧</p> <p>設備容量：4,500kW 期待容量：3,800kW 応札容量：3,040kW</p>	<p>変動電源(アグリゲート)</p> <p>期待容量：5,000kW 契約容量：3,040kW</p> <p>小規模変動電源リスト</p> <p>A電源 設備容量：1,500kW B電源 設備容量：1,500kW C電源 設備容量：1,500kW D電源 設備容量：1,500kW D電源 設備容量：1,500kW (D電源がFITと確定)</p> <p>期待容量等算定諸元一覧</p> <p>設備容量：4,500kW 期待容量：3,800kW 応札容量：3,040kW</p>
--	---	---	--	---

- 財務会計へ連携する情報から財務会計システム上に作成される仕訳データと勘定残高のイメージは以下の通り。連携情報における税額は仮払消費税/仮受消費税勘定で認識する想定

財務会計への連携データ						財務会計システム上の仕訳イメージ					
取引対象	実需給年度	対象月	税抜額	税額	税区分	借方勘定科目	税区分	金額	貸方勘定科目	税区分	金額
容量拠出金	2025年度	7月	100	10	10%	現預金	-	440	預り金_容量拠出金	10%	400
容量拠出金	2025年度	7月	400	40	10%				仮受消費税	-	40
容量拠出金	2025年度	7月	300	30	10%						
容量確保契約金額	2025年度	7月	-350	-35	10%	預り金_容量確保契約金額	10%	400	現預金	-	440
容量確保契約金額	2025年度	7月	-400	-40	10%	仮払消費税	-	40			
容量確保契約金額	2025年度	7月	-50	-5	10%						
経済的ペナルティ	2025年度	7月	150	15	10%	現預金	-	250	預り金_経済的ペナルティ	10%	250
経済的ペナルティ	2025年度	7月	250	25	10%				仮受消費税	-	25
経済的ペナルティ	2025年度	7月	100	10	10%						
経済的ペナルティ	2025年度	7月	50	-	不課税	現預金	-	50	預り金_経済的ペナルティ	不課税	50
容量拠出金	-	-	-400	-	-	預り金_容量拠出金	-	400	預り金_容量確保契約金額	-	400
容量確保契約金額	-	-	400	-	-						
還元	2024年度	年次精算	-300	-30	10%	預り金_還元	10%	700	現預金	-	770
還元	2024年度	年次精算	-700	-70	10%						
還元	2024年度	年次精算	-400	-40	10%	仮払消費税	-	70			
追加請求	2024年度	年次精算	10	1	10%	現預金	-	44	預り金_容量拠出金	10%	40
容量拠出金	2024年度	年次精算	40	4	10%				仮受消費税	-	4
追加請求	2024年度	年次精算	30	3	10%						
容量拠出金	-	-	-400	-	-	預り金_容量拠出金	-	400	預り金_還元	-	700
経済的ペナルティ	-	-	-300	-	-	預り金_経済的ペナルティ	-	300			
還元	-	-	700	70	-						
消費税納付/還付	-	-	-	100	-	仮受消費税	-	800	仮払消費税	-	900
						未収消費税	-	100			

別紙2.主要業務量一覧

1.主要業務量一覧

NO	項目	業務処理件数	単位	データ量/件
1	容量提供事業者数	400	件	1KB
2	電源等情報の数	3,500	件/年	10KB
3	変動電源アグリゲートのリソース件数	100,000	件/リスト	10KB
4	発動指令電源のリソース件数	10,000	件/リスト	1KB
5	小売電気事業者数	1,400	件	1KB
6	容量確保契約を締結している電源数	3,500	件/年	10KB
7	容量停止計画受付件数	3,100	件/月	10KB
8	発電計画・発電上限受付件数	3,100	件/月	100KB
9	市場応札量等の受付件数	1,600	件/月	100KB
10	発電量調整受電電力量の受付件数	50	件/月	100KB
11	容量停止計画アセスメント件数	3,100	件/月	100KB
12	市場応札アセスメント件数	2,000	件/月	100KB
13	供給指示アセスメント件数	120	件/月	100KB
14	発動指令アセスメント件数	180	件/月	100KB
15	ベースライン等算定結果取込件数	180	件/月	20KB
16	ペナルティ金額計算件数	4,900	件/月	100KB

2.ユーザ・アクセス数等

NO	項目	数値	単位
1	ユーザ数	4,050	件
2	同時アクセス数	400	件

No	業務	機能分類	機能名	処理	処理方式	特記事項
1			容量停止計画照会	<ul style="list-style-type: none"> 年度、容量提供事業者、提出時期などを指定して、容量市場システムに登録した容量停止計画を一覧表示できること 一覧表示からCSVファイルで抽出できること (差替先の容量停止計画は他事業者のため参照できないため、差替元が差替先に容量停止計画を確認すること) 容量市場システムへ容量停止計画が登録されたことを確認してから、マニュアル入力等により容量提供事業者と広域機関にメール通知出来ること 	オンライン	
2			容量停止計画変更	<ul style="list-style-type: none"> 容量停止計画を変更できること 変更した場合、容量提供事業者と広域機関にメール通知できること 差替先の容量停止計画を提出できること、提出した容量停止計画は変更できること 差替先の容量停止計画の提出は、電源等差替IDを利用することができること 不合格となった差替先の容量停止計画を再利用できること 流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等に伴う電源等の停止または出力低下による容量停止計画の変更時に、エビデンスとなる資料をファイル登録できること(流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等に伴う電源等の停止または出力低下に該当するエビデンス資料がチェックマークをつけてファイル登録する、パナルティ倍率を容量計画の提出時期により変更する必要があり、広域機関側で内容を確認して、申告内容を有効するため) 	オンライン	
3			容量停止計画取消	<ul style="list-style-type: none"> 容量停止計画を取消できること 取消した場合、容量提供事業者と広域機関にメール通知できること 差替先の容量停止計画を提出できること、提出した容量停止計画は取消できること 	オンライン	
4			容量停止計画登録漏れ確認対象電源選定	<ul style="list-style-type: none"> 発電計画における発電計画値が指定した一定期間、例えば7日間連続で0となっている電源を一覧表示できること 発電計画値が一定期間0となっている電源の容量停止計画の提出有無を一覧表示できること 発電計画値が一定期間0となっている電源の提出済み容量停止計画の詳細状況を確認できること 対象の項目は、容量停止計画のアセスメント対象の発電計画・発電上限・電源が提供できる供給力などを指定できること 指定する数値は、デフォルト値をゼロとして、変更することも可能とすること 発電計画値が一定期間0となっている電源で容量停止計画が提出されていない電源を登録漏れの確認対象電源としてエリア毎に一電源をランダムに選定できること。 一度ランダムに指定された電源は、次回から対象外とできること、またランダムに選定した1電源を任意の電源に変更できること、一定期間ゼロの全電源も対象とできること 	オンライン	
5			容量停止計画登録漏れ確認審査照会	<ul style="list-style-type: none"> 登録された容量停止計画と発電計画の整合性審査結果を確認するために、審査状況、審査結果（合格、不合格等）を一覧表示できること 審査状況は、広域機関内の審査状況を示すため、広域機関のみ表示できること（例：審査済、承認済、反映済は、広域機関だけに表示できること） 審査結果は、広域機関の審査結果を示すため、広域機関と容量提供事業者に表示できること（例：一時保存、仮申込、申込済、審査中、合格、不合格、取下げ） 発電計画における発電計画値が指定した一定期間、例えば7日間連続で0となっている電源を一覧表示できること 発電計画値が一定期間0となっている電源の容量停止計画の提出有無を一覧表示できること 発電計画値が一定期間0となっている電源の提出済み容量停止計画の詳細状況を確認できること 対象の項目は、容量停止計画のアセスメント対象の発電計画・発電上限・電源が提供できる供給力などを指定できること 指定する数値は、デフォルト値をゼロとして、変更することも可能とすること 容量停止計画の修正・提出を依頼しない電源（一定期間発電計画値がゼロでない電源）は、一括して登録漏れ無しと処理できること 発電計画値が一定期間0となっている電源に対して、容量停止計画の提出依頼を通知できること 容量提供事業者への依頼理由、また内部用に必要に応じてコメントできること 提出依頼先に対して、容量停止計画の提出することを、容量提供事業者と広域機関にメール通知できること 提出依頼は、必要に応じて実施するために、複数の選定、また実施しないこともある 容量停止計画の提出依頼の内容を確認できること 容量停止計画と発電計画の再提出対応、容量停止計画の提出依頼の内容を確認できること 容量停止計画と発電計画の整合性確認の審査結果について、容量停止計画の受領（合格）の内容を確認できること コメントが有れば、コメント内容を確認できること 	オンライン	
6			容量停止計画登録漏れ確認審査登録	<ul style="list-style-type: none"> 提出された容量停止計画と発電計画との整合性が確認できれば合格として、審査結果を登録できること 提出された容量停止計画と発電計画との整合性を確認して、整合性が確認できなければ不合格として、審査結果を登録できること 審査結果には、容量提供事業者に通知できるコメント欄、承認者に報告できるコメント欄、内部用のコメント欄を設け、必要に応じて入力できること 	オンライン	
7			容量停止計画登録漏れ確認審査承認	<ul style="list-style-type: none"> 容量停止計画の審査結果の合格が妥当な場合、審査結果の合格を承認できること 容量停止計画の審査結果の不合格が妥当な場合、審査結果の不合格を承認できること 当該プロセスの後の判定/分岐の後に、否認と有るが、承認者が審査状況を審査中に戻せること 不合格とした場合、差替元の容量提供事業者と広域機関に審査結果が不合格であることをメール通知できること 合格とした場合、差替元の容量提供事業者と広域機関に審査結果が合格であることをメール通知できること（業務プロセス上には広域機関宛のメールが無いが、機能として設ける） 	オンライン	
8			発電計画・発電上限照会	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムへアップロードした発電計画・発電上限は、容量市場システムの発電計画と発電上限として容量提供事業者に提示できること 発電計画・発電上限について、年度、需給月、容量提供事業者、電源種別、電源等識別番号などを指定して、容量提供事業者を一覧表示できること 一日48コマ分の発電計画・発電上限について、詳細情報を表示できること 容量市場システムへ発電計画・発電上限が登録されたことを確認してから、マニュアル操作等で容量提供事業者と広域機関にメール通知できること 一覧表示からCSVファイルで抽出できること 発電計画・発電上限を修正した容量提供事業者を一覧表示できること 発電計画・発電上限を修正した対象電源を一覧表示できること 変更した発電計画・発電上限の変更前後の値を確認できること 同一系統コードで複数の発電計画・発電上限が広域機関システムに提出されている(複数の事業者が同一の系統コードの発電計画・発電上限を提出している)場合、それぞれの発電計画・発電上限を表示できること 	オンライン	

No	業務	機能分類	機能名	処理	処理方式	特記事項
9		アセスメント管理(容量停止計画(安定・変動単独))	発電計画・発電上限変更	<ul style="list-style-type: none"> 既に登録されている発電計画・発電上限を選択し、画面上で値を変更できること 発電計画・発電上限を変更した場合、広域機関と容量提供事業者にメール通知できること 発電計画・発電上限の変更が妥当と判断できる場合、変更内容を承認して、変更内容の数値をアセスメント用の値としてシステムに反映できること <p>補足説明：発電計画・発電上限を実需給月の翌月に広域機関システムから連携するため、広域機関システム側で発電計画・発電上限が修正済みであり、通常運用では発電計画・発電上限は変更されないと想定されることから、もし容量提供事業者側が発電計画・発電上限を変更した場合、変更した発電計画・発電上限を確認してからシステムに登録する処理</p>	オンライン	
10	発電計画・発電上限取消		<ul style="list-style-type: none"> 発電計画・発電上限を取消できること 発電計画・発電上限を取消した場合、広域機関と容量提供事業者にメール通知できること 	オンライン		
11	差替先容量停止計画審査照会		<ul style="list-style-type: none"> 差替契約で複数の差替元電源が一つの差替先電源と契約している場合、複数の差替元電源の容量提供事業者が、差替先電源の容量停止計画を提出することとなっているために、提出された容量停止計画が平仄が取れていない可能性が有る、そのため、提出された容量停止計画の間で平仄（整合性）が取れていることが確認できること 複数の差替元電源が一つの差替先電源と契約している電源（差替先から見て、複数の差替元がある場合）を一覧表示できること 複数の差替元電源が一つの差替先電源と契約している電源の一覧表示において、差替元の容量停止計画の未提出が存在することが表示できること 複数の差替元電源が一つの差替先電源と契約している電源の一覧表示において、差替元の容量停止計画の未提出の容量提供事業者を表示できること 複数の差替元電源が一つの差替先電源と契約している電源の一覧表示において、容量停止計画が同一で、整合性が取れていることを表示できること 複数の差替元電源が一つの差替先電源と契約している電源の一覧表示において、容量停止計画が相違している場合、不整合と表示できること 不整合の容量停止計画を詳細を表示できること 登録された差替先の容量停止計画の整合性審査結果を確認するために、審査状況、審査結果（合格、不合格等）を一覧表示できること 審査状況は、広域機関内の審査状況を示すため、広域機関のみ表示できること（例：審査済、承認済、反映済は、広域機関だけに表示できること） 審査結果は、広域機関の審査結果を示すため、広域機関と容量提供事業者に表示できること（例：一時保存、仮申込、申込済、審査中、合格、不合格、取下げ） 審査結果が不合格であることを確認できること 審査結果にコメントが有れば、コメント内容を確認できること 	オンライン		
12	差替先容量停止計画審査登録		<ul style="list-style-type: none"> 差替元が提出した差替先の容量停止計画重複の整合性を確認して、整合性が確認できれば合格として、審査結果を登録できること 差替元が提出した差替先の容量停止計画重複の整合性を確認して、整合性が確認できなければ不合格として、審査結果を登録できること 審査結果には、容量提供事業者に通知できるコメント欄、承認者に報告できるコメント欄、内部用のコメント欄を設け、必要に応じて入力できること 	オンライン		
13	差替先容量停止計画審査承認		<ul style="list-style-type: none"> 差替先の容量停止計画の審査結果の合格が妥当な場合、審査結果の合格を承認できること 差替先の容量停止計画の審査結果の不合格が妥当な場合、審査結果の不合格を承認できること 当該プロセスの後の判定/分岐の後に、否認と有るが、承認者が審査状況を審査中に戻せること 不合格とした場合、差替元の容量提供事業者と広域機関に審査結果が不合格であることをメール通知できること 合格とした場合、差替元の容量提供事業者と広域機関に審査結果が合格であることをメール通知できること（業務プロセス上に無いが、機能として設ける） 	オンライン		
14	差替先配分供給力照会		<ul style="list-style-type: none"> 年度などを指定して、容量市場システムに登録した差替先から配分された供給力を一覧表示できること 一覧表示からCSVファイルで抽出できること 差替先から配分された供給力の詳細情報を参照できること 	オンライン		
15	差替先配分供給力変更		<ul style="list-style-type: none"> 差替先から配分された供給力を変更できること 差替契約の差替容量を超えた差替先から配分された供給力は登録できないため、エラーとすること 	オンライン		
16	差替先配分供給力取消		<ul style="list-style-type: none"> 差替先から配分された供給力を取消できること 	オンライン		
17	差替先配分供給力審査照会		<ul style="list-style-type: none"> 登録された差替先の配分方法の審査結果を確認するために、審査状況、審査結果（合格、不合格等）を一覧表示できること 審査状況は、広域機関内の審査状況を示すため、広域機関のみ表示できること（例：審査済、承認済、反映済は、広域機関だけに表示できること） 審査結果は、広域機関の審査結果を示すため、広域機関と容量提供事業者に表示できること（例：一時保存、仮申込、申込済、審査中、合格、不合格、取下げ） 差替先から配分された供給力を登録した容量提供事業者を一覧表示できること 差替先から配分された供給力を登録していない容量提供事業者を一覧表示できること 差替先から配分された供給力を登録した容量提供事業者を一覧表示するときに、年度、需給月、容量提供事業者、電源種別、電源等識別番号などを指定できること 差替容量と差替先から配分された供給力を審査できるように、電源等識別番号毎に比較した結果を詳細情報を表示できること 【確認中】一つの差替先が複数の差替元に電源が提供できる最大値を配分する場合、差替先の供給力の最大値を超過して配分出来ないため、当該チェックを実施できること 審査結果が不合格であることを確認できること 審査結果にコメントが有れば、コメント内容を確認できること 	オンライン		
18	差替先配分供給力審査登録		<ul style="list-style-type: none"> 差替容量と差替先から配分された供給力を比較して同量か、差替容量が上回る場合、合格として審査結果を登録できること 差替容量と差替先から配分された供給力を比較して、差替容量が下回る場合、不合格として審査結果を登録できること 審査結果は、容量提供事業者に通知できるコメント欄、承認者に報告できるコメント欄、内部用のコメント欄を設け、必要に応じて入力できること 	オンライン		
19	差替先配分供給力審査承認		<ul style="list-style-type: none"> 差替先の配分方法の審査結果の合格が妥当な場合、審査結果の合格を承認できること 差替先の配分方法の審査結果の不合格が妥当な場合、審査結果の不合格を承認できること 審査結果の合格、不合格を一括して、承認できること 当該プロセスの後の判定/分岐の後に、否認と有るが、承認者が審査状況を審査中に戻せること 不合格とした場合、容量提供事業者と広域機関に審査結果が不合格であることをメール通知できること 合格とした場合、容量提供事業者と広域機関に審査結果が合格であることをメール通知できること（業務プロセス上に無いが、機能として設ける） 	オンライン		

No	業務	機能分類	機能名	処理	処理方式	特記事項
20			容量停止計画提出時期審査照会	<ul style="list-style-type: none"> ・実需給年度に実需給年度中に提出された容量停止計画において、容量停止計画期間が一定日数以上（2週間以上）である容量停止計画を一覧表示できること ・容量停止計画期間については、任意の日数を指定できること ・登録された容量停止計画の提出時期の妥当性審査結果を確認するために、審査状況、審査結果（合格、不合格等）を一覧表示できること ・審査状況は、広域機関内の審査状況を示すため、広域機関のみ表示できること（例：審査済、承認済、反映済は、広域機関だけに表示できること） ・審査結果は、広域機関の審査結果を示すため、広域機関と容量提供事業者に表示できること（例：一時保存、仮申込、申込済、審査中、合格、不合格、取下げ） ・容量停止計画の提出時期の審査結果の合格の内容を確認できること ・容量停止計画の提出時期の審査結果の不合格の内容を確認できること ・コメントが有れば、コメント内容を確認できること 	オンライン	
21			アセスメント実施(容量停止計画(安定・変動単独))	<ul style="list-style-type: none"> ・算定指示されたアセスメント種別のリクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定するための算定要素を取得できること ・直近までの算定結果と算定要素を履歴として参照できること ・算定指示されたアセスメント種別の事前処理が完了していることを確認できること（例えば、安定電源・変動電源（単独）の場合、容量停止計画の提出期限の到来、発電計画・発電上限の修正完了、差替先容量停止計画の整合性審査完了、差替先供給力配分審査の完了など） ・アセスメント種別を指定して、リクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定できること、再算定できること ※算定の詳細は業務仕様書「リクワイアメント未達成コマの算定・累積」に従う。 ・特定の容量提供事業者のリクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定できること、再算定できること ・アセスメント未達成コマ、未達成量の算定処理は、オンラインバッチか、または処理件数が多い場合、夜間バッチで算定できること（バッチ処理の場合、日程が登録できること） ・前月未までの累積しているリクワイアメント未達成コマに、今回算出したリクワイアメント未達成コマを加えて、リクワイアメント未達成コマを算出できること ・実需給年度の累積リクワイアメント未達成コマ数が8,640コマ（180日相当）までは、ペナルティ通知の対象外とできること ・アセスメントを実施した時点で、事業者は対象月のアセスメントの諸元データを登録・変更できないこと(ただし異議申立等によりアセスメント諸元データを修正する必要がある場合は、広域機関がロックを解除している間のみ事業者が修正できること) 	バッチまたはオンラインバッチ	
22			未達成状況照会	<ul style="list-style-type: none"> ・リクワイアメント未達成コマが発生した電源を一覧表示できること ・発生したリクワイアメント未達成コマを一覧表示できること ・リクワイアメント未達成コマが発生した電源の詳細情報を表示できること ・リクワイアメント未達成コマの算定要素の詳細情報を表示できること 	オンライン	
23			未達成状況通知	<ul style="list-style-type: none"> ・リクワイアメント未達成コマが発生した電源について未達成状況を確認した後に、容量提供事業者と広域機関に容量停止計画リクワイアメント未達成（安定・変動単独）発生をメール通知できること ・リクワイアメント未達成コマが発生した電源について、一括してメールを通知できること ・未達成通知は、容量提供事業者毎と複数の容量提供事業者を選択して一括でも通知できること 	オンライン	
24			容量停止計画提出時期審査登録	<ul style="list-style-type: none"> ・容量停止計画の提出時期の妥当性が確認できれば合格として、審査結果を登録できること ・容量停止計画の提出時期の妥当性を確認して、整合性が確認できなければ不合格として、審査結果を登録できること ・審査結果には、容量提供事業者に通知できるコメント欄、承認者に報告できるコメント欄、内部用のコメント欄を設け、必要に応じて入力できること 	オンライン	
25			容量停止計画提出時期審査承認	<ul style="list-style-type: none"> ・容量停止計画の提出時期の審査結果の合格が妥当な場合、審査結果の合格を承認できること ・容量停止計画の提出時期の審査結果の不合格が妥当な場合、審査結果の不合格を承認できること ・当該プロセスの後の判定/分岐の後に、否認と有るが、承認者が審査状況を審査中に戻せること ・不合格とした場合、差替元の容量提供事業者と広域機関に審査結果が不合格であることをメール通知できること ・合格とした場合、差替元の容量提供事業者と広域機関に審査結果が合格であることをメール通知できること（業務プロセス上に無いが、機能として設ける） 	オンライン	
26			発電量調整受電電力量照会	<ul style="list-style-type: none"> ・年度などを指定して、容量市場システムに登録した発電量調整受電電力量を一覧表示できること ・一覧表示からCSVファイルで抽出できること ・リソース毎の発電量調整受電電力量をファイル形式で添付できること ・発電量調整受電電力量の詳細情報を参照できること ・必要に応じてコメント、通知/連絡用のファイル添付ができること 	オンライン	
27			発電量調整受電電力量変更	<ul style="list-style-type: none"> ・発電量調整受電電力量を変更できること ・変更した場合、広域機関と容量提供事業者にメール通知できること ・差替契約の差替容量を超えた発電量調整受電電力量は登録できないため、エラーとすること 	オンライン	
28			発電量調整受電電力量取消	<ul style="list-style-type: none"> ・発電量調整受電電力量を取消できること ・取消した場合、広域機関と容量提供事業者にメール通知できること 	オンライン	
29			発電量調整受電電力量審査照会	<ul style="list-style-type: none"> ・差替先の発電量調整受電電力量を提出した容量提供事業者を一覧表示できること ・差替先の発電量調整受電電力量を提出していない容量提供事業者を一覧表示できること ・差替先の発電量調整受電電力量を登録した容量提供事業者を一覧表示するときに、年度、需給月、容量提供事業者、電源種別、電源等識別番号などを指定できること ・差替先の発電量調整受電電力量を審査できるように、電源等識別番号毎に比較した結果を詳細情報を表示できること ・【確認中】一つの差替先が複数の差替元に電源が提供できる最大値をを配分する場合、差替先の供給力の最大値を超過して配分出来ないため、当該チェックを実施できること ・登録された差替先の配分方法の審査結果を確認するために、審査状況、審査結果（合格、不合格等）を一覧表示できること ・審査状況は、広域機関内の審査状況を示すため、広域機関のみ表示できること（例：審査済、承認済、反映済は、広域機関だけに表示できること） ・審査結果は、広域機関の審査結果を示すため、広域機関と容量提供事業者に表示できること（例：一時保存、仮申込、申込済、審査中、合格、不合格、取下げ） ・審査結果が不合格であることを確認できること ・審査結果にコメントが有れば、コメント内容を確認できること 	オンライン	
30			発電量調整受電電力量審査登録	<ul style="list-style-type: none"> ・差替容量と差替先から配分された発電量調整受電電力量を比較して同量か、差替容量が上回る場合、合格として審査結果を登録できること ・差替容量と差替先から配分された発電量調整受電電力量を比較して、差替容量が下回る場合、不合格として審査結果を登録できること ・審査結果は、容量提供事業者に通知できるコメント欄、承認者に報告できるコメント欄、内部用のコメント欄を設け、必要に応じて入力できること 	オンライン	

No	業務	機能分類	機能名	処理	処理方式	特記事項
31	リクワイアメント・アセスメント	アセスメント管理(容量停止計画(変動アグリ))	発電量調整受電電力量審査承認	<ul style="list-style-type: none"> ・差替先の配分方法の審査結果の合格が妥当な場合、審査結果の合格を承認できること ・差替先の配分方法の審査結果の不合格が妥当な場合、審査結果の不合格を承認できること ・審査結果の合格、不合格を一括して、承認できること ・差替元が複数の場合、差替先発電量調整受電電力量審査において、複数の差替元を同時に承認できること（審査結果が一括して入力できる） ・当該プロセスの後の判定/分岐の後に、否認と有るが、承認者が審査状況を審査中に戻せること ・不合格とした場合、容量提供事業者と広域機関に審査結果が不合格であることをメール通知できること ・合格とした場合、容量提供事業者と広域機関に審査結果が合格であることをメール通知できること（業務プロセス上に無いが、機能として設ける） 	オンライン	
32			発電量調整受電電力量登録値調査対象電源選定	<ul style="list-style-type: none"> ・発電量調整受電電力量登録値調査の確認対象の母数となる電源を一覧表示できること ・発電量調整受電電力量登録値調査の対象とする電源としてエリア毎に一電源をランダムに選定できること。 ・一度ランダムに指定された電源は、次回から対象外とできること、またランダムに選定した1電源を任意の電源に変更できること、全電源も対象とできること 	オンライン	
33			発電量調整受電電力量登録値調査照会	<ul style="list-style-type: none"> ・発電量調整受電電力量の提出依頼先の一覧を表示できること ・リリース毎の発電量調整受電電力量の提出を依頼できること ・リリース毎の発電量調整受電電力量の提出依頼の内容を確認できること ・登録された発電量調整受電電力量の審査結果を確認するために、審査状況、審査結果（合格、不合格等）を一覧表示できること ・審査状況は、広域機関内の審査状況を示すため、広域機関のみ表示できること（例：審査済、承認済、反映済は、広域機関だけに表示できること） ・審査結果は、広域機関の審査結果を示すため、広域機関と容量提供事業者に表示できること（例：一時保存、仮申込、申込済、審査中、合格、不合格、取下げ） ・サンプルチェック再依頼対応、発電量調整受電電力量の提出依頼の内容を確認できること ・サンプルチェック結果、発電量調整受電電力量の受領（合格）の内容を確認できること ・コメントが有れば、コメント内容を確認できること 	オンライン	
34			発電量調整受電電力量登録値調査結果登録	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された発電量調整受電電力量の内容を確認し、審査結果として合格または不合格を登録できること ・審査結果は、容量提供事業者へ通知できるコメント欄、承認者に報告できるコメント欄、内部用のコメント欄を設け、必要に応じて入力できること 	オンライン	
35			発電量調整受電電力量登録値調査結果承認	<ul style="list-style-type: none"> ・発電量調整受電電力量の審査結果の合格が妥当な場合、審査結果の合格を承認できること ・発電量調整受電電力量の審査結果の不合格が妥当な場合、審査結果の不合格を承認できること ・審査結果の合格、不合格を一括して、承認できること ・当該プロセスの後の判定/分岐の後に、否認と有るが、承認者が審査状況を審査中に戻せること ・不合格とした場合、容量提供事業者と広域機関に審査結果が不合格であることをメール通知できること ・合格とした場合、容量提供事業者と広域機関に審査結果が合格であることをメール通知できること（業務プロセス上に無いが、機能として設ける） 	オンライン	
36		アセスメント実施(容量停止計画(変動アグリ))	<ul style="list-style-type: none"> ・算定指示されたアセスメント種別のリクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定するための算定要素を取得できること ・直近までの算定結果と算定要素を履歴として参照できること ・算定指示されたアセスメント種別の事前処理が完了していることを確認できること（例えば、安定電源・変動電源（単独）の場合、容量停止計画の提出期限の到来、発電計画・発電上限の修正完了、差替先容量停止計画の整合性審査完了、差替先供給力配分審査の完了など） ・アセスメント種別を指定して、リクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定できること、再算定できること ※算定の詳細は業務仕様書「リクワイアメント未達成コマの算定・累積」に従う。 ・特定の容量提供事業者のリクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定できること、再算定できること ・アセスメント未達成コマ、未達成量の算定処理は、オンラインバッチか、または処理件数が多い場合、夜間バッチで算定できること（バッチ処理の場合、日程が登録できること） ・前月未までの累積しているリクワイアメント未達成コマに、今回算出したリクワイアメント未達成コマを加えて、リクワイアメント未達成コマを算出できること ・実需給年度の累積リクワイアメント未達成コマ数が8,640コマ（180日相当）までは、ペナルティ通知の対象外とできること ・アセスメントを実施した時点で、事業者は対象月のアセスメントの諸元データを登録・変更できないこと(ただし異議申立等によりアセスメント諸元データを修正する必要がある場合は、広域機関がロックを解除している間のみ事業者が修正できること) 	バッチまたはオンラインバッチ		
37		発電余力算出	<ul style="list-style-type: none"> ・発電上限とアセスメント対象容量の内小さい値から発電計画をマイナスして、自動的に余力の算定ができること ・広域機関システムから発電計画・発電上限を容量市場システムの発電計画・電源が提供できる供給力の最大値（発電上限）として取込んだ時、自動的に余力を算定できること ・発電計画・発電上限を訂正・取消時に合わせて、余力を自動的に算定できること 	オンライン		
38		市場応札量等照会	<ul style="list-style-type: none"> ・年度などを指定して、容量市場システムに登録した市場応札量を一覧表示できること ・一覧表示からCSVファイルで抽出できること ・市場応札量の詳細情報を参照できること ・容量市場システムに市場応札量等を登録した容量提供事業者を一覧表示できること ・容量市場システムに市場応札量等を登録していない容量提供事業者を一覧表示できること 	オンライン		
39		市場応札量等変更	<ul style="list-style-type: none"> ・市場応札量を変更できること ・差替契約を締結している場合、差替先の市場応札量、発電計画(発電上限)、および差替容量も変更できること ・変更した場合、広域機関と容量提供事業者にメール通知できること ・差替契約の差替容量を超えた差替先から配分された供給力は登録できないため、エラーとすること 	オンライン		
40		市場応札量等取消	<ul style="list-style-type: none"> ・市場応札量を取消できること ・差替契約を締結している場合、差替先の市場応札量、発電計画(発電上限)、および差替容量も取消できること ・取消した場合、広域機関と容量提供事業者にメール通知できること 	オンライン		

No	業務	機能分類	機能名	処理	処理方式	特記事項
41		アセスメント管理(市場応札)	差替先応札容量未達成量審査照会	<ul style="list-style-type: none"> 差替契約で複数の差替元電源が一つの差替先電源と契約している場合、複数の差替元電源の容量提供事業者が、差替先電源の市場応札量を提出することとなっているために、提出された市場応札量が平仄が取れていない可能性が有る、そのため、提出された市場応札量の間で平仄（整合性）が取れていることが確認できること 複数の差替元電源が一つの差替先電源と契約している電源（差替先から見て、複数の差替元がある場合）を一覧表示できること 複数の差替元電源が一つの差替先電源と契約している電源の一覧表示において、差替元の市場応札量の未提出が存在することが表示できること 複数の差替元電源が一つの差替先電源と契約している電源の一覧表示において、差替元の市場応札量の未提出の容量提供事業者を表示できること 複数の差替元電源が一つの差替先電源と契約している電源の一覧表示において、市場応札量が同一で、整合性が取れていることを表示できること 複数の差替元電源が一つの差替先電源と契約している電源の一覧表示において、市場応札量が相違している場合、不整合と表示できること 不整合の市場応札量を詳細を表示できること 市場応札量が差替容量を超える容量提供事業者を一覧表示できること 市場応札量が差替先の余力を超えている容量提供事業者を一覧表示できること 容量市場システムに登録された値(差替容量、差替計画、市場応札量)の合計が、広域機関システムに登録された値を超える容量提供事業者を一覧表示できること 市場応札量を詳細表示できること 差替先の市場応札量・リクワイアメント未達成量の審査結果を確認するために、審査状況、審査結果（合格、不合格等）を一覧表示できること 審査状況は、広域機関内の審査状況を示すため、広域機関のみ表示できること（例：審査済、承認済、反映済は、広域機関だけに表示できること） 審査結果は、広域機関の審査結果を示すため、広域機関と容量提供事業者に表示できること（例：一時保存、仮申込、申込済、審査中、合格、不合格、取下げ） 事業者が、審査結果が合格であることを確認できること 事業者が、審査結果が不合格であることを確認できること 審査結果にコメントが有れば、コメント内容を確認できること 	オンライン	
42			アセスメント実施（市場応札）	<ul style="list-style-type: none"> 算定指示されたアセスメント種別のリクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定するための算定要素を取得できること 直近までの算定結果と算定要素を履歴として参照できること 算定指示されたアセスメント種別の事前処理が完了していることを確認できること（例えば、安定電源・変動電源（単独）の場合、容量停止計画の提出期限の到来、発電計画・発電上限の修正完了、差替先容量停止計画の整合性審査完了、差替先供給力配分審査の完了など） アセスメント種別を指定して、リクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定できること、再算定できること ※算定の詳細は業務仕様書「リクワイアメント未達成量の算定」に従う。 特定の容量提供事業者のリクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定できること、再算定できること アセスメント未達成コマ、未達成量の算定処理は、オンラインバッチか、または処理件数が多い場合、夜間バッチで算定できること（バッチ処理の場合、日程が登録できること） アセスメントを実施した時点で、事業者は対象月のアセスメントの諸元データを登録・変更できないこと（ただし異議申立等によりアセスメント諸元データを修正する必要がある場合は、広域機関がロックを解除している間のみ事業者が修正できること） 	バッチまたはオンラインバッチ	
43			差替先応札容量未達成量審査登録	<ul style="list-style-type: none"> 差替先の市場応札量とリクワイアメント未達成量の審査結果を合格として登録できること 差替先の市場応札量とリクワイアメント未達成量の審査結果を不合格として登録できること 審査結果は、容量提供事業者に通知できるコメント欄、承認者に報告できるコメント欄、内部用のコメント欄を設け、必要に応じて入力できること 	オンライン	
44			差替先応札容量未達成量審査承認	<ul style="list-style-type: none"> 差替先の市場応札量・リクワイアメント未達成量の審査結果の合格が妥当な場合、審査結果の合格を承認できること 差替先の市場応札量・リクワイアメント未達成量の審査結果の不合格が妥当な場合、審査結果の不合格を承認できること 審査結果の合格、不合格を一括して、承認できること 当該プロセスの後の判定/分岐の後に、否認と有るが、承認者が審査状況を審査中に戻せること 不合格とした審査結果が反映される場合、容量提供事業者と広域機関に審査結果が不合格であることをメール通知できること 審査結果の合格を承認した場合、リクワイアメント未達成量を確定できること 合格とした審査結果を反映される場合、容量提供事業者と広域機関に審査結果が合格であることをメール通知できること（業務プロセス上に無いが、機能として設ける） 	オンライン	
45			応札状況調査対象電源選定	<ul style="list-style-type: none"> 市場応札量等に登録した容量提供事業者の中から応札状況調査対象をエリア別にランダムに1電源または任意に選定できること 一度ランダムに指定された電源は、次回から対象外とできること、またランダムに選定した1電源を任意の電源に変更できること、全電源も対象とできること 	オンライン	
46			応札状況調査照会	<ul style="list-style-type: none"> 応札状況調査の対象電源に対して、リクワイアメント未達成量(仮)を通知できること 応札状況調査時に容量提供事業者への依頼理由、また内部用に必要に応じてコメントできること 応札状況調査実施先には、リクワイアメント未達成量(仮)が発生したことを、容量提供事業者と広域機関にメール通知できること 応札状況調査は、必要に応じて実施するために、複数電源の選定、また実施しないこともある 応札状況調査結果の対象電源一覧を表示できること 差替先の市場応札量等・リクワイアメント未達成量の審査において、合格した対象電源一覧を表示できること 応札状況調査結果のリクワイアメント未達成量の異議申立の結果を記録、登録することができること 差替先の市場応札量等・リクワイアメント未達成量の審査において合格した対象電源一覧に対して、合格を容量提供事業者と広域機関にメール通知できること 異議申立の妥当性審査結果が合格/不合格をした場合、アセスメント結果を容量提供事業者と広域機関にメール通知できること 応札状況調査結果、リクワイアメント未達成量の異議申立の受領（合格）の内容を確認できること コメントが有れば、コメント内容を確認できること 	オンライン	
47			電源等情報照会	<ul style="list-style-type: none"> 需給対象年度、需給月のアセスメント対象電源の発電方式を一覧表示できること 発電方式を指定して対象となる電源を一覧で確認できること 個別の電源等詳細情報を確認できること 電源種別が揚水の運転継続時間を一覧表示できること 需給ひっ迫のおそれのコマ数（時間）より運転継続時間に短い揚水を一覧表示できること 需給ひっ迫のおそれのコマ数（時間）より運転継続時間に長い揚水を一覧表示できること 	オンライン	
48			供給指示対応実績照会	<ul style="list-style-type: none"> 発電計画・発電量調整受電電力量を一覧表示できること 発電計画・発電量調整受電電力量を一覧表示するときに、年度、需給月などを指定できること 一覧表示からCSVファイルで抽出できること 発電計画・発電量調整受電電力量の詳細情報を参照できること 供給指示アセスメント用データの報告対象電源を一覧表示できること 供給指示アセスメント用データの報告済電源、未報告電源を一覧表示できること 供給指示アセスメント用データの詳細情報を表示できること 【確認中】一つの差替先が複数の差替元に電源が提供できる最大値をを配分する場合、差替先の供給力の最大値を超過して配分出来ないので、当該チェックを実施できること 広域機関(作業員)が、発電量調整受電電力量が確定したことを事業者に対して通知できること。 事業者が、発電量調整受電電力量の確定通知を受領できること。 	オンライン	

No	業務	機能分類	機能名	処理	処理方式	特記事項
49		アセスメント管理(供給指示)	供給指示対応実績変更	<ul style="list-style-type: none"> ・発電計画・発電量調整受電電力量を変更できること ・発電計画・発電量調整受電電力量を変更した場合、広域機関と容量提供事業者にメール通知できること ・差替契約の差替容量を超えた発電量調整受電電力量は登録できないため、エラーとすること 	オンライン	
50	供給指示対応実績取消		<ul style="list-style-type: none"> ・発電計画・発電量調整受電電力量を取消できること ・発電計画・発電量調整受電電力量を取消した場合、広域機関と容量提供事業者にメール通知できること 	オンライン		
51	供給指示対応実績確認対象電源選定		<ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者との供給実績確認の対象電源を一覧表示できること ・一般送配電事業者との供給実績確認の対象済電源、未対象電源を一覧表示できること ・供給指示対応実績の確認対象の母数となる電源を一覧表示できること ・一般送配電事業者との供給実績確認の対象電源を選定できること ・供給指示を受けた容量提供事業者の中から実績確認対象をエリア別にランダムに1電源または任意に選定できること ・一度ランダムに指定された電源は、次回から対象外とできること、またランダムに選定した1電源を任意の電源に変更できること、全電源も対象とできること 	オンライン		
52	供給指示対応実績確認結果登録		<ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者から提供された実績と事業者報告値の確認結果を登録できること 	オンライン		
53	供給指示対応実績確認照会		<ul style="list-style-type: none"> ・容量提供事業者の提出内容を確認するため、容量提供事業者から提出された発電量調整受電電力量と、一般送配電事業者から提供された発電量調整受電電力量を突合した結果を確認できること ・実績確認の対象電源に対して、発電量調整受電電力量の修正依頼を通知できること ・実績確認時に容量提供事業者への依頼理由、また内部用に必要に応じてコメントできること ・事業者が発電量調整受電電力量の修正依頼を確認できること ・コメントが有れば、コメント内容を確認できること 	オンライン		
54		アセスメント管理(発動指令)	アセスメント実施 (供給指示)	<ul style="list-style-type: none"> ・算定指示されたアセスメント種別のリクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定するための算定要素を取得できること ・直近までの算定結果と算定要素を履歴として参照できること ・算定指示されたアセスメント種別の事前処理が完了していることを確認できること（例えば、安定電源・変動電源（単独）の場合、容量停止計画の提出期限の到来、発電計画・発電上限の修正完了、差替先容量停止計画の整合性審査完了、差替先供給力配分審査の完了など） ・アセスメント種別を指定して、リクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定できること、再算定できること ※算定の詳細は業務仕様書「リクワイアメント達成/未達成の判断」に従う。 ・特定の容量提供事業者のリクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定できること、再算定できること ・アセスメント未達成コマ、未達成量の算定処理は、オンラインバッチか、または処理件数が多い場合、夜間バッチで算定できること（バッチ処理の場合、日程が登録できること） ・アセスメントを実施した時点で、事業者は対象月のアセスメントの諸元データを登録・変更できないこと(ただし異議申立等によりアセスメント諸元データを修正する必要がある場合は、広域機関がロックを解除している間のみ事業者が修正できること) 	バッチまたはオンラインバッチ	
55	発動指令アセスメントデータ照会		<ul style="list-style-type: none"> ・年度などを指定して、容量市場システムに登録した発動指令アセスメントデータを一覧表示できること ・一覧表示からCSVファイルで抽出できること ・発動指令アセスメントデータを登録し、広域機関への審査の申込状況を確認できること ・発動指令アセスメントデータの詳細情報を参照できること ・発動指令アセスメント用データの報告が必要な容量提供事業者を一覧表示できること ・発動指令アセスメント用データを報告していない容量提供事業者を一覧表示できること ・発動指令アセスメント用データを報告している容量提供事業者を一覧表示できること ・発動指令アセスメント用データを報告した容量提供事業者を一覧表示するときに、年度、需給月、容量提供事業者、電源種別、電源等識別番号などを指定できること ・発動指令アセスメント用データを審査できるように、提出情報の詳細情報を表示できること ・【確認中】一つの差替先が複数の差替元に電源が提供できる最大値をを配分する場合、差替先の供給力の最大値を超過して配分出来ないため、当該チェックを実施できること ・発動実績回数を一覧表示できること ・エリア毎の発動実績回数を一覧表示できること ・発動指令毎の詳細情報を表示できること 	オンライン		
56	発動指令アセスメントデータ変更		<ul style="list-style-type: none"> ・発動指令アセスメントデータを変更できること ・変更した場合、広域機関と容量提供事業者にメール通知できること ・差替契約の差替容量を超えた発電量調整受電電力量は登録できないため、エラーとすること 	オンライン		
57	発動指令アセスメントデータ取消		<ul style="list-style-type: none"> ・発動指令アセスメントデータを取消できること ・取消した場合、広域機関と容量提供事業者にメール通知できること 	オンライン		
58	発動指令回数登録		<ul style="list-style-type: none"> ・エリア毎の一般送配電事業者の発動指令回数と対象となった電源を登録できること ・発動指令回数を登録した場合、発電指令対象の容量提供事業者と広域機関にメール通知できること 	オンラインまたはオンラインバッチ		
59	ベースライン算定用データ抽出		<ul style="list-style-type: none"> ・容量提供事業者から受領した発動指令アセスメントに必要なデータを抽出できること ・電源等リストの添付ファイル(事業者が登録した発動指令アセスメントデータのファイル)を一括でダウンロードできること 	オンライン		
60	ベースライン算定結果取込		<ul style="list-style-type: none"> ・ベースライン等算定ツールにて算定したベースライン、発動実績、突合結果を容量市場システムへ取り込むことができること ・ベースライン等算定ツールから連携された情報のうち、リスト合計の情報はシステムにデータを登録できること。リソース単位の情報はファイル添付することし、ファイルをダウンロードすることでリソース単位の情報を確認できること 	オンラインまたはオンラインバッチ		
61	発動指令突合結果照会		<ul style="list-style-type: none"> ・ベースライン等算定ツールで算定したリスト合計の値(広域算定値)、アセスメント用データのリスト合計の発動実績報告値(事業者報告値)、およびそれらを突合した結果(リスト合計/リソース単位)を照会できること ・計算値と報告データを比較して、報告データと計算値が一致しない突合結果を一覧表示できること（再提出依頼要データ） ・計算値と報告データを比較して、報告データと計算値が一致する突合結果を一覧表示できること（判定作業用データ） ・ベースライン等算定ツールとアセスメント用データの詳細情報を表示できること ・発動指令アセスメント対象の一覧を表示できること ・発動指令アセスメント対象の容量提供事業者を表示できること ・突合結果(不一致の内容)を確認できること 	オンライン		
62	発動指令突合結果通知		<ul style="list-style-type: none"> ・報告データと計算値が一致しない容量提供事業者へ対して、結果を通知することができること ・報告データと計算値の突合結果が不一致であることを、容量提供事業者と広域機関へメール通知できること ・再提出を依頼する容量提供事業者に、一括してメールを通知できること ・異議申立の有無、異議申立の審査の結果を記録・管理できること 	オンライン		

No	業務	機能分類	機能名	処理	処理方式	特記事項
63			アセスメント実施（発動指令）	<ul style="list-style-type: none"> ・算定指示されたアセスメント種別のリクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定するための算定要素を取得できること ・直近までの算定結果と算定要素を履歴として参照できること ・算定指示されたアセスメント種別の事前処理が完了していることを確認できること（例えば、安定電源・変動電源（単独）の場合、容量停止計画の提出期限の到来、発電計画・発電上限の修正完了、差替先容量停止計画の整合性審査完了、差替先供給力配分審査の完了など） ・アセスメント種別を指定して、リクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定できること、再算定できること ※算定の詳細は業務仕様書「リクワイアメント未達成量の算定」に従う。 ・特定の容量提供事業者のリクワイアメント未達成コマ、未達成量を算定できること、再算定できること ・アセスメント未達成コマ、未達成量の算定処理は、オンラインバッチか、または処理件数が多い場合、夜間バッチで算定できること（バッチ処理の場合、日程が登録できること） ・アセスメントを実施した時点で、事業者は対象月のアセスメントの諸元データを登録・変更できないこと（ただし異議申立等によりアセスメント諸元データを修正する必要がある場合は、広域機関がロックを解除している間のみ事業者が修正できること） 	バッチまたはオンラインバッチ	
64		アセスメント管理(共通)	一括登録・変更	<ul style="list-style-type: none"> ・容量市場システムにCSVファイルで一括登録・変更することができること(対象：容量停止計画、発電計画・発電上限、差替先から配分された供給力（電源が提供できる供給力の最大値）、発電量調整受電電力量、市場応札量、発動指令アセスメント用データ） ※一括登録された情報のうち、リスト合計の情報はシステムにデータを登録できること。リソース単位の情報はファイル添付することし、ファイルをダウンロードすることでリソース単位の情報を確認できること ・広域機関システムの発電計画・発電上限を容量市場システムの発電計画・発電上限として容量提供事業者に提示できること（実需給月の翌月10日頃） ・広域機関システムの発電計画・発電上限について、系統コードで紐づけて容量市場システムに登録できること ・同一系統コードで複数の発電計画・発電上限が広域機関システムに提出されている(複数の事業者が同一の系統コードの発電計画・発電上限を提出している)場合、それぞれの発電計画・発電上限を容量市場システムに登録できること ・電源等情報間で系統コードが重複する場合、該当する詳細情報の設備容量比で広域機関システムから抽出したアセスメント諸元(発電計画・発電上限等)を按分したうえで容量市場システムに登録できること ・容量市場システムに広域機関指定のフォーマットに発電量調整受電電力量を取りまとめ、一月分（1日48コマ、30分単位）をCSVファイルで一括登録・変更することができること（翌々月中旬(第10営業日)） ・容量市場システムに市場応札量を取りまとめ、一月分（1日48コマ、30分単位）をCSVファイルで一括登録・変更することができること（翌月第10営業日頃） ・差替契約の差替容量を超えた差替先から配分された供給力は登録できないため、エラーとすること ・差替契約の差替容量を超えた発電量調整受電電力量は登録できないため、エラーとすること ・ファイルアップロード時のエラー内容を確認できること ・アップロードしたファイルが正常に容量市場システムに登録できた場合、容量提供事業者と広域機関にメール通知できること 	オンラインバッチ	
65			一括登録・変更照会	<ul style="list-style-type: none"> ・アップロードしたファイルが正常に容量市場システムに登録できたことを確認できること ・ファイルアップロード時のエラー内容を確認できること ・DB登録時にエラーが発生したエラー内容を確認するためにCSVファイルで取得できること 	オンラインバッチ	
66			アセスメント結果照会	<ul style="list-style-type: none"> ・実施するアセスメントの種別を一覧表示で確認できること ・リクワイアメント未達成コマ・未達成量の算定処理の実行結果を確認できること ・リクワイアメント未達成コマ・未達成量の算定処理にエラーが発生した場合、エラー内容をCSVファイルで取得できること ・アセスメント結果に必要なに応じてコメント、通知/連絡用のファイルを添付できること ・アセスメントに必要な諸元データを電源単元に確認できること 	オンライン	
67			アセスメント結果変更	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ずアセスメント結果を変更しなければならない場合を考慮し、特別な権限を持ったユーザが未達成コマ数・未達成量を変更できること(当月分の未達成コマ数・未達成量を変更する) ・変更した理由などをコメントできること 	オンライン	
68			需給ひっ迫のおそれ照会	<ul style="list-style-type: none"> ・容量市場システムへ登録されたの需給ひっ迫のおそれを一覧表示できること ・一覧表示からCSVファイルで抽出できること ・需給ひっ迫のおそれの訂正履歴と通知履歴が確認できること 	オンライン	
69		需給ひっ迫のおそれ登録	<ul style="list-style-type: none"> ・容量市場システムへ需給ひっ迫のおそれをエリア別に登録できること ・容量市場システムへ需給ひっ迫のおそれが登録されたことを確認してから、マニュアル入力等により容量提供事業者と広域機関にメール通知出来ること ※需給ひっ迫のおそれの登録は、広域予備率8%未満と供給指示の2種類を登録できること。供給指示は、一般送配電事業者が供給指示の解除指令を発令しない場合もあるため、広域予備率8%未満の需給ひっ迫のおそれと一致しない場合がある。 	オンライン		
70		需給ひっ迫のおそれ変更	<ul style="list-style-type: none"> ・容量市場システムへ需給ひっ迫のおそれをエリア別に変更できること 	オンライン		
71		需給ひっ迫のおそれ取消	<ul style="list-style-type: none"> ・容量市場システムへ需給ひっ迫のおそれをエリア別に取消できること 	オンライン		
72		経済的ペナルティ管理	経済的ペナルティ額算定	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのリクワイアメント種別を対象として、ペナルティ額を算定/再算定できること ・特定のリクワイアメント種別を対象として、ペナルティ額を算定/再算定できること ・特定の容量提供事業者の全てのリクワイアメント種別を対象にして、ペナルティ額を算定/再算定できること ・特定の容量提供事業者の特定のリクワイアメント種別を対象にして、ペナルティ額を算定/再算定できること ・算定指示されたリクワイアメント種別のペナルティ額を算定するための算定要素を取得できること ・算定結果と算定要素を履歴として参照できること ・算定指示されたアセスメント種別の事前処理が完了していることを確認できること（例えば、全てのアセスメントの終了など） 	オンラインバッチ	
73	ペナルティ		経済的ペナルティ額照会	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的ペナルティ額を容量提供事業者に通知するために、算定結果通知書を一覧表示できること ・経済的ペナルティ額の算定要素を確認できること ・経済的ペナルティ額が発生している容量提供事業者に対して算定結果通知書を作成できること ・算定結果通知書をレビューできること ・算定結果一覧については、複数の検索条件により指定された範囲で一覧表示できること ・一覧表示し内容をCSVファイルに出力できること ・経済的ペナルティ額の算定処理の実行結果を確認できること（作成PDF数等も） ・経済的ペナルティ額の算定処理にエラーが発生した場合、エラーとなったリクワイアメントを特定できる情報を表示できること ・エラー内容の詳細はCSVファイルなどで別途取得できること ・算定結果通知書を承認したことを確認できること ・算定結果通知書が発行されたことを確認できること ・算定結果通知書をダウンロードして発生したリクワイアメント種別、ペナルティ額を確認できること ・算定結果通知書のペナルティ額を計算根拠の算定要素を確認できること 	オンライン	

No	業務	機能分類	機能名	処理	処理方式	特記事項
74			経済的ペナルティ額登録	<ul style="list-style-type: none"> 算定結果通知書にて経済的ペナルティ額を確認して、容量提供事業者へ算定結果通知書を通知するための登録ができること 算定結果と同様に、容量提供事業者に通知できるコメント欄、承認者に報告できるコメント欄、内部用のコメント欄を設け、必要に応じて入力できること 	オンライン	
75			経済的ペナルティ額承認	<ul style="list-style-type: none"> 算定結果通知書の確認結果が妥当な場合、承認できること 承認を一括して処理できること 当該プロセスの後の判定/分岐の後に、否認と有るが、承認者が承認状況を確認中に戻せること 算定結果通知書を繰返し作成・登録できること 算定結果通知書の確認結果が承認が反映される場合、容量提供事業者と広域機関に算定結果通知であることをメール通知できること 	オンライン	
76		容量抛出台管理	容量抛出台算定要素登録	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は実需給前年度夏季ピーク実績を登録できること(一括登録・変更画面を用いたCSV形式での登録を想定)。 ※算定要素は業務仕様書「各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定・登録」に従う。 広域機関(作業員)は実需給前年度冬季ピーク実績を登録できること(一括登録・変更画面を用いたCSV形式での登録を想定)。 ※算定要素は業務仕様書「各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録」に従う。 広域機関(作業員)は託送契約電力kW実績を登録できること(CSV形式を想定)。 ※算定要素は業務仕様書「各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定・登録」に従う。 広域機関(作業員)は指定した条件でエリア別容量抛出台金負担総額(年間)の算定要素(※)を登録できること。 ※算定要素は業務仕様書「エリア別容量抛出台金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量抛出台金負担総額(年間)の算定」に従う。 広域機関(作業員)は指定した条件で一般送配電事業者負担額・請求額算定要素(※)を登録できること。 ※算定要素は業務仕様書「一般送配電事業者負担額・請求額算定要素の取得 一般送配電事業者負担額・請求額算定」に従う。 広域機関(作業員)は指定した条件でエリア別小売電気事業者負担総額の算定要素(※)を登録できること。 ※算定要素は業務仕様書「エリア別小売電気事業者負担総額算定要素の取得 エリア別小売電気事業者負担総額算定」に従う。 広域機関(作業員)は指定した条件で各小売電気事業者への仮請求額の算定要素(※)を登録できること。 ※算定要素は業務仕様書「各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定」に従う。 広域機関(作業員)は指定した条件で各小売電気事業者への請求額の算定要素(※)を登録できること。 ※算定要素は業務仕様書「各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定」に従う。 登録した算定要素の修正がある場合はCSVの再取込が可能なこと。(CSVで登録する算定要素の場合) 	オンラインまたは オンラインタッチ	
77			容量抛出台算定要素変更	<ul style="list-style-type: none"> 対象年月を指定し、登録した算定要素を変更できること。 	オンライン	
78			容量抛出台算定要素照会	<ul style="list-style-type: none"> 対象年度を指定し、登録した算定要素を照会できること。 	オンライン	
79			容量抛出台算定	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)はエリア別容量抛出台金負担総額(年間)算定要素を基に、エリア別容量抛出台金負担総額(年間)算定ができること。 ※算定の詳細は業務仕様書「エリア別容量抛出台金負担総額(年間)の算定要素の取得 エリア別容量抛出台金負担総額(年間)の算定」に従う。 広域機関(作業員)は一般送配電事業者負担額・請求額算定要素を基に、一般送配電事業者負担額・請求額算定ができること。 ※算定の詳細は業務仕様書「一般送配電事業者負担額・請求額算定要素の取得 一般送配電事業者負担額・請求額算定」に従う。 広域機関(作業員)はエリア別小売電気事業者負担総額算定要素を基に、エリア別小売電気事業者負担総額算定ができること。 ※算定の詳細は業務仕様書「エリア別小売電気事業者負担総額算定要素の取得 エリア別小売電気事業者負担総額算定」に従う。 広域機関(作業員)は小売電気事業者仮請求額算定要素を基に、小売電気事業者仮請求額算定ができること。 ※算定の詳細は業務仕様書「各小売電気事業者への仮請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への仮請求額の算定」に従う。 広域機関(作業員)は小売電気事業者請求額算定要素を基に、小売電気事業者請求額算定ができること。 ※算定の詳細は業務仕様書「各小売電気事業者への請求額の算定要素の取得 各小売電気事業者への請求額の算定」に従う。 必要な算定要素が揃っていない場合はエラーとすること。 算定にあたっては、広域機関(作業員)が全エリアまたは全事業者を一括で処理できること。 作業員による算定後、算定結果を「一時保存」または「登録(申請)」ができること。 算定要素が誤っていた場合を想定し、再算定ができること。(既に同月内に登録済みのデータが存在する場合は注意喚起のメッセージを出力すること。) 異議申立により前月分の請求完了後に前月分を再算定する場合を想定し、既に請求済の金額との差額を自動計算して当月分の請求額を算定できること。 ※算定結果は算定要素と合わせて履歴管理を行うこと。 	オンライン	
80			容量抛出台変更	<ul style="list-style-type: none"> 算定後の金額は画面から変更不可とする。 ただし、更新可能な権限を有するユーザのみ可能とする。調整額を用いた金額変更とし、更新した理由(エリア別容量抛出台金負担総額(年間)、一般送配電事業者負担額・請求額、エリア別小売電気事業者負担総額、小売電気事業者仮請求額、小売電気事業者請求額の変更が必要だった理由)のコメント登録および添付ファイル登録ができること。 取引対象名(調整額の内容)を入力できること。 複数事業者に対して、明細を一括で追加できること。(CSV形式を想定) 調整額を用いて金額変更したデータか自動で算定したデータかどうかや変更コメントなどは、容量抛出台金額の照会画面から確認できること。 	オンライン	
81			容量抛出台照会	<ul style="list-style-type: none"> 指定した対象年度および事業者等で容量抛出台金額の算定要素と算定結果を照会できること。 算定結果をCSV形式で出力できること。 過去に算定した算定要素と算定結果の履歴を確認できること。 複数のエリアに供給のある事業者が存在する場合、エリア別の内訳を確認できること。 広域機関(承認者)は算定したデータ(各小売電気事業者への請求額・一般送配電事業者への請求額、再検討された請求額など)の確認ができること。 異議申立により前月分の請求完了後に前月分を再算定する場合を想定し、既に請求済の金額との差額(前月精算分)を照会できること。 	オンライン	
82	容量抛出台対応	容量抛出台承認	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(承認者)は請求額の確認・承認ができること。 各事業者単位の承認、および一括承認ができること。(エリア別の負担総額はエリアごとに承認できること) 承認者が承認を実施するには、算定結果が登録済の場合であること。(一時保存の状態では承認できないこと。) 	オンライン		
83		還元額照会	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は指定した条件で還元額の算定要素(※)を照会できること。 ※算定要素は業務仕様書「還元額の算定要素の取得 還元額の算定」に従う。 指定した対象年度および事業者等で還元額の算定要素と算定結果を照会できること。 各事業者が還元対象/還元対象外かを確認できること。 算定結果をCSV形式で出力できること。 過去に算定した算定要素と算定結果の履歴を確認できること。 広域機関(承認者)は算定したデータ(小売電気事業者別の還元額の算定結果、再検討された還元額)の確認ができること。 変更したデータか自動で算定したデータかどうかや変更コメントなどは、還元額照会画面から確認できること。 	オンライン		

No	業務	機能分類	機能名	処理	処理方式	特記事項
84		還元額管理	還元額算定	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業者)は還元額算定要素を基に、還元額算定ができること。 ※算定の詳細は業務仕様書「還元額の算定要素の取得 還元額の算定」に従う。 各事業者が還元対象/還元対象外かを確認・指定できること。 ※還元対象については「還元額の算定要素の取得 還元額の算定」に従う。 必要な算定要素が揃っていない場合はエラーとすること。 算定にあたっては、広域機関(作業者)が指定した事業者を一括で処理できること。 作業者による算定後、算定結果を「一時保存」または「登録(申請)」ができること。 算定要素が誤っていた場合を想定し、再算定ができること。(既に同年内に登録済みのデータが存在する場合は注意喚起のメッセージを出力すること。) ※算定結果は算定要素と合わせて履歴管理を行うこと。 異議申立の結果、他事業者に影響する場合は当月もしくは翌月以降に精算できること。 	オンライン	
85			還元額変更	<ul style="list-style-type: none"> 算定後の還元額を変更できること。 ※還元額の計算はシステムではなく個別に実施。更新可能な権限を有するユーザのみ可能とする。 調整額を用いた金額変更とし、変更を実施した理由(還元額の変更が必要だった理由)をコメント登録および添付ファイル登録ができること。 取引対象名(調整額の内容)を入力できること。 変更したデータか自動で算定したデータかどうかや変更コメントなどは、還元額照会画面から確認できること。 	オンライン	
86			還元額承認	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(承認者)は還元額の確認・承認ができること。 各事業者単位の承認、および一括承認ができること。 承認者が承認を実施するには、算定結果が登録済な場合であること。(一時保存の状態では承認できないこと。) 	オンライン	
87		未回収分追加請求管理	未回収分追加請求額照会	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業者)は指定した条件で未回収分追加請求額の算定要素(*)を照会できること。 ※算定要素は「未回収分の追加請求額の算定要素の取得 未回収分の追加請求額の算定」に従う。 指定した対象年度および事業者等で未回収分追加請求額の算定要素と算定結果を照会できること。 各事業者が追加請求対象が追加請求対象外かを確認できること。 算定結果をCSV形式で出力できること。 過去に算定した算定要素と算定結果の履歴を確認できること。 広域機関(承認者)は算定したデータ(小売電気事業者別の未回収分追加請求額の算定結果、再検討された未回収分追加請求額)の確認ができること。 変更したデータか自動で算定したデータかどうかや変更コメントなどは、未回収分追加請求額照会画面から確認できること。 	オンライン	
88			未回収分追加請求額算定	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業者)は未回収分追加請求額算定要素を基に、未回収分追加請求額算定ができること。 ※算定の詳細は業務仕様書「未回収分の追加請求額の算定要素の取得 未回収分の追加請求額の算定」に従う。 各事業者が追加請求対象/追加請求対象外かを確認・指定できること。 ※追加請求対象は「未回収分の追加請求額の算定要素の取得 未回収分の追加請求額の算定」に従う。 必要な算定要素が揃っていない場合はエラーとすること。 算定にあたっては、広域機関(作業者)が指定した事業者を一括で処理できること。 作業者による算定後、算定結果を「一時保存」または「登録(申請)」ができること。 算定要素が誤っていた場合を想定し、再算定ができること。(既に同年内に登録済みのデータが存在する場合は注意喚起のメッセージを出力すること。) ※算定結果は算定要素と合わせて履歴管理を行うこと。 異議申立の結果、他事業者に影響する場合は当月もしくは翌月以降に精算できること。 	オンライン	
89			未回収分追加請求額変更	<ul style="list-style-type: none"> 算定後の未回収分追加請求額を変更できること。 ※未回収分追加請求額の計算はシステムではなく個別に実施。更新可能な権限を有するユーザのみ可能とする。 調整額を用いた金額変更とし、変更を実施した理由(未回収分追加請求額の変更が必要だった理由)をコメント登録および添付ファイル登録ができること。 取引対象名(調整額の内容)を入力できること。 	オンライン	
90			未回収分追加請求額承認	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(承認者)は追加請求額の確認・承認ができること。 各事業者単位の承認、および一括承認ができること。 承認者が承認を実施するには、算定結果が登録済な場合であること。(一時保存の状態では承認できないこと。) 	オンライン	
91			容量確保契約金額対応	交付額照会	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業者)は指定した条件で交付額の算定要素(*)を照会できること。 ※算定要素は業務仕様書「算定要素(契約情報)の取得 交付額の算定・登録」に従う。 指定した対象年月で交付額の算定要素と算定結果を照会できること。 容量提供事業者は、他の事業者の交付額および算定要素を照会できないこと。 容量提供事業者はデータ更新を不可とし、照会のみ可能とする。 交付額通知書をPDF形式で出力できること。 算定結果をCSV形式で出力できること。 過去に算定した算定要素と算定結果の履歴を確認できること。 広域機関(承認者)は算定したデータ(事業者、電源、交付額(容量確保契約金額/経済的ペナルティ金額)、再検討された交付額、承認状態(ステータス)など)の確認ができること。 	オンライン
92		交付額算定		<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業者)は交付額算定要素を基に、交付額算定ができること。 ※算定の詳細は業務仕様書「算定要素(契約情報)の取得 交付額の算定・登録」に従う。 必要な算定要素が揃っていない場合はエラーとすること。 算定にあたっては、広域機関(作業者)が指定した事業者を一括で処理できること。 作業者による算定後、算定結果を「一時保存」または「登録(申請)」ができること。 算定要素が誤っていた場合を想定し、再算定ができること。(既に同月内に登録済みのデータが存在する場合は注意喚起のメッセージを出力すること。) ※算定結果は算定要素と合わせて履歴管理を行うこと。 	オンライン	
93		交付額変更		<ul style="list-style-type: none"> 算定後の交付額を変更できること。 ※交付額の計算はシステムではなく個別に実施。更新可能な権限を有するユーザのみ可能とする。 調整額を用いた金額変更とし、変更を実施した理由(交付額の変更が必要だった理由)をコメント登録および添付ファイル登録ができること。 取引対象名(調整額の内容)を入力できること。 複数事業者に対して、明細を一括で追加できること。(CSV形式を想定) 	オンライン	
94	交付額承認	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(承認者)は交付額の確認・承認ができること。 各事業者単位の承認、および一括承認ができること。 承認者が承認を実施するには、算定結果が登録済な場合であること。(一時保存の状態では承認できないこと。) 		オンライン		

No	業務	機能分類	機能名	処理	処理方式	特記事項
95	請求・交付	支払通知・請求管理	交付額通知	<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者に対して交付額通知書をメール通知できること。 ※通知内容については業務仕様書「交付額の通知(自動)」に従う。 容量提供事業者に対して再検討後の交付額通知書(再検討後の情報の更新有無、更新日時の情報等を含む)をメール通知できること。 	バッチ	
96			支払・請求明細作成	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は事業者ごとに請求明細および支払明細を作成できること。 ※明細の項目、事業者への請求/支払額は業務仕様書「請求明細/支払明細の作成 入出金予定額の計算」に従う。 必要な算定結果が揃っていない場合はエラーとすること。 消費税額は業務仕様書「請求明細/支払明細の作成 入出金予定額の計算」に従い算出できること。 明細の作成にあたっては、ユーザが指定した事業者または全事業者を一括で処理できること。 支払・請求明細作成のタイミングで、対象月分のアセスメントに必要な諸元データ、アセスメント結果、経済的ペナルティ額が確定されること。 支払・請求明細作成のタイミングで、対象月分の容量拠出金算定結果が確定されること。(確定後に誤りが発覚した場合は支払・請求明細変更で修正できること) ※年次精算のタイミングでは還元額算定結果、未回収分追加請求額算定結果も確定されること。 支払・請求明細作成のタイミングで、対象月分の交付額算定結果が確定されること。(確定後に誤りが発覚した場合は支払・請求明細変更で修正できること) 	オンライン	
97			支払・請求明細変更	<ul style="list-style-type: none"> 支払・請求明細の追加は、直接更新可能な権限を有するユーザのみ可能とする。明細を追加した理由をコメント登録および添付ファイル登録ができること。 調整額の内容を入力できること。 明細追加後、事業者ごとに入出金予定額の算定(請求/支払明細を合算)ができること。 明細追加後、事業者ごとに支払通知書作成用データ/請求書作成用データを作成できること。 	オンライン	
98			支払・請求明細照会	<ul style="list-style-type: none"> 登録した支払・請求明細を一覧で確認できること。 支払・請求明細を年月、事業者等の単位で指定して確認できること。 広域機関によるコメント登録および添付ファイル登録ができること。 支払・請求明細をCSV形式で出力できること。 	オンライン	
99			支払・請求明細備考登録	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関ユーザが、指定した事業者の支払・請求明細一覧の備考欄に、備考内容を任意に登録できること。 備考欄に登録された内容は支払・請求明細照会機能で照会できること。 	オンライン	
100			請求書作成	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は事業者別に請求書または請求書作成用データを作成できること。 ※主な出力項目は業務仕様書「請求書の作成 請求書の送付(自動)」に従う。 請求書または請求書作成用データ作成に必要な情報が揃っていない場合はエラーとすること。 請求書または請求書作成用データの作成にあたっては、ユーザが指定した事業者または全事業者を一括で処理できること。 	オンライン	
101			請求書照会	<ul style="list-style-type: none"> 作成した請求書または請求書作成用データを一覧で確認できること。 作成した請求書をPDF形式で出力できること。 請求データをCSV形式で出力できること。 請求書作成用データをCSV形式で出力できること。 一覧から指定した請求書または請求書作成用データの明細を参照できること。 容量提供事業者は通知済みの請求書および容量契約確保金額・経済的ペナルティ金額の確認ができること。 容量提供事業者はデータ更新を不可とし、照会のみ可能とする。 調整額による金額の変更がされている明細については、変更内容が確認できること。 	オンライン	
102			請求書削除	<ul style="list-style-type: none"> 作成した請求書または請求書作成用データについて、削除ができること。 	オンライン	
103			請求書承認	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(承認者)は請求書または請求書作成用データの確認・承認ができること。 各事業者単位の承認、および一括承認ができること。 	オンライン	
104			支払通知書作成	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は事業者別に支払通知書または支払通知書作成用データを作成できること。 ※主な出力項目は業務仕様書「支払通知書の作成 支払通知書の送付(自動)」に従う。 支払通知書または支払通知書作成用データ作成に必要な情報が揃っていない場合はエラーとすること。 支払通知書または支払通知書作成用データの作成にあたっては、ユーザが指定した事業者または全事業者を一括で処理できること。 	オンライン	
105			支払通知書照会	<ul style="list-style-type: none"> 作成した支払通知書または支払通知書作成用データを一覧で確認できること。 作成した支払通知書をPDF形式で出力できること。 支払通知データをCSV形式で出力できること。 支払通知書作成用データをCSV形式で出力できること。 一覧から指定した支払通知書または支払通知書作成用データの明細を参照できること。 容量提供事業者は通知済みの支払通知書および容量契約確保金額・経済的ペナルティ金額の確認ができること。 容量提供事業者はデータ更新を不可とし、照会のみ可能とする。 調整額による金額の変更がされている明細については、変更内容が確認できること。 	オンライン	
106			支払通知書削除	<ul style="list-style-type: none"> 作成した支払通知書または支払通知書作成用データについて、削除ができること。 	オンライン	
107			支払通知書承認	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(承認者)は支払通知書または支払通知書作成用データの確認・承認ができること。 各事業者単位の承認、および一括承認ができること。 	オンライン	
108			請求データ・事業者情報出力	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は、請求データと事業者情報を金融機関システムもしくは消込システムにアップロードできる形式(CSV形式等)で出力できること。 	オンライン	
109	支払通知書送付	<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者に対して支払通知書をメール通知できること。 ※通知内容については業務仕様書「支払通知書の作成・登録 支払通知書の送付(自動)」に従う。 	バッチ			
110	請求書送付	<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者に対して請求書をメール通知できること。 ※通知内容については業務仕様書「請求書の作成・登録 請求書の送付(自動)」に従う。 	バッチ			
111	異議申立調査結果通知	<ul style="list-style-type: none"> 容量提供事業者に対して再検討後の支払通知書(再検討後の支払通知情報の更新有無、更新日時の情報等を含む)をメール通知できること。 容量提供事業者に対して再検討後の請求書(再検討後の請求情報の更新有無、更新日時の情報等を含む)をメール通知できること。 	バッチ			
112	入出金予定額計算	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関は事業者ごとに入出金予定額の算定(請求/支払明細を合算)ができること。 請求明細金額の方が大きい場合は入金予定額、支払明細金額の方が大きい場合は出金予定額とする。 入出金の計算にあたっては、ユーザが指定した事業者または全事業者を一括で処理できること。 	オンライン			

No	業務	機能分類	機能名	処理	処理方式	特記事項
113	容量抛売金対応・ 容量確保契約金額対応 共通	入出金管理	入出金情報照会	<ul style="list-style-type: none"> 登録した入出金情報は予実を一覧で確認できること。 入出金情報を年月、事業者、ステータス等の単位で指定して確認できること。 入出金情報を一覧から指定し、その内訳明細を支払・請求明細照会機能で確認できること。 入出金情報をCSV形式で出力できること。 広域機関(作業員)は事業者別・月別の容量市場業務データ(請求情報、入金情報、出金情報、など)を確認できること。 	オンライン	
114			消込/未消込データ取込	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は、金融機関システムもしくは消込システムからダウンロードした入出金データ(自動消込後データ)をもとに、突合・消込結果(※)を容量市場システムへ登録できること。 ※主な取込項目：入金日、入金額、消込システムによる消込結果、コメントなど 	オンラインまたは オンラインバッチ	
115			請求データ消込	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は、容量市場システムへ取り込んだ消込/未消込データをもとに、請求データのステータス(入金済/未入金等)を更新できること ステータスの更新にあたっては、ユーザが指定した請求データを一括で処理できること。 	オンライン	
116			出金情報照会	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は事業者に対する出金情報を事業者別に確認できること。 広域機関(承認者)は金融機関システムへアップロードするための出金情報を事業者別に確認できること。 	オンライン	
117			出金情報作成	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は金融機関システムにアップロードするための出金情報を作成できること。 ※主な項目：事業者名、振込先口座番号、振込額など すでに登録済みの出金情報に加えて、金融機関システムに必要な項目を手動登録できること。(必要に応じて一括登録できること) 	オンライン	
118			出金データファイル作成	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(承認者)は金融機関システムにアップロードするための出金データファイルを出力できること。 	オンライン	
119			残高消込	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は振込確認の結果をもとに残高消込ができること。 (金融機関システムの振込結果を確認し、容量市場システムの入出金データを消込できること) 残高消込については、各事業者単位の消込および一括消込ができること。 金融機関システムからダウンロードした銀行残高情報データを容量市場システムへ取り込み、現預金残高(容量市場システム)と銀行残高(金融機関システム)の金額を突合できること。 入出金実績と消込結果をCSV形式で出力できること。 	オンライン	
120			期日到来未回収残高修正	<ul style="list-style-type: none"> 入出金状況(入金不足の場合は「督促」、入金超過の場合は「返金」、およびそのステータスなど)を更新できること。 レギュラーケースを想定して、特権ユーザは金額情報を更新できること。 修正理由をコメント欄に記載できること。 	オンライン	
121			期日到来未回収残高照会	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は期日到来未回収取引を一覧で確認できること。(事業者名称、未回収金額、請求期日など) 期日到来未回収残高の一覧をファイル出力できること。 	オンライン	
122			期日到来未回収残高確認依頼	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は未回収残高の確認結果を登録し、承認者へ確認依頼できること。 広域機関(承認者)は期日到来未回収残高を確認できること。 	オンライン	
123			期日到来未回収残高確認	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(承認者)は期日到来未回収残高を確認できること。 	オンライン	
124			期日到来未回収残高承認	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(承認者)は未回収残高の内容を承認できること。 	オンライン	
125			期日到来未払残高照会	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)が期日到来未払取引を一覧で確認できること。(事業者名称、未払金額、請求期日など) 期日到来未払取引の一覧をファイル出力できること。 	オンライン	
126			期日到来未払残高修正	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は支払期日を超過している未払取引における未払残高のステータスを修正できること。 修正理由をコメント欄に記載できること。 	オンライン	
127			期日到来未払残高確認依頼	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は未払残高の確認結果を登録し、承認者へ確認依頼できること。 広域機関(承認者)は期日到来未払残高を確認できること。 	オンライン	
128			期日到来未払残高確認	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(承認者)は期日到来未払残高を確認できること。 	オンライン	
129			期日到来未払残高承認	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(承認者)は未払残高の内容を承認できること。 	オンライン	
130			残高情報更新	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は、入出金実績を基に事業者別・年月別に現預金残高を更新する。(当月度の残高データを作成する) 	オンライン	
131			残高情報取込	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は、金融機関システムからダウンロードした銀行残高情報データを容量市場システムへ取り込めること。 	オンラインまたは オンラインバッチ	
132			銀行残高照合	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関システムからダウンロードした銀行残高情報データを容量市場システムへ取り込み、現預金残高(容量市場システム)と銀行残高(金融機関システム)の金額を突合できること。 広域機関(作業員)は、年月別に集計した現預金残高(容量市場システム)と銀行残高(金融機関システム)の金額差異を確認・登録できること。 残高照合結果を表示できること。 	オンライン	
133	現預金残高修正	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は、調整額を入力することで現預金残高を修正できること。(特権ユーザのみ) 修正理由をコメント欄に記載できること。 現預金残高(容量市場システム)と銀行残高(金融機関システム)の金額差異(調整額)を計算できること。 	オンライン			
134	現預金残高確認依頼	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は現預金残高の確認を登録し、承認者へ確認依頼できること。 広域機関(承認者)は現預金残高を確認できること。 	オンライン			
135	現預金残高確認	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(承認者)は残高照合の結果および不突合の原因を確認できること。 	オンライン			
136	現預金残高承認	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(承認者)は残高照合の結果および不突合の原因の内容を承認できること。 	オンライン			
137	財務会計連携データ作成	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関(作業員)は、事業者別・月別の容量市場業務データ(請求情報、入金情報、出金情報、など)を基に財務会計システムへ連携する入出金データを作成できること。 ※財務会計システムへ連携するデータの粒度については、「連携データの作成・登録」に従う。 広域機関(作業員)は、承認された財務会計連携データファイルを出力できること。 承認後に出力した場合は、ステータスを連携済に更新すること。 	オンライン			
		財務会計連携				

No	業務	機能分類	機能名	処理	処理方式	特記事項
138			財務会計連携データ照会	・広域機関(承認者)は、作成された財務会計連携データを参照できること。 ・過去月も含めて連携データを一覧で表示し、承認状態(ステータス)の確認ができること。	オンライン	
139			財務会計連携データ承認	・広域機関(承認者)は、作成された財務会計連携データを承認できること。	オンライン	
140	連絡・通知	お知らせ管理	お知らせ登録	・広域機関(作業員)は連絡事項のお知らせ内容を登録できること。 ・登録するお知らせごとに、公表期間、公表先の事業者(※)を指定できること。 ※公表先を指定する際は、「全事業者一括」「容量確保契約の有無ごと」「容量を提供する電源等の区分ごと」「事業者個別ごと」に選択できること。 ・ファイル添付ができること。	オンライン	
141			お知らせ変更	・広域機関(作業員)は連絡事項のお知らせ内容を変更できること。	オンライン	
142			お知らせ削除	・誤って登録してしまった場合は削除できること。	オンライン	
143			お知らせ照会	・広域機関(承認者)は連絡事項のお知らせ内容を確認できること。 ・照会の際は実需給年度単位に検索ができること。	オンライン	
144			お知らせ承認	・広域機関(承認者)は連絡事項のお知らせ内容を承認できること。	オンライン	
145			お知らせ公表	・広域機関(作業員)は連絡事項のお知らせ内容を公表できること。	オンライン	
146			お知らせ公表通知	・広域機関(作業員)は連絡事項のお知らせ内容をメールにて公表通知できること。 ※公表先として許可された事業者のみ参照可能	オンライン	
147				メール通知	メール通知(自動)	・各業務機能においてメール通知が必要な場合は、処理要件に合わせて自動的にメール通知ができること。 ・システムから発信したメールは宛先・日時を履歴として残すこと。
148	共通	審査	審査	・各審査業務について、本システム内で保持している情報との突合により審査可能なものは、システム的に審査ができること。 ・事業者からの申込や広域機関による各審査の状況が一覧で分かること。 ・審査結果の登録にあたっては、広域機関ユーザにより個別の審査結果を登録・承認の後、審査の反映日程が有れば日程に従って夜間のバッチ処理にて登録結果をデータベース等記憶領域に反映できること(バッチ処理終了前に事業者ユーザが参照しても審査中とすること) ※但し、審査反映日が指定されていなければ、即時に反映することも可能とする。 ・審査結果の登録について、複数の広域機関ユーザが1つの申込に対して項目ごとに審査結果を登録できること。	オンライン	
149		ファイル添付	ファイル添付	・広域機関は、各業務における調査結果等のファイルを添付してシステムにアップロードできること。(対象機能は業務側の機能一覧を参照) ・アップロードしたファイルは照会画面からダウンロードできること。	オンライン	
150		履歴管理	履歴管理	・広域機関は、各業務における登録データを履歴管理できること。(対象機能は業務側の機能一覧を参照)	オンライン	
151		マスキング	マスキング	・画面表示時及びファイル出力時に特定の情報項目をマスキングできること。(広域機関内のユーザ権限を分けて、特権ユーザ以外は容量提供事業者の電源等情報や交付額を参照できないようにする)	オンライン	
152		ユーザ情報管理	ユーザ情報照会	ユーザ情報照会	・広域機関及び事業者がユーザ情報を抽出できること。	オンライン
153	ユーザ情報登録		ユーザ情報登録	・事業者が利用する管理ユーザ(2ユーザ)及び初期パスワードを自動的に作成し、事業者情報登録の審査結果反映時に、併せてメール通知できること。 ・事業者は管理者ユーザを除きユーザ情報の登録ができること。 ・一括登録が可能であること。	オンライン	
154	ユーザ情報変更		ユーザ情報変更	・広域機関及び事業者がユーザ情報を変更できること。 ・変更した場合に登録済みのメールアドレスに対し通知できること。	オンライン	
155	ユーザ情報削除		ユーザ情報削除	・広域機関及び事業者が登録済みのユーザIDを削除できること。 ・複数の削除を一括して実行できること。	オンライン	
156	ユーザ権限管理		権限管理	別紙「補足資料_権限管理機能」参照		
157	-	認証	ログイン/ログアウト	・ユーザID・パスワード・クライアント証明書による認証でログイン後、そのユーザ認証情報等により実需給期間前容量市場システムおよび容量市場システムを利用できること。 ・ログアウトできること。	オンライン	左記処理を前提とするが、処理は要件確認工程で確定する。
158		マスタ管理	事業者情報照会(小売・一般送配電)	・広域機関は、容量市場システムを利用しない事業者(小売・一般送配電事業者)の各種情報(事業者名称、口座情報等)を確認できること。	オンライン	
159			一括登録・変更(小売・一般送配電)	・会員情報管理システムから連携された事業者情報を容量市場システムに一括登録・変更できること。	オンラインバッチ	
160			一括登録・変更照会(小売・一般送配電)	・アップロードしたファイルが正常に容量市場システムに登録できたことを確認できること。 ・ファイルアップロード時のエラー内容を確認できること。 ・DB登録時にエラーが発生したエラー内容を確認するためにCSVファイルで取得できること。	オンラインバッチ	
161		データ連携	データ取込(実需給期間前容量市場システムデータ)	・実需給期間前容量市場システムで保有するデータ(※)を取り込めること。 ※主な連携データ 事業者情報、電源等情報、契約情報、ペナルティ情報、電源等差替情報、アセスメント対象容量、差替容量、期待容量算定諸元 など	バッチ	
162		フォーマットダウンロード	登録用フォーマットダウンロード	・事業者が各種データを容量市場システムに登録するためのファイルフォーマット※をダウンロードできること。 ※主なファイルフォーマット 発電量調整受電電力量登録用フォーマット、提供可能供給力登録用フォーマット、市場応札量登録用フォーマット、発動指令アセスメントデータ登録用フォーマット、発動指令実績回数登録用フォーマット など	オンライン	

1. 権限管理機能について

- 以下、いずれかの案、若しくは同等の柔軟な権限設定を可能とすること。

[案1 ユーザ作成時に画面から機能毎を選択して設定可能とする。]

機能	ユーザA	ユーザB	ユーザC	ユーザD	ユーザE
容量拠出金(算定・通知)	○		○	○	
容量拠出金(請求)	○	○			
容量確保契約金額(算定・通知)	○			○	○
容量確保契約金額(支払・請求)	○			○	○
共通(入金・出金・残高管理・財務会計への連携)	○				○
リクワイアメント・アセスメント	○				
ペナルティ	○				
連絡・通知	○				
算定要素の取込・変更・取消・閲覧	○				

本表記載内容に加え、承認権限は別途付与できるようにする。
(作業者と承認者を分けるため)
広域機関及び事業者双方を対象とする。

※具体的な機能の区分については設計工程で定めるものとするが、機能数については、本表記載の数を前提とする。

[案2 事前に以下の権限パターンを作成したうえで、ユーザ作成時に適用するパターンを選択して設定可能とする。]

機能	パターンA	パターンB	パターンC	パターンD	パターンE	パターンF	パターンG
容量拠出金(算定・通知)	○	○	○				
容量拠出金(請求)	○	○					
容量確保契約金額(算定・通知)	○			○	○		
容量確保契約金額(支払・請求)	○			○			
共通(入金・出金・残高管理・財務会計への連携)	○					○	
リクワイアメント・アセスメント	○						○
ペナルティ	○			○	○		○
連絡・通知	○	○	○	○	○	○	○
算定要素の取込・変更・取消・閲覧	○						○

本表記載内容に加え、承認権限は別途付与できるようにする。
(作業者と承認者を分けるため)
広域機関及び事業者双方を対象とする。

※現時点具体的な機能やパターンの区分については設計工程で定めるものとするが、機能数、パターン数は本表記載の数を前提とする。

別紙4.主な画面一覧

※1 本一覧はユーザ毎によって画面が複数になる場合等を考慮しておらず、主に想定している画面を提示している点に留意すること。詳細は設計工程で確定することとする。

No	業務コード	画面分類	画面名	画面概要	備考	
1	BF2	容量停止計画(安定・変動単独)	容量停止計画一覧画面	容量停止計画を一覧で表示する画面(取消が可能)		
2	BF2		容量停止計画詳細画面	容量停止計画を電源単位に詳細表示する画面(取消が可能)		
3	BF2		容量停止計画変更画面	指定した電源等の容量停止計画を変更する画面		
4	BF2		発電計画・発電上限一覧画面	発電計画・発電上限を電源単位に一覧で表示する画面		
5	BF2		発電計画・発電上限詳細画面	発電計画・発電上限を電源単位に詳細表示する画面(取消・余力計算が可能)		
6	BF2		発電計画・発電上限変更画面	指定した電源等の発電計画・発電上限を変更する画面		
7	BF2		差替先容量停止計画一覧画面	差替先容量停止計画の整合性審査結果(合格、不合格など)を登録する画面(審査結果の登録・承認が可能)		
8	BF2		差替先容量停止計画審査詳細画面	差替先容量停止計画の整合性審査の詳細情報を表示する画面		
9	BF2		提供可能供給力一覧画面	差替先配分供給力の一覧を表示する画面(取消が可能)		
10	BF2		提供可能供給力詳細画面	差替先配分供給力を電源単位に詳細表示する画面		
11	BF2		提供可能供給力変更画面	指定した電源等の差替先配分供給力を変更する画面		
12	BF2		差替先配分供給力審査一覧画面	差替先配分供給力の審査状況を一覧表示する画面(審査結果の登録・承認が可能)		
13	BF2		差替先配分供給力審査詳細画面	差替先配分供給力の審査状況の詳細情報を表示する画面		
14	BF2		容量停止計画登録漏れ確認画面	容量停止計画登録漏れ確認の審査情報を一覧で表示する画面(審査結果の承認が可能)		
15	BF2		容量停止計画登録漏れ確認審査詳細画面	容量停止計画登録漏れ確認の審査情報を詳細表示する画面(審査結果の登録が可能)		
16	BF2		アセスメント結果詳細画面(容量停止計画・安定・変動単独)	アセスメント結果(容量停止計画・安定・変動単独)の詳細情報(コマごとの結果)を表示する画面(コメント・ファイル添付が可能)		
17	BF2		パネルテ対象ユーザ一覧画面	容量停止計画のパネルテ対象となるクワイアメント未達成コマの情報を一覧で表示する画面		
18	BF2		パネルテ対象ユーザ詳細画面	容量停止計画のパネルテ対象となるクワイアメント未達成コマの詳細情報を表示する画面		
19	BF2	容量停止計画提出時期審査一覧画面	容量停止計画提出時期審査情報を一覧表示する画面(審査結果の承認が可能)			
20	BF2	容量停止計画提出時期審査詳細画面	容量停止計画提出時期審査情報の詳細を表示する画面(審査結果の登録が可能)			
21	BF2	容量停止計画(変動アリ)	発電量調整受電電力量一覧画面	発電量調整受電電力量を電源単位に一覧表示する画面(取消が可能)		
22	BF2		発電量調整受電電力量詳細画面	発電量調整受電電力量を詳細表示する画面(ファイル添付が可能。安定電源の場合は供給指示受令期間を表示)		
23	BF2		発電量調整受電電力量変更画面	指定した電源等の発電量調整受電電力量を変更する画面(安定電源の場合は供給指示受令期間を修正可能)		
24	BF2		発電量調整受電電力量審査一覧画面	発電量調整受電電力量の審査情報を一覧で表示する画面(審査結果の登録・承認が可能)		
25	BF2		発電量調整受電電力量審査詳細画面	発電量調整受電電力量審査情報の詳細を照会する画面		
26	BF2		発電量調整受電電力量登録簿調査一覧画面	発電量調整受電電力量登録簿調査情報を一覧表示する画面(調査結果の承認が可能)		
27	BF2		発電量調整受電電力量登録簿調査詳細画面	発電量調整受電電力量登録簿調査の詳細情報を表示する画面(調査結果の登録が可能)		
28	BF2		アセスメント結果詳細画面(容量停止計画・変動アリ)	アセスメント結果(容量停止計画・変動アリ)の詳細情報(コマごとの結果)を表示する画面(コメント・ファイル添付が可能)		
29	BF2		市場広札量等一覧画面	市場広札量等を電源単位に一覧表示する画面(取消が可能)		
30	BF2		市場広札量等詳細画面	市場広札量等を電源単位に詳細表示する画面		
31	BF2		市場広札量等変更画面	指定した電源等の市場広札量を変更する画面		
32	BF2		アセスメント結果詳細画面(市場広札)	アセスメント結果(市場広札)の詳細情報(コマごとの結果)を表示する画面(コメント・ファイル添付が可能)		
33	BF2		差替先広札容量未達成審査一覧画面	差替先広札容量未達成審査の審査情報を一覧表示する画面(審査結果の登録・承認が可能)		
34	BF2		差替先広札容量未達成審査詳細画面	差替先広札容量未達成審査の詳細情報を照会する画面		
35	BF2		広札状況調査一覧画面	広札状況調査情報を一覧表示する画面		
36	BF2		広札状況調査詳細画面	広札状況調査の詳細情報を照会する画面		
37	BF2		供給指示	供給指示対応実績確認一覧画面	一般送配電事業者との供給実績確認の情報を一覧表示する画面	
38	BF2			供給指示対応実績確認詳細画面	一般送配電事業者との実績確認の情報を詳細表示する画面(確認結果の登録が可能)	
39	BF2	アセスメント結果詳細画面(供給指示)		アセスメント結果(供給指示)の詳細情報(コマごとの結果)を表示する画面(コメント・ファイル添付が可能)		
40	BF2	発動指令アセスメントデータ一覧画面		発動指令アセスメントデータを電源単位に一覧表示する画面(取消が可能)		
41	BF2	発動指令	発動指令アセスメントデータ詳細画面	発動指令アセスメントデータを電源単位に詳細表示する画面		
42	BF2		発動指令アセスメントデータ変更画面	指定した電源等の発動指令アセスメントデータを変更する画面		
43	BF2		発動指令突合一覧画面	発動指令突合結果を電源単位に一覧表示する画面		
44	BF2		発動指令突合詳細画面	発動指令突合結果の詳細情報を表示する画面		
45	BF2		アセスメント結果詳細画面(発動指令)	アセスメント結果(発動指令)の詳細情報(コマごとの結果)を表示する画面(コメント・ファイル添付が可能)		
46	BF2		需給ひっ迫のおそれコマ一覧画面	需給ひっ迫のおそれコマを一覧で表示する画面		
47	BF2		需給ひっ迫のおそれコマ登録画面	需給ひっ迫のおそれコマを登録する画面		
48	BF2		需給ひっ迫のおそれコマ変更画面	指定した需給ひっ迫のおそれコマを変更する画面		
49	BF2	クワイアメント・アセスメント共通	アセスメント権元一覧画面	アセスメントに必要な権元データを一覧表示する画面		
50	BF2		アセスメント権元詳細画面	アセスメントに必要な権元データを電源単位に照会する画面		
51	BF2		確認対象電源選定一覧画面	確認対象の母数となる電源を一覧表示し、確認対象電源を選定する画面(容量停止計画登録漏れ確認、発電量調整受電電力量登録簿調査、広札状況調査、供給指示対応実績確認のどれかを選択した上で一覧表示・選定する)		
52	BF2		アセスメント実施結果一覧画面	アセスメント実施結果を一覧で照会する画面(アセスメントの実施が可能)		
53	BF2		アセスメント結果変更画面	特別な権限を持ったユーザが未達成コマ数・未達成量を変更する画面(当月分の未達成コマ数・未達成量を変更する)		
54	BF3		パネルテの確定	経済的パネルテ(額算)結果一覧画面	経済的パネルテ(額算)結果を一覧表示する画面(経済的パネルテ(額算)の確定・確認結果の承認が可能)	
55	BF3			経済的パネルテ(額算)詳細画面	経済的パネルテ(額算)結果と算定要素を照会する画面(経済的パネルテ(額算)結果と算定要素の履歴管理が可能)	
56	BF4			容量拠出金算定要素登録画面(エリア別H3需要)	指定した対象年の容量拠出金額の算定要素(エリア別H3需要)を登録する画面	
57	BF4			容量拠出金算定要素変更画面(エリア別H3需要)	指定した対象年の容量拠出金額の算定要素(エリア別H3需要)を変更する画面	
58	BF4			容量拠出金算定要素詳細画面(エリア別H3需要)	指定した対象年の容量拠出金額の算定要素(エリア別H3需要)を照会する画面	
59	BF4			容量拠出金算定要素詳細画面(事業者別シェア比率)	指定した対象年の容量拠出金額の算定要素(事業者別シェア比率)を照会する画面	
60	BF4	容量拠出金算定要素登録画面(事業者別シェア比率)		容量拠出金算定要素(事業者別シェア比率)を登録する画面		
61	BF4	容量拠出金算定要素変更画面(事業者別シェア比率)		容量拠出金算定要素(事業者別シェア比率)を変更する画面		
62	BF4	容量拠出金算定要素詳細画面(事業者別シェア比率)		容量拠出金算定要素(事業者別シェア比率)を照会する画面		
63	BF4	経過措置撤廃率照会画面		指定した対象年・電源の経過措置撤廃率を照会する画面		
64	BF4	容量拠出金算定結果一覧画面		指定した対象年月の算定結果を一覧で表示する画面		
65	BF4	容量拠出金算定結果詳細画面	指定した対象年月の容量拠出金額の算定要素と算定結果を照会する画面(承認者は未承認データの承認が可能)			
66	BF4	容量拠出金算定画面	指定した対象年月の容量拠出金額を算定する画面			
67	BF4	容量拠出金変更画面	指定した対象年月の容量拠出金額の算定結果を変更する画面			
68	BF4	還元額管理	還元額算定結果一覧画面	指定した対象年度の還元額を一覧で表示する画面		
69	BF4		還元額算定結果詳細画面	指定した対象年度の還元額の算定要素と算定結果を照会する画面(承認者は未承認データの承認が可能)		
70	BF4		還元額算定画面	指定した対象年度の還元額を算定する画面		
71	BF4		還元額変更画面	指定した対象年度の還元額を変更する画面		
72	BF4	未回収分追加請求管理	未回収分追加請求算定結果一覧画面	指定した対象年度の未回収分追加請求算定結果を一覧で表示する画面		
73	BF4		未回収分追加請求算定結果詳細画面	指定した対象年度の未回収分追加請求算定の算定要素と算定結果を照会する画面(承認者は未承認データの承認が可能)		
74	BF4		未回収分追加請求算定画面	指定した対象年度の未回収分追加請求額を算定する画面		
75	BF4		未回収分追加請求変更画面	指定した対象年度の未回収分追加請求額を変更する画面(事業者別に個別に変更する)		
76	BF5		交付額算定結果一覧画面	指定した対象年月の交付額を一覧で表示する画面		
77	BF5		交付額算定結果詳細画面	指定した対象年月の交付額の算定要素と算定結果を照会する画面(承認者は未承認データの承認が可能)		
78	BF5	交付額管理	交付額算定画面	指定した対象年月の交付額を算定する画面		
79	BF5		交付額変更画面	指定した対象年月の交付額の算定結果を変更する画面		
80	BF4・S共通	支払通知・請求管理	支払通知書・請求書一覧画面	事業者に対する支払通知書・請求書を年月単位で一覧で照会する画面(事業者別の支払通知書・請求書の出力および削除が可能。承認者は未承認データの一括承認が可能)		
81	BF4・S共通		支払・請求明細一覧画面	事業者に対する支払・請求の明細および合計を一覧で照会・出力する画面(支払・請求明細作成機能・入出金予定額計算機能・支払通知書・請求書作成機能を備。広札機能によるコメント・ファイル添付が可能)		
82	BF4・S共通		支払・請求明細追加画面	事業者に対する支払・請求の明細を追加する画面(入出金予定額計算機能・支払通知書・請求書作成機能を備)		
83	BF4・S共通	入出金管理	支払・請求明細備考登録画面	指定した事業者の支払・請求明細の備考欄に、備考内容を任意に登録する画面		
84	BF4・S共通		入出金データ一覧画面	事業者に対する入出金予定・実績や状態を一覧で照会する画面(入出金情報更新機能を備。承認者は未承認データの一括承認が可能。コメント・ファイル添付が可能。)		
85	BF4・S共通	残高管理	残高一覧画面	入出金実績を基に事業者別・年月別に当年度の残高残高を作成し表示する画面		
86	BF4・S共通		残高照会画面	現預金残高(容量市場システム)・銀行残高(金融機関システム)の照会を行う画面(調整算出機能を備。承認者は未承認データの承認が可能。コメント・ファイル添付機能を備)		
87	BF4・S共通	財務会計連携	財務会計連携データ一覧画面	財務会計システムへの連携データを過去月分を一覧で照会する画面(承認者は未承認データの承認が可能)		
88	BF4・S共通		財務会計連携データ詳細画面	指定した対象年月の財務会計連携データの詳細を照会する画面		
89	BF6	連絡・通知	お知らせ一覧画面	お知らせ情報を一覧で表示する画面(承認者は未承認データの承認が可能。承認済データは公表および事業者への通知が可能。)		
90	BF6		お知らせ詳細画面	お知らせ情報の詳細を照会する画面		
91	BF6		お知らせ登録画面	お知らせ情報を登録する画面		
92	BF6		お知らせ変更画面	お知らせ情報を変更する画面		
93	BF6		お知らせ公表先選択画面	お知らせ情報を公表する事業者を選択する画面		
94	共通		一括登録・変更画面	一括登録・変更画面	一括登録・変更用のCSVファイルをアップロードする画面(登録データ：容量停止計画、発電計画・発電上限、提供可能供給力、発電量調整受電電力量、市場広札量等、発動指令アセスメントデータ、発動指令実績回数、ベースライン算定結果、事業者別年別ヒック実績、経過措置撤廃率、託送契約電力kW実績、消込結果データ、入出金データ、小売電気事業者・一般送配電事業者データ)	
95	共通	一括登録・変更結果確認画面		一括登録・変更用のCSVファイルのアップロード結果を確認する画面(エラー情報をCSVファイルで抽出可能)(登録データ：容量停止計画、発電計画・発電上限、提供可能供給力、発電量調整受電電力量、市場広札量等、発動指令アセスメントデータ、発動指令実績回数、ベースライン算定結果、事業者別年別ヒック実績、経過措置撤廃率、託送契約電力kW実績、消込結果データ、入出金データ、小売電気事業者・一般送配電事業者データ)		
96	共通	共通	外部連携データ作成・出力画面	外部システムへの連携データ(請求データ、支払通知データ、取引先データ、振込用データ、財務会計データ)を作成・出力する画面(作成・出力するデータを選択する)		
97	共通		ユーザ情報一覧画面	ユーザ情報を一覧で照会する画面		
98	共通		ユーザ情報詳細画面	ユーザ情報の詳細を照会する画面		
99	共通		ユーザ情報登録画面	ユーザ情報を登録する画面(ユーザへの権限設定が可能)		
100	共通		ユーザ情報変更画面	ユーザ情報を変更する画面(ユーザへの権限設定の変更、パスワードの変更が可能)		
101	共通		ログイン画面	ユーザのログイン画面		
102	共通		ポータルトップ	容量市場システムの各種メニューへのリンク及びお知らせを表示する画面		
103	共通		事業者情報一覧画面(小売・一般送配電)	小売・一般送配電事業者を一覧で照会する画面		
104	共通		事業者情報詳細画面(小売・一般送配電)	小売・一般送配電事業者の詳細を照会する画面		
105	共通		登録用フォーマットダウンロード画面	各種データを容量市場システムに登録するためのファイルフォーマットをダウンロードする画面		

別紙5.主な帳簿・ファイル一覧

※1 主な帳簿・ファイル一覧を記載しているが、各帳簿の詳細な内容やその他必要な帳簿等については設計工程で確定する。
 ※2 PDF形式の帳簿について、Word形式はExcel等でダウンロードを可能とし、DBの中身を記載することで帳簿を作成することを想定している。なお、入出力形式についても設計工程で確定する。

No	業務コード	業務	帳簿・ファイル名	帳簿・ファイル概要	入出力形式	取込/出力	外部連携			備考				
							対象	外部インターフェース名	外部インターフェース概要					
1	BF2	容量停止計画 (月間連携)	容量停止計画	容量停止計画を登録するファイル	CSV	出力	-							
2	BF2		広域機間システム連携	広域機間システムが連携した容量停止計画を登録するファイル	CSV	取込/出力	○	容量停止計画 (月間連携)	容量停止計画の情報広域機間システムから取得する。	広域機間システム	受信	月次	手動	
3	BF2		発電計画・発電上限	広域機間システムから連携した発電計画・発電上限	CSV	取込/出力	○	発電計画・発電上限	発電上限及び発電計画の情報広域機間システムから取得する。	広域機間システム	受信	月次	手動	
4	BF2		差替先容量停止計画整合性審査結果	差替先容量停止計画整合性審査の結果を出力するファイル	CSV	出力	-							
5	BF2		差替先出力能力	差替先出力能力を登録するファイル	CSV	取込/出力	-							
6	BF2		種別毎の発電機出力能力一覧	種別毎の発電機出力能力を登録するファイル(容量停止計画登録確認後、発電機種別毎発電機出力能力登録確認済、応札状況調査、供給指示対応実績確認のやり直し進捗)として出力する	CSV	出力	-							
7	BF2		容量停止計画登録確認後確認結果	容量停止計画登録確認後確認の結果をCSV形式で出力するファイル	CSV	出力	-							
8	BF2		アセスメント対象	アセスメント対象を出力するファイル	CSV	出力	-							
9	BF2		未達成状況	アセスメント結果、発生したリファインメント状況と予定要請を出力するファイル	CSV	出力	-							
10	BF2		容量停止計画提出時審査結果	容量停止計画提出時審査結果をCSV形式で出力するファイル	CSV	出力	-							
11	BF2		容量停止計画 (変動あり)	発電機種別発電機出力能力	発電機種別発電機出力能力を登録するファイル	CSV	取込/出力	-						
12	BF2	差替先発電機種別発電機出力能力審査結果		差替先発電機種別発電機出力能力の審査結果を出力するファイル	CSV	出力	-							
13	BF2	発電機種別発電機出力能力審査結果		発電機種別発電機出力能力審査結果を出力するファイル	CSV	出力	-							
14	BF2	市場広札 (平時時)		市場広札審査登録するファイル	CSV	取込/出力	-							
15	BF2	差替先広札審査未達成審査結果		差替先広札審査未達成審査の結果を出力するファイル	CSV	出力	-							
16	BF2	広札状況調査結果		広札状況調査の結果を出力するファイル	CSV	出力	-							
17	BF2	供給指示への対応		供給指示対応実績確認の結果を出力するファイル	CSV	出力	-							
18	BF2	供給指示対応レポート		供給指示対応レポートを登録するファイル	CSV	取込/出力	-							
19	BF2	発電機出力調整		発電機出力調整をCSV形式で出力するファイル	CSV	取込/出力	-							
20	BF2	発電機出力調整		ベースライン算定結果	ベースライン算定結果として算定した出力単位別のベースライン、発電実績、実合算結果を登録するファイル	CSV	取込	○	ベースライン算定結果	ベースライン算定結果として算定した結果を取得する。	ベースライン算定ツール	受信	月次	手動
21	BF2	容量停止計画 (変動あり)	発電機出力調整	リスト合計/ソース単位の発電機出力調整結果をCSV形式で出力するファイル	CSV	出力	-							
22	BF2		業種別調整	業種別の調整をCSV形式で出力するファイル	CSV	出力	-							
23	BF3		経路別出力調整	経路別の出力調整をCSV形式で出力するファイル	CSV	出力	-							
24	BF3		経路別出力調整	経路別の出力調整をCSV形式で出力するファイル	PDF	出力	-							
25	BF4		容量停止計画審査結果	容量停止計画審査結果を登録するファイル	CSV	取込	○	容量停止計画審査結果	容量停止計画審査結果を登録するファイル	容量停止計画審査結果	受信	年次	手動	
26	BF4		容量停止計画審査結果	容量停止計画審査結果を登録するファイル	CSV	取込	-							
27	BF4		容量停止計画審査結果	容量停止計画審査結果を登録するファイル	CSV	取込	-							
28	BF4		容量停止計画審査結果	容量停止計画審査結果を登録するファイル	CSV	出力	○	容量停止計画審査結果	容量停止計画審査結果を登録するファイル	容量停止計画審査結果	送信	年次	手動	
29	BF4		容量停止計画審査結果	容量停止計画審査結果を登録するファイル	CSV	出力	○	容量停止計画審査結果	容量停止計画審査結果を登録するファイル	容量停止計画審査結果	送信	月次	手動	
30	BF4		容量停止計画審査結果	容量停止計画審査結果を登録するファイル	CSV	取込	-							
31	BF4	還元録管理	還元録管理	還元録管理	CSV	出力	○	還元録管理	還元録管理	還元録管理システム	送信	年次	手動	
32	BF4	取引管理	未回収分送請求記録	未回収分送請求記録を登録するファイル	CSV	出力	○	未回収分送請求記録	未回収分送請求記録を登録するファイル	未回収分送請求記録	送信	年次	手動	
33	BF5		取引管理	取引管理	取引管理	PDF	出力	-						
34	BF5		取引管理	取引管理	取引管理	CSV	出力	-						
35	BF5		取引管理	取引管理	取引管理	CSV	出力	-						
36	BF4-5共通		支払請求明細	支払請求明細	支払請求明細	CSV	出力	-						
37	BF4-5共通		支払通知	支払通知	支払通知	PDF	出力	-						
38	BF4-5共通		支払通知	支払通知	支払通知	CSV	出力	○	支払通知	支払通知	支払通知	送信	月次	手動
39	BF4-5共通		請求書	請求書	請求書	PDF	出力	-						
40	BF4-5共通		請求書	請求書	請求書	CSV	出力	○	請求書	請求書	請求書	送信	月次	手動
41	BF4-5共通		取引管理	取引管理	取引管理	CSV	出力	○	取引管理	取引管理	取引管理	送信	月次	手動
42	BF4-5共通	入出金管理	入出金管理	入出金管理	CSV	取込	○	入出金管理	入出金管理	入出金管理	送信	月次	手動	
43	BF4-5共通	入出金管理	入出金管理	入出金管理	CSV	出力	○	入出金管理	入出金管理	入出金管理	送信	月次	手動	
44	BF4-5共通	入出金管理	入出金管理	入出金管理	CSV	取込	○	入出金管理	入出金管理	入出金管理	送信	月次	手動	
45	BF4-5共通	入出金管理	入出金管理	入出金管理	CSV	出力	-							
46	BF4-5共通	財務会計連携	財務会計連携	財務会計連携	CSV	出力	○	財務会計連携	財務会計連携	財務会計連携	送信	月次	手動	
47		共通	発電機情報	発電機情報	発電機情報	CSV	取込	○	発電機情報	発電機情報	発電機情報	送信	月次	自動
48			発電機情報	発電機情報	発電機情報	CSV	取込	○	発電機情報	発電機情報	発電機情報	送信	月次	自動
49			発電機情報	発電機情報	発電機情報	CSV	取込	○	発電機情報	発電機情報	発電機情報	送信	月次	自動
50			発電機情報	発電機情報	発電機情報	CSV	取込	○	発電機情報	発電機情報	発電機情報	送信	月次	自動
51			発電機情報	発電機情報	発電機情報	CSV	取込	○	発電機情報	発電機情報	発電機情報	送信	月次	自動
52			発電機情報	発電機情報	発電機情報	CSV	取込	○	発電機情報	発電機情報	発電機情報	送信	月次	自動
53			発電機情報	発電機情報	発電機情報	EXCEL	取込	○	発電機情報	発電機情報	発電機情報	送信	月次	自動
54			発電機情報	発電機情報	発電機情報	EXCEL	取込	○	発電機情報	発電機情報	発電機情報	送信	月次	自動
55			発電機情報	発電機情報	発電機情報	EXCEL	取込	○	発電機情報	発電機情報	発電機情報	送信	月次	自動
56			発電機情報	発電機情報	発電機情報	EXCEL	取込	○	発電機情報	発電機情報	発電機情報	送信	月次	自動
57		発電機情報	発電機情報	発電機情報	CSV	取込	○	発電機情報	発電機情報	発電機情報	送信	月次	自動	

別紙6.主な情報・データ一覧

本内容について情報として管理する主な項目を記載しているものであり、システム構築上の設計を示しているものではない点に留意すること。

No	情報名	情報概要	主な情報内容	備考
1	アセスメント対象情報	アセスメント対象電源の情報	契約番号、事業者コード、電源等識別番号、電源等区分、電源等名、実需給年度、契約単価、メインオークション契約単価、調達オークション契約単価、リリースオークション契約単価、容量確保契約容量、メインオークション容量確保契約容量、調達オークション容量確保契約容量、リリースオークション容量確保契約容量、経過措置控除容量、容量確保契約金額、経過措置控除額、経済的ペナルティ等控除額、アセスメント対象容量（各月ベース）、退出容量、調整不調電源ペナルティ額、その他ペナルティ額、参入ペナルティ有無、リリースオークション交付額、リリースオークション請求額、契約締結日	
2	ペナルティ情報	ペナルティの情報	事業者コード、契約番号、電源等識別番号、実需給年度、契約単価、容量確保契約容量、ペナルティ要素情報対応状況、ペナルティ要素内容、ペナルティ要素内容詳細、退出区分、退出容量、ペナルティ要素係数、ペナルティ要素係数算定根拠、経済的ペナルティ要素算定額、その他ペナルティ要素有無、その他ペナルティ要素算定額、その他ペナルティ要素内容、ペナルティ要素算定額通知書ファイル管理ID、ペナルティ要素算定額通知書発行回数、ペナルティ要素算定額通知書発行年月日、ペナルティ要素算定額	
3	差替情報	電源等差替に関する情報	電源等差替ID、電源等差替区分、差替元電源等識別番号、差替先電源等識別番号、差替容量	
4	事業者情報(容量提供事業者)	容量提供事業者の事業者情報	事業者コード、事業者名称、参加登録申請者名、所在地、金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名、預金種目、口座番号、口座名義、担当者名、担当者電話番号1、担当者電話番号2、担当者電話番号3、担当者メールアドレス、担当者郵便番号、担当者住所、担当者所属部署、摘要、ユーザ認証情報	
5	事業者情報(小売電気事業者・一般送配電事業者)	小売電気事業者・一般送配電事業者の事業者情報	事業者コード、事業者名称、事業者区分(小売/一送)、参加登録申請者名、所在地、金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名、預金種目、口座番号、口座名義、担当者名、担当者電話番号1、担当者電話番号2、担当者電話番号3、担当者メールアドレス、担当者郵便番号、担当者住所、担当者所属部署、摘要、加入年月日、脱退年月日	
6	電源等情報	電源等の情報	電源等識別番号、実需給年度、事業者コード、参加登録者氏名、系統コード、電源等の名称、受電地点特定番号、エリア名、FIT区分、登録日、給電申合書締結有無、オンライン機能有無	
7	需給ひっ迫情報	需給ひっ迫のおそれの情報	需給ひっ迫のおそれの判定年月日、需給ひっ迫のおそれの判定時間、需給ひっ迫開始年月日、需給ひっ迫開始時間、需給ひっ迫終了年月日、需給ひっ迫終了時間、広域予備率、摘要	
8	容量停止計画情報	容量停止計画の情報	電源等識別番号、電源等識別番号枝番、容量停止計画ID、実需給年度、容量停止計画提出年月日、容量停止計画提出時間、容量停止計画作業開始年月日、容量停止計画作業開始時間、容量停止計画作業終了年月日、容量停止計画作業終了時間	
9	発電計画/上限/余力情報	発電計画・発電上限・発電余力の情報	電源等識別番号、電源等識別番号枝番、実需給年度、対象月、発電計画、発電上限、発電余力	
10	差替先から配分された電源が提供できる供給力の最大値	差替先から配分された電源が提供できる供給力の最大値の情報	差替元電源等識別番号、差替元電源等識別番号枝番、実需給年度、対象月、電源等差替ID、差替先電源等識別番号、差替先電源等識別番号枝番、電源が提供できる供給力の最大値	
11	発電量調整受電電力量	発電量調整受電電力量の情報	電源等識別番号、実需給年度、対象月、発電量調整受電電力量、供給指示を受令した期間	「供給指示を受令した期間」は電源区分が安定電源のものだけ登録する想定
12	市場応札量	発電余力の市場応札量情報	電源等識別番号、電源等識別番号枝番、実需給年度、対象月、市場応札量、差替上限、差替計画	
13	発電実績/ベースライン	発電実績/ベースライン情報	電源等識別番号、実需給年度、対象月、需要データ、発電量調整受電電力量、接続供給電力量、発電実績、ベースライン、発電指令発令回数	
14	アセスメント結果情報	リクワイアメントに対するアセスメント結果情報	電源等識別番号、電源等識別番号枝番、実需給年度、対象月、アセスメント結果(リクワイアメント達成/未達成)、リクワイアメント未達成量・コマ	
15	経済的ペナルティ金額情報	経済的ペナルティ金額情報	契約番号、事業者コード、電源等識別番号、電源等区分、電源等名、実需給年度、アセスメント種類、経済的ペナルティ額、対象月、確認状況	
16	オークション結果情報	エリア毎の約定量、エリア毎の約定価格	実需給年度、オークション区分、対象エリア、約定価格、約定容量、市場断有無、マルチプライス電源の最安約定価格	

No	情報名	情報概要	主な情報内容	備考
17	H3需要比率・需要	H3需要比率・需要の情報	実需給年度、対象エリア、供給計画第5年度H3需要、供給計画第5年度H3需要比率、供給計画第2年度H3需要、供給計画第2年度H3需要比率	
18	経過措置控除率	電源毎の経過措置控除率	実需給年度、電源等識別番号、経過措置控除率	
19	容量抛出台事業者負担割合	小売電気事業者以外の事業者の容量抛出台負担割合	実需給年度、エリア、事業者コード、事業者名、負担割合	
20	実績・配分比率	小売電気事業者の前年度実績、当年度実績、配分比率等の情報	事業者コード、実需給年度、前年度実績、当年度実績、配分比率、夏季ピーク実績、冬季ピーク実績、託送契約電力kW実績	
21	エリア別の容量抛出台	エリア別の容量抛出台総額、エリア別の一般送配電事業者の負担総額、エリア別の小売電気事業者の負担総額の情報	実需給年度、対象エリア、容量抛出台総額、一般送配電事業者の負担総額、小売電気事業者の負担総額	
22	交付額情報	容量確保契約金額の月額の交付情報	契約番号、事業者コード、電源等識別番号、対象月、当月分容量確保契約金額の交付額、容量確保契約金額未払額、既払額	
23	仮請求額情報	事業者別の容量抛出台、還元額、未回収分追加請求額の仮情報	支払・請求番号、事業者コード、事業者名、対象年月度、取引対象、支払・請求区分、電源等識別番号、金額	
24	支払・請求明細情報	事業者別の容量抛出台、還元額、未回収分追加請求額、交付額の情報	支払・請求番号、事業者コード、事業者名、対象年月度、取引対象、支払・請求区分、電源等識別番号、金額	
25	入出金管理情報	事業者別の入出金予定額・実績額情報	事業者名、対象年月度、入出金区分、金額、入出金期限、ステータス、入出金日、入出金額	
26	入出金情報	金融機関システムからダウンロードした入出金情報	事業者名称、入出金区分、入出金日、金額、残高	
27	財務会計データ連携情報	財務会計システムへ連携する情報	取引対象、実需給年度、対象月、税抜額、税額、税区分	
28	お知らせ情報	お知らせ情報	タイトル、掲示期間(FROM)、掲示期間(TO)、本文、添付ファイル	

製品仕様書
ソフトウェア・プラットフォームに対する技術仕様(標準仕様) - 標準仕様、変更履歴(標準)

Table with columns: 製品仕様書, 標準仕様, 変更履歴(標準). Contains technical specifications for software platforms.

製品仕様書
ソフトウェア・プラットフォームに対する技術仕様(標準仕様) - 標準仕様、変更履歴(標準)

Table with columns: 製品仕様書, 標準仕様, 変更履歴(標準). Contains technical specifications for software platforms.

Table with 12 columns: No., Title, Category, Method, etc. Rows 45-66 describe various technical standards and procedures related to power supply systems.

Table with 12 columns: No., Title, Category, Method, etc. Rows 67-88 describe various technical standards and procedures related to power supply systems.

Table with 2 columns: No., Title. Rows 89-90 provide additional information or references.

業務詳細記述書
リライアメント・アセスメント：リワイアメントに対する評価(巻線停止計画) - 変電設備(アグリゲート)

Table with columns: 巻線停止計画, 業務, 業務内容, 業務プロセス, 業務プロセスの概要, アウト, 期間, 評価, 評価理由(巻線停止計画), 評価理由(変電設備), リワイアメント, 一部評価項目, 一部評価方法, 一部評価項目の評価.

業務詳細記述書
リライアメント・アセスメント：リワイアメントに対する評価(巻線停止計画) - 変電設備(アグリゲート)

Table with columns: 巻線停止計画, 業務, 業務内容, 業務プロセス, 業務プロセスの概要, アウト, 期間, 評価, 評価理由(巻線停止計画), 評価理由(変電設備), リワイアメント, 一部評価項目, 一部評価方法, 一部評価項目の評価.

第17 編 第2 章 第1 節 第1 号 第1 号

Table with 10 columns: 編, 章, 節, 号, 第1号, 第1号, 第1号, 第1号, 第1号, 第1号. Contains detailed information for 25 rows.

第17 編 第2 章 第1 節 第1 号 第1 号

Table with 10 columns: 編, 章, 節, 号, 第1号, 第1号, 第1号, 第1号, 第1号, 第1号. Contains detailed information for 25 rows.

電力の質を向上させるための取り組み
ソフトウェア・ハードウェア・ソフトウェアに対する技術(標準化) - 電力の質を向上させるための取り組み

Table with 10 columns: 項目ID, 項目名, 実施内容, 実施方法, 実施の目的, 実施の時期, 実施の場所, 実施の責任者, 実施の進捗状況, 実施の成果, 実施の課題. Rows include items like 'ソフトウェア・ハードウェアの標準化', 'ソフトウェア・ハードウェアの互換性', 'ソフトウェア・ハードウェアのセキュリティ', etc.

電力の質を向上させるための取り組み
ソフトウェア・ハードウェア・ソフトウェアに対する技術(標準化) - 電力の質を向上させるための取り組み

Table with 10 columns: 項目ID, 項目名, 実施内容, 実施方法, 実施の目的, 実施の時期, 実施の場所, 実施の責任者, 実施の進捗状況, 実施の成果, 実施の課題. Rows include items like 'ソフトウェア・ハードウェアの標準化', 'ソフトウェア・ハードウェアの互換性', 'ソフトウェア・ハードウェアのセキュリティ', etc.

業務評価記録書
リライアント・アセスメント：リライアントに対する評価(市場認知) - 最終評価のあがき(ハラス停止からの転換)

Table with columns: 業務ID, 業務名, 業務内容, 業務目的, 業務プロセス, 業務上の成果, アウト, 期間, 評価項目, 評価内容, 評価結果, 評価理由, 評価方法, 評価者, 評価日. Rows 01-19.

業務評価記録書
リライアント・アセスメント：リライアントに対する評価(市場認知) - 最終評価のあがき(ハラス停止からの転換)

Table with columns: 業務ID, 業務名, 業務内容, 業務目的, 業務プロセス, 業務上の成果, アウト, 期間, 評価項目, 評価内容, 評価結果, 評価理由, 評価方法, 評価者, 評価日. Rows 01-19.

業務詳細記載書
リワイアメント・アセスメント：リワイアメントに対する評価（一般送電事業者からの供給指示）

Table with columns for business type, location, business name, and detailed activity descriptions. Includes rows 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31.

業務詳細記載書
リワイアメント・アセスメント：リワイアメントに対する評価（一般送電事業者からの供給指示）

Table with columns for business type, location, business name, and detailed activity descriptions. Includes rows 01, 02, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31.

業務詳細記録書
リワイアメント・プロセス：リワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

Table with columns: 業務ID, 業務, 業務内容, 業務プロセス, 業務プロセスの概要, フォーム, 機能, 評価, 評価の理由(業務に対するリワイアメント), 評価の理由(業務の実行におけるリワイアメント), システム化対応 - 一部実装済, 一部実装方法, 一部実装済/未実装理由. Rows 1-40.

業務詳細記録書
リワイアメント・プロセス：リワイアメントに対する評価(発動指令への対応)

Table with columns: 業務ID, 業務, 業務内容, 業務プロセス, 業務プロセスの概要, フォーム, 機能, 評価, 評価の理由(業務に対するリワイアメント), 評価の理由(業務の実行におけるリワイアメント), システム化対応 - 一部実装済, 一部実装方法, 一部実装済/未実装理由. Rows 41-80.

業務プロセス表
リクワイアメント・プロセスメント：需給ひびの確認および事前通知

業務コード	業務	業務内容	業務プロセス	業務プロセス概要	フロー	頻度	Input情報 (業務システム/フロント情報)	Output情報 (業務システム/バックオフィス情報)	システム化対象	一括処理業務対象	一括処理方法	一括処理業務対象理由		
BF250	需給ひびの確認および事前通知	広域機関(需給)が受注情報、需給ひびの発生状況を把握し、重要案件の発生を迅速に把握し、重要案件の発生を迅速に把握する。	01	需給ひび発生時の確認	重要案件発生時の需給ひび発生を確認する	重要案件発生者	日次	-	-	-	-	-	-	
			02	需給ひび発生時の確認	重要案件発生者が、需給ひび発生(需給ひび発生)を一般送電電事業者に通知する	重要案件発生者	日次	-	-	-	-	-	-	-
			03	需給ひび発生時の確認	一般送電電事業者が、需給ひび発生(需給ひび発生)を受領する	一般送電電事業者	日次	-	-	-	-	-	-	-
			04	需給ひび発生時の確認	一般送電電事業者が、需給ひび発生(需給ひび発生)、又は予部、異次次送電申請或情報をもとにエナジー需給ひび発生を評価する	一般送電電事業者	日次	-	-	-	-	-	-	-
			05	エナジー需給ひび発生再評価の報告	一般送電電事業者が、エナジー需給ひび発生再評価結果をエナジー需給ひび発生再評価結果を報告する	一般送電電事業者	日次	-	-	-	-	-	-	-
			06	エナジー需給ひび発生再評価の報告	広域機関(作業員)が、需給ひび発生再評価結果を要する	広域機関(作業員)	日次	-	-	-	-	-	-	-
			07	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(作業員)が、エナジー需給ひび発生再評価結果をもとに需給ひび発生再評価結果(前日判定)する	広域機関(作業員)	日次	-	-	-	-	-	-	-
			08	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(作業員)が、需給ひび発生再評価結果(前日判定)結果を確認する	広域機関(作業員)	日次	-	-	-	-	-	-	-
			09	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(承認者)が、登録された需給ひび発生再評価結果を確認する	広域機関(承認者)	日次	-	-	-	-	-	-	-
			10	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(作業員)が、需給ひび発生再評価結果を公表する	広域機関(作業員)	日次	-	-	-	-	-	-	-
			11	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(承認者)が、需給ひび発生再評価結果を公表する	広域機関(承認者)	日次	-	-	-	-	-	-	-

業務プロセス表
リクワイアメント・プロセスメント：需給ひびの確認および事前通知

業務コード	業務	業務内容	業務プロセス	業務プロセス概要	フロー	頻度	Input情報 (業務システム/フロント情報)	Output情報 (業務システム/バックオフィス情報)	システム化対象	一括処理業務対象	一括処理方法	一括処理業務対象理由		
BF250	需給ひびの確認および事前通知	広域機関(需給)が受注情報、需給ひびの発生状況を把握し、重要案件の発生を迅速に把握し、重要案件の発生を迅速に把握する。	01	需給ひび発生時の確認	重要案件発生時の需給ひび発生を確認する	重要案件発生者	日次	-	-	-	-	-	-	
			02	需給ひび発生時の確認	重要案件発生者が、需給ひび発生(需給ひび発生)を一般送電電事業者に通知する	重要案件発生者	日次	-	-	-	-	-	-	-
			03	需給ひび発生時の確認	一般送電電事業者が、需給ひび発生(需給ひび発生)を受領する	一般送電電事業者	日次	-	-	-	-	-	-	-
			04	需給ひび発生時の確認	一般送電電事業者が、需給ひび発生(需給ひび発生)、又は予部、異次次送電申請或情報をもとにエナジー需給ひび発生を評価する	一般送電電事業者	日次	-	-	-	-	-	-	-
			05	エナジー需給ひび発生再評価の報告	一般送電電事業者が、エナジー需給ひび発生再評価結果をエナジー需給ひび発生再評価結果を報告する	一般送電電事業者	日次	-	-	-	-	-	-	-
			06	エナジー需給ひび発生再評価の報告	広域機関(作業員)が、需給ひび発生再評価結果を要する	広域機関(作業員)	日次	-	-	-	-	-	-	-
			07	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(作業員)が、エナジー需給ひび発生再評価結果をもとに需給ひび発生再評価結果(前日判定)する	広域機関(作業員)	日次	-	-	-	-	-	-	-
			08	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(作業員)が、需給ひび発生再評価結果(前日判定)結果を確認する	広域機関(作業員)	日次	-	-	-	-	-	-	-
			09	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(承認者)が、登録された需給ひび発生再評価結果を確認する	広域機関(承認者)	日次	-	-	-	-	-	-	-
			10	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(作業員)が、需給ひび発生再評価結果を公表する	広域機関(作業員)	日次	-	-	-	-	-	-	-
			11	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(承認者)が、需給ひび発生再評価結果を公表する	広域機関(承認者)	日次	-	-	-	-	-	-	-

○：業務可能、△：代替方法で実現、×：業務不可

業務コード	業務	業務内容	業務プロセス	業務プロセス概要	フロー	頻度	Input情報 (業務システム/フロント情報)	Output情報 (業務システム/バックオフィス情報)	システム化対象	一括処理業務対象	一括処理方法	一括処理業務対象理由
BF250	需給ひびの発生	需給ひび発生時の確認	重要案件発生時の需給ひび発生を確認する	重要案件発生者	日次	-	-	-	-	-	-	-
BF250	需給ひびの発生	需給ひび発生時の確認	重要案件発生者が、需給ひび発生(需給ひび発生)を一般送電電事業者に通知する	重要案件発生者	日次	-	-	-	-	-	-	-
BF250	需給ひびの発生	需給ひび発生時の確認	一般送電電事業者が、需給ひび発生(需給ひび発生)を受領する	一般送電電事業者	日次	-	-	-	-	-	-	-
BF250	需給ひびの発生	需給ひび発生時の確認	一般送電電事業者が、需給ひび発生(需給ひび発生)、又は予部、異次次送電申請或情報をもとにエナジー需給ひび発生を評価する	一般送電電事業者	日次	-	-	-	-	-	-	-
BF250	需給ひびの発生	エナジー需給ひび発生再評価の報告	一般送電電事業者が、エナジー需給ひび発生再評価結果をエナジー需給ひび発生再評価結果を報告する	一般送電電事業者	日次	-	-	-	-	-	-	-
BF250	需給ひびの発生	エナジー需給ひび発生再評価の報告	広域機関(作業員)が、需給ひび発生再評価結果を要する	広域機関(作業員)	日次	-	-	-	-	-	-	-
BF250	需給ひびの発生	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(作業員)が、エナジー需給ひび発生再評価結果をもとに需給ひび発生再評価結果(前日判定)する	広域機関(作業員)	日次	-	-	-	-	-	-	-
BF250	需給ひびの発生	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(作業員)が、需給ひび発生再評価結果(前日判定)結果を確認する	広域機関(作業員)	日次	-	-	-	-	-	-	-
BF250	需給ひびの発生	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(承認者)が、登録された需給ひび発生再評価結果を確認する	広域機関(承認者)	日次	-	-	-	-	-	-	-
BF250	需給ひびの発生	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(作業員)が、需給ひび発生再評価結果を公表する	広域機関(作業員)	日次	-	-	-	-	-	-	-
BF250	需給ひびの発生	需給ひび発生再評価結果の報告	広域機関(承認者)が、需給ひび発生再評価結果を公表する	広域機関(承認者)	日次	-	-	-	-	-	-	-

業務詳細フロー図説書
ペナリイ・ペナリイの概要

Table with 10 columns: 業務コード, 業務名, 業務内容, 業務プロセス, 業務フロー概要, アプリ, 特定, IT/システム, OAS/OS, システム対応, 一般業務業務, 一般業務方法, 一般業務業務内容等

業務詳細フロー図説書
ペナリイ・ペナリイの概要

Table with 10 columns: 業務コード, 業務名, 業務内容, 業務プロセス, 業務フロー概要, アプリ, 特定, IT/システム, OAS/OS, システム対応, 一般業務業務, 一般業務方法, 一般業務業務内容等

業務方針と組織

Table with 10 columns: 業務ID, 業務名, 業務内容, 業務プロセス, 業務上の課題, フォーム, 種類, 所属, 担当, 開始年度, 終了年度, 継続年度, 備考. It lists various business units and their operational details.

業務方針と組織

Table with 10 columns: 業務ID, 業務名, 業務内容, 業務プロセス, 業務上の課題, フォーム, 種類, 所属, 担当, 開始年度, 終了年度, 継続年度, 備考. This is a detailed continuation of the business units table, including specific descriptions and dates.

Table with 13 columns: 事業コード, 事業名, 事業種別, 事業目的, 事業内容, 予算科目, 事業内容, 予算科目, 事業内容, 予算科目, 事業内容, 予算科目, 事業内容, 予算科目. Contains multiple rows for various educational and administrative programs.

Table with 13 columns: 事業コード, 事業名, 事業種別, 事業目的, 事業内容, 予算科目, 事業内容, 予算科目, 事業内容, 予算科目, 事業内容, 予算科目, 事業内容, 予算科目. Continuation of the table from the left page, containing more detailed program information.

業務計画記載表
送電業務計画表(送電、送電、業務継続計画、送電業務計画)

Table with columns: 送電事業者, 送電線路, 送電方式, 送電方式の種類, 送電方式の名称, 送電方式の概要, 送電方式の位置, 送電方式の長さ, 送電方式の電圧, 送電方式の周波数, 送電方式の容量, 送電方式の備考. Rows include various power transmission lines and methods.

業務計画記載表
送電業務計画表(送電、送電、業務継続計画、送電業務計画)

Table with columns: 送電事業者, 送電線路, 送電方式, 送電方式の種類, 送電方式の名称, 送電方式の概要, 送電方式の位置, 送電方式の長さ, 送電方式の電圧, 送電方式の周波数, 送電方式の容量, 送電方式の備考. Rows include various power transmission lines and methods.

業務計画記載表
送電業務計画表(送電、送電、業務継続計画、送電業務計画)

Table with columns: 送電事業者, 送電線路, 送電方式, 送電方式の種類, 送電方式の名称, 送電方式の概要, 送電方式の位置, 送電方式の長さ, 送電方式の電圧, 送電方式の周波数, 送電方式の容量, 送電方式の備考. Rows include various power transmission lines and methods.

事業区分	事業種別	事業内容	事業方針	事業方針の達成	コア	目標	主要なKPI	達成状況	達成方法	達成状況の注釈
小売	小売	小売	小売	小売	小売	小売	小売	小売	小売	小売

事業区分	事業種別	事業内容	事業方針	事業方針の達成	コア	目標	主要なKPI	達成状況	達成方法	達成状況の注釈
小売	小売	小売	小売	小売	小売	小売	小売	小売	小売	小売

Table with 10 columns: 編者, 題名, 著者, 発行元, 発行年, 発行形態, 発行形態, 発行形態, 発行形態, 発行形態. Contains detailed bibliographic information for various publications.

Table with 10 columns: 編者, 題名, 著者, 発行元, 発行年, 発行形態, 発行形態, 発行形態, 発行形態, 発行形態. Contains detailed bibliographic information for various publications, including a large section of empty rows at the bottom.

業務経緯記述表
管理規程対照：詳定・通知・通告

Table with columns: 業務コード, 業務, 業務内容, 業務プロセス, 業務プロセス概要, アプリ, 種別, 実施時期, 実施頻度, 実施場所, 実施対象, 実施方法, 実施結果, 実施理由. Contains detailed descriptions of various business processes related to power supply and safety.

業務経緯記述表
管理規程対照：詳定・通知・通告

Table with columns: 業務コード, 業務, 業務内容, 業務プロセス, 業務プロセス概要, アプリ, 種別, 実施時期, 実施頻度, 実施場所, 実施対象, 実施方法, 実施結果, 実施理由. Contains detailed descriptions of various business processes related to power supply and safety, including specific technical details and safety protocols.

○：実施可能、△：代替方法で実施、×：実施不可

業務詳細記述表
業務プロセス：特定・通知・啓発提出の業務改善

Table with 14 columns: 業務ID, 業務, 業務内容, 業務プロセス, 業務プロセス概要, フォーム, 種類, 実行頻度, 入力情報, 出力情報, システム処理, 一部処理業務, 一部処理方法, 一部処理業務担当者. It details various administrative tasks related to business improvement proposals.

業務詳細記述表
業務プロセス：特定・通知・啓発提出の業務改善

Table with 14 columns: 業務ID, 業務, 業務内容, 業務プロセス, 業務プロセス概要, フォーム, 種類, 実行頻度, 入力情報, 出力情報, システム処理, 一部処理業務, 一部処理方法, 一部処理業務担当者. It details various administrative tasks related to business improvement proposals, including specific details on proposal handling and communication.

議案詳細記載書
教育委員会 議案 / 支庁通知書作成・送付

Table with 13 columns: 案内コード, 案内, 案内内容, 案内内容. Rows include items like '教育委員会 議案 / 支庁通知書作成・送付' and '教育委員会 議案 / 支庁通知書作成・送付'.

議案詳細記載書
教育委員会 議案 / 支庁通知書作成・送付

Table with 13 columns: 案内コード, 案内, 案内内容, 案内内容. Rows include items like '教育委員会 議案 / 支庁通知書作成・送付' and '教育委員会 議案 / 支庁通知書作成・送付'.

業務プロセスの概要と内容

Table with 13 columns: 業務プロセス, 業務内容, 業務プロセス, 業務プロセス, アウト, 種類, 目的, 業務プロセス, システム, システム, システム, システム, システム. Rows include tasks like '小売電気事業者への請求書の送付' and '入会申込書の受付'.

業務プロセスの概要と内容

Table with 13 columns: 業務プロセス, 業務内容, 業務プロセス, 業務プロセス, アウト, 種類, 目的, 業務プロセス, システム, システム, システム, システム, システム. Rows include tasks like '入会申込書の受付' and '請求書の送付'.

○: 実施可能, △: 検討中, ×: 実施不可

業務詳細記述書
容量確保契約金額対応：算定・通知-実需給前-容量確保契約金額

業務コード	業務	業務内容	業務プロセス	業務プロセス概要	アクター	頻度		Input情報 (業務で利用するインプット情報)	Output情報 (業務の結果生み出されるアウトプット情報)	システム化対象	一括処理業務対象	一括処理方法	一括処理業務対象外理由		
BF510	算定・通知-実需給前-容量確保契約金額	広域機関が実需給年度開始前に容量確保契約金額の交付額を算定し、容量提供事業者へ通知する	01	契約情報の確認	作業者は事業者の容量確保契約を確認する	広域機関 (作業者)	年次	容量市場システム	-算定要素情報 (電源ごとの約定価格、電源ごとの約定量、実需給前に市場退出した電源ごとの容量、実需給後に市場退出した電源ごとの容量、経過措置係数、容量停止計画の調整による不調電源に転される経済的ペナルティ、補償費)	-	-	○	×	-	データに対する処理(登録・更新・削除)を行うプロセスではなく、データを参照するプロセスであるため一括処理業務対象外
			02	容量確保契約金額の確認	容量提供事業者は、広域機関と結んだ容量確保契約に基づく容量確保契約金額を確認する	容量提供事業者	年次	容量市場システム	-容量確保契約金額	-	-	○	-	-	アクターが広域機関でないので一括処理対象外

業務詳細記述書
容量確保契約金額対応：算定・通知-実需給前-容量確保契約金額

業務プロセス番号の2重枠部分は、業務仕様の対象となる業務プロセスを示しており、容量市場システムの業務仕様が記載されている頁を参照のこと

業務コード	業務プロセス番号	機能分類	機能名	機能	処理方式 (オンライン/バッチ)	画面名	画面の概要	帳票・ファイル名	帳票・ファイルの概要	帳票・ファイルの入出力形式 (EXCEL/PDF/CSV等)	帳票・ファイルの取込/出力	備考
BF510	01	-	既存機能で実現可能のためシステム化対象外									
BF510	02	-										

業務プロセス図
投資確保契約の金額対比：前年・前年・実務期間中・投資確保契約の金額

Table with 14 columns: 契約コード, 契約, 契約内容, 契約プロセス, 契約力の概要, Input情報, Output情報, システム化対象, 一般事務業務対象, 一般取引方法, 一般の運用担当/受入担当. Rows 01-14 describe various contract processes like '投資・通知・承認結果の通知', '交付額の決定・登録', etc.

業務プロセス図
投資確保契約の金額対比：前年・前年・実務期間中・投資確保契約の金額

Table with 14 columns: 契約コード, 契約, 契約内容, 契約プロセス, 契約力の概要, Input情報, Output情報, システム化対象, 一般事務業務対象, 一般取引方法, 一般の運用担当/受入担当. Rows 01-14 describe various contract processes, including detailed descriptions of '交付額の決定・登録' and '承認結果の通知'.

○：実用可能, △：代替方法で実用, ×：実用不可

Table with 2 columns: 契約コード, ページ番号 (1-14). This table maps contract codes to page numbers.

業務計画状況
投資回収率の改善状況：支払通知書/請求書作成・送付

Table with 13 columns: 期次, 業務, 業務内容, 業務プロセス, 業務上の課題, フォロー, 進捗, Input情報, Output情報, システム化割合, 一般業務項目, 一般進捗状況, 一般の進捗率, 一般の進捗率の理由. Rows 1-13.

業務計画状況
投資回収率の改善状況：支払通知書/請求書作成・送付

Table with 13 columns: 期次, 業務, 業務内容, 業務プロセス, 業務上の課題, フォロー, 進捗, Input情報, Output情報, システム化割合, 一般業務項目, 一般進捗状況, 一般の進捗率, 一般の進捗率の理由. Rows 1-13.

業務コード	業務	業務内容	業務プロセス	業務プロセスの概要	ツール	機能	Input情報 (業務で利用するシステム情報)	Output情報 (業務で利用するシステム情報)	システム利用	一般利用者対象	一般処理方法	一般処理業務対象内理由
			11	再検討結果の確定結果の登録 承認者が作業者が承認し、調査結果について確定結果を管理システムに登録する	広域情報システム (承認者)	登録	-	-	○	○	調査申請の承認が完了した場合、承認機能は一般処理対象(データ登録)として、結果を一般で管理システムに登録する	データに対する処理(登録・更新・削除)を行うプロセスではなく、データを登録するプロセスであるため一般処理業務対象外
			12	再検討結果の通知(承認) 作業者が調査申請の最終行の調査提供事業者に対して調査申請の結果の通知を行う	広域情報システム (作業者)	登録	管理申請システム	-調査提供事業者(再検討後・確定済) 調査提供事業者(確定済)	○	×	-	調査申請の承認が完了した場合、個別で再調査・通知可能な一般処理業務対象外
			13	再検討結果の通知の受理 調査申請最終行の調査提供事業者は調査申請結果の通知を受け取る	管理提供事業者	登録	管理申請システム	-調査結果通知	○	-	-	ツールが広域情報システムで一般処理対象外

業務コード	業務プロセス	機能分類	機能名	機能	取得形式 (ダウンロード/印刷)	画面名	画面の概要	検索・フィルタ	検索・フィルムの概要	検索・フィルムの出力形式 (印刷/CSV等)	検索・フィルムの出力	備考
BF522	11	支払通知-請求管理	請求書承認	広域情報(承認者)は請求書の確認・承認ができる。	ボタン	支払通知-請求書-一覧画面	請求書に対する支払通知(請求書番号を付与)で一括で開示する画面(承認者からの支払通知(請求書番号)からの開示が可能。承認者は承認済みの一括で結果確認可能)	-	-	-	-	
BF522	12	支払通知-請求管理	調査申請調査結果通知	調査提供事業者に対して再検討後の請求書の請求書の更新情報、更新日時の情報等も各自のシステム通知で通知。	ボタン	-	-	請求書	事業者への請求書が送信された結果	PDF	出力	
BF522	13	支払通知-請求管理	調査申請調査結果通知	調査提供事業者に対して再検討後の請求書の請求書の更新情報、更新日時の情報等も各自のシステム通知で通知。	ボタン	-	-	請求書	事業者への請求書が送信された結果	PDF	出力	

機能の実現 (ユーザ)	ペーパー/オンライン/印刷/CSV等の出力は本人のみ

業務プロセスの概要
投資確保の業務プロセス：出金

Table with 17 rows and 10 columns: 業務コード, 業務名, 業務内容, 業務プロセス, 業務フローの概要, アプリケーション, 頻度, Input情報, Output情報, システム/対応, 一部/全業務/対象, 一部/全業務/対象理由.

業務プロセスの概要
投資確保の業務プロセス：出金

Table with 17 rows and 10 columns: 業務コード, 業務名, 業務内容, 業務プロセス, 業務フローの概要, アプリケーション, 頻度, Input情報, Output情報, システム/対応, 一部/全業務/対象, 一部/全業務/対象理由.

○：実用可能, △：代替方法で実現, ×：実現不可

業務記録簿
投資履歴の記録・入金

Table with columns: 証券コード, 銘柄, 取引内容, 取引プロセス, 取引プロセスの概要, その他, 備考, 取引の概要, 取引の概要, システム別, 一括処理, 一括処理方法, 一括処理の理由, 備考. Rows include 8F540 (入会・入金確認) and 8F541 (入金・送付・未払金) with detailed transaction records.

業務記録簿
投資履歴の記録・入金

Table with columns: 証券コード, 銘柄, 取引内容, 取引プロセス, 取引プロセスの概要, その他, 備考, 取引の概要, 取引の概要, システム別, 一括処理, 一括処理方法, 一括処理の理由, 備考. Rows include 8F540 (入会・入金確認) and 8F541 (入金・送付・未払金) with detailed transaction records.

業務コード	業務	業務内容	業務プロセス	業務プロセス概要	アプリ	頻度	目的	利用するシステム (業務で利用するシステム)	利用するシステム (業務で利用するシステム)	システム連携 - 目的/業務/対象	一括処理方法	一括処理対象/条件理由
			26	内債証券解除による証券 状況の送付	内債証券解除による証券 状況を送付する	広域機関 (作業書)	月次	-	-	-	-	-
			27	内債証券解除による証券 状況の更新	証券業者は内債証券解除による証券 状況を受領する	証券業者 証券書	月次	-	-	-	-	-
			28	対応策の連絡	受領した内債証券解除による証券 状況について、受領した小売電気事 業者へ電話連絡し証券業者から対 応策に関する連絡を受ける	証券業者 証券書	月次	-	-	-	-	-
			29	対応策に関する連絡を受 領する	小売電気事業者へ電話連絡し証券 業者より、対応策に関する連絡 を受ける	広域機関 (作業書)	月次	-	-	-	-	-
			30	証券状況の更新/対応策 共有	証券状況を更新し共有しての場 合、小売電気事業者へ電話連絡 し証券業者の対応策に関する連 絡を受ける	広域機関 (作業書)	月次	-	-	-	-	-
			31	対応策の共有受領	広域機関の作業書より、対 応策に関する情報共有を受領す る	広域機関 (作業書)	月次	-	-	-	-	-

業務コード	業務プロセス 番号	機能分類	機能名	機能	連携方式 (システム 連携)	画面名	画面の概要	連携ファイル名	連携ファイルの 概要	連携ファイルの 形式 (Excel/PDF 等)	備考	機能の実 現 (Y/N)	コメント (Y/N)の理由(記入必須)
BFS42	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BFS42	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BFS42	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BFS42	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BFS42	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BFS42	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

業務プロセス
連絡・通知・連携事項のお知らせ

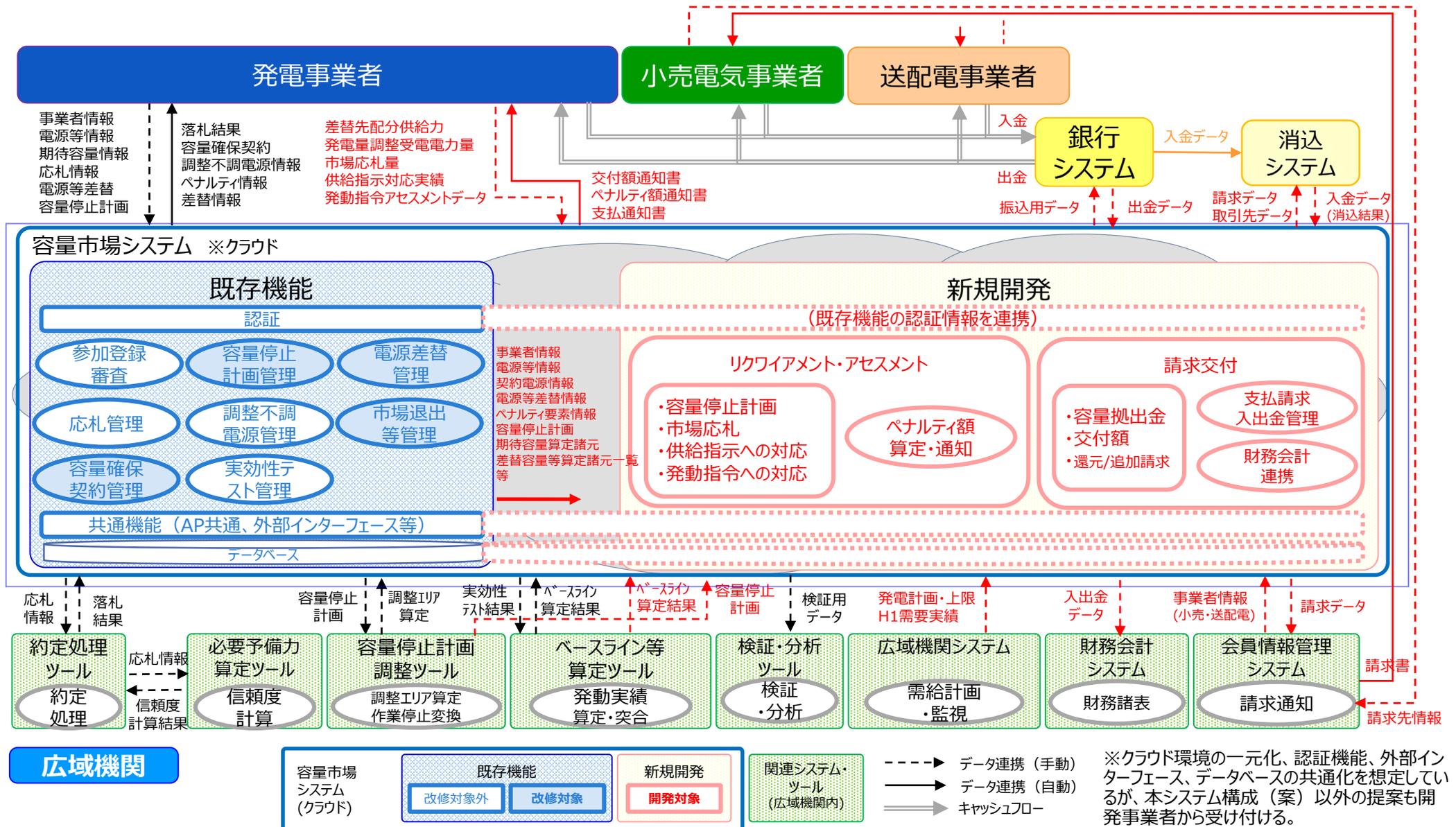
案件コード	案件	業務内容	業務プロセス	業務プロセス概要	アプリ	種別	3rd party情報 (提供を受けるシステム機能)	Cloud情報 (提供/請求主システム/クラウド/機能)	システム/OS	一般の運用方針	一般の運用方針	一般の運用方針理由		
BF610	連絡事項のお知らせ	広域機関が、留意事項として実施している連絡事項を知らせる	01	連絡事項のお知らせの必要要件の検証	広域機関(作業員)が、お知らせが必要な事項とその公表タイミングを決定する	連絡(作業員)	-	-	-	-	-	-	-	
			02	連絡事項のお知らせの内容の作成	広域機関(作業員)が、お知らせが必要な事項について、その内容を決定する	連絡(作業員)	-	-	-	○	×	-	F-10に対する利用(登録・更新・削除)を行うプロセスでは、F-10を作成するプロセスであるため一括処理業務対象外	
			03	連絡事項のお知らせ内容の登録	広域機関(作業員)が、作成した連絡事項のお知らせの内容を留意事項システムに登録する	連絡(作業員)	留意事項システム(既)	-	連絡事項のお知らせ内容	留意事項システム(既)	○	×	-	連絡事項の内容によりお知らせするタイミング異なるため、個別に作成する必要がある。そのため一括処理業務対象外
			04	連絡事項のお知らせ内容の確認	広域機関(承認者)が、広域機関(作業員)が作成した連絡事項のお知らせの内容を確認する	連絡(承認者)	留意事項システム(既)	-	連絡事項のお知らせ内容(登録済み)	留意事項システム(既)	○	×	-	F-10に対する利用(登録・更新・削除)を行うプロセスでは、F-10を登録するプロセスであるため一括処理業務対象外
			05	連絡事項のお知らせ内容の確認結果の登録	広域機関(承認者)が、確認した連絡事項のお知らせの内容を留意事項システムに登録する	連絡(承認者)	留意事項システム(既)	-	連絡事項のお知らせ内容(確認済み)	留意事項システム(既)	○	×	-	連絡事項の内容によりお知らせするタイミング異なるため、個別に作成する必要がある。そのため一括処理業務対象外
			06	連絡事項のお知らせ	広域機関(作業員)が、承認された連絡事項のお知らせ内容を広域機関ホームページに公表する	連絡(作業員)	留意事項システム(既)	-	連絡事項のお知らせ内容(確認済み)	留意事項システム(既)	○	×	-	連絡事項の内容によりお知らせするタイミング異なるため、個別に作成する必要がある。そのため一括処理業務対象外
			07	連絡事項のお知らせの通知	広域機関(作業員)が、広域機関ホームページに連絡事項のお知らせを掲載した際、留意事項システム、小売電気事業者、一般送配電事業者へ通知する	連絡(作業員)	留意事項システム(既)	-	留意事項のお知らせ内容(掲載済み)	留意事項システム(既)	○	○	-	留意事項システム、小売電気事業者、一般送配電事業者向けに、連絡事項の広域機関ホームページ上に公表された際、全国一斉に通知する
			08	連絡事項のお知らせの受領	留意事項システム、小売電気事業者、一般送配電事業者が、広域機関(作業員)が連絡事項のお知らせを掲載する	留意事項システム(既)	留意事項システム(既)	-	留意事項のお知らせ通知メール	-	-	○	×	-

業務プロセス
連絡・通知・連携事項のお知らせ

案件コード	案件	業務内容	業務プロセス	業務プロセス概要	アプリ	種別	3rd party情報 (提供を受けるシステム機能)	Cloud情報 (提供/請求主システム/クラウド/機能)	システム/OS	一般の運用方針	一般の運用方針	一般の運用方針理由	公表方法 (F-10/その他)	備考	承認の取得	承認-ファイル名	承認-ファイルの機能	承認-ファイルの出力形式 (PDF/Excel/CSV)	承認-ファイルの保存場所	備考	備考 (注1)	備考 (注2)
BF610	01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BF610	02	お知らせ管理	お知らせ登録 お知らせ変更 お知らせ削除	-広域機関(作業員)は連絡事項のお知らせ内容を登録・変更できること。 -登録するお知らせの公開範囲、公表時期、公表の事業者(注)を指定できること。 -公表先を指定する際は、「全事業者」一括(留意事項)か特定の事業者(注)を選択して登録できること。 -F-10を登録できること。 -F-10を削除できること。 -F-10を登録した場合は削除できること。	お知らせ管理	-	-	-	オンライン	○	×	-	オンライン	お知らせ登録画面 お知らせ変更画面 お知らせ削除画面	お知らせ情報登録する画面 お知らせ情報変更する画面 お知らせ情報一括で削除する画面(承認者は承認済みの承認が可能。一括削除は承認済みの承認が可能。承認済みの公表および事業者への通知可能。)	-	-	-	-	-	-	
BF610	03	お知らせ管理	お知らせ登録 お知らせ変更 お知らせ削除	-広域機関(作業員)は連絡事項のお知らせ内容を登録・変更できること。 -登録するお知らせの公開範囲、公表時期、公表の事業者(注)を指定できること。 -公表先を指定する際は、「全事業者」一括(留意事項)か特定の事業者(注)を選択して登録できること。 -F-10を登録できること。 -F-10を削除できること。 -F-10を登録した場合は削除できること。	お知らせ管理	-	-	-	オンライン	○	×	-	オンライン	お知らせ登録画面 お知らせ変更画面 お知らせ削除画面	お知らせ情報登録する画面 お知らせ情報変更する画面 お知らせ情報一括で削除する画面(承認者は承認済みの承認が可能。一括削除は承認済みの承認が可能。承認済みの公表および事業者への通知可能。)	-	-	-	-	-	-	-
BF610	04	お知らせ管理	お知らせ検索	-広域機関(承認者)は連絡事項のお知らせ内容を確認できること。 -検索の際は承認済みの承認が可能。	お知らせ管理	-	-	-	オンライン	○	×	-	オンライン	お知らせ一覧画面 お知らせ検索画面	お知らせ情報一括で検索する画面(承認者は承認済みの承認が可能。一括削除は承認済みの承認が可能。承認済みの公表および事業者への通知可能。)	-	-	-	-	-	-	-
BF610	05	お知らせ管理	お知らせ承認	-広域機関(承認者)は連絡事項のお知らせ内容を承認できること。	お知らせ承認	-	-	-	オンライン	○	×	-	オンライン	お知らせ一覧画面	お知らせ情報一括で承認する画面(承認者は承認済みの承認が可能。一括削除は承認済みの承認が可能。承認済みの公表および事業者への通知可能。)	-	-	-	-	-	-	-
BF610	06	お知らせ管理	お知らせ公表	-広域機関(作業員)は連絡事項のお知らせ内容を公表できること。	お知らせ公表	-	-	-	オンライン	○	×	-	オンライン	お知らせ一覧画面	お知らせ情報一括で公表する画面(承認者は承認済みの承認が可能。一括削除は承認済みの承認が可能。承認済みの公表および事業者への通知可能。)	-	-	-	-	-	-	-
BF610	07	お知らせ管理	お知らせ公表通知	-広域機関(作業員)は連絡事項のお知らせ内容をメールにて公表通知できること。 -公表先として特定の事業者のみが選択可能。	お知らせ公表通知	-	-	-	オンライン	○	○	-	オンライン	お知らせ一覧画面	お知らせ情報一括で通知する画面(承認者は承認済みの承認が可能。一括削除は承認済みの承認が可能。承認済みの公表および事業者への通知可能。)	-	-	-	-	-	-	-
BF610	08	お知らせ管理	お知らせ公表通知	-広域機関(作業員)は連絡事項のお知らせ内容をメールにて公表通知できること。 -公表先としてすべての事業者のみが選択可能。	お知らせ公表通知	-	-	-	オンライン	○	×	-	オンライン	お知らせ一覧画面	お知らせ情報一括で通知する画面(承認者は承認済みの承認が可能。一括削除は承認済みの承認が可能。承認済みの公表および事業者への通知可能。)	-	-	-	-	-	-	-

○：実行可能、△：代替方法で実行、×：実行不可

全体システム概要図 (案)



要件定義書_参考資料1_リクワイアメント未達成コマ・量_算定例（詳細は最新の業務詳細設計書を参照のこと）

1(1) BF210-196頁

(容量停止計画) - 安定電源、変動電源(単独) (差替契約無し+平常時)

		時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~	
		コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48	
(a)容量停止計画の停止期間と 提出タイミング (容量停止計画の提出有無)	事業者月次報告を時間帯からコマへ		無	無	無	無	前月末	前月末	前週火曜日17時以降提出	無	無	無	無	
(提出タイミング、エクセル処理上追加)			対象外	対象外	対象外	対象外	1	1	5	対象外	対象外	対象外	対象外	
(b)需給ひっ迫のおそれの有無 (提出タイミングとひっ迫によるペナルティ倍率)	広域機関月次登録		平常	平常	平常	平常	平常							
			0	0	0	0	1	1	5	0	0	0	0	
(c)アセスメント対象容量	広域機関ツール登録		4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW							
(c')アセスメント対象容量 (容量確保契約容量)	(関数共通化のため)		4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW							
(d)電源が提供できる供給力の最大値	事業者月次報告		4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	0kW	2,000kW	2,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	
(e)リクワイアメント未達成コマ	$((c)-(d))/(C)*(b)$		対象外	対象外	対象外	対象外	1.00コマ	0.50コマ	2.50コマ	対象外	対象外	対象外	対象外	4.0コマ

1(2) BF210-197頁

(容量停止計画) - 安定電源、変動電源(単独) (差替契約無し+需給ひっ迫時)

		時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~	
		コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48	
(a)容量停止計画の停止期間と 提出タイミング (提出タイミング)	事業者月次報告を時間帯からコマへ		無	無	無	無	前月末	前週火曜日17時より前に提出	前週火曜日17時以降提出	無	無	無	無	
(b)需給ひっ迫のおそれの有無 (ペナルティ倍率)	広域機関月次登録		平常	平常	平常	平常	需給ひっ迫	需給ひっ迫	需給ひっ迫	平常時	平常時	平常時	平常時	
			0	0	0	0	1	5	5	0	0	0	0	
(c)アセスメント対象容量	広域機関ツール登録		4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	
(c')アセスメント対象容量 (容量確保契約容量)	(関数共通化のため)		4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	
(d)電源が提供できる供給力の最大値	事業者月次報告		4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	0kW	2,000kW	2,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	
(e)リクワイアメント未達成コマ	$((c)-(d))/(C)*(b)$		対象外	対象外	対象外	対象外	1.00コマ	2.50コマ	2.50コマ	対象外	対象外	対象外	対象外	6.0コマ

1(3) BF210-198頁

(容量停止計画) - 安定電源、変動電源(単独) (差替契約有り)

		時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~	
		コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48	
(a)容量停止計画の停止期間と 提出タイミング (提出タイミング)	電源A 事業者月次報告を時間帯からコマへ		無	無	無	無	前月末	前月末	無	無	無	無	無	
(b)需給ひっ迫のおそれの有無 (ペナルティ倍率)	電源A 広域機関月次登録		平常	平常	平常	平常	需給ひっ迫	平常	平常	平常	平常	平常	平常	
			0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
(c)供給すべき供給力 (アセスメント対象容量)	電源A (c')-Σ(c-n)		1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	
(c')アセスメント対象容量 (容量確保契約容量)	広域機関ツール登録		6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	
(d)電源が提供できる供給力の最大値	電源A 事業者月次報告		0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	1,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	
(e)リクワイアメント未達成コマ	電源A $((c)-(d))/(C)*(b)$		対象外	対象外	対象外	対象外	0.17コマ	0.08コマ	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	0.25コマ
【差替先1社の例】差替先MAX10 (システム上は拡張性を考慮してMAX20)														
(a-1)容量停止計画の停止期間と 提出タイミング (提出タイミング)	電源B 事業者月次報告を時間帯からコマへ		無	無	無	無	無	前週火曜日17時以降提出	前月末	無	無	無	無	
(b-1)需給ひっ迫のおそれの有無	電源B 広域機関月次登録		平常	平常	平常	平常	平常	需給ひっ迫	平常	平常	平常	平常	平常	

(ペナルティ倍率)	電源B		0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	
(c-1)供給すべき供給力 (アセスメント対象容量)	電源B	事業者月次報告	5,000kW											
(c'-1)アセスメント対象容量 (容量確保契約容量)			6,000kW											
(d-1)電源が提供できる供給力の最大値	電源B	事業者月次報告	-	-	-	-	5,000kW	0kW	500kW	-	-	-	-	
(e-1)リクワイアメント未達成コマ	電源B	((c)-(d))/(C)*(b)	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	4.17コマ	0.75コマ	対象外	対象外	対象外	対象外	4.92コマ
														5.17コマ
(f)電源Aのリクワイアメント未達成コマ (合計)		Σ(e)	対象外	対象外	対象外	対象外	0.2コマ	4.3コマ	0.8コマ	対象外	対象外	対象外	対象外	5.17コマ

【変動アグリの場合、容量停止計画の対象コマではなく、全コマがアセスメント対象となる】

【また変動アグリの場合、需給ひっ迫時のおそれの有無、アセスメント対象容量以外は、月次で事業者からファイルで一括報告された算定要素を利用してリクワイアメント未達成コマを算定できる】

BF211は、1コマでも容量停止計画が有れば、1日48コマが対象

2(1) BF211-216頁

(容量停止計画) - 変動電源(アグリゲート) (差替契約無し)

		時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~
		コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48
(a)需給ひっ迫のおそれの有無 (ペナルティ倍率は、ひっ迫時のみ5倍)		広域機関月次登録	平常時										
(b)アセスメント対象容量		広域機関ツール登録	4,000kW										
(c)発電量調整受電電力量		事業者報告値	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	0kW	2,000kW	2,000kW	1,500kW	1,500kW	1,500kW	1,500kW
(e)リクワイアメント未達成コマ		(c)の最大値から未達成コマ数を求め×48倍	18					24.0コマ					

2(2) BF211-217頁

(容量停止計画) - 変動電源(アグリゲート) (差替契約無し&需給ひっ迫時)

		時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~
		コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48
(a)需給ひっ迫のおそれの有無 (ペナルティ倍率は、ひっ迫時のみ5倍)		広域機関月次登録	平常時	平常時	平常時	平常時	平常時	需給ひっ迫時	需給ひっ迫時	平常時	平常時	平常時	平常時
(b)アセスメント対象容量		広域機関ツール登録	4,000kW										
(c)発電量調整受電電力量		事業者報告値	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	0kW	2,000kW	2,000kW	1,500kW	1,500kW	1,500kW	1,500kW
(e)リクワイアメント未達成コマ		(c)の最大値から未達成コマ数を求め×48倍	18					28.0コマ					

2(3) BF211-218頁

(容量停止計画) - 変動電源(アグリゲート) (差替契約有り&需給ひっ迫時)

		時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~
		コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48
(a)需給ひっ迫のおそれの有無 (ペナルティ倍率は、ひっ迫時のみ5倍)	電源A	広域機関月次登録	平常時										
(b)供給できる供給力 (アセスメント対象容量)	電源A	広域機関ツール登録	1,000kW										
(b')アセスメント対象容量 (容量確保契約容量)	電源A	(c)の最大値から未達成コマ数を求め×48倍	6,000kW										
(c)発電量調整受電電力量	電源A	事業者報告値	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	1,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(c')ダミー行													
(e)リクワイアメント未達成コマ							8.0コマ						

(a-1) 逼迫のおそれの有無 (ペナルティ倍率は、逼迫時のみ5倍)	電源B	広域機関月次登録	平常時	平常時	平常時	平常時	平常時	平常時	需給逼迫時	需給逼迫時	平常時	平常時	平常時	平常時
	電源B		1	1	1	1	1	1	5	5	1	1	1	1
(b-1) 供給できる供給力 (アセスメント対象容量)	電源B	広域機関ツール登録	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW
(b') アセスメント対象容量 (容量確保契約容量)	電源A	(c)の最大値から未達成コマ数を求め×48倍	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW
(c-1) 発電量調整受電電力量	電源B	事業者報告値	0kW	0kW	0kW	0kW	2,000kW	0kW	500kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(c'-1) 発電量調整受電電力量【最大値】		(c)の最大値から未達成コマ数を求め×48倍	0kW	0kW	0kW	0kW	2,000kW	500kW	1,500kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(e-1) リクワイアメント未達成コマ			17				28.0コマ							
(d) 電源Aのリクワイアメント未達成コマ(合計)		Σ(e)					36.0コマ							

3(1) BF220-238頁

(市場応札) - 安定電源 - 平常時 (差替無し) 容量停止計画が提出されていて、同時に発電上限がゼロとなっているコマ以外のすべてのコマ

	エリア	時刻 コマ	時刻												
			00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~		
		1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48			
需給ひっ迫のおそれ発令コマ	同一	広域機関月次登録(BF210と同じ)	平常	平常	平常	平常	平常								
(a)発電上限(kWh*2=kW)		広域機関システム連携値	0kW	0kW	0kW	0kW	2,000kW	4,000kW	4,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW		
(b)容量停止計画の提出有無		事業者月次登録(BF210と同じ)	有	有	有	有	有	無	無	有	有	有	有		
(c)アセスメント対象コマ*		{(b)停止有&(a)ゼロ}は対象外	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×		
(d)発電計画(差替計画)(kWh*2=kW)		広域機関システム連携値	0kW	0kW	0kW	0kW	1,000kW	3,000kW	2,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW		
(e)余力**		Min((a)vs(f))-(d)	-	-	-	-	1,000kW	1,000kW	2,000kW	-	-	-	-		
(f)アセスメント対象容量		広域機関ツール登録	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW								
(f')ダミー行															
(g)市場応札量		事業者月次登録	0kW	0kW	0kW	0kW	600kW	1,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	平常 1,200kWh	
(h)リクワイアメント未達量		(e)-(g)>0⇒((e)-(g))/2	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	200kWh	0kWh	1,000kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	ひっ迫 0kWh	

* アセス対象は、容量停止計画が無いコマ、または容量停止計画が有っても発電上限がゼロでないコマ

- ** ・ 発電上限 < アセスメント対象容量の場合：「発電上限 - 発電計画 = 余力」
 ・ 発電上限 ≥ アセスメント対象容量の場合：「アセスメント対象容量 - 発電計画 = 余力」

3(2) BF220-239頁

(市場応札) - 安定電源 - 平常時(差替元/先の電源等区分が同一)

	エリア	時刻 コマ	時刻												
			00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~		
		1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48			
需給ひっ迫のおそれ発令コマ		広域機関月次登録(BF210と同じ)	平常	平常	平常	平常	平常	平常	平常	平常	平常	平常	平常		
(a)発電上限(kWh*2=kW)	電源A	広域機関システム連携値	0kW	0kW	0kW	0kW	1,500kW	2,500kW	2,800kW	0kW	0kW	0kW	0kW		
(b)容量停止計画の提出有無	電源A	事業者月次登録(BF210と同じ)	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
(c)アセスメント対象コマ	電源A	{(b)停止有&(a)ゼロ}は対象外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(d)発電計画(差替計画)(kWh*2=kW)	電源A	広域機関システム連携値	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	500kW	200kW	0kW	0kW	0kW	0kW		
(e)余力	電源A	(Min((a)vs(f))-(d)	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	500kW	800kW	0kW	0kW	0kW	0kW		
(f)供給できる供給力 (アセスメント対象容量)	電源A	(f)-(f-1)	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW		
(f')アセスメント対象容量 (容量確保契約容量)		広域機関ツール登録	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW		
(g)市場応札量	電源A	事業者月次報告	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	500kW	500kW	0kW	0kW	0kW	0kW	平常 150kWh	
(h)リクワイアメント未達量	電源A	(e)-(g)>0⇒((e)-(g))/2	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	150kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	ひっ迫 0kWh	
需給ひっ迫のおそれ発令コマ		広域機関月次登録(BF210と同じ)	平常	平常	平常	平常	平常	平常	平常	平常	平常	平常	平常		
(a-1)発電上限(kWh*2=kW)	電源B	広域機関システム連携値	0kW	0kW	0kW	0kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW		
(b-1)容量停止計画の提出有無	電源B	事業者月次登録(BF210と同じ)	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
(c-1)アセスメント対象コマ	電源B	{(b)停止有&(a)ゼロ}は対象外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(d-1)発電計画(差替計画)(kWh*2=kW)	電源B	広域機関システム連携値	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	2,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW		
(e-1)余力	電源B	Min((a)vs(f))-(d)	0kW	0kW	0kW	0kW	5,000kW	5,000kW	3,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW		
(f-1)供給できる供給力 (差替容量)	電源B	事業者月次報告	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW		
(f'-1)ダミー行															
(g-1)市場応札量	電源B	事業者月次報告	0kW	0kW	0kW	0kW	4,000kW	3,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	平常 3,000kWh	
(h-1)リクワイアメント未達量	電源B	(e)-(g)>0⇒((e)-(g))/2	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	500kWh	1,000kWh	1,500kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	ひっ迫 0kWh	
(i)電源Aのリクワイアメント未達成コマ(合計)		Σ(h-n)												平常 3,150kWh	

4(1) BF221-258頁

(市場応札) - 安定電源 - 需給ひっ迫のおそれがある時 (差替無し)

	エリア	時刻 コマ	時刻										
			00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~
		1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48	
需給ひっ迫のおそれ発令コマ	同一	広域機関月次登録(BF210と同じ)	平常	平常	平常	平常	ひっ迫	ひっ迫	ひっ迫	平常	平常	平常	平常
(a)発電上限(kWh*2=kW)		広域機関システム連携値 + α	0kW	0kW	0kW	0kW	2,000kW	4,000kW	4,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(b)容量停止計画の提出有無		事業者月次登録(BF210と同じ)	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
(c)アセスメント対象コマ		{(b)停止有&(a)ゼロ}は対象外	×	×	×	×	◎	◎	◎	×	×	×	×

(d)発電計画（差替計画）(kWh*2=kW)	広域機関システム連携値	0kW	0kW	0kW	0kW	1,000kW	3,000kW	2,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(e)余力	MIN((a)vs(f))-(d)	-	-	-	-	1,000kW	1,000kW	2,000kW	-	-	-	-
(f)アセスメント対象容量	広域機関ツール登録	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW						
(f')ダミー行												
(g)市場応札量	事業者月次登録	0kW	0kW	0kW	0kW	600kW	1,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(h)リクワイアメント未達成量	(e)-(g)>0→((e)-(g))/2	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	200kWh	0kWh	1,000kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh
	(a)(d)は30分間のkWhからkWへ換算											

平常 0kWh
ひっ迫 1,200kWh

4(2) BF221-259頁

(市場応札) - 安定電源 - 需給ひっ迫のおそれがある時FB221 (差替元/先の電源等区分が同一)

		時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~
	エリア	コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48
需給ひっ迫のおそれ発令コマ		広域機関月次登録(BF210と同じ)	平常	平常	平常	平常	ひっ迫	ひっ迫	ひっ迫	平常	平常	平常	平常
(a)発電上限	電源A	広域機関システム連携値+α	0kW	0kW	0kW	0kW	1,500kW	2,500kW	2,800kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(b)容量停止計画の提出有無	電源A	広域機関システム連携値+α	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
(c)アセスメント対象コマ	電源A	{(b)停止有&(a)ゼロ}は対象外	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	○
(d)発電計画（差替計画）	電源A	広域機関システム連携値+α	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	500kW	200kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(e)余力	電源A	(MIN((a)vs(f))-(d)	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	500kW	800kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(f)供給できる供給力（アセスメント対象容量）	電源A	(f')-(f-1)	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW
(f')アセスメント対象容量（容量確保契約容量）		広域機関ツール登録	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW
(g)市場応札量	電源A	事業者月次報告	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	500kW	500kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(h)リクワイアメント未達成量	電源A	(e)-(g)>0→((e)-(g))/2	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	150kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh
需給ひっ迫のおそれ発令コマ		広域機関月次登録(BF210と同じ)	平常	平常	平常	平常	ひっ迫	ひっ迫	ひっ迫	平常	平常	平常	平常
(a-1)発電上限	電源B	広域機関システム連携値+α	0kW	0kW	0kW	0kW	6,000kW	7,000kW	5,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(b-1)容量停止計画の提出有無	電源B	広域機関システム連携値+α	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
(c-1)アセスメント対象コマ	電源B	{(b)停止有&(a)ゼロ}は対象外	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	○
(d-1)発電計画（差替計画）	電源B	広域機関システム連携値+α	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	2,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(e-1)余力	電源B	(MIN((a)vs(f))-(d)	0kW	0kW	0kW	0kW	5,000kW	5,000kW	3,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(f-1)供給できる供給力（差替容量）	電源B	事業者月次報告	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW
(f'-1)ダミー行													
(g-1)市場応札量	電源B	事業者月次報告	0kW	0kW	0kW	0kW	4,000kW	3,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(h-1)リクワイアメント未達成量	電源B	(e)-(g)>0→((e)-(g))/2	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	500kWh	1,000kWh	1,500kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh
(i-1)電源Aのリクワイアメント未達成コマ(合計)		Σ(h-n)											

平常 0kWh
ひっ迫 150kWh

平常 0kWh
ひっ迫 3,000kWh

平常 0kWh
ひっ迫 3,150kWh

4(3) BF221-260頁

(市場応札) - 安定電源 - 需給ひっ迫のおそれがある時(差替元/先のエリアが異なる)

		時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~
	エリア	コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48
需給ひっ迫のおそれ発令コマ		広域機関月次登録(BF210と同じ)	平常	平常	平常	平常	ひっ迫	ひっ迫	ひっ迫	平常	平常	平常	平常
(a)発電上限	電源A	広域機関システム連携値+α	0kW	0kW	0kW	0kW	1,500kW	2,500kW	2,800kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(b)容量停止計画の提出有無	電源A	広域機関システム連携値+α	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
(c)アセスメント対象コマ	電源A	{(b)停止有&(a)ゼロ}は対象外	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	○
(d)発電計画（差替計画）	電源A	広域機関システム連携値+α	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	500kW	200kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(e)余力	電源A	(MIN((a)vs(f))-(d)	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	500kW	800kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(f)供給できる供給力（アセスメント対象容量）	電源A	(f')-(f-1)	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW
(f')アセスメント対象容量（容量確保契約容量）		広域機関ツール登録	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW
(g)市場応札量	電源A	事業者月次報告	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	500kW	500kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(h)リクワイアメント未達成量	電源A	(e)-(g)>0→((e)-(g))/2	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	150kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh
需給ひっ迫のおそれ発令コマ		広域機関月次登録(BF210と同じ)	平常	平常	平常	平常	ひっ迫	ひっ迫	平常	平常	平常	平常	平常
(a-1)発電上限	電源B	広域機関システム連携値+α	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	6,000kWh	7,000kWh	5,000kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh

平常 0kWh
ひっ迫 150kWh

(b-1)容量停止計画の提出有無	電源B	広域機関システム連携値 + α	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
(c-1)アセスメント対象コマ	電源B	{(b)停止有&(a)ゼロ}は対象外	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○
(d-1)発電計画（差替計画）	電源B	広域機関システム連携値 + α	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(e-1)余力	電源B	Min((a)vs(f))-(d)	0kW	0kW	0kW	0kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(f-1)供給できる供給力（アセスメント対象容量）	電源B	事業者月次報告	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW
(f-1)ダミー行													
(g-1)市場応札量	電源B	事業者月次報告	0kW	0kW	0kW	0kW	4,000kW	3,000kW	4,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(h-1)リクワイアメント未達成量	電源B	(e)-(g)>0→((e)-(g))/2	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	500kWh	1,000kWh	500kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh

平常	ひっ迫
500kWh	1,500kWh
平常	ひっ迫
500kWh	1,650kWh

(i-1)電源Aのリクワイアメント未達成コマ(合計) Σ(h-n)

5(1) BF222-278頁

(市場応札) - 安定電源 - 需給ひっ迫のおそれがある時(バランス停止からの起動) (差替無し)

		時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~
	エリア	コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48
需給ひっ迫のおそれ発令コマ	同一	広域機関月次登録(BF210と同じ)	平常	平常	平常	平常	ひっ迫	ひっ迫	ひっ迫	平常	平常	平常	平常
(a)発電上限		広域機関システム連携値 + α	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	4,000kWh	4,000kWh	4,000kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh
(b)容量停止計画の提出有無		事業者月次登録(BF210と同じ)	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
(c)アセスメント対象コマ		{(b)停止有&(a)ゼロ}は対象外	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	○
(d)発電計画（差替計画）		広域機関システム連携値	0kW	0kW	0kW	0kW	1,000kW	2,000kW	3,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(e)余力		Min((a)vs(f))-(d)	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	3,000kWh	2,000kWh	1,000kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh
(f)アセスメント対象容量		広域機関ツール登録	4,000kW										
(f)ダミー行													
(g)市場応札量		事業者月次登録	1,000kWh	1,000kWh	1,000kWh	1,000kWh	600kWh	1,000kWh	2,000kWh	1,000kWh	1,000kWh	1,000kWh	1,000kWh
(h)リクワイアメント未達成量		(e)-(g)>0→((e)-(g))/2	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	1,200kWh	500kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh

平常	ひっ迫
0kWh	1,700kWh

5(2) BF222-279頁

(市場応札) - 安定電源 - 需給ひっ迫のおそれがある時(バランス停止からの起動) (差替元/先の電源等区分が同一)

		時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~
	エリア	コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48
需給ひっ迫のおそれ発令コマ		広域機関月次登録(BF210と同じ)	平常	平常	平常	平常	ひっ迫	ひっ迫	ひっ迫	平常	平常	平常	平常
(a)発電上限	電源A	広域機関システム連携値 + α	0kW	0kW	0kW	0kW	1,500kW	2,500kW	2,800kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(b)容量停止計画の提出有無	電源A	広域機関システム連携値 + α	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
(c)アセスメント対象コマ	電源A	{(b)停止有&(a)ゼロ}は対象外	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	○
(d)発電計画（差替計画）	電源A	広域機関システム連携値 + α	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	500kW	200kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(e)余力	電源A	Min((a)vs(f))-(d)	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	500kW	800kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(f)供給できる供給力（アセスメント対象容量）	電源A	(f)-(f-1)	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW
(f)アセスメント対象容量（容量確保契約容量）		広域機関ツール登録	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW
(g)市場応札量	電源A	事業者月次報告	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	500kW	500kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(h)リクワイアメント未達成量	電源A	(e)-(g)>0→((e)-(g))/2	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	150kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh
需給ひっ迫のおそれ発令コマ		広域機関月次登録(BF210と同じ)	平常	平常	平常	平常	ひっ迫	ひっ迫	ひっ迫	平常	平常	平常	平常
(a-1)発電上限	電源B	広域機関システム連携値	0kW	0kW	0kW	0kW	6,000kW	7,000kW	5,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(b-1)容量停止計画の提出有無	電源B	事業者月次登録(BF210と同じ)	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
(c-1)アセスメント対象コマ	電源B	{(b)停止有&(a)ゼロ}は対象外	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	○
(d-1)発電計画（差替計画）	電源B	広域機関システム連携値	0kW	0kW	0kW	0kW	2,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(e-1)余力	電源B	Min((a)vs(f))-(d)	0kW	0kW	0kW	0kW	3,000kW	5,000kW	5,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(f-1)供給できる供給力（アセスメント対象容量）	電源B	事業者月次報告	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW
(f-1)ダミー行													
(g-1)市場応札量	電源B	事業者月次報告	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	3,000kW	4,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(h-1)リクワイアメント未達成量	電源B	(e)-(g)>0→((e)-(g))/2	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	1,500kWh	1,000kWh	500kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh

平常	ひっ迫
0kWh	150kWh

平常	ひっ迫
0kWh	3,000kWh
平常	ひっ迫

(1) BF230-301頁

(一般送配電事業者からの供給指示) - 安定電源 - (差替無し&オフライン電源)

=IFS(U11="-",0,U11="未達成",U9/2,U11="達成",0)

	時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~
	コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48
(a)供給指示の期間	需給ひっ迫とほぼ同じ	×	×	×	×	有	有	有	×	×	×	×
(b)アセスメント対象容量	広域機関ツール登録	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW
(b')ダミー行												
(c)発電計画	広域機関システム連携値	2,000kW	2,000kW	2,000kW	2,000kW	2,000kW	2,000kW	1,000kW	2,000kW	2,000kW	2,000kW	2,000kW
(c')発電上限	BF220で事業者月次報告	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW
(d)余力	Min((b)vs(c'))-(c)	-	-	-	-	2,000kW	2,000kW	3,000kW	-	-	-	-
(h)ダミー行												
(h')ダミー行												
(i)ダミー行												
(j)ダミー行												
(e)発電量調整受電電力量	事業者月次報告	0kW	0kW	0kW	0kW	1,000kW	3,998kW	2,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(f)リクワイアメント達成/未達成	(b)=>(e)で達成	-	-	-	-	未達成	未達成	未達成	-	-	-	-
(g)リクワイアメント未達成量	(d)余力/2	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	1,000kWh	1,000kWh	1,500kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh

3,500kWh

- ・発電上限<アセスメント対象容量の場合：「発電上限-発電計画=余力」
- ・発電上限≥アセスメント対象容量の場合：「アセスメント対象容量-発電計画=余力」

(2) BF230-303頁

(一般送配電事業者からの供給指示) - 安定電源 - (差替無し&オフライン揚水電源*2)

*2: 運転継続時間が2コマの場合⇒整数入力指定有り

	時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~
	コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48
(a)供給指示の期間		×	×	×	×	有	有	有	×	×	×	×
(b)アセスメント対象容量		4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW
(b')ダミー行												
(c)発電計画		2,000kW	2,000kW	2,000kW	2,000kW	2,000kW	0kW	1,000kW	2,000kW	2,000kW	2,000kW	2,000kW
(c')発電上限 (事例には未記載)		3,000kW	3,000kW	3,000kW	3,000kW	4,000kW	4,000kW	4,000kW	3,000kW	3,000kW	3,000kW	3,000kW
(d)余力		-	-	-	-	2,000kW	4,000kW	3,000kW	-	-	-	-
(h)時間前市場約定量*4												
(h')各月の運転継続時間: 1時間⇒2コマ	2	広域ツール登録	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×
(i)アセスメント順位	関数無	(h)で約定容量のある順	対象外	対象外	対象外	対象外	①	対象外	②	対象外	対象外	対象外
(j)供給指示対応量		(e)-(c)	-	-	-	1,000kW	-	3,000kW	-	-	-	-
(e)発電量調整受電電力量		0kW	0kW	0kW	0kW	3,000kW	-	4,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW
(f)リクワイアメント達成/未達成		(b)=>(e)で達成	-	-	-	未達成	-	達成	-	-	-	-
(g)リクワイアメント未達成量		(d)余力/2	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	1,000kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh

1,000kWh

(3) BF230-304頁

(一般送配電事業者からの供給指示) - 安定電源 - (同一エリア差替有り&オフライン電源)

	時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~
	コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48
(a)供給指示の期間		×	×	×	×	有	有	有	×	×	×	×
(b)提供すべき供給力 (アセスメント対象容量)	電源A	1,000kW										
(b') (契約上のアセスメント対象容量)		6,000kW										
(c)発電計画 (事例には未記載)	電源A	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	500kW	500kW	200kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW
(c')発電上限 (事例には未記載)	電源A	3,000kW										
(d)余力	電源A	-	-	-	-	500kW	500kW	800kW	-	-	-	-
(h)時間前市場約定量*4	電源A											
(h')各月の運転継続時間: 1時間⇒2コマ												
(i)アセスメント順位												
(j)供給指示対応量												

揚水だけの項目

(e)発電量調整受電電力量	電源A	0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	1,000kW	1,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW	
(f)リクワイアメント達成/未達成	電源A	-	-	-	-	未達成	達成	達成	-	-	-	-	
(g)リクワイアメント未達成量	電源A	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	250kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	250kWh
(a-1)供給指示の期間		x	x	x	x	有	有	有	x	x	x	x	
(b-1)提供すべき供給力（アセスメント対象容量）	電源B	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	
(b'-1)ダミー行													
(c-1)発電計画（事例には未記載）	電源B	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	200kW	200kW	3,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	
(c'-1)発電上限（事例には未記載）	電源B	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	
(d-1)余力	電源B	-	-	-	-	4,800kW	4,800kW	2,000kW	-	-	-	-	
(h-1)時間前市場約定量*4	電源B												
(h'-1)各月の運転継続時間：1時間→2コマ	揚水のための項目												
(i-1)アセスメント順位	揚水のための項目												
(j-1)供給指示対応量	揚水のための項目												
(e-1)発電量調整受電電力量	電源B	0kW	0kW	0kW	0kW	3,000kW	4,000kW	1,998kW	0kW	0kW	0kW	0kW	
(f-1)リクワイアメント達成/未達成	電源B	-	-	-	-	未達成	未達成	未達成	-	-	-	-	
(g-1)リクワイアメント未達成量	電源B	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	2,400kWh	2,400kWh	1,000kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	5,800kWh
		0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	2,650kWh	2,400kWh	1,000kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	6,050kWh

(4) BF230-305頁

（一般送配電事業者からの供給指示）－ 安定電源 － （異なるエリア差替有り&オフライン電源）

	時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~	
	コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48	
(a)供給指示の期間		x	x	x	x	有	有	有	x	x	x	x	
(b)提供すべき供給力（アセスメント対象容量）	電源A	1,000kW											
(b')（契約上のアセスメント対象容量）		6,000kW											
(c)発電計画（事例には未記載）	電源A	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	500kW	500kW	200kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	
(c')発電上限（事例には未記載）	電源A	3,000kW											
(d)余力	電源A	-	-	-	-	500kW	500kW	800kW	-	-	-	-	
(h)時間前市場約定量*4	電源A												
(h'-1)各月の運転継続時間：1時間→2コマ	揚水のための項目												
(i)アセスメント順位	揚水のための項目												
(j)供給指示対応量	揚水のための項目												
(e)発電量調整受電電力量	電源A	0kW	0kW	0kW	0kW	250kW	1,000kW	1,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW	
(f)リクワイアメント達成/未達成	電源A	-	-	-	-	未達成	達成	達成	-	-	-	-	
(g)リクワイアメント未達成量	電源A	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	250kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	250kWh
(a-1)供給指示の期間		x	x	x	x	有	有	x	x	x	x	x	
(b-1)提供すべき供給力（アセスメント対象容量）	電源B	5,000kW											
(b'-1)ダミー行													
(c-1)発電計画（事例には未記載）	電源B	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	200kW	200kW	1,500kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	
(c'-1)発電上限（事例には未記載）	電源B	6,000kW											
(d-1)余力	電源B	-	-	-	-	4,800kW	4,800kW	-	-	-	-	-	
(h-1)時間前市場約定量*4	電源B												
(h'-1)各月の運転継続時間：1時間→2コマ	揚水のための項目												
(i-1)アセスメント順位	揚水のための項目												
(j-1)供給指示対応量	揚水のための項目												
(e-1)発電量調整受電電力量	電源B	0kW	0kW	0kW	0kW	3,000kW	4,000kW	999kW	0kW	0kW	0kW	0kW	
(f-1)リクワイアメント達成/未達成	電源B	-	-	-	-	未達成	未達成	-	-	-	-	-	

(g-1)リクワイアメント未達成量	電源B		0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	2,400kWh	2,400kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	4,800kWh
			0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	2,650kWh	2,400kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	5,050kWh

(5) BF230-306頁

(一般送配電事業者からの供給指示) - 安定電源 - (オンライン電源とオフライン電源の差替)

	時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~	
	コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48	
【オフライン電源】		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(a)供給指示の期間		×	×	×	×	有	有	有	×	×	×	×	
(b)提供すべき供給力 (アセスメント対象容量)	電源A	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	
(b') (契約上のアセスメント対象容量)		6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	
(c)発電計画 (事例には未記載)	電源A	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	500kW	500kW	200kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	
(c')発電上限 (事例には未記載)	電源A	3,000kW	3,000kW	3,000kW	3,000kW	3,000kW	3,000kW	3,000kW	3,000kW	3,000kW	3,000kW	3,000kW	
(d)余力	電源A	-	-	-	-	500kW	500kW	800kW	-	-	-	-	
(h)時間前市場約定量*4	電源A												
(h')各月の運転継続時間: 1時間→2コマ		揚水のための項目											
(i)アセスメント順位													
(j)供給指示対応量													
(e)発電量調整受電電力量	電源A												
(f)リクワイアメント達成/未達成	電源A	-	-	-	-	未達成	達成	達成	-	-	-	-	
(g)リクワイアメント未達成量	電源A	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	250kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	250kWh
【オンライン電源】		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(a-1)供給指示の期間		×	×	×	×	有	有	有	×	×	×	×	
(b-1)提供すべき供給力 (アセスメント対象容量)	電源B	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	
(b'-1)ダミー行													
(c-1)発電計画 (事例には未記載)	電源B	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	2,000kW	2,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	
(c'-1)発電上限 (事例には未記載)	電源B	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	3,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	
(d-1)余力	電源B	-	-	-	-	1,000kW	3,000kW	4,000kW	-	-	-	-	
(h-1)時間前市場約定量*4	電源B												
(h'-1)各月の運転継続時間: 1時間→2コマ		揚水のための項目											
(i-1)アセスメント順位													
(j-1)供給指示対応量													
(e-1)発電量調整受電電力量	電源B												
(f-1)リクワイアメント達成/未達成	電源B	-	-	-	-	達成	達成	達成	-	-	-	-	
(g-1)リクワイアメント未達成量	電源B	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh
		0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	250kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	250kWh

(6) BF230-307頁

(一般送配電事業者からの供給指示) - 安定電源 - (運転継続時間が供給指示の期間より短い揚水電源と差替)

	時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	23:00~	23:30~	
	コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	47	48	
【オフライン電源】		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(a)供給指示の期間		×	×	×	×	有	有	有	×	×	×	×	
(b)提供すべき供給力 (アセスメント対象容量)	電源A	1,000kW											
(b') (契約上のアセスメント対象容量)		6,000kW											
(c)発電計画 (事例には未記載)	電源A	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	500kW	500kW	200kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	
(c')発電上限 (事例には未記載)	電源A	3,000kW											
(d)余力	電源A	-	-	-	-	500kW	500kW	800kW	-	-	-	-	

(h)時間前市場約定量*4	電源A													
(h')各月の運転継続時間：1時間→2コマ		揚水のための項目												
(i)アセスメント順位														
(j)供給指示対応量														
(e)発電量調整受電電力量	電源A		0kW	0kW	0kW	0kW	500kW	1,000kW	1,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW	
(f)リクワイアメント達成/未達成	電源A		-	-	-	-	未達成	達成	達成	-	-	-	-	
(g)リクワイアメント未達成量	電源A		0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	250kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	250kWh
【オンライン電源】			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(a-1)供給指示の期間			×	×	×	×	有	有	有	×	×	×	×	
(b-1)提供すべき供給力（アセスメント対象容量）	電源B		5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	
(b'-1)ダミー行														
(c-1)発電計画（事例には未記載）	電源B		1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	0kW	2,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	
(c'-1)発電上限（事例には未記載）	電源B		6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	
(d-1)余力	電源B		-	-	-	-	4,000kW	5,000kW	3,000kW	-	-	-	-	
(h-1)時間前市場約定量*4	電源B													
(h'-1)各月の運転継続時間：1時間→2コマ	電源B		2	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×
(i-1)アセスメント順位	電源B		エクセル関数無	対象外	対象外	対象外	対象外	①	対象外	②	対象外	対象外	対象外	対象外
(j-1)供給指示対応量			(e)-(c)	-	-	-	-	3,400kW	-	2,000kW	-	-	-	-
(e-1)発電量調整受電電力量	電源B		0kW	0kW	0kW	0kW	4,400kW	0kW	4,000kW	0kW	0kW	0kW	0kW	
(f-1)リクワイアメント達成/未達成	電源B		-	-	-	-	未達成	対象外	未達成	-	-	-	-	
(g-1)リクワイアメント未達成量	電源B		0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	2,000kWh	0kWh	1,500kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	3,500kWh
			0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	2,250kWh	0kWh	1,500kWh	0kWh	0kWh	0kWh	0kWh	3,750kWh

(1) BF240-319頁

(発動指令への対応) - 発動指令電源 - (差替無し)

	時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	10:30~	11:00~	11:30~	23:00~	23:30~	
	コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	47	48	
(a)発動指令の期間*2	広域機関登録	×	×	×	×	有	有	有	有	有	有	×	×	×	×	
(b)アセスメント対象容量	BF210で広域ツール登録	-	-	-	-	2,000kW	2,000kW	2,000kW	2,000kW	2,000kW	2,000kW	-	-	-	-	
(b')ダミー行																
(c)発動実績	事業者月次報告	-	-	-	-	1,000kW	1,000kW	0kW	0kW	1,400kW	1,400kW	-	-	-	-	
(d)コマごとのリクワイアメント達成率	(b)/(c)	-	-	-	-	0.5	0.5	0.0	0.0	0.7	0.7	-	-	-	-	
(e)コマごとのリクワイアメント未達成率	1-(d)	-	-	-	-	0.5	0.5	1.0	1.0	0.3	0.3	-	-	-	-	
(f)コマごとのリクワイアメント未達成量	(1-(f))/2	-	-	-	-	500kWh	500kWh	1,000kWh	1,000kWh	300kWh	300kWh	-	-	-	-	
(g)リクワイアメント未達成量	Σ(f)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,600kWh

(1) BF240-320頁

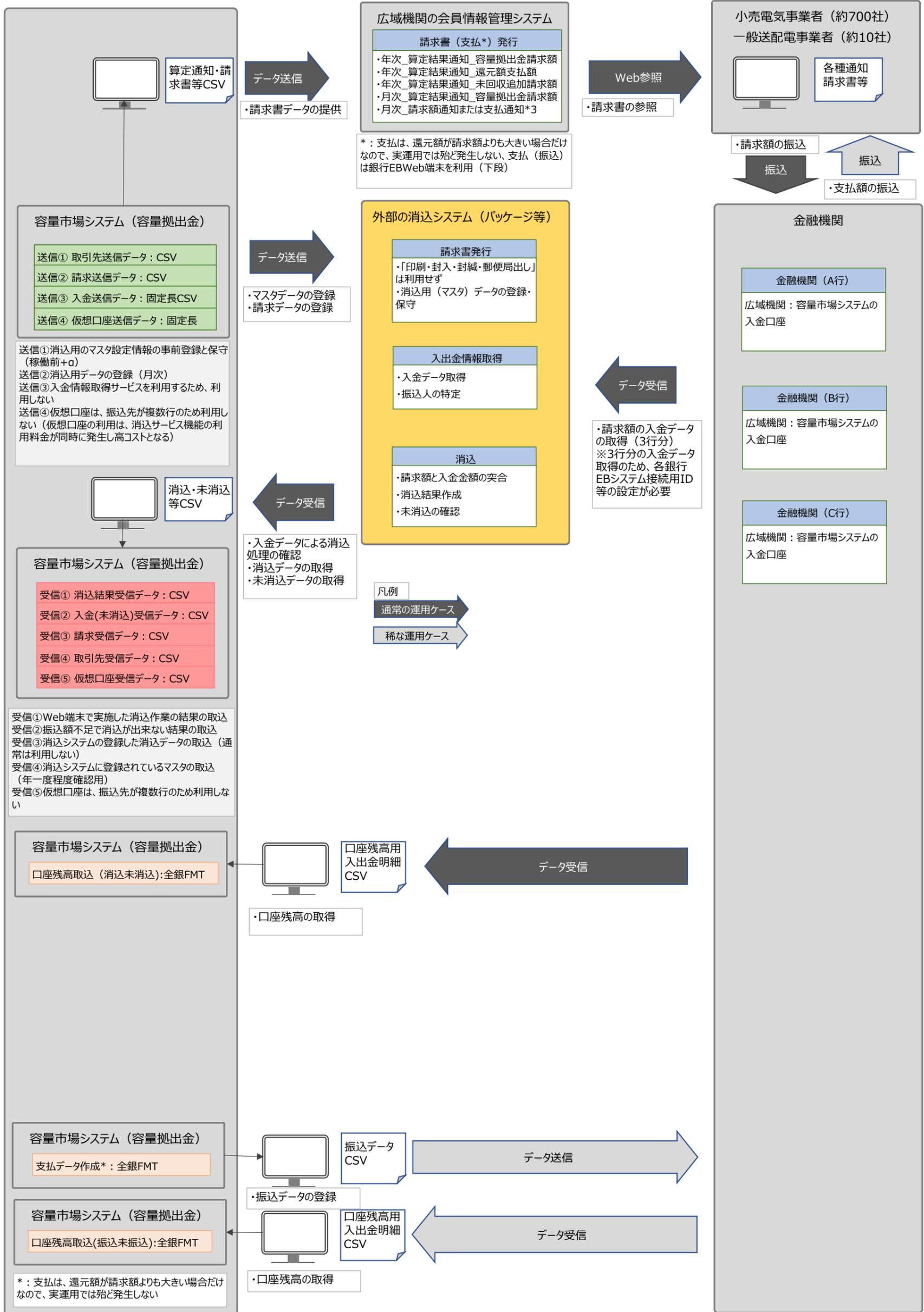
(発動指令への対応) - 発動指令電源 - (差替無し)

	時刻	00:00~	00:30~	07:00~	07:30~	08:00~	08:30~	09:00~	09:30~	10:00~	10:30~	11:00~	11:30~	23:00~	23:30~	
	コマ	1	2	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	47	48	
(a)発動指令の期間*2	電源A 広域機関登録	×	×	×	×	有	有	有	有	有	有	×	×	×	×	
(b)提供すべき供給力 (アセスメント対象容量)	電源A 事業者月次報告	1,000kW	-	-	-	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	1,000kW	-	-	-	-	
(b')アセスメント対象容量 (容量確保契約容量)	電源A BF210で広域ツール登録	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	
(c)発動実績	電源A 事業者月次報告	-	-	-	-	500kW	500kW	100kW	100kW	400kW	400kW	-	-	-	-	
(d)コマごとのリクワイアメント達成率	電源A (b)/(c)	-	-	-	-	0.5	0.5	0.1	0.1	0.4	0.4	-	-	-	-	
(e)コマごとのリクワイアメント未達成率	電源A 1-(d)	-	-	-	-	0.5	0.5	0.9	0.9	0.6	0.6	-	-	-	-	
(f)リクワイアメント未達成率の平均値	電源A (1-(f))/2	-	-	-	-	250kWh	250kWh	450kWh	450kWh	300kWh	300kWh	-	-	-	-	
(g)リクワイアメント未達成量	電源A Σ(f)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,000kWh
(a)発動指令の期間*2	電源B 広域機関登録	×	×	×	×	有	有	有	有	有	有	×	×	×	×	
(b)提供すべき供給力 (アセスメント対象容量)	電源B 事業者月次報告	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	5,000kW	
(b')ダミー行																
(c)発動実績	電源B 事業者月次報告	-	-	-	-	2,500kW	2,500kW	2,500kW	2,500kW	1,000kW	1,000kW	-	-	-	-	
(d)コマごとのリクワイアメント達成率	電源B (b)/(c)	-	-	-	-	0.5	0.5	0.5	0.5	0.2	0.2	-	-	-	-	
(e)コマごとのリクワイアメント未達成率	電源B 1-(d)	-	-	-	-	0.5	0.5	0.5	0.5	0.8	0.8	-	-	-	-	
(f)リクワイアメント未達成率の平均値	電源B (1-(f))/2	-	-	-	-	1,250kWh	1,250kWh	1,250kWh	1,250kWh	2,000kWh	2,000kWh	-	-	-	-	
(g)リクワイアメント未達成量	電源B Σ(f)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,000kWh
(h)電源Aのリクワイアメント未達成量 (合計)	Σ(g)															11,000kWh

要件定義書_参考資料2_請求消込_残高確認_運用例

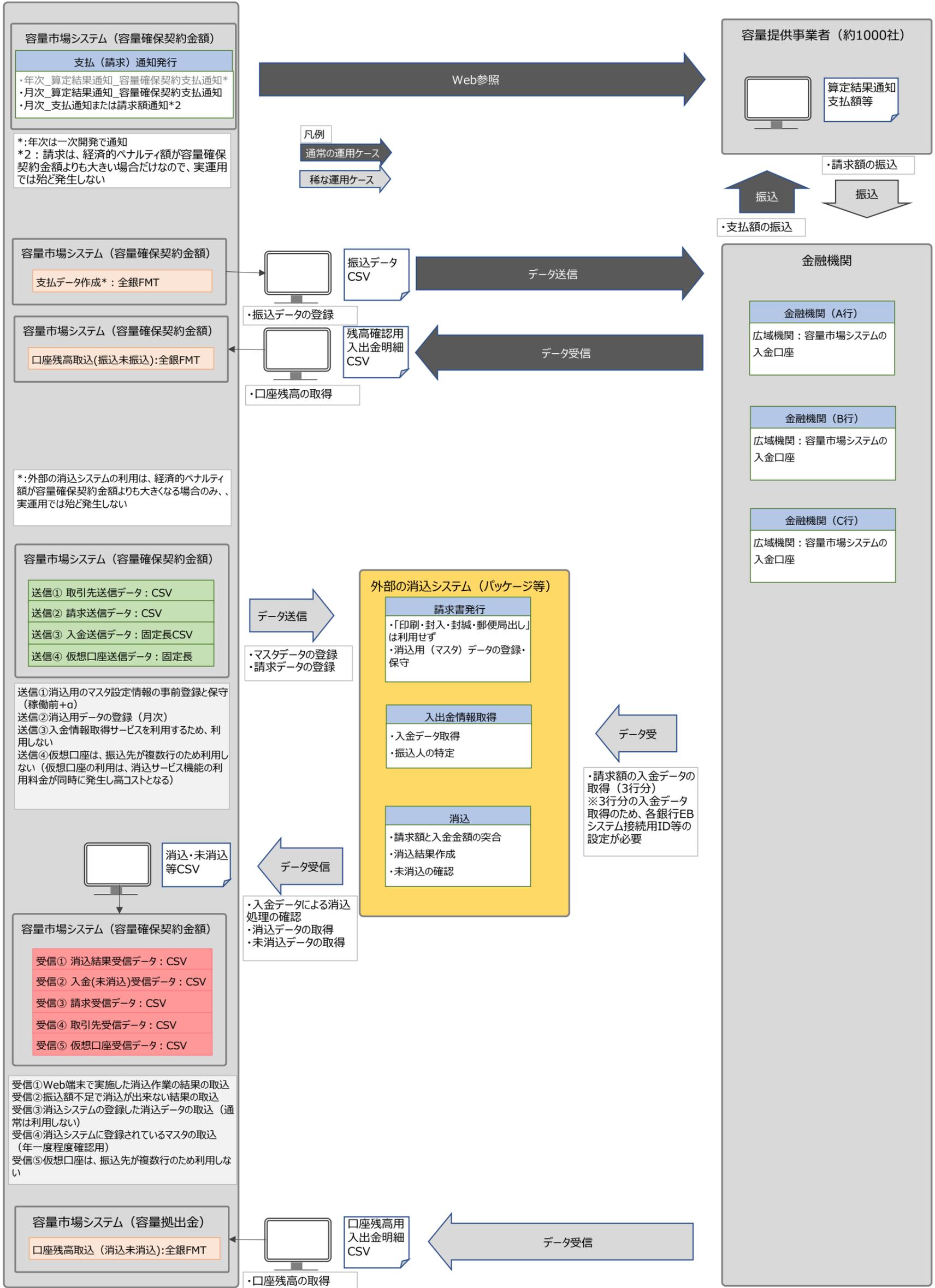
容量拠出金：請求・消込パッケージシステムを利用した運用イメージ図

(※請求・消込パッケージシステムが口座残高を取得できない可能性があるため、銀行EBWeb端末で残高を取得する (CSVファイル取得し連携する想定))



容量確保契約金額：請求・消込パッケージシステムを利用した運用イメージ図

(※請求・消込パッケージシステムが口座残高を取得できない可能性があるため、銀行EBWeb端末で残高を取得する (CSVファイル取得し連携する想定))



容量拠出金の通知運用例

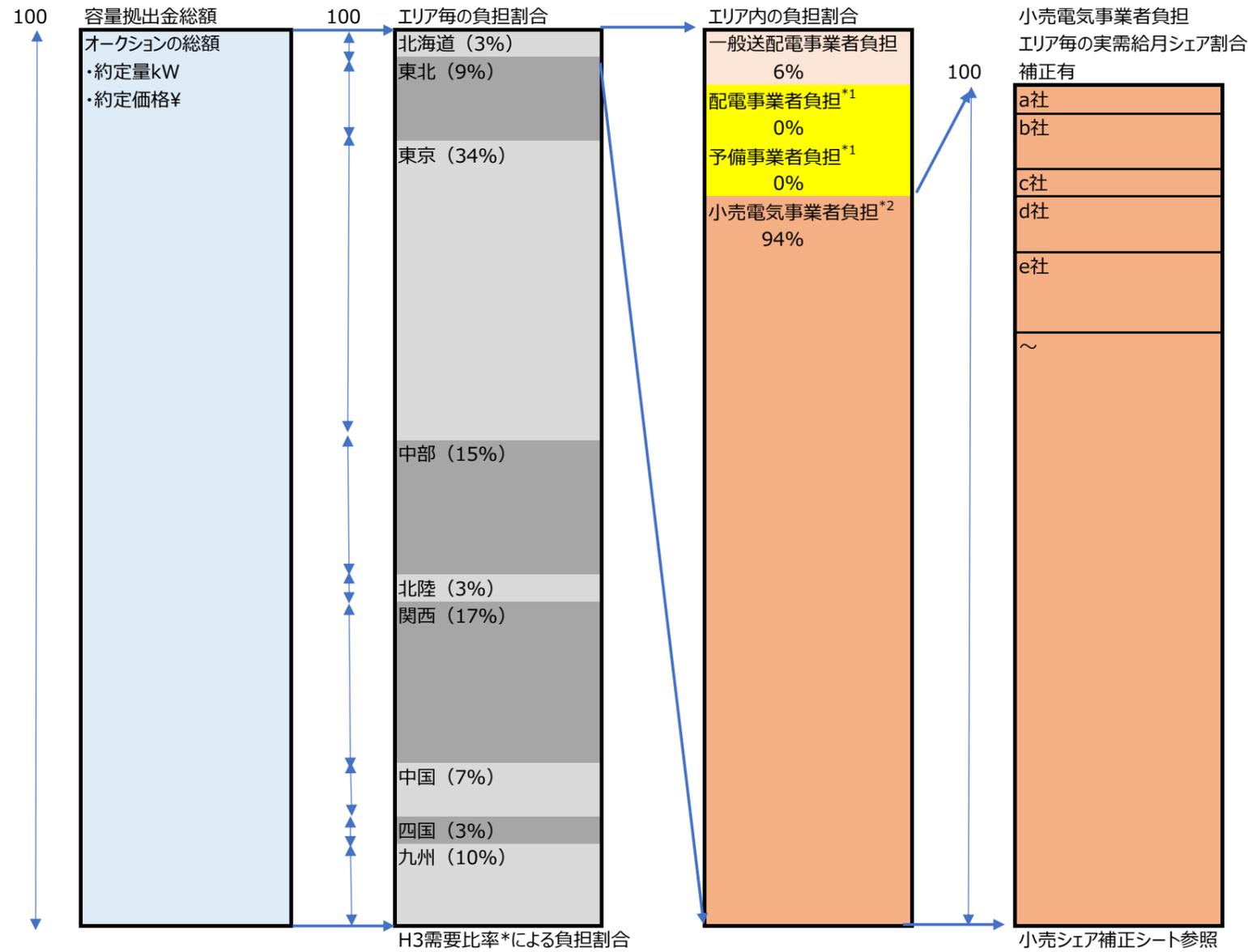
2023年					2024年												2025年												2026年							
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
▼ 2024年度 夏季ピーク取込 容量拠出金算定結果通知 BF412-369頁 ▼ 2024年度 冬季ピーク取込 容量拠出金算定結果通知 BF412-369頁 請求： 容量拠出金 小売電気事業者 一般送配電事業者 交付： 容量確保契約金額 容量確保契約事業者 当該処理は、容量拠出金の対象外					▼ 2024年度 夏季ピーク取込 2024年度 BF415-408頁 4月分 算定結果通知 N+1.5か月 2024年度 BF421-424頁 4月分 請求額通知 N+2.5か月 2024年度 BF422-431頁 4月分 請求額通知 N+2.5か月 2024年度 BF430-437頁 2024年度 4月分 消込準備・消込未消込・残高突合・財務連携 N+3.5か月 2024年度 BF440-448頁 2024年度 4月分 消込準備・消込未消込・残高突合・財務連携 N+3.5か月 2024年度 BF511-469頁 4月分 算定結果通知 N+3か月 2024年度 BF521-479頁 4月分 支払請求通知* N+4か月 2024年度 BF522-485頁 4月分 支払請求通知* N+4か月 2024年度 BF530-490頁 4月分 振込入金確認* N+5か月 2024年度 BF540-493頁 4月分 振込入金確認* N+5か月 *：請求通知は、経済的ペナルティ額が多額となった場合のみのため発生しない運用 入金確認も同様に、経済的ペナルティ額の入金のため発生しない運用												▼ 2025年度 冬季ピーク取込 2025年度 BF415-408頁 4月分 算定結果通知 N+1.5か月 2025年度 BF421-424頁 4月分 請求額通知 N+2.5か月 2025年度 BF422-431頁 4月分 請求額通知 N+2.5か月 2025年度 BF430-437頁 4月分 消込準備・消込未消込・残高突合・財務連携 N+3.5か月 2025年度 BF440-448頁 4月分 消込準備・消込未消込・残高突合・財務連携 N+3.5か月 2024年度 BF511-469頁 4月分 算定結果通知 N+4か月 2024年度 BF521-479頁 4月分 支払請求通知* N+5か月 2024年度 BF522-485頁 4月分 支払請求通知* N+5か月 2024年度 BF530-490頁 4月分 振込入金確認* N+6か月 2024年度 BF540-493頁 4月分 振込入金確認* N+6か月 *：請求通知は、経済的ペナルティ額が多額となった場合のみのため発生しない運用 入金確認も同様に、経済的ペナルティ額の入金のため発生しない運用												▼ 2024年度 2024年度 2024年度 2024年度 2024年度 BF416 -412頁 還元額算定結果通知 BF417 -416頁 追加請求額結果通知 ▼ 2024年度 支払通知 請求額通知 ▼ 2025年度 ネットディング							
					▼ 2025年度 冬季ピーク取込 2025年度 BF415-408頁 4月分 算定結果通知 N+1.5か月 2025年度 BF421-424頁 4月分 請求額通知 N+2.5か月 2025年度 BF422-431頁 4月分 請求額通知 N+2.5か月 2025年度 BF430-437頁 4月分 消込準備・消込未消込・残高突合・財務連携 N+3.5か月 2025年度 BF440-448頁 4月分 消込準備・消込未消込・残高突合・財務連携 N+3.5か月 2024年度 BF511-469頁 4月分 算定結果通知 N+4か月 2024年度 BF521-479頁 4月分 支払請求通知* N+5か月 2024年度 BF522-485頁 4月分 支払請求通知* N+5か月 2024年度 BF530-490頁 4月分 振込入金確認* N+6か月 2024年度 BF540-493頁 4月分 振込入金確認* N+6か月 *：請求通知は、経済的ペナルティ額が多額となった場合のみのため発生しない運用 入金確認も同様に、経済的ペナルティ額の入金のため発生しない運用												▼ 2024年度 2024年度 2024年度 2024年度 2024年度 BF416 -412頁 還元額算定結果通知 BF417 -416頁 追加請求額結果通知 ▼ 2024年度 支払通知 請求額通知 ▼ 2025年度 ネットディング																			

要件定義書_参考資料3_容量拠出金_算定例

容量拠出金対応 (BF4) の概要

主業務	業務コード	業務	概要	業務コード (業務)	業務プロセス数	参考頁数		
容量 拠出 金対 応	BF4	算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(メインオークションのみ)	・翌年度に請求する容量拠出金額を算定して、その算定結果通知を実需給前年の11月末に通知する。 ・BF410~411のうち、実施したオークション種別によりいづれかを実施する。	BF410	19	343	容量拠出金額の算定	
		算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(調達オークション実施)		BF411	19	351		
		算定・通知-実需給期間前-容量拠出金(リリースオークション実施)		BF412	19	360		
		算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(メインオークションのみ)	・実際に請求する容量拠出金額を算定して、その算定結果を実需給月の1.5か月後に事前に通知する。 ・BF413~415のうち、実施したオークション種別によりいづれかを実施する。	BF413	33	370		
		算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(調達オークション実施)		BF414	33	382		
		算定・通知-実需給期間中-容量拠出金(リリースオークション実施)		BF415	33	395		
		算定・通知-還元額	・前年度に発生した機材的ペナルティ額等による還元額、未払いに伴う追加請求額を算定して、その算定結果を実需給翌年の9月中旬に通知する。	BF416	18	409	請求/交付、 消込/残高 突合等 の精算処理	
		算定・通知-容量拠出金の未回収分の追加請求		BF417	18	413		
		請求書/支払通知書作成・送付-請求/支払明細作成	・BF413~415で事前通知した容量拠出金額を、実需給月の2.5か月後に請求する。 ・稀に経済的ペナルティ額等が大きい場合、支払通知となる。	BF420	5	418		
		請求書/支払通知書作成・送付-請求書作成・送付		BF421	13	422		
		請求書/支払通知書作成・送付-支払通知書作成・送付		BF422	13	429		
		入金-入金確認/消込	・請求に伴う各種処理 (会員情報システムへ請求データの連携、消込システムへのデータ登録、入金/未入金に伴う消込、残高突合) ・振込に伴う各種処理 (銀行EB用の振込データ作成、振込/未振込データ取込、残高突合)	BF430	16	437		
		入金-支払期日到来未回収残高の確認		BF431	4	440		
		入金-督促・未払事業者への対応		BF432	62	441		
		出金		BF440	17	448		
		残高管理-期日到来未回収状況の確認	・請求に対する未払い/支払いに対する未払いが発生した場合にフォローする対応のため、BF430~440と同じ請求/振込に伴う各種処理で運用する。	BF450	6	450		残高管理
		残高管理-期日到来未払状況の確認		BF451	6	452		
		残高管理-預り金残高管理		BF452	8	453		
財務会計への連携	・月末/年度末状況の保存処理 (財務会計システムへの連携)	BF460	7	459	財務へ連携			

容量拠出金の概念（標準的なケース）



*1：配電事業者、予備事業者負担
 近い将来導入が予定されている配電事業者が市場参入した場合、同事業者にも容量拠出金の負担を設けられるように配慮した設計とすること
 例えば、一般送配電事業者のようにエリア毎の負担割合をテーブル等で可変とできること
 一定の負担割合を複数の配電事業者で分担できること
 分担割合は、小売電気事業者のようにシェア率から算定できることなど
 仕様が確定していないことから拡張性が開発規模（開発費用）の増加とならない方式とすること

*：H3需要比率

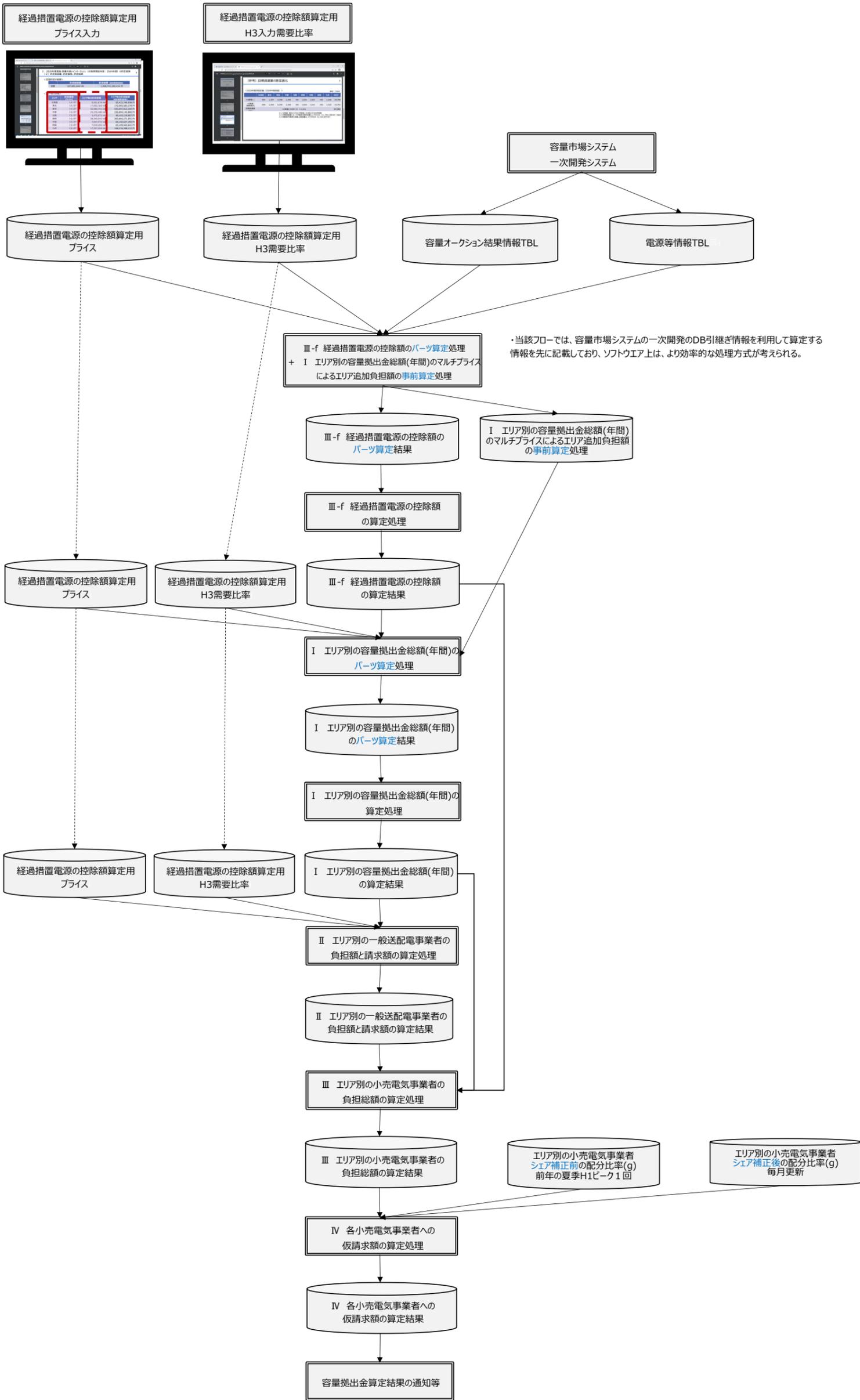
2020年度メインオークション需要曲線 2020年6月3日 電力広域的運営推進機関

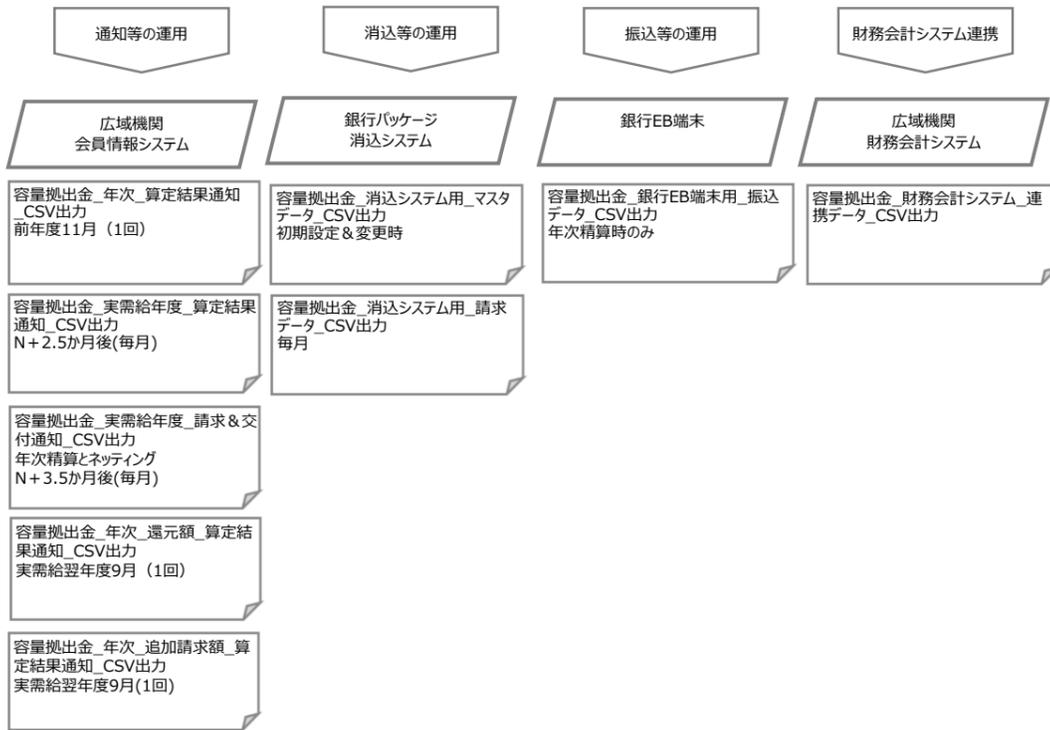
https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/200603_mainauction_jyuyoukyokusen_jitsujukyu2024.pdf

3頁（参考）目標調達量の算定諸元

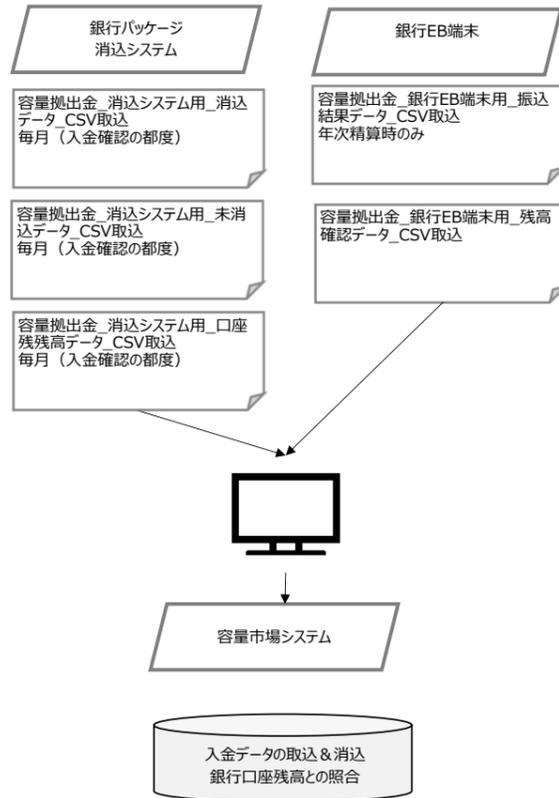
	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	合計
H3需要	499	1,354	5,298	2,440	491	2,634	1,043	491	1,540	15,790
H3需要比率	3%	9%	34%	15%	3%	17%	7%	3%	10%	100%

容量拠出金算出の概要フロー





- 《請求》会員情報システム用容量抛出品の算定通知データ作成(年次)
- 《請求》会員情報システム用容量抛出品の算定通知データ作成(月次)
- 《請求》会員情報システム用還元額の算定通知データ作成(年次)
- 《請求》会員情報システムへ追加請求額の算定通知データ作成(年次)
- 《請求》会員情報システム用請求データ作成(年次と月次でネットイング)
- 《請求》消込システム用マスタデータ作成
- 《請求》消込システム用請求データ作成
- 《請求》消込システムの消込・未消込データ取込
- 《請求》消込システムの口座残高データ取込
- 《支払》銀行EBC端末用振込データ作成(稀)
- 《支払》銀行EBC端末の振込結果データ取込(稀)
- 《支払》銀行EBC端末の口座残高データ取込(稀)
- 《会計》財務会計システムデータ連携(月次)



容量拠出金算定の経過措置電源の控除額等の算定方法
 (当該算定方法は効率的な算定方法を示す資料のため、仕様の詳細については最新の業務詳細設計書を参照のこと)
 容量市場メインオークション約定結果 (対象実施年度: 2024年度) 2020年9月14日 電力広域的運営推進機関
https://www.eccto.or.jp/market-board/market/files/202014_mainauction_youyouyakujskka_houhyou_jitsujikyu2024.pdf

経過措置対象電源の控除額の算定について
 ・電源等識別番号の経過措置対象の識別が可能であれば、内訳分として、経過措置電源分の約定量と約定価格を集計可能か否か

H3需要比率は、種別を含む上段が、種別を除く下段が

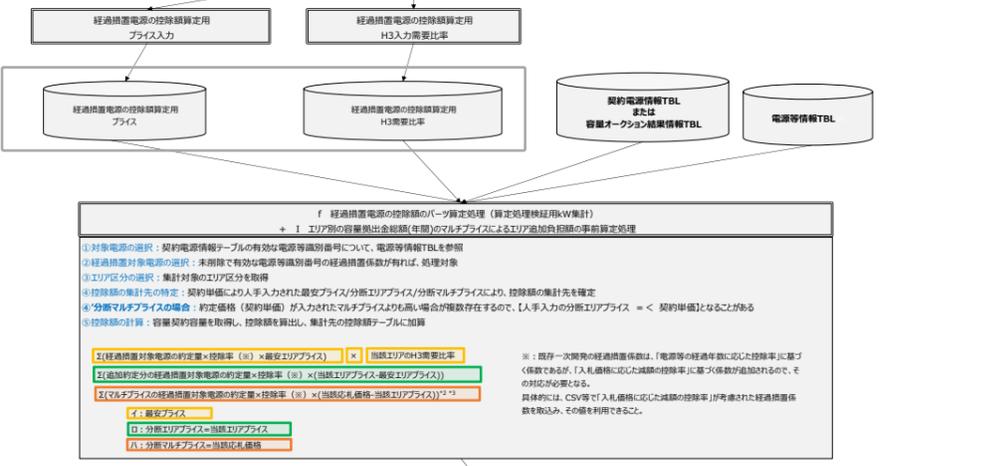
エリア別オークション結果登録画面

エリア	北海道	東北	関東	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	合計
メインオークション	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	141,370
調達オークション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リースオークション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

容量拠出金算定用H3需要比率の入力画面

エリア	北海道	東北	関東	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	合計
H3需要	499	1,354	5,298	2,440	491	2,634	1,043	491	1,540	15,790
H3需要比率	3%	9%	34%	15%	3%	17%	7%	3%	10%	100%

・約定容量を人手入力して、事前に算定した約定容量と比較して、算定要素のチェックに利用する



CSV等で取り

人入価格等に応じた減額の控除率TBL (電源等識別番号) 実電送年度

経過措置電源の控除額の事前算定 (控除対象電源の場合だけ更新)

エリア	北海道	東北	関東	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	合計
メインオークション	27,711,870,469	86,032,791,639	266,978,906,098	119,947,072,940	24,081,609,034	131,832,635,526	33,082,813,646	31,594,731,821	78,108,169,056	799,370,600,227
調達オークション	25,261,933,471	68,546,408,658	268,211,870,804	123,525,285,912	24,856,932,534	133,346,558,645	52,801,997,216	24,856,932,534	77,962,680,453	799,370,600,227
リースオークション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考欄

・約定容量を人手入力して、事前に算定した約定容量と比較して、算定要素のチェックに利用する



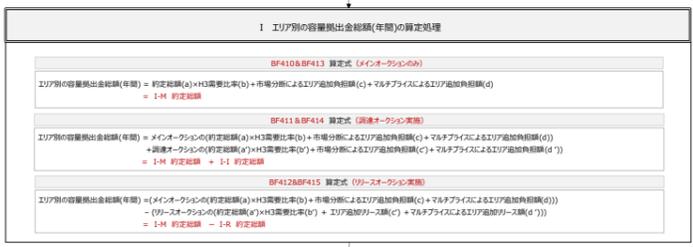
メインオークションのみの経過措置電源の控除額 = f1
 調達オークション実施の経過措置電源の控除額 = f1 + f2
 リースオークション実施の経過措置電源の控除額 = f1 - f3

経過措置電源の控除額	北海道	東北	関東	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	合計
メインオークション	25,261,933,471	68,546,408,658	268,211,870,804	123,525,285,912	24,856,932,534	133,346,558,645	52,801,997,216	24,856,932,534	77,962,680,453	799,370,600,227
調達オークション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リースオークション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0





エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	合計
約定総額	74,918,160,675	203,284,949,006	795,423,677,869	366,333,290,676	73,717,067,919	395,459,790,017	156,592,468,105	73,717,067,919	231,210,355,591	2,370,656,827,776
1-M 約定総額	74,918,160,675	203,284,949,006	795,423,677,869	366,333,290,676	73,717,067,919	395,459,790,017	156,592,468,105	73,717,067,919	231,210,355,591	2,370,656,827,776

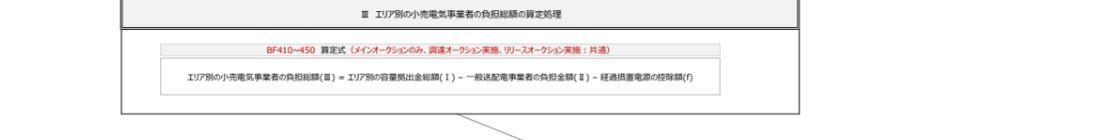


エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	合計
約定総額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1-I 約定総額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1-R 約定総額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	合計
メイン電源のみ	74,918,160,675	203,284,949,006	795,423,677,869	366,333,290,676	73,717,067,919	395,459,790,017	156,592,468,105	73,717,067,919	231,210,355,591	2,370,656,827,776
相互接続電源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予備電源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	合計
年間の負荷総額	142,055,081	1,045,906,856	16,013,253,877	3,396,529,054	137,536,721	3,958,104,193	620,617,901	137,536,721	1,352,997,901	26,804,538,305
1月-2月請求額	11,837,923	87,158,904	1,334,437,823	283,044,087	11,461,393	329,842,016	51,718,158	11,461,393	112,749,825	-
3月請求額	11,837,928	87,158,912	1,334,437,824	283,044,097	11,461,398	329,842,017	51,718,163	11,461,398	112,749,826	-



エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	合計
小売電気事業者負担総額	49,514,172,123	133,692,633,492	511,196,553,188	239,411,475,710	48,722,598,664	258,155,127,179	103,169,852,988	48,722,598,664	151,894,677,237	1,544,481,689,244
1月-2月請求額	4,126,181,010	11,141,052,791	42,599,879,432	19,950,956,309	4,060,216,555	21,512,927,264	8,597,487,748	4,060,216,555	12,657,889,769	128,706,807,433
3月請求額	4,126,181,013	11,141,052,791	42,599,879,436	19,950,956,311	4,060,216,559	21,512,927,275	8,597,487,760	4,060,216,559	12,657,889,778	128,706,807,481



算定手続	算定要素	算定要素の計算方法	算定手続	算定要素	算定要素の計算方法
各小売電気事業者への仮請求額の算定	シフト修正後の配分比率	前年度の年(夏・冬)ピーク時の電力(kW)を基礎とし、7月-9月(12-2月の各月)における最大需要電力(1時間)における電力使用量(合計)の(kW)の当該期間における比率	各小売電気事業者への仮請求額の算定	シフト修正後の配分比率	シフト修正後の配分比率

前年度の算定結果通知（エリア別の小売電気事業者の負担総額(年額・月額・最終月額)は事前算定)

小売電気事業者	シェア比率 (補正前)	年額	月額	最終月	SUMCHK
北海道001	80%	39,611,337,698	3,300,944,808	3,300,944,810	39,611,337,698
北海道002	10%	4,951,417,212	412,618,101	412,618,101	4,951,417,212
～	～	～	～	～	～
北海道099	10%	4,951,417,212	412,618,101	412,618,101	4,951,417,212
SUMCHK		49,514,172,122	4,126,181,010	4,126,181,012	49,514,172,122
東北		391円/H例	394円/H例	395円/H例	391円/H例
東京					
～					
九州					

繰越処理考慮要

一般送配電事業者	シェア比率 (補正前)	年額	月額	最終月	SUMCHK
北海道	-	49,514,172,123	4,126,181,010	4,126,181,013	49,514,172,123
東北	-	133,692,633,492	11,141,052,791	11,141,052,791	133,692,633,492
東京	-	511,198,553,188	42,599,879,432	42,599,879,436	511,198,553,188
～	～	～	～	～	～
九州	-	-	-	-	-

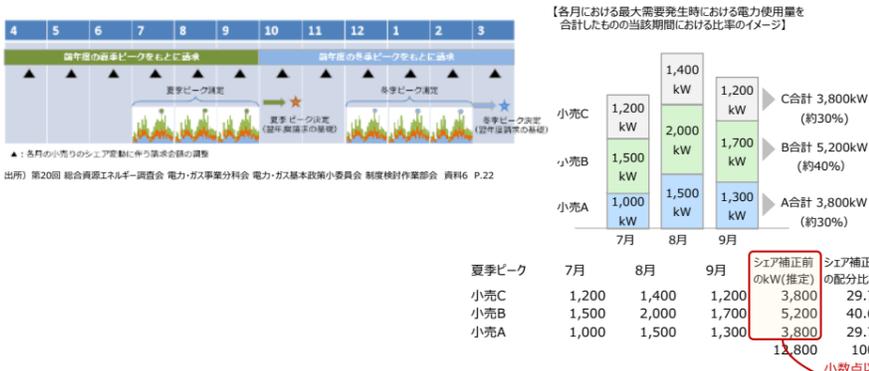
前年度の毎月の算定結果通知（エリア別の小売電気事業者の負担総額(請求対象月分)は事前算定)

小売電気事業者	シェア比率 (補正後)	年額	月額	最終月
北海道001	80%	-	3,300,944,808	-
北海道002	10%	-	412,618,101	-
～	～	～	～	～
北海道099	10%	-	412,618,101	-
SUMCHK			4,126,181,010	
東北				
東京				
～				
九州				

繰越処理考慮要

一般送配電事業者	シェア比率 (補正後)	年額	月額	最終月
北海道	-	-	4,126,181,013	4,126,181,013
東北	-	-	11,141,052,791	11,141,052,791
東京	-	-	42,599,879,432	42,599,879,436
～	～	～	～	～
九州	-	-	-	-

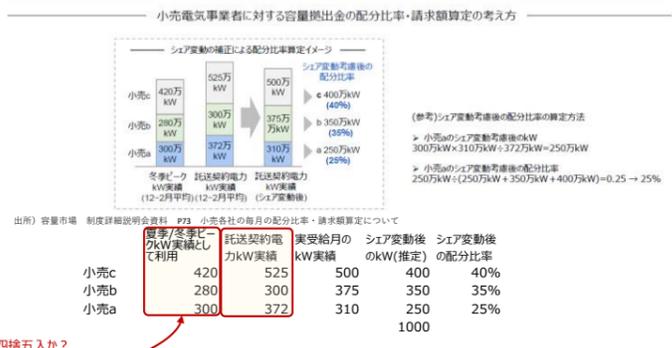
対象月	使用するピーク	内容
4月~9月請求分	夏季ピーク	7月、8月、9月の各月における最大需要発生時(1時間)における電力使用量を合計したものの(kW)の当該期間における比率
10月~3月請求分	冬季ピーク	12月、1月、2月の各月における最大需要発生時(1時間)における電力使用量を合計したものの(kW)の当該期間における比率



「実需給年の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味するとは、実需給年度にシェア変動があった場合、託送契約電力のシェア変動で補正を行うことにより、シェア変動を小売各社への容量提出金の請求額に反映することを指します。

シェア変動考慮後の配分比率は以下の式によって算定されます。

$$\text{シェア変動考慮後のkW(推定)} = \text{年間ピーク時のkW実績} \times \frac{\text{シェア変動後の託送契約電力kW実績}}{\text{年間ピーク時の託送契約電力kW実績}}$$

$$\text{シェア変動考慮後の配分比率} = \frac{\text{シェア変動考慮後のkW}}{\text{当該エリアでのシェア変動考慮後のkWの合計}}$$


資源エネルギー庁資料の22頁図参照
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_aas/denryoku_aas/seido_kento/pdf/020_06_01.pdf

論点1：費用精算の考え方（小売のシェア変動時の調整への対応）

「①年間ピーク時の電力（kW）に応じて配分する」案を原則とし、シェア変動の際の変化を託送契約電力（kW）によって補正する場合の費用配分方法は以下になる。

年度内のシェア変動により託送契約電力（kW）が変化した場合、その変化（年間ピークkWシェア計算時の託送契約電力（kW）からの変化率）に応じて当該月の年間ピークkWを補正し、シェア変動補正後のkWを用いて、当月以降の小売への請求額に反映

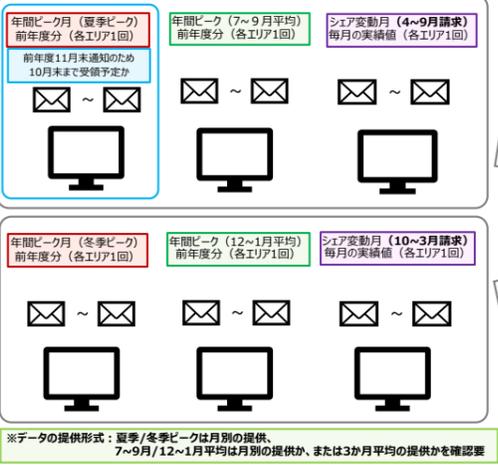
※ピーク需要に対する契約電力kWの比率が一定の場合

小売B シェア変動後のkW(推定) = 30万 × $\frac{48万}{36万}$ = 40万kW

小売A シェア変動後のkW(推定) = 30万 × $\frac{24万}{36万}$ = 20万kW

【BF410~412：シェア補正前の配分比率】

- 一般送配電事業者からメールで受信
- CSVで取込
- 小売電気事業者の7月~9月容量提出金算出のシェア補正前のkW(推定)を算定
- その後シェア変動前の配分比率を求める。



【BF413~415：シェア変動考慮後のkW(推定)の配分比率】

- 一般送配電事業者からメールで受信
- CSVで取込
- 小売電気事業者の4月~9月容量提出金算出のシェア変動後のkW(推定)を算定
- その後シェア変動後の配分比率を求める。

取引対象	需給年度	対象月	事業者コード	事業者名	容量拠出金算出		消込		請求日	振込期日	請求額	入金日	入金額	入金過不足額
					税抜額	税額	税区分(%)	入金ステータス						
容量拠出金	2025年度	4月	0001	A事業者	100,000	10,000	10	入金済	2025/7/20	2025/8/20	110,000	2025/8/20	110,000	0
			0002	B事業者	100,000	10,000	10	入金済	2025/7/20	2025/8/20	110,000	2025/8/20	110,000	0
			0003	C事業者	100,000	10,000	10	入金済	2025/7/20	2025/8/20	110,000	2025/8/20	110,000	0
			~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
			0750	Z事業者	100,000	10,000	10	入金済	2025/7/20	2025/8/20	110,000	2025/8/20	110,000	0
				月額合計	2,600,000	260,000					2,860,000		2,860,000	0
				残高管理								4月分	2,860,000	
				未回収総額									0	
容量拠出金	2025年度	5月	0001	A事業者	100,000	10,000	10	入金済	2025/8/20	2025/9/20	110,000	2025/9/20	110,000	0
			0002	B事業者	100,000	10,000	10	入金済	2025/8/20	2025/9/20	110,000	2025/9/20	110,000	0
			0003	C事業者	100,000	10,000	10	入金済	2025/8/20	2025/9/20	110,000	2025/9/20	110,000	0
			~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
			0750	Z事業者	100,000	10,000	10	入金済	2025/8/20	2025/9/20	110,000	2025/9/20	110,000	0
				月合計額	2,600,000	260,000					2,860,000		2,860,000	0
				残高管理								4~5月分	5,720,000	
				未回収総額									0	
		(6月~2月)												
容量拠出金	2025年度	3月	0001	A事業者	100,000	10,000	10	入金済	2025/6/20	2025/7/20	110,000	2025/7/20	110,000	0
			0002	B事業者	100,000	10,000	10	入金済	2025/6/20	2025/7/20	110,000	2025/7/20	110,000	0
			0003	C事業者	100,000	10,000	10	入金済	2025/6/20	2025/7/20	110,000	2025/7/20	110,000	0
			~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
			0750	Z事業者	100,000	10,000	10	入金済	2025/6/20	2025/7/20	110,000	2025/7/20	110,000	0
				月合計額	2,600,000	260,000					2,860,000		2,860,000	0
				未回収総額								4~翌年3月分	34,320,000	0
													0	
容量拠出金	2025年度	年間	0001	A事業者	1,200,000	120,000	10	-	-	-	15,840,000	-	15,840,000	0
			0002	B事業者	1,200,000	120,000	10	-	-	-	15,840,000	-	15,840,000	0
			0003	C事業者	1,200,000	120,000	10	-	-	-	15,840,000	-	15,840,000	0
			~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
			0750	Z事業者	1,200,000	120,000	10	-	-	-	15,840,000	-	15,840,000	0
				年合計額	2,600,000	260,000					2,860,000		2,860,000	0
				未回収総額								4~翌年3月分	34,320,000	0
													0	
還元	2024年度			2024年度の事業者					10月中旬					
			0001	A事業者	1,000	100	10	出金済	2025/10/20	2025/11/20	1,100	2025/11/20	1,100	0
			0002	B事業者	1,000	100	10	出金済	2025/10/20	2025/11/20	1,100	2025/11/20	1,100	0
			0003	C事業者	1,000	100	10	出金済	2025/10/20	2025/11/20	1,100	2025/11/20	1,100	0
			~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
			0750	Z事業者	1,000	100	10	出金済	2025/10/20	2025/11/20	1,100	2025/11/20	1,100	0
				月合計額	26,000	2,600					28,600		28,600	0
追加請求	2024年度			2024年度の事業者					10月中旬					
			0001	A事業者	1,000	100	10	出金済	2025/10/20	2025/11/20	1,100	2025/11/20	1,100	0
			0002	B事業者	1,000	100	10	出金済	2025/10/20	2025/11/20	1,100	2025/11/20	1,100	0
			0003	C事業者	1,000	100	10	出金済	2025/10/20	2025/11/20	1,100	2025/11/20	1,100	0
			~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
			0750	Z事業者	1,000	100	10	出金済	2025/10/20	2025/11/20	1,100	2025/11/20	1,100	0
				月合計額	26,000	2,600					28,600		28,600	0

- 《請求》会員情報システム用容量拠出金の算定通知データ作成 (年次/月次)
- 《請求》会員情報システム用還元額の算定通知データ作成 (年次)
- 《請求》会員情報システム用追加請求額の算定通知データ作成 (年次)
- 《請求》会員情報システム用請求データ作成 (年次と月次でネットینگ)
- 《請求》消込システム用マスターデータ作成
- 《請求》消込システム用請求データ作成
- ↑ 《請求》消込システムの消込・未消込データ取込
- ↑ 《請求》消込システムの口座残高データ取込
- 《支払》銀行EB端末用振込データ作成 (稀)
- ↑ 《支払》銀行EB端末の振込結果データ取込 (稀)
- ↑ 《支払》銀行EB端末の口座残高データ取込 (稀)
- 《会計》財務会計システムデータ連携 (月次)

容量拠出金
還元

会員情報システムマニュアルから入手可能な情報

会社情報

- 1 事業者コード
- 2 法人番号
- 3 事業者種別
- 4 会社名
- 5 会社名カナ
- 6 代表電話番号
- 7 代表者名
- 8 代表者カナ
- 9 代表者肩書
- 10 本社郵便番号
- 11 本社所在地1
- 12 本社所在地2
- 13 本社所在地1カナ
- 14 本社所在地2カナ
- 15 資本関係

管理者情報

- 1 事業者コード
- 2 ユーザID
- 3 所属・役職
- 4 氏名
- 5 氏名カナ
- 6 メールアドレス
- 7 電話番号
- 8 その他

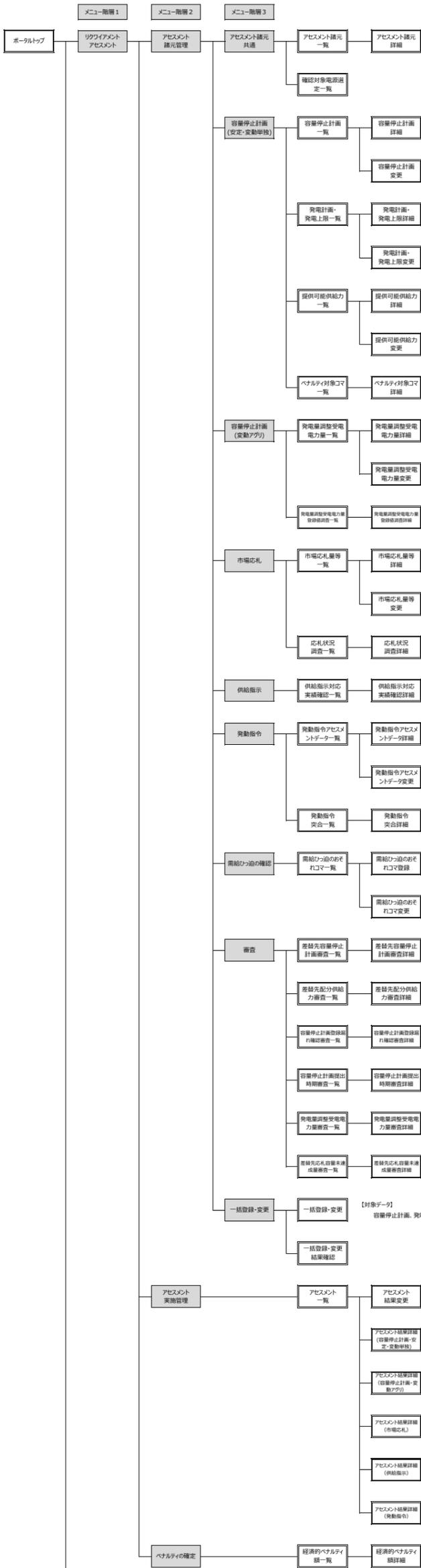
担当者情報

- 1 事業者コード
- 2 ユーザID
- 3 担当業務
- 4 所属・役職
- 5 氏名
- 6 氏名カナ
- 7 メールアドレス
- 8 電話番号
- 9 その他

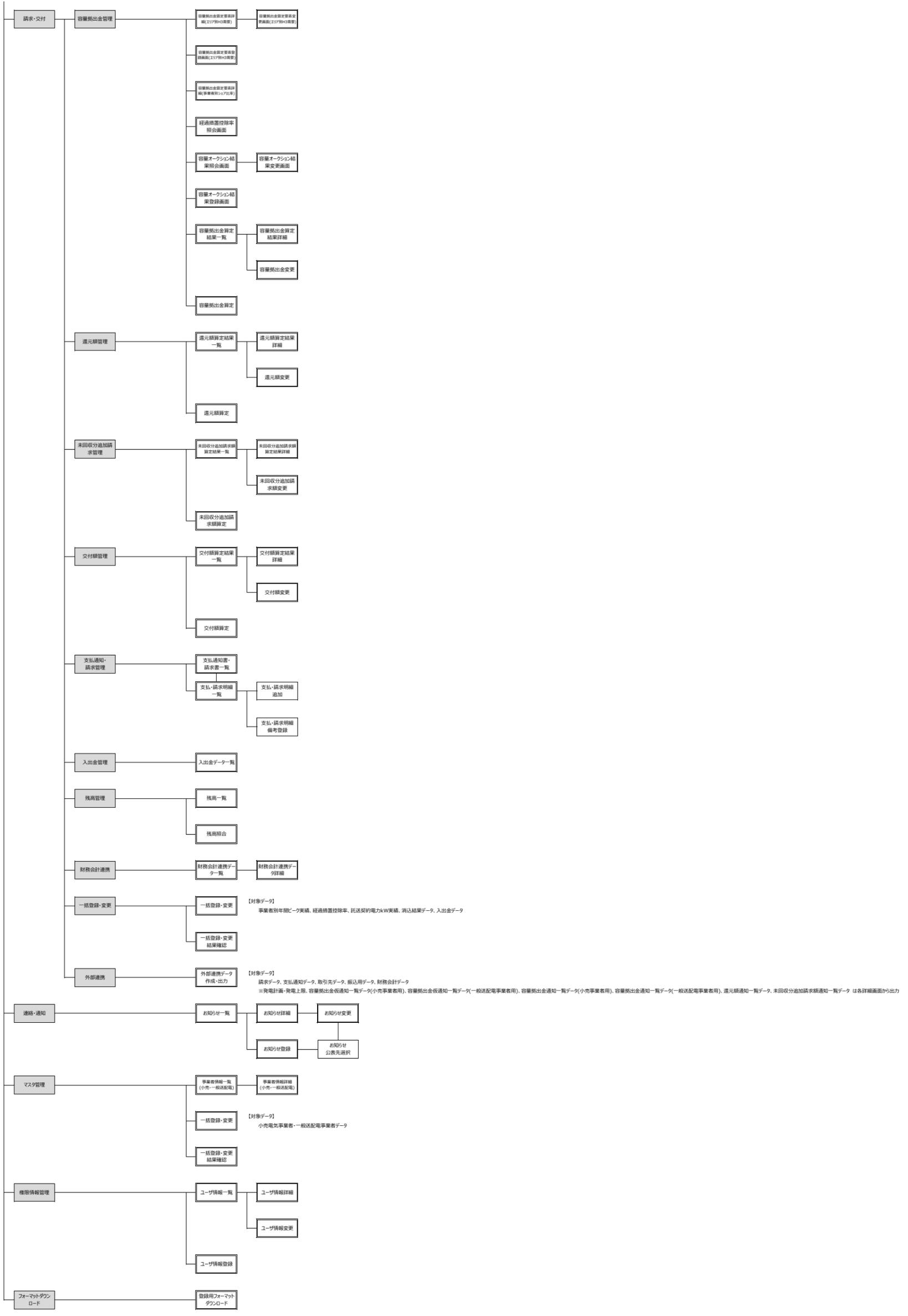
要件定義書_参考資料4_メニュー+画面遷移

■容量市場システムで想定している主要画面のメニュー構成・画面遷移の概要を示す。
 ※本資料はあくまで概要であり、すべての画面遷移を網羅してはいるわけではない。

【凡例】



【対象データ】
 容量停止計画、発電計画・発電上限、提供可能供給力、発電量調整受電電力、市場応札量等、発動指令アセスメントデータ、発動指令実績回数、ベースライン算定結果



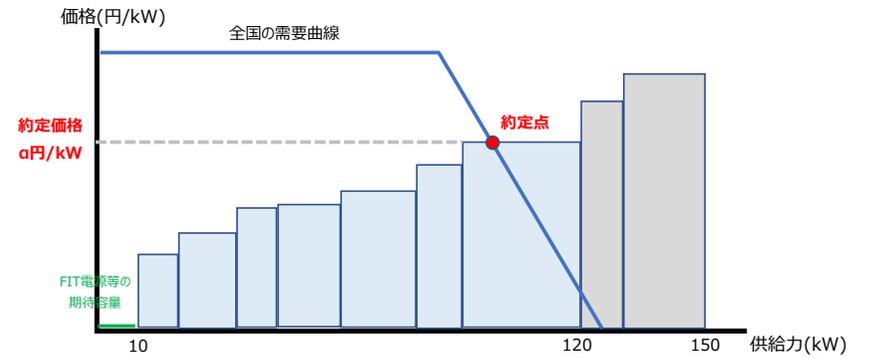
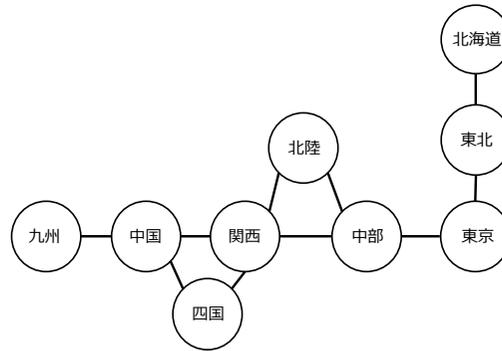
要件定義書_参考資料5_エリア別容量拠出金負担総額のイメージ

■ 下記のオークション結果パターンにおける、容量拠出金の算定要素「 I エリア別容量拠出金負担総額」のイメージを記載する。

- ① 市場分断なし
- ② 市場分断あり(ブロック2つ)
- ③ 市場分断あり(ブロック2つ、かつマルチプライス1つ)

①市場分断なし

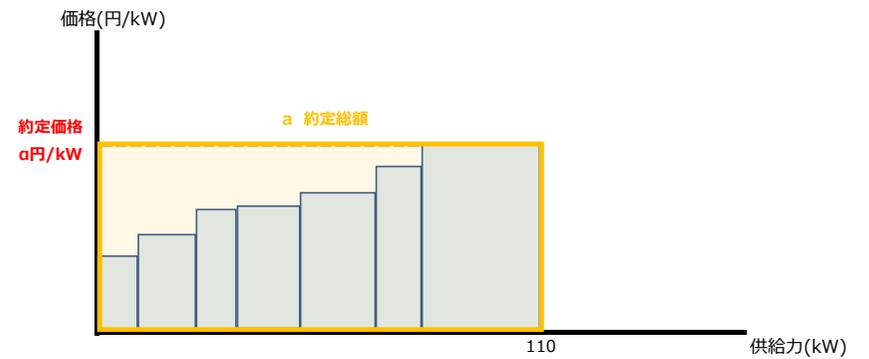
エリア	約定点決定時	
	供給信頼度	ブロック構成とエリアプライス
北海道	余剰	a円/kW
東北	余剰	a円/kW
東京	余剰	a円/kW
中部	余剰	a円/kW
北陸	余剰	a円/kW
関西	余剰	a円/kW
中国	余剰	a円/kW
四国	余剰	a円/kW
九州	余剰	a円/kW



■算定要素計算

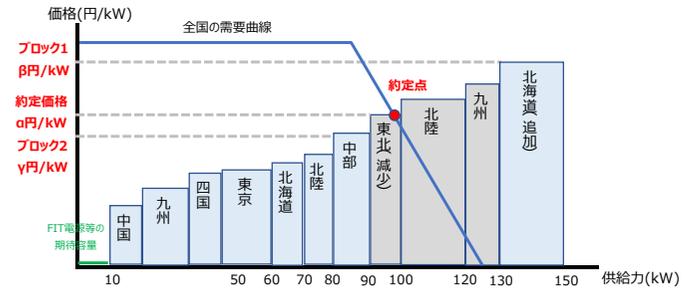
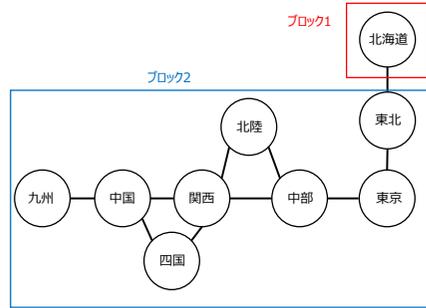
算定金額		算定要素		計算	
I	エリア別容量拠出金総額	エリア別容量拠出金総額(共通分)	a	約定総額	110×a
			b	H3需要比率	(システムに登録した値)
		エリア別の容量拠出金変動要素	c	市場分断によるエリア追加負担額	-
			d	マルチプライスによるエリア追加負担額	-

■容量拠出金額総額イメージ



②市場分断あり(ブロック2つ)

エリア	約定点決定時		市場分断処理後	
	供給信頼度	ブロック構成とエリアプライス	供給信頼度	ブロック構成とエリアプライス
北海道	不足	ブロック1 a円/kW	余剰	ブロック1 β円/kW
東北	余剰	ブロック2 a円/kW	余剰	ブロック2 γ円/kW
東京	余剰	ブロック2 a円/kW	余剰	ブロック2 γ円/kW
中部	余剰	ブロック2 a円/kW	余剰	ブロック2 γ円/kW
北陸	余剰	ブロック2 a円/kW	余剰	ブロック2 γ円/kW
関西	余剰	ブロック2 a円/kW	余剰	ブロック2 γ円/kW
中国	余剰	ブロック2 a円/kW	余剰	ブロック2 γ円/kW
四国	余剰	ブロック2 a円/kW	余剰	ブロック2 γ円/kW
九州	余剰	ブロック2 a円/kW	余剰	ブロック2 γ円/kW



■算定要素計算

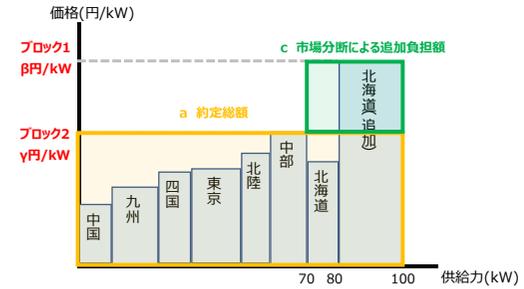
算定金額		算定要素		計算
I	エリア別容量拠出金総額	エリア別容量拠出金総額(共通分)	a 約定総額	$100 \times \gamma$
			b H3需要比率	(システムに登録した値)
		エリア別の容量拠出金変動要素	c 市場分断によるエリア追加負担額	北海道: $30 \times (\beta - \gamma)$ 北海道以外: -
			d マルチプライスによるエリア追加負担額	-

算定要素aの約定量は市場分断処理後の値(追加電源の容量を差し、減少電源の容量を引いたもの)

■容量拠出金額総額イメージ

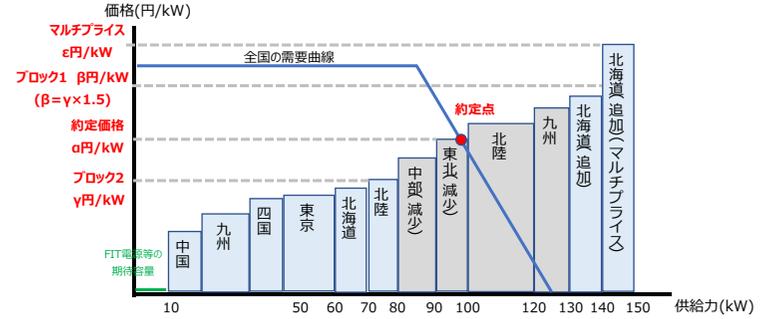
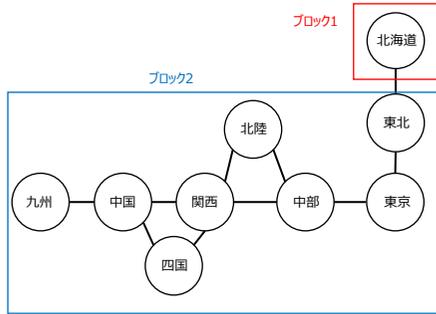
市場分断後処理の内容

1. 非落札電源の中で、供給信頼度が不足しているエリア(北海道エリア)の電源を追加
2. 落札電源の中で、供給信頼度が余剰なエリア(東北エリア)の電源を減少



③市場分断あり(ブロック2つ、かつマルチプライス1つ)

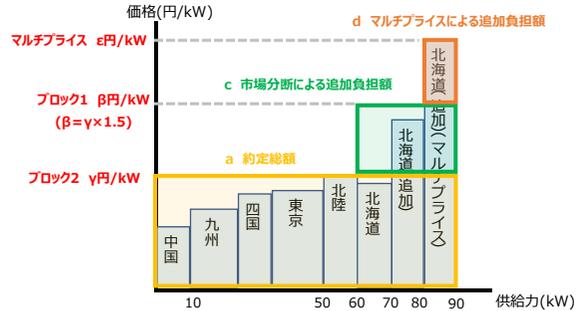
エリア	約定点決定時		市場分断処理後	
	供給信頼度	ブロック構成とエリアプライス	供給信頼度	ブロック構成とエリアプライス
北海道	不足	ブロック1 α 円/kW	余剰	ブロック1 β 円/kW マルチプライス ϵ 円/kW
東北	余剰	ブロック2 α 円/kW	余剰	ブロック2 γ 円/kW
東京	余剰	ブロック2 α 円/kW	余剰	ブロック2 γ 円/kW
中部	余剰	ブロック2 α 円/kW	余剰	ブロック2 γ 円/kW
北陸	余剰	ブロック2 α 円/kW	余剰	ブロック2 γ 円/kW
関西	余剰	ブロック2 α 円/kW	余剰	ブロック2 γ 円/kW
中国	余剰	ブロック2 α 円/kW	余剰	ブロック2 γ 円/kW
四国	余剰	ブロック2 α 円/kW	余剰	ブロック2 γ 円/kW
九州	余剰	ブロック2 α 円/kW	余剰	ブロック2 γ 円/kW



■算定要素計算

算定金額		算定要素		計算
I	エリア別容量拠出金総額	エリア別容量拠出金総額(共通分)	a 約定総額	$90 \times \gamma$
			b H3需要比率	(システムに登録した値)
		エリア別の容量拠出金変動要素	c 市場分断によるエリア追加負担額	北海道: $30 \times (\beta - \gamma)$ 北海道以外: -
			d マルチプライスによるエリア追加負担額	北海道: $10 \times (\epsilon - \beta)$ 北海道以外: -

■容量拠出金額総額イメージ



参考資料6_非機能要件_IPA_10_活用シート

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル					運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所	
								0	1	2	3	4			5	選択レベル		備考
A.1.1.1	可用性	継続性	運用スケジュール	システムの稼働時間や停止運用に関する情報。			運用時間(通常)	規定無し	定時内(9時~17時)	夜間のみ停止(9時~21時)	1時間程度の停止有り(9時~翌朝8時)	若干の停止有り(9時~翌朝8時55分)	24時間無停止	【重複項目】 C.1.1.1. 運用時間は、システムの可用性の実現レベルを表す項目であると共に、運用・保守性に関する開発コストや運用コストを検討する上でも必要となる項目であるため、可用性と運用・保守性の両方に含まれている。 【メトリクス】 運用時間は、オンライン/バッチを含みシステムが稼働している時間帯を指す。 【レベル】 ()内の時間は各レベルの一例を示したもので、レベル選定の条件とはしていない。規定無しは、固定のサービス時間が存在しないことを示し、基本的にシステムは停止して、必要に応じてユーザがシステムを起動するようなケースを想定している(例: 障害発生に備えた予備システム、開発・検証用システム等)。定時内や夜間のみ停止は、一般的な業務形態を想定したもので、業務が稼働する時間帯が異なるシステムにおいては、時間帯をスライドさせるなどの調整が必要である。停止有りとは、システムを停止しなければならない時間帯ではなく、システムを停止できる可能性のある時間帯を指す。24時間無停止は、オンライン業務が稼働していない時間にバッチを稼働させる必要があり、システムを停止することができないようなケースも含まれる。	2	夜間のみ停止(9時~21時)	[本番環境] 土曜日、日曜日を除く。(月曜日~金曜日は祝日であっても稼働する。) 9時~18時は事業者と本機関が利用 18時~20時は、本機関のみ利用可能 以降はバッチ稼働時間の設計による。なお、月1回程度の時間延長を想定 [検証環境] 平日のみの稼働とし運用時間は本番環境と同様 [研修環境] 平日のみの稼働とし運用時間は本番環境と同様	4.15.1. 基本事項
A.1.1.2							運用時間(特定日)	規定無し	定時内(9時~17時)	夜間のみ停止(9時~21時)	1時間程度の停止有り(9時~翌朝8時)	若干の停止有り(9時~翌朝8時55分)	24時間無停止	【重複項目】 C.1.1.2. 運用時間は、システムの可用性の実現レベルを表す項目であると共に、運用・保守性に関する開発コストや運用コストを検討する上でも必要となる項目であるため、可用性と運用・保守性の両方に含まれている。 【メトリクス】 特定日とは、休日/祝祭日や月末月初など通常の運用スケジュールとは異なるスケジュールを定義している日のことを指す。特定日が複数存在する場合は、それぞれにおいてレベル値を整合する必要がある(例:「月~金はレベル2だが、土日はレベル0」、「通常はレベル5だが、毎月1日にレポートをするための日はレベル3」など)。また、ユーザの休日だけでなく、ベンダの休日についても特定日として認識し、運用保守体制等を整合すること。	0	規定無し		4.15.1. 基本事項
A.1.1.3							計画停止の有無	計画停止有り(運用スケジュールの変更可)	計画停止有り(運用スケジュールの変更不可)	計画停止無し				【重複項目】 C.2.1.1. 計画停止の有無は、システムの可用性の実現レベルを表す項目であると共に、運用・保守性に関する開発コストや運用コストを検討する上でも必要となる項目であるため、可用性と運用・保守性の両方に含まれている。 【運用コストへの影響】 計画停止が「有り」の場合、事前のバックアップや、システム構成に応じた手順準備など、運用時のコストがかさむ。	0	計画停止有り(運用スケジュールの変更可)	計画停止は可能であるが、事前に通知を行ったうえで、本機関の合意を得ること。	4.15.1. 基本事項
A.1.2.1		業務継続性		可用性を保障するにあたり、要求される業務の範囲とその条件。			対象業務範囲	内部向けバッチ系業務	内部向けオンライン系業務	内部向け全業務	外部向けバッチ系業務	外部向けオンライン系業務	全ての業務	【メトリクス】 ここでの対象業務範囲とは、稼働率を算出する際の対象範囲を指す。 【レベル】 内部向けとは対象とするシステム内に閉じた処理(業務)、外部向けとは他システムとの連携が必要な処理(業務)を表している。	5	全ての業務		4.5.1. 可用性要件
A.1.2.2							サービス切替時間	24時間以上	24時間未満	2時間未満	60分未満	10分未満	60秒未満	【メトリクス】 サービス切替時間とは、想定できる障害(例えばハードウェアの故障等により業務が一時的に中断するケースなど)に対して、対策を施すこと(例えばクラスタ構成でのサーバの切替えなど)により、業務再開までに要する時間を指す。 【運用コストへの影響】 中断を許容する時間が長くなれば、復旧対策としてはシステムでの自動化から人員による手動での対応に比重が移るため、運用コストへの影響が出てくる。	1	24時間未満	サーバ等の切替時間は2時間以内を想定	—
A.1.2.3							業務継続の要求度	障害時の業務停止を許容する	単一障害時は業務停止を許容せず、処理を継続させる	二重障害時でもサービス切替時間の規定内で継続する				【メトリクス】 業務継続の要求度とは、発生する障害に対して、どこまで業務を継続させる必要があるかを示す考え方の尺度を示している。システムを構成する機器や部位には、単一障害点SPOF(Single Point Of Failure)が多数存在し、システム停止となるリスクを多く含んでいる。これらのSPOFを許容するか、冗長化などの対策で継続性をどこまで確保するかが要求の分かれ目となる。	1	単一障害時は業務停止を許容せず、処理を継続させる		4.9.1. 継続性に関する基本要件
A.1.3.1			目標復旧水準(業務停止時)	業務停止を伴う障害が発生した際、何をどこまで、どれ位で復旧させるかの目標。			RPO(目標復旧地点)	復旧不要	5営業日前の時点(週次バックアップからの復旧)	1営業日前の時点(日次バックアップからの復旧)	障害発生時点(日次バックアップアーカイブからの復旧)			【メトリクス】 RLOで業務の復旧までを指定している場合、該当する業務のデータの復旧までが対象であり、業務再開の整合性の確認は別途必要となる。 【レベル3】 障害発生時点とは、障害が発生する直前のトランザクションなどの処理が完了している時点のことを指し、障害発生時点まで復旧するためには、発生直前の完了した処理のジャーナルログが保証されていることが前提となる。またジャーナルログをアーカイブすることで、障害発生までの任意の時点への復旧に対応することを想定している。	2	1営業日前の時点(日次バックアップからの復旧)		4.9.2. 継続性に関する目標値
A.1.3.2							RTO(目標復旧時間)	1営業日以上	1営業日以内	12時間以内	6時間以内	2時間以内		【メトリクス】 サービス切替時間(A.1.2.2)での復旧時間と異なり、RTOでの復旧時間は、業務の継続対策を実施していない(業務停止となる)ケースでの障害での復旧時間を指している。 RLOで業務の復旧までを指定している場合、該当する業務のデータの復旧までが対象であり、業務再開の整合性の確認は別途必要となる。	2	12時間以内		4.9.2. 継続性に関する目標値

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所						
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考							
A.1.3.3							RLO(目標復旧レベル)	システムの復旧	特定業務のみ	全ての業務							2	全ての業務	4.9.2.継続性に関する目標値					
A.1.4.1			目標復旧水準(大規模災害時)	大規模災害が発生した際、どれ位で復旧させるかの目標。大規模災害とは、火災や地震などの異常な自然現象、あるいは人為的な原因による大きな事故、破壊行為により生ずる被害のことを指し、システムに基大な被害が発生するか、電力などのライフラインの停止により、システムをそのまま現状に修復するのが困難な状態となる災害をいう。			システム再開目標	再開不要	数ヶ月以内に再開	一ヶ月以内に再開	一週間以内に再開	3日以内に再開	1日以内に再開				4	3日以内に再開	社会インフラが正常となっている状況下で3日以内に再開					
A.1.5.1			稼働率	明示された利用条件の下で、システムが要求されたサービスを提供できる割合。明示された利用条件とは、運用スケジュールや、目標復旧水準により定義された業務が稼働している条件を指す。その稼働時間の中で、サービス中断が発生した時間により稼働率を求める。			稼働率	95%以下	95%	99%	99.9%	99.99%	99.999%				2	99%	4.5.1.可用性要件					
A.2.1.1	耐障害性	サーバ	サーバで発生する障害に対して、要求されたサービスを維持するための要求。				冗長化(機器)	非冗長構成	特定のサーバで冗長化	全てのサーバで冗長化														
A.2.1.2							冗長化(コンポーネント)	非冗長構成	特定のコンポーネントのみ冗長化	全てのコンポーネントを冗長化														
A.2.2.1							冗長化(機器)	非冗長構成	共用の予備端末を設置	業務や用途毎に予備端末を設置														
A.2.2.2		冗長化(コンポーネント)	非冗長構成	特定のコンポーネントのみ冗長化	全てのコンポーネントを冗長化																			
A.2.3.1		ネットワーク機器	ルータやスイッチなどネットワークを構成する機器で発生する障害に対して、要求されたサービスを維持するための要求。					冗長化(機器)	非冗長構成	特定の機器のみ冗長化	全ての機器を冗長化													
A.2.3.2								冗長化(コンポーネント)	非冗長構成	特定のコンポーネントのみ冗長化	全てのコンポーネントを冗長化													
A.2.4.1		ネットワーク	ネットワークの信頼性を向上させるための要求。					回線の冗長化	冗長化しない	一部冗長化	全て冗長化する													
A.2.4.2								経路の冗長化	冗長化しない	一部冗長化	全て冗長化する													
A.2.4.3								セグメント分割	分割しない	サブシステム単位で分割	用途に応じて分割													

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所	
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考		
A.2.5.1			ストレージ	ディスクアレイなどの外部記憶装置で発生する障害に対して、要求されたサービスを維持するための要求。			冗長化(機器)	非冗長構成	特定の機器のみ冗長化	全ての機器を冗長化					【メトリクス】 NAS、iSCSI対応の装置を含む。 ただしNASやiSCSIはLANなどのネットワークに接続して利用するため、NASやiSCSIの接続環境の耐障害性対策は小項目A.2.4ネットワークに含まれる。 【レベル1】 特定の機器のみとは、導入するストレージ装置に格納するデータの重要度に応じて、耐障害性の要求が装置毎に異なる場合を想定している。				
A.2.5.2							冗長化(コンポーネント)	非冗長構成	特定のコンポーネントのみ冗長化	全てのコンポーネントを冗長化					【レベル1】 ストレージを構成するコンポーネントとして、ディスクを除く、CPUや電源、FAN、インターフェースなどを必要に応じて冗長化することを想定している。				
A.2.5.3							冗長化(ディスク)	非冗長構成	単一冗長	多重冗長					【レベル1】 単一冗長とは、単一箇所の障害であれば、サービス継続可能な冗長構成のことである。 【レベル2】 多重冗長とは、同時に複数の箇所が障害の状態となっても、サービス継続可能な冗長構成のことである。				
A.2.6.1			データ	データの保護に対する考え方。	○		バックアップ方式	バックアップ無し	オフラインバックアップ	オンラインバックアップ	オフラインバックアップ+オンラインバックアップ				【重複項目】 C.1.2.7. バックアップ方式は、バックアップ運用設計を行う上で考慮する必要があり、運用・保守性と重複項目としている。 【レベル】 オフラインバックアップとは、システム(あるいはその一部)を停止させてバックアップを行う方式、オンラインバックアップとはシステムを停止せず稼働中の状態でバックアップを行う方式を指す。				
A.2.6.2					○		データ復旧範囲	復旧不要	一部の必要なデータのみ復旧	システム内の全データを復旧					【重複項目】 C.1.2.1. 可用性ではデータをどこまで保全するかという観点で、運用ではデータをどこまで復旧させるかという観点で本項目が必要となり、重複項目としている。 【レベル1】 一部の必要なデータとは、業務継続性の要求を満たすために必要となるようなデータを想定している。				
A.2.6.3							データインテグリティ	エラー検出無し	エラー検出のみ	エラー検出&再試行	データの完全性を保障(エラー検出&訂正)				【メトリクス】 データに対して操作が正しく行えること、操作に対して期待した品質が得られること、またデータへの変更が検知可能であることなどを物理レベルで保証する。 【レベル】 仕組みの実装は、製品、業務アプリケーションによる検出を含む。				
A.3.1.1	災害対策	システム	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害時の業務継続性を満たすための要求。				復旧方針	復旧しない	限定された構成でシステムを再構築	同一の構成でシステムを再構築	限定された構成をDRサイトで構築	同一の構成をDRサイトで構築			【メトリクス】 大規模災害のための代替の機器として、どこに何が必要かを定める項目。 【レベル】 レベル1および3の限定された構成とは、復旧する目標に応じて必要となる構成(例えば、冗長化の構成は省くなど)を意味する。 レベル2および4の同一の構成とは、復旧後も復旧前と同じサービスレベルを維持するため、本番環境と同一のシステム構成を必要とすることを意味する。 レベル1および2のシステムを再構築を選択する場合、被災後の再構築までを契約の範囲として考えるのではなく、被災したサイトあるいは共用センターなどの設備を利用して、あくまでシステムを再構築する方針とすることを要求するものである。 一方レベル3および4のDRサイトで構築は、指定されたDRサイトに復旧用のシステムを構築するところまでを含む。	2	同一の構成でシステムを再構築	クラウドサービスの別サイトで再構築	—
A.3.2.1		外部保管データ	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、データ・プログラムを運用サイトと別の場所へ保管するなどの要求。				保管場所分散度	外部保管しない	1カ所	1カ所(遠隔地)	2カ所(遠隔地)					2	1カ所(遠隔地)	同一サイト内の別ストレージへのバックアップ、バックアップサイトへのバックアップをすること。	4.9.3.継続性に係る対策
A.3.2.2							保管方法	媒体による保管	同一サイト内の別ストレージへのバックアップ	DRサイトへのリモートバックアップ						2	DRサイトへのリモートバックアップ	同一サイト内の別ストレージへのバックアップ、バックアップサイトへのバックアップ、及びクラウドサービスとは別に外部で保管すること。	4.9.3.継続性に係る対策
A.3.3.1		付帯設備	各種災害に対するシステムの付帯設備での要求。				災害対策範囲	対策を実施しない	特定の対策を実施する	想定する全ての対策を実施する					【メトリクス】 付帯設備については、システム環境・エコロジーにおいてF.4.1.1の耐震震度、F.4.4.4の停電対策で、災害対策の一部として要求を具体化している。 【レベル】 想定する災害対策としては、以下が考えられる。 ・地震対策 ・瞬電・停電対策 ・火災対策 ・漏電対策 ・雷対策 ・水害対策 ・電界・磁界対策	2	想定する全ての対策を実施する	データファンリティスタンダードのティア3以上とする。	—

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所	
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考		
A.4.1.1		回復性	復旧作業	業務停止を伴う障害が発生した際の復旧作業に必要な労力。			復旧作業	復旧不要	復旧用製品は使用しない手作業の復旧	復旧用製品による復旧	復旧用製品+業務アプリケーションによる復旧				【重複項目】 C.3.1.1. 復旧作業は、可用性と運用・保守性に共通して含まれている。運用・保守性では、復旧目標の運用への影響という観点でその作業を確認するが、可用性は、それを実現するための手段として確認する。 【レベル】 自作ツールを利用するケースは手作業に含む。 復旧用製品とは、バックアップ・リカバリを行う製品を指す。復旧用製品による復旧を行う場合、どこまで自動化するか(自動リカバリ機能充足率など)を定義するケースもあるが、可用性としては、復旧用製品を使用するかしないかでギャップが発生するため、この観点でレベルを検討する。	3	復旧用製品+業務アプリケーションによる復旧		
A.4.1.2							代替業務運用の範囲	無し	一部の業務について代替業務運用が必要	全部の業務について代替業務運用が必要				【重複項目】 C.3.1.2. 復旧作業は、可用性と運用・保守性に共通して含まれている。運用・保守性では、復旧目標の運用への影響という観点でその作業を確認するが、可用性は、それを実現するための手段として確認する。 【メトリクス】 代替業務運用とは、障害によりシステムが復旧不可能となった場合に、代替業務でカバーすることが可能な運用手段(代替機あるいは人手による運用)を指す。	1	一部の業務について代替業務運用が必要	システム復旧後、当日分のデータについては再入力を想定		
A.4.2.1			可用性確認	可用性として要求された項目をどこまで確認するかの範囲。			確認範囲	実施しない。または単純な障害の範囲	業務を継続できる障害の範囲	業務停止となる障害のうち一部の範囲	業務停止となる障害の全ての範囲			【レベル】 レベル2および3の確認範囲には、レベル1で定義した内容を含む。	3	業務停止となる障害の全ての範囲		4.12.5.総合テスト要件	
B.1.1.1	性能・拡張性	業務処理量	通常時の業務量	性能・拡張性に影響を与える業務量。該当システムの稼働時を想定し、合意する。それぞれのメトリクスに於いて、単一の値だけでなく、前提となる時間帯や季節の特性なども考慮する。			ユーザ数	特定ユーザのみ	上限が決まっている	不特定多数のユーザが利用				【重複項目】 F.2.1.1. ユーザ数は性能・拡張性を決めるための前提となる項目であると共にシステム環境を規定する項目でもあるため、性能・拡張性とシステム環境・エコロジーの両方に含まれている。 【レベル】 前提となる数値が決められない場合は、類似システムなどを参考に仮の値でも良いので決めておくことが必要。	1	上限が決まっている	4050	要件定義書別紙2.主要業務量一覧	
B.1.1.2							同時アクセス数	特定利用者の限られたアクセスのみ	同時アクセスの上限が決まっている	不特定多数のアクセス有り				【メトリクス】 同時アクセス数とは、ある時点でシステムにアクセスしているユーザ数のことである。	1	同時アクセスの上限が決まっている	400	要件定義書別紙2.主要業務量一覧	
B.1.1.3							データ量	全てのデータ量が明確である	主要なデータ量のみが明確である					【レベル1】 主要なデータ量とは、システムが保持するデータの中で、多くを占めるデータのことを言う。例えば、マスター系テーブルや主なトランザクションデータの一次保存分などがある。主要なデータ量しか決まっていない場合、後工程に於いて、検討漏れデータの出現などによるディスク追加などが発生するリスクがある。	1	主要なデータ量のみが明確である		要件定義書別紙2.主要業務量一覧	
B.1.1.4							オンラインリクエスト件数	処理毎にリクエスト件数が明確である	主な処理のリクエスト件数のみが明確である					【メトリクス】 オンラインリクエスト件数は単位時間を明らかにして確認する。 【レベル1】 主な処理とはシステムが受け付けるオンラインリクエストの中で大部分を占めるものを言う。例えば、住民情報システムの転入・転出処理やネットショッピングシステムの決済処理などがある。主なリクエスト件数しか決まっていない場合、後工程に於いて、検討漏れリクエストの出現などによるサーバ能力不足などのリスクがある。	1	主な処理のリクエスト件数のみが明確である		要件定義書別紙2.主要業務量一覧	
B.1.1.5							バッチ処理件数	処理単位毎に処理件数が決まっている	主な処理の処理件数が決まっている					【メトリクス】 バッチ処理件数は単位時間を明らかにして確認する。要件定義時には主な処理(特に該当システムでクリティカルとなる処理)では処理件数のおおよその目安は決まっているはずであり、それを元に性能や拡張性の検討を進める。要件定義時に明確になっていない場合は、確度度合も含め、想定しておく。 【レベル1】 主な処理とはシステムが実行するバッチ処理の中で大部分の時間を占める物をいう。例えば、人事給与システムや料金計算システムの月次集計処理などがある。主なバッチ処理件数しか決まっていない場合、後工程に於いて、検討漏れ処理の出現などによるサーバ能力不足などのリスクがある。	1	主な処理の処理件数が決まっている		要件定義書別紙2.主要業務量一覧	
B.1.1.6							業務機能数	業務機能が整理されている	確定した業務機能一覧が作成されている	業務機能一覧はあがあるが、確定していない				【メトリクス】 要件定義時には業務機能一覧はレベルの差があっても決まっているはずであり、それを元に性能や拡張性の検討を進める。要件定義時に明確になっていない場合は、確度度合も含め、想定しておく。					
B.1.2.1			業務量増大度	システム稼働開始からライフサイクル終了までの間で、開始時点と業務量が最大になる時点の業務量の倍率。必要に応じ、開始日の平均値や、開始後の定常状態との比較を行う場合もある。			ユーザ数増大率	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上	【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。	2	1.5倍	業務量増大度については、運用報告書により分析、評価し見直す		

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所	
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考		
B.1.2.2							同時アクセス数増大率	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。	2	1.5倍		
B.1.2.3							データ量増大率	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。	2	1.5倍		
B.1.2.4							オンラインリクエスト件数増大率	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上	【マトリクス】 オンラインリクエスト件数は単位時間を明らかにして確認する。 【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。	2	1.5倍			
B.1.2.5							バッチ処理件数増大率	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上	【マトリクス】 バッチ処理件数は単位時間を明らかにして確認する。 【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。	2	1.5倍			
B.1.2.6							業務機能数増大率	1倍	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上	【レベル】 業務機能数増大率を評価する際は、機能の粒度(1機能あたりの見積規模、サービス範囲など)は具体的な数値を示すことが望ましい。 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。					
B.1.3.1			保管期間	システムが参照するデータのうち、OSやミドルウェアのログなどのシステム基盤が利用するデータに対する保管が必要な期間。必要に応じて、データの種別毎に定める。保管対象のデータを選択する際には、対象範囲についても決めておく。			保管期間	6ヶ月	1年	3年	5年	10年以上 有期	永久保管	【レベル】 対象が複数あり、それぞれの保管期間が異なる場合は、それぞれの対象データについて決めること。 【レベル0】 保管期間の制約が短い場合は6ヶ月で代用する。	4	10年以上有期	10年とする。	4.15.4.1. ログ出力・蓄積・監視要件	
B.1.3.2							対象範囲	オンラインで参照できる範囲	アーカイブまで含める					【マトリクス】 保管対象のデータを配置する場所を決める。保管場所によっては参照するための手間がかかる場合がある。また、バックアップの取得方法などへの配慮が必要になる。					
B.2.1.1		性能目標値	オンラインレスポンス	オンラインシステム利用時に要求されるレスポンス。システム化する対象業務の特性をふまえ、どの程度のレスポンスが必要かについて確認する。ピーク特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時・縮退運転時毎に順守率を決める。具体的な数値は特定の機能またはシステム分類毎に決めておくことが望ましい。(例: Webシステムの参照系/更新系/一覧系など)			通常時レスポンス順守率	順守率を定めない	60%	80%	90%	95%	99%以上	【レベル】 具体的な目標値や約束値がある場合、各処理の順守率を規定する。 レベルに示した順守率はおおまかな目安を示しており、具体的にはレスポンスと順守率について数値で合意する必要がある。	3	90%		4.4.1. 応答時間	
B.2.1.2							ピーク時レスポンス順守率	順守率を定めない	60%	80%	90%	95%	99%以上	【レベル】 具体的な目標値や約束値がある場合、各処理の順守率を規定する。 レベルに示した順守率はおおまかな目安を示しており、具体的にはレスポンスと順守率について数値で合意する必要がある。	3	90%		4.4.1. 応答時間	
B.2.1.3							縮退時レスポンス順守率	縮退をしない	60%	80%	90%	95%	99%以上	【レベル】 具体的な目標値や約束値がある場合、各処理の順守率を規定する。 レベルに示した順守率はおおまかな目安を示しており、具体的にはレスポンスと順守率について数値で合意する必要がある。					
B.2.2.1			バッチレスポンス(ターンアラウンドタイム)	バッチシステム利用時に要求されるレスポンス。システム化する対象業務の特性をふまえ、どの程度のレスポンス(ターンアラウンドタイム)が必要かについて確認する。更に、ピーク特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時・縮退運転時毎に順守率を決める、具体的な数値は特定の機能またはシステム分類毎に決めておくことが望ましい。(例: 日次処理/月次処理/年次処理など)			通常時レスポンス順守度合い	順守度合いを定めない	所定の時間内に収まる	再実行の余裕が確保できる				【レベル1】 所定の時間には再実行は含まない。	1	所定の時間内に収まる	6時間以内に収めること。	4.4.1. 応答時間	
B.2.2.2							ピーク時レスポンス順守度合い	順守度合いを定めない	所定の時間内に収まる	再実行の余裕が確保できる				【レベル1】 所定の時間には再実行は含まない。	1	所定の時間内に収まる	6時間以内に収めること。	4.4.1. 応答時間	

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル					運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所		
								0	1	2	3	4			5	選択レベル		備考	
B.2.2.3							縮退時レスポンス順守度合い	縮退をしない	所定の時間内に収まる	再実行の余裕が確保できる									
B.2.3.1			オンラインスループット	オンラインシステム利用時に要求されるスループット。システム化する対象業務の特性をふまえ、単位時間にどれだけの量の作業ができるかを確認する。更に、ピーク特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時・縮退運転時に処理余裕率を決める。具体的な数値は特定の機能またはシステム分類毎に決めておくことが望ましい。			通常時処理余裕率	1倍(余裕無し)	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 ここでの余裕率は、システム全体で処理できるトランザクション量を示す。例えば、レベル3(2倍)であれば、2倍のトランザクションを処理できることを言う。レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。				
B.2.3.2							ピーク時処理余裕率	1倍(余裕無し)	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 ここでの余裕率は、システム全体で処理できるトランザクション量を示す。例えば、レベル3(2倍)であれば、2倍のトランザクションを処理できることを言う。レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。				
B.2.3.3				(例: データエントリ件数/時間、頁めくり回数/分、TPSなど)			縮退時処理余裕率	縮退をしない	通常時の1/2の処理が出来る	通常時と同様に処理が出来る									
B.2.4.1			バッチスループット	バッチシステム利用時に要求されるスループット。システム化する対象業務の特性をふまえ、どの程度のスループットを確保すべきかを確認する。更に、ピーク特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時・縮退運転時に処理余裕率を決める。具体的な数値は特定の機能またはシステム分類毎に決めておくことが望ましい。			通常時処理余裕率	1倍(余裕無し)	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。				
B.2.4.2							ピーク時処理余裕率	1倍(余裕無し)	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。				
B.2.4.3				(例: 人事異動情報一括更新処理、一括メール送信処理など)			縮退時処理余裕率	縮退をしない	通常時の1/2の処理が出来る	通常時と同様に処理が出来る									
B.2.5.1			帳票印刷能力	帳票印刷に要求されるスループット。業務に必要な帳票の出力時期や枚数を考慮し、どの程度のスループットが必要かを確認する。更に、ピーク特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時・縮退運転時に余裕率を決める。具体的な数値は特定の帳票や機能毎に決めておくことが望ましい。			通常時印刷余裕率	1倍(余裕無し)	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。				
B.2.5.2							ピーク時印刷余裕率	1倍(余裕無し)	1.2倍	1.5倍	2倍	3倍	10倍以上		【レベル】 レベルに示した倍率はおおまかな目安を示しており、具体的には数値で合意する必要がある。				
B.2.5.3							縮退時印刷余裕率	縮退をしない	通常時の1/2の印刷が出来る	通常時と同様に印刷が出来る									
B.3.1.1	リソース拡張性		CPU拡張性	CPUの拡張性を確認するための項目。CPU利用率は、将来の業務量の増加に備え、どれだけCPUに余裕をもたせておくかを確認するための項目。CPU拡張性は、物理的もしくは仮想的に、どれだけCPUを拡張できるようにしておくかを確認するための項目。CPUの専有の有無については「B.4.1 HWリソース専有の有無」で確認する。		○	CPU利用率	80%以上	50%以上 80%未満	20%以上 50%未満	20%未満			【メトリクス】 CPU利用率は単位時間に、実行中のプログラムがCPUを使用している割合を示している。単位時間をどの程度にするか、また、動作するプログラムの特性によって数値は大きく異なる。 【レベル】 レベルに示した利用率はおおまかな目安を示しており、具体的な数値で合意する必要がある。 【運用コストへの影響】 CPU利用率が大きい場合、少しの業務量増大で機器増設などの対策が必要になる。					
B.3.1.2						○	CPU拡張性	1倍(拡張要求なし)	1.5倍の拡張が可能	2倍の拡張が可能	4倍の拡張が可能	8倍以上の拡張が可能		【運用コストへの影響】 CPU拡張性がない場合、機器自体の増設や、環境や契約の変更が必要になる場合がある。					
B.3.2.1			メモリ拡張性	メモリの拡張性を確認するための項目。メモリ利用率は、将来の業務量の増加に備え、どれだけメモリに余裕をもたせておくかを確認するための項目。メモリ拡張性は、物理的もしくは仮想的に、どれだけメモリを拡張できるようにしておくかを確認するための項目。メモリの専有の有無については「B.4.1 HWリソース専有の有無」で確認する。		○	メモリ利用率	80%以上	50%以上 80%未満	20%以上 50%未満	20%未満			【メトリクス】 メモリ利用率は単位時間に、実行中のプログラムがメモリを使用している割合を示している。単位時間をどの程度にするか、また、動作するプログラムの特性によって数値は大きく異なる。 【レベル】 レベルに示した利用率はおおまかな目安を示しており、具体的な数値で合意する必要がある。 【運用コストへの影響】 メモリ利用率が大きい場合、少しの業務量増大でメモリや機器の増設が必要になる。					
B.3.2.2						○	メモリ拡張性	1倍(拡張要求なし)	1.5倍の拡張が可能	2倍の拡張が可能	4倍の拡張が可能	8倍以上の拡張が可能		【運用コストへの影響】 メモリ拡張性がない場合、機器自体の増設や、環境や契約の変更が必要になる場合がある。					
B.3.3.1			ディスク拡張性	ディスクの拡張性を確認するための項目。ディスク利用率は、将来の業務量の増加に備え、どれだけディスクに余裕をもたせておくかを確認するための項目。ディスク拡張性は、物理的もしくは仮想的に、どれだけディスクを拡張できるようにしておくかを確認するための項目。		○	ディスク利用率	80%以上	50%以上 80%未満	20%以上 50%未満	20%未満			【レベル】 レベルに示した利用率はおおまかな目安を示しており、具体的な数値で合意する必要がある。 【運用コストへの影響】 ディスクに空きが無い場合、単純増加ファイルの監視等が必要になる。					
B.3.3.2						○	ディスク拡張性	1倍(拡張要求なし)	1.5倍の拡張が可能	2倍の拡張が可能	4倍の拡張が可能	8倍以上の拡張が可能		【運用コストへの影響】 ディスク拡張性がない場合、機器自体の増設や、環境や契約の変更が必要になる場合がある。					
B.3.4.1			ネットワーク	システムで使用するネットワーク環境の拡張性に関する項目。既存のネットワーク機器を活用する場合は既存ネットワークの要件を確認するために利用する。ネットワークの帯域については「B.4.1 帯域保証機能の有無」で確認する。			ネットワーク機器設置範囲	無し	フロア内のLAN	同一拠点(ビル)内のLAN	社内複数拠点間の接続(LAN、WAN)	社外拠点との接続							

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所			
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考				
B.3.5.1			サーバ処理能力増強	サーバ処理能力増強方法に関する項目。将来の業務量増大に備える方法(スケールアップ/スケールアウト)をあらかじめ考慮しておくこと。どちらの方法を選択するかはシステムの特徴によって使い分けることが必要。スケールアップは、より処理能力の大きなサーバとの入れ替えを行うことで処理能力の増強を行う。スケールアウトは同等のサーバを複数台用意し、サーバ台数を増やすことで処理能力の増強を行う。			スケールアップ	スケールアップを行わない	一部のサーバのみを対象	複数のサーバを対象											
B.3.5.2							スケールアウト	スケールアウトを行わない	一部のサーバのみを対象	複数のサーバを対象											
B.4.1.1		性能品質保証	帯域保証機能の有無	ネットワークのサービス品質を保証する機能の導入要否およびその程度。伝送遅延時間、パケット損失率、帯域幅をなんらかの仕組みで決めているかを示す。回線の帯域が保証されていない場合性能悪化につながる可能性がある。			帯域保証の設定	無し	プロトコル単位で設定	各サーバ毎に設定	アプリケーションのエンドツーエンドで検証・保証										
B.4.1.2			HWリソース専有の有無	サーバのリソース(CPUやメモリ)を専有するか、共有するかを示す。HWリソースを他のサーバと共有する場合、他のサーバの影響を受けて、性能悪化につながる可能性がある。			HWリソース専有の設定	無し(共有)	有り(専有)												
B.4.2.1			性能テスト	構築したシステムが当初/ライフサイクルに渡っての性能を発揮できるかのテストの測定頻度と範囲。			測定頻度	測定しない	構築当初に測定	運用中、必要時に測定可能	運用中、定常的に測定										
B.4.2.2							確認範囲	確認しない	一部の機能について、目標値を満たしていることを確認	全ての機能について、目標値を満たしていることを確認											
B.4.3.1			スパイク負荷対応	通常時の負荷と比較して、非常に大きな負荷が短時間に現れることを指す。業務量の想定されたピークを超えた状態。特にB2Cシステムなどクライアント数を制限できないシステムで発生する。システムの処理上限を超えることが多いため、Sorry動作を実施し対策するケースが多い。			トランザクション保護	トランザクション保護は不要である	同時トランザクション数の制限機能	同時トランザクション数の制限機能に加え、Sorry動作	独立したSorry動作を行うサーバの設置										
C.1.1.1	運用・保守性	通常運用	運用時間	システム運用を行う時間。利用者やシステム管理者に対してサービスを提供するために、システムを稼働させ、オンライン処理やバッチ処理を実行している時間帯のこと。			運用時間(通常)	規定無し	定時内(9時~17時)	夜間のみ停止(9時~21時)	1時間程度の停止有り(9時~翌朝8時)	若干の停止有り(9時~翌朝8時55分)	24時間無停止				2	夜間のみ停止(9時~21時)	[本番環境] 土曜日、日曜日を除く。(月曜日~金曜日は祝日であっても稼働する。) 9時~18時は事業者と本機関が利用 18時~20時は、本機関のみ利用可能 以降はバッチ稼働時間の設計による。 なお、月1回程度の時間延長を想定 [検証環境] 平日のみの稼働とし運用時間は本番環境と同様 [研修環境] 平日のみの稼働とし運用時間は本番環境と同様	4.15.1. 基本事項	
C.1.1.2							運用時間(特定日)	規定無し	定時内(9時~17時)	夜間のみ停止(9時~21時)	1時間程度の停止有り(9時~翌朝8時)	若干の停止有り(9時~翌朝8時55分)	24時間無停止				0	規定無し		[重複項目] A.1.1.2. 運用時間(特定日)は、システムの可用性の実現レベルを表す項目でもあるため、重複項目となっている。 [メトリクス] 特定日とは、休日/祝祭日や月末月初など通常の運用スケジュールとは異なるスケジュールを定義している日のことを指す。特定日が複数存在する場合は、それぞれにおいてレベル値を整合する必要がある(例:「月~金はレベル2だが、土日はレベル0」、「通常はレベル5だが、毎月1日にリポートをするためその日はレベル3」など)。また、ユーザーの休日だけでなく、ベンダの休日についても特定日として認識し、運用保守体制等を整合すること。	4.15.1. 基本事項

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル					運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所		
								0	1	2	3	4			5	選択レベル		備考	
C.1.2.1			バックアップ	システムが利用するデータのバックアップに関する項目。			データ復旧範囲	復旧不要	一部の必要なデータのみ復旧	システム内の全データを復旧									
C.1.2.2							外部データの利用可否	全データの復旧に利用できる	一部のデータ復旧に利用できる	外部データは利用できない						2	外部データは利用できない		
C.1.2.3							バックアップ利用範囲	バックアップを取得しない	障害発生時のデータ損失防止	ユーザーエラーからの回復	データの長期保存(アーカイブ)					1	障害発生時のデータ損失防止	4.9.2. 継続性に係る対策	
C.1.2.4							バックアップ自動化の範囲	全ステップを手動で行う	一部のステップを手動で行う	全ステップを自動で行う						2	全ステップを自動で行う	OS、セキュリティパッチ後のバックアップは、手動取得でも可能	4.9.2. 継続性に係る対策
C.1.2.5							バックアップ取得間隔	バックアップを取得しない	システム構成の変更時など、任意のタイミング	月次で取得	週次で取得	日次で取得	同期バックアップ			4	日次で取得		4.9.2. 継続性に係る対策
C.1.2.6							バックアップ保存期間	バックアップを保存しない	1年未満	3年	5年	10年以上有限	永久保存			4	10年以上有限	ログファイルは、長期保存対象 日々のバックアップサイクルは、一定期間でのラウンド運用	4.9.2. 継続性に係る対策
C.1.2.7							バックアップ方式	バックアップ無し	オフラインバックアップ	オンラインバックアップ	オフラインバックアップ+オンラインバックアップ								

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所	
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考		
C.1.3.1			運用監視	システム全体、あるいはそれを構成するハードウェア・ソフトウェア(業務アプリケーションを含む)に対する監視に関する項目。 セキュリティ監視については本項目には含まない。「E.7.1 不正監視」で別途検討すること。		○	監視情報	監視を行わない	死活監視を行う	エラー監視を行う	エラー監視(トレース情報を含む)を行う	リソース監視を行う	パフォーマンス監視を行う	○	【メトリクス】 監視とは情報収集を行った結果に応じて適切な宛先に発報することを意味する。本項目は、監視対象としてどのような情報を発信すべきかを決定することを目的としている。また、監視情報の発報先については、「C.4.5.2 監視システムの有無」で確認すること。 【レベル】 死活監視とは、対象のステータスがオンラインの状態にあるかオフラインの状態にあるかを判断する監視のこと。 エラー監視とは、対象が出力するログ等にエラー出力が含まれているかどうかを判断する監視のこと。トレース情報を含む場合は、どのモジュールでエラーが発生しているのか詳細についても判断することができる。 リソース監視とは、対象が出力するログや別途収集するパフォーマンス情報に基づいてCPUやメモリ、ディスク、ネットワーク帯域といったリソースの使用状況を判断する監視のこと。 パフォーマンス監視とは、対象が出力するログや別途収集するパフォーマンス情報に基づいて、業務アプリケーションやディスクI/O、ネットワーク転送等の応答時間やスループットについて判断する監視のこと。 【運用コストへの影響】 エラー監視やリソース監視、パフォーマンス監視を行うことによって、障害原因の追求が容易となったり、障害を未然に防止できるなど、システムの品質を維持するための運用コストが下がる。	5	パフォーマンス監視を行う		4.15.2. 情報システムの操作・監視等要件
C.1.3.2						○	監視間隔	監視を行わない	不定期監視(手動監視)	定期監視(1日間隔)	定期監視(数時間間隔)	リアルタイム監視(分間隔)	リアルタイム監視(秒間隔)		4	リアルタイム監視(分間隔)		4.15.2. 情報システムの操作・監視等要件	
C.1.3.3							システムレベルの監視	監視を行わない	一部監視を行う	全て監視を行う									
C.1.3.4							プロセスレベルの監視	監視を行わない	一部監視を行う	全て監視を行う									
C.1.3.5							データベースレベルの監視	監視を行わない	一部監視を行う	全て監視を行う									
C.1.3.6							ストレージレベルの監視	監視を行わない	一部監視を行う	全て監視を行う									
C.1.3.7							サーバ(ノード)レベルの監視	監視を行わない	一部監視を行う	全て監視を行う									

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所		
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考			
C.1.3.8							端末/ネットワーク機器レベルの監視	監視を行わない	一部監視を行う	全て監視を行う						【メトリクス】 端末/ネットワーク機器レベルの監視とは、クライアント端末やルータ等のネットワーク機器に関して、状態を確認し、正しく機能しているかを判断するものである。ハートビート監視の他、個別のファームウェア等が出力する情報に基づく監視などを想定している。 【レベル】 監視を行う場合は、端末/ネットワーク機器レベルについての監視情報と監視間隔を個別に確認する必要がある。レベル1の一部とは、システム上に存在する複数の端末/ネットワーク機器のうち、重要度の高い一部の端末/ネットワーク機器のみを対象に監視を行うことを想定している。				
C.1.3.9							ネットワーク・パケットレベルの監視	監視を行わない	一部監視を行う	全て監視を行う						【メトリクス】 ネットワーク・パケットレベルの監視とは、ネットワーク上を流れるパケットの情報を確認し、正しく機能しているかを判断するものである。パケットロスやネットワーク帯域の使用率などの監視などを想定している。 【レベル】 監視を行う場合は、ネットワーク・パケットレベルについての監視情報と監視間隔を個別に確認する必要がある。レベル1の一部とは、システム上の複数のネットワーク経路のうち、重要度の高い一部のネットワーク経路のみを対象に監視を行うことを想定している。				
C.1.4.1			時刻同期	システムを構成する機器の時刻同期に関する項目。			時刻同期設定の範囲	時刻同期を行わない	サーバ機器のみ時刻同期を行う	サーバおよびクライアント機器について時刻同期を行う	ネットワーク機器も含めシステム全体で時刻同期を行う	システム全体を外部の標準時間と同期する			○	【レベル4】 システム全体を外部の標準時間と同期する場合、外部との接続に異常が発生した場合にシステム内の時刻同期をどうするかといった設計を行う必要がある。 ○ 【運用コストへの影響】 時刻同期を行うことで、複数のサーバ機器が出力するログの順序保証が得られるため、障害調査や監査等の作業コストを下げられる可能性がある。				
C.2.1.1	保守運用	計画停止		点検作業や領域拡張、デフラグ、マスターデータのメンテナンス等、システムの保守作業の実施を目的とした、事前計画済みのサービス停止に関する項目。	○	○	計画停止の有無	計画停止有り(運用スケジュールの変更不可)	計画停止有り(運用スケジュールの変更不可)	計画停止無し					○	【重複項目】 A.1.1.3. 計画停止の有無は、システムの可用性の実現レベルを表す項目でもあるため、重複項目となっている。 ○ 【運用コストへの影響】 計画停止有りの場合、事前のバックアップや、システム構成に応じた手順準備など、運用時のコストがかさむ。	0	計画停止有り(運用スケジュールの変更可)		—
C.2.1.2							計画停止の事前アナウンス	計画停止が存在しない	計画停止は年間計画によって確定する	1ヶ月前に通知	1週間前に通知	前日に通知			○	【運用コストへの影響】 計画停止が存在する場合、利用者への通知や運用スケジュールの変更など、イレギュラーな対応が発生する。それらを短時間で実現しなければならないほど、システムの例外処理に対する作り込みを慎重に実施する必要があると考えられ、導入コストが増大すると考えられる。一方、運用コストに関してはその作り込みによって例外処理に対する運用が簡略化されるため減少すると考えられる。				
C.2.2.1		運用負荷削減		保守運用に関する作業負荷を削減するための設計に関する項目。		○	保守作業自動化の範囲	保守作業は全て手動で実施する	一部の保守作業を自動で実行する	全ての保守作業を自動で実行する					○	【メトリクス】 保守作業とは、保守運用に伴うシステム基盤を維持管理するための作業を指し、点検作業やパッチ適用等のアップデート作業、領域拡張、デフラグ、ログローテート等を想定している。障害対応や復旧作業などは含まない。 ○ 【運用コストへの影響】 システム基盤の保守運用作業を自動化するためには、特別な運用管理ツールを導入したり、さまざまな作り込みを実施する必要がある。そのため導入コストは増大するが、ユーザが実施すべき保守運用作業が簡略化あるいはなくなると考えられるので、運用コストは減少する。	0	保守作業は全て手動で実施する	運用コストを含めた全体コスト低減のため、自動化ツールの導入は妨げない。	—
C.2.2.2							サーバソフトウェア更新作業の自動化	サーバへの更新ファイル配布機能を実装しない	サーバへの更新ファイル配布機能を実装し、手動にて配布と更新処理を実行する	サーバへの更新ファイル配布機能を実装し、自動で配布したのち、更新処理を手動で実行する	サーバへの更新ファイル配布機能を実装し、配布と更新処理を自動で実行する				○	【メトリクス】 サーバソフトウェアとは、サーバ機器のOSやストレージのファームウェア、サーバ機器上で動作するミドルウェアやアプリケーションを指す。 ○ 【運用コストへの影響】 サーバへの更新ファイルの配布や更新処理を自動化するためには、特別なツールを導入したり作り込みを実施する必要があるため導入コストは増大する。一方、サーバソフトウェアの更新作業が自動化されることでユーザが運用中に実施すべき作業がなくなり、運用コストは減少する。				
C.2.2.3							端末ソフトウェア更新作業の自動化	端末への更新ファイル配布機能を実装しない	端末への更新ファイル配布機能を実装し、手動にて配布と更新処理を実行する	端末への更新ファイル配布機能を実装し、自動で配布したのち、更新処理を手動で実行する	端末への更新ファイル配布機能を実装し、配布と更新処理を自動で実行する				○	【メトリクス】 端末ソフトウェアとは、クライアント端末のOSやネットワーク機器のファームウェア、クライアント端末上で動作するアプリケーションを指す。 ○ 【運用コストへの影響】 端末への更新ファイルの配布や更新処理を自動化するためには、特別なツールを導入したり作り込みを実施する必要があるため導入コストは増大する。一方、端末の更新作業が自動化されることでユーザが運用中に実施すべき作業がなくなり、運用コストは減少する。				
C.2.3.1			パッチ適用ポリシー	パッチ情報の展開とパッチ適用のポリシーに関する項目。			パッチリリース情報の提供	ユーザの要求に応じてベンダが受動的にパッチリリース情報を提供する	ベンダが定期的にユーザへパッチリリース情報を提供する	ベンダがリアルタイムに(パッチリリースと同時に)ユーザへパッチリリース情報を提供する										

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所			
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考				
C.2.3.2							パッチ適用方針	パッチを適用しない	推奨されるパッチのみを適用する	全てのパッチを適用する							【メトリクス】 リリースされるパッチが個別パッチであるか、集合パッチであるかによって選択レベルが変わる場合は、個別に合意する必要がある。 セキュリティパッチについては、セキュリティの項目でも検討すること(E.4.3.2)。				
C.2.3.3							パッチ適用タイミング	パッチを適用しない	障害発生時にパッチ適用を行う	定期保守時にパッチ適用を行う	新規のパッチがリリースされるたびに適用を行う						【メトリクス】 リリースされるパッチが個別パッチであるか、集合パッチであるかによって選択レベルが変わる場合は、個別に合意する必要がある。 セキュリティパッチについては、セキュリティの項目でも検討すること(E.4.3.3)。				
C.2.3.4							パッチ検証の実施有無	パッチ検証を実施しない	障害パッチのみパッチ検証を実施する	障害パッチとセキュリティパッチの両方でパッチ検証を実施する											
C.2.4.1			活性保守	サービス停止の必要がない活性保守が可能なコンポーネントの範囲。			ハードウェア活性保守の範囲	活性保守を行わない	一部のハードウェアにおいて活性保守を行う	全てのハードウェアにおいて活性保守を行う							【メトリクス】 ハードウェア活性保守とは、システムを停止せずにハードウェア交換やファームウェア更新といった保守作業を実施することである。 【レベル1】 一部のハードウェアとは、特定のサーバやストレージのみ活性保守を可能とするようなケースを指す。				
C.2.4.2							ソフトウェア活性保守の範囲	活性保守を行わない	一部のソフトウェアにおいて活性保守を行う	全てのソフトウェアにおいて活性保守を行う							【メトリクス】 ソフトウェア活性保守とは、システムを停止せずにOSやミドルウェア、アプリケーションのパッチ適用を実施することである(例:マルチサーバ環境におけるローリングアップグレードなど)。 【レベル1】 一部のソフトウェアとは、特定のソフトウェアのみ活性保守を可能とするようなケースを指す。				
C.2.5.1			定期保守頻度	システムの保全のために必要なハードウェアまたはソフトウェアの定期保守作業の頻度。			定期保守頻度	定期保守を実施しない	年1回	半年に1回	月1回	週1回	毎日								
C.2.6.1			予防保守レベル	システム構成部材が故障に至る前に予兆を検出し、事前交換などの対応をとる保守。			予防保守レベル	予防保守を実施しない	定期保守時に検出した予兆の範囲で対応する	(定期保守とは別に)一定間隔で予兆検出を行い、対応を行う	リアルタイムに予兆検出を行い、対応を行う										
C.3.1.1		障害時運用	復旧作業	業務停止を伴う障害が発生した際の復旧作業に必要な労力。			復旧作業	復旧不要	復旧用製品は使用しない手作業の復旧	復旧用製品による復旧	復旧用製品+業務アプリケーションによる復旧						【重複項目】 A.4.1.1. 復旧作業は、可用性の復旧目標(RTO/RPO)を検討するうえで必要な項目であるため、可用性と運用・保守性の両方に含まれている。 【メトリクス】 選定したレベルに応じて、ユーザ側・ベンダ側それぞれの体制や権限の整理を実施する必要がある。 【レベル】 自作ツールを利用するケースは手作業に含む。 復旧用製品とは、バックアップ・リカバリを行う製品を指す。復旧用製品による復旧を行う場合、どこまで自動化するか(自動リカバリ機能充足率など)を定義するケースもあるが、可用性としては、復旧用製品を使用するかしないかでギャップが発生するため、この観点でレベルを検討する。	3	復旧用製品+業務アプリケーションによる復旧		
C.3.1.2							代替業務運用の範囲	無し	一部の業務について代替業務運用が必要	全部の業務について代替業務運用が必要							【重複項目】 A.4.1.2. 代替業務運用の範囲は、可用性の復旧目標(RTO/RPO)を検討するうえで必要な項目でもあるため、可用性と運用・保守性の両方に含まれている。 【メトリクス】 代替業務運用とは、障害によりシステムが復旧不可能となった場合に、代替業務でカバーすることが可能な運用手段(代替機あるいは人手による運用)を指す。	1	一部の業務について代替業務運用が必要	システム復旧後、当日分のデータについては再入力を想定	
C.3.2.1			障害復旧自動化の範囲	障害復旧に関するオペレーションを自動化する範囲に関する項目。			障害復旧自動化の範囲	障害復旧作業は全て手動で実施する	一部の障害復旧作業を自動化する	全ての障害復旧作業を自動化する							【レベル1】 一部の障害復旧作業とは、特定パターン(あるいは部位)の障害復旧作業に関してのみ自動化を行うようなケースを指す。 ○ 【運用コストへの影響】 障害復旧作業を自動化するためには、障害のパターン毎に複雑な判断を行うスクリプトを作成する必要があり開発コストが増大する。一方、障害発生時の復旧作業が迅速化され、ミスも少なくなるため運用コストは減少する。				
C.3.3.1			システム異常検知時の対応	システムの異常を検知した際のベンダ側対応についての項目。			対応可能時間	ベンダの営業時間内(例:9時~17時)で対応を行う	ユーザの指定する時間帯(例:18時~24時)で対応を行う	24時間対応を行う							【メトリクス】 システムの異常検知時に保守員が作業対応を行う時間帯。				

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考	
C.3.3.2							駆けつけ到着時間	保守員の駆けつけ無し	保守員到着が異常検知から数日中	保守員到着が異常検知から翌営業日中	保守員到着が異常検知からユーザーの翌営業開始時まで	保守員到着が異常検知から数時間内	保守員が常駐	【メトリクス】システムの異常を検出してから、指定された連絡先への通知、保守員が障害連絡を受けて現地へ到着するまでの時間。				
C.3.3.3							SE到着平均時間	SEの駆けつけ無し	SE到着が異常検知から数日中	SE到着が異常検知からユーザーの翌営業日中	SE到着が異常検知からユーザーの翌営業開始時まで	SE到着が異常検知から数時間内	SEが常駐	【メトリクス】システム異常を検知してからSEが到着するまでの平均時間。				
C.3.4.1			交換用部材の確保	障害の発生したコンポーネントに対する交換部材の確保方法。			保守部品確保レベル	確保しない	保守契約に基づき、部品を提供するベンダが規定年数の間保守部品を確保する	保守契約に基づき、部品を提供するベンダが当該システム専用として規定年数の間保守部品を確保する				【メトリクス】当該システムに関する保守部品の確保レベル。				
C.3.4.2							予備機の有無	予備機無し	一部、予備機有り	全部、予備機有り								
C.4.1.1	運用環境	開発用環境の設置	開発用環境の設置	ユーザーがシステムに対する開発作業を実施する目的で導入する環境についての項目。			開発用環境の設置有無	○	システムの開発環境を設置しない	運用環境の一部に限定した開発環境を設置する	運用環境と同一の開発環境を設置する			【メトリクス】開発用環境とは、本番環境とは別に開発専用として使用することのできる機材一式のことを指す。本番移行後に本番環境として利用される開発フェーズの環境は、本項目に含めない。 【レベル】開発フェーズでは開発環境として使用していたが、本番移行後は本番環境となる環境については、レベル0のシステムの開発環境を設置しないを選択する。	1	運用環境の一部に限定した開発環境を設置する	4.11.2. 構築すべき環境	
C.4.2.1		試験用環境の設置	試験用環境の設置	ユーザーがシステムの動作を試験する目的で導入する環境についての項目。			試験用環境の設置有無	○	システムの試験環境を設置しない	システムの開発環境と併用する	専用の試験環境を設置する			【メトリクス】試験用環境とは、本番環境とは別に試験専用として使用することのできる機材一式のことを指す。本番移行後に本番環境として利用される試験フェーズの環境は、本項目に含めない。 【レベル】試験フェーズでは試験環境として使用していたが、本番移行後は本番環境となる環境については、レベル0のシステムの試験環境を設置しないを選択する。	1	システムの開発用環境と併用する	4.11.2. 構築すべき環境	
C.4.3.1		マニュアル準備レベル	マニュアル準備レベル	運用のためのマニュアルの準備のレベル。			マニュアル準備レベル	○	各製品標準のマニュアルを利用する	システムの通常運用のマニュアルを提供する	システムの通常運用と保守運用のマニュアルを提供する	ユーザーのシステム運用ルールに基づくカスタマイズされたマニュアルを提供する		【レベル】通常運用のマニュアルには、システム基盤に対する通常時の運用(起動・停止等)にかかわる操作や機能についての説明が記載される。保守運用のマニュアルには、システム基盤に対する保守作業(部品交換やデータ復旧手順等)にかかわる操作や機能についての説明が記載される。障害発生時の一次対応に関する記述(系切り替え作業やログ収集作業等)は通常運用マニュアルに含まれる。バックアップからの復旧作業については保守マニュアルに含まれるものとする。 【運用コストへの影響】ユーザーの運用に合わせたカスタマイズされたマニュアルは、作成するためにコストがかかるため導入コストが増大するが、ユーザーが運用時に手順を調査する負担が減少するため運用コストは減少する。	3	ユーザーのシステム運用ルールに基づくカスタマイズされたマニュアルを提供する	4.14. 教育に関する事項	
C.4.4.1		リモートオペレーション	リモートオペレーション	システムの設置環境とは離れた環境からのネットワークを介した監視や操作の可否を定義する項目。			リモート監視地点	○	リモート監視を行わない	構内LANを介してリモート監視を行う	遠隔地でリモート監視を行う			【レベル】監視の内容については、通常運用の運用監視の項目にて確認する必要がある。 【運用コストへの影響】リモート監視を実装するためには、特別なハードウェア・ソフトウェアを導入する必要があり導入コストが増大する。しかし、運用状況の確認のために管理者がわざわざサーバの設置場所まで移動する必要がなくなるため、運用コストは減少する。	2	遠隔地でリモート監視を行う	-	
C.4.4.2							リモート操作の範囲	○	リモート操作を行わない	定型処理のみリモート操作を行う	任意のリモート操作を行う			【メトリクス】リモート監視地点から実施できる操作の範囲を検討する。 【レベル】定型処理のみリモート操作を実現するためのソフトウェアは安価であったり、任意のリモート操作を認める場合はセキュリティやその他の面で検討項目が増えることを考慮し、定型処理よりも任意のリモート操作を行う方のレベルを高く設定している。 【運用コストへの影響】リモート操作を実装するためには、特別なハードウェア・ソフトウェアを導入する必要があり導入コストが増大する。しかし、メンテナンス操作のために管理者がわざわざサーバの設置場所まで移動する必要がなくなるため、運用コストは減少する。	2	任意のリモート操作を行う	-	
C.4.5.1		外部システム接続	外部システム接続	システムの運用に影響する外部システムとの接続の有無に関する項目。			外部システムとの接続有無	○	外部システムと接続しない	社内の外部システムと接続する	社外の外部システムと接続する			【メトリクス】接続する場合には、そのインターフェースについて確認すること。	0	外部システムと接続しない	3.5.1. 連携システム	

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所			
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考				
C.4.5.2							監視システムの有無	監視システムは存在しない	既存監視システムに接続する	新規監視システムに接続する						【レベル2】 新規監視システムに接続とは、当該システムに対する監視機能の新規構築が要件定義範囲に含まれていることを意味している。					
C.4.5.3							ジョブ管理システムの有無	ジョブ管理システムは存在しない	既存ジョブ管理システムに接続する	新規ジョブ管理システムに接続する						【レベル2】 新規ジョブ管理システムに接続とは、当該システムに対するジョブ管理機能の新規構築が要件定義範囲に含まれていることを意味している。					
C.5.1.1	サポート体制	保守契約(ハードウェア)	保守が必要な対象ハードウェアの範囲。				保守契約(ハードウェア)の範囲	保守契約を行わない	ベンダの自社製品(ハードウェア)に対してのみ保守契約を行う	マルチベンダのサポート契約を行う(一部対象外を許容)	マルチベンダのサポート契約を行う(システムを構成する全製品を対象)				○	【レベル】 ベンダの自社製品(ハードウェア)に対してのみサポート契約とは、システムを構成する製品個別の提供ベンダと、当該製品に対するサポート契約を行うことを意味しており、当該製品に対してのみサポートサービスが提供される契約形態のことである。 マルチベンダのサポート契約とは、システム全体に対するサポートサービスを提供するベンダと契約を行うことを意味しており、複数のベンダの製品から構成されるシステムに対してワンストップのサポート窓口が提供される契約形態のことである。 【運用コストへの影響】 サポート契約を行うと運用コストが増大するよう感じられるが、問題が発生した際に必要となる費用が膨大となるため、サポート契約を行ったほうが結果として運用コストは小さくなる場合がある。	3	マルチベンダのサポート契約を行う(システムを構成する全製品を対象)			
C.5.2.1		保守契約(ソフトウェア)	保守が必要な対象ソフトウェアの範囲。				保守契約(ソフトウェア)の範囲	保守契約を行わない	ベンダの自社製品(ソフトウェア)に対してのみ保守契約を行う	マルチベンダのサポート契約を行う(一部対象外を許容)	マルチベンダのサポート契約を行う(システムを構成する全製品を対象)				○	【レベル】 ベンダの自社製品(ソフトウェア)に対してのみサポート契約とは、システムを構成する製品個別の提供ベンダと、当該製品に対するサポート契約を行うことを意味しており、当該製品に対してのみサポートサービスが提供される契約形態のことである。 マルチベンダのサポート契約とは、システム全体に対するサポートサービスを提供するベンダと契約を行うことを意味しており、複数のベンダの製品から構成されるシステムに対してワンストップのサポート窓口が提供される契約形態のことである。 【運用コストへの影響】 サポート契約を行うと運用コストが増大するよう感じられるが、問題が発生した際に必要となる費用が膨大となるため、サポート契約を行ったほうが結果として運用コストは小さくなる場合がある。	3	マルチベンダのサポート契約を行う(システムを構成する全製品を対象)			
C.5.3.1		ライフサイクル期間	運用保守の対応期間および、実際にシステムが稼動するライフサイクルの期間。				ライフサイクル期間	3年	5年	7年	10年以上				○	【メトリクス】 ここでのライフサイクルとは、次回のシステム更改までの期間と規定している。製品の保守可能期間よりも長い期間のライフサイクルとなる場合は、保守延長や保守可能バージョンへのアップ等の対応が必要となる。	3	10年以上			
C.5.4.1		メンテナンス作業役割分担	メンテナンス作業に対するユーザ/ベンダの役割分担、配置人数に関する項目。				メンテナンス作業役割分担	全てユーザが実施	一部ユーザが実施	全てベンダが実施											
C.5.5.1		一次対応役割分担	一次対応のユーザ/ベンダの役割分担、一次対応の対応時間、配備人数。				一次対応役割分担	全てユーザが実施	一部ユーザが実施	全てベンダが実施											
C.5.6.1		サポート要員	サポート体制に組み入れる要員の人数や対応時間、スキルレベルに関する項目。				ベンダ側常備配備人数	常駐しない	1人	複数人											
C.5.6.2							ベンダ側対応時間帯	対応無し	ベンダの定時間内(9~17時)	夜間のみ非対応(9~21時)	引継ぎ時に1時間程度非対応有り(9~翌8時)	24時間対応									
C.5.6.3							ベンダ側対応者の要求スキルレベル	指定無し	有識者の指導を受けて機器の操作を実施できる	システムの構成を把握し、ログの収集・確認が実施できる	システムの運用や保守作業手順に習熟し、ハードウェアやソフトウェアのメンテナンス作業を実施できる	システムの開発や構築に携わり、業務要件やユーザの事情にも通じている									
C.5.6.4							エスカレーション対応	指定無し	オンコール待機	拠点待機	現地待機					【メトリクス】 障害発生時にエスカレーション対応が必要となるISV/IHV製品に関してエスカレーション先の有識者の待機方法について確認する。					
C.5.7.1		導入サポート	システム導入時の特別対応期間の有無および期間。				システムテスト稼働時の導入サポート期間	無し	当日のみ	1週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上									
C.5.7.2							システム本稼働時の導入サポート期間	無し	当日のみ	1週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上						4	1ヶ月以上	システム本稼働時に発生した問題の早期解決を図るため、導入から一連の業務サイクルが完了する期間のうち4ヶ月程度を当別対応期間とすること。	

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考	
C.5.8.1			オペレーション訓練	オペレーション訓練実施に関する項目。			オペレーション訓練実施の役割分担	実施しない	全てユーザが実施	一部ユーザが実施	全てベンダが実施							
C.5.8.2							オペレーション訓練範囲	実施しない	通常運用の訓練を実施	通常運用に加えて保守運用の訓練を実施	通常運用、保守運用に加えて、障害発生時の復旧作業に関する訓練を実施			【レベル】 通常運用とは、システム基盤に対する通常時の運用(起動・停止等)にかかわる操作を指す。保守運用とは、システム基盤に対する保守作業(部品交換やデータ復旧手順等)にかかわる操作を指す。				
C.5.8.3							オペレーション訓練実施頻度	実施しない	システム立ち上げ時のみ	定期開催								
C.5.9.1			定期報告会	保守に関する定期報告会の開催の可否。			定期報告会実施頻度	無し	年1回	半年に1回	四半期に1回	月1回	週1回以上	【メトリクス】 障害発生時に実施される不定期の報告会は本メトリクスには含まない。	4	月1回		—
C.5.9.2							報告内容のレベル	無し	障害報告のみ	障害報告に加えて運用状況報告を行う	障害および運用状況報告に加えて、改善提案を行う				3	障害および運用状況報告に加えて、改善提案を行う		—
C.6.1.1		その他の運用管理方針	内部統制対応	IT運用プロセスの内部統制対応を行うかどうかに関する項目。		○	内部統制対応の実施有無	内部統制対応について規定しない	既存の社内規定に従って、内部統制対応を実施する	新規に規定を制定し、内部統制対応を実施する				【メトリクス】 ここでは内部統制対応の実施有無について確認する。内部統制対応の具体的な対応方法(オペレーションで実施するか、システムへの機能実装で実現するか等)については、有無の確認後に具体化して確認する。	1	既存の社内規定に従って、内部統制対応を実施する		—
C.6.2.1			サービスデスク	ユーザの問合せに対して単一の窓口機能を提供するかどうかに関する項目。		○	サービスデスクの設置有無	サービスデスクの設置について規定しない	既存のサービスデスクを利用する	新規にサービスデスクを設置する				【メトリクス】 ここでは、ユーザとベンダ間におけるサービスデスクの設置の有無について確認する。サービスデスク機能の具体的な実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。	1	既存のサービスデスクを利用する		4.15.5.1. ヘルプデスク
C.6.3.1			インシデント管理	業務を停止させるインシデントを迅速に回復させるプロセスを実施するかどうかに関する項目。			インシデント管理の実施有無	インシデント管理について規定しない	既存のインシデント管理のプロセスに従う	新規にインシデント管理のプロセスを規定する				【メトリクス】 ここでは、当該システムで発生するインシデントの管理を実施するかどうかを確認する。インシデント管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。				
C.6.4.1			問題管理	インシデントの根本原因を追究し、可能であれば取り除くための処置を講じるプロセスを実施するかどうかに関する項目。			問題管理の実施有無	問題管理について規定しない	既存の問題管理のプロセスに従う	新規に問題管理のプロセスを規定する				【メトリクス】 ここでは、インシデントの根本原因を追究するための問題管理を実施するかどうかを確認する。問題管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。				
C.6.5.1			構成管理	ハードウェアやソフトウェアなどのIT環境の構成を適切に管理するためのプロセスを実施するかどうかに関する項目。			構成管理の実施有無	構成管理について規定しない	既存の構成管理のプロセスに従う	新規に構成管理のプロセスを規定する				【メトリクス】 ここでは、リリースされたハードウェアやソフトウェアが適切にユーザ環境に構成されているかを管理するための構成管理を実施するかどうかを確認する。構成管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。				
C.6.6.1			変更管理	IT環境に対する変更を効率的に管理するためのプロセスを実施するかどうかに関する項目。			変更管理の実施有無	変更管理について規定しない	既存の変更管理のプロセスに従う	新規に変更管理のプロセスを規定する				【メトリクス】 ここでは、ハードウェアの交換やソフトウェアのバッチ適用、バージョンアップ、パラメータ変更といったシステム環境に対する変更を管理するための変更管理を実施するかどうかを確認する。変更管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。				
C.6.7.1			リリース管理	ソフトウェア、ハードウェア、ITサービスに対する実装を管理するためのプロセスを実施するかどうかに関する項目。			リリース管理の実施有無	リリース管理について規定しない	既存のリリース管理のプロセスに従う	新規にリリース管理のプロセスを規定する				【メトリクス】 ここでは、承認された変更が正しくシステム環境に適用されているかどうかを管理するリリース管理を実施するかどうかを確認する。リリース管理の実現方法については、有無の確認後に具体化して確認する。				
D.1.1.1	移行性	移行時期	移行のスケジュール	移行作業計画から本稼働までのシステム移行期間、システム停止可能日時、並行稼働の有無。(例外発生時の切り戻し時間や事前バックアップの時間等も含むこと。)		○	システム移行期間	システム移行無し	3ヶ月未満	半年未満	1年未満	2年未満	2年以上		1	3ヶ月未満	2024年3月頃を想定	4.13. 移行に関する事項

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重要項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル					運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所		
								0	1	2	3	4			5	選択レベル		備考	
D.1.1.2							システム停止可能日時	制約無し(必要な期間の停止が可能)	5日以上	5日未満	1日(計画停止日を利用)	利用の少ない時間帯(夜間など)	移行のためのシステム停止不可	【メトリクス】 システムによっては、システム停止可能な日や時間帯が連続して確保できない場合がある。(例えば、この日は1日、次の日は夜間のみ、その次の日は計画停止日で1日、などの場合。)その場合には、システム停止可能日とその時間帯を、それぞれ確認すること。 【レベル】 レベル0はシステムの制約によらず、移行に必要な期間のシステム停止が可能であることを示す。レベル1以上は、システム停止に関わる(業務などの)制約が存在する上での、システム停止可能日時を示す。レベルが高くなるほど、移行によるシステム停止可能な日や時間帯など、移行計画に影響範囲が大きい制約が存在することを示している。	3	1日(計画停止日を利用)	既存システムが停止している時間(平日夜間(19時以降)及び土日祝日)を利用することとする。	4.13. 移行に関する事項	
D.1.1.3							並行稼働の有無	無し	有り					【レベル1】 並行稼働有りの場合には、その期間、場所等を規定すること。関係項目にF.4.2.3、F.4.4.3がある。	0	無し		4.13. 移行に関する事項	
D.2.1.1	移行方式	システム展開方式		システムの移行および新規展開時に多段階による展開方式をどの程度採用するか程度。			拠点展開ステップ数	単一拠点のため規定無し	一斉展開	5段階未満	10段階未満	20段階未満	20段階以上	【レベル】 拠点展開時のリスクによっては難易度が逆転し、一斉展開の難易度が高くなる場合もある。対象システムについて、拠点毎に展開時のリスクを考慮して拠点展開ステップ数を判断すること。	0	単一拠点のため規定無し		—	
D.2.1.2							業務展開ステップ数	単一業務のため規定無し	全業務一斉切り替え	4段階未満	6段階未満	10段階未満	10段階以上	【レベル】 業務展開時のリスクによっては難易度が逆転し、全業務一斉切り替えの難易度が高くなる場合もある。対象システムについて、業務毎に展開時のリスクを考慮して業務展開ステップ数を判断すること。	0	単一業務のため規定無し		—	
D.3.1.1	移行対象(機器)	移行設備		移行前のシステムで使用していた設備において、新システムで新たな設備に入れ替え対象となる移行対象設備の内容。			設備・機器の移行内容	移行対象無し	移行対象設備・機器のハードウェアを入れ替える	移行対象設備・機器のハードウェア、OS、ミドルウェアを入れ替える	移行対象設備・機器のシステム全部を入れ替える	移行対象設備・機器のシステム全部を入れ替えて、さらに統合化する		【レベル】 移行対象設備・機器が複数あり、移行内容が異なる場合には、それぞれ合意すること。	0	移行対象無し		—	
D.4.1.1	移行対象(データ)	移行データ量		旧システム上で移行の必要がある業務データの量(プログラムを含む)。			移行データ量	移行対象無し	1TB未満	1PB未満	1PB以上				1	1TB未満		4.13. 移行に関する事項	
D.4.1.2							移行データ形式	移行対象無し	移行先と形式が同一	移行先と形式が異なる				【メトリクス】 データ形式は、アプリケーションに依存したフォーマット、テーブル形式や文字コードなど、新システムに移行するために考慮すべきデータ形式のパターンを指す。 【レベル】 移行データ形式のパターンが複数ある場合には、それぞれについてデータ形式を確認すること。	2	移行先と形式が異なる		4.13. 移行に関する事項	
D.4.2.1		移行媒体		移行対象となる媒体の量と移行時に必要となる媒体種類数。			移行媒体量	移行対象無し	10本未満(1TB未満)	1000本未満(1PB未満)	1000本以上(1PB以上)								
D.4.2.2							移行媒体種類数	移行対象無し	1種類	2種類	3種類	4種類	5種類以上	【メトリクス】 移行する際に使用しなければならない媒体の種類を計数する(例えば、テープ、ディスク、紙の伝票類、など)。また、ネットワーク接続によるデータ転送も媒体種類として含む。					
D.4.3.1		変換対象(DBなど)		変換対象となるデータの量とツールの複雑度(変換ルール数)。			変換データ量	変換対象無し	1TB未満	1PB未満	1PB以上								
D.4.3.2							移行ツールの複雑度(変換ルール数)	移行ツール不要または既存移行ツールで対応可能	変換ルール数が10未満の移行ツールの複雑度	変換ルール数が50未満の移行ツールの複雑度	変換ルール数が100未満の移行ツールの複雑度	変換ルール数が100以上の移行ツールの複雑度							
D.5.1.1	移行計画	移行作業分担		移行作業の作業分担。			移行のユーザ/ベンダ作業分担	全てユーザ	ユーザとベンダと共同で実施	全てベンダ				【メトリクス】 最終的な移行結果の確認は、レベルに関係なくユーザが実施する。なお、ユーザデータを取り扱う際のセキュリティに関しては、ユーザとベンダで取り交わしを行うことが望ましい。具体的内容については、「F.1.1.1 構築時の制約条件」にて確認する。 【レベル1】 共同で移行作業を実施する場合、ユーザ/ベンダの作業分担を規定すること。特に移行対象データに関しては、旧システムの移行対象データの調査、移行データの抽出/変換、本番システムへの導入/確認、等について、その作業分担を規定しておくこと。					
D.5.2.1		リハーサル		移行のリハーサル(移行中の障害を想定したリハーサルを含む)。			リハーサル範囲	リハーサル無し	主要な正常ケースのみ	全ての正常ケース	正常ケース+移行前の状態に切り戻す異常ケース	正常ケース+システム故障から回復させる異常ケース							

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所	
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考		
D.5.2.2							リハーサル環境	リハーサル無し	本番データ使用可能	本番データ使用不可									
D.5.2.3							リハーサル回数	リハーサル無し	1回	2回	3回	4回	5回以上						
D.5.2.4							外部連携リハーサルの有無	無し	有り(外部接続仕様の変更無し)	有り(外部接続仕様の変更有り)									
D.5.3.1			トラブル対処	移行中のトラブル時の対応体制や対応プラン等の内容。			トラブル対処の規定有無	規定無し	対応体制のみ規定有り	対応体制と対応プランの規定有り									
E.1.1.1	セキュリティ	前提条件・制約条件	情報セキュリティに関するコンプライアンス	順守すべき情報セキュリティに関する組織規程やルール、法令、ガイドライン等が存在するかどうかを確認するための項目。 なお、順守すべき規程等が存在する場合は、規定されている内容と矛盾が生じないよう対策を検討する。 例) ・国内/海外の法律 ・資格認証 ・ガイドライン ・その他ルール			順守すべき社内規程、ルール、法令、ガイドライン等の有無	無し	有り										4.10.3.1. セキュリティ機能
E.2.1.1		セキュリティリスク分析	セキュリティリスク分析	システム開発を実施する中で、どの範囲で対象システムの脅威を洗い出し、影響の分析を実施するかの方針を確認するための項目。 なお、適切な範囲を設定するためには、資産の洗い出しやデータのライフサイクルの確認等を行う必要がある。 また、洗い出した脅威に対して、対策する範囲を検討する。			リスク分析範囲	分析なし	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分	開発範囲									4.10.3.1. セキュリティ機能
E.3.1.1		セキュリティ診断	セキュリティ診断	対象システムや、各種ドキュメント(設計書や環境定義書、実装済みソフトウェアのソースコードなど)に対して、セキュリティに特化した各種試験や検査の実施の有無を確認するための項目。			ネットワーク診断実施の有無	無し	有り										4.10.3.1. セキュリティ機能
E.3.1.2							Web診断実施の有無	無し	有り										4.10.3.1. セキュリティ機能
E.3.1.3							DB診断実施の有無	無し	有り										
E.4.1.1		セキュリティリスク管理	セキュリティリスクの見直し	対象システムにおいて、運用開始後に新たに発見された脅威の洗い出しとその影響の分析をどの範囲で実施するかを確認するための項目。 セキュリティリスクの見直しには、セキュリティホールや脆弱性、新たな脅威の調査等が含まれる。			セキュリティリスク見直し頻度	無し	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時)	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時) + 定期的実施									セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時) + 定期的実施

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所	
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考		
E.4.1.2							セキュリティリスクの見直し範囲	分析なし	重要度が 高い資産 を扱う範 囲、あるい は、外接 部分	システム全 体						2	システム全体		
E.4.2.1			セキュリティリスク対策の見直し	対象システムにおいて、運用開始後に発見された脅威に対する対策の方針を確認するための項目。 また、検討するにあたり、発見された脅威についての対応範囲について明らかにする。			運用開始後のリスク対応範囲	対応しない	重要度が 高い資産 に関連す る、あるい は、外接 部分の脅 威に対応	洗い出した 脅威全体 に対応					2	洗い出した脅威全体に対応			
E.4.2.2							リスク対策方針	無し	有り					【レベル1】 リスク対応方針がある場合は、どのような対策を実施するのかを確認する必要がある。	1	有り			
E.4.3.1			セキュリティパッチ適用	対象システムの脆弱性等に対応するためのセキュリティパッチ適用に関する適用範囲、方針および適用のタイミングを確認するための項目。 これらのセキュリティパッチには、ウイルス定義ファイル等を含む。 また、セキュリティパッチの適用範囲は、OS、ミドルウェア等毎に確認する必要があり、これらセキュリティパッチの適用を検討する際には、システム全体への影響を確認し、パッチ適用の可否を判断する必要がある。 なお、影響の確認等については保守契約の内容として明記されることが望ましい。			セキュリティパッチ適用範囲	セキュリ ティパッチ を適用しな い	重要度が 高い資産 を扱う範 囲、あるい は、外接 部分	システム全 体					2	システム全体			
E.4.3.2							セキュリティパッチ適用方針	セキュリ ティパッチ を適用しな い	緊急性の 高いセキュ リティパッ チのみ適 用	全てのセ キュリティ パッチを適 用					1	緊急性の高いセキュリティパッチのみ適用			
E.4.3.3							セキュリティパッチ適用タイミング	セキュリ ティパッチ を適用しな い	障害パッチ 適用時に 合わせて 実施	定期保守 時に実施	パッチ出荷 時に実施			【レベル】 セキュリティパッチを適用するまでの脅威等にさらされている期間は、監視強化や暫定対策の実施を検討する。 【レベル3】 パッチが出荷してから適用するまでの期間について検討することが望ましい。パッチ検証を実施する場合、環境準備等を含め、パッチ適用までに期間を要することを考慮する。	2	定期保守時に実施			
E.5.1.1	アクセス・利用制限	認証機能		資産を利用する主体(利用者や機器等)を識別するための認証を実施するか、また、どの程度実施するかを確認するための項目。 複数回の認証を実施することにより、抑止効果を高めることができる。 なお、認証するための方式としては、ID/パスワードによる認証や、ICカード等を用いた認証等がある。		○	管理権限を持つ主体の認証	実施しない	1回	複数回の 認証	複数回、 異なる方 式による 認証			【メトリクス】 管理権限を持つ主体とは、システムの管理者や業務上の管理者を指す。	3	複数回、異なる方式による認証		4.10.3.1.1. 主体認証機能	
E.5.1.2							管理権限を持たない主体の認証	実施しない	1回	複数回の 認証	複数回、 異なる方 式による 認証				3	複数回、異なる方式による認証			
E.5.2.1			利用制限	認証された主体(利用者や機器など)に対して、資産の利用等を、ソフトウェアやハードウェアにより制限するか確認するための項目。 例) ドアや保管庫の施錠、USBやCD-RWやキーボードなどの入出力デバイスの制限、コマンド実行制限など。		○	システム上の対策における操作制限	無し	必要最小 限のプロ グラムの 実行、コ マンドの 操作、フ ァイルへ のアクセ スのみ を許可					【メトリクス】 ソフトウェアのインストール制限や、利用制限等、ソフトウェアによる対策を示す。	1	必要最小限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルへのアクセスのみを許可			
E.5.2.2							物理的な対策による操作制限	無し	必要最小 限のハー ドウェア の利用や 操作のみ を許可					【メトリクス】 セキュリティゲート等のファシリティによるサーバールームへの入退室管理、情報の保管場所や、サーバ等に対する施錠、USBやCD-RWの入出力デバイスの制限等のための物理的な対策実施を示す。					
E.5.3.1			管理方法	認証に必要な情報(例えば、ID/パスワード、指紋、虹彩、静脈など、主体を一意に特定する情報)の追加、更新、削除等のルール策定を実施するかを確認するための項目。			管理ルールの策定	実施しない	実施する						1	実施する			

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書 記載箇所							
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考								
E.6.1.1	データの秘 匿	データ暗号化	データ暗号化	機密性のあるデータを、伝送時や蓄積時に秘 匿するための暗号化を実施するかを確認する ための項目。	○		伝送データの 暗号化の有 無	無し	認証情報 のみ暗号 化	重要情報 を暗号化							2	重要情報を暗号化		4.10.3.1.3. データの暗号化 機能					
E.6.1.2							蓄積データの 暗号化の有 無	無し	認証情報 のみ暗号 化	重要情報 を暗号化								2	重要情報を暗号化		4.10.3.1.3. データの暗号化 機能				
E.6.1.3							鍵管理	無し	ソフトウェ アによる鍵 管理	耐タンパデ バイスによ る鍵管理															
E.7.1.1	不正追跡・ 監視	不正監視	不正監視	不正行為を検知するために、それらの不正に ついて監視する範囲や、監視の記録を保存す る量や期間を確認するための項目。 なお、どのようなログを取得する必要があるか は、実現するシステムやサービスに応じて決定 する必要がある。 また、ログを取得する場合には、不正監視対象 と併せて、取得したログのうち、確認する範囲 を定める必要がある。	○		ログの取得	実施しない	実施する								1	実施する		4.10.3.1.6. ログ管理機能					
E.7.1.2							ログ保管期間	6ヶ月	1年	3年	5年	10年以上 有期	永久保管								3	5年		4.15.4.1. ログ出力・蓄積・ 監視要件	
E.7.1.3							不正監視対 象(装置)	無し	重要度が 高い資産 を扱う範 囲、ある いは、外 接部分	システム全 体												2	システム全体		4.15.4.2. ログ収集要件
E.7.1.4							不正監視対 象(ネットワ ーク)	無し	重要度が 高い資産 を扱う範 囲、ある いは、外 接部分	システム全 体												2	システム全体		4.15.4.2. ログ収集要件
E.7.1.5							不正監視対 象(侵入者・ 不正操作等)	無し	重要度が 高い資産 を扱う範 囲、ある いは、外 接部分	システム全 体												2	システム全体		4.15.4.2. ログ収集要件

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所				
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考					
E.7.1.6							確認間隔	無し	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時)	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時) + 定期的に実施	常時確認						【レベル3】 常時確認とは、常に不正なアクセス等を監視し、即座に対応可能な状態を意味する。 自動検知システムを導入し、不正検知時にメール等で通知する仕組みの導入は、セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時)に含まれる。	2	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時) + 定期的に実施			
E.7.2.1			データ検証	情報が正しく処理されて保存されていることを証明可能とし、情報の改ざんを検知するための仕組みとしてデジタル署名を導入するかを確認するための項目。			デジタル署名の利用の有無	無し	有り													
E.7.2.2							確認間隔	無し	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時)	セキュリティに関するイベントの発生時に実施(随時) + 定期的に実施	常時確認											
E.8.1.1	ネットワーク対策	ネットワーク制御	不正な通信を遮断するための制御を実施するかを確認するための項目。				通信制御	無し	有り								【レベル1】 通信制御を実現するには、ファイアウォール、IPS、URLフィルタ、メールフィルタ等の導入を検討する必要がある。	1	有り		4.10.3.1.2. 通信の暗号化機能	
E.8.2.1			不正検知	ネットワーク上において、不正追跡・監視を実施し、システム内の不正行為や、不正通信を検知する範囲を確認するための項目。			不正通信の検知範囲	無し	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分	システム全体							【メトリクス】 検知範囲の設定に応じて、IDS等の導入を検討する必要がある。	2	システム全体		4.15.2. 情報システムの操作・監視等要件	
E.8.3.1			サービス停止攻撃の回避	ネットワークへの攻撃による輻輳についての対策を実施するかを確認するための項目。			ネットワークの輻輳対策	無し	有り													
E.9.1.1	マルウェア対策	マルウェア対策	マルウェア(ウイルス、ワーム、ボット等)の感染を防止する、マルウェア対策の実施範囲やチェックタイミングを確認するための項目。 対策を実施する場合には、ウイルス定義ファイルの更新方法やタイミングについても検討し、常に最新の状態となるようにする必要がある。				マルウェア対策実施範囲	無し	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分	システム全体												4.10.3.1.5 ウィルス対策機能
E.9.1.2							リアルタイムスキャンの実施	実施しない	実施する								【レベル1】 リアルタイムスキャンは、例えば、以下のようなタイミングで実施する。実施する際は実施するタイミングを検討する必要がある。 ・ファイルサーバへデータをコピーするタイミング ・メールサーバがメールを受信したタイミング ・ファイルへの入出力処理が実行される前等	1	実施する			
E.9.1.3							フルスキャンの定期チェックタイミング	無し	不定期(フルスキャンを行えるタイミングがあれば実施する)	1回/月	1回/週	1回/日										
E.10.1.1	Web対策	Web実装対策	Webアプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策を実施するかを確認するための項目。				セキュアコーディング、Webサーバの設定等による対策の強化	無し	対策の強化								【メトリクス】 Webシステムが攻撃される事例が増加しており、Webシステムを構築する際には、セキュアコーディング、Webサーバの設定等による対策の実施を検討する必要がある。また、実施した結果の有効性を確認するための専門家のレビューやソースコード診断、ツールによるチェック等についても検討する必要がある。	1	対策の強化			
E.10.1.2							WAFの導入の有無	無し	有り								【メトリクス】 WAFとは、Web Application Firewallのことである。	1	有り			

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所		
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考			
E.11.1.1		セキュリティインシデント対応/復旧	セキュリティインシデント対応/復旧	セキュリティインシデントが発生した時に、早期発見し、被害の最小化、復旧の支援等をするための体制について確認する項目。			セキュリティインシデントの対応体制	無し	有り							1	有り		—	
F.1.1.1	システム環境・エコロジー	システム制約/前提条件	構築時の制約条件	構築時の制約となる社内基準や法令、各地方自治体の条例などの制約が存在しているかの項目。 例) ・J-SOX法 ・ISO/IEC27000系 ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 ・FISC ・プライバシーマーク ・構築実装場所の制限など			構築時の制約条件	制約無し	制約有り(重要な制約のみ適用)	制約有り(全ての制約を適用)						2	制約有り(全ての制約を適用)		—	
F.1.2.1		運用時の制約条件	運用時の制約となる社内基準や法令、各地方自治体の条例などの制約が存在しているかの項目。 例) ・J-SOX法 ・ISO/IEC27000系 ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 ・FISC ・プライバシーマーク ・リモートからの運用の可否など				運用時の制約条件	制約無し	制約有り(重要な制約のみ適用)	制約有り(全ての制約を適用)							2	制約有り(全ての制約を適用)		—
F.2.1.1	システム特性	ユーザ数	ユーザ数	システムを使用する利用者(エンドユーザ)の人数。			ユーザ数	特定ユーザのみ	上限が決まっている	不特定多数のユーザが利用						1	上限が決まっている		要件定義書別紙2.主要業務量一覧	
F.2.2.1		クライアント数	クライアント数	システムで使用され、管理しなければいけないクライアントの数。			クライアント数	特定クライアントのみ	上限が決まっている	不特定多数のクライアントが利用							2	不特定多数のクライアントが利用		要件定義書別紙2.主要業務量一覧
F.2.3.1		拠点数	拠点数	システムが稼働する拠点の数。			拠点数	単一拠点	複数拠点								1	複数拠点		2.業務要件の定義
F.2.4.1		地域的広がり	地域的広がり	システムが稼働する地域的な広がり。			地域的広がり	拠点内	同一都市内	同一都道府県内	同一地方	国内	海外				4	国内		2.業務要件の定義
F.2.5.1		特定製品指定	特定製品指定	ユーザの指定によるオープンソース製品や第三者製品(ISV/IHV)などの採用の有無を確認する項目。採用によりサポート難易度への影響があるかの視点で確認を行う。			特定製品の採用有無	特定製品の指定がない	一部に特定製品の指定がある	サポートが困難な製品の指定がある							0	特定製品の指定がない		—
F.2.6.1		システム利用範囲	システム利用範囲	システム利用者が属する属性の広がり。			システム利用範囲	部門内のみ	社内のみ	社外(BtoB)	社外(BtoC)									
F.2.7.1		複数言語対応	複数言語対応	システム構築の上で使用が必要、またはサービスとして提供しなければならない言語。扱わなければならない言語の数や各言語スキル保持者へのアクセシビリティを考慮。			言語数	数値などのみ扱う	1	2	5	10	100							
F.3.1.1	適合規格	製品安全規格	製品安全規格	提供するシステムに使用する製品について、UL60950などの製品安全規格を取得していることを要求されているかを確認する項目。			規格取得の有無	規格取得の必要無し	UL60950相当取得							0	規格取得の必要無し		—	
F.3.2.1		環境保護	環境保護	提供するシステムに使用する製品について、RoHS指令などの特定有害物質の使用制限についての規格の取得を要求されているかを確認する項目。			規格取得の有無	規格取得の必要無し	RoHS指令相当取得								0	規格取得の必要無し		—

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス(指標)	レベル					運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所				
								0	1	2	3	4			5	選択レベル		備考			
F.3.3.1			電磁干渉	提供するシステムに使用する製品について、VCCIなどの機器自身が放射する電磁波をある一定以下のレベルに抑える規格を取得していることを要求されているかを確認する項目。			規格取得の有無	規格取得の必要無し	VCCI ClassA取得	VCCI ClassB取得											
F.4.1.1	機材設置環境条件	耐震/免震環境条件	耐震/免震	地震発生時にシステム設置環境で耐える必要のある実効的な最大震度を規定。建屋が揺れを減衰するなどの工夫により、外部は震度7超でも設置環境では実効的に最大震度4程度になる場合には震度4よりレベルを設定する。なお、想定以上の揺れではサービスを継続しなくても良い場合には、その想定震度でレベルを設定する。			耐震震度	対策不要	震度4相当(50ガル)	震度5弱相当(100ガル)	震度6弱相当(250ガル)	震度6強相当(500ガル)	震度7相当(1000ガル)	【メトリクス】 設置環境での実効的な震度は、屋外の振動がそのまま伝わる建屋の場合は外部の震度と設置環境の震度はほぼ一致すると考えられるので、外部震度からレベルを設定すればよい。ただし、建屋の免震設備などにより、設置環境での最大震度を低く保証できる場合にはその震度を実効的な震度としてレベル設定が可能と考えられる(ユーザからの特段の要請を受けて、より高いレベルで設定する場合もあり)。なお、一定の震度以上では周辺のシステム利用者がシステムを利用できる環境に無いなどで、サービスの継続が不要となる場合は、その震度からレベル設定することも考えられる。いずれに於いても建屋の耐震震度を超える水準での設定には無理がある。 【レベル0】 地震発生によるサービス停止などのリスクを受け入れる心積もりが別途必要となる。	4	震度6強相当(500ガル)					
F.4.2.1				スペース	どの程度の床面積(WxD)/高さが必要かの項目。保守作業用スペースについても考慮する。また、移行時には新旧システムが並行稼働可能なスペースの確保が可能か否かについても確認が必要である。可能であれば事前確認を実施する。			設置スペース制限(マシナールーム)	スペースに関する制限無し	フロア設置用機材を用いて構成	ラックマウント用機材を用いて構成					【メトリクス】 具体的な面積と高さも併せて確認する。また、スペース形状や場所による耐荷重の差異にも留意すること。	0	スペースに関する制限無し			
F.4.2.2									設置スペース制限(事務所設置)	スペースに関する制限無し	専用のスペースを割当て可能	人と混在するスペースに設置必要				【メトリクス】 具体的な面積と高さも併せて確認する。また、スペース形状や場所による耐荷重の差異にも留意すること。 【レベル】 設置スペース制限は前提条件として既に規定されていると捉え、その要求に対してシステムを設置する場合の難易度をレベルとしている。スペース確保の視点での難易度ではないことに注意。	0	スペースに関する制限無し			
F.4.2.3									並行稼働スペース(移行時)	専用スペースの確保が可能	共用スペースの確保が可能	確保不可					【メトリクス】 構築時に、まだ本番運用で用いるスペースが使用できない場合は、構築時のスペースおよび移設に関しても考慮すること。更に、具体的な面積と高さも併せて確認する。また、スペース形状や場所による耐荷重の差異にも留意すること。 【レベル2】 並行稼働有りの場合には、別途対策を検討すること。関係項目に D.1.1.3、F.4.4.3がある。				
F.4.2.4									設置スペースの拡張余地	十分な拡張余地有り	一部制約有り(既製品で対応できるレベル)	制約有り(特注対応や工事が必要)					【メトリクス】 設置スペースの拡張余地には、フロアに直接置くだけでなくラックの制約や床荷重なども含まれる。				
F.4.3.1						重量	建物の床荷重を考慮した設置設計が必要となることを確認する項目。低い床荷重の場合ほど、設置のための対策が必要となる可能性が高い。			床荷重	2,000Kg/m ² 以上	1,200Kg/m ²	800Kg/m ²	500Kg/m ²	300Kg/m ²	200Kg/m ²	【レベル】 床が耐えられる荷重でレベル化。耐荷重が大きいほど設置に関する制約が少ない。 ○ 【運用コストへの影響】 床荷重が高い場合、副次的に高密度な実装となり、高ラック位置での保守作業などが必要になる場合がある。				
F.4.3.2									設置対策	不要	荷重を分散するための資材(鉄板など)を配備する	ラック当りの重量を制限して、分散構成を採る	設置環境固有の条件(梁の場所など)を考慮して、設置設計を行う								
F.4.4.1	電気設備適合性			ユーザが提供する設置場所の電源条件(電源電圧/電流/周波数/相数/系統数/無停止性/必要工事規模など)と導入システムの適合性に関する項目。同時に空調についても評価対象とする。また、移行時の並行稼働が可能か否かについても確認が必要である。可能であれば事前確認を実施する。			供給電力適合性	現状の設備で特に制限無し	電源工事は必要だが、分電盤改造など二次側の工事のみで対応可能	電源工事は必要だが、一次、二次とも工事可能	工事などができず、規模に対して容量が少し足りない	まったく対応できず、設置場所を再考する必要がある									
F.4.4.2								電源容量の制約	制約無し(必要な電源容量の確保が可能)	制約有り(既製品で対応できるレベル)	制約有り(カスタマイズや工事が必要)										
F.4.4.3									並行稼働電力(移行時)	全面的に確保が可能	部分的に確保が可能	確保が困難				【レベル2】 移行時に並行稼働が必要な場合には、別途対策を検討すること。関係項目に D.1.1.3、F.4.2.3がある。					
F.4.4.4									停電対策	無し	瞬断(10ms程度)	10分	1時間	1日間	1週間	【レベル1】 UPS、CVCFなど電源安定化の対策を検討する。					
F.4.4.5									想定設置場所の電圧変動	±10%以下	±10%を超える					【レベル1】 機材の動作条件を逸脱する場合には、UPS、CVCFなど電源安定化の対策が必要となる。					
F.4.4.6									想定設置場所の周波数変動	±2%以下	±2%を超える					【レベル1】 機材の動作条件を逸脱する場合には、UPS、CVCFなど電源安定化の対策が必要となる。					

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	マトリクス(指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考	
F.4.4.7							接地	接地不要	接地が必要	専用接地が必要								
F.4.5.1			温度(帯域)	システムが稼働すべき環境温度の帯域条件。周囲環境によってはシステムを正常稼働させるには特別な対策が必要となることがある。			温度(帯域)	対策不要	16度から32度(多くのテープ装置の稼働可能条件)	5度から35度(多くの機器の稼働可能条件)	0度~40度	0度~60度	-30度~80度	【マトリクス】 温度勾配は10°C/h程度以下に抑えることも併せて考慮する。また、レベル2以上の環境では非稼働時の確認も別途必要である。 【レベル】 機器が稼働している状態での周囲環境の変動範囲でレベルを選択する。例えば、周囲環境温度が0~20度で変動している環境であれば、それを満たすレベルの中で一番低いレベル3となる。				
F.4.6.1			湿度(帯域)	システムが稼働すべき環境湿度の帯域条件。周囲環境によってはシステムを正常稼働させるには特別な対策が必要となることがある。			湿度(帯域)	対策不要	45%~55%	20%~80%	0%~85%	結露無し条件のみ		【レベル】 機器が稼働している状態での周囲環境の変動範囲でレベルを選択する。例えば、周囲環境温度が20~50度で変動している環境であれば、それを満たすレベルの中で一番低いレベル2となる。				
F.4.7.1			空調性能	システムを稼働させるのに十分な冷却能力を保持し、特定のホットスポットが存在する場合にはそれを考慮した冷気供給を行える能力。			空調性能	十分な余力有り	ホットスポットなどへの部分的な対策が必要	能力が不足しており、対策が必要				【マトリクス】 必要に応じて塵芥や有害ガスへの対応なども考慮する。				
F.4.7.2							空調設備の制約	制約無し(必要な空調の確保が可能)	制約有り(既製品で対応できるレベル)	制約有り(カスタマイズや工事が必要)								
F.5.1.1	環境マネジメント	環境負荷を抑える工夫	環境負荷を最小化する工夫の度合いの項目。例えば、グリーン購入法適合製品の購入など、環境負荷の少ない機材・消耗品を採用する。また、ライフサイクルを通じた廃棄物の最小化の検討を行う。例えば、拡張の際に既設機材の廃棄が不要で、必要な部材の増設、入れ替えのみで対応可能な機材を採用するなどである。また、ライフサイクルが長い機材ほど廃棄物は少ないと解釈できる。				グリーン購入法対応度	対処不要	グリーン購入法の基準を満たす製品の一部使用	グリーン購入法の基準を満たす製品のみを使用								
F.5.1.2							同一機材拡張余力	無し	2倍	4倍	10倍	30倍	100倍以上	【マトリクス】 既設機材を廃棄することなく、単純に追加で拡張可能であることを意味する(契約上は追加であっても実際には機材全体を置き換えてしまい全廃棄が発生するようなものは対象外となる)。製造エネルギー、廃棄物量までを考慮する。 【レベル】 数倍程度まではスケールアップ主体、それ以上はスケールアウト主体での対応となると考えられる。				
F.5.1.3							機材のライフサイクル期間	3年	5年	7年	10年以上			【マトリクス】 ここでのライフサイクルとは実質的なハードウェア入れ替え期間と規定している。基本的に長年に渡って使用することが望ましいが、あまりにも長期過ぎると性能向上や省電力技術の進歩などの恩恵が受けられなくなることに注意が必要である。 ○ 【運用コストへの影響】 ライフサイクルの短い機材を使用すると、頻繁な更新が必要となるため、運用コストが増大する懸念がある。				
F.5.2.1			エネルギー消費効率	本来はシステムの仕事量をそのエネルギー消費量で除した単位エネルギー当りの仕事量のこと。ただし、汎用的な仕事量の定義が存在しないため、効率を直接求めることは困難である。また、同じ仕事を行う別のシステムも存在しないことが多いため、比較自体も困難である。このため、エネルギー消費効率に関しては、少し視点を変えて、ユーザからの目標値の提示の有無などでレベル化を行っている。なお、電力エネルギーを前提とするシステムでは、消費電力÷発熱量である。また、システムの仕事量の視点ではなく、データセンターのエネルギー効率を示す指標にPUE(Power Usage Effectiveness)や、DPPE(Datacenter Performance Per Energy)などがある。			エネルギー消費の目標値	目標値無し	目標値の提示有り	目標値の提示有り	目標値の提示有り、更なる追加削減の要求も有る				【レベル0】 電源設備などとの整合性の再確認が必要である。 【レベル2】 レベル1の目標値達成に止まらず、更に厳しい基準へのオプション要望があることを示す。 ○ 【運用コストへの影響】 低いレベルで合意した場合、新法令の制定などで運用後に対応が必要となる場合がある。			
F.5.3.1			CO ₂ 排出量	システムのライフサイクルを通じて排出されるCO ₂ の量。ただし、単純なCO ₂ 排出量でレベル化するのは困難であるため、少し視点を変えて、ユーザからの目標値の提示の有無などでレベル化を行っている。			CO ₂ 排出量の目標値	目標値の設定不要	目標値の提示有り	目標値の提示有り	目標値の提示有り、更なる追加削減の要求も有る			【マトリクス】 運転時のCO ₂ 排出量は基本的に電力消費量とリンクする形になる。これに生産・廃棄におけるCO ₂ 排出量を加えたものがライフサイクル全体での排出量となる。 ○ 【レベル0】 目標値の設定不要とした場合、CSRなどとの整合性の再確認が必要である。 【レベル2】 レベル1の目標値達成に止まらず、更に厳しい基準へのオプション要望があることを示す。 ○ 【運用コストへの影響】 低いレベルで合意した場合、新法令の制定などで運用後に対応が必要となる場合がある。				
F.5.4.1			低騒音	機器から発生する騒音の低さの項目。特にオフィス設置の場合などには要求度が高くなる傾向がある。また、データセンターなどに設置する場合でも一定以上の騒音の発生は労働環境として問題となる可能性がある。			騒音値	対策不要	87dB(英国RoSPAの騒音基準による防音保護具の使用も考慮に入れた許容限界値)以下	85dB(英国RoSPAの騒音基準による第2アクションレベル)以下	80dB(英国RoSPAの騒音基準による第1アクションレベル)以下	40dB(図書館レベル)以下	35dB(寝室レベル)以下	○ 【運用コストへの影響】 低いレベルで合意した場合、労働環境との整合性の再確認が必要である。				

項番	大項目	中項目	小項目	小項目説明	重複項目	重要項目	メトリクス (指標)	レベル						運用コストへの影響	備考	本システム		要件定義書 記載箇所
								0	1	2	3	4	5			選択レベル	備考	
※				は現段階では定めていない項目														

容量市場の実需給期間に向けたシステムの設計開発
及び運用保守業務委託

応札資料作成要領

2021年5月12日

電力広域的運営推進機関

目 次

第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

第 2 章 評価項目一覧の構成と記載要領

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

3.2 提案書様式

3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

3.4 留意事項

第 4 章 別紙

4.1 （別紙 1）提案書雛形

4.2 （別紙 2）適合証明書

本書は、容量市場の実需給期間に向けたシステムの設計開発及び運用保守業務委託に係る応札資料(評価項目一覧及び提案書)の作成要領を取りまとめたものである。

第1章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

電力広域的運営推進機関は応札者に以下の表1に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表2に示す資料を作成し、電力広域的運営推進機関へ提出する。

[表1 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 仕様書	容量市場の実需給期間に向けたシステムの設計開発及び運用保守業務委託の仕様を記述
② 応札資料作成要領	応札者が評価項目一覧及び提案書の作成する上での留意点等を記述
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述
④ 評価手順書	電力広域的運営推進機関が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述

[表2 応札者が電力広域的運営推進機関に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 業務プロセスと機能のマッピング表に必要事項を記入したもの	業務プロセスと機能のマッピングに対し、本機関要件のまま実現するのか、代替案で実施するのか否かに関し記載したもの。
② 評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を達成するか否かに関し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
③ 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。
④ 契約書(案)	提案書に記述された内容を実現するにあたっての契約書類の案
⑤ 適合証明書	入札資格を満たしていることを証する書面

第2章 評価項目一覧の構成と記載要領

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

「提案書頁番号」については、【応札者が記入する欄】として記載要領を示している。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

項目欄名		概要説明
大項目～小項目		提案書の目次
評価項目		評価の観点
仕様書の該当項目		評価項目に対する本機関からの要求事項を記載した入札仕様書（要件定義書含む）の該当箇所
評価区分	必須	本調達を実施する上で必須となる事項。要求事項を満たさないなどの不十分な提案は不合格とする。
	任意	必ずしも提案する必要はない事項。これらの事項については、応札者が提案書に記載している場合にのみ各評価基準に従い評価し、採点する。また、当該項目への提案内容により不合格となることはない。
得点配分		得られる最高得点を示している。
評価基準	基礎点	必須となる事項に対する評価基準を示している。
	加点	加点する際の評価基準を示している。
提案書頁番号		【応札者が記入する欄】 作成した提案書における該当ページ番号を記載すること。 評価区分が必須の項目に対し記載がない場合は一次評価で不合格とする。

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

提案書は、評価項目一覧の大項目～小項目に従い、要求事項を十分に咀嚼した上で記述すること。

3.2 提案書様式

- ① 提案書は第4章（別紙1）「提案書雛形」を参考にして記述する。
- ② 提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて、全10部印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ③ 提出物は、上記の紙資料とともに、電子媒体1部を提出する。その際のファイル形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel 又はPDF形式とする（これに拠りたい場合は、電力広域的運営推進機関まで申し出ること。）

3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

- ① 応札者は、電力広域的運営推進機関に対し自らの提案内容の説明を行う。
- ② 当該説明に当たっては、電力広域的運営推進機関内会議室にてプレゼンテーションを行うこととし、その際には、原則としてプロジェクト・マネージャーに該当する者が実施する。

- ③ 当該プレゼンテーションの日時等については、入札締切（提案書提出期限）後に電力広域的運営推進機関と応札者とで別途調整する。また、プレゼンテーションの時間は、現時点では1社あたり45分程度（発表30分、質疑応答15分程度）を想定している。
- ④ プレゼンテーションにあたっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3.4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 提案に当たって、特定の製品若しくはサービスを採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。
- ③ 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ④ 電力広域的運営推進機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ⑤ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、質問票に必要事項を記載の上、2021年5月27日（木）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせる。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと電力広域的運営推進機関が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第 4 章 別紙

4.1 (別紙 1) 提案書雛形

4.2 (別紙 2) 適合証明書

記述内容

評価項目一覧の大項目～小項目と整合させる

評価項目一覧を参照して提案書を作成する。

ア. 評価基準欄に記載の基礎点及び加点のポイントに対応した提案を記述する。特に、評価区分欄が「必須」となっている事項については必ず記述すること。

イ. 電力広域的運営推進機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先(担当者名、電話番号、FAX番号、及びメールアドレス)を明記する。

■ 連絡先

- 担当者名 XX XX
- 電話(FAX) XX-1XXXX
- メールアドレス XXX@XXXXXX

御社名

容量市場の実需給期間に向けたシステムの設計開発及び運用保守業務委託

④

適合証明書

区分	入札説明書記載箇所	機能	適合 ^{※1}	補足 ^{※2}
入札資格	2(1)	平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度の競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、C等級以上に格付けされている者であること。		
	2(2)	各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。		
	2(3)	入札説明会に参加した者であること。		
	2(4)	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。		
	2(5)	予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。		
	2(6)	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。)		
	2(7)	自己、自社若しくはその役員等(注1)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力(注2)でない者であること。 (注1)取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。 (注2)暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。		
	2(8)	破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。		
	2(9)	個人情報保護等の情報漏洩防止対策について、ISMS認証等を取得している者であること。または、同等であることを証明すること。 品質管理について、ISO9001を取得していること。または、同等であることを証明すること。		
	2(10)	電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入及び運用実績があること。		

※1 適合については、“○(要件を満たしている)”, “△(条件付きで要件を満たしている、代替手段で要件を満たす)”, “×(要件を満たしていない)”で記述をお願いします。また、“△”を記入した場合は、補足欄に説明をご記入ください。

※2 補足すべき事項がある場合は、その内容を補足欄に記入してください。また、各機能の適合を証する添付資料を同封し、提出をお願いします。

評価項目一覧 - 提案要求事項一覧

大項目	中項目	小項目	評価項目	仕様書の該当項目 (※) (仕)は入札仕様書に記載している該当項目 (要)は要件定義書に記載している該当項目	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号
						合計	基礎点	加 点	基礎点	加 点	
1 全体方針 (制度・業務・システムに対する理解度、プロジェクト計画能力)						36	3	33			
1.1 背景・目的											
		1.1.1	・本調達背景・目的を理解したうえで、目的が電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)の目的と合致しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項	必須	1	1	0	・目的が本機関の目的と合致している。		
1.2 情報システムの構成に関する全体方針											
		1.2.1	・容量市場の制度・業務を踏まえ、構築するシステム全体像、及びシステム構築方針を記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (要)2. 業務要件の定義 (要)3. 機能要件の定義 (要)4. 非機能要件の定義	必須	1	1	0	・構築するシステム全体像、システム構築方針が記載されている。		
		1.2.2	・採択するクラウド環境の採択理由を明確に記載しているか。	(要)3. 機能要件の定義 (要)4. 非機能要件の定義	任意	3	0	3	・採択するクラウド環境の採択理由が具体的に記載されている。 ・拡張性、柔軟性、情報セキュリティ、コスト面を踏まえ、採択されている。		
		1.2.3	・容量市場システムの既存機能分、広域機関システムや金融機関システム等の他システム・他ツールとの情報連携を意識した構成となっているか。 ・制度変更等の変化に対し、アプリケーションの保守性を高め、柔軟な対応が取れる工夫がされているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (要)2. 業務要件の定義 (要)3. 機能要件の定義 (要)4. 非機能要件の定義	任意	30	0	30	・システムアーキテクチャ(Webアプリケーション上のプログラムの構成や設計思想、利用するソフトウェア等)について具体的な説明がされている。 ・制度変更等の変化に対し、アプリケーションの保守性を高め、柔軟な対応が取れる説明がされている。		
1.3 開発手法											
		1.3.1	・本調達の開発方式及び開発手法を理解したうえで、開発手法を記載しているか。	(要)4.2. システム方式に関する事項 (要)4.11. 情報システム稼働環境に関する事項	必須	1	1	0	・開発手法が記載されている。		
2 情報システムの機能等に関する要件の実現方策 (要件定義の理解度)						75	3	72			
2.1 機能要件											
		2.1.1	・本調達の機能要件を理解したうえで、機能を記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義 (要)3.1. 機能に関する事項 (要)3.4. 情報・データに関する事項	必須	1	1	0	・機能及びその実現の基本方針が記載されている。		
2.2 画面要件											
		2.2.1	・本調達の画面要件を理解したうえで、画面を記載しているか。	(要)3.2. 画面に関する事項 (要)4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	必須	1	1	0	・画面及びその画面設計・開発の基本方針が記載されている。		
2.3 帳票要件											
		2.3.1	・本調達の帳票要件を理解したうえで、帳票・ファイルを記載しているか。	(要)3.3. 帳票に関する事項	必須	1	1	0	・帳票・ファイル及びその設計・開発の基本方針が記載されている。		
2.4 要件の実現方式											
		2.4.1	・本調達の業務要件を理解したうえで、各業務プロセスに対して必要な機能・画面・帳票を記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義	任意	12	0	12	公告資料別紙「業務プロセスと機能のマッピング」に対する見解・改善ポイントが説明されている。		
2.5 各工程の進め方・工夫点											
		2.5.1	・要件確認工程の進め方や工夫点を記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義 (要)3.1. 機能に関する事項 (要)3.2. 画面に関する事項 (要)3.3. 帳票に関する事項 (要)3.4. 情報・データに関する事項 (要)3.5. 外部インタフェースに関する事項 (要)4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	任意	20	0	20	・要件確認工程の進め方や工夫点が具体的に説明されている。		
		2.5.2	・設計工程の進め方や工夫点を記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義 (要)3.1. 機能に関する事項 (要)3.2. 画面に関する事項 (要)3.3. 帳票に関する事項 (要)3.4. 情報・データに関する事項 (要)3.5. 外部インタフェースに関する事項 (要)4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	任意	20	0	20	・設計工程の進め方や工夫点が具体的に説明されている。		
		2.5.3	・開発工程の進め方や工夫点を記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義 (要)3.1. 機能に関する事項 (要)3.2. 画面に関する事項 (要)3.3. 帳票に関する事項 (要)3.4. 情報・データに関する事項 (要)3.5. 外部インタフェースに関する事項 (要)4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	任意	20	0	20	・開発工程の進め方や工夫点が具体的に説明されている。		
3 情報システムの非機能等に関する要件の実現方策 (要件定義の理解度)						36	1	35			

評価項目一覧 - 提案要求事項一覧

大項目	中項目	小項目	評価項目	仕様書の該当項目 (※) (仕)は入札仕様書に記載している該当項目 (要)は要件定義書に記載している該当項目	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号
						合計	基礎点	加 点	基礎点	加 点	
		3.0.0	・本調達の実機能要件を理解したうえで、非機能に係る事項を記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義 (要)4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 (要)4.2. システム方式に関する事項 (要)4.3. 規模に関する事項 (要)4.4. 性能に関する事項 (要)4.5. 信頼性に関する事項 (要)4.6. 拡張性に関する事項 (要)4.7. 上位互換性に関する事項 (要)4.8. 中立性に関する事項 (要)4.9. 継続性に関する事項 (要)4.10. 情報セキュリティに関する事項 (要)4.11. 情報システム稼働環境に関する事項	必須	1	1	0	・非機能に係る事項及びその実現に関する基本方針が記載されている。		
3.1 性能要件											
		3.1.1	・レスポンスタイムを明確に記載しているか。	(要)4.3. 規模に関する事項 (要)4.4. 性能に関する事項	任意	3	0	3	・要求されているレスポンスタイムを満たすための具体的な説明がされている。 ・ユーザー増加、同時アクセス数の増加、業務量・データ量の増加、オンラインリクエスト件数の増加等、将来的な変動要素について具体的な対策の説明がされている。		
3.2 信頼性要件											
		3.2.1	・可用性に係る指標を明確に記載しているか。	(要)4.5. 信頼性に関する事項	任意	3	0	3	・「稼働率」の目標値99%を満たす根拠が記載されている。		
		3.2.2	・完全性に係る対策を明確に記載しているか。	(要)4.5. 信頼性に関する事項	任意	3	0	3	・データの滅失や改変の防止、ログ等の証跡、毀損したデータ及び毀損していないデータの特定等の対策が記載されている。		
3.3 拡張性要件											
		3.3.1	・大幅な改修をしなくとも対応可能な拡張性に関する対策を明確に記載しているか。	(要)4.3. 規模に関する事項 (要)4.6. 拡張性に関する事項	任意	3	0	3	・ユーザー増加、業務量・データ量の増加、情報項目の追加・削除等に対して、大幅な改修をしなくとも拡張できる根拠が記載されている。		
3.4 継続性要件											
		3.4.1	・情報システムのバックアップ方法を明確に記載しているか。	(要)4.9. 継続性に関する事項	任意	3	0	3	・情報システムのバックアップ方法について具体的な説明がされている。		
3.5 情報セキュリティ要件											
		3.5.1	・不正操作に対する監視方法を明確に記載しているか。	(要)4.10. 情報セキュリティに関する事項 (要)4.11. 情報システム稼働環境に関する事項 (要)4.15. 運用に関する要件	任意	10	0	10	・不正操作(不正利用・なりすまし、不正アクセス・不正侵入、改ざん、盗聴、情報漏洩等)に対する監視方法について具体的な説明がされている。		
		3.5.2	・情報セキュリティ要件に対する管理体制・方法や管理するための手順等を明確に記載しているか。	(要)4.10. 情報セキュリティに関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項 (仕)6. 作業の実施に関する事項	任意	10	0	10	・情報セキュリティ対策に対する管理体制・方法や管理するための手順等について具体的な説明がされている。		
4 テストに関する要件の実行方策 (要件定義の理解度)						41	1	40			
4.1 テスト要件											
		4.1.1	・本調達のテスト要件を理解したうえで、テストに関する事項を記載しているか。	(要)4.12. テストに関する事項	必須	1	1	0	・テストに関する事項が記載されている。		
		4.1.2	・スケジュール、テスト環境、テスト手順等を明確に記載しているか。	(要)4.12. テストに関する事項	任意	20	0	20	・スケジュール、テスト環境、テスト手順等について具体的な説明がされている。 ・テストに関し、特に留意すべき事項が記載されている。		
4.2 テストの工夫点											
		4.2.1	・テスト工程の工夫点を記載しているか。	(要)4.12. テストに関する事項	任意	20	0	20	・テスト工程の工夫点が具体的に説明されている。		
5 教育に関する要件の実行方策 (要件定義の理解度)						6	1	5			
5.1 教育要件											
		5.1.1	・本調達の教育要件を理解したうえで、教育に関する事項を記載しているか。	(要)4.14. 教育に関する事項	必須	1	1	0	・教育に関する事項が記載されている。		
		5.1.2	・スケジュール、研修環境及びデータ、研修資料作成支援、教育手順等を明確に記載しているか。	(要)4.14. 教育に関する事項	任意	5	0	5	・スケジュール、研修環境及びデータ、研修資料作成支援、教育手順等について具体的な説明がされている。 ・教育に関し、特に留意する事項が記載されている。		
6 運用保守に関する要件の実行方策 (要件定義の理解度)						31	2	29			

評価項目一覧 - 提案要求事項一覧

大項目	中項目	小項目	評価項目	仕様書の該当項目 (※) (仕)は入札仕様書に記載している該当項目 (要)は要件定義書に記載している該当項目	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号	
						合計	基礎点	加 点	基礎点	加 点		
6.1 運用要件												
		6.1.1	・本調達の運用要件を理解したうえで、運用に関する事項を記載しているか。	(要)4.15. 運用に関する事項	必須	1	1	0	・運用に関する事項が記載されている。			
		6.1.2	・運用監視方法を明確に記載しているか。	(要)4.15. 運用に関する事項	任意	20	0	20	・運用監視方法(情報システムの操作・監視、ログ出力・蓄積・監視等)について具体的な説明がされている。 ・運用監視に関し、特に留意する事項が記載されている。			
6.2 保守要件												
		6.2.1	・本調達の保守要件を理解したうえで、保守に関する事項を記載しているか。	(要)4.16. 保守に関する事項	必須	1	1	0	・保守に関する事項が記載されている。			
		6.2.2	・保守拠点について具体的な説明を記載しているか。	(要)4.11. 情報システム稼働環境に関する事項 (要)4.16. 保守に関する事項	任意	3	0	3	・保守拠点のセキュリティ対策について具体的な説明がされている。			
		6.2.3	・インシデント管理について具体的な手順、報告様式を記載しているか。	(要)4.16. 保守に関する事項	任意	3	0	3	・インシデント管理の具体的な手順、報告様式が記載されている。			
		6.2.4	・構成管理方法を明確に記載しているか。	(要)4.16. 保守に関する事項	任意	3	0	3	・構成管理方法ソフトウェア、プログラムソース、ドキュメント等)について具体的な説明がされている。			
7 作業の体制及びプロジェクト管理(プロジェクト計画能力、プロジェクト管理能力、設計・開発等に関する技術的能力)						72	8	64				
7.1 全体スケジュール												
		7.1.1	・本調達の作業スケジュールを理解したうえで、全体スケジュールを記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項	必須	1	1	0	・全体スケジュールが記載されている。			
		7.1.2	・容量市場システム(既存機能)及び広域機関システムや金融機関システム等とのファイル連携を踏まえ全体スケジュールを明確に記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項	任意	10	0	10	・容量市場システム(一次開発)及び広域機関システムとのファイル連携を踏まえ全体スケジュールを明確に記載しているか。			
7.2 実施体制及び受託者のスキル												
		7.2.1	・本調達の作業実施体制及び資格要件を理解したうえで、実施体制及び要員が有する資格を記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・実施体制及び要員の資格が記載されている。			
		7.2.2	・本調達業務を実現できる実施体制、作業要員及び有する資格、作業場所を明確に記載しているか。(設計開発業務及び稼働後の運用保守業務)	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3	・設計開発業務及び稼働後の運用保守業務に対する実施体制、作業要員、作業場所について具体的な説明がされている。			
		7.2.3	・プロジェクトマネージャーは、電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入等の管理実績をどれくらい実施した経験があるか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3	・十分な経験を有している。			
		7.2.4	・プロジェクトマネージャーは、EVM(アードバリューマネジメント)による進捗管理に精通し、経験を有しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3	・十分な経験を有している。			
7.3 進捗管理												
		7.3.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、進捗管理方法を記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・進捗管理方法が記載されている。			
		7.3.2	・進捗管理方法を明確に記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3	・WBS単位での進捗管理を行うことが説明されている。 ・WBSの作成タイミングについて説明されている。			
		7.3.3	・EVM手法を活用した進捗管理方法について具体的な説明を記載しているか。	(仕)3. 作業の実施内容に関する事項	任意	10	0	10	・EVM手法を活用した進捗管理方法について具体的な説明がされている。			
7.4 品質管理												
		7.4.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、品質管理方法を明確に記載しているか。	(仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・品質管理方法が記載されている。			
		7.4.2	・品質管理方法を明確に記載しているか。	(仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	10	0	10	・本調達業務の成果物に対して、品質を確保するための品質管理方法について具体的な説明がされている。 ・要件に対する機能の充足性および要件トレーサビリティを確保するための施策が具体的に説明されている。			
7.5 コミュニケーション管理												
		7.5.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、コミュニケーション管理方法を記載しているか。	(仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・会議体等が記載されている。			

評価項目一覧 - 提案要求事項一覧

大項目	中項目	小項目	評価項目	仕様書の該当項目 (※) (仕)は入札仕様書に記載している該当項目 (要)は要件定義書に記載している該当項目	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号	
						合計	基礎点	加 点	基礎点	加 点		
		7.5.2	・コミュニケーション管理方法を明確に記載しているか。	(仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3		・本調達業務の円滑な運営を図るため、本機関との密な連絡を実行するための具体的な会議体、会議の目的や参加者、開催頻度等について具体的な説明がされている。		
7.6 リスク管理												
		7.6.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、リスク管理方法を記載しているか。	(仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・リスク管理方法が記載されている。			
		7.6.2	・リスク管理方法を明確に記載しているか。	(仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3		・リスク管理方法の具体的な手順、体制、報告様式が記載されている。		
		7.6.3	・本調達業務における現時点の想定されるリスクを抽出し、該当リスクに対するリスク軽減策を明確に記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)4. 満たすべき要件に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3		・想定されるリスク及び該当リスクに対するリスク軽減策について具体的な説明がされている。		
7.7 課題管理												
		8.7.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、課題管理方法を記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・課題管理方法が記載されている。			
		8.7.2	・課題管理方法を明確に記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3		・課題管理方法の具体的な手順、体制、報告様式が記載されている。		
7.8 変更管理												
		7.8.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、変更管理方法を記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・変更管理方法が記載されている。			
		7.8.2	・変更管理方法を明確に記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	10	0	10		・変更管理方法の具体的な手順、体制、報告様式が記載されている。		
8 入札参加資格(設計・開発等に関する技術的能力、組織的対応力)						3	0	3				
8.1 入札参加資格												
		8.1.1	・電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入及び運用実績があるか。	(仕)8. 入札参加資格に関する事項	任意	3	0	3		・十分な実績の記載がある。		
						合計	300	19	281			

電力広域的運営推進機関
容量市場の実需給期間に向けたシステムの設計開発
及び運用保守業務委託

評価手順書（加算方式）

2021年5月12日

電力広域的運営推進機関

本書は、電力広域的運営推進機関容量市場システム（一次開発）の設計開発及び運用保守業務委託に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される評価項目のうち評価区分が必須とされた項目を、全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分(※)×(1－入札価格÷予定価格)

※なお、技術点の配分と価格点の配分は、3：1とする。

1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を300点、価格点の配分を100点とする。

技術点	300点
価格点	100点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ・別添「評価項目一覧」の「評価項目」の、評価区分が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

2.2 二次評価

「2.1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「3 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される「評価項目」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者を不合格とする。複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点
- ③ 技術点及び価格点に小数点第2位以下の端数を生じた場合は切り捨てとする。

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて評価項目毎の得点が決まる。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧」の「得点配分」欄を参照)

3.2 基礎点評価

基礎点は、評価項目の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には評価基準の基礎点の基準を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。応札者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応札者は不合格となる。

3.3 加点評価

加点は、各評価項目の評価基準の加点欄に沿って評価を行う。